

令和6年度決算検査報告

会 計 検 査 院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて令和 6 年度決算検査報告を作成し、令和 7 年 11 月 5 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、令和 7 年 9 月 2 日、内閣から令和 6 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って令和 7 年 11 月 5 日内閣に回付した。

目 次

令和6年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の
数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

ページ

第1章	検査の概要	1
第1節	検査活動の概況	1
第1	検査の方針	1
第2	検査の実施	5
第2節	検査結果の概要	7
第1	事項等別の検査結果	7
1	事項等別の概要	7
2	「第3章 個別の検査結果」の概要	10
3	「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	16
第2	国民の関心の高い事項等に関する検査結果	18
第2章	決算の確認	23
第1節	国の決算の確認	23
第1	一般会計	23
第2	特別会計	23
第2節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	24
第3節	政府関係機関の決算の検査完了	25
第4節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	25
第1	一般会計	25
第2	特別会計	25
第5節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	26
第3章	個別の検査結果	27
第1節	省庁別の検査結果	27
第1	内閣府	27
	(内閣府本府)	27
	不当事項	27
	役 務	27
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[内閣府本府](1)	27
	補助金	27
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	27

	(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	29
目	子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの〔5 都府県〕(2)–(6)	29
次	(2) 補助の対象とならないもの	31
	デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)及びデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの〔内閣府本府、3 県〕(7)–(10)	31
	地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの〔内閣府本府〕(11)	33
	(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	34
	交付対象事業費の算定が適切でなかったため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)が過大に交付されていたもの〔高知県〕(12)	34
	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔東京都〕(13)	35
	沖縄振興特別推進交付金が過大に交付されていたもの〔内閣府本府〕(14)	37
	(4) 補助の目的を達していなかったもの	38
	沖縄観光防災力強化支援事業費補助金により取得した実施設計書等の成果品が全く使用されておらず、補助の目的を達していなかったもの〔沖縄総合事務局〕(15)	38
	(警 察 庁)	40
	令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	40
	犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理について	40
	(消 費 者 庁)	42
	不 当 事 項	42
	補 助 金	42
	地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費を過大に精算していたもの〔消費者庁〕(16)	42
	(こ ども 家 庭 庁)	44
	不 当 事 項	44
	役 務	44
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔こども家庭庁〕(17)	44
	補 助 金	44
	子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当と認められるもの〔2 都県〕(18) (19)	44

意見を表示し又は処置を要求した事項	46
子ども・子育て支援交付金の交付対象である放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童クラブの長時間開所加算について、その実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った合理的な制度設計とするよう意見を表示したものの	46
【当局が講じた処置】	54
令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	54
障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について	54
第2 総務省	56
不当事項	56
補助金	56
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	56
(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの〔総務本省、9都道県〕(20)–(33)	57
(2) 利用者向けデジタル活用支援推進事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの〔総務本省〕(34)	59
その他	61
特別交付税の額の算定に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(35)–(49)	61
震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(50)–(54)	64
第3 外務省	67
不当事項	67
不正行為	67
職員の不正行為による損害が生じたもの〔在カラチ日本国総領事館〕(55)	67
意見を表示し又は処置を要求した事項	67
(1) 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されていない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したものの	67
(2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなどの場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したものの	76
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	84
在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事について、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認することを会計事務の手引きなどに定めるなどして、境界塀等が土地の境界内に適切に設置されるよう改善させたもの	84
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	87
政府開発援助の実施状況について	87

第4 財 務 省	90
不 当 事 項	90
租 税	90
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[60 税務署] (56)	90
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	98
税制適格ストック・オプションにより取得した株式の譲渡所得に係る納税義務者のリス ストを有効活用する方法を定めて周知するとともに、税制非適格ストック・オプショ ンの行使による経済的利益の額が適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者の 情報を各税務署等に提供するよう改善させたもの	98
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	103
戸田公園内に所在する普通財産の管理等について	103
第5 文 部 科 学 省	105
不 当 事 項	105
役 務	105
委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際の従事 時間よりも多くの時間に従事したこととして人件費が算定されていたため、委託費の 支払額が過大となっていたもの[文化庁] (57)	105
補 助 金	105
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	105
(1) 認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの[熊本県] (58)	106
(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[文部科学本省、5 県] (59)–(65)	107
(3) 私立学校施設整備費補助金(教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊 急特別推進事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (66)–(72)	110
(4) 私立学校情報機器整備費補助金(遠隔授業活用推進事業)の補助の対象とならない もの[文部科学本省] (73)	114
(5) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの[東京都] (74) (75)	115
令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	117
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について	117
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	118
(1) 義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち加配定数に相当する教職員として短 時間教職員を配置した場合における常勤の教職員の数への換算について	118
(2) GIGA スクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備 された学習者用コンピュータの貸与状況等について	120
第6 厚 生 労 働 省	121
不 当 事 項	121
保 険 料	121
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[23 労働局] (76)	121
保険料・その他	125
健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの [厚生労働本省] (77)	125

役 務	128	
委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省] (78)	128	目
保 険 給 付	129	次
雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、大阪労働局] (79)	129	
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、3労働局] (80)	131	
雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、5労働局] (81)	134	
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、15公共職業安定所] (82)	137	
求職者支援制度における職業訓練の認定が適正でなかったため、雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、2労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構] (83)	140	
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (84)	142	
医 療 費	145	
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、8厚生(支)局、19都道府県] (85)	145	
補 助 金	151	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	151	
(1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (86) (87)	152	
(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[3府県] (88)–(91)	156	
(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[2府県] (92)–(97)	158	
(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[大阪府] (98)–(104)	161	
(5) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働本省] (105)–(111)	162	
(6) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (112)–(120)	166	

	(7) 生活基盤施設耐震化等交付金で実施した工事の設計が適切でなかったもの〔福岡県〕(121)	170
目	(8) 保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上強化事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(122)	171
次	(9) 保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの〔熊本県〕(123)	173
	(10) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護技能評価試験等実施事業分)が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(124)	174
	(11) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの〔11 都府県〕(125)–(137)	175
	(12) 障害者自立支援給付費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔2 府県〕(138) (139)	177
	(13) 精神障害者措置入院費負担金が過大に交付されていたもの〔兵庫県〕(140)	179
	(14) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔静岡県〕(141)	181
	(15) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの〔3 県〕(142)–(144)	182
	(16) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔9 道県〕(145)–(159)	183
	そ の 他	186
	介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔6 道府県、8 市区〕(160)	186
	自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔奈良県奈良市〕(161)	191
	意見を表示し又は処置を要求した事項	194
	(1) 被保護者健康管理支援事業に係る国庫負担金の算定に当たり、過大に精算されていたオプション利用料に係る国庫負担金の返還の手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、人件費及び委託費に係る対象経費を算出する具体的な方法を周知するなどするよう是正改善の処置を求めたもの	194
	(2) 労働者災害補償保険の保険料について、一括有期事業等に係る保険料の適切な算定等に関して事業主等に周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として確定保険料等のデータを突合するなどの方法をマニュアル等で示すなどの体制整備を図るよう意見を表示したもの	200
	(3) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費の支給に当たり、過大に支給されていた同医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、及び適正に審査を行うことについて徹底を図るよう是正改善の処置を求め、並びに標準化システムの機能要件に同医療費の点検項目を追加するなどするよう改善の処置を要求し、及び同医療費の支給認定に係る情報を共有する仕組みの構築について助言するよう意見を表示したもの	207
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	218
	特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定に当たり、保険者等及び医療機関に対して、初診料の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、再診料の取扱いを明確にした上でその周知徹底を図ることにより、初診料及び再診料の算定が適切に行われるよう改善させたもの	218

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	223
(1) 雇用保険の人材開発支援助成金の支給について	223
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急 小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況について	224
(3) 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直しについて	226
第7 農 林 水 産 省	228
不 当 事 項	228
予 算 経 理	228
国際機関等に派遣する職員に対して支給する給与の支給割合の決定に当たり、扶養児 童手当等を派遣先から支給される報酬に含めておらず、また、家賃から控除すべき額 を控除していないなどしていたため、派遣職員給与の支給額が過大となっていたもの 〔農林水産本省、林野庁、水産庁〕(162)	228
役務・補助金	230
委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の 業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこ ととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交 付額が過大となっていたもの〔農林水産本省、水産庁〕(163)(164)	230
補 助 金	231
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	231
(1) 補助の対象とならないなどのもの	232
農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継 続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの〔農林水産本省〕 (165)(166)	232
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象と ならない経費を含めるなどしていたもの〔北海道農政事務所〕(167)	234
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の交付対象事業費に、対象となら ない経費を含めていたもの〔九州農政局〕(168)	236
(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	237
虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を 従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付 額が過大となっていたもの〔農林水産本省、水産庁〕(163)(164)	237
水利施設等保全高度化事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの〔九州 農政局〕(169)	237
(3) 工事の設計が適切でなかったもの	238
護床工の設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(170)	238
洪水吐の設計が適切でなかったもの〔九州農政局〕(171)	240
(4) 工事の施工が適切でなかったもの	242
水路工の施工が適切でなかったもの〔九州農政局〕(172)	242
チーズ加工施設の施工が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(173)	244
(5) 計画が適切でなかったもの	246
ため池廃止工事の実施に当たり、計画が適切でなかったため、工事实施後も浸 水被害の発生を防止できない状態となっていたもの〔東北農政局〕(174)	246

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	247
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの[東海農政局](175)	247
(7) 事業を実施していなかったもの	249
福島県産水産物消費拡大事業が実施されていなかったもの[農林水産本省](176)	249
(8) 事業の一部を実施していなかったもの	250
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかったもの[関東農政局](177)	250
意見を表示し又は処置を要求した事項	250
水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には協議会において自然災害等による収量低下等の合理的な理由があることを確認することなどを実施要綱等に明記するなどするよう改善の処置を要求したもの	250
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	255
(1) ため池廃止工事の実施に当たり、廃止するため池に流入する雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか確認し、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うことなどを都道府県等に周知することにより、下流域に被害を及ぼすことのないよう改善させたもの	255
(2) 収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナについて、森林管理局に対して職員の習熟度の向上を図るための研修をより一層行うよう指導するなどして、有効に活用されるよう改善させたもの	258
(3) 土地改良事業におけるファームポンドの耐震設計について、直近の耐震設計の考え方が示されている耐震設計指針に基づいて行うことなどを周知することにより、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう改善させたもの	262
令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	266
非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について	266
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	268
(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の実施について	268
(2) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について	269
(3) 鳥獣被害防止総合支援対策における軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等について	270
(4) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出について	271
第8 経 済 産 業 省	273
不 当 事 項	273
役務・補助金	273
委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの[経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、北海道経済産業局、東北経済産業局、近畿経済産業局、四国経済産業局、九州経済産業局](178)～(186)	273

補 助 金	273	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	273	
(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	275	目
虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を 従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付 額が過大となっていたもの〔経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁〕 (178) (179) (181)	275	次
(2) 補助の対象とならないもの	276	
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 により石油製品タンク等を設置する事業の実施に当たり、石油製品タンクが非 常用発電機に接続されておらず、補助の対象とならないもの〔資源エネルギー 庁〕(187)	276	
需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事 業費補助金の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの〔資源 エネルギー庁〕(188)	277	
(3) 工事の施工が適切でなかったもの	278	
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金により実施した事業に おいて、バイオマスガス化燃焼ボイラー等で構成される省エネルギー性能の高 いシステムにおける配管の施工が適切でなかったもの〔資源エネルギー庁〕 (189)	278	
意見を表示し又は処置を要求した事項	280	
(1) 中小企業等事業再構築促進事業の実施に当たり、処分制限財産は原則として事業 計画書に記載された事業再構築にのみ使用する必要があることなどを事業主体に 対して周知するとともに、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策 を検討し、また、事業化状況等報告書における報告方法を見直すよう意見を表示 したもの	280	
(2) 東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金について、必要額 を超えて保有していると認められる額について速やかに国庫に納付させるととも に、保有規模について点検・検証等を適切に行うこととするよう改善の処置を要 求したもの	281	
(3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定 における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとする よう改善の処置を要求したもの	290	
令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	290	
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施状況について	290	
第 9 国 土 交 通 省	291	
不 当 事 項	291	
工 事	291	
車道等における欠損部補修工の実施に当たり、工事の実態を踏まえた単価を用いるな どして契約変更を行っていなかったため、工事費が過大となっていたもの〔四国地方 整備局松山河川国道事務所〕(190)	291	

目次	物 件	294
	国が管理しているトンネル等の使用を許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっていたもの〔東京航空局〕(191)	294
	補 助 金	296
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	296
	(1) 工事の設計が適切でなかったもの	298
	擁壁の設計が適切でなかったもの〔2 県〕(192)–(194)	298
	橋りょうの横変位拘束構造の設計が適切でなかったもの〔群馬県〕(195) (196)	303
	橋りょうの橋座部の設計が適切でなかったもの〔群馬県〕(197) (198)	307
	ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの〔宮城県〕(199)	310
	落石対策工の設計が適切でなかったもの〔兵庫県〕(200)	313
	側壁護岸の設計が適切でなかったもの〔東京都〕(201)	315
	(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	318
	災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの〔宮城県〕(202) (203)	318
	トイレ施設、ガス管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔東北地方整備局、大阪府〕(204) (205)	320
	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されていたもの〔観光庁〕(206) (207)	322
	(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの	324
	防災集団移転促進事業により整備した住宅敷地について承認を受けずに財産の処分を行い、譲渡額に係る国庫納付を行っていなかったもの〔宮城県〕(208) (209)	324
	(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	325
	虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付額が過大となっていたもの〔国土交通本省、観光庁〕(210) (211)	325
	(5) 工事の施工が適切でなかったもの	325
	擁壁の施工が適切でなかったもの〔2 県〕(212) (213)	325
	(6) 補助の対象とならないもの	328
	工事が完了していないのに完了したとして補助金の交付を受けていたもの〔国土交通本省〕(214)	328
	港湾改修工事に係る補助対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの〔中国地方整備局〕(215)	329
	(7) 計画が適切でなかったもの	330
	落石防護柵工の実施に当たり、道路に到達するおそれがある浮石等の全てを対象として計画されていなかったため、車両等を落石の被害から防護できない状態となっていたもの〔長崎県〕(216)	330

(8) 工事費の積算が過大となっていたもの	332
非常用発電機に係る費用の積算が過大となっていたもの〔徳島県〕(217)	332
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	334
(1) 新たに設計する添架水管橋について、原則として耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架することなどを周知するとともに、耐震性が確保されていないおそれがある既設の添架水管橋について、耐震性を確保するための工法を検討することや添架水管橋に係る応急対策を策定することを周知するなどして、地震災害時に上下水道の機能が確保されるよう改善させたもの	334
(2) LNG バンカリング整備事業の実施に当たり、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を補助要綱等で明確に示すなどして、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの	339
(3) 空港消防等業務の実施に当たり、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載することなどにより、空港消防等業務を整備基準等に基づき適切に実施する体制が執られるよう改善させたもの	343
令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	347
(1) ICT(情報通信技術)活用工事の積算について	347
(2) 緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等について	348
(3) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡し等の促進等の措置の実施について	350
(4) 公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて	351
第10 環 境 省	353
不 当 事 項	353
役 務	353
委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔環境本省、北海道地方環境事務所〕(218)(219)	353
除去土壌再生利用技術等実証事業の実施に当たり、実証業務等の中止に伴い機器を設置しないこととなったことなどを踏まえて契約額を減額していなかったため、契約額が割高となっていたもの〔福島地方環境事務所〕(220)	353
補 助 金	355
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)により整備した太陽光発電設備の設計が適切でなかったもの〔中国四国地方環境事務所〕(221)	355
そ の 他	358
国立公園内に所在する機械設備等に係る公共補償の実施に当たり、当該機械設備等の財産価値の減耗分を控除していなかったため、国の負担額が過大となっていたもの〔近畿地方環境事務所、鳥取県〕(222)	358

意見を表示し又は処置を要求した事項	360
(1) 国立公園において所在又は所有者が不明のままとなっている公園施設等について 所在等を特定するなどのための計画を策定するよう適宜の処置を要求し、並びに 所在を特定できた重要施設について個別施設計画を策定すること及び公園施設の 所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指 示するよう改善の処置を要求したもの	360
(2) 委託業務の実施に当たり、雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に 示すことなどにより、外注費に計上すべきである経費が雑役務費に計上され、こ れに係る一般管理費が計上されることのないよう意見を表示したもの	366
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	372
除去土壌再生利用技術等実証事業において一度も使用されることなく保管されたまま となっていた機器の有効活用が図られるよう、また、今後実施する除去土壌の再生利 用に係る事業において事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入 手続の開始時期について十分に検討を行うなどの体制を整備するよう改善させたもの	372
第11 防 衛 省	377
不 当 事 項	377
予 算 経 理	377
潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて 潜水手当を過大に支給していたもの[海上自衛隊 12 部隊等] (223)–(234)	377
役 務	381
航空自衛隊クラウドシステム(後方支援サービス)システム維持契約において、履行内 容の追加に伴う変更契約に係る予定価格の算定に当たり、コスト変動調整率の適用を 誤ったため、契約額が割高となっていたもの[航空自衛隊第 3 補給処] (235)	381
不正行為	383
職員の不正行為による損害が生じたもの[自衛隊沖縄地方協力本部、陸上自衛隊旭川 駐屯地業務隊] (236) (237)	383
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	384
(1) 使用できない状態となっていた I 型ドローンについて、総務大臣等の承認を受け て使用できる状態にするとともに、災害等の対処に使用するドローンの調達に係 る仕様書の記載要領等を改正するなどして、総務大臣等の承認を受けるために必 要な情報を適時かつ確実に把握するよう改善させたもの	384
(2) 見積活用方式の適用に当たり、運用マニュアルを改正して、工種の示す内容が分 かるように明示するとともに、適用した理由を記録に残すこと、見積価格の妥当 性を確認した根拠資料を保存することを新たに定め、対象工事の選定等に係る実 施手順等を作成することなどにより、予定価格の算定が適正に行われるよう改善 させたもの	387
(3) 有償援助により調達した物品について、物品管理簿に記録する取得価格の通貨単 位を円貨に統一すること、物品管理簿に適切に記録するための手続や登録指示の 依頼等の記録を保存することなどを要領等に定めることなどにより、物品増減及 び現在額報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう改善させたも の	392

(4) 車載用無線機の配備状況等に係る情報を航空自衛隊の関係部署間で適時に共有する体制を整備することにより、高射部隊用無線機２型等の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が適時適切に配備され、有効に活用されるよう改善させたもの	398	目
(第１ 内閣府(内閣府本府、こども家庭庁)、第５ 文部科学省、第６ 厚生労働省、第７ 農林水産省、第８ 経済産業省、第９ 国土交通省、第１０ 環境省)	401	次
不 当 事 項	401	
役務・補助金	401	
国の委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの[内閣府本府、こども家庭庁、文化庁、厚生労働本省、農林水産本省、水産庁、経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、北海道経済産業局、東北経済産業局、近畿経済産業局、四国経済産業局、九州経済産業局、国土交通本省、観光庁、環境本省、北海道地方環境事務所]		
(１)(17)(57)(78)(163)(164)(178)–(186)(210)(211)(218)(219)	401	
第12 復興庁、(第５ 文部科学省、第７ 農林水産省、第９ 国土交通省)	409	
令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	409	
(1)–(3) 福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模について	409	
(第６ 厚生労働省、第10 環境省)	411	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	411	
(1)(2) 国際機関等に派遣する職員に対して支給する給与の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に支給の有無、金額等が決まっている諸手当に関する事項が記載されている場合には、支給割合の再決定の可否を検討するために、派遣後に当該諸手当の支給の有無、金額等を確認することにより、派遣職員給与の支給が適切に行われるよう改善させたもの	411	
第２節 団体別の検査結果	415	
第１ 日本私立学校振興・共済事業団	415	
不 当 事 項	415	
補 助 金	415	
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団] (238) (239)	415	
第２ 東日本高速道路株式会社、第３ 中日本高速道路株式会社、第４ 西日本高速道路株式会社	418	
意見を表示し又は処置を要求した事項	418	
(1)–(3) 道路区域外危険箇所における土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けて、警戒区域を考慮するなどして改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、当該箇所の管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成するとともに、管理者等との間で調整を行う際の方針等を定めるなどするよう改善の処置を要求したもの	418	

第5 国立研究開発法人物質・材料研究機構	432
不当事項	432
不正行為	432
職員の不正行為による損害が生じたもの[国立研究開発法人物質・材料研究機構本部]	
(240)	432
第6 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	433
不当事項	433
物件	433
動的核偏極装置の管理が適切に行われておらず、一度も使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの[国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構](241)	433
第7 国立研究開発法人建築研究所	435
不当事項	435
予算経理	435
実験棟の電気設備等の改修工事について、工事が完了していないのに完了したとする虚偽の検査調書を作成し、これに基づき契約金額全額を支払っていて、会計規程等に違反していたもの[国立研究開発法人建築研究所](242)	435
第8 独立行政法人海技教育機構	438
不当事項	438
不正行為	438
職員の不正行為による損害が生じたもの[独立行政法人海技教育機構国立宮古海上技術短期大学校](243)	438
第9 独立行政法人国際協力機構	439
不当事項	439
物件	439
長期派遣前訓練の参加者等に貸与するタブレット端末の調達数量の算定に当たり、訓練の参加者数に関する削減方針等を考慮して適切な調達数量となるよう見直しを行っていないため、調達数量が過大となっていたもの[独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局二本松青年海外協力隊訓練所](244)	439
意見を表示し又は処置を要求した事項	441
(1) 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した食糧等を売却するなどして回収した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されていない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したもの	441
(2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなどの場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	447
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	447
政府開発援助の実施状況について	447

第10 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	448
意見を表示し又は処置を要求した事項	448
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとするよう改善の処置を要求したもの	448
第11 独立行政法人水資源機構	455
意見を表示し又は処置を要求した事項	455
浸水した場合の影響等を調査した上で、浸水対策の必要性及び優先度の判断基準等を記載した指針を策定し、これに基づき、浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を策定することにより、揚排水機場等における浸水対策が適切に実施されるよう意見を表示したもの	455
第12 独立行政法人労働者健康安全機構	459
不 当 事 項	459
予 算 経 理	459
総合患者サポートセンターを設置するために必要な工事の実施に当たり、一般競争入札に付さずに、口頭で請負業者に発注した上で、随意契約によることができるときに該当すると装うために分割して契約書を作成するなどして、契約事務が適正を欠くと認められるもの[独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院] (245)	459
第13 独立行政法人国立病院機構	462
不 当 事 項	462
不正行為	462
職員の不正行為による損害が生じたもの[独立行政法人国立病院機構和歌山病院] (246)	462
第14 独立行政法人中小企業基盤整備機構	463
不 当 事 項	463
補 助 金	463
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	463
(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金が過大に交付されていたなどのもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部] (247)–(251)	464
(2) 中小企業等事業再構築促進補助金が過大に交付されていたなどのもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部] (252)–(271)	466
意見を表示し又は処置を要求した事項	471
中小企業等事業再構築促進事業の実施に当たり、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築にのみ使用する必要があることなどを事業主体に対して周知するとともに、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討し、また、事業化状況等報告書における報告方法を見直すよう意見を表示したもの	471
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	482
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に充てるために追加で出資された政府出資金を財源とした貸付金に係る償還金について、使用見込みのない額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後発生する償還金についても年度ごとに国庫に納付することとするよう改善させたもの	482
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	487
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施状況について	487

	第15 独立行政法人住宅金融支援機構	491
	令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	491
目	住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について	491
	第16 四国旅客鉄道株式会社	493
次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	493
	情報システムの保守等業務契約について、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることを原則とすることにより基準価格の設定が適切なものとなるよう改善させたもの	493
	第17 株式会社ゆうちょ銀行	496
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	496
	銀行業務に係る研修を実施するために郵便研修施設に配備されている新型端末について、日本郵便株式会社と連携して研修体制を見直し、配備し続ける必要がない新型端末を郵便局に移設することなどにより、新型端末が有効に活用されるよう改善させたもの	496
	第3節 不当事項に係る是正措置の検査の結果	500
	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	500
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	505
	第1節 国会及び内閣に対する報告	505
	第1 中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について	505
	第2 租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について	512
	第3 国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等の状況について	518
	第4 各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について	522
	第5 国際機関等に対する拠出等の状況について	527
	第2節 国会からの検査要請事項に関する報告	532
	第1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策について	532
	第2 官民ファンドにおける業務運営の状況について	537
	第3節 特定検査対象に関する検査状況	547
	第1 一般予備費の使用等の状況について	547
	第2 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について	575
	第3 多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について	605
	第4 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について	621
	第5 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について	642
	第4節 特別会計財務書類の検査	677

第5章	会計事務職員に対する検定	681	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	681	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	682	目
第3節	国の予算執行職員に対する検定	683	
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	685	次
第1節	検査対象別の概要	685	
第1	歳入歳出決算	685	
1	概況	685	
2	一般会計	685	
3	特別会計(目次18ページ参照)	690	
第2	法律により設置されている資金の受払	697	
1	国税収納金整理資金	697	
2	決算調整資金	697	
3	貨幣回収準備資金	698	
4	防衛力強化資金	698	
第3	債権及び債務	699	
1	債権	699	
2	債務	699	
第4	国有財産及び物品	700	
1	国有財産	700	
2	物品	701	
第5	財政融資資金の長期運用	702	
第6	政府関係機関及びその他の団体	703	
1	概況	703	
2	政府関係機関の収入支出決算(目次18ページ参照)	707	
3	日本銀行の決算	709	
4	日本放送協会の決算	709	
第2節	国の財政等の状況	712	
第1	国の財政の状況	712	
第2	日本銀行の財務の状況	727	

特別会計及び政府関係機関の決算記述

目

次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	690
2 地震再保険特別会計	690
3 国債整理基金特別会計	690
4 外国為替資金特別会計	690
5 財政投融资特別会計	691
6 エネルギー対策特別会計	691
7 労働保険特別会計	692
8 年金特別会計	692
9 食料安定供給特別会計	694
10 国有林野事業債務管理特別会計	695
11 特許特別会計	695
12 自動車安全特別会計	695
13 東日本大震災復興特別会計	696

【政府関係機関】

1 沖縄振興開発金融公庫	707
2 株式会社日本政策金融公庫	707
3 株式会社国際協力銀行	708
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	708

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

また、検査報告中の図表は、特に注記しているものを除き、本検査報告の取りまとめに当たって本院が作成したものである。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、令和7年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

令和7年次会計検査の基本方針

(令和6年9月5日策定)

会計検査院は、令和7年次の検査(検査実施期間 6年10月から7年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和7年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、急速に進行する少子高齢化や人口減少、潜在成長率の停滞、自然災害の頻発化・激甚化、厳しい安全保障環境、行政のデジタル化の遅れなどへの対応が課題となっている。

このような中で、近年の予算においては、社会保障、文教及び科学振興、防衛、公共事業等のための予算に加えて、予期せぬ状況変化に備えるなどとして、コロナ禍前と比較して多額の予備費が計上されている。そして、政府は、次元の異なる少子化対策、防衛力の抜本的な強化、デジタル社会の形成に向けた取組等を推進するとしている。

一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどり、6年度末には約1105兆円に達すると見込まれており、6年度一般会計予算における公債依存度は約31%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政健全化が課題となっている。このような中で、政府は、12年度までの6年間を対象期間とする「経済・財政新生計画」を定めて、7年度の国・

地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すとともに、その計画期間を通じ、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる(ただし、内外の経済情勢等を常に注視していく必要があるため、状況に応じて必要な検証を行っていく。)などとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。

このように財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されている。こうした中で、予算の執行について検査を行い、行財政に関する国民への問題提起等も含め、検査の結果を報告する会計検査院の役割は一層重要となっている。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。また、検査結果について、適時に公表し、国民に分かりやすく説明するように努める。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 防衛
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ デジタル

また、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、施策の効果や事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、施策や事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的かつ効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、施策や事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

また、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況、財政健全化に向けた取組、特別会計や独立行政法人等の財務状況について、国や法人の決算等に基づき分析を行うなどして検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部^{けん}牽制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告等において不適切な事態を指摘する際には、当該事態に係る発生原因や改善の方策等を明記して、当該検査対象機関はもとより、他の検査対象機関における会計経理の適正性の確保等にも資するようにする。このほか、必要に応じて他の検査対象機関においても同種事態が発生していないか検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確かな検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、検査結果を適時に報告するよう、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上及び業務の効率化

社会経済の複雑化に伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行って、検査能力の向上及び業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成、民間の実務経験者、専門家等の活用、統計手法を取り入れたデータ分析、大量のデータの効率的な処理、分析等及びリモートによる検査を可能にする情報通信技術の一層の活用等により、検査対象機関の施策や事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関及び施策や事務・事業に係る予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。その際、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通し若しくは関連する事項に対しては、必要に応じて横断的な検査を行うこととする。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

令和7年次の検査(検査実施期間 6年10月から7年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等211法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,872の団体等の会計、⑩は9法人の会計、⑪は27法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は63法人等の契約に関する会計である。

これらの検査の対象のうち主なものの令和6年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 在庁検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁検査と実地検査に区分される。

在庁検査は、次のような方法等により、在庁して常時行う検査である。

- ① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等^(注)を提出させてその内容を確認するなどの方法
- ② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等を提出させてその内容を確認し、また、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取するなどの方法

(注) 会計検査院は、令和6年度分の計算書12万2千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体2526万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査し、関係者から説明を聴取するなどして行う検査である。

会計検査院が7年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,543か所についての実施率は34.8%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,568か所についての実施率は11.2%となっており、これらを合わせた計11,111か所についての実施率は20.9%となっている。

区 分	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち実地検査 を実施した箇所数 (B)	実 地 検 査 実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,543	1,584	34.8
② ①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,568	742	11.2
計	11,111	2,326	20.9

(注) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,149か所のうち54か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた4,025の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、2万4千余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただし、見解を求めるなどするために、関係者に対して質問を発しており、7年次の検査において発した質問は6百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

令和7年次の検査結果については、第2章以降に記載したとおりである。このうち第3章及び第4章に掲記した検査結果を事項等別に示すと第1のとおりであり、国民の関心の高い事項等に関する検査結果を示すと第2のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 「第3章 個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条^(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
- オ 「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果)

(500 ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条^(注)の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(505 ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条^(注)の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条^(注)の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(532 ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(547 ページ参照)
- エ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(677 ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 ^{注(1)} (背 景 金 額)
不 当 事 項	271 件	<271 件分> 86 億 7155 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 1 件	<1 件分> 912 万円 〔 3 億 8334 万円 〕 8543 万円
	第34条及び第36条 3 件	<3 件分> 2 億 9866 万円
	第36条 13 件	<7 件分> 331 億 3139 万円 〔 6 億 5657 万円 〕 838 億 2633 万円 854 万円 20 億 0709 万円 3 億 4929 万円 9 億 4434 万円 67 億 2767 万円 21 億 7505 万円 53 億 6082 万円 36 億 2347 万円 17 億 0347 万円
	小 計 17 件	<11 件分> 334 億 3917 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 ^{注(1)} (背 景 金 額)
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 19 件	<14 件分> 122 億 6480 万円 13 億 0965 万円 5 億 7130 万円 41 億 5321 万円 5104 万円 1 億 5786 万円 2 億 5062 万円 12 億 6590 万円 2 億 9514 万円 285 億 6880 万円 1 億 1909 万円
事 項 計	307 件	<296 件分> 540 億 8151 万円 ^{注(3)}
国会及び内閣に対する報告	5 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	5 件	—
総 計	319 件	<296 件分> 540 億 8151 万円 ^{注(3)}

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。また、1 件に複数の背景金額がある場合には、それぞれの金額を記載している。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 2 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4) 「指摘金額(背景金額)」欄の< >書きは、各事項のうち指摘金額があるものの件数である。

注(5) 「不当事項」として掲記した事態、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態については、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

2 「第3章 個別の検査結果」の概要

(1) 不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1) 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
内 閣 府 (内閣府本府)	15	8694万円					15	8694万円
内 閣 府 (消 費 者 庁)	1	1358万円					1	1358万円
内 閣 府 も (こ 庭 庁)	3	3209万円	③⑥ 1	(6億5657万円)			4	3209万円 (6億5657万円)
総 務 省	35	5億0559万円					35	5億0559万円
外 務 省	1	338万円	注(3) ③⑥ 2	11億5929万円 (838億2633万円) (854万円)	1	1482万円	注(3) 4	11億7749万円 (838億2633万円) (854万円)
財 務 省	1	3億8035万円			1	(13億0965万円) (5億7130万円) (41億5321万円)	2	3億8035万円 (13億0965万円) (5億7130万円) (41億5321万円)
文 部 科 学 省	19	1億3794万円					19	1億3794万円
厚 生 労 働 省	86	35億3612万円	注(8) ③④ 1 ③④・③⑥ 2	912万円 (3億8334万円) (8543万円) 1億6912万円	2	7292万円 (5104万円) (1億5786万円)	注(8) 91	注(7) 37億5206万円 (3億8334万円) (8543万円) (5104万円) (1億5786万円)
農 林 水 産 省	16	2億3090万円	③⑥ 1	6億8228万円	3	1億5683万円 (2億5062万円) (12億6590万円) (2億9514万円)	20	注(7) 10億6311万円 (2億5062万円) (12億6590万円) (2億9514万円)
経 済 産 業 省	12	16億9291万円	注(4)、注(5) ③⑥ 3	注(4)、注(5) 203億6589万円			注(4) 注(5) 15	注(4)、注(5) 220億5880万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1) 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
国 土 交 通 省	件	注(6) 28 9億7205万円	件		件	9億9123万円	件 注(6) 31 19億6328万円
環 境 省	5	1億3237万円	③④・③⑥ 1 ③⑥ 1	1億2954万円 8億6683万円	2	9601万円	9 12億2475万円
防 衛 省	15	8951万円			4	13億6778万円 (285億6880万円)	19 14億5729万円 (285億6880万円)
日本私立学校 振興・共済 事業団	2	1408万円					2 1408万円
東日本高速 道路株式会社			③⑥ 1	(20億0709万円) (3億4929万円)			1 (20億0709万円) (3億4929万円)
中日本高速 道路株式会社			③⑥ 1	(9億4434万円) (67億2767万円)			1 (9億4434万円) (67億2767万円)
西日本高速 道路株式会社			③⑥ 1	(21億7505万円) (53億6082万円)			1 (21億7505万円) (53億6082万円)
国立研究開発 法人物質・ 材料研究機構	1	2724万円					1 2724万円
国立研究開発 法人量子科学 技術研究 開発機構	1	2422万円					1 2422万円
国立研究開発 法人建築 研究所	1	注(6) 3億5339万円					1 注(6) 3億5339万円
独立行政法人 海技教育機構	1	3150万円					1 3150万円
独立行政法人 国際協力機構	1	1367万円	注(3) ③⑥ 2	注(3) 47億2883万円			注(3) 3 注(3) 47億4250万円
国立研究開発 法人新エネル ギー・産業 技術総合 開発機構			注(4) ③⑥ 1	注(4) 28億5512万円			注(4) 1 注(4) 28億5512万円
独立行政法人 水資源機構			③⑥ 1	(36億2347万円) (17億0347万円)			1 (36億2347万円) (17億0347万円)
独立行政法人 労働者健康 安全機構	1	959万円					1 959万円
独立行政法人 国立病院機構	1	661万円					1 661万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	25	3億8199万円	注(5) ③⑥ 1	注(5) 24億7315万円	1	95億0746万円	注(5) 27 注(5)、注(7) 121億1071万円
四国旅客鉄道 株式会社					注(8) 1	1210万円 (1億1909万円)	注(8) 1 1210万円 (1億1909万円)

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1) 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
株 式 会 社 ゆうちょ銀行					1	4565万円	1	4565万円
合 計	271	86億7155万円 注(6)	注(3)、注(4) 注(5) 17	334億3917万円	19	122億6480万円	注(3) 注(4) 注(5) 307	注(6)、注(7) 540億8151万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③4は会計検査院法第34条の規定によるものの、③6は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。また、1件に複数の背景金額がある場合には、それぞれの金額を記載している。

注(3) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 経済産業省のうち1件及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の両方に係る指摘であり、金額は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 国土交通省のうち1件及び国立研究開発法人建築研究所の1件は、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①労働者災害補償保険の一括有期事業等に係る保険料に関するもの(121ページ及び200ページ参照)、②中小企業等事業再構築促進補助金に関するもの(280ページ、466ページ及び471ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(③ため池廃止工事に関するもの(246ページ及び255ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計2件ある。

(参考) 不当事項の収入支出等別分類

ア 収入に関するもの

計 4 件 14 億 2698 万余円

省 庁 名	租 税	保 険 料	保 険 ・ 料 そ の 他	物 件	計
財 務 省	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
厚 生 労 働 省		1	1		2
国 土 交 通 省				1	1
計	1	1	1	1	4

イ 支出に関するもの

計 265 件 72 億 0645 万余円

省 庁 又 は 団 体 名	予 算 理 算	工 事 物 件	役 務	役 務 ・ 補 助 金	保 給	険 付	医 療 費	補 助 金	不 行 正 為	そ の 他	計
内閣府(内閣府本府)	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	14 件	1 件	1 件	15 件
内閣府(消費者庁)								1			1
内 閣 府 (こども家庭庁)				1				2			3
総 務 省								15		20	35
外 務 省									1		1
文 部 科 学 省				1				18			19
厚 生 労 働 省				1		6	1	74		2	84
農 林 水 産 省	1				2			15			注(2) 16
経 済 産 業 省					9			6			注(3) 12
国 土 交 通 省		1						26			27
環 境 省				3				1		1	5
防 衛 省	12			1					2		15
日本私立学校振興・ 共 済 事 業 団								2			2
国立研究開発法人 物質・材料研究機構									1		1
国立研究開発法人 量子科学技術 研 究 開 発 機 構			1								1
国立研究開発法人 建 築 研 究 所	1										1
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構			1								1
独 立 行 政 法 人 労働者健康安全機構	1										1

省庁又は団体名	予経 算理	工 事	物 件	役 務	役・務 ・補助金	保給 除付	医療費	補助金	不正 為	その他	計
独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 機 構	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
								25			25
計	15	1	2	8	11	6	1	199	4	23	注(2) 注(3) 265

注(1) 国土交通省のうち1件及び国立研究開発法人建築研究所の1件は、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 農林水産省において、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 経済産業省において、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が3件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

ウ 収入支出以外に関するもの

計 2件 3811 万余円

団 体 名	不正行為
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構	1件
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	1
計	2

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和5年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、24件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが19件、処置が完了していないものが5件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内 閣 府(警 察 庁)	令和5年度	1	1	
内 閣 府 (こども家庭庁)	3年度	注(1) 1	注(1) 1	
復 興 庁	5年度	注(2) 1	注(2) 1	
外 務 省	5年度	注(3) 1		注(3) 1
財 務 省	5年度	1		1
文 部 科 学 省	4年度	1	1	
	5年度	注(2) 3	注(2) 3	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
厚生労働省	5年度	3	3	
農林水産省	4年度	1	1	
	5年度	注(2) 5	注(2) 4	1
経済産業省	5年度	注(4) 1	注(4) 1	
国土交通省	5年度	注(2) 5	注(2) 4	1
独立行政法人 国際協力機構	5年度	注(3) 1		注(3) 1
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	5年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人 住宅金融支援機構	5年度	1		1
計	3年度	1	1	
	4年度	2	2	
	5年度	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 21	注(2)、注(4) 16	注(3) 5
合 計		注(5) 24	19	5

注(1) 令和3年度決算検査報告の内閣府(こども家庭庁)の1件は、厚生労働省に係る指摘についての結果である。

注(2) 令和5年度決算検査報告の復興庁の1件は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省のうち各1件と同一の事態に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 令和5年度決算検査報告の外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 令和5年度決算検査報告の経済産業省の1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 令和5年度決算検査報告に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項は22件であるが、このうち1件については、令和6年次(5年10月から6年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、令和5年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

これらのうち、処置が完了していない5件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

また、第3章に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項のうち、内閣府(こども家庭庁)の1件については令和7年次中に当局において処置が完了したことから、その結果を併せて掲記した。

(3) 不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和 21 年度から令和 5 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 7 年 6 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが 31 省庁等における 316 件 89 億 8132 万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが 30 省庁等における 307 件 86 億 0542 万余円ある。(500 ページ記載)

3 「第 4 章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

令和 6 年 11 月から 7 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 5 件あり、その検査状況の概要を記載した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

第 4 章第 1 節における項番	報告事項名	報告年月日
第 1	中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について (505 ページ記載)	令和 6 年 12 月 18 日
第 2	租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について (512 ページ記載)	7 年 1 月 15 日
第 3	国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等の状況について (518 ページ記載)	7 年 6 月 27 日
第 4	各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について (522 ページ記載)	7 年 9 月 12 日
第 5	国際機関等に対する拠出等の状況について (527 ページ記載)	7 年 9 月 26 日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、6 年 11 月から 7 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項は表 5 のとおり 2 件あり、その概要を記載した。

表 5 会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項

第 4 章第 2 節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第 1	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について (532 ページ記載)	令和 5 年 6 月 13 日	7 年 1 月 29 日	参議院 (参議院決算委員会)
第 2	官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について (537 ページ記載)	5 年 6 月 13 日	7 年 5 月 16 日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、7年10月までに報告を行っていない事項は4件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和7年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金について	令和6年6月11日
参議院決算委員会	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について	6年6月11日
参議院決算委員会	マイナポイント事業の実施状況等について	6年6月11日
参議院決算委員会	就職氷河期世代支援施策の実施状況等について	7年6月10日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として5件掲記した。

- ア 一般予備費の使用等の状況について (547 ページ記載)
- イ 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について (575 ページ記載)
- ウ 多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について (605 ページ記載)
- エ 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について (621 ページ記載)
- オ 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について (642 ページ記載)

(4) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、6年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和5年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。 (677 ページ記載)

第2 国民の関心の高い事項等に関する検査結果

会計検査院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

国民の関心の高い事項等としては、自然災害の頻発化・激甚化等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保、少子高齢化等を背景とした社会保障、防衛、デジタルといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効率的、効果的な運営、制度・事業の適正で公平な運営、資産、基金等のストック等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

1 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 道路区域外危険箇所における土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けて、警戒区域を考慮するなどして改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、当該箇所の管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成するとともに、管理者等との間で調整を行う際の方針等を定めるなどするよう改善の処置を要求したもの

(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社・418 ページ記載)

- ② ため池廃止工事の実施に当たり、廃止するため池に流入する雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか確認し、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うことなどを都道府県等に周知することにより、下流域に被害を及ぼすことのないよう改善させたもの

〔農林水産省・255 ページ記載〕
〔関連事項〕
〔農林水産省・246 ページ記載〕

- ③ 空港消防等業務の実施に当たり、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載することなどにより、空港消防等業務を整備基準等に基づき適切に実施する体制が執られるよう改善させたもの

(国土交通省・343 ページ記載)

- ④ 新たに設計する添架水管橋について、原則として耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架することなどを周知するとともに、耐震性が確保されていないおそれがある既設の添架水管橋について、耐震性を確保するための工法を検討することや添架水管橋に係る応急対策を策定することを周知するなどして、地震災害時に上下水道の機能が確保されるよう改善させたもの

(国土交通省・334 ページ記載)

- ⑤ 浸水した場合の影響等を調査した上で、浸水対策の必要性及び優先度の判断基準等を記載した指針を策定し、これに基づき、浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を策定することにより、揚排水機場等における浸水対策が適切に実施されるよう意見を表示したもの

(独立行政法人水資源機構・455 ページ記載)

- ⑥ 土地改良事業におけるファームポンドの耐震設計について、直近の耐震設計の考え方が示されている耐震設計指針に基づいて行うことなどを周知することにより、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう改善させたもの (農林水産省・262 ページ記載)

2 社会保障に関するもの

- ① 求職者支援制度における職業訓練の認定が適正でなかったため、雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの (厚生労働省・140 ページ記載)
- ② 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費の支給に当たり、過大に支給されていた同医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、及び適正に審査を行うことについて徹底を図るよう是正改善の処置を求め、並びに標準化システムの機能要件に同医療費の点検項目を追加するなどするよう改善の処置を要求し、及び同医療費の支給認定に係る情報を共有する仕組みの構築について助言するよう意見を表示したもの (厚生労働省・207 ページ記載)
- ③ 被保護者健康管理支援事業に係る国庫負担金の算定に当たり、過大に精算されていたオプション利用料に係る国庫負担金の返還の手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、人件費及び委託費に係る対象経費を算出する具体的な方法を周知するなどするよう是正改善の処置を求めたもの (厚生労働省・194 ページ記載)
- ④ 子ども・子育て支援交付金の交付対象である放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童クラブの長時間開所加算について、その実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った合理的な制度設計とするよう意見を表示したもの (内閣府(こども家庭庁)・46 ページ記載)
- ⑤ 特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定に当たり、保険者等及び医療機関に対して、初診料の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、再診料の取扱いを明確にした上でその周知徹底を図ることにより、初診料及び再診料の算定が適切に行われるよう改善させたもの (厚生労働省・218 ページ記載)

3 防衛に関するもの

- ① 国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等の状況について (国会及び内閣に対する報告・518 ページ記載)
- ② 使用できない状態となっていたI型ドローンについて、総務大臣等の承認を受けて使用できる状態にするとともに、災害等の対処に使用するドローンの調達に係る仕様書の記載要領等を改正するなどして、総務大臣等の承認を受けるために必要な情報を適時かつ確実に把握するよう改善させたもの (防衛省・384 ページ記載)
- ③ 有償援助により調達した物品について、物品管理簿に記録する取得価格の通貨単位を円貨に統一すること、物品管理簿に適切に記録するための手続や登録指示の依頼等の記録を保存することなどを要領等に定めることなどにより、物品増減及び現在額報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう改善させたもの (防衛省・392 ページ記載)
- ④ 車載用無線機の配備状況等に係る情報を航空自衛隊の関係部署間で適時に共有する体制を整備することにより、高射部隊用無線機2型等の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が適時適切に配備され、有効に活用されるよう改善させたもの (防衛省・398 ページ記載)

4 デジタルに関するもの

- ① 各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について
(国会及び内閣に対する報告・522 ページ記載)
- ② 収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナについて、森林管理局に対して職員の習熟度の向上を図るための研修をより一層行うよう指導するなどして、有効に活用されるよう改善させたもの
(農林水産省・258 ページ記載)
- ③ 情報システムの保守等業務契約について、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることを原則とすることにより基準価格の設定が適切なものとなるよう改善させたもの
(四国旅客鉄道株式会社・493 ページ記載)

5 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 国の委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの
〔内閣府(内閣府本府、こども家庭庁)、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省・401 ページ記載〕
- ② 委託業務の実施に当たり、雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に示すことなどにより、外注費に計上すべきである経費が雑役務費に計上され、これに係る一般管理費が計上されることのないよう意見を表示したもの
(環境省・366 ページ記載)
- ③ 国際機関等に派遣する職員に対して支給する給与の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に支給の有無、金額等が決まっていない諸手当に関する事項が記載されている場合には、支給割合の再決定の可否を検討するために、派遣後に当該諸手当の支給の有無、金額等を確認することにより、派遣職員給与の支給が適切に行われるよう改善させたもの
〔厚生労働省、環境省・411 ページ記載〕
〔関連事項
農林水産省・228 ページ記載〕
- ④ 見積活用方式の適用に当たり、運用マニュアルを改正して、工種の示す内容が分かるように明示するとともに、適用した理由を記録に残すこと、見積価格の妥当性を確認した根拠資料を保存することを新たに定め、対象工事の選定等に係る実施手順等を作成することなどにより、予定価格の算定が適正に行われるよう改善させたもの
(防衛省・387 ページ記載)
- ⑤ 潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて潜水手当を過大に支給していたもの
(防衛省・377 ページ記載)
- ⑥ 総合患者サポートセンターを設置するために必要な工事の実施に当たり、一般競争入札に付さずに、口頭で請負業者に発注した上で、随意契約によることができる場合に該当すると装うために分割して契約書を作成するなどして、契約事務が適性を欠くと認められるもの
(独立行政法人労働者健康安全機構・459 ページ記載)

6 制度・事業の効率的、効果的な運営等に関するもの

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策について
(国会からの検査要請事項に関する報告・532 ページ記載)
- ② 官民ファンドにおける業務運営の状況について
(国会からの検査要請事項に関する報告・537 ページ記載)

- ③ 中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について (国会及び内閣に対する報告・505 ページ記載)
- ④ 国際機関等に対する拠出等の状況について (国会及び内閣に対する報告・527 ページ記載)
- ⑤ 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されていない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したものなど
(外務省・67 ページ記載、独立行政法人国際協力機構・441 ページ記載)
- ⑥ 中小企業等事業再構築促進事業の実施に当たり、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築にのみ使用する必要があることなどを事業主体に対して周知するとともに、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討し、また、事業化状況等報告書における報告方法を見直すよう意見を表示したもの

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・471 ページ記載	}
関連事項	
独立行政法人中小企業基盤整備機構・466 ページ記載	

7 制度・事業の適正で公平な運営に関するもの

- ① 租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について
(国会及び内閣に対する報告・512 ページ記載)
- ② 多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について
(特定検査対象に関する検査状況・605 ページ記載)
- ③ 労働者災害補償保険の保険料について、一括有期事業等に係る保険料の適切な算定等に関して事業主等に周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として確定保険料等のデータを突合するなどの方法をマニュアル等で示すなどの体制整備を図るよう意見を表示したもの
(厚生労働省・200 ページ記載)
- ④ 税制適格ストック・オプションにより取得した株式の譲渡所得に係る納税義務者のリストを有効活用する方法を定めて周知するとともに、税制非適格ストック・オプションの行使による経済的利益の額が適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者の情報を各税務署等に提供するように改善させたもの
(財務省・98 ページ記載)

8 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について
(特定検査対象に関する検査状況・621 ページ記載)
- ② 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について
(特定検査対象に関する検査状況・642 ページ記載)
- ③ 東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金について、必要額を超えて保有していると認められる額について速やかに国庫に納付させるとともに、保有規模について点検・検証等を適切に行うこととするよう改善の処置を要求したもの
(経済産業省・281 ページ記載)

- ④ 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に充てるために追加で出資された政府出資金を財源とした貸付金に係る償還金について、使用見込みのない額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後発生する償還金についても年度ごとに国庫に納付することとするよう改善させたもの
(独立行政法人中小企業基盤整備機構・482 ページ記載)
 - ⑤ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとするよう改善の処置を要求したもの
(経済産業省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・448 ページ記載)
- 1 から 8 までに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果、「第 4 章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した事項等を示すと、次のとおりである。
- ① 一般予備費の使用等の状況について (特定検査対象に関する検査状況・547 ページ掲載)
 - ② 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について
(特定検査対象に関する検査状況・575 ページ掲載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の令和6年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

歳入	円
135,980,878,488,286	
歳出	
123,023,998,629,580	

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	54,434,126,935,833	53,220,981,633,740
財務省		
地震再保険	113,654,873,938	4,365,517,557
国債整理基金	216,834,328,483,278	213,708,840,457,150
外国為替資金	5,712,899,775,631	352,551,066,395
財務省及び国土交通省		
財政投融资		
財政融資資金勘定	22,983,679,470,109	22,961,165,326,807
投資勘定	868,568,374,630	463,615,885,267
特定国有財産整備勘定	37,187,687,735	7,603,985,001
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	4,577,634,677,579	3,332,366,925,507
電源開発促進勘定	472,062,528,966	374,197,883,702
原子力損害賠償支援勘定	8,613,358,489,182	8,613,212,557,032
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,288,863,899,762	1,018,593,822,030
雇用勘定	3,625,022,701,288	2,944,076,391,033
徴収勘定	4,386,527,191,966	4,267,950,891,128
内閣府及び厚生労働省		
年金		
基礎年金勘定	26,249,457,859,571	25,726,438,301,592
国民年金勘定	3,763,236,562,729	3,734,960,804,392
厚生年金勘定	50,353,797,377,861	47,280,212,102,424
健康勘定	13,601,958,717,698	12,801,907,191,158
子ども・子育て支援勘定	4,097,394,536,232	3,662,361,827,829
業務勘定	544,203,703,287	455,772,707,770

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所 管 及 び 会 計 名	歳 入 円	歳 出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	249,878,177,303	194,811,257,647
食糧管理勘定	771,870,875,095	709,120,638,377
農業再保険勘定	63,698,816,059	57,598,306,508
漁船再保険勘定	9,471,159,881	4,617,233,221
漁業共済保険勘定	12,132,202,032	11,734,430,525
業 務 勘 定	14,179,313,846	14,155,883,846
国営土地改良事業勘定	9,361,046,013	9,078,574,159
国有林野事業債務管理	339,525,897,283	339,525,897,283
経 済 産 業 省		
特 許	266,150,945,648	144,246,297,944
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
自動車事故対策勘定	87,398,076,709	21,075,189,340
自動車検査登録勘定	48,231,818,423	41,280,220,689
空港整備勘定	480,640,907,335	351,743,583,163
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、デジ タル庁、復興庁、総務 省、法務省、外務省、財 務省、文部科学省、厚生 労働省、農林水産省、経 済産業省、国土交通省、 環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	788,103,461,911	565,024,595,322

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の令和6年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受 入 収 納 済 額	103,754,786,308,649	
支 払	支払命令済額 24,130,746,931,149 歳入組入額 78,022,985,865,459	

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和6年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	10,285,476,280	8,451,246,345
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	143,217,100,592	84,500,395,022
農林水産業者向け業務	52,694,477,825	35,566,037,543
中小企業者向け業務	91,125,582,151	35,288,491,277
信用保険等業務	237,131,110,701	449,037,775,552
危機対応円滑化業務	7,468,468,282	33,576,952,738
特定事業等促進円滑化業務	362,825,014	363,758,716
株式会社国際協力銀行	1,360,473,601,470	1,262,382,673,092
独立行政法人国際協力機構	176,666,867,377	135,955,776,798
有償資金協力部門		

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が令和6年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
135,980,878,488,286	135,980,794,879,055	83,609,231

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館の歳入金で、日本銀行における6年度歳入金の受入れ期限である7年5月31日までに払い込まれなかったものが83,609,231円あったためである。

第2 特別会計

会計検査院が令和6年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

所管会計名	収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
	円	円	円
厚生労働省 労働保険	9,300,413,793,016	9,300,413,782,016	11,000

労働保険特別会計の収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、雇用勘定において、都道府県労働局の歳入金で、7年度歳入金が6年度歳入金として収納されたと誤認した都道府県労働局が、日本銀行に6年度歳入金から7年度歳入金に訂正するよう誤って請求し、日本銀行が当該請求に基づいて訂正したものが11,000円あったためである。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

令和6年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、7年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、7年10月21日現在で次のとおりである。

令和7年度分		
1 一般会計		2 特別会計
所 管	使用決定額 千円	
皇 室 費	11,387	(該当なし)
内 閣 府	100,655,863	
農 林 水 産 省	495,720	
経 済 産 業 省	288,060,924	
国 土 交 通 省	11,964,612	
環 境 省	39,805,142	
計	440,993,648	

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内 閣 府

(内 閣 府 本 府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (2) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(15)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府
	(項)経済財政政策費
	(項)地方創生支援費
	(項)沖縄政策費
	(項)沖縄振興交付金事業推進費
	(組織)地方創生推進事務局
	(項)地方創生推進費
	内閣府及び厚生労働省所管
	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和7年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定))
	(項)子ども・子育て支援推進費
	(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部 局 等	内閣府本府、沖縄総合事務局、8都府県
補助等の根拠	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助

補助事業者等 (事業主体)	県 2、市 11、区 1、計 14 補助事業者等 (県 1、市 11、区 1、計 13 事業主体)
間接補助事業者 等(事業主体)	1 市
補助事業等	子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構 想推進交付金事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業等
事業費の合計	55,868,247,668 円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	29,955,892,500 円
不当と認める事 業費の合計	175,407,580 円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	84,712,729 円

1 補助金等の概要

内閣府（内閣府本府）所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、26 都道府県、314 市区町村及び 5 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、13 市区、計 14 事業主体が実施した子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業等に係る国庫補助金 84,712,729 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 32,926,413 円

(2) 補助の対象とならないもの

5 件 不当と認める国庫補助金 31,690,316 円

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 10,306,000 円

(4) 補助の目的を達していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

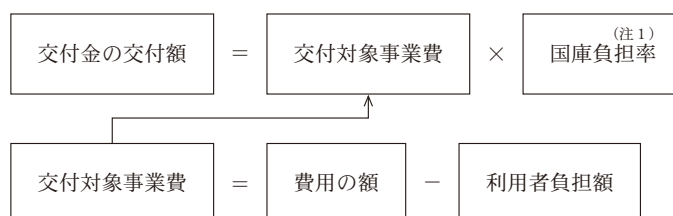
5 件 不当と認める国庫補助金 32,926,413 円

子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの

(5 件 不当と認める国庫補助金 32,926,413 円)

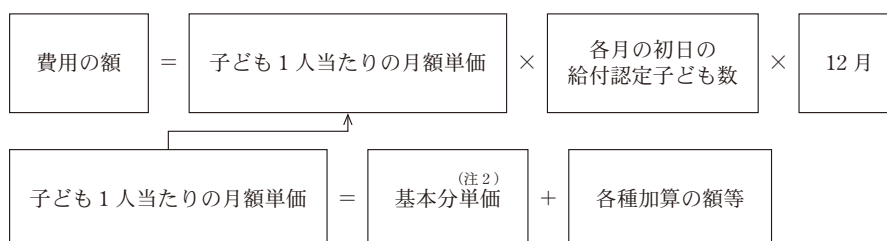
子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に必要な費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」(平成30年府子本第333号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



(注1) 国庫負担率 後述の2号認定子どもなどについては1/2、後述の3号認定子どもについては平成30年度52.875/100、令和元年度55.2/100、2年度56.835/100、3年度57.72/100、4年度58.16/100

上記の費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。



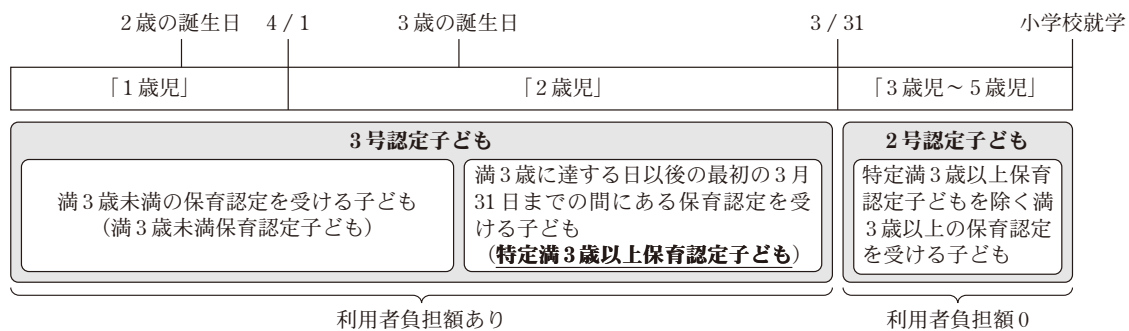
(注2) 基本分単価 民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている単価

そして、各種加算には、民間保育所等において求められる給付認定子どもの年齢等別の職員に係る配置基準等以外に満60歳以上の高齢者等を非常勤職員として雇用して、所定の雇用時間以上が見込まれるなどの場合に計上する高齢者等活躍促進加算、建物の整備・改修に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていないなどの施設等に該当する場合に計上する減価償却費加算、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件に該当する場合に計上する主任保育士専任加算等がある。

給付認定子どものうち、満3歳未満の保育認定を受ける子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定を受ける子ども(以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。))を含む。以下「3号認定子ども」という。)の利用者負担額は、法等に基づき、3号認定子どもに係る保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合を除く。)の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に子ども1人当たり月額で定められ

ている上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した額の年間の合計額によることとなっている。一方、法等によれば、特定満3歳以上保育認定子どもを除く満3歳以上の保育認定を受ける子ども（以下「2号認定子ども」という。）の利用者負担額は、0とすることとされている（図参照）。

図 保育認定を受ける子どもの利用者負担額



（注）「1歳児」「2歳児」及び「3歳児～5歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものである。

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、5都府県の5事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のアからウまでの事態が見受けられた。

ア 3県の3事業主体において、所定の要件を満たしていなかったのに、誤って高齢者等活躍促進加算、減価償却費加算、主任保育士専任加算等を計上するなどしていたことから費用の額を過大に算定していた。

イ 東京都の1事業主体において、費用の額に誤って利用者負担額を加えるなどしていたことから費用の額を過大に算定するなどしていた。

ウ 大阪府の1事業主体において、特定満3歳以上保育認定子どもに係る分の利用者負担額を計上していなかったことなどから利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

これらのため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 32,926,413 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、3事業主体において費用の額の算定の際に加算の要件を満たしているかの確認が十分でなかったこと、1事業主体において費用の額及び利用者負担額の算定の際に確認が十分でなかったこと、1事業主体において申請書類の確認及び認定区分についての理解が十分でなかったこと、5都府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府大阪狭山市は、令和4年度の2号認定子どもに係る分の交付対象事業費を 756,506,770 円、3号認定子どもに係る分の交付対象事業費を 678,953,260 円と算定するなどしていた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、特定満3歳以上保育認定子どもの認定区分については3号認定子どもの区分とすべきであるのに、2号認定子どもの区分としていたことから、①2号認定子どもに係る費用の額を過大に計上し、②それと同額の3号認定子どもに係る費用の額を過小に計上するとともに、③2号認定子どもに係る分の利用者負担額は0であるとして計上していなかった。これらのことなどから、同市

は、費用の額を過大又は過小に算定し、利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

このため、交付対象事業費 53,444,963 円が過大に精算されていて、①及び②に係る国庫負担率の差による交付金相当額の過小を考慮しても、交付金相当額 16,743,935 円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 交付金 千円	摘要
(2) 栃木県	小山市	子どものための教育・保育給付交付金	平成30～令和4	16,222,321	8,640,897	5,573	2,861	減価償却費加算等を誤って計上していたものなど
(3) 東京都	青梅市	同	3	3,802,386	2,061,053	14,843	8,621	費用の額に誤って利用者負担額を加えていたものなど
(4) 神奈川県	藤沢市	同	2、4	16,410,680	8,933,123	5,011	2,662	高齢者等活躍促進加算を誤って計上していたもの
(5) 大阪府	大阪狭山市	同	4	1,696,032	903,419	53,444	16,743	特定満3歳以上保育認定子どもの利用者負担額を計上していなかったものなど
(6) 佐賀県	佐賀市	同	3、4	16,277,605	8,791,569	3,835	2,036	主任保育士専任加算等を誤って計上していたもの
(2)～(6)の計				54,409,027	29,330,062	82,709	32,926	

(2) 補助の対象とならないもの 5件 不当と認める国庫補助金 31,690,316 円

デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)及びデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)により実施した事業の交付対象事業費に
対象とならない費用を含めていたもの (4件 不当と認める国庫補助金 29,350,316 円)

デジタル田園都市国家構想推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)は、地方からデジタルの実装を進めることなどで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことなどを目的として、「デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱」(令和4年府地創第63号)、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」(令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。)等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画、デジタル実装タイプ実施計画(以下、これらを合わせて「実施計画」という。)等に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業(以下「デジタル実装タイプ TYPE 1」という。)等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。

「令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)の取扱いについて」(令和4年内閣府地方創生推進室・デジタル庁事務連絡別添)等によれば、デジタル実装タイプ

TYPE 1 における交付対象事業費は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費とされており、サービス利用者のシステムの操作を補助するための支援員の人件費や委託費も対象経費として認められるとされている。また、サービスの実装について、内閣府本府は、交付対象事業に係る事業実施年度中にシステムを導入するなどして、デジタルを活用したサービスを提供するものであるとしている。そして、交付決定日より前に、地方公共団体と事業者等との間で契約を締結することはできないこととされている。さらに、地方公共団体は、交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間（以下、これらを合わせて「実施計画期間」という。）について実施計画を作成することとされており、実施計画期間を超えた期間に係る費用は、交付金の交付の対象とならないこととされている。

そして、事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、19 道県及び 254 市町村において会計実地検査を行ったところ、1 県、3 市、計 4 事業主体において、サービス利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用、交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用、交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用、又は実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計 29,350,316 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 事業主体^(注1)において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、1 事業主体^(注2)において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府及び3 県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1） 3 事業主体 宮城県、小郡、熊本両市

（注2） 1 事業主体 秦野市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県小郡市は、令和5年度から7年度までを実施計画期間として、「書かない窓口」を実現するためのシステムを構築し、同システムの操作を補助するための窓口業務のアウトソーシングを行うことで住民サービスの向上、滞在時間の短縮等を図ることを目的とする「異動受付支援事業」に係る実施計画を作成している。そして、同市は、5年度に、当該実施計画に基づくシステムの構築、窓口業務のアウトソーシング等を事業費 61,510,623 円（交付対象事業費同額）で実施したとして福岡県に実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金 30,755,311 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、窓口業務のアウトソーシングに係る委託契約において、同システムの運用が開始される前である5年8月から6年2月までの間、従前は職員が担当していた来庁者対応等の窓口業務を実施させるなどしていた。このため、事業費のうち当該業務に係る費用 21,904,477 円は、同システムの操作を補助するためのものではない費用であった。

したがって、上記の 21,904,477 円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると、39,606,146 円となり、これに係る交付金相当額は 19,803,073 円となることから、交付金交付額 30,755,311 円との差額 10,952,238 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要	
					千円	千円	千円	千円		
(7)	内閣府本府	宮 城 県	デジタル田園都市国家構想推進交付金	4	11,222	5,611	5,045	2,522	実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの	第3章 第1節 第1 内閣府(内閣府本府)
(8)	神奈川県	秦 野 市	同	4	41,745	20,872	10,376	5,188	交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの	
(9)	福岡県	小 郡 市	デジタル田園都市国家構想交付金	5	61,510	30,755	21,904	10,952	サービスの利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用を交付対象事業費に含めていたもの	
(10)	熊本県	熊 本 市	デジタル田園都市国家構想推進交付金	4	36,831	18,415	21,374	10,687	交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用を交付対象事業費に含めていたものなど	
(7)～(10)の計					151,309	75,654	58,700	29,350		

地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,340,000 円)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(以下「交付金」という。)は、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援することなどを目的として、「地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱」(令和2年府政経運第43号)等に基づき、就職氷河期世代に特化した相談支援等を行う地域就職氷河期世代支援加速化事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)の一部を国が都道府県等に対して交付するものである。

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱(令和2年府政経運第44号)によれば、都道府県等は交付金の交付決定通知を受ける前(以下「交付決定前」という。)に交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ内閣総理大臣に対して地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書等(以下「交付決定前着手申請書等」という。)を提出し、その承認を受けて着手することができることとされている。また、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金に関する Q&A(第6版)」(令和2年地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室事務連絡)等によれば、交付決定前の事業着手に関して、委託事業者との契約については事業着手に当たるとされている。

本院が、17 都道府県及び 19 市区において会計実地検査を行ったところ、1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
(11) 内閣府本府	堺 市	地域就職氷 河期世代支 援加速化交 付金	3、4	千円 3,120	千円 2,340	千円 3,120	千円 2,340

堺市は、令和3年度及び4年度に、職業的な自立に向けた就労支援を目的とする「堺市ユースサポートセンター(堺サポステ)事業」を実施するとして、交付申請書を3年度分は3年3月23日に、4年度分は4年3月18日にそれぞれ内閣府本府に提出し、同府の審査を経て、これらにより3年4月1日及び4年4月1日にそれぞれ同府から交付金の交付決定を受けていた。そして、同市は、就職氷河期世代の相談支援に係る経費として3年度1,560,000円(交付対象事業費同額)、4年度1,560,000円(交付対象事業費同額)をそれぞれ要したとして同府に実績報告書を提出し、同府の審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより計2,340,000円の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付決定日である3年4月1日及び4年4月1日より前の2年3月24日に委託契約を締結して交付対象事業に着手していた。そして、当該契約は、2年4月1日から5年3月31日までの3か年を履行期間とした契約となっていて、その事業費のうち、3、4両年度における就職氷河期世代の相談支援に係る経費を3、4両年度の交付対象事業費として計上していた。また、同市は、同府に対して交付金の交付決定前着申請書等を提出しておらず、その承認を受けていなかった。

したがって、3、4両年度におけるそれぞれの交付対象事業費1,560,000円の計3,120,000円は全額が交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金計2,340,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同府において交付金の交付申請時等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 10,306,000円

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,007,000円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(12) 高知県	宿毛市	デジタル田 園都市国家 構想交付金	4	千円 253,396	千円 64,060	千円 16,015	千円 8,007

この交付金は、地域再生法(平成17年法律第24号)、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年府地創第414号等。以下「制度要綱」という。)、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)交付要綱(平成29年府地事第89号等)等に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される施設(以下「整備対象施設」という。)の新築、増築及び改築等の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「効果促進事業」という。)等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。

効果促進事業については、外構工事、既存施設の除去・解体のほか Wi-Fi 工事、デジタルサイネージ等の「デジタル設備」の設置等を想定しており、交付対象事業費の2割以内（効果促進事業の対象設備であるデジタル設備の設置のためとしてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の3割以内）で行われるものであるとされている。また、他の国庫補助金等の交付対象となる可能性のある施設整備等については、他の国庫補助金等を優先して活用することとされている。

そして、都道府県は、市町村（特別区を含む。）から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

宿毛市は、令和4年度に、施設整備計画に基づき、道の駅を市内外から誘客できる観光・交流拠点とすることを目指してリニューアルを行うために、トイレ棟及び管理棟を新築する施設整備事業並びにそれらの外構工事等を行う効果促進事業から成る「道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業」（以下「道の駅再生事業」という。）を事業費253,396,000円（交付対象事業費128,121,000円）で実施していた。

同市は、道の駅再生事業において、整備対象施設にデジタルサイネージを設置することとして、デジタル技術の活用に要する経費を含むとする施設整備計画を内閣府本府に提出して交付決定を受けていた。そして、同市は、高知県に効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の3割になるとして交付対象事業費を算定した実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金64,060,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記デジタルサイネージの設置については、道の駅再生事業ではなく他の国庫補助金等を活用した事業により実施していた。このため、道の駅再生事業の効果促進事業に係る経費にはデジタル技術の活用に要する経費が含まれないこととなり、これに伴い効果促進事業に係る経費は交付対象事業費の2割までとなる。

したがって、効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の2割であるとして交付対象事業費を算定すると112,106,000円となり、これに係る交付金相当額は56,053,000円となることから、交付金交付額64,060,000円との差額8,007,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）が過大に交付されていたもの （1件 不当と認める国庫補助金 1,257,000円）

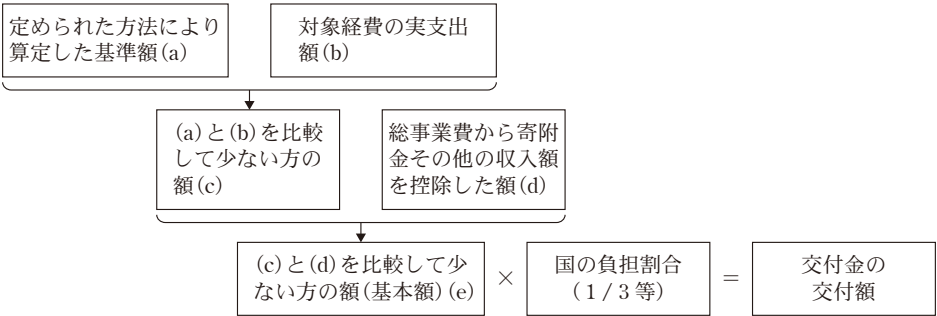
放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「〔放課後児童健全育成事業〕の実施について」（平成27年雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合が実施主体となり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。放課後児童健全育成事業については、実施要綱において事業の種類が複数定められており、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるものである。

そして、国は、市町村に対して、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

実施要綱等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一の支援の単位（以下、この単位を「支援単位」という。）とすることとされている。

る。そして、開所する日数については、原則として年間 250 日以上開所することとされ、開所する時間については、小学校の授業の休業日（以下「長期休暇等」という。）に行う場合は 1 日 8 時間以上とすることなどとされている。

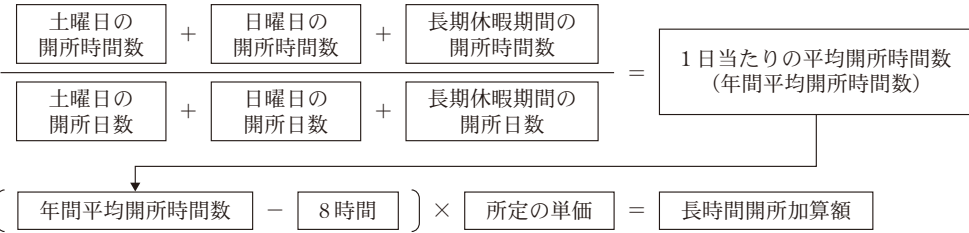
「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 28 年府子本第 474 号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。



そして、基準額のうち、健全育成事業に係る基準額は、支援単位ごとに次の額等を合算して算定することとされている。

- ① 支援単位を構成する児童の数により算出される一の支援単位当たりの年額
- ② 年間開所日数により算出される開所日数加算額
- ③ 一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算出される長時間開所加算額

また、③の長時間開所加算額のうち長期休暇等に係る分については、次のとおり算出することとなっている。



（注）日曜日に開所していない場合は、日曜日の開所時間数及び開所日数が 0 となる。

市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとされている。

本院が、東京都の 1 区において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金 交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金 相当額
(13) 東京都	葛飾区	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	3	千円 800,665	千円 266,887	千円 3,770	千円 1,257

葛飾区は、令和 3 年度に、89 支援単位において、健全育成事業等を実施したとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計 800,665,775 円として東京都に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計 266,887,000 円の交付を受けていた。

しかし、同区は、交付金の交付額の算定に当たり、健全育成事業に係る基準額のうち長期休暇等に係る長時間開所加算額の算定について、実際に開所していた土曜日及び長期休暇期間の開所時間数及び開所日数を基にして 1 日当たりの平均開所時間数を算出する必要があったのに、89 支援単位全てに

において、土曜日の開所時間数及び開所日数を含めることなく、長期休暇期間の開所時間数及び開所日数のみにより算出するなどしていた。そして、このうち 61 支援単位においては、土曜日及び長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数が同じであったため、1 日当たりの平均開所時間数の算出に影響がなかった。一方、28 支援単位においては、長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数よりも土曜日の 1 日当たりの開所時間数が短かったことから 1 日当たりの平均開所時間数が過大に算出されており、長時間開所加算額が過大に計上されていた。

その結果、3 年度の適正な基本額を算定すると計 796,895,125 円となることから、前記の基本額 800,665,775 円との差額 3,770,650 円が過大となっており、これに係る交付金 1,257,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同区において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

沖縄振興特別推進交付金が過大に交付されていたもの

（1 件 不当と認める国庫補助金 1,042,000 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(14) 内閣府本府	沖縄県	石垣市	沖縄振興特別推進交付金	5	97,122	77,698	1,301	1,042

この交付金は、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、同県に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた同県は、沖縄の振興に資する事業等を実施する市町村に対して、これに要する経費の一部を補助している。

石垣市は、令和 5 年度に、石垣市中央運動公園の利活用促進を図るために、同公園を再整備する事業（以下「運動公園リニューアル事業」という。）を実施している。

同市は、運動公園リニューアル事業の実施に当たり、トレーニング室等に設置するトレーニングマシン等の複数の備品を購入する契約を 5 年 5 月に契約額 7,623,000 円で業者との間で締結していた（以下、この契約を「当初契約」という）。当初契約の契約書によれば、同市は必要があるときは業者と協議の上、契約の内容を変更することができることとされており、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算出し、同市において単価等を不適当と認めるときは同市の相当と認めるところによるなどとされていた。そして、当初契約の契約金額内訳書には備品ごとの購入数量、単価等が記載されていた。

当初契約締結後の 5 年 6 月から 7 月までの間に、同市は、購入する備品を新たに追加するとともに、当初購入予定であった備品の購入を減らすなどの必要が生じたことから、業者と協議を行った。その際、同市は、備品の購入数量の変更のみを伝えたとしているが、業者は、同市から伝えられた備品の購入数量の変更のほか、単価の変更も可能であると誤認して、特段の合理的な理由もないのに、当初契約で購入予定のトレーニング室の備品のうち 1 備品を除く全ての備品の単価を当初契約における単価よりも高い単価とするなどした契約金額内訳書を提出した。同市は、同内訳書の単価の確認を行わないまま契約金額を 9,845,000 円とする変更契約を締結して、同額を業者に支払った。そして、同

額を含めて運動公園リニューアル事業を事業費 97,122,500 円(交付対象経費同額)で実施したとする実績報告書を 5 年 9 月に同県に提出し、同県による審査を経るなどして、交付金 77,698,000 円の交付を受けていた。

しかし、当初契約で購入予定の備品については、当初契約における単価を用いることを不適当とする理由はないのであるから、変更契約においても当初契約における単価を用いるなどすべきであった。

したがって、当初契約における単価を用いるなどして運動公園リニューアル事業の適正な交付対象経費を算定すると 95,820,699 円となり、前記の交付対象経費 97,122,500 円との差額 1,301,801 円が過大となっていて、これに係る交付金相当額 1,042,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において変更契約の締結に当たり単価の確認を行う必要があることについての認識が欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の目的を達していなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円
沖縄観光防災力強化支援事業費補助金により取得した実施設計書等の成果品が全く使用されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(15) 沖縄総合事務局	沖縄県那覇市	沖縄観光防災力強化支援事業費補助金	2	153,606	139,190	9,790	9,790

この補助金は、沖縄県内において大規模災害が発生した場合に同県内に足止めされる観光客のための食料、水等の備蓄、避難誘導看板の設置等の防災力強化の取組を緊急かつ重点的に支援することにより、安全・安心な観光地の形成を促進し、沖縄の観光振興に資することを目的として、沖縄観光防災力強化支援事業費補助金交付要綱(平成 31 年府沖振第 128 号)等に基づき、令和元年度から 3 年度までの 3 年間に、当該取組に係る事業や、これを促進するための取組に係る事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を市町村等に対して補助するものである。

那覇市は、地域住民、観光客、外国人等が大規模災害時に避難するための避難所を周知できるようにするための避難所標識を整備するために、2 年度に、避難所標識の実施設計書、構造計算書等を作成するなどの計画策定に係る事業を 9,790,000 円で実施したとする実績報告書を沖縄総合事務局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、本件事業の成果品として 115 基の避難所標識に係る実施設計書等を 3 年 3 月に取得していた。

しかし、同市は、4 年度も同補助金の制度が継続して実施されると誤認していたことなどから、3 年度に予定していた避難所標識の整備を見送っていた。そして、同市は同補助金の制度が 3 年度で終了したことを理由に、7 年 4 月の会計実地検査時点においても、115 基の避難所標識を 1 基も整備しておらず、本件事業で取得した実施設計書等の成果品は、取得後に全く使用されていなかった。

したがって、上記実施設計書等の成果品は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金交付額 9,790,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件事業で取得した成果品を適切に使用することの必要性についての認識が欠けていたこと、沖縄総合事務局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（警 察 庁）

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理について

（令和5年度決算検査報告52ページ参照）

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

警察庁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対して犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）を支給している。犯給法によれば、給付金の支給を受けようとする者から申請があった場合、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、給付金を支給し又は支給しない旨の裁定を行うために、犯罪捜査の権限のある機関等に照会して必要な事項の報告を求めることなど（以下「裁定のための調査等」という。）ができることとされている。また、申請に関する事務の処理等を行う都道府県警察本部は、裁定のための調査等として、申請事案についてその事実関係、加害者の資力等を調査して、収集した資料（以下「裁定のための収集資料」という。）に基づき整理検討した調書（以下「裁定に係る調書」という。）を作成し、給付金の支給額を定めるなどして作成した裁定案を裁定に係る調書等とともに公安委員会に提出することとなっている。そして、公安委員会において裁定が行われた後、都道府県警察本部は、同庁に対して、裁定に係る調書等（裁定のための収集資料を除く。）を送付することとなっている。また、犯給法によれば、国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が加害者に対して有する犯罪被害の損害賠償請求権を取得することとされている（以下、国が取得する損害賠償請求権を「求償権」という。）。そして、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）等によれば、歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときなどは、遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、債権管理簿に記載するなどしなければならず、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知をしなければならないこととされており、国が行う納入の告知は時効の更新の効力を有することとされている。

しかし、同庁において、求償権に係る債権金額等を債権管理簿に記載していないなどの事態、時効の更新の効力を有する納入の告知等を行っていないことにより加害者が時効を援用できる状態になっている事態及び裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に十分活用していない事態が見受けられた。

したがって、警察庁長官に対して令和6年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を債権管理簿に適切に記載すること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 求償権に係る債権の帰属を歳入徴収官等に通知する者を定めた上で速やかに債権の帰属を歳入徴収官等に通知して、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行い、無資力等の状態である加害者については債権の履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特

約等]という。)をするなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備すること
(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

- ウ 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、警察庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、警察庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成30年度から令和4年度までの間に給付金を支給したことにより国に帰属した求償権に係る債権金額等を7年2月までに債権管理簿に適切に記載するなどした。
- イ 7年6月に債権管理マニュアルを策定して、求償権に係る債権の帰属を歳入徴収官等に通知する者を官署支出官と定め、債権の帰属が速やかに歳入徴収官等へ通知されるようにして、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行い、無資力等の状態である加害者については履行延期の特約等をするなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備した。
- ウ 6年12月までに、給付金に係る事務処理要領等を改正し、裁定のための調査等における調査事項を追加するなどするとともに、都道府県警察の担当者等を対象とした会議を開催して、求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知した。

(消費者庁)

不 当 事 項

補 助 金

(16) 地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費を過大に精算していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)消費者庁 (項)消費者政策費
部 局 等	消費者庁
補 助 の 根 拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	大阪府
交付金事業	地方消費者行政強化交付金事業
交付金事業の概要	地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、都道府県等の消費者行政の推進等のために必要な経費を対象として交付金を交付するもの
事業費	44,400,000 円(令和元年度～6年度)
上記に対する交付金交付額	44,400,000 円
不当と認める事業費	13,587,239 円(令和元年度～6年度)
不当と認める交付金相当額	13,587,239 円

1 交付金の概要

地方消費者行政強化交付金(以下「交付金」という。)は、地方消費者行政強化交付金交付要綱(平成30年消教地第73号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、消費者問題解決力の高い地域社会作りなどによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、国が、都道府県等の消費者行政の推進等のために必要な経費を対象として交付するものである。

交付要綱等によれば、上記地方公共団体の取組のうち「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」の交付対象経費は、消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除いた事業の実施に必要な経費とされている。

大阪府は、「地域社会における消費者問題解決力強化に関する事業」として、高齢者を見守る家族等を対象とした啓発のために、同府の主要施策等を紹介する広報紙(以下「広報紙」という。)に高齢者がだまされやすい最新の手口の紹介等の啓発記事を掲載する事業(以下「本件事業」という。)を実施している。

同府は、各年度に、広報紙の制作、広告の掲載等の業務に係る委託契約を民間事業者との間で締結している。当該民間事業者は、広告の掲載を希望する者に広告枠の販売を行い、広告の掲載数に応じた額を広告掲載料として同府へ納付することになっている。そして、同府

は、広告掲載料について、広報紙の発行に要する費用の一部を賄うために徴するものとしており、同府の各年度の予算書等において、同費用に充てるものとして計上している。

また、同府においては、広報紙に記事の掲載を希望する部署は、広報紙の発行担当部署に対して、記事の掲載に係る予算の所属替えを行うことになっており（以下、所属替えに係る予算額を「予算所属替額」という。）、予算所属替額は、平成24年度の広報紙の発行に要した費用等を基に設定された単価により算出されたものとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、消費者庁及び同府において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

同府は、本件事業の担当部署から広報紙の発行担当部署に対して、本件事業の啓発記事の掲載に係る予算の所属替えを行って、令和元年度から6年度までの本件事業に係る交付対象経費が当該予算所属替額の計44,400,000円であったなどとして、各年度の実績報告書を同庁に提出し、同庁による審査を経て、同額で交付金の額の確定を受けていた。

しかし、同府が各年度の本件事業に係る交付対象経費として計上した額は、本件事業の啓発記事が掲載された広報紙の広告掲載料の額を控除したものとなっておらず、また、平成24年度の広報紙の発行に要した費用等を基に設定された単価により算出された予算所属替額であったことから、実際に事業の実施に必要な経費の額となっていなかった。

したがって、本件事業の啓発記事が掲載された広報紙の発行に実際に要した費用の額から、広告掲載料の額を控除した上で、実際の紙面の利用割合を乗じて各年度の適正な交付対象経費を算定すると計30,812,761円となり、前記の交付対象経費44,400,000円との差額13,587,239円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額13,587,239円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同庁において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(子ども家庭庁)

不 当 事 項

役 務

- (17) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (18) 子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当と認められるもの
(19)

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和7年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定)) (項)子ども・子育て支援推進費
部 局 等	2 都県
交 付 の 根 拠	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
交 付 金 事 業 者 (事 業 主 体)	2 市区
交 付 金 事 業	子どものための教育・保育給付交付金事業
交付金事業の概要	市町村が民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部を交付するもの
事 業 費	50,254,916,540 円(令和5年度)
上記に対する交付金交付額	27,617,654,096 円
不当と認める事業費	48,730,517 円
不当と認める交付金相当額	27,420,908 円

1 交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定子ども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和5年こ成保第51号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{交付金の交付額}} = \boxed{\text{交付対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注1)}} \\ \uparrow \\ \boxed{\text{交付対象事業費}} = \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} \end{array}$$

（注1） 国庫負担率 令和5年度は1/2又は58.23/100

上記費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} = \boxed{\text{子ども1人当たりの月額単価}} \times \boxed{\text{各月の初日の給付認定子ども数}} \times \boxed{12\text{月}} \\ \uparrow \\ \boxed{\text{子ども1人当たりの月額単価}} = \boxed{\text{基本分単価}^{(注2)}} + \boxed{\text{各種加算の額等}} \end{array}$$

（注2） 基本分単価 民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている単価

そして、各種加算には、建物の整備・改修に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていないなどの施設等に該当する場合に計上する減価償却費加算等がある。

給付認定子どものうち、満3歳未満の保育認定を受ける子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定を受ける子どもを含む。以下「3号認定子ども」という。）の利用者負担額は、法等に基づき、3号認定子どもに係る保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合を除く。）の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に子ども1人当たり月額で定められている上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した額の年間の合計額によることとなっている。

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、交付対象事業費の算定は適切に行われているかなどに着眼して、22都道府県の106事業主体において、令和5年度に交付された交付金を対象として、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のア及びイのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 福岡県の1事業主体において、建物の改修に当たり、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていて加算の要件を満たしていなかったのに、誤って減価償却費加算を計上していたことから費用の額を過大に算定していた。

イ 東京都の1事業主体において、3号認定子どもの人数を誤って実際的人数より少なく計上していたことなどから利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

これらのため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計

27,420,908 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、1 事業主体において費用の額の算定の際に加算の要件を満たしているかの確認が十分でなかったこと、1 事業主体において利用者負担額の算定の際に確認が十分でなかったこと、2 都県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

東京都港区は、令和5年度の3号認定子どもに係る分の交付対象事業費を2,842,265,120 円と算定するなどしていた。

しかし、同区は、交付対象事業費の算定に当たり使用していた表計算ソフトに誤った計算式を入力していたため、利用児童数を実際の150人より51人少ない99人としていたことなどから、3号認定子どもに係る利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

このため、交付対象事業費46,418,047 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額26,175,524 円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する交付金 交付額 千円	不当と認める事業 費 千円	不当と認める交付 金相当額 千円	摘 要
(18) 東京都港区	子どものための教育・保育給付交付金		5	4,384,753	2,426,295	46,418	26,175	利用者負担額の算定を誤っていたものなど
(19) 福岡県福岡市	同		5	45,870,162	25,191,358	2,312	1,245	減価償却費加算を誤って計上していたもの
(18)(19)の計				50,254,916	27,617,654	48,730	27,420	

意見を表示し又は処置を要求した事項

子ども・子育て支援交付金の交付対象である放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童クラブの長時間開所加算について、その実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った合理的な制度設計とするよう意見を表示したものの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和7年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定)) (項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部局等	内閣府本府(支援交付金の所掌部局)(令和5年4月1日以降はこども家庭庁) 厚生労働本省(放課後児童健全育成事業の所掌部局)(令和5年4月1日以降はこども家庭庁)
交付の根拠	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
交付対象事業	放課後児童健全育成事業

交付対象事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とする事業		
検査の対象とした実施主体数、支援単位数及び交付金相当額	86 市区町 延べ 10,949 支援単位	182 億 1443 万余円	(令和 3、4 両年度)
上記のうち 18 時を超えて放課後児童クラブを開所していた実施主体数及び支援単位数	85 市区町 延べ 9,184 支援単位		
長時間開所加算を計上していた実施主体数、支援単位数及び長時間開所加算額に係る交付金相当額	80 市区町 延べ 5,434 支援単位	6 億 5657 万円(背景金額)	(令和 3、4 両年度)

【意見を表示したものの全文】

子ども・子育て支援交付金の交付対象である放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの長時間開所加算に係る制度設計について

(令和 7 年 3 月 7 日付け 内閣府特命担当大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、厚生労働省^(注 1)が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)及び「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成 27 年雇児発 0521 第 8 号。以下「実施要綱」という。)に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とするものである。そして、放課後児童健全育成事業については、実施要綱において事業の種類が複数定められていて、事業の種類には本件事業と同じ名称の放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」という。)、放課後子ども環境整備事業等がある。

(注 1) 令和 5 年 4 月 1 日に、厚生労働省からこども家庭庁に放課後児童健全育成事業等に係る事務が移管されている。

健全育成事業については、設備運営基準、実施要綱等において、次のとおりとされている。

- ① 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等であり、市町村等は、健全育成事業を自ら運営し、又は社会福祉法人等に委託するなどして実施することができる(以下、健全育成事業を自ら運営する者及び受託するなどして実施する者を「運営主体」とい

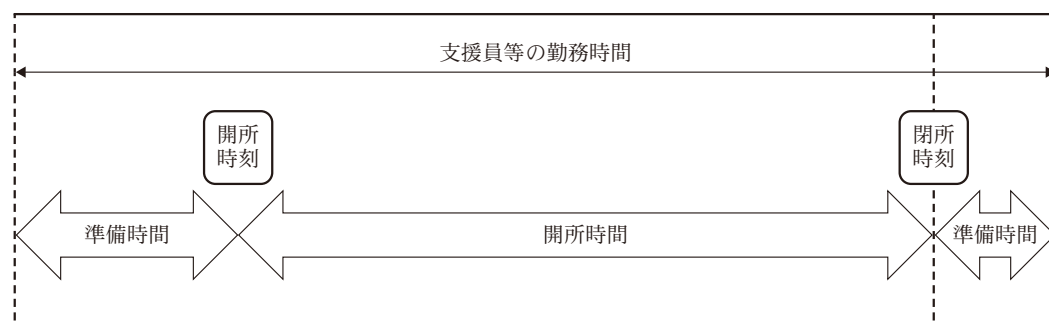
う。）。

- ② 事業の規模については、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の児童に対して一体的に行われるものを一の支援の単位（以下、この単位を「支援単位」といい、一又は複数の支援単位で構成して健全育成事業を運営しているものを「放課後児童クラブ」という。）とする。
- ③ 職員体制については、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）等の数は一の支援単位ごとに2人以上とする。
- ④ 健全育成事業を行う場所に係る開所時間については、原則として、小学校の授業の休業日（長期休暇等）以外の日（以下「平日」という。）は1日3時間以上とし、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、運営主体が健全育成事業を行う場所ごとに定める。

(2) 健全育成事業における放課後児童クラブの開所時間等

放課後児童クラブ運営指針（平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等によれば、支援員等は、健全育成事業の実施に必要な運營業務として、業務の実施状況に関する日誌の作成、運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等を行うとされており、支援員等の勤務時間については、放課後児童クラブの開所時間の前後に必要となる時間（以下「準備時間」という。）を前提として設定されることが求められるとされている（図表1参照）。

図表1 健全育成事業における開所時間等（イメージ図）



（注） この図は、放課後児童クラブ運営指針等を踏まえ本院において作成したものであり、同運営指針等においてはこのような図が示されているものではない。

そして、放課後児童クラブの開所時間について、市町村から多くの問合せがあったことなどを踏まえ、厚生労働省は令和5年に開所時間とは児童を受け入れることができる時間であることについて、また、子ども家庭庁は6年に開所時間とは利用者（児童）のニーズがある時間であることなどについて、それぞれ事務連絡を発出して周知している。しかし、これらの事務連絡においても、開所時間と準備時間の関係については、具体的に示されていない。

(3) 子ども・子育て支援交付金の概要

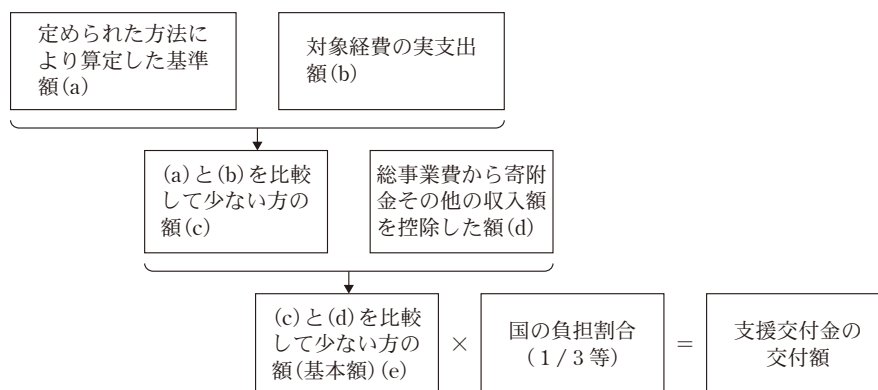
子ども・子育て支援交付金（以下「支援交付金」という。）は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき国が市町村に対して交付するものである。内閣府が定めた「子ども・子育て支援交付金の交付について」^{（注2）}（平成28年府子本第474号内閣総理大臣通知。以下「交付要綱」という。）等によれ

ば、実施要綱に定める放課後児童健全育成事業等（以下「交付金事業」という。）が支援交付金の交付対象とされている。

（注2） 令和5年4月1日に、内閣府からこども家庭庁に支援交付金に係る事務が移管されている。

そして、支援交付金の交付額は、交付要綱に基づき、交付金事業の区分ごとに、算定した額の合計額を交付額とすることなどとなっている（図表2参照）。

図表2 支援交付金の交付額の算定方法



健全育成事業に係る基準額（以下「国庫補助基準額」という。）は、一の支援単位当たりの年額、一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算定される長時間開所加算額等で構成されており、これらを合算して算定することとなっている。

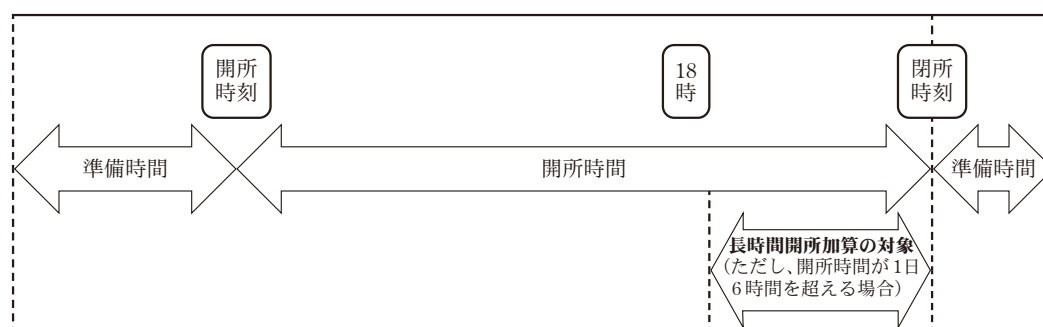
(4) 長時間開所加算の設定の目的等

放課後児童クラブの開所時間は、保育所等の開所時間に比べて短く、子どもが小学校に入学すると、保護者は、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ないなど、いわゆる「小1の壁」とされる事態に直面する。そして、こども家庭庁は、長時間開所加算について、「小1の壁」を解消するために、保育所等の開所時間等を踏まえ、18時以降も放課後児童クラブの開所を促すことなどを目的として設定されたものであるとしている。

交付要綱等によれば、平日分の長時間開所加算額は、開所時間が1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合の平日の年間平均時間数^(注3)に、所定の単価を乗じて算定することとされている（図表3参照）。そして、こども家庭庁は、運営主体が、長時間開所加算の計上を目的として18時直近に開所するなど恣意的に開所時刻を遅く設定することが懸念されるため、開所時間が1日6時間を超える場合に長時間開所加算が計上できることとしたとしている。

（注3） 平日の年間平均時間数は、1日6時間を超え、かつ18時を超えた開所時間の年間の合計時間数を平日の開所日数で除したもの。後述の長時間開所加算対象時間数と同じ。

図表3 健全育成事業における長時間開所加算の対象(イメージ図)



(5) 支援交付金の実績報告等

交付要綱によれば、市町村長は、事業実績報告書に精算書及び精算額調書を添えて都道府県知事に提出することとされている。

そして、精算書には、交付金事業の区分ごとの基本額等を記入することとされていて、その内訳となる精算額調書には、交付金事業の区分ごとの基準額を算出する過程で必要となる人数、日数、時間数等を記入することとされており、健全育成事業においては、放課後児童クラブの支援単位ごとに、平日に係る開所時間、長時間開所加算対象時間数等の開所状況等を記入することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

健全育成事業は全都道府県において実施されており、5年5月時点における放課後児童クラブの支援単位数は約3万7000支援単位、登録児童数は約145万人となっていて、年々増加している。そして、4年度の全都道府県の国庫補助基準額は、計約1705億円と多額になっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、健全育成事業における放課後児童クラブの開所時間は適切に設定されているか、18時以降も開所を促すことなどを目的として設定された長時間開所加算は目的に沿った合理的な制度設計となっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注4)13都府県の476市町村のうち健全育成事業を実施している市町村の中から、健全育成事業に係る支援交付金(以下「交付金」という。)の交付額の規模等を考慮して86市区町を選定し、当該86市区町に対して3、4両年度に交付された交付金相当額計182億1443万余円(国庫補助基準額計574億1875万余円、交付金の交付対象となった支援単位数延べ10,949支援単位)を対象として検査した。そして、当該86市区町において、開所時間、長時間開所加算等に関する資料、事業実績報告書等を確認するとともに、当該86市区町の延べ10,949支援単位の開所時間及び長時間開所加算の状況等に関する調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、こども家庭庁において、交付金の算定方法、長時間開所加算に関する要件等について確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 13都府県 東京都、大阪府、栃木、神奈川、福井、長野、三重、滋賀、広島、徳島、福岡、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした延べ 10,949 支援単位の放課後児童クラブの開所時刻及び閉所時刻は、それぞれの平均で 12 時 37 分、18 時 46 分となっており、このうち、85 市区町の延べ 9,184 支援単位(83.8%)については、平日に 18 時を超えて放課後児童クラブを開所している状況となっていた。そして、長時間開所加算の状況についてみたところ、延べ 9,184 支援単位のうち 1 日 6 時間を超えて開所していて長時間開所加算の要件を満たしているなどとして平日分の長時間開所加算を計上していた支援単位は、80 市区町の延べ 5,434 支援単位(延べ 9,184 支援単位に占める割合 59.1%、長時間開所加算額計 19 億 6971 万余円、交付金相当額計 6 億 5657 万余円)、開所時間が 1 日 6 時間を超えていないことなどから、18 時を超えて開所していても長時間開所加算を計上していなかった支援単位は、42 市の延べ 3,750 支援単位(同 40.9%)となっていた。

上記のように、検査の対象とした支援単位の多くが平日に 18 時を超えて放課後児童クラブを開所している状況となっていたが、事務連絡等において、運営主体が設定する開所時間については、利用者(児童)のニーズがある時間であることなどとされていることから、下校時刻が最も早いと考えられる第 1 学年における支援単位ごとの平均的な授業の終了時刻(以下「授業終了時刻」という。)を考慮して設定される必要がある。

そこで、長時間開所加算を計上していた延べ 5,434 支援単位に係る開所時刻等について見たところ、開所時刻の平均は 11 時 43 分となっていた一方で、授業終了時刻の平均は 14 時 07 分となっていて、図表 4 のとおり、ほとんどの支援単位において、授業終了時刻より前の時刻が開所時刻となっており、中には 4 時間以上前の時刻となっている支援単位も見受けられた。

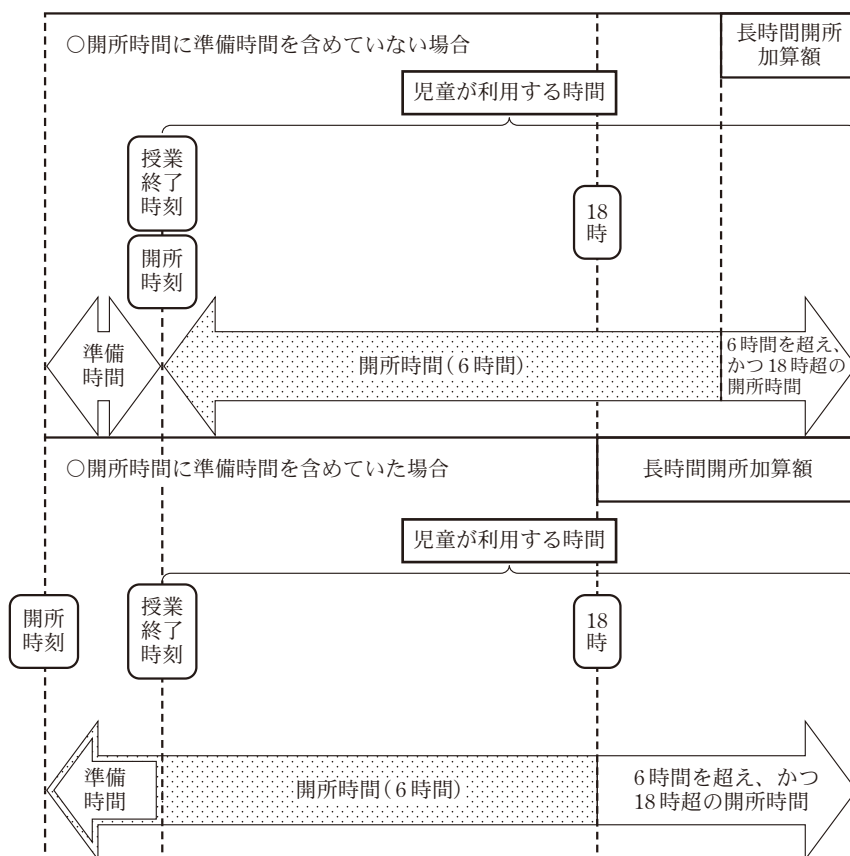
図表 4 授業終了時刻と開所時刻との時間差の状況

授業終了時刻と開所時刻との時間差	延べ支援 単位数	支援単位 の割合
4 時間以上(a)	523	9.6%
3 時間以上 4 時間未満(b)	686	12.6%
2 時間以上 3 時間未満(c)	2,522	46.4%
1 時間以上 2 時間未満(d)	1,407	25.9%
1 時間未満(e)	290	5.3%
(a)~(e)の計	5,428	99.9%
時間差なし(f)	6	0.1%
(a)~(f)の計	5,434	100%

(注) (a)~(e)は、開所時刻から授業終了時刻までの時間差である。

そして、授業終了時刻と開所時刻に差があることや開所時間と準備時間の関係について具体的に示されていないことを踏まえ、長時間開所加算を計上していた延べ 5,434 支援単位について、運営主体が、開所時間をどのように設定していたか確認したところ、このうち延べ 5,299 支援単位は、授業終了時刻より前の時刻を開所時刻としていて、開所時間に授業中で児童が放課後児童クラブを利用しない準備時間を含めて設定していた(図表 5 参照)。

図表5 長時間開所加算の計上における開所時間等(イメージ図)



さらに、開所時間に準備時間を含めていた延べ5,299 支援単位について、授業終了時刻を開所時刻とし、授業終了時刻から閉所時刻までを児童が放課後児童クラブを利用する時間と仮定して開所時間をみたところ、図表6 のとおり、延べ5,109 支援単位(延べ5,299 支援単位に占める割合 96.4%)については開所時間が1 日6 時間を超えないことになり、18 時を超えて放課後児童クラブを開所していても、長時間開所加算の要件を満たさない状況となっていた。

図表6 授業終了時刻を開所時刻と仮定した場合の開所時間の状況

授業終了時刻を開所時刻と仮定した場合の開所時間の状況	延べ支援 単位数	支援単位 の割合
4 時間未満(a)	268	5.1%
4 時間以上 5 時間未満(b)	2,387	45.0%
5 時間以上 6 時間以下(c)	2,454	46.3%
(a)~(c)の計	5,109	96.4%
6 時間超過(d)	190	3.6%
(a)~(d)の計	5,299	100%

このように、こども家庭庁は開所時間と準備時間との関係について、都道府県及び市町村に対して具体的に示すなどしていなかったため、開所時間に準備時間を含めていたことにより、開所時間が1 日6 時間を超えて長時間開所加算の要件を満たすことになった支援単位がある一方で、開所時間に準備時間を含めていなかったことにより、開所時間が1 日6 時間を

を超えておらず、長時間開所加算の要件を満たさない支援単位がある状況が見受けられた。

また、長時間開所加算は、18時以降も放課後児童クラブの開所を促すことなどを目的として設定されたものであるが、18時を超えて開所していても、長時間開所加算の要件を満たさない支援単位があり、さらに、授業終了時刻の平均が前記のとおり14時07分であることなどを考慮すると、開所時間が1日6時間を超えることとされている長時間開所加算の要件を満たすためには、20時を超えて放課後児童クラブを開所している必要がある。しかし、授業終了時刻から閉所時刻までを児童が放課後児童クラブを利用する時間と仮定するなどして開所時間を算定すると、18時を超えて開所していた延べ9,184支援単位のうち延べ8,855支援単位(96.4%)は、18時を超えて開所していても開所時間が1日6時間を超えておらず長時間開所加算の対象とならない状況となっていた。また、こども家庭庁は、前記のとおり運営主体が長時間開所加算の計上を目的として18時直近に開所するなど恣意的に開所時刻を遅く設定することが懸念されるとして、開所時間が1日6時間を超えることを長時間開所加算の要件としていたが、授業終了時刻後に利用者(児童)のニーズが生ずることを考慮すると、運営主体が開所時刻を18時直近にすることは実際には想定し難く、現に、長時間開所加算を計上していなかった延べ3,750支援単位の開所時刻の平均は13時36分、最も遅いものでも16時となっていた。

(改善を必要とする事態)

開所時間に準備時間を含めていたことにより、1日6時間を超えて開所した場合の長時間開所加算の要件を満たす支援単位がある一方で、開所時間に準備時間を含めていなかったことにより、開所時間が1日6時間を超えておらず、長時間開所加算の要件を満たさない支援単位がある事態や、18時を超えて開所していてもほとんどの支援単位において児童が放課後児童クラブを利用する時間が1日6時間を超えないことから長時間開所加算の対象とならない事態は、長時間開所加算が目的に沿った合理的な制度設計となっておらず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、こども家庭庁において、都道府県及び市区町に対して、開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を周知していないことにもよるが、現行の長時間開所加算の要件によると、18時を超えて放課後児童クラブを開所していても、ほとんどの支援単位が長時間開所加算を計上できなくなるなどの実態を把握しておらず、長時間開所加算の制度の見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

長時間開所加算は、いわゆる「小1の壁」を解消するために、18時以降も放課後児童クラブの開所を促すことなどを目的として設定されたものであり、こども家庭庁において、開所時間の適切な設定に関する考え方を明確にし、長時間開所加算の目的に沿った合理的な制度設計とすることが必要である。

こども家庭庁は、これらの事態に係る本院の指摘を受けて、6年12月に事務連絡を発出し、都道府県及び市町村に対して、健全育成事業の実施に当たり必要となる開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を明確にするとともに、その内容を周知した。

ついては、こども家庭庁において、上記に加えて、健全育成事業の実施に当たり、長時間開所加算について、その実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿っ

た合理的な制度設計とするよう意見を表示する。

【当局が講じた処置】

本院は、こども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、こども家庭庁は、本院指摘の趣旨に沿い、7年3月までに、長時間開所加算を計上している支援単位の開所時間の状況等についての実態を把握するとともに、いわゆる「小1の壁」を解消するために保護者のニーズを把握することを目的として、放課後児童クラブと保育所との閉所時刻の差について調査した。そして、開所時間が1日6時間を超えるとという長時間開所加算の要件を満たす支援単位が少ないことなどを確認し、長時間開所加算が目的に沿った合理的な制度設計となるよう、更なる開所時間の延長を含め、長時間開所加算の制度の在り方を検討した。その結果、同年4月に、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年こ成事第481号こども家庭庁長官通知）を改正して、平日分の長時間開所加算については、「開所時間が1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合」から「18時半を超えて開所する場合」に要件を見直すこととし、7年度に実施する健全育成事業から適用する処置を講じていた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について

〔令和3年度決算検査報告 173 ページ参照〕
〔令和4年度決算検査報告 265 ページ参照〕
〔令和5年度決算検査報告 60 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省（令和5年4月1日以降はこども家庭庁）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村（特別区を含む。）が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算を算定することとなっており、児童発達支援管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置していない期間は当該加算を算定できないこととなっている（以下、これを「児童指導員等加配加算の要件」という。）。

しかし、9都県及び13市区の96指定障害児通所支援事業者等（以下、指定障害児通所支援事業者等を「事業者」という。）の119事業所において、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していたため、障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が過大となっている事態が見受けられた。そして、厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について誤解しているなどの都県等及び事業者があるということを十分に把握していなかったため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）等に記載していなかったり、児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出（以下「加算届」という。）の様式に管理責

任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして児童指導員等加配加算の要件について十分に周知していないなどしていた。

したがって、厚生労働大臣に対して4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、返還手続が未済の事業所に対して、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」という。)に対して、Q&A等に記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示すなどした上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第76号)に基づき厚生労働省が実施していた障害児通所支援に係る事務が5年4月に移管されたこども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省(5年4月1日以降はこども家庭庁)は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、7年6月までに、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 5年3月に都道府県等に対して、事務連絡を発し、Q&Aに記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

第2 総 務 省

第3章
第1節
第2
総務省

不 当 事 項

補 助 金

(20) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (34)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費
部 局 等	総務本省、9 都道府県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県4、市10、会社1、計15 補助事業者等 (県4、市10、計14 事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	1 会社
国庫補助金等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、情報通信利用促進支援事業費補助金
上記の国庫補助金等交付額の合計	1,417,381,876 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	206,744,252 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、39 都道府県、371 市町村及び59 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、4 県、10 市、1 会社、計15 事業主体が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び情報通信利用促進支援事業費補助金を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどして、これらに係る国庫補助金 206,744,252 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの 14 件 不当と認める国庫補助金 159,597,252 円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年府地創第127号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、^(注1)コロナ禍における経済対策に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止策等についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に記載された事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に充てるために、国が交付するものである。

(注1) コロナ禍における経済対策 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月閣議決定)、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月閣議決定)、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月閣議決定)、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」(令和4年4月原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)等

制度要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、制度要綱に掲げる基準に適合する事業であって、実施計画を作成する地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業等とすることとされている。また、当該地方公共団体が作成した実施計画に記載された交付金の交付対象事業が複数の府省で所管する国庫補助事業や地方単独事業で構成されている場合は総務省が交付行政庁となることとなっており、実際には、全ての実施計画に地方単独事業が含まれるなどしているため、同省が交付行政庁となっている。

そして、事業主体が都道府県である場合、総務本省は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村(特別区を含む。以下同じ。)である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、22 都道府県及び 338 市町村において会計実地検査を行ったところ、4 県及び 10 市、計 14 事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

① 交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの

部局等	交付金事業者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対する交付金 交付額	不当と認める交付 対象事業費	不当と認める交付 金相当額
(20) 総務本省	福 井 県	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5	千円 13,596	千円 13,596	千円 6,703	千円 6,703
(21)	同	山 梨 県	同	3	118,396	118,396	5,500
(22)	同	沖 縄 県	同	4、5	520,081	520,081	11,300
(23)	北 海 道	登 別 市	同	2、3	13,966	9,420	6,941
(24)	東 京 都	町 田 市	同	4	57,517	57,517	5,322
(25)	岐 阜 県	関 市	同	4	47,946	47,946	6,118
(26)	愛 知 県	知 多 市	同	4	17,503	15,700	2,198
(27)	福 岡 県	柳 川 市	同	4	102,850	102,850	1,067
(20)～(27) の計					891,857	885,507	45,152

8 事業主体は、実施計画に記載した地方単独事業の実施に要する費用等の全部又は一部に交付金を充当しており、交付金事業の交付対象事業費を計 891,857,630 円であるなどとして、総務本省又は 5 都道県に実績報告書を提出し、総務本省又は 5 都道県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計 885,507,647 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付金の交付対象とされたもののうち、実施計画に基づく事業に要する費用に該当しない費用及び実施計画において対象外とするとされている費用は、交付金の交付対象とは認められないことなどから、これらに係る交付金計 45,152,654 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7 事業主体^(注2)において交付対象事業費等の確認が十分でなかったこと、1 事業主体^(注3)において交付対象事業費等の算定に対する理解が十分でなかったこと、総務本省及び 5 都道県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 7 事業主体 福井、山梨、沖縄各県、登別、町田、関、知多各市

(注3) 1 事業主体 柳川市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

沖縄県は、令和4、5両年度に、同県が制定した補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)に定める補助事業(以下「県補助事業」という。)を実施した観光事業者等に対する補助金(以下「県補助金」という。)計 369,207,000 円を含めて沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業を事業費計 520,081,737 円(交付金充当経費同額)で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。

県交付要綱等によれば、県補助事業の実施に要した費用の精算が事業期間外となった場合には当該費用は県補助金の補助の対象とならないこととされている。

しかし、観光事業者等が県補助事業の実施に要した費用には、精算が事業期間外となったため県補助金の補助の対象とならない費用計 11,300,000 円が含まれていた。

したがって、同県がこれらの観光事業者等に対して交付した県補助金計 11,300,000 円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金同額が過大に交付されていた。

② 交付対象事業費を過大に精算していたもの

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(28) 総務本省	神 奈 川 県	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	5	159,397	159,397	91,791	91,791
(29) 宮 城 県	岩 沼 市	同	5	13,192	7,670	4,070	4,070
(30) 神奈川県	相 模 原 市	同	5	55,750	27,875	5,868	5,868
(31) 同	鎌 倉 市	同	4	9,748	7,311	4,061	4,061
(32) 長野県	小 諸 市	同	5	55,039	43,223	1,541	1,541
(33) 岡山県	岡 山 市	同	5	48,871	48,871	7,111	7,111
(28)～(33)の計				341,997	294,347	114,444	114,444

6 事業主体は、実施計画に記載した地方単独事業の実施に要する費用の全部若しくは一部又は国の補助事業(文部科学省又は厚生労働省が所管する事業)において地方公共団体が一部を負担することと

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
されている費用に交付金を充当しており、交付金事業の交付対象事業費を計 341,997,308 円であるなどとして、総務本省又は4県に実績報告書を提出し、総務本省又は4県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計 294,347,229 円の交付金の交付を受けていた。 しかし、交付対象事業費等について、実際の光熱費の高騰分ではなく、実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等を実績報告書に計上していたこと、国の補助事業の実績報告書に基づく金額等を交付金の実績報告書に計上すべきところ、それとは異なる金額を過大に計上するなどしていたことにより、交付金計 114,444,598 円が過大に精算されていて、不当と認められる。 このような事態が生じていたのは、^(注4)3事業主体において交付対象事業費等の算定に対する理解が十分でなかったこと、^(注5)3事業主体において交付対象事業費等の確認が十分でなかったこと、総務本省及び4県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。 (注4) 3事業主体 神奈川県、小諸、岡山両市 (注5) 3事業主体 岩沼、相模原、鎌倉各市 前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。 ＜事例2＞ 神奈川県は、令和5年度に、県有施設等においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等により光熱費が高騰したため、光熱費の対3年度比の高騰分に交付金を充当することにより適切な維持管理を図ることなどを目的として、県立障害福祉施設入所児者処遇費等11事業を事業費計 159,397,000 円(交付金充当経費同額)で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。 しかし、同県が提出した実績報告書等を確認したところ、11事業の全てについて、実際の光熱費の対3年度比の高騰分ではなく誤って実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等が計上されており、事業費が過大に計上されていた。そこで、上記の11事業について実際の5年度における光熱費の対3年度比の高騰分に基づきそれぞれの適正な事業費を算定すると計 67,605,214 円となる。 したがって、前記の事業費 159,397,000 円との差額 91,791,786 円(交付金充当経費同額)が過大に精算されていた。							
(20)－(33)の計				1,233,854	1,179,854	159,597	159,597

(2) 利用者向けデジタル活用支援推進事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 47,147,000 円

情報通信利用促進支援事業費補助金(利用者向けデジタル活用支援推進事業)は、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年総情促第28号)等に基づき、情報通信技術を用いた情報の活用(以下「デジタル活用」という。)に係る機会又は必要な能力における格差を是正するために、デジタル活用

に関する支援を要する者に対し、デジタル活用による行政手続におけるサービスその他のデジタル活用による国民生活におけるサービスの利用方法に関する助言、相談その他の必要な支援を行う事業(以下「デジタル活用事業」という。)の費用を助成する事業を行う補助事業者に対して、国が交付するものである。そして、補助金の交付を受けた補助事業者は、デジタル活用事業を実施する間接補助事業者(事業主体)に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助している。

本院が15事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					千円	千円	千円	千円
(34) 総務本省	デロイト トーマツ ファイナン シャルアド バイザリー 合同会社	株 式 会 社 HONKI	利用者向 けデジタ ル活用支 援推進事 業	4、5	274,926	237,527	83,757	47,147

株式会社 HONKI(以下「会社」という。)は、デジタル活用事業であるスマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う講習会として、令和4年度に36事業を事業費計51,101,834円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額44,958,000円)、5年度に146事業を事業費計223,825,150円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額192,569,000円)、両年度計182事業を事業費合計274,926,984円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額計237,527,000円)で実施していた。

補助事業者が定めて総務大臣の承認を受けた4、5両年度の情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程等によれば、補助対象事業費は、人件費、委託費及びその他諸経費とされており、スマートフォンのレンタル料等をその他諸経費として計上できることとされている。

会社は、4、5両年度の実績報告書において、講習会で使用するスマートフォンをレンタルするなどしたとして、これらに要したとする経費(4年度計13,605,420円、5年度計70,152,200円、合計83,757,620円)をそれぞれ補助対象事業費に計上した実績報告書等を補助事業者に提出し、補助事業者による審査を経て、補助金の額の確定を受け、これにより補助金の交付を受けていた。

しかし、会社は、実際には、4、5両年度に実施した182事業において、既に保有するなどしていたスマートフォンを利用して講習会を実施しており、スマートフォンをレンタルするなどしたとする虚偽の発注書等を作成するなどして、これらを証拠書類として実績報告書に添付していた。

したがって、上記の182事業について、スマートフォンのレンタル等に要したとする経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計191,169,364円となり、補助対象事業費274,926,984円との差額83,757,620円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額47,147,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、補助事業者において実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

そ の 他 (35)–(54)

- (35) 特別交付税の額の算定に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	県 1、市 9、町 4、村 1
特別交付税交付額	21,350,166,000 円(令和 2 年度～ 6 年度)
過大に交付された特別交付税の額	259,923,000 円(令和 2 年度～ 6 年度)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。算定事項には、空き家対策に要する経費(以下「空き家対策経費」という。)、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」という。)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」という。)、原油価格高騰対策に要する経費(以下「高騰対策経費」という。)等がある。

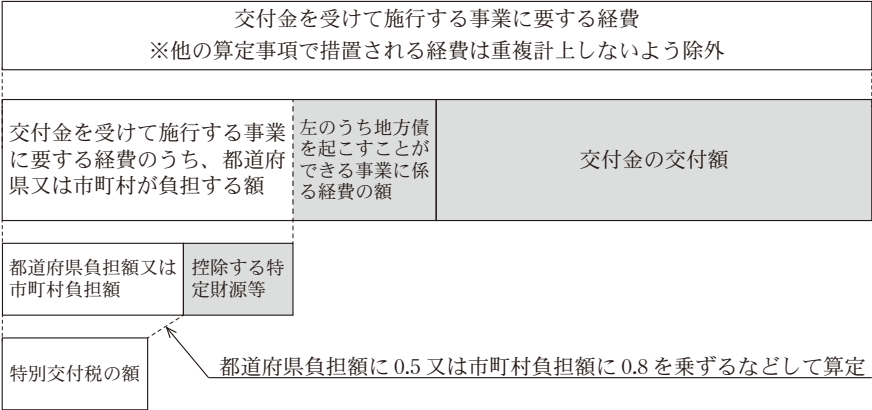
地方交付税法等に基づき、都道府県は当該都道府県に該当する算定事項ごとに特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」という。)を作成して総務省に提出することとなっている。また、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から提出され、又は送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定は都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている(以下、特別交付税の額の算定の対象となる都道府県又は市町村が負担する額について、都道府県が負担する額を「都道府県負担額」、市町村が負担する額を「市町村負担額」という。)。そして、地方創生経費については、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)を受けて施行する事業に要する経費のうち、交付金の交付額及び地方債を起すことができる事業に係る経費を除いた額から、更に交付金以外の国庫補助金等の特定財

源等を控除した額を都道府県負担額又は市町村負担額とすることなどとされている(図参照)。また、移住定住経費については、移住希望者等に対する情報発信等に要する経費から、高騰対策経費については、公共施設等における燃料費の高騰により増加した経費等の原油価格高騰対策に関する取組に要する経費から、それぞれ国庫補助金等の特定財源等を控除した額を都道府県負担額又は市町村負担額とすることなどとされている。

そして、省令等によれば、算定資料の記載に当たり、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、これを重複計上しないよう除外することとされている。

図 特別交付税の額の算定に係る概念図(地方創生経費の例)



2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、13道県及び19道県の134市町村において、令和2年度から6年度までの間に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、^(注1) 1県及び^(注2) 10道県の14市町村において、算定資料の作成に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、1県及び14市町村に交付された特別交付税計21,350,166,000円のうち計259,923,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県及び10道県の14市町村において省令等の理解、算定資料の確認等が十分でなかったこと、^(注3) 8道県において市町村の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 1県 佐賀県

(注2) 10道県の14市町村 北海道岩見沢、名寄、宮城県気仙沼、富谷、秋田県潟上、静岡県伊豆、愛知県清須、福岡県古賀、熊本県天草各市、北海道茅部郡森、群馬県利根郡みなかみ、滋賀県犬上郡豊郷、高知県吾川郡いの各町、北海道余市郡赤井川村

(注3) 8道県 北海道、宮城、秋田、群馬、静岡、愛知、滋賀、高知各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

佐賀県は、令和3年度に、高騰対策経費の算定資料の作成に当たり、都道府県負担額を

199,000,000 円として、高騰対策経費に係る算定額を含む特別交付税 3,458,110,000 円の交付を受けていた。

しかし、同県は、3 年度の算定資料の作成に当たり、上記の都道府県負担額 199,000,000 円のうち 179,000,000 円について、国庫補助金を充当することとしていたのに、誤って特定財源として控除すべき当該国庫補助金を控除していなかったなどのため、高騰対策経費に係る都道府県負担額 179,000,000 円が過大となっていた。

したがって、適正な都道府県負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、3,368,610,000 円となることから、特別交付税 89,500,000 円が過大に交付されていた。

<事例 2>

群馬県利根郡みなかみ町は、令和 2 年度に、地方創生経費の算定資料の作成に当たり、市町村負担額を 18,650,000 円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税 339,592,000 円の交付を受けていた。

しかし、同町は、2 年度の交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額 17,500,000 円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、325,592,000 円となることから、特別交付税 14,000,000 円が過大に交付されていた。

以上を道県別・交付先別に示すと、次のとおりである。

	道 県 名	交 付 先	算 定 事 項	年 度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘 要
					千円	千円	
(35)	北 海 道	岩 見 沢 市	地方創生経費	3 ～ 5	6,004,220	8,295	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(36)	同	名 寄 市	同	5	1,385,145	54,433	同
(37)	同	茅 場 郡 森 町	移住定住経費	4	334,134	4,043	国庫補助金を控除していなかったもの
			高騰対策経費	5	252,094	3,660	同
			小 計		586,228	7,703	
(38)	同	余 市 郡 赤 井 川 村	地方創生経費	5	114,756	5,280	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(39)	宮 城 県	気 仙 沼 市	同	4、5	2,108,811	12,760	同
(40)	同	富 谷 市	同	2、5	733,188	5,062	同
(41)	秋 田 県	潟 上 市	高騰対策経費	5	629,739	36,250	国庫補助金を控除していなかったもの
(42)	群 馬 県	利 根 郡 みなかみ町	地方創生経費	2	339,592	14,000	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(43)	静 岡 県	伊 豆 市	空き家対策経費	5、6	1,650,599	4,848	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
(44)	愛 知 県	清 須 市	地方創生経費	3、4	546,975	2,345	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(45)	滋 賀 県	犬 上 郡 豊 郷 町	高騰対策経費	4	338,021	1,407	国庫補助金を控除していなかったもの
(46)	高 知 県	吾 川 郡 い の 町	地方創生経費	3	499,674	2,530	算定の対象とならない経費を含めていたもの

		道 県 名	交 付 先	算 定 事 項	年 度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘 要
第3章 第1節 第2 総務省	(47)	福 岡 県	古 賀 市	移住定住経費	4	千円 300,285	千円 3,310	国庫補助金を控除していなかったもの
	(48)	佐 賀 県	佐 賀 県	高騰対策経費	3	3,458,110	89,500	国庫補助金を控除していなかったなどのもの
	(49)	熊 本 県	天 草 市	同	4	2,654,823	12,200	国庫補助金を控除していなかったもの
	(35)～(49)の計					21,350,166	259,923	
	(50) (54)	震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの						

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成 23 年法律第 41 号)
交 付 先	4 市町
震災復興特別交付税交付額	286,476,845,000 円(平成 23 年度～令和 6 年度)
過大に交付された震災復興特別交付税の額	38,928,000 円(平成 23 年度～令和 6 年度)

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成 23 年法律第 41 号)に基づき、東日本大震災(平成 23 年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を平成 23 年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成 23 年総務省令第 155 号)等を 23 年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23 年度から令和 6 年度までの各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)。算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金、社

会資本整備総合交付金、災害公営住宅家賃対策補助等))を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「地方負担額」という。)等がある。

市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額は、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の見込額等を用いることなどにより算定することとされている。また、算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回ったことなどにより、過年度の震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を震災復興特別交付税の額から減額すること(以下「減額調整」という。)とされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、平成23年度から令和6年度までの間に交付された震災復興特別交付税計286,476,845,000円を対象に、総務本省、宮城県石巻、気仙沼両市及び同県牡鹿郡女川町において、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、岩手県及び同県釜石市から算定資料等の提出を受けるなどして検査した。

検査の結果、^(注)3市町は、算定資料等の作成に当たり、地方負担額のうち市町が負担すべき額の算定において、交付の対象とならない事業費を交付対象事業費に含めるなどしており、国の補助金等の交付対象事業費の算定が適切でなかった。また、気仙沼市及び女川町は、補助事業により取得した財産の処分に係る国庫納付が必要となっていたことに伴い、過年度の震災復興特別交付税の額の算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回っていたのに減額調整を行っていなかった。これらのことから、地方負担額が過大となり、震災復興特別交付税286,476,845,000円のうち計38,928,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 3市町 釜石、石巻両市、牡鹿郡女川町

このような事態が生じていたのは、上記の3市町において算定資料等の作成に当たり市町が負担すべき額の算定の基礎となる交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、気仙沼市において財産の処分の手続についての確認が十分でなかったこと、女川町において財産の処分に係る減額調整についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

		県 名	交 付 先	算 定 事 項	年 度	震災復興特別 交付税交付額	過大に交付さ れた震災復興 特別交付税の 額	摘 要
第3章 第1節 第2 総務省	(50)	岩 手 県	釜 石 市	社会資本整備 総合交付金	元	千円 10,760,088	千円 3,294	交付対象事業費の算 定が適切でなかった もの
	(51)	宮 城 県	石 巻 市	東日本大震災 復興交付金、 災害公営住宅 家賃対策補助	平成30～ 令和 4	82,594,383	18,524	同
	(52)	同	気 仙 沼 市	東日本大震災 復興交付金	平成23～ 令和 6	144,542,879	9,112	財産の処分に係る国 庫納付が必要となっ ていたことに伴う減 額調整を行っていな かったもの
	(53)	同	牡 鹿 郡 女 川 町	同	平成25～ 令和 3	48,330,642	5,195	同
	(54)	同	同	東日本大震災 復興交付金、 災害公営住宅 家賃対策補助	元～ 4	9,337,975	2,803	交付対象事業費の算 定が適切でなかった もの
	(50)～(54)の計					(注) 286,476,845	38,928	

(注) 女川町の令和元年度から3年度までの間の震災復興特別交付税交付額が重複しているため計は一
致しない。

((50)については、後掲320ページの国土交通省の項「トイレ施設、ガス管等の移設に係る補
償費の算定が適切でなかったもの」を、(51)(54)については、後掲318ページの同省の項
「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの」を、(52)につい
ては、後掲324ページの同省の項「防災集団移転促進事業により整備した住宅敷地について
承認を受けずに財産の処分を行い、譲渡額に係る国庫納付を行っていないかったもの」をそれ
ぞれ参照)

第3 外 務 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(55) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費 (項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費
部 局 等	在カラチ日本国総領事館
不正行為期間	令和2年10月～6年2月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	3,380,334 円 (6,500,642.44 パキスタン・ルピー)

本院は、在カラチ日本国総領事館(以下「総領事館」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告を受けるとともに、外務本省において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、総領事館において、現地で採用した職員アンワル某及びビクター某が、資金前渡官吏の補助者として総領事館の電気料金等に係る請求書等の確認、支払等の事務に従事中、令和2年10月から6年2月までの間に、計43件の電気料金等の支払に当たり請求書等を改ざんして支払金額を水増しした上で、これを支払うために振り出された小切手を現金化するなどして、業者には正当な請求額を支払う一方で、正当な請求額との差額計6,500,642.44 パキスタン・ルピー(邦貨換算額3,380,334 円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されていない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省
見返り資金制度の概要	無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により、調達した物品を売却するなどして回収した見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用するもの

検査及び調査の対象とした事業数並びにこれらの贈与額	15 か国 115 事業	506 億 3100 万円 (平成 4 年度～29 年度)
上記の事業に係る見返り資金のうち使用されておらず更なる開発効果が速やかに発現していない見返り資金に係る事業数及び残高	7 か国 31 事業	11 億 5929 万円 (令和 6 年度末)

【意見を表示したものの全文】

見返り資金の使用状況等について

(令和 7 年 10 月 22 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 見返り資金の概要

(1) 無償資金協力(食糧援助)等の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を贈与や貸付けなどの形態で実施している。

貴省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。そして、無償資金協力には、食糧不足に直面している開発途上地域の政府等に対して、米、小麦等の食糧を調達するための資金を贈与する無償資金協力(食糧援助)^(注1)がある。また、過去には、食用作物の増産のための肥料や農業機械等を調達するための資金を贈与する無償資金協力(貧困農民支援)(平成 17 年度以前は無償資金協力(食糧増産援助))や、経済構造改善努力を推進する開発途上地域の政府等に対して、経済構造改善努力を推進するのに必要な資機材等を輸入するための資金を贈与するノン・プロジェクト無償資金協力(経済構造改善努力支援無償資金協力)^(注2)(以下「ノン・プロ無償」という。)が実施されていた。

(注1) 無償資金協力(食糧援助)は、昭和 43 年から開始され、平成 20 年 9 月までの閣議決定に基づく事業は貴省が、同年 10 月から 22 年 4 月までの間の閣議決定に基づく事業は機構が、同年 5 月以降の閣議決定に基づく事業は再び貴省がそれぞれ実施している。

(注2) 無償資金協力(食糧増産援助)は、昭和 52 年から開始された後、平成 17 年度に無償資金協力(貧困農民支援)に名称が変更され、20 年 9 月までの閣議決定に基づく事業は貴省が、同年 10 月以降の閣議決定に基づく事業は当該事業が終了する 27 年 3 月まで機構がそれぞれ実施していた。

また、ノン・プロ無償は、昭和 62 年度から開始され、事業が終了する平成 27 年 4 月まで貴省が実施していた。

(2) 見返り資金制度の概要

我が国と援助の相手となる開発途上国の政府(以下「相手国政府」という。)との二国間における無償資金協力(食糧援助)(以下「KR」という。)、無償資金協力(食糧増産援助)及び無償資金協力(貧困農民支援)(以下、両者を合わせて「2KR」という。)並びにノン・プロ無償において、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金(以下「見返り資金」という。)(注3)を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。

ア 見返り資金の目的

貴省が定めた「食糧援助(KR)にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」(平成24年6月外務省国際協力局制定)、「ノン・プロジェクト無償資金協力をに係る見返り資金制度の運用に関するガイドライン」(平成21年8月外務省国際協力局制定)(以下、これらを合わせて「ガイドライン」という。)等によれば、見返り資金は、贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国の経済社会開発のために使用することによる更なる開発効果が期待されるなどとされている。そして、見返り資金について、我が国の経済協力事業では適切な支援が困難な事業や、我が国の経済協力事業の円滑な実施等のための相手国政府負担分等に対する財源として活用させることとされている。

イ 見返り資金の積立て

KR、2KR 及びノン・プロ無償の実施に当たり、我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文、贈与契約及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録によれば、物品の調達が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国政府は貴省から推薦された団体(以下「調達代理機関」という。)と調達代理契約を締結して、調達代理機関は相手国政府に代わって物品を調達することとされている。

そして、相手国政府は、所定の積立期限(交換公文締結後2年等)までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、交換公文に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。

ウ 見返り資金の使用

見返り資金は、相手国政府に帰属するものの、我が国からの贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金であることから、貴省は、見返り資金の積立て及び使用について外交政策的に一定の関与を行うこととしている。そして、交換公文等によれば、不適切な用途への使用を防止するなどのために、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、在外公館に対して見返り資金の使用に係る協議(以下「使途協議」という。)を行うこととされている。使途協議に当たり、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外公館は、申請内容を確認して検討し、貴省本省へ当該申請内容等の妥当性についての判断を求めた上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。

(注3) 見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用する期限は定められていない。

(3) 見返り資金の残高、使用状況等の確認

ガイドライン等によれば、在外公館は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

交換公文等によれば、在外公館は、KR、2KR 及びノン・プロ無償について、原則として交換公文締結後5年間は、調達代理契約に基づき、調達代理機関から、銀行口座の残高証明書とともに、相手国政府の見返り資金の積立額及び積立義務額等(以下、これらを合わせて「積立額等」という。)の報告を半年ごとに受けることとされている。そして、在外公館は、調達代理機関から積立額等の最終報告を受けた後は、見返り資金の不正使用の防止、相手国政府による見返り資金の使途に係る適格性の確認等の観点から、相手国政府の銀行口座の見返り資金が全て使用されるまで、残高、使用状況等について、使途協議が行われるなどした際に確認することになっている。

(4) 見返り資金に関する過去の検査の状況

本院は、平成15年度決算検査報告において、ノン・プロ無償で積み立てられた見返り資金の状況等について、特定検査対象に関する検査状況として掲記しており、見返り資金の使用状況を相手国政府から報告させるなどして把握し、速やかに使用されているとは認められない場合には、見返り資金の使用により早期に効果が発現するよう相手国政府に働きかけをすることなどを所見として記述している。

2 本院の検査及び調査の結果

(検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、KR、2KR 及びノン・プロ無償で積み立てられた見返り資金は、相手国政府により適切に使用され、開発効果が速やかに発現しているか、また、調達代理機関から相手国政府の積立額等の最終報告を受けた後、在外公館において、見返り資金の残高、使用状況等を適切に確認しているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。

(検査及び調査の対象及び方法)

本院は、15か国の事業のうち、貴省が保有している関係資料等により KR、2KR 及びノン・プロ無償に係る交換公文の締結状況が確認可能であった平成4年度から^(注5)29年度までに交換公文を締結した115事業(贈与額計506億3100万円、うちKR64事業に係る贈与額計240億6100万円、2KR40事業に係る贈与額計168億7000万円及びノン・プロ無償11事業に係る贈与額計97億円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び15か国を管轄する11在外公館のうち10在外公館において、見返り資金に係る関係書類等を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、残りの1在外公館については、見返り資金の使用状況等について、ウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査した。

また、調査に当たっては、貴省の職員の立会いの下に、相手国政府から協力が得られた範囲内で2か国の相手国政府の担当職員から説明を受けるなどした。さらに、相手国政府が保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、貴省を通じて入手した。

(注4) 15 か国 アルメニア共和国、カンボジア王国、コモロ連合、ジブチ共和国、エクアドル共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、ラオス人民民主共和国、リベリア共和国、マダガスカル共和国、モンゴル国、シエラレオネ共和国、タンザニア連合共和国

(注5) 平成29年度までとすれば、調達代理機関からの積立額等の最終報告を受けた後、在外公館が見返り資金の残高等を確認することになってから相当期間(2年以上)が経過していることとなる。

(注6) 11 在外公館 在インドネシア、在カンボジア、在モンゴル、在ラオス、在エクアドル、在アルメニア、在ガーナ、在ケニア、在ジブチ、在タンザニア、在マダガスカル各日本国大使館

(注7) 10 在外公館 在インドネシア、在カンボジア、在ラオス、在エクアドル、在アルメニア、在ガーナ、在ケニア、在ジブチ、在タンザニア、在マダガスカル各日本国大使館

(注8) 1 在外公館 在モンゴル日本国大使館

(注9) 2 か国 アルメニア共和国、マダガスカル共和国

(検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見返り資金の残高の状況、使用状況等

ア 見返り資金の残高の状況

検査の対象とした115事業は、令和6年度末時点で、いずれも見返り資金の積立期限から5年以上が経過している事業である。そして、KR、2KR及びノン・プロ無償の別に見返り資金の残高の状況をみると、表1のとおり、6年度末時点の残高が、KRについては5か国16事業の計4億7529万余円、2KRについては3か国6事業の計1億4728万余円、ノン・プロ無償については1か国9事業の計5億3671万余円となっており、計7か国^(注10)31事業において相手国政府の口座に計11億5929万余円の残高がある状況となっていた。^(注11)

(注10) 7 か国 アルメニア共和国、コモロ連合、エクアドル共和国、エリトリア国、マダガスカル共和国、シエラレオネ共和国、タンザニア連合共和国

(注11) 在外公館が把握していた残高のほか、本院が在外公館を通じて相手国政府に確認して把握した残高(後述2(2)参照)を含んでいる。

表1 KR、2KR及びノン・プロ無償の交換公文締結年度別の見返り資金の残高の状況

事業別 交換公文 締結年度	KR				2KR				ノン・プロ無償				計			
	贈与額 (千円)	左の贈与額により調達 した物品を売却するな どして回収した見返り 資金の令和6年度末時 点の残高等 注(3)			贈与額 (千円)	左の贈与額により調達 した物品を売却するな どして回収した見返り 資金の6年度末時点の 残高等 注(3)			贈与額 (千円)	左の贈与額により調達 した物品を売却するな どして回収した見返り 資金の6年度末時点の 残高等 注(3)			贈与額 (千円)	左の贈与額により調達 した物品を売却するな どして回収した見返り 資金の6年度末時点の 残高等 注(3)		
		国数 注(1)	事業 数	見返り資 金残高 (千円)		国数 注(1)	事業 数	見返り資 金残高 (千円)		国数 注(1)	事業 数	見返り資 金残高 (千円)		国数 注(1)	事業 数	見返り資 金残高 (千円)
平成4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500,000	1	1	1,817	2,500,000	1	1	1,817
5年度	—	—	—	—	350,000	1	1	19	—	—	—	—	350,000	1	1	19
6年度	—	—	—	—	450,000	1	1	561	—	—	—	—	450,000	1	1	561
7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	1,500,000	1	1	3,853	1,500,000	1	1	3,853
9年度	—	—	—	—	1,250,000	—	—	—	—	—	—	—	1,250,000	—	—	—
11年度	2,860,000	1	2	130	1,900,000	1	1	31	600,000	1	1	4,660	5,360,000	1	4	4,822
12年度	539,000	—	—	—	1,410,000	1	1	319	800,000	1	1	19,654	2,749,000	2	2	19,974
13年度	—	—	—	—	3,440,000	—	—	—	—	—	—	—	3,440,000	—	—	—
14年度	2,262,000	—	—	—	1,700,000	—	—	—	—	—	—	—	3,962,000	—	—	—
15年度	1,410,000	—	—	—	720,000	—	—	—	—	—	—	—	2,130,000	—	—	—
16年度	650,000	—	—	—	600,000	1	1	23,110	—	—	—	—	1,250,000	1	1	23,110
17年度	1,620,000	1	1	5,772	1,180,000	—	—	—	1,100,000	1	1	6,108	3,900,000	1	2	11,880
18年度	1,490,000	—	—	—	960,000	1	1	123,239	700,000	1	1	39,490	3,150,000	2	2	162,730
19年度	2,150,000	1	1	39,542	1,230,000	—	—	—	900,000	1	1	245,264	4,280,000	2	2	284,807
20年度	1,970,000	—	—	—	1,680,000	—	—	—	—	—	—	—	3,650,000	—	—	—
22年度	4,030,000	1	1	403					—	—	—	—	4,030,000	1	1	403
23年度	890,000	1	1	907					—	—	—	—	890,000	1	1	907
24年度	1,320,000	2	2	3,044					—	—	—	—	1,320,000	2	2	3,044
25年度	1,210,000	2	2	38,349					—	—	—	—	1,210,000	2	2	38,349
26年度	470,000	2	2	140,593					300,000	1	1	141,576	770,000	3	3	282,169
27年度	230,000	1	1	1,552					1,300,000	1	1	74,287	1,530,000	2	2	75,840
28年度	490,000	2	2	207,978									490,000	2	2	207,978
29年度	470,000	1	1	37,018									470,000	1	1	37,018
計	24,061,000	5	16	475,294	16,870,000	3	6	147,281	9,700,000	1	9	536,714	50,631,000	7	31	1,159,290

注(1) 国数の計は純計である。

注(2) 見返り資金額は、各在外公館が令和6年度末の残高として把握した額を、同年度末に適用される出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率(以下「出納官吏レート」という。)等により、邦貨額に換算したものである。

注(3) 政情不安、治安情勢の悪化等により、相手国政府から回答がなかったものは含まれていない。

そして、これらの7か国31事業の見返り資金11億5929万余円について、積立期限後の経過年数別に残高の状況をみると、表2のとおり、積立期限から20年以上経過している事業の残高が2か国10事業の計3104万余円(7か国31事業の見返り資金の残高の2.7%)、15年以上20年未満が経過している事業の残高が2か国5事業の計1億1402万余円(同9.8%)、10年以上15年未満が経過している事業の残高が4か国6事業の計3億7286万余円(同32.2%)、5年以上10年未満が経過している事業の残高が4か国10事業の計6億4135万余円(同55.3%)となっていた。

表2 積立期限後経過年数別の見返り資金の残高の状況

見返り資金の積立期限後の経過年数 事業別		20 年以上 (20 年～29 年)	15 年以上 20 年未満	10 年以上 15 年未満	5 年以上 10 年未満	計
KR	国数	1	2	2	4	5
	事業数	2	2	4	8	16
	見返り資金残高(千円)	130	45,315	4,356	425,492	475,294
2 KR	国数	2	1	1	—	3
	事業数	4	1	1	—	6
	見返り資金残高(千円)	930	23,110	123,239	—	147,281
ノン・ プロ 無償	国数	1	1	1	1	1
	事業数	4	2	1	2	9
	見返り資金残高(千円)	29,986	45,599	245,264	215,864	536,714
計	国数 注(1)	2	2	4	4	7
	事業数	10	5	6	10	31
	見返り資金残高(千円)	31,048 (2.7%)	114,024 (9.8%)	372,860 (32.2%)	641,356 (55.3%)	1,159,290 (100.0%)

注(1) 国数の計は純計である。

注(2) 見返り資金額は、各在外公館が令和6年度末の残高として把握した額を、同年度末に適用される出納官吏レート等により、邦貨額に換算したものである。

注(3) 計欄には、31事業の見返り資金の残高に対する割合を括弧書きしている。

イ 見返り資金の使用状況等

6年度末時点で見返り資金の残高がある7か国31事業に係る使途協議の状況を確認したところ、7か国28事業の見返り資金計8億6136万余円については、6年度末時点から直近5年間において使途協議が行われていないことなどから、直近5年間は相手国政府により使用されていないと認められた。このうち、2か国4事業の見返り資金計5億0758万余円については、積立て後一度も使途協議が行われていないことなどから、相手国政府により一度も使用されていないと認められた。

そして、在外公館等を通じて相手国政府に、見返り資金の使途協議を行っていない理由を確認したところ、相手国政府は、見返り資金の口座の存在を把握していないなどして、見返り資金の使用計画がなかったなどとしていた。

このように、6年度末時点における7か国31事業の見返り資金の残高11億5929万余円は、積立期限後5年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後20年以上が経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していないと認められた。

(2) 見返り資金の残高等の確認及び早期の使用に向けた相手国政府に対する働きかけの状況

ア 在外公館等による見返り資金の残高、使用状況等の確認状況

交換公文等によれば、原則として交換公文締結後5年間は、調達代理機関が相手国政府の見返り資金の口座を把握して、見返り資金の積立額等を在外公館に対して報告する

こととされている。そして、調達代理機関から積立額等の最終報告を受けた後は、在外公館が相手国政府の見返り資金の銀行口座を把握した上で、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等について、使途協議が行われるなどした際に確認することになっている。

そこで、調達代理機関からの積立額等の最終報告を受けた後、在外公館において、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適切に確認しているかについてみたところ、11 在外公館のうち 4 在外公館においては、担当者の交代等の際に関係資料の引継ぎがなされなかったことなどにより、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、当該口座における見返り資金の残高、使用状況等を確認していなかった。

そして、貴省本省においても、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を把握する体制が整備されておらず、見返り資金の残高、使用状況等を確認していない在外公館に対して、適時適切に確認するよう指示していなかった。

そこで、4 在外公館を通じて相手国政府に見返り資金の残高を確認したところ、表 3 のとおり、在外公館が存在を把握していなかった相手国政府の銀行口座の残高は、KR については 4 か国 14 事業の計 1 億 3239 万余円、2 KR については 2 か国 5 事業の計 2404 万余円、ノン・プロ無償については 1 か国 7 事業の計 2 億 7179 万余円、計 5 か国 26 事業の計 4 億 2823 万余円となっていた。

表 3 在外公館が口座の存在を把握していなかった相手国政府の見返り資金の残高等

事業別	在外公館名	国名	事業数	見返り資金の令和6年度 末時点の残高(千円)
KR	在マダガスカル 日本国大使館	コモロ連合 注(1)	7	15,095
		マダガスカル共和国	4	42,921
	在ガーナ日本国大使館	シエラレオネ共和国 注(1)	2	34,838
	在タンザニア 日本国大使館	タンザニア連合共和国	1	39,542
	小計		14	132,398
2 KR	在アルメニア 日本国大使館	アルメニア共和国	1	319
	在マダガスカル 日本国大使館	マダガスカル共和国	4	23,722
	小計		5	24,041
ノン・ プロ 無償	在マダガスカル 日本国大使館	マダガスカル共和国	7	271,794
	小計		7	271,794
計(4 在外公館 5 か国)			26	428,235

注(1) 在外公館が設置されておらず、近隣国に設置された在外公館が当該国を兼轄している。

注(2) 見返り資金額は、各在外公館が令和 6 年度末の残高として把握した額を、同年度末に適用される
出納官吏レート等により、邦貨額に換算したものである。

イ 見返り資金の早期の使用に向けた相手国政府に対する働きかけの状況

貴省本省は、使途協議が行われて、貴省本省から見返り資金の使用に係る申請内容等の妥当性についての判断を在外公館に伝達する際に、在外公館に対して相手国政府の見返り資金の今後の使用見込みを確認することとしており、ガイドライン等では明確になっていないものの、その際には、在外公館に対して見返り資金の早期の使用を相手国政府に対して促すよう指示しているとしている。

一方、7か国31事業の見返り資金計11億5929万余円について、使途協議が行われていない場合の在外公館における見返り資金の使用に向けた相手国政府に対する働きかけについてみたところ、見返り資金の早期の使用を促すなどの働きかけを行っている在外公館は確認できなかった。

(改善を必要とする事態)

貴省が実施したKR、2KR及びノン・プロ無償において積み立てられた見返り資金について、長期にわたり使用されておらず、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 在外公館において、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適切に確認することの必要性の認識が欠けていたこと
- イ 相手国政府の見返り資金について、長期にわたり使用されておらず開発効果が発現しないままとなっているのに、在外公館から相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行っていないこと
- ウ 貴省本省において、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を把握する体制が整備されていないこと

3 本院が表示する意見

見返り資金については、KR、2KR及びノン・プロ無償の贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国における経済社会開発のために使用することによる更なる開発効果の発現が期待されるなどしている。

については、貴省において、相手国政府の見返り資金が適切に使用され、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア ガイドラインを改訂するなどして、在外公館が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外公館に周知徹底すること
- イ 貴省本省において、在外公館が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外公館に対して指示することとすること

- (2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなどの場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するように意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成 11 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定、11 年 9 月 30 日以前は海外経済協力基金)
	(2) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	(1) 独立行政法人国際協力機構(平成 11 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までは国際協力銀行、11 年 9 月 30 日以前は海外経済協力基金)
	(2) 外務本省
政府開発援助の内容	(1) 有償資金協力
	(2) 無償資金協力
検査及び調査対象とした事業数並びにこれらの事業に係る貸付実行累計額又は贈与額計	(1) 21 事業 4183 億 5723 万余円(平成 7 年度～令和 4 年度)
	(2) 61 事業 153 億 7350 万余円(平成 17 年度～令和 5 年度)
	計 82 事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び貸付実行累計額又は贈与額計	(1) 2 事業 838 億 2633 万円(背景金額) (平成 14 年度～令和 2 年度)
	(2) 1 事業 854 万円(背景金額) (令和 2 年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施状況について

(令和 7 年 10 月 16 日付け 外務大臣宛て)
独立行政法人国際協力機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱(令和 5 年 6 月閣議決定)によれば、我が国は、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくこととされている。そして、政府開発援助について、その他公的資金や民間資金との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償資金協力等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力等を実施している。

このうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。草の根無償は、開発途上国で活動するNGO、地方公共団体、教育機関等の非営利団体を対象とし、事業の実施期間が贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている比較的小規模なプロジェクト(原則1000万円以下)である。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行。11年9月30日以前は海外経済協力基金)が実施することとなっている。

機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力においては、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)等に基づき、事業実施前に事前評価を、事業完了後に第三者による事後評価をそれぞれ実施することなどとなっている。

令和6年度に外務省又は機構が実施した無償資金協力の実績は1932億6102万余円、機構が実施した有償資金協力の実績は1兆8269億7115万余円となっている。

2 本院の検査及び調査の結果

(検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力及び機構が実施する有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、贈与契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握して、評価した上で、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助の対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、事業間のずれ、重複等が生じないよう調整されているか。

(検査及び調査の対象及び方法)

本院は、^(注1)8か国において平成7年度から令和5年度までに実施された無償資金協力61事業(贈与額計153億7350万余円、うち草の根無償42事業に係る贈与額計5億9393万余円)及び有償資金協力21事業(貸付実行累計額4183億5723万余円)を対象として、外務本省及び機構本部において、協力準備調査報告書等を確認し、説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館、機構の在外事務所等において、事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

また、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から直接説明を受けて事業現場の状況を確認するなどして現地調査を実施し、さらに、相手国等の保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注1) 8か国 アルメニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マダガスカル共和国、モロッコ王国、セルビア共和国、ベトナム社会主義共和国

(検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のとおり、有償資金協力2事業(貸付実行累計額 838 億 2633 万円)及び草の根無償1事業(贈与額 854 万余円)の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 有償資金協力：オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業並びにオモン火力発電所2号機建設事業(ベトナム社会主義共和国) (貸付実行累計額 838 億 2633 万円)

ア 事業の概要

オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業(以下「1号機等建設事業」といい、1号機等建設事業により建設される火力発電設備を「1号機」という。)並びにオモン火力発電所2号機建設事業(以下「2号機建設事業」といい、2号機建設事業により建設される火力発電設備を「2号機」という。)は、メコンデルタ地域における将来の電力需要の増加に対応する発電設備の建設が急務となっていることなどを背景として、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)のカントー市オモン地区において、最大出力 330MW の火力発電設備2基等を建設することにより、メコンデルタ地域を主とする南部地域の電力供給体制の増強及び電力供給の安定化を図るものである。

機構は、外務省が平成13年3月から25年3月までの各期間にベトナム政府との間で取り交わした交換公文に基づき、13年3月から25年3月までの間に計 863 億 1500 万円を供与限度額とする貸付契約を締結して、本事業に必要な資金として14年度から令和2年度までの間に計 838 億 2633 万円(1号機等建設事業 506 億 9220 万円、2号機建設事業 331 億 3413 万円)を貸し付けている。

事業実施機関であるベトナム電力公社は、本事業の実施に当たり、平成17年12月に、1号機等建設事業の1号機に係る工事契約を締結し、また、24年8月に、2号機建設事業に係る工事契約を締結している。

本事業の事業計画によると、1号機及び2号機は、重油又はガスを燃料として用いる両炊きの火力発電設備とし、ガス炊きについては南部地域において開発するガス田から供給されるガスを燃料として用いることとされ、ガスの供給が受けられるようになるまでは、重油を燃料として用いることとなっていた。

また、機構は、本事業の実施に当たり作成した事前評価書に、ベトナム側が実施するガスパイプラインの建設事業の進捗が外部要因リスクである旨を記載するほか、過去の事業から得られた教訓を踏まえてガス供給を担う予定の企業等から報告を受けるなどしていた。

イ 検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、次のような状況となっていた。

(ア) 1号機及び2号機の稼働状況等

1号機は21年7月に、2号機は27年10月に、それぞれ完工して運転を開始していた。しかし、令和7年5月の本院の現地調査実施時点において、ガス田開発事業の出資者の交代等により生じたガス田開発の遅延により、ガスの供給が開始されておらず、当初の想定以上の長期間にわたり重油のみを用いて運転する状況となっていた。そして、重油の価格が高騰したことなどから、当初、基幹電源として寄与することが想定されていた1号機及び2号機は、常時運転するのではなく、主に電力需要のピーク時に運転する運用となっていた。

このため、2号機が完成した平成27年以降の1号機及び2号機における年間送電端電力量(発電所から送電される電力量)の実績は、図表1のとおり、1号機が0GWhから383.5GWh、2号機が0GWhから624.1GWhとなっていて、いずれも目標値を大幅に下回っていた。

図表1 1号機及び2号機の送電端電力量 (単位：GWh/年)

発電所	目標値 (注)	実績値										
		平成				令和						
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	目標値 に対する 割合
1号機	1902.8	51.7	383.5	5.3	37.5	336.1	227.1	0.0	16.5	139.8	59.7	3.1%
2号機	1924.5	348.1	487.5	17.4	86.4	624.1	315.1	0.0	17.3	179.7	84.8	4.4%

(注) 事業完成2年後(1号機は平成25年、2号機は29年)における目標値である。

(イ) 機構が把握していたガス田開発の進捗等の状況

(ア)のとおり、ガス田開発の遅延等により、1号機及び2号機の年間送電端電力量の実績が目標値を大幅に下回っていたことを踏まえ、1号機等建設事業及び2号機建設事業に係る貸付契約のための審査等において、機構がガス田開発の進捗等をどのように把握していたかなどについて、機構が審査を実施した際に作成していた資料(以下「審査資料」という。)等により確認したところ、次のような状況となっていた。

機構は、過去の事業の教訓等を踏まえ、1号機及び2号機にガスを供給する予定のガス田開発の状況等について継続的に情報収集を行っており、ガス田開発に必要な主な手続は、①ベトナム政府による共同開発地区設定の承認、②基本設計の作成、③ガス田開発計画の作成及びベトナム政府の承認、④ガスの供給に係る契約の締結及びガス田開発事業者による最終投資決定となっていた。

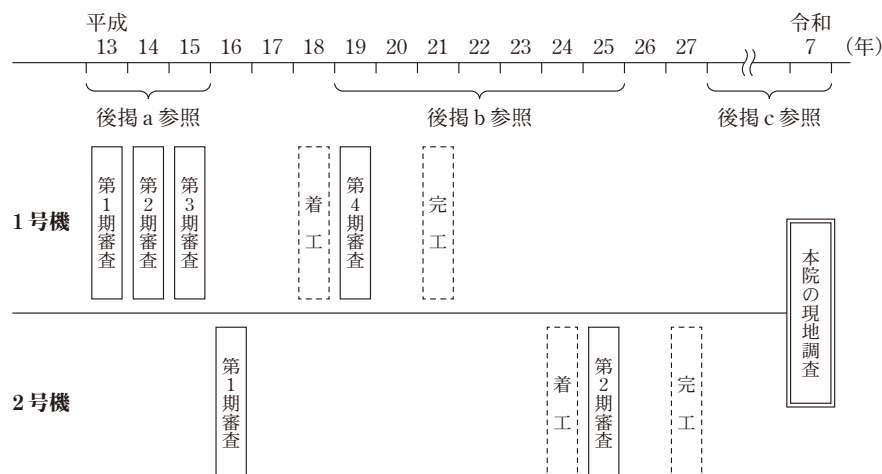
(注2) 基本設計 開発の技術的な詳細設計及びコスト評価等を目的として作成されるものであり、ベトナム政府の承認は必要としない。

(注3) ガス田開発計画 開発の全体戦略を定めるものであり、生産予測、施設計画、ガス田開発に係るスケジュール等が含まれ、ベトナム政府の承認を要するとされている。

(注4) 最終投資決定 ガス田開発計画に係るベトナム政府の承認等を受けて、ガス田開発事業者が事業に対する投資を最終的に決定する手続である。

そして、1号機等建設事業及び2号機建設事業に係る貸付契約のための審査等は、13年から25年までの間に図表2に示す時期に行われていたが、機構の把握していたガス田開発等の状況は、1号機等建設事業の第1期審査から第3期審査の時点(13年から15年)、1号機等建設事業の第4期審査から2号機建設事業の第2期審査の時点(19年から25年)、2号機の完工以降(27年から)で、次のように変遷していた。

図表2 1号機等建設事業及び2号機建設事業の審査等の状況



a 1号機等建設事業の第1期審査から第3期審査の時点(13年から15年)の状況

機構が13年、14年及び15年に1号機等建設事業の第1期審査から第3期審査を実施した時点では、ガス田開発に大きな動きはなく、審査資料にも、ガスの供給が開始される具体的な見込みは記載されていなかった。そして、ガス田開発の初期段階であるベトナム政府による共同開発地区設定の承認は1号機等建設事業の第3期審査を終えた後となっていた。

b 1号機等建設事業の第4期審査の時点(19年)から2号機建設事業の第2期審査の時点(25年)の状況

2号機建設事業の第1期審査が16年に実施された後の1号機等建設事業の第4期審査の時点(19年)になって、機構は、23年にガスの供給が開始される見込みであるとしていたが、ガス田開発に係る基本設計が23年に完成した後の25年に行った2号機建設事業の第2期審査の時点では、ベトナム政府側とガス田開発事業者側との間の契約交渉の状況等に基づき、ガスの供給が開始される時期を後ろ倒しとし、28年頃の見込みであるとしていた。

また、ガス田開発については、23年に基本設計が完成したものの、ガス田開発計画の承認やガスの供給に係る契約の締結といった重要な諸手続が実施されていない中で、機構は、ガスの供給に係る契約の年数やガスの埋蔵量等の情報が得られたことなどをもって、ガス田開発に一定の進捗が見られるとして、2号機のガス受入燃焼装置に係る費用を25年の第2期審査において事業対象に含めていた。

c 2号機の完工(27年)以降の状況

a 及び b の経緯を経て、27年10月にガス受入燃焼装置を含めて2号機が完工して、同年11月に運転を開始したが、審査時にガスの供給の開始を28年と見込んでいたにもかかわらず、ガス田開発事業の出資者のうち一者がガス販売価格に合意せず交代したことなどもあり、ガス田開発は令和6年まで着工に至らず、7年5月の本院の現地調査実施時点においてもガスの供給は開始されていなかった。

以上のとおり、ガス田開発により火力発電所にガスの供給が開始されるまでには、ガス田開発に必要な諸手続を段階的に踏む必要があり、ガスの供給が開始される時期については不確実性が極めて高い状況となっていた。しかし、機構は、ベトナム政府、事業実施機関等に対して、早期にガスの供給が開始されるよう申入れを行うなどしていたものの、ガスの供給が開始される時期の見通しについての検証及びその結果を踏まえて2号機のガス受入燃焼装置の導入を含めた本事業の実施時期等について関係機関等との間で調整を十分に行っていなかった。

このため、1号機及び2号機は、完工後、当初の想定以上の長期間にわたってガスの供給を受けることができず、価格が高騰していた重油のみを用いて発電することとなったため、長期間発電能力を最大限発揮することができない状態のまま、施設の減耗が進む結果となっていた。

したがって、1号機及び2号機は、主に電力需要のピーク時に対応する電源として運用され一定の貢献はしているものの、本来の発電能力は十分に活用されておらず、南部地域の電力供給体制の増強及び電力供給の安定化という本事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

なお、機構によれば、施設の維持管理は適切に行われており、ガス田開発事業者による最終投資決定がなされた結果、6年9月にはガス田開発が着工したことなどから、順調であれば9年8月頃からガスの供給が開始される予定であり、ガスが供給されれば1号機及び2号機の稼働状況も改善する見込みであるとのことである。

(2) 草の根無償：地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画(アルメニア共和国) (贈与額 854 万余円)

ア 事業の概要

地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画は、アルメニア共和国(以下「アルメニア」という。)において、医療機材を搭載し国際基準を満たした救急車両(以下、救急車両及び搭載した医療機材を合わせて「救急車両等」という。)を整備することで、地雷除去作業員がより安全な環境下で残存する地雷及び不発弾を除去できるようにすること、公立中・高等学校の教職員を対象に地雷リスク教育や応急処置の訓練を実施することなどを目的とするものである。

在アルメニア日本国大使館(以下「在アルメニア大使館」という。)は、3年3月に、事業実施機関である現地 NGO との間で贈与契約を締結し、本事業に必要な資金として、77,685 米ドル(邦貨換算額 854 万余円)を贈与している。

そして、事業実施機関は、贈与契約前の申請時に在アルメニア大使館に提出された事業計画において、本事業により整備する救急車両等を用いるなどして、①医療従事者を同行させて行う地雷除去活動、②被害者の家庭を訪問しての往診並びに医療及び保健上の助言(以下、これらを合わせて「家庭訪問往診等」という。)、③地雷リスクのある地域の公立中・高等学校の教職員等を対象とした地雷リスク教育及び応急処置の訓練(以下、これらを合わせて「地雷リスク教育等」という。)を行うとしていた。

外務省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」(令和元年8月。以下「ガイドライン」という。)によると、草の根無償について、在外公館は、申請を受領した案件について、維持管理体制、申請団体の事業実施能力等を総合的に判断して、候補案件を選定することとなっている。また、ガイドラインでは、維持管理体制等について詳細な確認を行うとされているほか、申請団体において安定的かつ十分な規模の固定収入があるかなどの事業実施機関の事業実施能力についての審査の留意事項が示されている。

イ 検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、事業実施機関は3年11月に救急車両等を受領して、4年1月から同年5月にかけて地雷リスク教育等を実施していた。しかし、救急車両等の地雷除去活動への同行は、供与後一度も行われておらず、救急車両等を使用した家庭訪問往診等についても、同年3月に一度実施したのみとなっていた。

本事業の経緯等について確認したところ、事業実施機関が実施する地雷除去活動は、アルメニア政府からの業務を受注することにより実施されるものとなっていた。しかし、地雷除去活動を実施する NGO 等の監督機関で、事業実施機関と協力関係にあった政府系特定非営利法人(以下「政府系法人」という。)が、4年1月以降、方針転換によりアルメニア政府から発注された地雷除去活動に関する業務を全て直接受注して実施することになり、事業実施機関との協力関係が解消されていた。そのため、事業実施機関は同年6月から行うことにしていた地雷除去活動ができなくなり、また、資金不足に陥って、家庭訪問往診等についても、同年3月に一度実施した以降は実施ができない状況となっていた。

在アルメニア大使館は、このような状況を同年11月に把握して以降、事業実施機関及び政府系法人との協議や、救急車両等の移譲についての事業実施機関に対する働きかけを行ってきたとしているが、両者からの合意が得られずに、7年4月の本院の現地調査実施時点においても、救急車両等は地雷除去活動等に活用されていなかった。

そこで、申請時における在アルメニア大使館の審査の状況について確認したところ、申請書において計画していた地雷除去活動はアルメニア政府から発注された業務を受注することが前提であり、事業実施機関が継続して受注できることが確定している状況ではないにもかかわらず、在アルメニア大使館は、このような状況を十分に考慮することなく、事業実施機関の過去の受注実績をもって実施可能と判断していた。

また、審査の際に在アルメニア大使館が確認した事業実施機関の収入は、アルメニア政府から業務を受注することによって生ずるものであり、恒常的に生ずるものではなかったのに、在アルメニア大使館は、地雷除去活動等を単独で持続的に実施できる安定的な固定収入があるかなどについて十分に確認を行っていなかった。

このように、救急車両等は地雷除去活動等において十分に活用されておらず、地雷除去作業員がより安全な環境下で地雷及び不発弾を除去できるようにするなどの事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

なお、救急車両等は、7年5月に地雷被害者等への医療支援を実施する医療機関に移譲されて活用が図られている。

(改善を必要とする事態)

事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア ベトナムの1号機等建設事業及び2号機建設事業については、ガスの供給が開始される時期が火力発電所の完工予定時期と合わないことが計画時点において認識されており、また、ガスの供給が開始される時期については不確実性が極めて高い状況となっていたにもかかわらず、機構において、火力発電所建設事業の実施時期等について関係機関等との間で調整を十分に行っていないことがあったこと
- イ アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画については、政府系法人の方針転換や事業実施機関との協力関係が解消されたことにもよるが、外務省において、申請時の審査の際に、事業実施能力や維持管理体制等に対する確認が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア ベトナムの1号機等建設事業及び2号機建設事業における事態を踏まえて、今後、機構において、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、燃料が供給されないことなどにより本来の発電能力が十分に発揮できないまま長期間が経過することがないように、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこと
- イ アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画における事態を踏まえて、今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力や維持管理体制等を十分に確認することについて、在外公館に周知徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事について、台帳図面等を用いて土地の境界等を
確認することを会計事務の手引きなどに定めるなどして、境界塀等が土地の境界内に
適切に設置されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）在外公館（項）在外公館共通費
部局等	外務本省、7 在外公館
境界塀等の修繕 工事の概要	在外公館庁舎等の周囲に設置されている塀、フェンス、門衛所等の修 繕を行うもの
検査の対象とし た境界塀等の修 繕工事に係る契 約数及び契約金 額	27 契約 9844 万余円(令和3年度～5年度)
上記のうち土地 の境界等を確認 しなかったこと などにより、土 地の境界の外に 境界塀等を設置 した工事に係る 契約数及び契約 金額相当額	3 契約 1482 万円(令和3、4両年度)

1 在外公館における境界塀等の修繕工事の概要

外務省には、外務省設置法(平成11年法律第94号)に基づき、特別の機関として、大使館や総領事館等の在外公館が置かれている。在外公館は、海外で我が国を代表して外交関係の処理に携わり、情報収集・対外発信等の分野で重要な役割を果たすとともに、邦人保護、日本企業の支援等の活動を行っている。

そして、外務省は、在外公館の庁舎、在外公館長の公邸等(以下「在外公館庁舎等」という。)を設置しており、在外公館庁舎等の周囲には塀、フェンス等の境界塀、門衛所等(以下「境界塀等」という。)を設置するなどして警備対策を行っている。

在外公館庁舎等や境界塀等を設置するに当たっては、これらを設置する土地を取得するなどの必要があり、在外公館は、取得した当該土地等を固有財産等として管理している。「国有財産事務の手引き(在外公館用)」(平成24年11月外務省大臣官房在外公館課)等により、在外公館は、国有財産台帳等のほか、国有財産等を取得した際の契約書の図面等に基づき作成され、土地の境界等が示された図面(以下「台帳図面」といい、国有財産等を取得した際の契約書の図面等と合わせて「台帳図面等」という。)を備えることとなっている。

在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事は、緊急事態、テロ等を念頭に置いた警備対策強化等のために、毎年度、複数の在外公館で実施されている。

在外公館庁舎等の新築、修繕、改築等の工事(以下「営繕工事」という。)は、在外公館の会計等を担当する官房班等が所掌しているが、このうち境界塀等の警備に関わる修繕工事については、在外公館の警備を担当する警備班等が所掌しており、「在外公館用会計事務の手引き(改訂版)」(平成27年3月外務省大臣官房会計課。以下「会計事務の手引き」という。)等に基づき、おおむね次の手順により実施することとなっている。

- ① 警備班等は、複数の現地業者に見積書、工事平面図等を作成させる。
- ② 警備班等は、外務本省(以下「本省」という。)が定めた所定の申請様式(以下「申請様式」という。)に修繕工事の概要を記入し、契約書案、見積書、工事平面図、国有財産台帳等を添付するなどして、在外公館内において官房班等の決裁を経る。
- ③ 在外公館は、本省において在外公館庁舎等の警備対策等に関する事項を所掌する在外公館課警備対策室(以下「警備対策室」という。)に申請を行う。
- ④ 在外公館からの申請を受けて、警備対策室が工事内容、警備に係る必要事項等を確認した後、本省において在外公館庁舎等の営繕工事等に関する事項を所掌する在外公館課営繕室等の決裁を経て、警備対策室が当該申請を承認する。
- ⑤ 在外公館は、境界塀等の修繕工事を現地の業者に請け負わせて実施する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、在外公館における境界塀等の修繕工事は台帳図面等を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、令和3年度から5年度までに7在外公館^(注1)において実施された境界塀等の修繕工事に係る契約27件(契約金額計9844万余円)を対象として、本省及び6在外公館^(注2)において、契約書、工事図面等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、1在外公館^(注3)からウェブ会議システムを活用して工事の状況等について説明を聴取するなどして検査した。

(注1) 7在外公館 在インドネシア、在ラオス、在英国、在ギリシャ、在セルビア各日本国大使館、在香港、在ホーチミン両日本国総領事館

(注2) 6在外公館 在インドネシア、在ラオス、在英国、在ギリシャ、在セルビア各日本国大使館、在ホーチミン日本国総領事館

(注3) 1在外公館 在香港日本国総領事館

(検査の結果)

検査したところ、7在外公館のうち在香港日本国総領事館(以下「総領事館」という。)において、次のような事態が見受けられた。

(1) 境界塀等の改修工事の経緯

総領事館の警備班は、総領事公邸(以下「公邸」という。)の土地の周囲にある平成11年3月に改修したフェンスや照明(以下「フェンス等」という。)が腐食するなどしていたことから、フェンス等を改修する工事(以下「フェンス等改修工事」という。)を6期に分けて複数年度にわたって実施することを計画して、総領事館内及び本省内の決裁を経て、警備対策室から承認された。

そして、総領事館は、6期のうち2期分のフェンス等改修工事(以下「当初工事」という。)について、令和3年12月から4年11月までの間に、3件の随意契約(契約金額計138万香港ドル(邦貨換算額1932万余円))により業者に請け負わせて実施した。

しかし、5年2月に現地当局から、当初工事において改修したフェンス等が公邸の土地の境界の外に設置されているおそれがあるとの連絡があり、土地の境界等を確認したところ、フェンス等及び門衛所等が土地の境界の外に設置されていることが明らかとなった。

そして、総領事館は、同年11月から6年3月までの間に、当初工事で改修したフェンス等の大部分及び門衛所等を撤去して、土地の境界内に移設するなどの工事(以下「移設等工事」という。)を2件の随意契約(契約金額計183万香港ドル(邦貨換算額3297万余円))により業者に請け負わせて実施していた。

(2) 境界塀等の修繕工事における土地の境界等の確認の状況

総領事館における当初工事の実施手順等について確認したところ、警備班は、当初工事の申請に当たり、土地の境界が正しく示された台帳図面等を用いて土地の境界等を確認しておらず、また、台帳図面等を業者に見せることなく、現場を確認させて工事平面図等を作成させていた。さらに、総領事館内及び本省内の決裁過程においても、台帳図面等と、申請様式に添付されている工事平面図等との照合による土地の境界等の確認が行われていなかった。

そして、当初工事の改修対象となった既存のフェンス等の大部分が土地の境界の外に設置されていたことから、工事平面図等に記載されたフェンス等の大部分が土地の境界の外となっていた。

これらのことから、当初工事で改修したフェンス等の大部分(契約金額相当額1482万余円)が土地の境界の外に設置され、移設等工事を実施する結果となっていた。

そこで、会計事務の手引きなどを確認したところ、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施する際に、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認するとともに、台帳図面等に基づいて工事平面図等を作成させるなどの手順が定められておらず、また、決裁過程において、台帳図面等と工事平面図等との照合により土地の境界等を確認する体制が整備されていなかった。

このように、外務省において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事が台帳図面等を踏まえて適切に実施されるように工事の手順を定めておらず、また、これについて確認を行う体制を整備していなかったことなどから、フェンス等が土地の境界の外に設置されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施するに当たり、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認することなどの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、海外で重要な役割を果たす在外公館の警備対策強化等のために、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施する際に、境界塀等が土地の境界内に適切に設置されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 会計事務の手引きなどを改訂して、在外公館において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施するに当たり、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認すること、台帳図面等に基づいて業者に工事平面図等を作成させることなどを定めた。
- イ 在外公館において土地の境界等を確認したことについて記載する欄を申請様式に設けるとともに、申請様式に台帳図面を添付することとするなどして、在外公館内及び本省内における決裁の際に、台帳図面と工事平面図等とを照合して土地の境界等を確認する体制を整備した。
- ウ ア及びイの内容について、7年8月に全ての在外公館に対して通知を発して周知した。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

(令和5年度決算検査報告 75、483 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償の資金供与による協力によるメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業(カンボジア王国)において、整備した光ケーブル等を利用した固定電話サービスの利用率が低調となっていること、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)による西部地域小水力発電所改善計画(ネパール)において、改修した小水力発電所2か所(以下「両発電所」という。)の運転実績が目標値に達しておらず基幹送配電網への同期等も行われていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)によるキゴマ州キゴマ県ミヤタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画(タンザニア連合共和国)において、女子寮等が完成していないこと、草の根無償によるンクワンクワヌア地区保健センター建設計画(ガーナ共和国)において、保健センターが完成していないことなどにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態、及び草の根無償によるザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業(モンゴル国)において、贈与額の一部が事業完了後も長期間滞留していた事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり意見を表示した。

- ア カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関に対して、同国内における通信需要の変化等を踏まえて、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけるとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討すること

イ ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実にを行うよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めること

ウ タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミヤタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、両事業が進捗するよう事業実施機関等のみならず中央政府機関に対しても草の根無償の重要性の理解を求めるとや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行うこと、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、在外公館に対して事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導すること

エ ガーナ共和国のクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこと

オ モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等 39 事業については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安をガイドライン等に定めて在外公館に周知徹底するとともに、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を適切に確認できるような体制を整備すること

2 当局の処置状況

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った。その結果、7年2月に当該光ケーブルの伝送容量の向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府の監督官庁に承認された。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討することとした。

イ ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関等に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけを行った。その結果、7年9月に、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることとした。

ウ タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、事業実施機関、中央政府機関等に対して、両事業が進捗するよう草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行った。その結果、7年6月に3校のうちミャタゾ中学校の女子寮が完成した。また、外務省は、同月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導した。

エ ガーナ共和国のンクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけを行った。その結果、保健センター施設の完成に向けた工事は、7年8月までに再開されていた。また、外務省は、同年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこととした。

オ モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、6年度末に、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を毎年度、在外公館から外務本省へ報告させ、確認できる体制を整備するとともに、7年7月に「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」を改訂し、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安を事業完了から6か月以内と定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

一方、外務省は、ウの3校のうち進捗していないニャルバンダ中学校の女子寮建設及びミシマ中学校の学生寮建設について、事業実施機関、中央政府機関等に対して、事業が進捗するよう引き続き働きかけを行うこととしている。

第4 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(56) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	60 税務署		
納 税 者	106 人		
徴収過不足額	徴収不足額	379,723,152 円(平成 30 年度～令和 6 年度)	
	徴収過大額	631,200 円(令和 5 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和 6 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 103 兆 3331 億余円となっている。^(注1)このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」という。)は 19 兆 9270 億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は 4 兆 8771 億余円、法人税は 20 兆 0997 億余円、相続税・贈与税は 3 兆 7347 億余円、消費税及地方消費税は 44 兆 1664 億余円となっていて、これら各税の合計額は 92 兆 8052 億余円となり、全体の 89.8%を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から令和 19 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 65 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき、上記の 524 税務署から提出された証拠書類等により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、60 税務署において、納税者 106 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、113 事項計 379,723,152 円(平成 30 年度から令和 6 年度まで)不足しており、また、1 事項 631,200 円(5 年度)過大になっていて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	2	19,189,652	—	—
申告所得税	21	84,538,800	—	—
法人税	57	188,530,600	—	—
相続税・贈与税	6	14,925,700	—	—
消費税	19	65,023,500	1	△ 631,200
地方法人税	8	7,514,900	—	—
計	113	379,723,152	1	△ 631,200

(注) 地方法人税 地方法人税法(平成 26 年法律第 11 号)に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、法人税額の 10.3% 相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、60 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなく、又は課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 114 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 2 事項あった。これらは、退職手当及び配当に関する事態である。

退職手当及び配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。以下同じ。)に際して、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この退職手当及び配当に関して、徴収不足になっていた事態が 2 事項計 19,189,652 円あった。その内容は、退職手当に対する税額の計算に当たり適用すべき税率等に誤りがあり納付した源泉所得税額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、また、自

己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税額が納付されていないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、退職手当に係る納付すべき税額との差額及び配当に係る納付すべき税額について、納税の告知をしておらず、納付されないままとなっていたものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が21事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が9事項である。

(ア) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち譲渡した資産ごとに所定の方法により計算した金額について、当該資産ごとに譲渡所得に係る収入金額(以下「譲渡収入金額」という。)から取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額(以下「取得費等の合計額」という。)を控除した残額に相当する金額を限度として取得費に加算できることとなっている。また、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たない場合には、取得費に加算できる相続税額は無いものとする事となっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計16,872,000円あった。その主な内容は、譲渡した建物について、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たないことから、取得費に加算できる相続税額は無いこととなるのに、これを見過ごし又は法令等の適用の検討が十分でなかったため、取得費に加算できない相続税額を加算し、取得費を過大に計上して譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(イ) 事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額は、当該資産について取得日等に応じて定められた償却方法に基づいて計算した金額(以下「普通償却額」という。)とすることとなっているが、一定の条件を満たす場合に、特別な償却方法で計算した償却費を必要経費とする各種の特別償却の規定が設けられている。これらの特別償却の規定の一つとして、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受けて青色申告書を提出する中小^(注2)事業者で、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定に基づき経営力向上に関する計画の認定を受けた特定事業者等(以下「特定中小事業者」という。)が、特定の機械装置等(以下「特定経営力向上設備等」という。)を取得するなどして特定中小事業者の営む一定の事業の用に供した場合、その事業の用に供した日の属する年の年分の事業所得の金額の計算上、特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金

額を限度として計算した金額を必要経費に算入できることとなっている。

(注2) 中小事業者 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計32,043,400円あった。その内容は、上記特別償却の規定を誤って適用するなどして必要経費の金額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を誤って適用していたため、必要経費の金額が過大となっていた事態

納税者Aは、令和3年分の申告に当たり、特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を適用して、事業所得の金額の計算上、当該規定に基づく特定経営力向上設備等の償却費として61,623,632円を必要経費に算入していた。

しかし、納税者Aは、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しておらず、青色申告の承認を受けていないことから、特定中小事業者には該当せず、上記特別償却の規定を適用することはできない。したがって、納税者Aが必要経費に算入できるのは当該特定経営力向上設備等の普通償却額910,931円となり、上記の61,623,632円との差額60,712,701円は必要経費に算入できず、必要経費の金額が過大となっているなどしているのに、これを見過ごしたため、申告所得税額28,036,500円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、不動産所得等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計35,623,400円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が57事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が40事項、交際費等の損金不算入に関する事態が8事項及びその他に関する事態が9事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「比較雇用者給与等支給額」という。)を上回ることなどの要件を満たすときは、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額又は雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の15相当額のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

そして、国内雇用者に対する給与等の支給額に他の者から支払を受ける金額がある場合には、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、国内雇用者に対する給与等の支給額から他の者から支払を受ける金額を控除することとなっている。^(注3)ただし、雇用安定助成金額については、他の者から支払を受ける金額から除くこととなっている。

(注3) 雇用安定助成金額 国又は地方公共団体から受ける雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいい、雇用調整助成金等の額が該当する。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が40事項計98,513,100円あった。その内容は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、他の者から支払を受ける金額から雇用調整助成金の受給額を除いていなかったことから、雇用者給与等支給増加額が適正でなく、法人税額の特別控除額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

B会社は、令和4年1月から12月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額469,482,419円が比較雇用者給与等支給額325,571,819円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額143,910,600円の100分の15相当額の21,586,590円を法人税額から控除していた。

しかし、B会社の当該事業年度分及び前事業年度分の申告書に添付された雑益、雑損失等の内訳書等によれば、B会社は、当該事業年度分に30,810,000円、前事業年度分に111,825,000円の雇用調整助成金を受給しており、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、他の者から支払を受ける金額から当該雇用調整助成金の受給額を除いていなかった。このため、当該雇用調整助成金の受給額を除いた適正な雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、それぞれ500,292,419円及び437,396,819円であり、適正な雇用者給与等支給増加額は62,895,600円であった。したがって、適正な法人税額の特別控除額は雇用者給与等支給増加額62,895,600円の100分の15相当額の9,434,340円となり、12,152,250円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額12,152,200円が徴収不足になっていた。

(イ) 交際費等の損金不算入に関する事態

事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない法人等にあつては所定の方法で計算した金額(以下「資本相当額」という。))が100億円以下の法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の100分の50に相当する金額(以下「接待飲食費損金算入基準額」という。)を超える部分の金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっている。ただし、投資法人等を除く法人のうち事業年度終了の日における資本相当額が1億円以下であるもの(一定の法人を除く。)については、接待飲食費損金算入基準額に代えて、交際費等の額のうち年当たり800万円の定額控除限度額までの金額を損金の額に算入するとともに、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないことができることとなっている。

そして、資本相当額については、資本又は出資を有しない法人の場合、事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除するなどした金額の100分の60に相当する金額等とすることとなっている。

この交際費等の損金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計

17,275,600 円あった。その内容は、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下である場合の規定を適用して、交際費等の額のうち定額控除限度額までの金額を損金の額に算入していたが、資本相当額を計算すると1億円を超えるため、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となって、損金に算入する額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、受取配当等の益金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計72,741,900円あった。

その内容は、^(注4)その他株式等に^(注5)係る配当等の額を関連法人株式等に^(注5)係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

(注4) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。以下同じ。)の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

(注5) 関連法人株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として3分の1超に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等(他の内国法人の発行済株式総数等の原則として全部の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等を除く。)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞ その他株式等に^(注5)係る配当等の額を関連法人株式等に^(注5)係る配当等の額としていたため、受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が関連法人株式等に該当する場合においては、配当等の額の全額から利子相当額として一定の金額を控除した金額を、その他株式等に該当する場合においては、配当等の額の100分の50相当額をそれぞれ益金不算入の対象とすることとなっている。

C会社は、令和4年5月から5年4月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人4法人の株式等が関連法人株式等に該当するとして、関連法人株式等に^(注5)係る受取配当等の額から利子相当額を控除した256,937,467円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、C会社の申告書に添付された明細書によれば、上記4法人のうち1法人の株式等は、その他株式等に^(注5)該当していたことから、益金不算入の対象となるのは、当該受取配当等の額の100分の50相当額である。このため、受取配当等の益金不算入額は196,937,467円となり、上記の金額との差額60,000,000円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、当該事業年度分の所得金額が過小のままとなっており、法人税額13,833,000円が徴収不足になっていた。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が6事項あった。この内訳は、相続税については、法定相続分に関する事態が3事項及びその他に関する事態が2事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項である。

(ア) 相続税

a 法定相続分に関する事態

相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税額は、①相続又は遺贈により財産を取得した者に係る財産の価額の合計額から相続税の非課税財産の価額を除くなどし(以下、この額を「課税価格」という。)、②更に財産を取得した全ての者の課税価格の合計額から基礎控除額を控除した残額を民法(明治29年法律第89号)所定の各相続人(以下「法定相続人」という。)が同法所定の相続分(以下「法定相続分」という。)に応じて取得したものとして案分して得られた各金額(以下「取得金額」という。)に相続^(注6)税率を乗ずるなどして算出した金額を合計し(以下、この合計額を「相続税の総額」という。)、③相続税の総額を財産を取得した者の課税価格に応じて案分した金額とすることとなっている。

(注6) 相続税率 取得金額の区分ごとに適用する10%から55%までの累進税率

民法において、法定相続分は、法定相続人の順位等ごとに割合が定められている。同順位の兄弟姉妹等が複数いる場合は、これらの法定相続分は相等しいものとする事となっている。そして、被相続人の子又は兄弟姉妹が相続の開始以前に死亡したときは、これらの者の子である被相続人の孫又は甥姪がこれを代襲して相続人(以下、この相続人を「代襲相続人」という。)となり、代襲相続人の法定相続分は、代襲相続人の親が受けるべきであったものと同じであり、被相続人に代襲相続人である複数の甥姪がいるときは、その親である被相続人の兄弟姉妹が受けるべきであった部分について、当該親の子である甥姪の法定相続分は相等しいものとする事となっている。

この法定相続分に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計6,235,300円あった。その内容は、相続税の総額の計算において、被相続人の妹及び代襲相続人である複数の甥姪の法定相続分を民法で定められた法定相続分ではなく、誤って全員同一の割合として算出したことから、被相続人の妹の取得金額に適用される相続税率が適正な法定相続分で算出する取得金額に適用される相続税率より低くなっているのに、これを見過ごしたため、相続税の総額が過小となり、その結果、各相続人の相続税額を過小のままとしていたものである。

b その他に関する事態

aのほか、有価証券の価額及び土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計5,227,300円あった。

(イ) 贈与税

個人が贈与により有価証券を取得した場合には、その取得した有価証券に対して贈与税を課することとなっており、取得した有価証券の価額は、贈与により取得した時の時価とすることとなっている。そして、取得した有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社又は小会社に区分

し、この区分に応じて定められた方式により計算した金額によって評価することとなっている。このうち、中会社に該当する評価会社の株式については、類似業種比準価額^(注7)と純資産価額^(注8)を用いた算式により計算した金額によって評価することなどとなっている。

(注7) 類似業種比準価額 類似業種の株価に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、年利益金額及び帳簿価額によって計算した純資産価額を比較して求めた比準割合を乗じた額の一定割合(中会社0.6)に相当する額

(注8) 純資産価額 評価会社の各資産の相続税評価額の合計額から各負債の相続税評価額の合計額を差し引くなどして計算した額

この有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が1事項3,463,100円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額について、中会社に該当する評価会社の株式の評価に当たり、類似業種比準価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が20事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が17事項、課税売上高の計上に関する事態が2事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間^(注9)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。ただし、居住用賃貸建物に係る消費税額については、課税仕入れに係る消費税額として控除できないこととなっている。

(注9) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が17事項計60,195,500円あった。その内容は、居住用賃貸建物に係る消費税額を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例4＞ 課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていたため、控除額が過大となっていた事態

納税者Dは、令和3年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、事業用建物の取得等に係る消費税額の全額を含む課税仕入れに係る消費税額27,912,725円を課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、納税者Dの申告所得税の申告書に添付された書類によれば、上記の事業用建物には、居住用賃貸建物が含まれており、当該建物に係る消費税額は課税仕入れに係る消費税額として控除できないものであった。このため、当該建物に係る消費税額を除くなどして課税仕入れに係る消費税額の控除額を適正に計算すると16,754,437円となるのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額が過大となり、消費税額11,158,300円が徴収不足になっていた。

(イ) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計4,828,000円あった。その内容は、事業者が事業用建物の譲渡に係る収入金額を課税売上高に計上していないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、簡易課税制度の適用に関して、徴収過大になっていた事態が1事項631,200円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税			申告所得税			法人税			相贈	続与税	消費税			地方法人税			計		
		事項数	徴収不足過大(△)		事項数	徴収不足過大(△)		事項数	徴収不足過大(△)				事項数	徴収不足過大(△)		事項数	徴収不足過大(△)		事項数	徴収不足過大(△)	
			千円			千円			千円					千円			千円			千円	
札幌国税局	4							5	39,251								2	1,798		7	41,049
仙台国税局	4				1	634		2	3,081					1 1	2,842 △ 631					4 1	6,558 △ 631
関東信越国税局	6				4	5,941		6	11,369					5	35,220					15	52,530
東京国税局	32	2	19,189		12	72,340		32	101,800		6	14,925		12	23,925		5	5,138		69	237,319
金沢国税局	1							1	3,234											1	3,234
名古屋国税局	1				1	1,021								1	3,036					2	4,057
大阪国税局	6				2	3,553		5	10,848											7	14,401
広島国税局	1							1	2,014											1	2,014
高松国税局	1							1	5,616								1	578		2	6,194
福岡国税局	2				1	1,048		2	8,646											3	9,694
熊本国税局	1							1	2,083											1	2,083
沖縄国税事務所	1							1	585											1	585
計	60	2	19,189		21	84,538		57	188,530		6	14,925		19 1	65,023 △ 631		8	7,514		113 1	379,723 △ 631

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

税制適格ストック・オプションにより取得した株式の譲渡所得に係る納税義務者のリストを有効活用する方法を定めて周知するとともに、税制非適格ストック・オプションの行使による経済的利益の額が適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者の情報を各税務署等に提供しよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入
			(項)各税受入金

部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法(昭和40年法律第33号)
譲渡制限付無償 ストック・オプ ションの概要	譲渡制限が付されて無償で付与されるストック・オプションのうち、 権利行使時に課税されないもの(税制適格ストック・オプション)及び 権利行使時に課税されるもの(税制非適格ストック・オプション)
税制適格ストッ ク・オプション に係る譲渡所得 の無申告が想定 される納税義務 者のうち情報提 供が行われてお らず譲渡所得と して申告してい ないままとなっ ている蓋然性が 高い納税義務者 の人数及び譲渡 の対価の額	73人 13億0965万円(背景金額)(令和3、4両年度)
税制適格ストッ ク・オプション に係る譲渡所得 の無申告が想定 される納税義務 者のうち事案の 処理方針が定め られていなかった 納税義務者の 人数及び譲渡の 対価の額	43人 5億7130万円(背景金額)(令和3、4両年度)
税制非適格ス tock・オプ ションの権利行 使をした時の経 済的利益の額を 給与収入等とし て適正に計上し ていない蓋然性 が高い納税義務 者の人数及び経 済的利益の額	34人 41億5321万円(背景金額)(令和3、4両年度)

1 スtock・オプションの概要等

(1) スtock・オプションに係る課税制度の概要

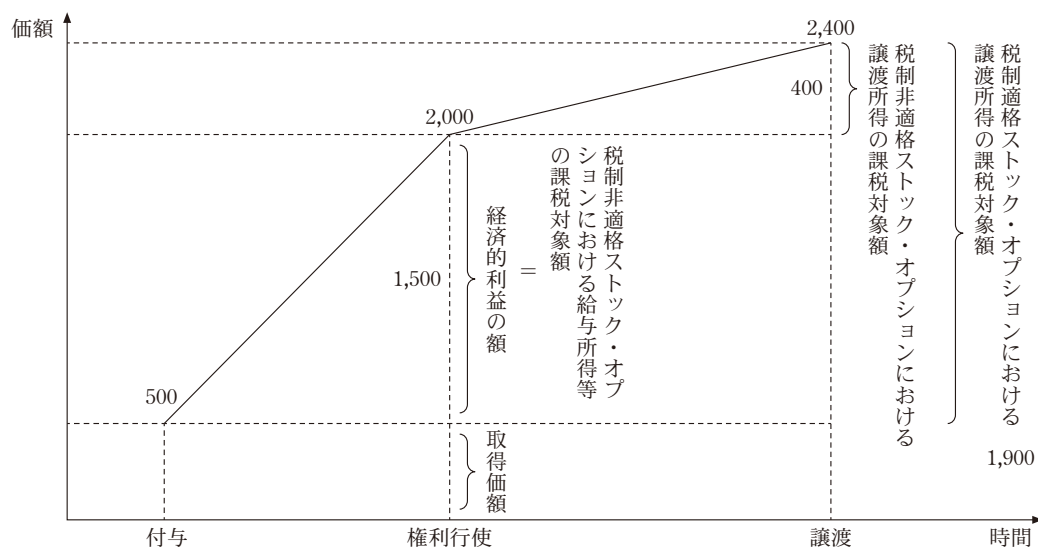
株式会社は、自社又は子会社の従業員、役員等に対して、自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた価額で取得することができる権利を付与することができ、この権利は、一般にストック・オプションと呼ばれている。

ストック・オプションのうち譲渡制限が付されて無償で付与されるもの(以下「譲渡制限付無償ストック・オプション」という。)については、付与時には所得として認識されずに、付与された者が定められた価額で株式を取得(以下「権利行使」という。)した時に、権利行使時における当該株式の価額と取得価額との差額(以下「経済的利益の額」という。)が行使した日の属する年分の給与所得等として所得税の課税対象となり、納税義務者は、こ

れについて確定申告を行うなどすることとなっている。

ただし、譲渡制限付無償ストック・オプションのうち、年間の権利行使限度額を超えないことなどの租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第29条の2に規定する要件を満たすもの(以下「税制適格ストック・オプション」といい、譲渡制限付無償ストック・オプションのうち税制適格ストック・オプション以外のものを「税制非適格ストック・オプション」という。)については、権利行使に係る経済的利益の額は課税されないこととなる。そして、税制適格ストック・オプションについて権利行使した株式(以下「特定株式」という。)を譲渡した時に株式の譲渡の対価の額から取得価額、支払手数料等を差し引いた額が譲渡所得の課税対象となり、確定申告を行うこととなっている(図参照)。

図 譲渡制限付無償ストック・オプションに係る課税の概念図



(注) 本図は、支払手数料等を考慮していない。

(2) 譲渡制限付無償ストック・オプションに係る法定調書の概要

税制適格ストック・オプションについては、措置法によれば、特定株式の管理をしている金融商品取引業者等は、権利行使や譲渡等が生じた場合には、「特定株式等の異動状況に関する調書」を税務署長へ提出することとされている。

また、税制非適格ストック・オプションについては、所得税法(昭和40年法律第33号)等により、付与を行った株式会社は、権利行使があった場合には、「新株予約権の行使に関する調書」を税務署長へ提出することとされている。

これらの調書は、各税務署長宛てに提出された後、調書の形式的な確認を行うなどして、その内容を国税総合管理システム(以下「KSK システム」という。)に取り込むことになっている。KSK システムに取り込まれた「特定株式等の異動状況に関する調書」のデータ(以下「異動の調書データ」という。)及び「新株予約権の行使に関する調書」のデータ(以下「行使の調書データ」という。)は、各国税局等及び各税務署等において、記載内容を確認することができるようになっている。

(3) 国税庁における対象者リストを用いた事案の処理の概要

国税庁は、税制適格ストック・オプションについて、異動の調書データを、KSK システムに取り込まれた所得税の確定申告書、修正申告書等(以下「申告書等」という。)のデータ(以下「所得税申告書データ」という。)と突合して、特定株式の譲渡所得の無申告が想定される納税義務者(以下「対象者」という。)を抽出している。そして、対象者の譲渡所得の見込額等を記載したリスト(以下「対象者リスト」という。)を作成して、各国税局等を通じて各税務署等に情報提供することになっている。さらに、各国税局等及び各税務署等の状況^(注1)に応じて、書面による申告の要否の確認(以下「申告確認」という。)をする対象者(以下「申告確認対象者」という。)を各税務署等に選定させ、その選定した結果について各国税局等を通じて報告をさせている。また、各税務署等は、選定した申告確認対象者に申告確認を行い、その後に申告書等が提出されない場合には、処理方針を定めて接触等をする事になっている。

(注1) 申告確認により特定株式以外の株式における譲渡損失が判明する場合があります、その場合には、当該損失と特定株式の譲渡益が相殺されるため、必ずしも申告書等の提出が必要となるわけではない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、譲渡制限付無償ストック・オプションの課税に係る申告確認及び申告審理が的確かつ効率的に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、令和3、4両年に行われた譲渡制限付無償ストック・オプションに係る譲渡及び権利行使に対する課税の状況を対象に、税制適格ストック・オプションに係る特定株式の譲渡を行った者の異動の調書データ、所得税申告書データ及び対象者リスト並びに税制非適格ストック・オプションの権利行使を行った者の行使の調書データ及び所得税申告書データの提出を国税庁から受けて、確認するなどして検査した。

また、7国税局^(注2)及び27税務署^(注3)において、譲渡制限付無償ストック・オプションの課税に係る申告確認、申告審理の状況等について聴取し、さらに、国税庁において、KSK システムに取り込まれたデータの活用に関する各国税局等及び各税務署等への指導の状況等について聴取するなどして会計実地検査を行った。そして、7国税局及び27税務署以外の国税局等及び税務署等の状況について、必要に応じて国税庁を通じて確認するなどして検査した。

(注2) 7国税局 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、大阪、広島各国税局

(注3) 27税務署 札幌北、古河、日立、竜ヶ崎、宇都宮、所沢、新潟、千葉西、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、浅草、江東西、荏原、江戸川北、保土ヶ谷、緑、川崎南、川崎西、相模原、厚木、大和、富山、砺波、小松各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 税制適格ストック・オプションに係る課税の状況

ア 対象者リストに記載されている対象者に係る情報提供が適切に行われていない事態

国税庁は、申告確認をするための参考情報として譲渡所得の見込額を対象者リストに記載することとしていたが、国税庁から提出を受けた対象者リストに記載されている延

べ1,064人のうち90人(譲渡の対価の額計15億0345万余円)は、譲渡所得の見込額の算出に必要な所得率^(注4)が算出できないことから、その額が記載されていなかった。そして、国税庁は、譲渡所得の見込額が一定の額以上の場合には申告確認を行うよう対応方針を定めていたが、譲渡所得の見込額が記載されていない場合の申告確認については、対応方針を明確にしていなかった。

そして、譲渡所得の見込額が記載されていない90人のうち76人については、各税務署等への対象者リストによる情報提供が行われていなかった。そのため、当該76人のうち、実地調査等の接触により申告書等が提出された3人を除く73人(譲渡の対価の額計13億0965万余円)については、税制適格ストック・オプションに係る特定株式の譲渡を行っているのに譲渡所得として申告していないままとなっている蓋然性が高い状況となっていた。

(注4) 譲渡所得金額を譲渡収入金額で除した率であり、対象者と同一年に同一の株式のみを譲渡した申告書に基づき算出しているため、所得税申告書データに、対象者と同一年に同一の株式のみを譲渡した者の申告書が含まれない場合には、算出できないことになる。

イ 申告確認対象者の事案の処理方針が定められていない事態

国税庁は、各税務署等に申告確認対象者を選定した結果について報告させていたが、申告確認を実施したかどうかやその後の状況までは報告させていなかった。

そこで、各税務署等における申告確認対象者計延べ353人(譲渡の対価の額計41億4261万余円)に対する申告確認の実施等の状況及び申告書等の提出状況を確認した。

その結果、353人のうち7人については、申告確認を行っていないままとなっており、また、36人については、申告確認後に申告書等の提出が行われておらず、これら計43人(譲渡の対価の額計5億7130万余円)については、各税務署等において接触等の処理方針も定められていなかった。

(2) 税制非適格ストック・オプションに係る課税の状況

国税庁から提出を受けた行使の調書データにおいて、権利行使時の取得価額が500万円以上となっていた延べ682人について、経済的利益の額を給与収入等として計上しているか、行使の調書データを所得税申告書データと突合するなどして確認した。

その結果、行使の調書データに基づいて計算するなどした経済的利益の額が所得税申告書に記載された給与収入等を上回っていると確認できた納税義務者34人(経済的利益の額計41億5321万余円)については、税制非適格ストック・オプションに係る経済的利益の額を給与収入等として適正に計上していない蓋然性が高い状況となっていた。

しかし、各税務署等においては、これらの状況を把握しておらず、適切な申告確認等や接触等が実施されないままとなっていた。

このように、税制適格ストック・オプションに係る課税について、対象者リストに記載されている対象者に係る情報提供が適切に行われていない事態及び申告確認対象者の事案の処理方針が定められていない事態並びに税制非適格ストック・オプションに係る課税について、権利行使による経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握できていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国税庁において、次のことによると認められた。

- ア 税制適格ストック・オプションに係る課税について、対象者リストを活用する方法について各国税局等及び各税務署等への指示が十分でなく、また、各税務署等における申告確認の実施状況等を把握していなかったこと
- イ 税制非適格ストック・オプションに係る課税について、経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握するために、行使の調書データ等の各種資料を有効活用することについての検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

- ア 税制適格ストック・オプションについて、譲渡所得の見込額が記載されていない場合の申告確認の対応方針等の対象者リストを有効活用する方法や、税務署等における申告確認の実施状況等を把握する方法を定めて、7年8月に事務連絡を発出して、各国税局等を通じて各税務署等に周知した。
- イ 税制非適格ストック・オプションについて、経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握するために、行使の調書データを所得税申告書データと突合するなどした情報を作成することとし、その活用方法について、7年8月に事務連絡を発出して、各国税局等を通じて各税務署等に周知した。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

戸田公園内に所在する普通財産の管理等について

(令和5年度決算検査報告102ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「国財法」という。)によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、目的等に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされており、普通財産について、当該財産の有効な利用を図るために特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託すること(以下「管理委託」という。)ができるとされている。関東財務局は、昭和40年及び41年に普通財産として引き継がれた埼玉県営の戸田公園内に所在する土地6件計22,360.52㎡(以下「本件国有地」という。)等について、41年7月に、「貸付契約締結までの間」として、管理委託を依頼する文書を埼玉県に発出し、「民法上の準委任契約」である管理委託を開始していた。そして、同財務局は、本件国有地等に営利行為であるモータースポーツ競走の開催区域に含まれる国有地等があることから、同年10月に当該国有地等部分については有償での貸付契約に移行する方針を決定していた。

しかし、同財務局は、本件国有地等について、国財法等に基づかない「民法上の準委任契約」による管理委託を長期間継続して、処分等を行わないまま実質的に本件国有地等は無償で使用させ、その間、本件国有地において、撤去が容易でない大型設備等の設置や第三者による所有権保存登記が行われていたのに、これらに対して国有地を良好な状態で維持、管理等するために必要な措置を執っていないままとなっているなど適切な管理及び処分が行われ

ていない事態が見受けられた。

したがって、関東財務局において、本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国財法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう、関東財務局長に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、関東財務局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、関東財務局は、本院指摘の趣旨に沿い、本件国有地等について貸付契約に移行することなどに向けて埼玉県等と協議を行い、6年10月に同県と取り交わした確認書に基づき、本件国有地等の貸付契約への移行等に必要な測量等の手続を行った上で、7年5月に同県に対して普通財産貸付申請書等の提出を要請するなどしていた。そして、同財務局は、本件国有地等について、上記普通財産貸付申請書等の提出を受けた上で、貸付契約に移行することなどに向けて引き続き埼玉県等の関係者と調整を行うこととしている。

第5 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (57) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際の従事時間よりも多くの時間に従事したこととして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (58) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(75)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、6 都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 5、市 2、区 2、学校法人 8、計 17 補助事業者等
間接補助事業者 等(事業主体)	市 1、学校法人 1、計 2 間接補助事業者等 (1 学校法人)
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	192,764,294,339 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	135,892,810 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26 都道府県、261 市区町村、1 一部事務組合、1 独立行政法人、18 国立大学法人等、21 学校法人、25 宗教法人、18 公益財団法人等、9 会社及び49 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、5 県、2 市、2 区、9 学校法人、計 18 事業主体が義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 135,892,810 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,947,000 円

認定こども園施設整備交付金(以下「交付金」という。)は、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成 27 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として、都道府県(間接補助事業等においては市町村(特別区を含む。以下同じ。))が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園等において教育を実施する部分の改造等を行う事業に対して、都道府県(間接補助事業等においては市町村)が補助金等を交付する事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされており、このうち本体工事費は、工事請負費、工事事務費、実施設計に要する経費等とされている。ただし、外構工事(門、フェンスの設置等の防犯対策を除く。)に要する経費は、交付対象経費としないこととされている。また、工事事務費、実施設計に要する経費等については、交付金の内定額の提示(以下「内定」という。)を受ける前に契約したものは交付対象経費としないこととされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と各種加算額を、認定こども園等において教育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する(以下、合計した額を「交付基礎額」という。)
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合 2 分の 1 を乗ずるなどした額(以下「選定額」という。)を算出する。

③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

本院が、10 都道県、18 市区町及び1 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付対象事業の種別	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
(58)	熊本県	熊本県	八代市 認定こども園整備 学校法人八代聖愛学園 (事業主体)	元、2	36,140	1,947	交付対象経費とならない交付金の内定前に締結した契約に係る経費等を含めて交付対象経費を算出していたもの

学校法人八代聖愛学園は、令和元、2 両年度に、認定こども園の改造を行う事業を実施し、八代市に事業実績報告書等を提出して、同市による審査を経て交付金を原資とする同市の補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、交付基礎額 58,488,000 円と、同法人から提出された事業実績報告書等に基づく交付対象経費の実支出額 72,280,412 円により算出した選定額 36,140,000 円とを比較して、少ない方の額である 36,140,000 円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、交付金の内定を受けた元年 6 月より前の平成 31 年 3 月に設計業者との間で締結した契約に係る実施設計に要する経費 1,453,950 円及び工事事務費 739,382 円並びに防犯対策に該当しない外構工事に要する経費 1,701,069 円が交付対象経費とならないのに、これらを含めて事業実績報告書等を提出していた。

したがって、上記の交付対象経費とならない経費計 3,894,401 円を除いた適正な交付対象経費の実支出額 68,386,011 円により交付金の交付額を算定すると 34,193,000 円となることから、前記の交付額との差額 1,947,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 53,103,810 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号。以下「負担法」という。)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。))に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている(次式参照)。

(負担金交付額の算定式)

$$\boxed{\text{負担金交付額}} = \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{実支出額と算定総額とのいずれか低い額} \\ \text{実支出額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{(教職員の給与及び報酬等)} \\ \text{+} \\ \text{特別支援学校} \\ \text{(教職員の給与及び報酬等)} \end{array} \right] - \left(\text{対象外教職員の} \right. \\ \left. \text{給与及び報酬等} \right) \\ \text{算定総額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{(教職員基礎給料月額 + 諸手当)} \times \text{算定基礎定数} \times 12 \text{月} \\ \text{+} \\ \text{特別支援学校} \\ \text{(教職員基礎給料月額 + 諸手当)} \times \text{算定基礎定数} \times 12 \text{月} \end{array} \right] \end{array}}}{\boxed{1/3}}$$

そして、実支出額は、負担法等に基づき、小中学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに特別支援学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費の合計額から、負担金の対象とならない公立の当該学校の教員の身分を有したまま在外教育施設等に勤務するなどしている教職員(以下「対象外教職員」という。)の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いて算定することとなっている。

また、算定総額は、限度政令に基づき、教員、栄養教諭等、事務職員ごとに小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等^(注)を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定して、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」という。)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数は、次のように算定することとなっている。

- ① 小中学校の標準学級数は、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下(第1学年を含む場合を除く。)である場合、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

(注) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

本院が、21都道府県及び11市において会計実地検査を行ったところ、1県1市において、実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった。また、5県1市において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた。これらの結果、5県2市において、負担金計53,103,810円が過大に交付されていて、不当と認められる。なお、1県は両方の事態に該当している。

このような事態が生じていたのは、3県2市において実支出額又は算定基礎定数の確認が十分でな

かったこと、2県において算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった事態 1県1市

イ 算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた事態

(ア) 小中学校の教職員の標準定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下(第1学年を含む場合を除く。)、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下、又は小中学校の特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下であるのに、それぞれ当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制して算定していた事態 3県1市

(イ) 小中学校の産休代替教職員の実数の算定において、当該年度の5月1日現在で産休代替教職員に該当しない者を含めていた事態 2県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例(ア及びイ(ア)の事態)>

岐阜県は、令和3年度において、実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に26,365,294,619円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、実支出額の算定に当たり、当該年度に在外教育施設に勤務する対象外教職員13人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引くべきところ、誤ってこのうち4人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていないなどしていた。

したがって、適正な実支出額により適正な負担金の額を算定すると26,355,974,913円となることから、9,319,706円が過大に交付されていた。(アの事態)

また、同県は、4年度において、小中学校の教職員の算定基礎定数を11,800人として、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に26,097,827,235円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、小中学校の標準学級数について、6,331学級とすべきところ、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であるのに、誤って当該二つの学年の児童を1学級に編制していなかったことから、6,332学級と算定していた。

したがって、適正な標準学級数により適正な算定基礎定数を算定すると11,799人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると26,095,785,263円となることから、2,041,972円が過大に交付されていた。(イ(ア)の事態)

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	実支出額 又は算定 総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める実支 出額又は 算定総額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(59)	文部科学 本省	大 阪 市	3	82,211,934	27,403,978	38,757	12,919	実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかったもの(アの事態)

	部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	年 度	実支出額 又は算定 総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める実支 出額又は 算定総額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
第3章	(60) 文部科学 本省	岡 山 市	3、4	45,056,400	15,018,800	34,874	11,625	算定基礎定数の 算定が過大と なっていたもの (イ(ア)の事態)
第1節	(61) 富 山 県	富 山 県	4	37,726,942	12,575,622	36,004	12,001	同(イ(ア)の事態)
第5	(62) 岐 阜 県	岐 阜 県	3、4	157,390,306	52,463,121	34,085	11,361	実支出額の算定 に当たり対象外 教職員の給与及 び報酬等に要す る経費の額を差 し引いていな かったもの、及 び算定基礎定数 の算定が過大と なっていたもの (ア及びイ(ア)の 事態)
文部科学省	(63) 兵 庫 県	兵 庫 県	3	144,402,275	48,134,091	6,077	2,025	算定基礎定数の 算定が過大と なっていたもの (イ(イ)の事態)
	(64) 山 口 県	山 口 県	2	56,847,554	18,949,184	6,327	2,109	同(イ(ア)の事態)
	(65) 熊 本 県	熊 本 県	2	52,047,076	17,348,980	3,183	1,061	同(イ(イ)の事態)
	(59)－(65)の計			575,682,491	191,893,779	159,311	53,103	

(3) 私立学校施設整備費補助金(教育装置、ICT活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの 7件 不当と認める国庫補助金 48,449,000 円

私立学校施設整備費補助金(教育装置、ICT活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、教育装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修工事等)等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、教育装置については装置の整備に要する経費、ICT活用推進事業についてはICT装置の整備等に要する経費、防災機能等強化緊急特別推進事業については危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)のそれぞれ2分の1以内の額とすることとされている。また、補助対象経費については次の①から⑤までのとおりとされている。

- ① 教育装置の整備については、私立大学等が行う教育に必要な機械、器具、その他の設備であって、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とする事業を行う場合に必要経費とされている。
- ② ICT活用推進事業については、私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ICT装置、施設の改造工事及び既設のICT施設における冷房化工事に必要な経費とされている。ただし、附属病院等に置くものに係る経費やサーバに係る経費は補助の対象とならないこととされている。
- ③ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事に必要な工事費、実施設計費等の経費とされている。ただし、主として学生以外の者の利用に供する病院施設等に係る経

費は補助の対象とならないこととされている。また、非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、非構造部材である外壁の耐震対策工事については、当該建物の延べ床面積に対する100㎡以上の室の床面積の割合(以下「100㎡以上割合」という。)相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされている。そして、補助対象経費の算定に当たっては、外壁の耐震対策工事に係る事業費に100㎡以上割合を乗ずることとなっている。

- ④ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事については、私立大学等が行う施設のバリアフリー化のための改造工事を行う場合に必要な経費とされている。
- ⑤ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちアスベスト対策工事については、石綿含有建材のうち、吹き付けられた石綿又は石綿を含む保温材、耐火被覆材若しくは断熱材に係る除去、封じ込め又は囲い込みなどのアスベスト対策のための施設工事等に係る経費とされている。

このほか、補助金の補助対象は交付内定以降に契約するなどして着手する事業であること、事業実施年度内に完了する事業であることなどとされている。

そして、学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が、19 学校法人において会計実地検査を行うとともに、10 学校法人に資料の提出を求めてその内容を確認した上でウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査を行ったところ、7 学校法人において、次のような事態が見受けられた。

ア 教育装置の整備に係る事態

補助対象は事業実施年度内に完了する事業であることなどとされているのに、事業実施年度の翌年度以降(以下「後年度」という。)に効力が発生するため事業実施年度内に完了しているとは認められない後年度分のライセンス料を補助対象経費に含めるなどしていた。

イ ICT 活用推進事業に係る事態

附属病院等に置くものに係る経費やサーバに係る経費は補助の対象とならないこととされているのに、附属病院に置く機器の更改に係る設計費等及びサーバの導入に係る経費を補助対象経費に含めるなどしていた。

ウ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事に係る事態

(ア) 非構造部材である外壁の耐震対策工事については、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされ、外壁の耐震対策工事に係る事業費に100㎡以上割合を乗じて補助対象経費を算定することとなっているのに、①100㎡以上割合を乗じていなかったため、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていた。また、②耐震対策工事を実施しない部分を含む建物全体の外壁面積に100㎡以上割合を乗ずるなどしていたため、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の経費が含まれていて補助対象経費が過大となっていた。

(イ) 実施設計費の実際の支払額が概算額より低額となっていたのに、誤って概算額に基づき補助対象経費を算定していたため、補助対象経費が過大となっていた。

エ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事に係る事態

補助対象は補助金の交付内定以降に着手する事業であることとされているのに、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して提出し、実際には交付内定前に着手していた事業を補助の対象としていた。

オ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちアスベスト対策工事に係る事態

補助の対象とならない石綿含有建材の封じ込め工事を補助の対象としていた。

これらの結果、補助金計 48,449,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1 学校法人において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、1 学校法人において補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、5 学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1（ウ(ア)①の事態）＞

学校法人埼玉医科大学は、令和元年度に防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事として「埼玉医科大学本部棟外壁脱落防止整備事業」を実施しており、危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事に要する経費を対象として、補助対象経費を 43,310,832 円（補助金 21,655,000 円）と算定していた。

しかし、補助対象経費の算定に当たっては、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされているのに、同法人は、事業費に 100㎡以上割合である 16.30% を乗ずることなく、当該建物の延べ床面積のうち病院施設等を除いた床面積の割合である 59.07% を乗じていた。このため、補助対象経費には 100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の補助の対象とならない経費 31,359,477 円が含まれていた。

したがって、上記の 31,359,477 円を除外して適正な補助対象経費を算定すると 11,951,355 円（補助金 5,975,000 円）となり、補助金 15,680,000 円が過大に交付されていた。

＜事例 2（エの事態）＞

学校法人立教学院は、令和 5 年度に防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事である「4 号館 1 階自動扉設置工事」について、5 年 6 月 1 日に補助金の交付内定を受けていた。

その後、同法人は、同年 7 月 3 日に工事請負契約を締結し事業費 3,960,000 円（補助対象経費同額）で実施したとして、補助金 1,980,000 円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、実際には交付内定前の同年 4 月 19 日に工事請負契約を締結しており、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して文部科学省に提出していた。

したがって、本件事業は補助の対象とならず、補助金 1,980,000 円は交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(66)	文部科学 本省	学校法人富 澤学園	アスベスト 対 策 工 事 (東北文教 大学 1 号館 2 号館外壁 等 改 修 工 事)等	4	13,775	6,887	13,775	6,887	補助の対象 とならない 石綿含有建 材の封じ込 め工事を補 助の対象と していたも の(オの事 態) (東北文教 大学、東北 文教大学短 期大学部)

	部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象経 費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(67)	文部科学 本省	学校法人国 際医療福祉 大学	学校施設耐 震改修工事 (小田原C 外壁修繕工 事)等	元、 3	60,993	30,496	29,420	14,711	耐震対策工 事を実施し ない部分を 含む建物全 体の外壁面 積に基づき 算定した補 助対象経費 が過大とな っているも の(ウ ^ア) ②の事態) (国際医 療 福祉大学)
(68)	同	学校法人埼 玉医科大学	学校施設耐 震改修工事 (埼玉医科 大学本部棟 外壁脱落防 止 整 備 事 業)	元	43,310	21,655	31,359	15,680	100㎡以 上 割合相当分 の外壁の耐 震対策に係 る経費以外 の補助の対 象とならな い経費を補 助対象経費 に含めてい たもの(ウ ^ア) ①の 事 態) (埼 玉 医 科 大学)
(69)	同	学校法人立 教学院	バ リ ア フ リー化工事 (4号 館1 階自動扉設 置工事)	5	3,960	1,980	3,960	1,980	補助金の交 付内定前に 着手してい た事業を補 助の対象と していたも の(エ の 事 態) (立教大学)
(70)	同	学校法人大 阪医科薬科 大学	ICT 活用推 進 事 業 (全 学 ネット ワーク環境 更改事業)	4	50,200	25,100	9,827	4,914	補助の対象 とならない 附属病院に 置く機器の 更改に係る 設計費等を 補助対象経 費に含めて いたもの (イの事態) (大 阪 医 科 薬科大学)
(71)	同	学校法人純 真学園	学校施設耐 震改修工事 (本 館 6 ～ 7 階特定天 井 改 修 工 事)等	3	181,280	90,639	2,310	1,155	実施設計費 の概算額に 基づき算定 した補助対 象経費が過 大となっ ていたもの (ウ ^イ)の 事 態) (純 真 学 園 大学、純真 短期大学)
(72)	同	学校法人九 州学園	教 育 装 置 (マルチメ ディア教育 シ ス テ ム)、 ICT 活用推進事 業(マルチ メディア情 報 シ ス テ ム)	3	83,162	41,580	6,244	3,122	補助の対象 とならない 後年度分の ライセンス 料等を補助 対象経費に 含めていた もの(ア 及 び イ の 事 態) (福 岡 女 子 短期大学)
(66)～(72) の計					436,682	218,337	96,896	48,449	

(4) 私立学校情報機器整備費補助金(遠隔授業活用推進事業)の補助の対象とならないもの

1 件 不当と認める国庫補助金 7,882,000 円

私立学校情報機器整備費補助金(遠隔授業活用推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校におけるデジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現させることを目的として、学校法人等に対して、遠隔授業の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金交付要綱(令和2年文部科学大臣裁定)等によれば、私立の大学等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、遠隔授業が可能となる設備等の整備を行う遠隔授業活用推進事業の実施に当たり必要となる設備整備費、通信機器購入費、ソフトウェアの使用料等及び遠隔授業設備の利用支援等を行う者の人件費(以下「利用支援者の人件費」という。)とされている。また、クラウドサーバの使用料は、ソフトウェアの使用料等に該当するものとして補助の対象となるとされている。ただし、ソフトウェアの使用料等や利用支援者の人件費については、飽くまでも設備に附帯する経費として位置付けられるものであることから、設備整備費や通信機器購入費が補助の対象として含まれていない事業の場合、補助の対象外となるとされている。

そして、学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が、19 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
(73) 文部科学 本省	学校法人金 城学院	遠隔授業活 用推進事業	3	千円 15,764	千円 7,882	千円 15,764	千円 7,882	補助対象経 費に設備整 備費等が含 まれていな いため、事 業全体が補 助の対象と ならないも の (金城学院 大学)

学校法人金城学院は、令和3年度に遠隔授業活用推進事業を実施しており、遠隔授業が可能となる設備等の整備に係る経費 15,764,716 円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、補助金 7,882,000 円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、遠隔授業活用推進事業の実施に当たり、設備の整備や通信機器の購入を行っていないことから、設備整備費や通信機器購入費が補助の対象として含まれておらず、クラウドサーバ及びソフトウェアの使用料並びに利用支援者の人件費のみを補助対象経費として計上していた。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る補助金 7,882,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

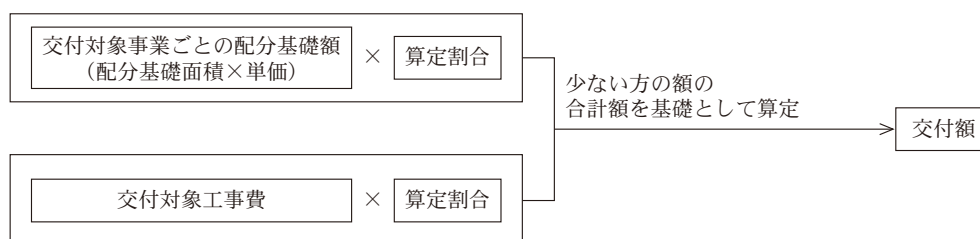
2件 不当と認める国庫補助金 24,511,000 円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の種別は、学校給食の開設又は改善充実に必要な施設設備の新築又は増築を行う事業(以下「学校給食施設新増築事業」という。)、学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものなどの改築を行う事業(以下「学校給食施設改築事業」といい、これらの事業を合わせて「学校給食施設整備事業」という。)、ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業(以下「ラグビー場整備事業」という。)等とされている。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額のうち、少ない方の額の合計額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている(図参照)。

図 交付額の算定方法



そして、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」(令和2年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知)等によれば、学校給食施設整備事業に係る配分基礎面積は、学校給食の実施に必要な施設の床面積であって、原則として、当該施設の整備を行う年度(複数年度にわたって整備を行う場合は事業実施初年度)の5月1日現在において、当該学校給食を実施する学校に在学する児童又は生徒の数(以下「生徒数」という。)に応じて定められた面積(以下「基準面積」という。)を限度とすることとされている。

また、ラグビー場整備事業については、配分基礎額と交付対象工事費は同額とすることとなっており、このうち交付対象工事費については、1施設当たりの上限額が人工芝新築工事230,000,000円、防

球ネット新築工事 50,000,000 円等と対象工事ごとに定められていて、これらの対象工事ごとに工事費と上限額とを比較して少ない方の額を合計した額とすることとなっている。

そして、市町村(特別区を含む。)等は、実績報告書等を都道府県等に提出し、都道府県等は、その内容を審査することとなっている。

本院が、20 都道府県及び 114 市区町村において会計実地検査を行ったところ、東京都の 1 区において、実際の生徒数を上回る生徒数を用いて配分基礎面積等を算定していたため、配分基礎額等が過大に算定されていた。また、東京都の 1 区において、工事費を上回る上限額により交付対象工事費を算定していたため、交付対象工事費が過大に算定されていた。これらの結果、交付金計 24,511,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 区において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、東京都において 2 区から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(74)	東 京 都 江 東 区	学校給食施設 新增築事業、 学校給食施設 改築事業	2 ～ 4	千円 483,590	千円 6,830	実際の生徒数を上回る生徒数を用いて配分基礎面積等を算定していたもの

江東区は、令和 2 年度から 4 年度までの間に、第二大島中学校の学校給食施設整備事業等 31 事業を実施して、交付金計 483,590,000 円の交付を受けていた。

同区は、同中学校の学校給食施設整備事業の実施に当たり、元年度に実施した生徒数の推計に基づき、事業実施初年度である 2 年度の生徒数を 239 人とし、基準面積を 213㎡としていた。

しかし、2 年 5 月 1 日現在における実際の生徒数は 184 人であったため、基準面積を 170㎡とすべきであった。

したがって、基準面積を 170㎡とした適正な配分基礎面積に基づくなどした配分基礎額等により交付金の交付額を算定すると計 476,760,000 円となることから、交付金計 6,830,000 円が過大に交付されていた。

(75)	東 京 都 江 戸 川 区	ラグビー場整備事業	2、3	124,566	17,681	工事費を上回る上限額により交付対象工事費を算定していたもの

江戸川区は、令和 2、3 両年度に、葛西ラグビースポーツパークの人工芝新築工事等 4 工事を行うラグビー場整備事業を実施して、交付金 124,566,000 円の交付を受けていた。

同区は、本件事業の実施に当たり、実績報告において、対象工事ごとに工事費と上限額とを比較することなく、対象工事の工事費の合計額を基に算出した 401,841,000 円が、対象工事ごとの上限額の合計額 370,000,000 円を上回っていることから、上限額の合計額に基づいて交付対象工事費を算定していた。

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
				千円	千円	
						しかし、対象工事ごとに工事費を確認したところ、人工芝新築工事では工事費が177,481,700円となっていて、当該工事に係る上限額230,000,000円を下回っていた。
						したがって、対象工事ごとに工事費と上限額とを比較して、少ない方の額を合計した適正な交付対象工事費317,481,000円により交付金の交付額を算定すると106,885,000円となることから、交付金17,681,000円が過大に交付されていた。
(74)	(75)の計			608,156	24,511	

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について

〔令和4年度決算検査報告122ページ参照〕
〔令和5年度決算検査報告144ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

文部科学省は、令和元年度から3年度まで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)に対して公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。交付要綱によれば、補助金の補助対象経費は、事業主体が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、校内LANの新設・更新の事業に必要な経費等とされている。また、同省は、2年に、補助事業についての基本的な考え方等を記載した各種資料(以下「説明資料」という。)を作成し、事業主体に対して通知等により計7回にわたり提供して、補助事業実施年度の翌年度以降の期間分のライセンス費用のほか、保守費用、代替機費用、校外施設費用等は補助の対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)であることを周知している。

しかし、18事業主体において補助対象外経費を補助対象経費に含めていて補助金が過大に交付されている事態、また、説明資料ごとに補助対象外経費として挙げている内容が区々となっているなどしており、個々の説明資料では補助対象外経費について十分な理解が得られるものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して5年10月に、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を速やかに返還するように求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅した資料等を示した上で、改めて実績報告書の内容を確認するよう求めること。そして、当該確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められる場合には、速やかに当該補助金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ 今後、校内LANの更新等を対象とする同様の事業を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、今回誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 5年11月に通知を発出し、前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を返還するよう求めた。

イ 6年5月に事務連絡を発出し、補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅したQ&A等を一覧で示した上で、改めて実績報告書の内容を確認してその結果を報告するよう求めた。そして、確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められた事業主体に対して、7年3月に当該補助金の返還を求めた。

ウ 今後、補助事業と同様の校内のネットワーク環境を整備するための工事が含まれる学校施設環境改善交付金事業等を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、十分な理解を得るための方策として、誤りの多かった点を記載した資料を上記の事務連絡と併せて送付するとともに、6年6月にホームページ上に公表するなどして周知を行った。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合における常勤の教職員の数への換算について

(令和5年度決算検査報告131ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものであり、その額は、都道府県等の実支出額と政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。算定総額の

算定に用いる算定基礎定数は、都道府県等ごとに標準学級数等^(注)を基礎として算定した基礎定数に、都道府県等における教育上特別の配慮を必要とする事情等を考慮して文部科学大臣が定める数(以下「加配定数」という。)を加えることにより教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定して、更に休職者等の実数等を加えるなどして算定することとなっている。そして、都道府県等は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準定数を再任用による短時間勤務教職員や非常勤講師等の常勤以外の教職員(以下「短時間教職員」という。)の数に換算して、常勤の教職員の数として決定された加配定数を活用して短時間教職員を配置できることとなっている。その場合、換算しようとする標準定数と、短時間教職員の一週間当たりの通常の勤務時間数による区分ごとに、当該勤務時間数に当該区分に係る短時間教職員の数を乗じて得た数の合計数を40で除するなどした数とが等しくなるように換算することとなっている(以下、常勤の教職員の数に換算した後の加配定数に相当する教職員の数を「加配相当教職員数」という。)

しかし、3県及び2市において、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に、標準法等の規定とは異なる方法で換算していたことにより加配相当教職員数を過大に算定している事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、都道府県等が加配相当教職員数の算定を適正かつ適切に行うことにより、加配定数が効率的に配分され、適正な算定基礎定数に基づき負担金の交付が適切に行われることとなるよう、加配定数に相当する教職員の配置実績を文部科学省が確認するための様式(以下「加配定数調」という。)等に具体的な換算方法を記載するなどして、短時間教職員を配置した場合の加配相当教職員数の算定方法を都道府県等に対して周知するよう、文部科学大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

(注) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、都道府県等が加配相当教職員数の算定を適正かつ適切に行うことにより、加配定数が効率的に配分され、適正な算定基礎定数に基づき負担金の交付が適切に行われることとなるよう、7年4月に、加配定数調について短時間教職員の数から加配相当教職員数への具体的な換算方法を図示して記載するなどの改訂を行い都道府県等に対する事務連絡によりこれを示すとともに、都道府県等の担当者会議を開催し加配定数調の改訂の趣旨等を説明して、短時間教職員を配置した場合の加配相当教職員数の算定方法を都道府県等に対して周知する処置を講じていた。

(2) GIGA スクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等について

(令和5年度決算検査報告138ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、GIGA スクール構想の一環として、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱等に基づき、地方公共団体等に対して公立学校情報機器整備費補助金を交付している。同補助金の交付対象事業のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」は、都道府県、市町村等(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が学習者用コンピュータ(以下「端末」という。)を整備するものである。そして、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部(以下、これらを合わせて「高校」という。)を対象とするもの(以下「補助事業」という。)の補助対象経費は、高校生等奨学給付金を受給しているなどの世帯(以下「奨学給付金等受給世帯」という。)の生徒に貸与等するための端末の新規整備等に要する経費とされている。

しかし、補助事業により整備した端末(以下「補助端末」という。)について、事業主体において、奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与が低調となっていて、今後も貸与が見込まれないものも多数ある事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供すること

イ 高校の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供すること。また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜同省と相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、7年2月に事務連絡を発して、奨学給付金等受給世帯等以外の生徒でも貸与を希望する生徒には補助端末を貸与することが可能であることに加えて、生徒が学校に持参している私物の端末が故障した場合の代替機として利用するなどの貸与の促進の方策例を事業主体に周知した。

イ 高校の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、アの事務連絡により、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法についての情報として、生徒への貸与以外の用途に活用することが可能であることに加えて、学校図書館において利用するなどの有効活用の方策例を事業主体に周知した。また、当該事務連絡等により、上記の方策によっても活用することが困難な場合には、必要に応じて同省に相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知した。

第6 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料

(76) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	23 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	326 事業主	
	徴収過大があった事業主数	47 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	140,217,504 円(令和3年度～6年度)	
	徴収過大額	17,479,310 円(令和3年度～6年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険である。また、②雇用保険は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付等に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注1)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

そして、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の令和6年度の収納済額は4兆1892億余円に上っている。

(注1) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、令和3年度から6年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88までとなっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、3年度は1000分の9(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。)は1000分の12)、4年度は、4年4月1日から9月30日までの期間が1000分の9.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11.5、建設の事業は1000分の12.5)、同年10月1日から5年3月31日までの期間が1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)、5年度及び6年度は、1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)となっている。

(3) 労災保険及び雇用保険の適用対象

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。

また、雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等には適用されないこととなっているため、これらの者を被保険者とししない取扱いとなっている。したがって、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

(4) 一括有期事業の概要等

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業や立木の伐採の事業のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という。)については、原則として、一つの工事現場等を一つの事業単位とすることとなっている。

ただし、徴収法等によれば、事務の簡素化を図ることを目的として、二つ以上の有期事業について、一定の要件に該当する場合については、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととされている(以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。一括有期事業の概要等及び後述2(2)イの事態については、後掲200ページの「労働者災害補償保険の保険料について、一括有期事業等に係る保険料の適切な算定等に関して事業主等に周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として確定保険料等のデータを突合するなどの方法をマニュアル等で示すなどの体制整備を図るよう意見を表示したもの」参照)。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているか、確定保険料申告書が適切に作成されているかなどに着眼して、全国 47 労働局のうち 14 労働局管内の 364 事業主を選定するとともに、47 労働局管内で一括有期事業に係る労災保険分の保険料の申告が適切に行われていないおそれがあるなどの 1,089 事業主を選定して、計 1,396 事業主(純計)に係る 3 年度から 6 年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記 14 労働局管内の 364 事業主について、14 労働局において事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

また、47 労働局管内で一括有期事業に係る労災保険分の保険料の申告が適切に行われていないおそれがあるなどの 1,089 事業主について、47 労働局のうち 18 労働局において会計実地検査を行うとともに、47 労働局から、一括有期事業に係る労災保険分の保険料の徴収に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注 2) 14 労働局 岩手、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、福岡、宮崎各労働局

(注 3) 18 労働局 青森、岩手、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、愛媛、福岡、宮崎各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、次のア及びイのとおり、前記 1,396 事業主のうち、23 労働局管内の 326 事業主について徴収額が 140,217,504 円不足しており、また、14 労働局管内の 47 事業主について徴収額が 17,479,310 円過大になっていて、不当と認められる。

ア 事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていないなどしている事態、及び雇用保険の加入要件を満たしていない短時間就労者の賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めるなどしている事態が見受けられた。このため、14 労働局管内の 202 事業主について徴収額が 98,970,965 円不足しており、また、13 労働局管内の 39 事業主について徴収額が 16,671,937 円過大となっていた。

イ 事業主が、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する工事の全部又は一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定するなどしている事態、及び労災保険率の適用を誤るなどしている事態が見受けられた。このため、23 労働局管内の 130 事業主について徴収額が 41,246,539 円不足しており、また、7 労働局管内の 8 事業主について徴収額が 807,373 円過大となっていた。

(注 4) 事業主の重複があるため、徴収額が不足していた事業主数 326 について、ア及びイの事業主数 202 と 130 とを合計しても一致しない。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書、一括有期事業報告書等を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったことや計算誤りをしたことにより、保険料算定の基礎となる賃金総額、請負金額等の記載が事実と相違するなどしていたのに、23 労働局においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪労働局は、警備業を営む事業主 A から、令和 5 年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者 28 人に対して支払った賃金総額は 56,438 千円、その雇用保険分の保険料は 874,789 円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主 A は、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者 81 人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金 189,584 千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料 2,938,552 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
青 森	15	6	千円 1,437
岩 手	36	11 5	2,753 △ 998
宮 城	32	8	1,567
茨 城	27	7	1,944
埼 玉	48	24 4	15,738 △ 1,231
千 葉	63	29 2	13,052 △ 364
東 京	85	40 6	28,487 △ 8,186
神 奈 川	63	28 3	9,557 △ 176
富 山	22	2	992
山 梨	24	8	1,002
岐 阜	32	4	2,472
愛 知	52	17 3	5,016 △ 734
滋 賀	38	13 4	3,017 △ 2,845

労 働 局 名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴 収 不 足 額 徴収過大額(△)
京 都	84	18 1	千円 8,990 △ 40
大 阪	80	38 4	21,143 △ 1,276
奈 良	30	13 1	5,963 △ 225
岡 山	45	12 4	3,942 △ 159
広 島	30	8 1	934 △ 20
愛 媛	11	3 —	536 —
福 岡	56	19 3	7,148 △ 144
宮 崎	39	9 6	2,331 △ 1,074
鹿 児 島	30	5 —	603 —
沖 縄	24	4 —	1,583 —
計	966	326 47	140,217 △ 17,479

第3章 第1節 第6 厚生労働省

保険料・その他

(77) 健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計		
	(健康勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(子ども・子育て支援勘定)		
		(款) 拠出金収入	(項) 事業主拠出金収入
部 局 等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業並びに拠出金の徴収に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料等納付義務者	888 事業主		
徴 収 不 足 額	健康保険保険料	337,544,390 円(令和2年度～6年度)	
	厚生年金保険保険料	467,010,419 円(令和2年度～6年度)	
	子ども・子育て拠出金	9,186,331 円(令和2年度～6年度)	
	計	813,741,140 円	

1 保険料等の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金(以下「拠出金」という。)の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合等には被保険者とすることとなっている。

(2) 保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年 7 月には、同月 1 日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金(以下、これらを合わせて「保険料等」という。)として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料等の令和6年度の収納済額は、健康保険保険料11兆6381億余円、厚生年金保険保険料36兆3545億余円、拠出金7155億余円、計48兆7082億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第32級650,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1か月の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部(4年3月31日以前は14地域部)の管轄区域内に所在する191年金事務所が管轄する事業所の約229万事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの2,088事業主を選定するなどして、2年度から6年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎となる書類により、また、191年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかった事態、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載していた事態等が見受けられた。

このため、2,088事業主のうち、11地域部(4年3月31日以前は14地域部)の管轄区域内に所在する177年金事務所が管轄する888事業主について、徴収額が813,741,140円(健康保険保険料337,544,390円、厚生年金保険保険料467,010,419円、拠出金9,186,331円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、届出を適正に行っていなかったのに、177 年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A 会社は、飲食店の業務に従事する従業員 200 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 177 人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 177 人について調査したところ、同会社はこのうち 5 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 8,475,969 円、厚生年金保険保険料 6,955,830 円、拠出金 136,836 円、計 15,568,635 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			計
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	子ども・子育て拠出金 千円	
北海道	札幌東等 9	65	25	5,762	8,140	160	14,062
東北	仙台東等 9	169	73	38,373	49,161	966	88,502
北関東・信越	前橋等 19	253	138	64,149	82,489	1,622	148,261
南関東第一	千代田等 22	111	59	29,154	40,835	803	70,793
南関東第二	千葉等 19	256	99	28,340	56,372	1,108	85,822
中部	岐阜北等 19	203	83	63,228	83,887	1,650	148,766
近畿第一	天満等 19	175	71	21,578	29,739	585	51,903
近畿第二	福井等 20	243	102	29,223	35,187	692	65,102
中国	鳥取等 20	252	116	25,148	31,140	612	56,901
四国	松山東等 5	88	35	12,132	18,445	362	30,940
九州	博多等 16	206	87	20,452	31,610	621	52,684
計	177 か所	2,021	888	337,544	467,010	9,186	813,741

役 務

- (78) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

保 険 給 付 (79)–(84)

(79) 雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 大阪労働局(支給決定庁)
支給の相手方	2 事業主
人材開発支援助成金の支給額の合計	3,926,680 円(令和 2、3 両年度)
不当と認める支給額	3,926,680 円

1 保険給付の概要

(1) 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、職業訓練又は教育訓練を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、特別育成訓練コース等がある。

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始日から起算して 1 か月前までに、実施する職業訓練の内容等が記載された訓練計画届、訓練対象者の雇用契約書、職業訓練の実施内容等を確認するための書類等を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。

そして、助成金の対象となる取組のうち、特別育成訓練コースの支給要件は、対象労働者が、事業主に従来雇用されている有期契約労働者^(注 1)であることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内に、支給申請書に、職業訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

(注 1) 有期契約労働者 事業主と期間の定めがある労働契約を締結している労働者

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち5労働局が令和元年度から6年度までの間に支給決定を行った特別育成訓練コース等に係る助成金73,950件(支給決定金額計30,562,879,844円)から、支給実績等を基に、同175件(同計288,219,697円。これらの支給決定に係る事業主は88事業主)を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び5労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 5労働局 北海道、宮城、福島、神奈川、大阪各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、大阪労働局が2、3両年度に支給決定を行った助成金3件に係る2事業主は、特別育成訓練コースにおいて、従来正規雇用労働者として雇用していた者の雇用形態を、訓練実施期間のみ有期契約労働者に変更するなどして、従来雇用している有期契約労働者であると偽って助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定3件に係る2事業主に対する助成金の支給額計3,926,680円の全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、大阪労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、令和元年7月に、従来雇用する有期契約労働者に対して職業訓練を実施するとして、特別育成訓練コースに係る2件の訓練計画届及び労働条件通知書等の添付書類の提出を受けていた。

そして、同労働局は、事業主Aから、同年8月から2年1月までの間に従来雇用する有期契約労働者3名に対して訓練計画に基づく職業訓練を実施したとして、同年3月に2件の支給申請書等の提出を受けて、これらの書類に基づき、同年8月に特別育成訓練コースに係る助成金計2,638,120円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、実際には、事業主Aは、元年7月以前から正規雇用労働者として雇用していた3名の雇用形態を、訓練実施期間のみ有期契約労働者に変更しており、従来雇用している有期契約

労働者であると偽っていたことから、特別育成訓練コースに係る助成金 2,638,120 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

(80) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目 部 局 等	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費 厚生労働本省(支給庁) 3 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	6 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース助成金 (2) 生涯現役コース奨励金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 33,749,999 円(令和元年度～5年度) (2) 3,100,000 円(令和3年度～5年度) 計 36,849,999 円
不当と認める支給額	(1) 9,333,333 円(令和元年度～5年度) (2) 1,200,000 円(令和3年度～5年度) 計 10,533,333 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、60歳以上65歳未満(令和5年4月以降は60歳以上)の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、65歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(以下「就職困難者コース助成金」という。)、生涯現役コース奨励金(5年3月末で廃止)等がある。

(2) 助成金の支給

ア 就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 生涯現役コース奨励金の支給要件は、事業主が、雇入れ日における満年齢が65歳以上であって、紹介日現在、被保険者でない求職者を、公共職業安定所等の紹介により新たに1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、就職困難者コース助成金及び生涯現役コース奨励金のいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事

業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れた場合等は、支給対象とならないこととなっている。

そして、支給額は、原則として、就職困難者コース助成金の場合は表1、生涯現役コース奨励金の場合は表2に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者コース助成金の支給額

区分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給総額	支給 回数
短時間労働者以外	60歳以上 65歳未満 の高年齢者 等 注(2)	中小企業 事業主以外 の事業主	25万円	25万円				50万円	2回
		中小企業 事業主	30万円	30万円				60万円	2回
	身体障害者 及び知的障 害者	中小企業 事業主以外 の事業主	25万円	25万円				50万円	2回
		中小企業 事業主	30万円	30万円	30万円	30万円		120万円	4回
	重度障害者 等	中小企業 事業主以外 の事業主	33万円	33万円	34万円			100万円	3回
		中小企業 事業主	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分 に該当しない、労働時 間が週20 時間以上 30時間未 満の短時間 労働者	中小企業 事業主以外 の事業主	15万円	15万円				30万円	2回
		中小企業 事業主	20万円	20万円				40万円	2回
	労働時間が 週20時間 以上30時 間未満の障 害者	中小企業 事業主以外 の事業主	15万円	15万円				30万円	2回
		中小企業 事業主	20万円	20万円	20万円	20万円		80万円	4回

注(1) 雇入れに係る日(賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等。表2において同じ。)から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2) 令和5年4月以降は、60歳以上の高年齢者等

表2 生涯現役コース奨励金の支給額

区分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主以外の事業主	30万円	30万円	60万円	2回
	中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2回
労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	20万円	20万円	40万円	2回
	中小企業事業主	25万円	25万円	50万円	2回

(注) 雇入れに係る日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期とする。

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国 47 労働局のうち 7 労働局^(注)が元年度から 6 年度までの間に支給決定を行った助成金 203,075 件(支給決定金額計 54,135,244,905 円)から、支給実績等を基に、同 1,126 件(同 293,049,973 円。これらの支給決定に係る事業主は 75 事業主)を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び 7 労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 7 労働局 北海道、宮城、埼玉、千葉、滋賀、奈良、福岡各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、3 労働局において元年度から 5 年度までの間に支給決定を行った助成金 29 件に係る 6 事業主は、雇入れ日の前日から起算して 3 年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定 29 件に係る 6 事業主に対する助成金の支給額計 36,849,999 円(就職困難者コース助成金 33,749,999 円、生涯現役コース奨励金 3,100,000 円)のうち計 10,533,333 円(就職困難者コース助成金 9,333,333 円、生涯現役コース奨励金 1,200,000 円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことや、制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、3 労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡労働局は、事業主 A から、65 歳以上の被保険者でない求職者 B を令和 4 年 2 月 4 日に福岡南公共職業安定所の紹介を受けて同年 2 月 10 日に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、求職者 B を支給対象とする生涯現役コース奨励金 500,000 円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、求職者Bは4年2月1日から勤務を開始しており、事業主Aは、既に雇用していて、雇入れ日の前日(2月9日)から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった求職者Bに、形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたことにしていた。

したがって、求職者Bは生涯現役コース奨励金の支給対象とならず、生涯現役コース奨励金500,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給 した助成金(注)	左のうち不当と認 める助成金(注)
北海道	23	2	15,316	3,600
宮城	16	2	11,000	2,800
福岡	12	2	7,433	2,933
計	51	6	33,749	9,333
合計			36,849	10,533

(注) 「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の上段は就職困難者コース助成金に係る分、下段は生涯現役コース奨励金に係る分である。

(81) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 5 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	14 事業主
キャリアアップ 助成金の支給額 の合計	23,790,000 円(令和元年度～6年度)
不当と認める支 給額	21,390,000 円(令和元年度～6年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「^(注1) 有期雇用労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コース等がある。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

そして、正社員化コースの支給要件は、事業主が、上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期雇用労働者を正規雇用労働者に転換することなどとなっている。また、社会保険適用時処遇改善コースの支給要件は、事業主が、有期雇用労働者等の週所定労働時間を4時間以上延長することなどにより新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険の被保険者要件を満たすこととなった日以降の全ての期間、雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させていることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、正社員化コースについては、有期雇用労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書、労働条件通知書等の関係書類を添えて、労働局に提出することなどとなっている。また、社会保険適用時処遇改善コースについては、有期雇用労働者等について、週所定労働時間を4時間以上延長するなどして、新たに社会保険の被保険者とした後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書、賃金台帳等の関係書類を添えて、労働局に提出することなどとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち9労働局が令和元年度から6年度までの間に支給決定を行った正社員化コース等に係る助成金119,015件(支給決定金額計97,031,771,250円)^(注2)から、支給実績等を基に、同219件(同計372,620,000円。これらの支給決定に係る事業主は124事業主)を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び9労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 9労働局 北海道、宮城、茨城、東京、山梨、愛知、大阪、福岡、沖縄各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5労働局において元年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金20件に係る14事業主は、正社員化コースにおいて、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換していないのに転換したなどと偽っていたほか、社会保険適用時処遇改善コースにおいて、雇用保険の被保険者とならない者を対象労働者に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定20件に係る14事業主に対する助成金の支給額計23,790,000円のうち計21,390,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことや、制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、5労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

茨城労働局は、事業主Aから、令和2年5月30日から7年5月29日までを計画期間とする正社員化コースに係るキャリアアップ計画書の提出を2年5月に受けて、助成金の受給資格を認定していた。

そして、同労働局は、事業主Aから、有期雇用労働者計4人を同年12月に正規雇用労働者に転換させたとして、3年7月に1件の支給申請書及び雇用契約書等の関係書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、4年1月に助成金1,710,000円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、実際には、事業主Aは、採用当初から正社員として雇用していた者を有期雇用労働者から正規雇用労働者へ転換したとする虚偽の雇用契約書を提出するなどしていたことから、正社員化コースに係る助成金1,710,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			千円	千円
北海道	14	3	5,700	5,700
茨城	13	3	2,850	2,850
大阪	15	3	5,265	2,865
福岡	15	1	570	570
沖縄	16	4	9,405	9,405
計	73	14	23,790	21,390

(82) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)
	15 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	25 人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 16,784,372 円(令和4年度～6年度) (2) 6,973,518 円(令和4年度～6年度) 計 23,757,890 円
不当と認める支給額	(1) 3,937,954 円(令和4年度～6年度) (2) 6,973,518 円(令和4年度～6年度) 計 10,911,472 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には基本手当等7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。^(注1)

イ 就職促進給付には再就職手当等8種(令和7年4月以降は7種)の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注1) 受給資格者 65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者)については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

失業等給付金は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為によりア又はイの手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国 47 都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の 436 安定所(7 年 3 月末現在)のうち、12 労働局^(注 2)の 85 安定所において会計実地検査を行い、4 年度から 6 年度までの間における受給者から 3,217 人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注 2) 12 労働局 北海道、宮城、山形、群馬、埼玉、千葉、東京、滋賀、京都、奈良、山口、福岡各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5 労働局の 15 安定所管内における 4 年度から 6 年度までの間の受給者 25 人については、事実と相違した失業認定申告書、再就職手当支給申請書等により失業等給付金の支給を受けており、これらに対する失業等給付金の支給額計 23,757,890 円のうち計 10,911,472 円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

15 安定所管内の受給者 25 人に対する基本手当の支給額計 16,784,372 円のうち計 3,937,954 円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

8 安定所管内の受給者 10 人に対する再就職手当の支給額計 6,973,518 円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、15 安定所において、これらに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

彦根安定所は、令和5年2月28日に退職した受給者Aから、同年3月30日から同年7月31日までの期間に係る失業認定申告書及び同年8月1日に就職したとする再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当607,989円及び再就職手当261,783円、計869,772円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは同年4月6日に就職していたのに、上記のとおり同年7月31日までは失業していて同年8月1日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当573,388円及び再就職手当261,783円、計835,171円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた10,396,157円については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数 人	不適正受給者数 人	左の受給者に支給した失業等給付金 千円	左のうち不当と認める失業等給付金 千円
北海道	札幌等5	400	8	5,152	761
	旭川等3	153	4	3,824	3,824
	小計			8,977	4,586
山形	米沢等2	87	2	797	343
	米沢	44	1	252	252
	小計			1,049	595
千葉	市川等2	71	2	1,893	937
	市川	22	1	511	511
	小計			2,405	1,449
滋賀	大津等4	115	10	4,553	1,767
	彦根等2	49	3	1,251	1,251
	小計			5,805	3,018
奈良	奈良等2	80	3	4,386	127
	大和高田	24	1	1,133	1,133
	小計			5,520	1,261
求職者給付計	15 か所	753	25	16,784	3,937
就職促進給付計	8 か所	292	10	6,973	6,973
合計				23,757	10,911

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ15 か所、25 人である。

(83) 求職者支援制度における職業訓練の認定が適正でなかったため、雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 就職支援法事業費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(職業訓練の認定)
支給の相手方	1 訓練実施機関
認定職業訓練実施奨励金の支給額の合計	635,544,500 円(令和元年度～6年度)
不当と認める支給額	522,040,500 円(令和元年度～6年度)

1 求職者支援制度等の概要

(1) 求職者支援制度の概要

求職者支援制度は、雇用保険で行う事業のうち能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)等に基づき、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者(以下「特定求職者」という。)の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的として、特定求職者に対して職業訓練の実施等の就職に関する支援措置を講ずるなどするものとなっている。

(2) 職業訓練の認定、認定職業訓練実施奨励金の支給等

ア 職業訓練の認定

求職者支援法によれば、厚生労働大臣は、職業訓練を行う者(以下「訓練実施機関」という。)の申請に基づき、訓練実施機関が行う職業訓練について、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」(平成23年厚生労働省令第93号)で定める基準等に適合するものであることの認定をすることができることとされている(以下、認定された職業訓練を「認定職業訓練」という。)

また、厚生労働大臣は、職業訓練の認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせることとされていて、機構は、厚生労働省が定めた「求職者支援制度業務取扱要領」(平成23年職発0901第4号、能発0901第5号。以下「取扱要領」という。)等を踏まえて、「求職者支援訓練の認定基準等について」及び「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」(以下、これらを合わせて「認定基準等」という。)を、厚生労働省の確認を経た上で作成して、公表している。そして、認定基準等によれば、職業訓練の講師は、担当する訓練内容に関する実務等の経験を5年以上有する者であること(以下、この要件を「実務等要件」という。)などとされている。

イ 認定職業訓練実施奨励金の支給

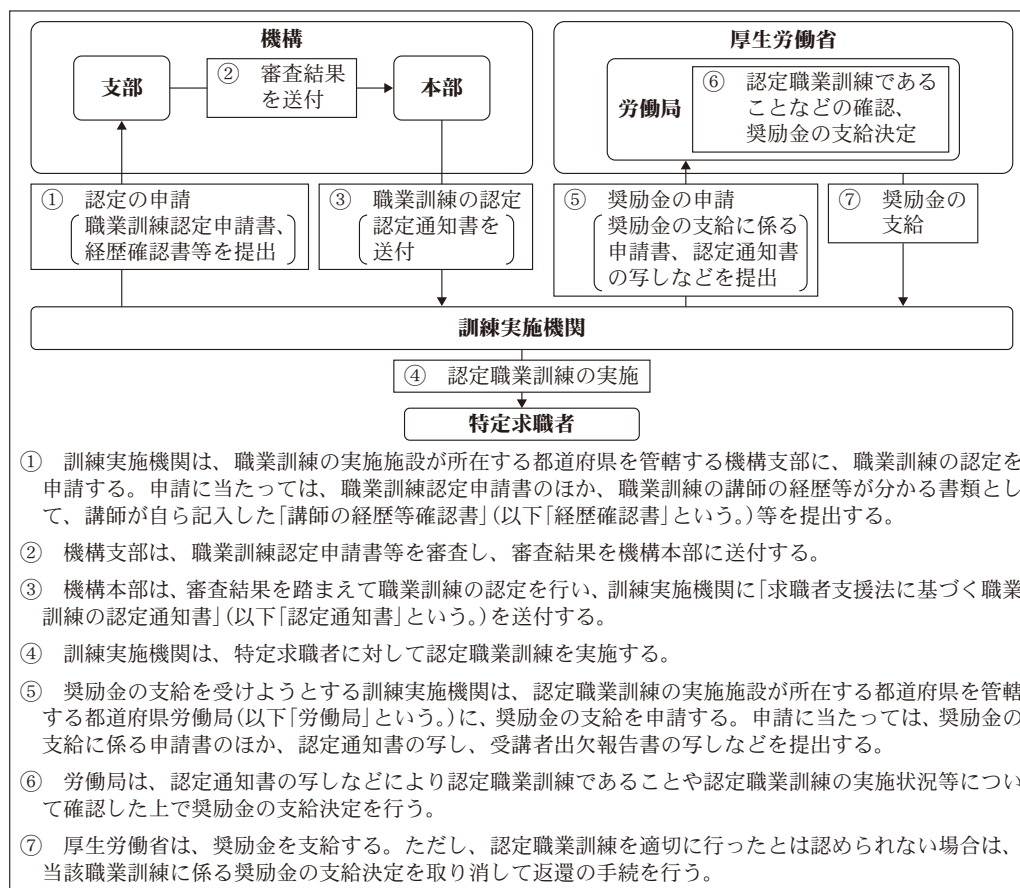
求職者支援法等によれば、国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するために、認定職業訓練を行う訓練実施機関に対して、認定職業訓練実施奨励金

(以下「奨励金」という。)を支給することができることとされている。そして、認定職業訓練実施奨励金支給要領(平成23年職発0930第18号、能発0930第10号。以下「支給要領」という。)等によれば、奨励金の支給要件は、訓練実施機関が特定求職者に対して認定職業訓練を適切に行うことなどとされている。

ウ 職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れ

職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れについては、取扱要領、支給要領等において、図のとおりとなっている。

図 職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れ



2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、職業訓練の認定が適正に行われ、奨励金が適正に支給されているかなどに着眼して、機構の東京、大阪両支部が職業訓練認定申請書等の審査を行い、令和元年度から6年度までの間に奨励金が支給された4,323認定職業訓練から、訓練実施機関ごとの認定件数等を基に、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を選定して、職業訓練の認定及び奨励金の支給の適否等について、機構本部及び東京、大阪両支部並びに厚生労働本省及び東京、大阪両労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、訓練実施機関から提出された職業訓練認定申請書、奨励金の支給に係る申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構及び厚生労働省に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

訓練実施機関 A は、平成 31 年 4 月から令和 6 年 9 月までの間に東京都内又は大阪府内で開講予定の 195 職業訓練の認定を申請するに当たり、195 職業訓練に係る講師 115 名全員が実務等要件を満たすとして、機構の東京支部又は大阪支部に職業訓練認定申請書と併せて経歴確認書等をそれぞれ提出していた。また、機構の東京、大阪両支部は職業訓練認定申請書等を審査し、審査結果を機構本部にそれぞれ送付し、機構本部は審査結果を踏まえて 195 職業訓練について認定を行い、認定通知書を訓練実施機関 A に送付していた。そして、訓練実施機関 A は、195 認定職業訓練について、東京労働局又は大阪労働局に奨励金の支給に係る申請書と併せて認定通知書の写しなどをそれぞれ提出して奨励金の支給を申請し、元年度から 6 年度までの間に、195 認定職業訓練に係る奨励金計 635,544,500 円の支給を受けていた。

しかし、講師の実際の実績を確認したところ、訓練実施機関 A は、上記の講師 115 名のうち 45 名について、担当する訓練内容に関する実務等の経験が全くないなど、実務等要件を満たしていなかったのに、実務等要件を満たしたとする虚偽の経歴確認書を作成して職業訓練の認定を申請していた。このため、195 認定職業訓練のうち、上記の 45 名が講師となっていた 159 認定職業訓練については認定基準等に適合しておらず、機構がこれらの職業訓練を認定したことは適正ではないと認められる。

したがって、上記の 159 認定職業訓練に係る奨励金計 522,040,500 円の支給は適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、訓練実施機関 A が誠実でなかったため、経歴確認書等の記載内容が事実と相違していたのに、機構において、これに対する審査が十分でないまま職業訓練の認定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額 522,040,500 円のうち、返還請求の権利が時効により消滅している 23,765,000 円を除いた 498,275,500 円については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

(84) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	40 人
老齢厚生年金の支給額の合計	44,556,036 円(令和 3 年度～ 6 年度)
不当と認める支給額	22,009,176 円(令和 3 年度～ 6 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 125 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある 65 歳未満の者等が受給権者となっている(以下、老齢厚生年金のうち、特例として支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」という。)

イ 老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

ウ 老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額^(注1)と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 500,000 円(令和 5 年 3 月までは 470,000 円、5 年 4 月から 6 年 3 月までは 480,000 円。ただし、4 年 3 月以前の特別支給の老齢厚生年金については 280,000 円。以下同じ。)を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

また、受給権者が 70 歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として 70 歳以上被用者該当届等を提出する。

- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前
1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正
(注2)
になされているかなどに着眼して、11地域部(4年3月31日以前は14地域部)の管轄区
域内に所在する140年金事務所が管轄する事業所等のうち、老齢厚生年金の受給権者等
を使用している345事業所について、2年度から6年度までの間における老齢厚生年金の支
給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、140
年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書
類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事
務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管
轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の
徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事
務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、7地域部(4年3月31日以前は9地域部)の管轄区域内に所在する23
年金事務所が管轄する28事業所の老齢厚生年金の受給権者40人については、当該事業所
において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしてお
り、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が500,000円を超えるなどしていた。このよ
うな場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための
手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届
等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの
40人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の40人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計44,556,036円)のうち計
22,009,176円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分に理解していな
かったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適
正に行っていなかったのに、23年金事務所においてこれについての指導が十分でなかつ
たこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認めら
れる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成13年4月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月
分から令和6年5月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも4年6月から、B事業所に常用的に使用されているため、同事業所の
事業主は、Aについて年金事務所に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必
要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、4年6月分から6年5月分までの支給額の一部計4,281,856円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査 に係る受給 権者等数	不適正受給 権者数	左の受給権者 に係る支給額	左のうち不当 と認める支給 額
		人	人	千円	千円
北 関 東 ・ 信 越	桐 生 等 5	47	7	9,204	5,566
南 関 東 第 一	千 代 田 等 3	30	6	5,810	1,203
南 関 東 第 二	幕 張 1	12	4	2,121	1,128
中 部	岐 阜 北 等 7	86	9	13,816	7,530
近 畿 第 二	舞 鶴 等 3	21	7	3,273	748
中 国	岡 山 東 等 3	31	6	9,695	5,295
四 国	新 居 浜 1	1	1	635	535
計	23 か所	228	40	44,556	22,009

医 療 費

(85) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、19 都道府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実 施 主 体	全国健康保険協会、県5、市141、特別区21、町38、村4、国民健康保険組合3、後期高齢者医療広域連合36、計249実施主体
医 療 機 関 数	148 医療機関
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目	入院基本料等加算、リハビリテーション、入院基本料等
過大に支払われていた医療費の件数	38,289 件(令和元年度～6年度)
過大に支払われていた医療費の額	868,278,417 円(令和元年度～6年度)
不当と認める国の負担額	330,357,992 円(令和元年度～6年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

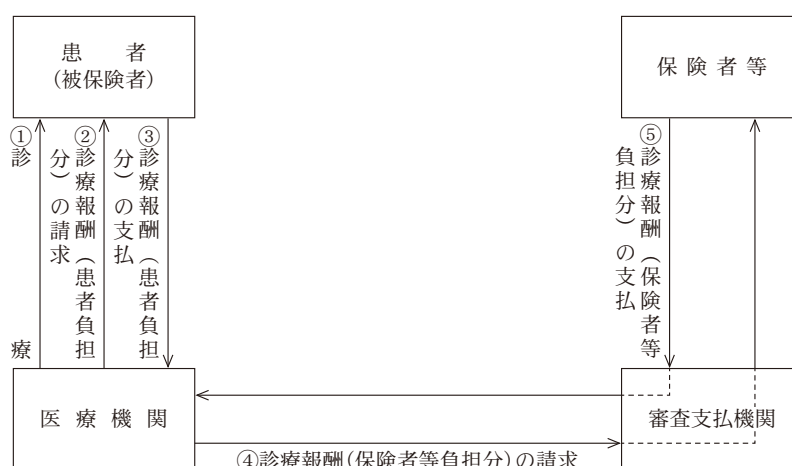
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関に診療報酬として支払う。

診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



ア 診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定基準」という。)等により、入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療、リハビリテーション等の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価(10 円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各

法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者(退職者医療制度に係る退職被保険者及びその被扶養者を除く。)^(注1)である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までを、それぞれ負担している。

(注1) 退職者医療制度 退職被保険者(被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者)及びその被扶養者の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度。経過措置も含めて令和6年3月31日で廃止されている。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、令和3年度以降毎年度45兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は3割を大きく超え、4割に近づいてきている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生(支)局及び17都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、2厚生局及び4県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 2厚生局及び4県は、会計実地検査を行った8厚生(支)局及び17都道府県のうちの2厚生局及び1県と重複している。

(3) 検査の結果

検査の結果、19都道府県に所在する148医療機関の請求に対して249実施主体において、元年度から6年度までの間における医療費が、38,289件で計868,278,417円過大に支払われており、これに対する国の負担額330,357,992円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の件数 件	過大に支払われていた医療費の額 千円	不当と認める国の負担額 千円
①入院基本料等加算	116市区町等 (75)	13,871	427,150	160,045
②リハビリテーション	143市区町村等 (35)	15,409	236,968	90,022
③入院基本料	61市区町村等 (22)	2,380	144,144	56,862
④在宅医療等	57市区町等 (16)	6,629	60,014	23,428
計	249実施主体 (148)	38,289	868,278	330,357

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(3) ④在宅医療等には、在宅医療のほかに、特定入院料、初・再診料及び医学管理等を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局及び都道府県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び

検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、16都道府県に所在する75医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが13,871件あった。その主な態様は、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定していたものである。

このため、上記13,871件の請求に対して、116市区町等において医療費が計427,150,306円過大に支払われており、これに対する国の負担額160,045,114円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション

算定基準等によれば、リハビリテーションのうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日又は120日(以下「標準的算定日数」という。)以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することとされている。

検査したところ、11都県に所在する35医療機関において、リハビリテーションの請求が不適正と認められるものが15,409件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 患者に疾患の発症等があつた後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に標準的算定日数以内に新たな疾患の発症等があつたなどと記載して、標準的算定日数以内に限り算定することとされているリハビリテーションの算定を繰り返し行っていた。
- (イ) 標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリ

テーションを算定していた。

(ウ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者に該当していないのに、標準的算定日数を超えてリハビリテーションを算定していた。

このため、上記 15,409 件の請求に対して、143 市区町村等において医療費が計 236,968,458 円過大に支払われており、これに対する国の負担額 90,022,149 円は負担の必要がなかったものである。

ウ 入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1 日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、10 都府県に所在する 22 医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが 2,380 件あった。その態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記 2,380 件の請求に対して、61 市区町村等において医療費が計 144,144,913 円過大に支払われており、これに対する国の負担額 56,862,160 円は負担の必要がなかったものである。

エ 在宅医療等

算定基準等によれば、在宅医療のうち施設入居時等医学総合管理料は、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合等に、所定の点数を月 1 回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、施設入居時等医学総合管理料は算定できないこととされている。

検査したところ、6 都府県に所在する 16 医療機関において、在宅医療等の請求が不適正と認められるものが 6,629 件あった。その主な態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、施設入居時等医学総合管理料を算定していたものである。

このため、上記 6,629 件の請求に対して、57 市区町等において医療費が計 60,014,740 円過大に支払われており、これに対する国の負担額 23,428,569 円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する都道府県別に示す下次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療 費の件数	過大に支払われていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	3 市等 (5)	2,093	57,506	23,662	①
青森県	3 市等 (1)	489	1,389	518	④
栃木県	1 広域連合 (1)	133	7,303	4,089	①

都道府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
埼 玉 県	20 市区町等 (8)	1,695	31,387	12,083	①②③
千 葉 県	33 市区等 (7)	3,553	40,213	16,257	①②③
東 京 都	67 市区等 (38)	12,121	260,759	100,493	①②③④
新 潟 県	12 市町村等 (5)	1,282	23,215	8,571	②③
福 井 県	14 市町等 (2)	916	10,683	4,052	③④
三 重 県	7 市町等 (2)	468	17,022	6,196	①
大 阪 府	17 市等 (14)	2,245	64,015	23,374	①③④
奈 良 県	36 市町村等 (6)	1,113	18,700	6,828	①②③④
和 歌 山 県	12 市町等 (2)	1,090	11,164	3,807	①②
島 根 県	1 広域連合 (2)	198	7,263	2,701	①
岡 山 県	11 市町等 (7)	1,878	61,801	22,768	①②③
徳 島 県	23 市町村等 (13)	3,614	69,686	26,312	①②③④
香 川 県	11 市町等 (3)	545	23,779	8,212	①②
福 岡 県	23 市町等 (23)	3,438	116,656	43,767	①②③
大 分 県	5 市等 (4)	605	19,858	7,094	①②
宮 崎 県	8 市町等 (5)	813	25,870	9,567	①
計	249 実施主体 (148)	38,289	868,278	330,357	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、148 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

補 助 金

(86)
(159) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)感染症対策費
	(項)医療提供体制基盤整備費
	(項)医療保険給付諸費
	(項)生活基盤施設耐震化等対策費
	(項)保育対策費
	(項)生活保護等対策費
	(項)障害保健福祉費
	(項)介護保険制度運営推進費

部 局 等	厚生労働本省、21 都道府県
補助等の根拠	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	府 2、県 16、市 25、区 1、町 5、村 1、広域連合 1、団体等 3、計 54 補助事業者等 (府 1、県 8、市 25、区 1、町 5、村 1、広域連合 1、団体等 3、計 45 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市 9、一部事務組合 1、独立行政法人 2、団体等 15、計 27 間接補助事業者等
国庫補助金等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)、介護保険の財政調整交付金、生活扶助費等負担金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	162,512,685,383 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	1,590,796,610 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、42 都道府県、526 市区町村、9 一部事務組合、22 広域連合、1 独立行政法人、16 国立大学法人及び 162 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、9 府県、41 市区町村、1 一部事務組合、1 広域連合、2 独立行政法人、18 団体等、計 72 事業主体が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)、介護保険の財政調整交付金、生活扶助費等負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 1,590,796,610 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

- (1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 208,581,000 円

ア 確保補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)(以下「確保補助金」という。)は、インフルエンザ流行期に

備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。)を設けるなどして発熱患者等を受け入れる体制を確保した場合に、その外来診療・検査体制確保に要する経費を国が補助するものである。

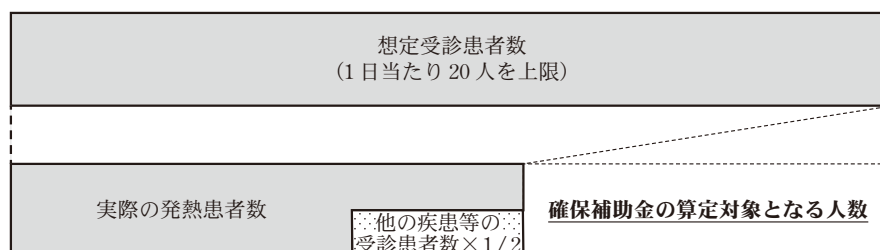
確保補助金は、発熱患者等専用の診察室を設けたにもかかわらず、診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数より、実際に診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数(以下「実際の発熱患者数」という。)が少なかった場合に、外来診療・検査体制確保に要した経費の不足分を補填する性格のものである。「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)の交付について」(令和2年厚生労働省発健0915第8号)等によれば、確保補助金の交付額は、次の算定式により算出した額(以下「事業費」という。)を基にするなどして算定することとされている。

$$\text{事業費} = \left(\text{想定受診患者数} - \text{実際の発熱患者数} \right) \times \text{補助単価 (13,447 円)}$$

上記算定式のうち、補助単価は、発熱患者等1人あたりに想定される診療報酬点数を踏まえたものである。また、想定受診患者数及び実際の発熱患者数は、いずれも、診療・検査医療機関が事業実施期間中に診察室を開設している各日の患者数を合計した延べ人数を指しており、交付額の算定に当たっては、次の①及び②によるなどして計上することとなっている(図1参照)。

- ① 想定受診患者数は、診察室1室につき、1日当たり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、実際の発熱患者数が想定受診患者数以上となった日がある場合は、交付額の算出上、当該日の想定受診患者数及び実際の発熱患者数を除外する。
- ② 発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制が縮小していると考えられることから、実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含める。

図1 確保補助金の算定対象の概念図



(注) 実際の発熱患者数が想定受診患者数を上回る日は、確保補助金の交付対象となる人数が0人となるため、確保補助金の交付額の算出上、当該日の想定受診患者数及び実際の発熱患者数を除外することとなっている。

そして、厚生労働省は、同一の診療・検査医療機関が複数の発熱患者等専用の診察室を設ける場合、空間的な分離を行った診察室が複数確保できており、かつ、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制(医師、看護師等を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制が複数あること)が確保できていることが必要であるとしており、具体例として、「三つの診察室の場合は、3人の医師が診療できる体制」であることを挙げている。

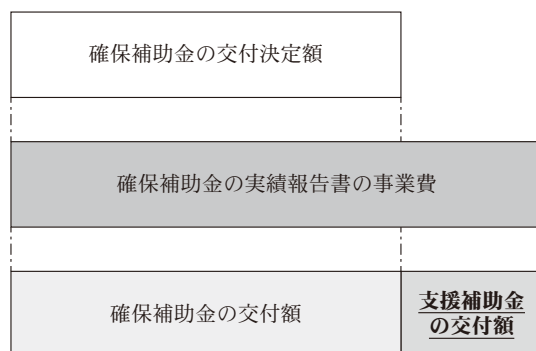
イ 支援補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)(以下「支援補助金」という。)は、既に確保補助金の交付決定を受けた診療・検査医療機関において、実際の発熱患者数が交付申請時の想定よりも下回るなどしたことにより、確保補助金の交付決定額だけでは体制確保に要する費用が不足した場合に限り、不足分を支援するために、確保補助金の実績報告書の事業費が確保補助金の交付決定額を上回る場合の経費を国が補助するものである。

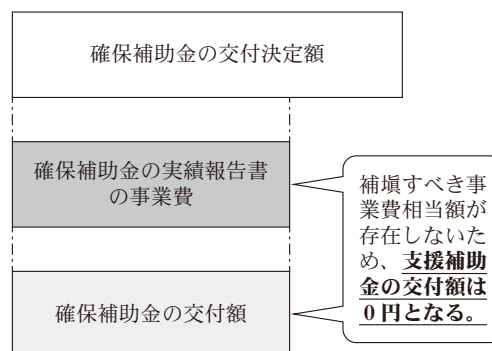
「令和3年度(令和2年度からの繰越分)インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)の交付について」(令和3年厚生労働省発健 0408 第3号)によれば、支援補助金の交付額は、確保補助金の実績報告書の事業費から確保補助金の交付決定額を差し引いた額を基にするなどして算定することとされている(図2参照)。

図2 支援補助金の交付額の概念図

○確保補助金の事業費が交付決定額を上回る場合



○確保補助金の事業費が交付決定額を下回る場合



ウ 確保補助金及び支援補助金の交付手続

確保補助金の交付手続については、交付を受けようとする事業主体は、厚生労働本省(以下「本省」という。)に交付申請書を提出し、提出を受けた本省は、その内容を添付書類により審査した上で、交付決定を行うこととなっている。事業主体は、事業完了後に本省に実績報告書を提出し、提出を受けた本省は、その内容を審査した上で、交付額の確定を行い、確保補助金を交付することとなっている。

そして、確保補助金の実績報告書の事業費が確保補助金の交付決定額を上回った場合において、事業主体が支援補助金の交付を受けようとする場合、事業主体は、本省に精算交付申請書を提出

し、提出を受けた本省は、その内容を審査した上で、交付額の確定を行い、支援補助金を交付することとなっている。

本院が、本省及び2事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できていなかったなどのため、想定受診患者数を誤っていた事態、及び実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含めていなかったなどのため、実際の発熱患者数を誤っていた事態が見受けられた。

このため、2事業主体において確保補助金計191,269,000円が過大に交付されていた。また、この結果、支援補助金の交付を受けている2事業主体において、適正な確保補助金の事業費が確保補助金の交付決定額を上回らなくなることから、支援補助金計17,312,000円は交付の必要がなかった。

したがって、確保補助金191,269,000円と支援補助金17,312,000円の計208,581,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

医療法人ひまわり会神奈川ひまわりクリニック(以下「ひまわりクリニック」という。)は、令和2年度に、確保補助金について、開設する診察室数を7室、開設予定日数延べ790日に係る想定受診患者数を14,160人、実際の発熱患者数の想定を561人とそれぞれ見込み、交付申請額を183,874,000円とする交付申請書を本省に提出しており、本省は、3年度に、同額を交付決定額としていた。その後、ひまわりクリニックは、診察室7室を開設し、これら診察室の開設日数延べ840日(1室当たり各120日)に係る想定受診患者数は15,360人、実際の発熱患者数は578人であったとして、事業費を199,142,386円とする実績報告書を本省に提出しており、本省は、交付決定額が183,874,000円であったことから、これと同額の183,874,000円を確保補助金の交付額としていた。

また、ひまわりクリニックは、確保補助金に係る実績報告書の事業費199,142,386円が確保補助金の交付決定額183,874,000円を上回ったことから、3年度に、その差額に基づき支援補助金の申請額を15,268,000円とする精算交付申請書を本省に提出しており、本省は、これと同額の15,268,000円を支援補助金の交付額としていた。

しかし、ひまわりクリニックにおける事業実施期間中の医師の勤務状況及び発熱外来の診療・検査体制を確認したところ、①神奈川県から診療・検査医療機関としての指定を受けた日以降、発熱患者等の診療を行っていたのは108日であり、これらの日に診察に当たっていた医師は1名のみとなっていたことから、実績報告書において、診察室として7室を開設したとされている延べ840日のうちの延べ732日については、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できていないなどしており、想定受診患者数が過大となっていた。

また、ひまわりクリニックにおける発熱患者等を含む外来患者に係る記録等を確認したところ、②発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、上記1名の医師と同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったのに、実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含めていなかった。

したがって、上記の①及び②を踏まえると、実際の開設日数延べ108日に係る想定受診患者数は1,980人、実際の発熱患者数は6,849.5人となり、診察室を開設した延べ108日全てにおいて、実際の発熱患者数が想定受診患者数を上回ることから、確保補助金の交付額183,874,000円は交付の必要がなかった。また、この結果、支援補助金の交付額15,268,000円は交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫 補助金交付額 千円	摘要
(86) 厚生労働 本省	医療法人ひまわり会神奈川ひまわりクリニック	3	199,142	199,142	想定受診患者数及び 実際の発熱患者数を 誤っていたもの
(87) 同	医療法人社団苑田会苑田第一病院	2、4	101,282	9,439	同
(86)(87)の計			300,424	208,581	
(注) 国庫補助金交付額欄及び不当と認める国庫補助金交付額欄は、確保補助金と支援補助金の合計額を、それぞれ記載している。					

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの 4件 不当と認める国庫補助金 352,292,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策事業は、コロナ患者等の病床確保、宿泊療養及び自宅療養の対応等を行うものとされている。また、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(以下「重点医療機関体制整備事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関^(注1)(以下「重点医療機関」という。)に対して、コロナ患者専用の病床が空床となった場合や、専用病棟化のために休床とした病床がある場合に、空床確保に要する費用を支援するものであり、都道府県及び重点医療機関が実施することとされている(以下、新型コロナウイルス感染症対策事業のうちコロナ患者等の病床確保と重点医療機関体制整備事業を合わせて「病床確保事業」という。)

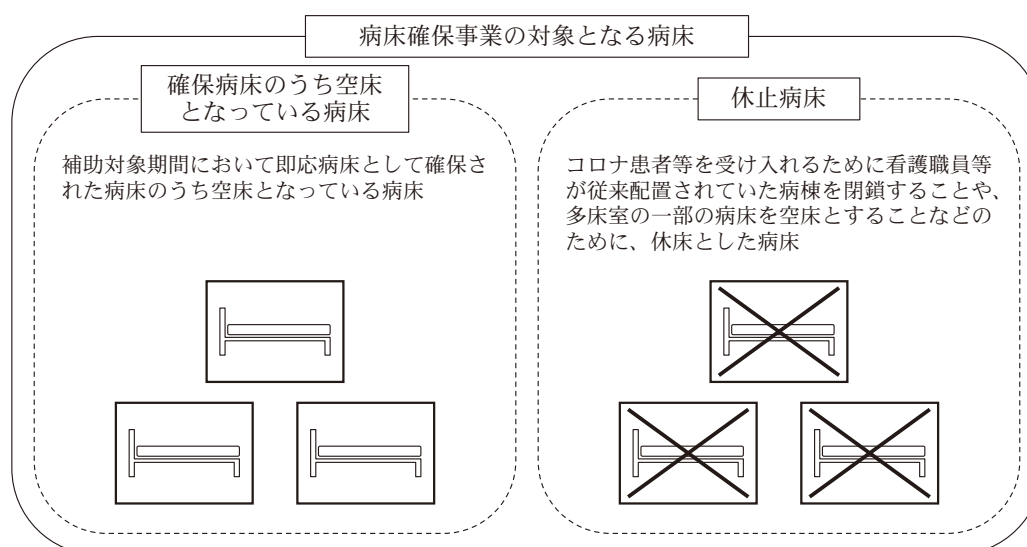
病床確保事業の対象となる病床は、補助対象期間において、即応病床^(注2)として確保された病床(以下「確保病床」という。)のうち空床となっている病床、及び休止病床^(注3)となっている(図参照)。

(注1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

(注2) 即応病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、コロナ患者の発生、又はこれを受けた都道府県からの受入要請があれば、即時にコロナ患者の受入れを行うことについて都道府県との間で調整している病床

(注3) 休止病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、看護職員等をコロナ患者等が収容される病棟に配置換えするために当該看護職員等が従来配置されていた病棟を閉鎖することや、感染予防の見地から多床室に収容するコロナ患者等を1名のみとして多床室の残りの病床を空床とすることなどのために、休床とする既存の病床

図 病床確保事業の対象となる病床



交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、対象事業ごとに次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

そして、病床確保事業に係る①の基準額は、次のように算定することとされている。

確保病床については、確保病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床としていた延べ病床数(以下「延べ空床数」という。)を乗ずるなどして算定する。

休止病床については、休止病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために休止病床としていた延べ病床数(以下「延べ休止病床数」という。)を乗ずるなどして算定する。

また、患者の入院期間中であって空床でない日は診療報酬の支払対象となっており、交付要綱等において、病床確保料の対象とならないこととなっている。

そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、^(注4)3府県及び4事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のア及びイの事態が見受けられた。

ア 3府県の3事業主体において、コロナ患者等の入院期間中であって空床でなかった日に係る病床数を延べ空床数や延べ休止病床数に含めていた。

イ ^(注5)2県の2事業主体において、確保病床以外で空床となっている病床を延べ空床数に含めるなどしていた。

このため、交付金計 352,292,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 事業主体において延べ空床数や延べ休止病床数の確認が十分でなかったこと、3 府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 4) 3 府県 大阪府、神奈川県、山口両県

(注 5) イの 2 事業主体のうち 1 事業主体は、アの 1 事業主体と重複している。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

神奈川県小田原市は、令和 2 年度に、小田原市立病院の重点医療機関体制整備事業に係る病床確保料として、神奈川県から交付金を原資とする補助金(以下「県補助金」という。)3,375,402,000 円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、同病院は、2 年 8 月から、それまでの確保病床に替えて臨時に設置したコロナ患者専用の病棟にある病床を確保病床としてコロナ患者を受け入れることにしており、それまでの確保病床は確保病床ではなくなったのに、同月以降も、確保病床ではなくなった病床のうち空床となっている病床を延べ空床数に含めるなどしていた。

したがって、これら病床確保料の対象とはならない延べ 2,683 床を延べ空床数から除外するなどして、適正な県補助金の交付額を算定すると 3,071,225,000 円となり、県補助金の交付額 3,375,402,000 円との差額 304,177,000 円が過大となっていて、これに係る交付金 304,177,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	年 度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘 要 ^{注(1)}
(88)	神奈川県	神奈川県	医療法人社団 ^{注(2)} 鵬友会(湘南泉病院)	2 ～ 4	2,460,047	7,779	ア
(89)	同	同	小田原市(小田原市立病院)	2	3,375,402	304,177	イ
(90)	大阪府	大阪府	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院	3	623,569	18,860	ア
(91)	山口県	山口県	医療法人岩国みなみ病院	2	161,304	21,476	ア、イ
(88)～(91)の計					6,620,322	352,292	

注(1) 摘要欄のア及びイは、前記の事態に対応している。

注(2) 令和 6 年 4 月 1 日以降は医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 32,222,000 円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)は、「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和 2 年厚生労働省発医政 0430 第 1 号・厚生労働省発健 0430 第 5 号。以下「交付要綱」という。)等

より、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、人工呼吸器及び附帯する備品、個人防護具(マスク等)、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び附帯する備品並びに簡易病室及び附帯する備品とされており、整備対象設備等の種類ごとに補助上限額(人工呼吸器及び附帯する備品については1台当たり5,000,000円等)が定められている。そして、厚生労働省は、人工呼吸器に附帯する備品とは、人工呼吸器を使用するに当たり必要不可欠なものであるとしており、生体情報モニタは、これに該当しないため交付金の交付対象とはならない。

都道府県は、医療機関から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を医療機関に対して交付することとなっている。

本院が、^(注)2府県及び3医療機関において会計実地検査を行うとともに、38医療機関については関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、大阪府の5事業主体において、人工呼吸器及び附帯する備品における1台当たりの補助上限額を超えて交付金が算定されていたため、また、山口県において、国の交付金の交付対象とならない設備等に係る整備費用を対象経費の実支出額に含めていたことにより、4医療機関に係る対象経費の実支出額が過大に算定されていたため、交付金計32,222,000円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、山口県及び5事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、大阪府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 2府県 大阪府、山口県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院(以下「八尾徳洲会病院」という。)は、令和2年度に、人工呼吸器及び附帯する備品を購入したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金52,022,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、八尾徳洲会病院は、交付要綱等に基づき、人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、購入した10台の対象経

費の実支出額計 41,884,920 円と 1 台当たりの補助上限額 5,000,000 円に購入台数 10 台を乗じた額 50,000,000 円とを比較する方法によっていた。このため、10 台のうち 4 台(対象経費の実支出額 1 台当たり 6,462,500 円、計 25,850,000 円)については、1 台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、人工呼吸器及び附帯する備品 1 台ごとに対象経費の実支出額と 1 台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると 46,172,000 円となり、前記交付金の交付額 52,022,000 円との差額 5,850,000 円が過大に交付されていた。

<事例 2>

山口県は、令和 2 年度から 4 年度の各年度に、本件事業について、36 医療機関に対して、交付金等を原資とする補助金(以下「県補助金」という。)を計 1,257,351,000 円交付しており、これに係る分として、国から交付金 1,245,468,000 円の交付を受けていた。同県は、県補助金の交付額の算定に当たっては、人工呼吸器と併せて整備した生体情報モニタも、人工呼吸器に附帯する備品として交付対象になるとしており、4 医療機関における県補助金の交付額計 54,712,000 円(交付金交付額同額)には、生体情報モニタに係る整備費用計 16,492,000 円が含まれていた。

しかし、生体情報モニタは、人工呼吸器に附帯する備品には該当しないことから、国の交付金の交付対象とはならない。このため、交付金の交付額の算定に当たっては、生体情報モニタの整備費用を対象経費の実支出額から控除する必要があるのに、同県は、上記の生体情報モニタに係る整備費用 16,492,000 円を控除していなかった。

したがって、交付金の交付対象とならない生体情報モニタの整備費用を対象経費の実支出額から除くなどして、4 医療機関に係る適正な交付金の交付額を算定すると 38,220,000 円となり、前記交付金の交付額 54,712,000 円との差額 16,492,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	年 度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘 要
(92)	大 阪 府	大 阪 府	(注) 医療法人錦秀会(阪和住吉総合病院) (事業主体)	3	43,609	1,026	1 台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの
(93)	同	同	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター (事業主体)	2	155,636	1,990	同
(94)	同	同	学校法人関西医科大学(関西医科大学総合医療センター) (事業主体)	2	58,252	1,830	同
(95)	同	同	八尾市(八尾市立病院) (事業主体)	3	57,282	5,034	同
(96)	同	同	医療法人徳洲会(八尾徳洲会総合病院) (事業主体)	2	52,022	5,850	同
(97)	山 口 県	山 口 県 (事業主体)	—	2 ～ 4	1,245,468	16,492	交付の対象とならない設備等に係る整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(92)～(97)の計					1,612,269	32,222	

(注) 令和 4 年 6 月 1 日以降は医療法人錦秀会阪和記念病院

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 136,196,000 円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政 0430 第1号・厚生労働省発健 0430 第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等^(注)において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

(注) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等、生体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額(CT撮影装置等については1台当たり66,000,000円等)が定められている。

そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、大阪府及び1事業主体において会計実地検査を行うとともに、同府の6事業主体については関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、7事業主体において、整備対象設備1台当たりの補助上限額を超えて交付金が算定されていたため、交付金計136,196,000円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、同府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

医療法人橘会東住吉森本病院(以下「東住吉森本病院」という。)は、令和3年度に、CT撮影装置等2台を購入したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金156,305,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、東住吉森本病院は、交付要綱等に基づき、CT撮影装置等1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、購入した2台の対象経費の実支出額143,000,000円及び7,700,000円の計150,700,000円と1台当たりの補助上限額66,000,000円に購入台数2台を乗じた額132,000,000円とを比較する方法によっていた。このため、対象経費の実支出額が143,000,000円である1台については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、CT 撮影装置等 1 台ごとに対象経費の実支出額と 1 台当たりの補助上限額とを比較すると、CT 撮影装置等 2 台の対象経費に係る交付額は、66,000,000 円及び 7,700,000 円の計 73,700,000 円となる。そして、これにより、適正な交付金の交付額を算定すると、上記の 73,700,000 円に CT 撮影装置等以外の対象経費に係る交付額である 24,305,000 円を加えた 98,005,000 円となることから、前記交付金の交付額 156,305,000 円との差額 58,300,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(98) 大阪府	大阪府	医療法人清翠会(注) (牧病院)	2	95,990	7,480	1 台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの
(99) 同	同	医療法人橘会 (東住吉森本病院)	3	156,305	58,300	同
(100) 同	同	社会医療法人同仁会(耳原総合病院)	2	121,489	1,100	同
(101) 同	同	独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター	2	193,755	45,100	同
(102) 同	同	学校法人関西医科大学(関西医科大学総合医療センター)	2	117,632	2,805	同
(103) 同	同	柏原市(市立柏原病院)	2	122,869	16,500	同
(104) 同	同	医療法人恵生会(恵生会病院)	3	104,846	4,911	同
(98)～(104)の計				912,886	136,196	
(注) 令和 6 年 1 月 1 日以降は社会医療法人 ONE FLAG 牧病院						

(5) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 55,291,333 円

医療介護提供体制改革推進交付金(以下「交付金」という。)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第 64 号)等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の 3 分の 2 に相当する額又はその全額を国が交付するものである(以下、造成された基金を「確保基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。)

基金事業の対象は、管理運営要領によれば、地域医療^(注1)構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業、医療従事者の確保に関する事業等の医療に関する事業(以下「医療事業」という。)5 事業及び介護に関する事業 2 事業の計 7 事業とされている。そして、都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請

の事務手続、助成金の交付額等に関して助成要綱で定めることとなっている。

(注2)
本院が、10県において助成金の交付を受けた162事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、(注3)
6県の7事業主体が実施した医療事業のうち3事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 地域医療構想 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく将来の医療提供体制に関する構想

(注2) 10県 栃木、富山、福井、山梨、兵庫、鳥取、島根、愛媛、佐賀、大分各県

(注3) 6県 栃木、山梨、鳥取、島根、佐賀、大分各県

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(105) 厚生労働本省	佐賀県	医療法人公和会	医療介護提供体制改革推進交付金	3、4	391,336	260,890	5,825	3,883

医療法人公和会(以下「公和会」という。)は、令和3、4両年度に、地域の幅広い医療ニーズに対応して地域医療に貢献するために、回復期機能の病床として90床を有する横須賀病院を整備したとして、佐賀県に実績報告書等を提出し、同県の審査を経て、助成金計391,336,000円(交付金相当額計260,890,666円)の交付を受けていた。

佐賀県が定めた助成要綱によれば、助成金のうち、施設整備に係る対象経費は、回復期機能の病床を整備する医療機関において行う病室、診察室等の新築、増改築及び改修に要する工事費とされており、工事費は、直接工事費と、これに係る共通仮設工事費、現場管理費及び一般管理費(以下、これらを合わせて「共通費」という。)で構成されている。そして、外構工事に係る工事費や備品を整備するための経費は、病室、診察室等の新築、増改築及び改修に要する工事費には該当しないことから、対象経費とはならない。

しかし、公和会は、①外構工事に係る直接工事費の一部、②外構工事に係る共通費、③入院患者に食事を運ぶための温冷配膳車等の備品を整備するための経費について、それぞれ施設整備に係る対象経費に含めていた。

したがって、これらを除いて適正な助成金の交付額を算定すると、385,511,000円となり、前記助成金の交付額391,336,000円との差額5,825,000円(交付金相当額3,883,333円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、公和会において工事費の内訳に関する書類等の確認が十分でなかったこと、佐賀県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

イ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(106) 厚生労働本省	栃木県	医療法人桂慈会菊池病院	医療介護提供体制改革推進交付金	5	73,644	73,644	8,208	8,208
(107) 同	山梨県	甲州市(甲州市立勝沼病院)	同	3	19,152	19,152	11,172	11,172
(108) 同	島根県	(注)山崎内科クリニック	同	3	75,696	75,696	10,944	10,944

	部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	基金使用額 千円	左に対する 交付金相当額 千円	不当と認める基金 使用額 千円	不当と認める交付 金相当額 千円
(109)	厚生労働 本省	大 分 県	医療法人新 明会佐藤産 婦人科医院	医療介護 提供体制 改革推進 交付金	4	36,252	36,252	4,788	4,788
(110)	同	同	医療法人ご とう消化器 科・内科ク リニック	同	5	10,260	10,260	7,980	7,980
(106)－(110)の計						215,004	215,004	43,092	43,092
(注) 令和3年10月31日以前は山崎病院。4年7月31日付で廃止									

5事業主体は、令和3年度から5年度までの間に、療養病床又は一般病床の病床数の減少を伴う病床機能の再編を行ったとして、所在する各県に申請書等を提出し、各県の審査を経て、助成金計215,004,000円(交付金相当額同額)の交付を受けていた。

各県が定めた助成要綱によれば、助成金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

① 平成30年度病床機能報告(以下「30年度報告」という。)(注4)において、対象3区分(高度急性期、急性期、慢性期)(注5)の許可病床数のうち、対象3区分に該当する病棟の稼働病床数として報告された病床数の合計値から、病床機能の再編による減少後の対象3区分の許可病床数(以下「減少後許可病床数」という。)(注5)の合計値を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。

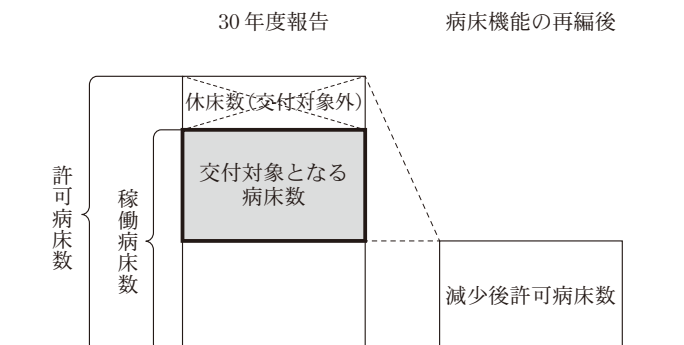
② ①により算出した助成金の交付対象となる病床数に、対象3区分の病床稼働率に応じて定められた1床当たりの単価(1,140,000円から2,280,000円)を乗じて助成金の交付額を算定する。

30年度報告の実施に当たり、厚生労働省は、医療機関が都道府県に各種データを報告する際の様式を示しており、この様式の記入要領(以下「記入要領」という。)によれば、稼働病床数は、許可病床数から、平成29年7月1日から30年6月30日までの1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数(以下「休床数」という。)を除いた病床数とされている。そして、休床数については、許可病床数から、上記の1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数を差し引いて算出することとされている。このため、図のとおり、助成金の交付額の算定において、休床数は、助成金の交付対象とはならないことになる。

(注4) 病床機能報告 医療法に基づき、療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の病床機能区分に従って所在する都道府県に行う報告

(注5) 許可病床数 医療法に基づき、都道府県知事から開設許可を受けた病床の数

図 助成金の交付対象となる病床数の概念図



しかし、5事業主体に対する助成金の交付額の算定において、稼働病床数に、助成金の交付対象とはならない休床数が含まれていたため、助成金計 43,092,000 円(交付金相当額同額)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において稼働病床数に対する理解が十分でなかったこと、4県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

甲州市は、令和3年度に、甲州市立勝沼病院について、許可病床数を51床、30年度報告における稼働病床数を51床、減少後許可病床数を39床、これらに基づくなどして算定される助成金の交付額を19,152,000円(交付金相当額同額)として、助成金の申請を行っており、山梨県から同額の助成金の交付を受けていた。

同市は、同病院において、平成29年7月1日から30年6月30日までの1年間に、一度も使用しなかった病床がなかったことから、許可病床数51床と同数の51床を稼働病床数としていて、休床数は0床となっていた。

しかし、記入要領によれば、休床数は、許可病床数から1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数を差し引いて算出することとされていることから確認したところ、同病院において、1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数は44床となっていて、正しい休床数は、許可病床数51床から44床を差し引いた7床であった。

したがって、許可病床数51床から休床数7床を差し引いて算出した正しい稼働病床数44床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると、7,980,000円となり、前記助成金の交付額19,152,000円との差額11,172,000円(交付金相当額同額)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

ウ 医療従事者の確保に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
(111) 厚生労働本省	鳥取県	学校法人大阪滋慶学園(鳥取市医療看護専門学校)	医療介護提供体制改革推進交付金	5	千円 12,474	千円 8,316	千円 12,474	千円 8,316

学校法人大阪滋慶学園(鳥取市医療看護専門学校。以下「大阪滋慶学園」という。)は、令和5年度に、看護師等養成所の運営費を対象として、鳥取県に実績報告書等を提出し、同県の審査を経て、助成金12,474,000円(交付金相当額8,316,000円)の交付を受けていた。

看護師等養成所の運営費を対象とする助成金の交付額は、鳥取県が定めた助成要綱等によれば、教員経費、生徒経費等を合算するなどして得た対象経費の額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他収入額(以下、これらを合わせて「収入額」という。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率(10分の10)を乗ずるなどして得た額以下とすることとされている。そして、このうち、総事業費については、看護師等養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額とすることとされており、他の国庫補助事業に要する事業費は別途経理すること、奨学金は計上しないことなどとされている。

大阪滋慶学園は、助成金の交付額の算定に当たり、対象経費の額を24,457,280円、総事業費205,654,347円から収入額193,180,000円を控除した額を12,474,347円であるとして、後者を少ない方の額としていた。

部 局 等	補助事業者 等	間接補助事 業者等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	基金使用額 千円	左に対す る交付金 相当額 千円	不当と認 める基金 使用額 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円
しかし、大阪滋慶学園は、総事業費に、別途経理することとされている他の国庫補助事業に要する事業費 16,810,600 円及び計上しないこととされている奨学金 1,035,000 円、計 17,845,600 円を含めるなどしており、総事業費から収入額を控除した額が過大となっていた。								
そこで、総事業費から上記の 17,845,600 円を除くなどして適正な総事業費及び収入額を算出したところ、適正な総事業費は 188,295,008 円、また、適正な収入額は 193,280,000 円となり、前者が後者を下回った。								
したがって、適正な助成金の交付額は 0 円となり、助成金の交付額 12,474,000 円(交付金相当額 8,316,000 円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。								
このような事態が生じていたのは、大阪滋慶学園において助成金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、鳥取県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。								
(105)～(111)の計					618,814	484,210	61,391	55,291

(6) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

9 件 不当と認める国庫補助金 535,097,000 円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに保険者となつて行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

(注 1) 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者とに区分されている。

(注 2) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成 26 年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に 65 歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、同法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない都道府県に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金等(注 3)に係るもの(以下「後期分」という。)及び介護納付金(注 4)に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している。

(注3) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注4) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。市町村分には、非自発的失業軽減特別交付金^(注5)、被扶養者減免特別交付金^(注6)等がある。

そして、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっている。そして、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の額を算定するなどしている。

(注5) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料(保険税を含む。以下同じ。)の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付される交付金

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した厚生労働省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、令和元年度から5年度までに交付された財政調整交付金について、20都道府県並びに19都道府県の212市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県及び同県の6市町から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、5府県及び3県の4市において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態、②普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態、③特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態が見受けられた。このため、財政調整交付金の交付額計76,164,660,000円のうち計535,097,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注7) 20都道府県 会計実地検査を行った212市区町村及び1広域連合が所在する19都道府県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金について、5府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、4市において制度の理解や確認が十分でなかったこと、3県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

① 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{医療分の調整対象需要額}} = \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}}^{(注8)} - \boxed{\text{療養給付費負担金等の国庫補助金等}}$$

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

4府県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

(注8) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県は、令和3年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県知多郡東浦町から提出された資料において、同町は、当該資料を作成する電算システムへの入力に当たり、基礎資料からの転記を誤り、一般被保険者に係る医療給付費を1,700,000,000円過大に算出していた。このほか、同県内の2市町から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出する誤りがあった。その結果、同県は医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

そこで、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づき算定すると、普通調整交付金の額計264,132,000円が過大となっていた。

② 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額(以下「基準総所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。そして、基準総所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在におい

て一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算出することとなっている。

1 県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

③ 特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項又は第13条第3項に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者等である非自発的失業者の属する世帯に係る保険料の軽減に要する費用が多額である場合に交付されるものである。

非自発的失業軽減特別交付金の額は、一般被保険者に係る保険料の調定額の総額や非自発的失業者の属する世帯でかつ保険料が軽減される世帯に属する一般被保険者数等を用いて算定することとなっている。

3 県の3市は、非自発的失業軽減特別交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る保険料の調定額の総額を過大に集計するなどしていたため、非自発的失業軽減特別交付金の額が過大となっていた。

このほか、3 県の4市は、被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を誤るなどしていたため、特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金等の額が過大となっていた。

なお、前記3 県の4市のうち3 県の3市については事態の態様が重複している。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
(112) 厚生労働本省	秋田県	秋田市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	3	千円 21,261	千円 5,214	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
(113) 同	神奈川県	相模原市(事業主体)	同	4	50,595	2,483	一般被保険者数を過小に計上していたものなど
(114) 同	同	逗子市(事業主体)	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	5	5,417	2,182	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
(115) 同	山梨県(事業主体)	—	普通調整交付金	5	4,435,827	219,894	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(116) 同	愛知県(事業主体)	—	同	3	24,095,431	264,132	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(117) 同	京都府(事業主体)	—	同	3	18,668,781	20,035	同
(118) 同	兵庫県	姫路市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	3、4	29,470	2,486	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
(119) 同	徳島県(事業主体)	—	普通調整交付金	5	6,151,994	1,573	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(120) 同	沖縄県(事業主体)	—	同	3	22,705,884	17,098	同
(112)～(120)の計					76,164,660	535,097	

(7) 生活基盤施設耐震化等交付金で実施した工事の設計が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,245,087 円

生活基盤施設耐震化等交付金は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、国が地方公共団体等に対して交付するものである。

本院が、18 都道府県の 120 事業主体において会計実地検査を行ったところ、1 県の 1 事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(121) 福 岡 県	福 岡 県	宗像地区事務組合	生活基盤施設耐震化等交付金	3、4	37,075 (36,762)	12,254	12,735 (12,735)	4,245

宗像地区事務組合は、宗像市池田地内において、水道施設の老朽化した通水管等を更新及び耐震化するために、水管橋工、管路の埋設工等を実施していた。

このうち水管橋工は、下部構造として重力式橋台 2 基の築造、上部構造としてステンレス製の通水管(内径 200mm、橋長 14.05m)の製作、架設等を実施したものである(参考図 1 参照)。

同組合は、本件水管橋の設計を「水管橋設計基準(耐震設計編)」(日本水道鋼管協会編。以下「設計基準」という。)等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

設計基準によれば、水管橋の設計に当たっては、落橋防止システムとして、支承縁端距離^(注 1)を確保するとともに、落橋防止構造及び横変位拘束構造^(注 2)を設けることとされている。このうち、落橋防止構造は、鋼材を用いて上部構造と下部構造を連結するもので、通水管が接続されている伸縮可とう管からの漏水を防止し通水管の通水機能を確保するとともに、上部構造が容易に落下しないようにするために設置するものである(参考図 2 参照)。

しかし、同組合は、本件水管橋の設計に当たり、落橋防止システムが必要とされる右岸側橋台において、支承縁端距離を確保するとともに、橋座部に横変位拘束構造を設置していたものの、落橋防止構造を設置していなかった(参考図 1 参照)。

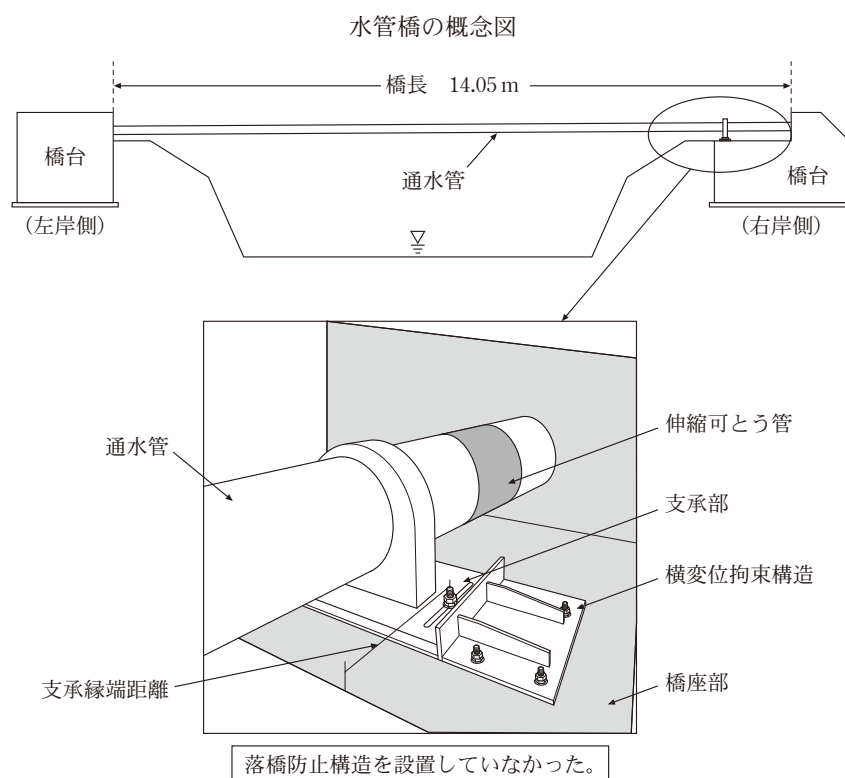
したがって、本件水管橋の通水管等(工事費相当額 12,735,263 円、交付対象事業費同額)は、設計が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額 4,245,087 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

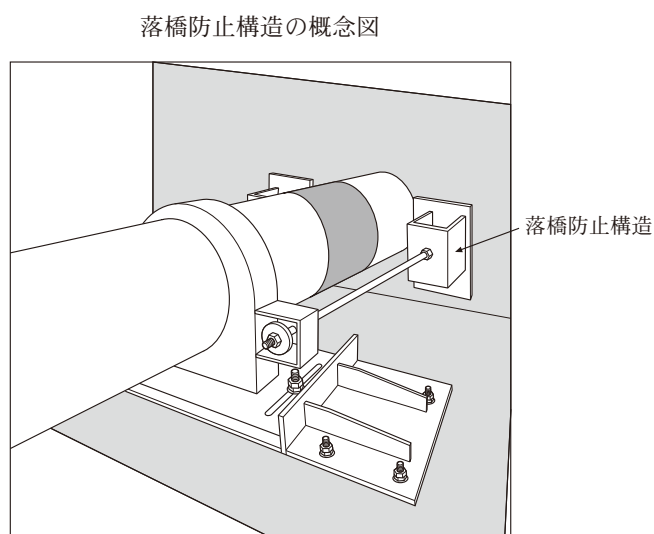
(注 1) 支承縁端距離 支承部に用いるアンカーボルトの中心から橋座部の縁端までの長さ

(注 2) 横変位拘束構造 支承部が破壊されたときに、橋りょうの構造的要因等によって上部構造が橋軸直角方向に変位することを拘束する構造

(参考図1)



(参考図2)



- (8) 保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上強化事業に係る分)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,746,000 円

保育対策総合支援事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するために、小規模保育の設置等による保育の受皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的として、都道府県や市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する保育対策総合支援事業に要する費用の一部について国が補助するものである。

「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(平成30年厚生労働省発子1017第5号。以下「交付要綱」という。)によると、国庫補助金の交付対象事業には、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業等がある。

このうち、保育補助者雇上強化事業は、「保育人材確保事業の実施について」(平成29年雇児発0417第2号)に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者(以下「保育補助者」という。)を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対して、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を市町村等が補助するものである。そして、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号。以下「運営基準」という。)等に基づき都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めて保育士として従事する者については、国庫補助金の対象とならないこととなっている。

交付要綱によれば、保育補助者雇上強化事業に係る国庫補助金の交付対象事業は、①民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業、②①の事業(指定都市及び中核市を除く。)に対して都道府県が補助する事業等とされている。そして、②の事業は、保育事業者が行う保育補助者の雇上げに必要な費用を対象経費として、その一部を市町村が補助する事業に対して、都道府県が補助する事業として実施されており、国から都道府県に交付される保育補助者雇上強化事業に係る国庫補助金の交付額は、保育事業者の施設ごとに次のとおり算定した額の合計額とされている。

国庫補助金交付額

=

(e)と(f)を比較して少ない方の額
(国庫補助基本額)

×

補助率
(6/7)

(c)と(d)を比較して少ない方の額
(選定額)×(7/8)(e)

都道府県が補助した額(f)

(a)と(b)を比較して少ない方の額
(c)

総事業費から寄附金その他の収入
額を控除した額(差引額)(d)

利用定員等に応じて定められた基
準額(a)

対象経費の実支出額(b)

交付要綱等によれば、都道府県は、事業が完了したときは、保育補助者雇上強化事業に係る事業実績報告書等を国に提出し、国は、その内容を審査することとされている。

本院が、佐賀県及び同県佐賀市において会計実地検査を行ったところ、同市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業	年度	総事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額
(122) 厚生労働省	(注) 佐賀県	佐賀市	保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上強化)	4	千円 173,239	千円 123,904	千円 2,385	千円 1,746

(注) 令和5年4月1日以降はこども家庭庁

佐賀市は、令和4年度に実施した保育補助者雇上強化事業に係る対象経費の実支出額について、A保育園が行った保育補助者Bの雇上げに必要な費用を2,385,733円であったとして佐賀県に報告し、同県は、交付要綱等に基づき、A保育園に係る費用を国庫補助金の対象経費の実支出額に含めて173,239,696円と算定して、国に事業実績報告書を提出し、国庫補助金123,904,000円の交付を受けていた。

しかし、A 保育園の保育補助者 B は、実際には、保育補助者の業務に従事しておらず、放課後児童支援員として又は運営基準等に基づき保育士として従事していたことから、B の雇上げに係る費用は補助の対象とならないものであった。

したがって、B の雇上げに必要な費用 2,385,733 円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 1,746,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付要綱等に定められた対象経費についての確認が十分でなかったこと、同県において同市から提出された報告の確認が十分でなかったこと、5 年 4 月に国庫補助金に係る事務が移管されたこども家庭庁において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,225,000 円

保育所等整備交付金(以下「交付金」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等に基づき、保育所等待機児童の解消を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が作成する保育所等の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)に基づく事業等の実施に要する経費の一部に充てるために、国が市町村に対して交付するものである。そして、保育所等整備交付金交付要綱(平成 30 年厚生労働省発予 0508 第 1 号。以下「交付要綱」という。)等によれば、交付金の交付対象事業は、整備計画に基づき学校法人等が設置する認定こども園等において保育を実施する部分の改造等を行う事業等に対して、市町村が行う補助事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と、設計料に係る加算(以下「設計料加算」という。)等の各種加算額を、認定こども園等において保育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する(以下、合計した額を「交付基礎額」という。)。各種加算額については、認定こども園等のうち、幼保連携型認定こども園等を対象として設定されているものであり、幼稚園型認定こども園については設定されていないことから、幼稚園型認定こども園の改造等を行う場合には、設計料加算を計上することができない。
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合 2 分の 1 を乗ずるなどした額(以下「選定額」という。)を算出する。
- ③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

そして、市町村は、事業実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、熊本県、同県八代市及び 1 団体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
			千円	千円	
(123) 熊 本 県	八 代 市	元、2	47,610	2,225	交付基礎額の算出に当たり計上することができない設計料加算を計上していたもの

八代市は、令和元、2両年度に、八代市内の学校法人が設置する幼稚園型認定こども園の改造を行う事業に対して補助金を交付する事業を実施していた。

そして、同市は、交付基礎額 47,610,000 円と、当該法人から提出された事業実績報告書等に基づき算出した選定額 65,859,000 円とを比較して、少ない方の額である交付基礎額 47,610,000 円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付基礎額の算出に当たり、幼稚園型認定こども園の改造等を行う場合には設計料加算を計上することができないのに、設計料加算 2,225,000 円を計上していた。

したがって、上記の設計料加算を除いた適正な交付基礎額により交付金の交付額を算定すると 45,385,000 円となることから、前記の交付額との差額 2,225,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付基礎額の算出についての理解が十分でなかったこと、熊本県において同市から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(10) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護技能評価試験等実施事業分)が過大に交付されていたもの 1 件 不当と認める国庫補助金 8,653,332 円

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護技能評価試験等実施事業分)(以下「補助金」という。)は、在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材の受入環境の整備を推進することを目的として、介護分野における1号特定技能外国人の送り出しを行う外国等において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する介護技能評価試験等実施事業(以下「本件事業」という。)を実施する法人(以下「事業実施法人」という。)に対して、国が事業の実施に必要な経費の一部を補助するものである。

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(民間団体実施分)交付要綱(令和元年厚生労働省発社授 0516 第8号。以下「交付要綱」という。)等によれば、本件事業の対象経費は、事業実施法人が行う事業の実施に必要な経費とされている。また、補助金の交付額は、交付要綱等に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(ただし、千円未満の端数は切捨て)を国庫補助所要額として算定し、同額を交付することとされている。

事業実施法人は、本件事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないなどとされている。そして、本件事業が完了したときは、本件事業に要した経費等を記載した事業実績報告に関係書類を添えて厚生労働大臣に提出することとされており、厚生労働省は、その内容を審査することとなっている。

本件事業の事業実施法人が事業の実施に当たり支払う経費が課税仕入れに該当する場合には、事業実施法人は、当該経費の支払先に対しては消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額を含む額を支払うことになるが、消費税の確定申告に際して課税仕入れに係る消費税額を仕入税額^(注)控除した場合には、本件事業で支払った経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱等によれば、事業実施法人は、補助事業完了後に、消費税の確定申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならないとされており、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならないこととされている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、厚生労働本省及び事業実施法人であるプロメトリック株式会社(以下「事業主体」という。)において、会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫 補助金相当額
(124) 厚生労働本省	プロメトリック株式会社	元、2	千円 380,456	千円 8,653

事業主体は、事業の実施に必要な給料、備品購入費、旅費等の経費を事業実績報告に計上し、令和元、2両年度の国庫補助所要額を元年度 183,004,000 円、2 年度 197,452,000 円、計 380,456,000 円として、これにより同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、元、2両年度の総事業費に含まれていた備品購入費等は、事業主体が証拠書類を適切に整理し、保管しておらず、本件事業に要した経費と確認できなかった。また、事業主体は、事業実施期間外に支出していて本件事業の実施に必要な経費とは認められない旅費等を元、2両年度の総事業費に計上していた。これらのことなどから、国庫補助所要額が元年度 1,769,000 円、2 年度 2,273,000 円、計 4,042,000 円過大に算定されていた。

また、事業主体は、元、2両年度の総事業費に、課税仕入れに係る消費税額を含めて算定しており、補助事業完了後の消費税の確定申告により、本件事業の補助金に係る仕入控除税額が確定していたことから、交付要綱等に基づき、当該仕入控除税額を、厚生労働大臣に報告して国庫に返還する必要があったのに、これを行っていなかった。

したがって、事業実績報告に計上された国庫補助所要額から前記の過大算定額を控除して、本件事業の補助金に係る仕入控除税額を算定すると、元年度 2,202,689 円、2 年度 2,408,643 円、計 4,611,332 円となり、同額を国庫に返還する必要があると認められた。

以上のことから、補助金が元年度 3,971,689 円、2 年度 4,681,643 円、計 8,653,332 円過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告の審査、仕入控除税額の報告についての確認及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(11) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

13 件 不当と認める国庫補助金 97,817,226 円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収することができることなどとなっている（以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。）。

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯（以下「被保護世帯」という。）を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」（平成 26 年厚生労働省発社援 0324 第 2 号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{負担金の交付額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (3 / 4)}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} = \boxed{\text{ア 費用の額}^{(注1)}} - \boxed{\text{イ 返還金等の調定額}^{(注1)}} + \boxed{\text{不納欠損額}}
 \end{array}$$

（注 1） 後述ア及びイ参照

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

- ① 生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき調定した額とする。

本院が、29 都道府県の 188 事業主体において会計実地検査を行うとともに、2 県の 3 事業主体^(注 2)から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、11 都府県の 13 事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかった事態等が見受けられた。このため、負担金計 97,817,226 円が過大に交付されていて不当と認められる。

（注 2） 2 県の 3 事業主体のうち 1 県の 2 事業主体は、会計実地検査を行った 29 都道府県の 188 事業主体のうち 1 県の 2 事業主体と重複している。

このような事態が生じていたのは、13 事業主体において保護費の支給決定に当たり、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、厚生労働省及び 10 都府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

福井県敦賀市は、世帯 A の保護を平成 27 年 3 月に開始しており、30 年 3 月から令和 5 年 2 月までの保護費の支給に当たり、世帯主 B からの届出に基づき収入を認定した上で、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主 B には平成 20 年 8 月に確定給付企業年金の老齢給付金、29 年 8 月に国民年金の老齢基礎年金等に係る年金受給権が発生していたにもかかわらず、同市による年金受給権の調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなく、世帯主 B による裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主 B は年金を受給していなかった。そして、本院の検査を踏まえて、同市が裁定請求手続に係る指導等を行った結果、世帯主 B は計 5,231,898 円の年金を遡及して受給した。

したがって、同市がこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計 5,231,898 円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されており、これに係る負担金計 3,923,923 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(125) 岩 手 県	宮 古 市	平成29～ 令和 5	39,082	29,311	4,277	3,208	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(126) 宮 城 県	宮 城 県	平成29～ 令和 3	20,691	15,518	3,389	2,542	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(127) 東 京 都	板 橋 区	2 ～ 5	20,613	15,459	2,629	1,972	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(128) 福 井 県	敦 賀 市	平成29～ 令和 5	17,246	12,935	10,632	7,974	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(129) 長 野 県	長 野 市	平成29～ 令和 6	77,833	58,375	15,329	11,496	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(130) 静 岡 県	島 田 市	元 ～ 5	9,040	6,780	7,231	5,423	同
(131) 愛 知 県	名 古 屋 市	平成28～ 令和 4	198,863	149,147	35,357	26,518	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(132) 同	豊 田 市	平成30～ 令和 4	12,406	9,304	5,918	4,438	同
(133) 滋 賀 県	大 津 市	平成29～ 令和 5	77,209	57,906	14,515	10,886	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(134) 同	草 津 市	平成29～ 令和 4	21,354	16,016	4,757	3,568	同
(135) 京 都 府	宇 治 市	平成28～ 令和 4	86,740	65,055	13,503	10,127	同
(136) 熊 本 県	菊 池 市	平成30～ 令和 5	25,828	19,371	7,418	5,563	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(137) 大 分 県	別 府 市	平成29～ 令和 4	26,373	19,780	5,462	4,096	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(125)～(137) の計			633,284	474,963	130,422	97,817	

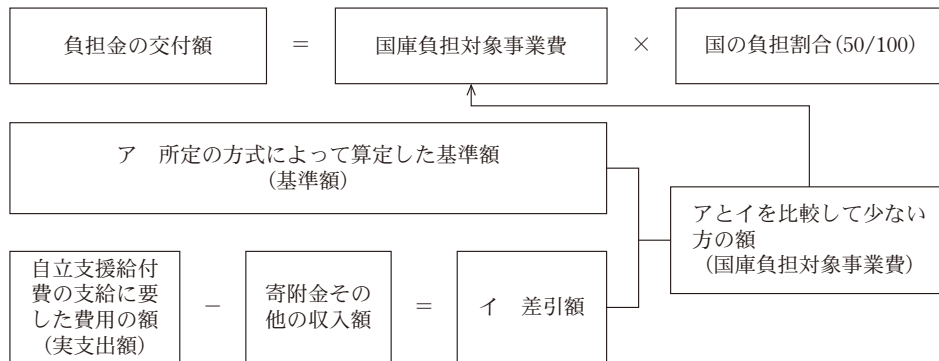
(12) 障害者自立支援給付費国庫負担金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 32,253,151 円

障害者自立支援給付費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対し

て、介護給付費、訓練等給付費等(以下、これらを合わせて「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)、 「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」(平成21年厚生労働省発障第0511002号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



そして、上記の基準額及び実支出額は、自立支援給付費のうち、①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等に係る給付費(以下「居宅介護等給付費」という。)及び②居宅介護等給付費以外の給付費等(以下「その他給付費」という。)の別に、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

① 居宅介護等給付費

居宅介護等給付費に係る基準額は、対象年度の前年度の3月から対象年度の2月までを1年度として、月ごとに所定の方式で算定した単位数を合計した数に、地域区分に応じて定められている単価等を乗ずるなどして算定した額となっており、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、居宅介護等給付費に係る支出済額を計上することとなっている。そして、実支出額からは、障害者又は障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して施行令で定める負担額等(以下「利用者負担額」という。)を控除することとなっている。

② その他給付費

その他給付費に係る基準額は、その他給付費の支給に要した費用の額等となっており、実支出額と同額が計上されることになる。そして、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、その他給付費に係る支出済額を計上することとなっており、実支出額からは、利用者負担額を控除することとなっている。

なお、居宅介護等給付費及びその他給付費については、障害福祉サービス等の提供から実績額の確定までに要する期間があることから、対象年度における支出済額は、前年度の3月から当該年度の2月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額等とすることになっている。

そして、市町村は、負担金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が23都道府県の164事業主体において会計実地検査を行ったところ、負担金の交付額の算定に当たり、大阪府吹田市において、令和5年度の居宅介護等給付費及びその他給付費に係る実支出額について、5年4月から6年3月までの障害福祉サービス等の提供に係る額を基に算定するなどしてい

たため、実支出額が過大に計上されていた事態、及び神戸市において、4、5両年度のその他給付費に係る基準額及び実支出額について、誤って利用者負担額を控除していなかったため、基準額及び実支出額が過大に計上されていた事態が見受けられた。このため、国庫負担対象事業費が計 64,506,303 円過大に算定されており、これに係る負担金計 32,253,151 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、吹田市において負担金の交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、神戸市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、大阪府及び兵庫県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府吹田市は、令和5年度の負担金の交付額の算定に当たり、同年度の居宅介護等給付費及びその他給付費に係る実支出額について、事業実績報告書の提出時点で実績額が確定していた5年3月から6年2月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額を計上すべきところ、5年4月から6年3月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額を計上していた。そして、6年3月分の額について、事業実績報告書の作成時点で実績額が確定していなかったとして、各障害福祉サービス等における5年4月分から6年2月分までの費用の額から最大値を抽出するなどして合算し、これを6年3月分の額であるとして計上していたため、実支出額が過大に計上されていた。

この結果、国庫負担対象事業費が 59,040,703 円過大に算定されており、これに係る負担金 29,520,351 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

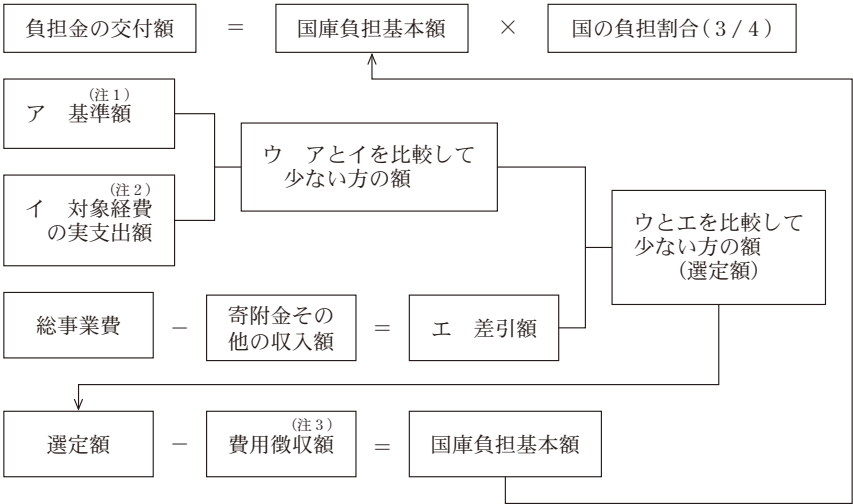
部局等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(138) 大阪府	吹 田 市	5	10,633,971	5,316,985	59,040	29,520
(139) 兵庫県	神 戸 市	4、5	74,023,156	37,011,578	5,465	2,732
(138) (139) の計			84,657,127	42,328,563	64,506	32,253

(13) 精神障害者措置入院費負担金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 13,791,750 円

精神障害者措置入院費負担金(以下「負担金」という。)は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、都道府県知事等が、医療及び保護のために入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるなどと認めた精神障害者を精神科病院等に入院させる措置(以下「入院措置」という。)を採り、入院措置により入院する者(以下「措置入院患者」という。)の入院に要する費用を都道府県等が支弁した場合に、国がその一部を負担するものである。

負担金の交付額は、「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成10年厚生省障第194号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



- (注1) 基準額 措置入院患者の入院に要する費用について都道府県等が負担した額
- (注2) 対象経費 措置入院患者の入院に要する費用
- (注3) 費用徴収額 法等の規定により、都道府県知事等が措置入院患者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができ、これにより徴収する費用の額の予定額(徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額)

また、措置入院患者の入院に要する費用については、負担金に係る事業実績報告書に、対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの入院措置に係る医療費の額を計上することとなっている。

そして、都道府県等は、負担金に係る事業実績報告書を厚生労働省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が7府県の8事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	年度	国庫負担基本額	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担基本額	不当と認める国庫負担金交付額
(140) 兵庫県	兵庫県	5	千円 153,267	千円 114,950	千円 18,389	千円 13,791

兵庫県は、令和5年度の負担金の交付額の算定に当たり、基準額、対象経費の実支出額及び総事業費の算出の際に計上する入院措置に係る医療費について、5年3月診療分から6年2月診療分までの額を計上すべきところ、誤って、6年3月診療分の概算額を含めて、5年3月診療分から6年3月診療分までの額を計上していた。

このため、国庫負担基本額が18,389,000円過大に算定されており、これに係る負担金13,791,750円が過大に交付されていて、不当と認められる。

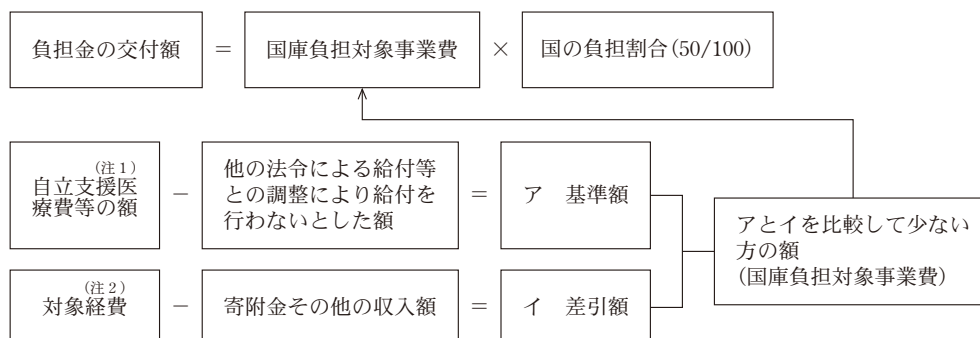
このような事態が生じていたのは、同県において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担基本額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(14) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 18,565,281 円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関等から自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、自立支援医療費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者医療費国庫負担金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発障第 0519001 号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



(注 1) 自立支援医療費等の額 自立支援医療等に要した費用のうち、対象年度の前年度の 3 月診療分から対象年度の 2 月診療分までの額

(注 2) 対象経費 都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用であり、対象年度の前年度の 3 月診療分から対象年度の 2 月診療分までの当該費用

そして、都道府県及び政令指定都市は厚生労働省に、政令指定都市以外の市町村は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が 24 都道府県の 188 事業主体において会計実地検査を行ったところ、1 県の 1 事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(141) 静岡県	静岡県	元～4	8,853,598	4,426,799	37,130	18,565

静岡県は、令和元年度から 4 年度までの各年度の負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、対象年度の前年度の 3 月診療分から対象年度の 2 月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、対象年度の 4 月診療分から 3 月診療分までの当該費用の額を基に算定していた。

このため、国庫負担対象事業費が計 37,130,563 円過大に算定されており、これに係る負担金計 18,565,281 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(15) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 16,517,450 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区を含む。^(注1))が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

(注1) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{イ 国の負担割合} \\ \left(\begin{array}{ll} \text{(ア) 施設等分} & 15/100 \\ \text{(イ) その他分} & 20/100 \end{array} \right) \end{array}}$$

(注2) 後述ア及びイ参照

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額(同連合会に対する審査支払手数料を含む。)から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等(これらの審査等に要した審査支払手数料を含む。)であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等(これらの審査等に要した審査支払手数料を含む。)であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成30年度から令和5年度までの間に交付された負担金について、17道府県の65市町及び2広域連合において会計実地検査を行った。その結果、3県の2市及び1広域連合において、介護給付費等について施設等分とその他分の集計を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして負担金の交付額を過大に算定していたため、交付額計22,691,631,525円のうち計16,517,450円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市及び1広域連合において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

佐賀県佐賀中部広域連合は、令和元年度から4年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等の集計において、表計算ソフトに計算式を入力して用いており、当該計算式は、介護給付費等のうち「施設等分」に該当する費目の金額を合計してこれを「施設等分」の総額とし、「その他分」の総額については、介護給付費等の総額から「施設等分」の総額を差し引くことで算出するものであった。しかし、実際には、「施設等分」の総額を算出する計算式として、「施設等分」の費目である審査支払手数料(施設等分)を加算すべきところ、誤って審査支払手数料(その他分)の額を減算する式が入力されていたことから、国の負担割合が低い「施設等分」を過小に計上し、国の負担割合が高い「その他分」を過大に計上していた。

そこで、適正な集計に基づき負担金の交付額を算定したところ、計7,794,169円が過大に交付されていた。以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
			千円	千円	
(142) 青森県	三沢市	3、4	1,254,674	7,118	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(143) 滋賀県	栗東市	4	655,030	1,604	
(144) 佐賀県	佐賀中部広域連合	元～4	20,781,926	7,794	同
(142)～(144)の計			22,691,631	16,517	

(16) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

15件 不当と認める国庫補助金 75,303,000円

介護保険(前掲182ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金^(注1)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(注1) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める75歳以上の者(以下「後期高齢者」という。)の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号)等に基づき、次により算定することとなっている。

普通調整交付金の額

=

ア 調整基準標準給付費額

×

イ 市町村ごとの普通調整交付金交付割合

×

調整率

(注2) 後述ア及びイ参照

(注3) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額との[・]かい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} = \boxed{\text{介護給付に要した費用}^{(注4)}} + \boxed{\text{予防給付に要した費用}^{(注5)}} - \boxed{\text{収入額}^{(注6)}}$$

(注4) 介護給付に要した費用 前年度の10月から当該年度の9月まで(令和2年度までは前年度の1月から当該年度の12月まで。3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで)において、国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給に要した費用

(注5) 予防給付に要した費用 前年度の10月から当該年度の9月まで(令和2年度までは前年度の1月から当該年度の12月まで。3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで)において、国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給に要した費用

(注6) 収入額 前年度の9月から当該年度の8月まで(令和2年度までは前年度の12月から当該年度の11月まで。3年度においては前年度の12月から当該年度の8月まで)の間における損害賠償金等の調定額

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとなっている後期高齢者の^(注7)人数の累計を基に算出される第1号被保険者の総数に占める85歳以上の後期高齢者の割合(以下「85歳以上後期高齢者加入割合」という。)及び75歳以上85歳未満の後期高齢者の割合(以下「85歳未満後期高齢者加入割合」という。)を、国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

(注7) 後期高齢者の人数 前年度の10月報告分(9月末の人数)から当該年度の9月報告分(8月末の人数)まで(令和2年度までは前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)まで。3年度においては前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の9月報告分(8月末の人数)まで)の人数

そして、財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成30年度から令和6年度までの間に交付された財政調整交付金について、22道府県の83市町村及び1広域連合において会計実地検査を行った。その結果、9道県の15市町村において、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出や、調整基準標準給付費額の算出を誤って、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計5,816,781,000円のうち計75,303,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、15市町村において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解や確認が十分でなかったこと、9道県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

熊本県阿蘇郡南阿蘇村は、令和3年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる後期高齢者加入割合補正係数について、前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の9月報告分(8月末の人数)までの85歳以上後期高齢者の人数の累計を8,198人とすべきところ、誤って9,198人としており、これに基づき85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を算出するなどしていた。

そこで、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、14,306,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞

岐阜県不破郡垂井町は、令和元年度から4年度までの普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる所得段階別加入割合補正係数について、同町が独自に定める所得段階(12段階)ごとの第1号被保険者の人数を基に国が定める標準的な所得段階(9段階)ごとの第1号被保険者の人数を集計する際に、同町が独自に定める所得段階の第9段階及び第10段階は国が定める標準的な所得段階の第9段階に該当するのに、誤って、より所得段階が低い第8段階としていた。このため、国が定める標準的な所得段階が最も高い第9段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出し、これに基づき所得段階別加入割合を算出していた。

そこで、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づくなどして普通調整交付金の額を算定したところ、計12,971,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
(145)	北海道	三 笠 市	4	千円 139,427	千円 1,961	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(146)	同	河東郡士幌町	3～5	105,150	5,252	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(147)	宮城県	岩 沼 市	元、3	189,594	2,873	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(148)	秋 田 県	南秋田郡八郎潟町	5	83,088	2,494	同
(149)	岐 阜 県	羽 島 市	3	106,252	2,505	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(150)	同	不破郡垂井町	元～4	338,416	12,971	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(151)	兵庫県	高 砂 市	元～3	567,734	7,692	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど

	部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
				千円	千円	
(152)	山 口 県	山 口 市	3	956,820	1,434	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(153)	福 岡 県	中 間 市	4	309,124	1,239	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(154)	同	太 宰 府 市	3	147,448	2,931	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(155)	同	糟屋郡粕屋町	4	42,428	1,316	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(156)	佐 賀 県	唐 津 市	平成30、 令和 2、 3	2,373,365	12,806	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたものなど
(157)	熊 本 県	宇 土 市	3	266,689	3,325	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(158)	同	菊池郡菊陽町	4	60,507	2,198	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(159)	同	阿蘇郡南阿蘇村	3	130,739	14,306	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(145)～(159)の計				5,816,781	75,303	

そ の 他 (160) (161)

(160) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)生活保護等対策費
部 局 等	6 道府県、8 市区
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、予算補助
実 施 主 体	市 77、特別区 10、町 27、一部事務組合 2、広域連合 3、計 119 実施主体
事 業 者	23 事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護、通所リハビリテーション等
過大に支払われた介護給付費の件数	32,676 件(平成 29 年度～令和 4 年度)
過大に支払われた介護給付費の額	87,749,467 円(平成 29 年度～令和 4 年度)
不当と認める国の負担額	23,869,277 円(平成 29 年度～令和 4 年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)(注1)に係る保険給付を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が保険者、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(注1) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス(介護予防サービスを含む。以下同じ。)、施設サービス及び地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護、通所リハビリテーション等が、施設サービスには介護福祉施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。)から介護サービスを受ける。

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)等(以下「算定基準等」という。)に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.40円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

事業者の指定等を行う都道府県又は市町村は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

(4) 介護給付費

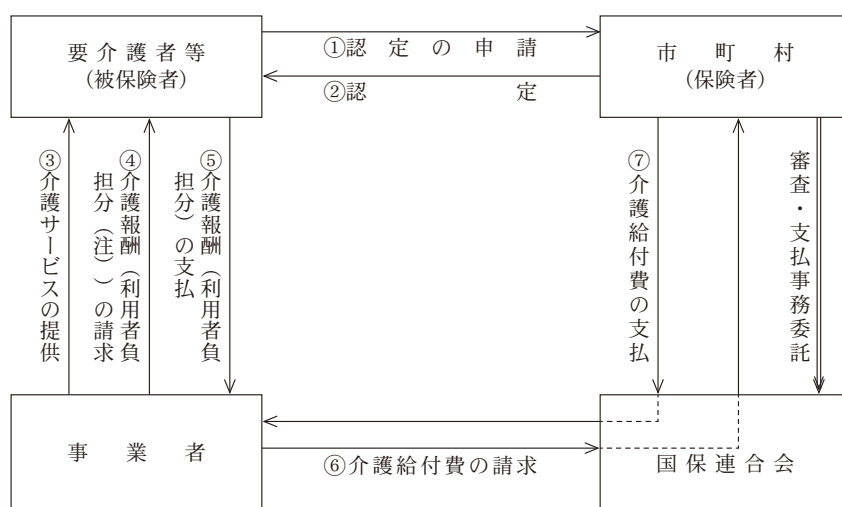
市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス等の提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支

援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者に支払うこととなっている（以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

- ① 事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。
- ② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、介護給付費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



（注） 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

（注2） 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、40事業者に対する介護給付費の支払について13都道府県及び12市区において会計実地検査

を行うとともに、4事業者に対する介護給付費の支払について1県及び2市から関係資料^(注3)の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 2市のうち1市は、会計実地検査を行った12市区のうちの1市と重複している。

(2) 検査の結果

検査の結果、6道府県及び8市区から指定を受けた23事業者に対して119市区町等が行った平成29年度から令和4年度までの間における介護給付費の支払が計32,676件、計87,749,467円過大となっていて、これに対する国の負担額23,869,277円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

- (ア) 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(Ⅰ)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(Ⅱ)として、それぞれの事業所規模の区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等による。

(注4) 平均利用延べ人員数 事業者が前年度に通所介護に係る介護報酬を算定した月(3月を除く。)について、月ごとの利用延べ人員数の合計を月数で割ったもの

- (イ) 事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

しかし、12事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

- (ア) 10事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分の単位数によることなく、通常規模型通所介護費の区分の単位数により算定していた。また、1事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(Ⅱ)の区分の単位数によることなく、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分の単位数により算定していた。
- (イ) 1事業者は、事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、18,432件の請求に対して57市区町等が支払った介護給付費が計44,752,910円過大となっていて、これに対する国の負担額12,637,208円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業者Aは、北海道函館市に所在する事業所aにおいて、同市から通所介護事業所の指定を受けて、通所介護を提供している。

事業所 a は、平成 30 年 4 月から令和 3 年 5 月までの各年度において提供した通所介護に係る介護報酬について、それぞれその前年度(平成 29 年度から令和 2 年度)の 1 月当たりの平均利用延べ人員数を計算しないまま、通常規模型通所介護費の区分の単位数により算定していた。

しかし、事業所 a の前年度における 1 月当たりの平均利用延べ人員数は、実際には、それぞれ平成 29 年度 779 人、30 年度 830 人、令和元年度 764 人及び 2 年度 761 人となっていた。したがって、平成 30 年 4 月から令和 3 年 5 月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬については、通常規模型通所介護費の区分の単位数によるのではなく、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分の単位数により算定する必要があった。

このため、3,039 件の請求に対して 9 市町が支払った介護給付費が計 9,667,239 円過大となっていて、これに対する国の負担額 2,759,290 円は負担の必要がなかった。

イ 通所リハビリテーション

算定基準等によれば、通所リハビリテーションに係る介護報酬の算定に当たり、前年度の 1 月当たりの平均利用延べ人員数が^(注 5)750 人以内の場合は通常規模型リハビリテーション費、750 人超 900 人以内の場合は大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)及び 900 人超の場合は大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)として、それぞれの事業所規模の区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等によることとされている。

(注 5) 平均利用延べ人員数 事業者が前年度に通所リハビリテーションに係る介護報酬を算定した月(3 月を除く。)について、月ごとの利用延べ人員数の合計を月数で割ったもの

しかし、5 事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

1 事業者は、前年度の 1 月当たりの平均利用延べ人員数が 750 人超 900 人以内となっていたのに、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)の区分の単位数によることなく、通常規模型リハビリテーション費の区分の単位数により算定していた。また、4 事業者は、900 人を超えていたのに、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)の区分の単位数によることなく、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)の区分の単位数により算定していた。

このため、9,076 件の請求に対して 43 市区等が支払った介護給付費が計 18,266,931 円過大となっていて、これに対する国の負担額 5,096,732 円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護福祉施設サービス、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 5 介護サービスについて、6 事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、5,168 件の請求に対して 28 市区町が支払った介護給付費が計 24,729,626 円過大となっていて、これに対する国の負担額 6,135,337 円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、119 市区町等及び国保連合会において介護給付費の請求に対する

審査点検が十分でなかったこと、6道府県及び8市区において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を道府県等別に示すと、次のとおりである。

道府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	23市町等(4)	元～4	3,583	10,821	2,794	ア、ウ
函館市	9市町(2)	平成30～令和4	4,099	12,494	3,603	ア
岩手県	4市等(2)	元～3	4,030	9,026	2,500	ア
奥州市	1市(1)	平成30～令和4	878	7,161	2,014	ウ
埼玉県	36市区町等(4)	平成30～令和2	6,118	13,754	3,858	ア、イ
柏市	10市区(1)	元～3	2,488	5,065	1,407	イ
葛飾区	1区(1)	2、3	110	1,703	380	ウ
福井県	7市町等(1)	元～3	2,864	5,291	1,461	ア
名古屋市	1市(1)	3	708	1,579	436	イ
大阪府	16市町(1)	2～4	1,983	7,513	1,695	ウ
明石市	5市町(1)	2、3	822	1,948	532	ア
鳥取県	3町等(1)	2、3	597	2,418	662	ア
福岡市	1市(2)	平成29～令和3	2,573	5,364	1,526	ア、ウ
鹿児島市	4市(1)	2、3	1,823	3,606	994	イ
計	119市区町等(23)	平成29～令和4	32,676	87,749	23,869	

注(1) 計欄の実施主体数は、道府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各道府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(161) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部局等	奈良県奈良市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	市3、町3、計6実施主体
事業者	1事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援
過大に支払われた訓練等給付費の件数	138件(平成30、令和元両年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	4,735,431円(平成30、令和元両年度)
不当と認める国の負担額	2,367,715円(平成30、令和元両年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には自立訓練、就労移行支援等^(注1)がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、自立支援給付の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して行う生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10円から11.60円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、事業所の利用定員を上回る障害者に利用させている場合であって定員超過の程度が一定の範囲を超える場合には、定員超過利用減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。具体的には、次の場合等に減算を行うこととなっている。

① 利用定員が所定の数以下の事業所において、1日の利用者の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数(以下「受入可能利用者数」という。)を超える場合、当該1日について利用者全員につき減算を行う。

② 利用定員が所定の数以上の事業所において、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数(以下「受入可能延べ利用者数」という。)を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算を行う。

(4) 訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、事業者の請求に基づき、訓練等給付費等を事業者に支払うことなどとなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、23都道府県及び56市(15政令指定都市、41中核市等)において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する727事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、^(注2)1市から、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する1事業者に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 1市は、会計実地検査を行った56市のうち1市と重複している。

検査したところ、奈良県奈良市に所在する1事業者は、平成30年4月及び同年5月における計37日において、就労移行支援に係る1日の利用者の数が受入可能利用者数を超えており、また、同年6月から31年4月までの間の各月において、就労移行支援に係る直近の過去3月間の利用者の延べ数が受入可能延べ利用者数を超えていた。しかし、同事業者は、就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、定員超過利用減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じていないなどしていた。

このため、138件の請求に対して、30、令和元両年度に6市町が支払った訓練等給付費が計4,735,431円過大となっていて、これに対する国の負担額計2,367,715円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、奈良市において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 被保護者健康管理支援事業に係る国庫負担金の算定に当たり、過大に精算されていたオプション利用料に係る国庫負担金の返還の手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、人件費及び委託費に係る対象経費を算出する具体的な方法を周知するなどするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護等対策費	
部 局 等	厚生労働本省、17 都府県	
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	
国庫負担対象事業	被保護者健康管理支援事業	
国庫負担対象事業の概要	健診受診の勧奨、その他被保護者の健康の保持及び増進を図り、自立を助長するための事業	
検査の対象とした事業主体数及び国庫負担金交付額	108 事業主体 11 億 9744 万余円(令和 4、5 両年度)	
人件費に係る対象経費が適切に算出されていなかった事業主体数及び人件費に係る国庫負担金交付額	22 事業主体	3 億 8334 万円(背景金額)(令和 4、5 両年度)
委託費に係る対象経費が適切に算出されていなかった事業主体数及び委託費に係る国庫負担金交付額	9 事業主体	8543 万円(背景金額)(令和 4、5 両年度)
オプション利用料に係る国庫負担金が過大に精算されていた事業主体数及びオプション利用料に係る国庫負担金交付額	20 事業主体	912 万円(令和 4、5 両年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

被保護者健康管理支援事業に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の算定について

(令和 7 年 10 月 9 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 被保護者健康管理支援事業等の概要

(1) 被保護者健康管理支援事業の概要

貴省は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、被保護者の健康の保持及び増進を図り、被保護者の自立を助長することを目的として、令和3年1月から、全ての都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村を事業主体とする被保護者健康管理支援事業(以下「健康管理支援事業」という。)を実施している。

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年社援発0727第2号)等によれば、健康管理支援事業の実施に当たり、事業主体は、健康、医療情報等のデータから被保護者の現状及び健康課題を把握して、対象者の抽出、支援内容の検討等を行うこととされている。その上で、健康管理支援事業として必ず実施することが求められている頻回受診指導に加えて、健診受診勧奨等の四つの取組方策の中から少なくとも一つを選択して実施することとされている。

そして、貴省は、「生活保護費等の国庫負担について」(平成26年厚生労働省発社援0324第2号。以下「交付要綱」という。)に基づき、健康管理支援事業に要する費用として事業主体が支弁した事業の実施等に係る経費に対して、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(健康管理支援事業に係る分)(以下「負担金」という。)を交付している。

(2) 負担金の対象経費等

交付要綱によれば、負担金の対象経費(以下「対象経費」という。)は、事業主体が健康管理支援事業を実施するために必要な経費とされており、負担金の交付額は、①交付要綱に定める基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額、又は②総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか低い額(以下「基本額」という。)に国庫負担率4分の3を乗じて算出される額とされている。

そして、「令和4年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担(補助)協議について(依頼)」(令和4年厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡。以下「事務連絡」という。)等によれば、事業主体が非常勤保健師等を雇用するなどするために必要な経費(人件費、事務費等)や、生活保護版レセプト管理システムに追加して利用することができる健康管理支援サービスに関する機能(以下「オプション」という。)に係る月額利用料(以下「オプション利用料」という。)を対象経費とすることとされている。また、健康管理支援事業以外の用途にも使用する共通的な経費は、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して適切に算出することとされている。

(3) 負担金の審査

交付要綱等によれば、事業主体(都道府県、政令指定都市及び中核市を除く。)は、都道府県に事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を審査するなどして、適正と認めたときはこれを取りまとめた上で、都道府県分に係る実績報告書と併せて貴省に提出する(政令指定都市及び中核市は、直接、貴省に提出する。)こととされている。そして、実績報告書を受理した貴省は、その内容を審査するなどして、適正と認めたときは、負担金の額の確定を行うこととされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、対象経費の算出は、事業の実施状況を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、4、5両年度に19都府県の108事業主体に交付された負担金計11億9744万余円(4年度計5億8138万余円、5年度計6億1605万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、108事業主体において、実績報告書等の関係書類を確認し、また、貴省本省において、事務連絡等の内容について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 19都府県 東京都、京都、大阪両府、岩手、福島、群馬、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、兵庫、奈良、岡山、愛媛、高知、福岡、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 人件費及び委託費に係る対象経費が適切に算出されていない事態

事務連絡等によれば、健康管理支援事業以外の用途にも使用する共通的な経費は、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して適切に算出することとされているが、共通的な経費に該当する具体的な内容や健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法については示されていない。

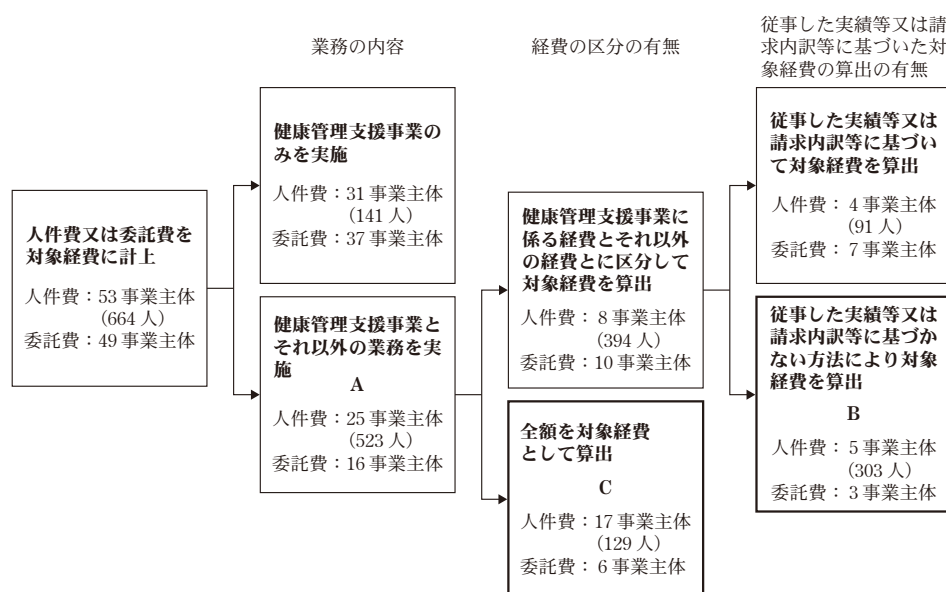
一方、貴省は、人件費及び委託費は共通的な経費に該当するとしており、健康管理支援事業に係る経費とそれ以外の経費とに区分した上で、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があるとしている。そして、健康管理支援事業に係る業務とそれ以外の業務とを兼務する者(以下「兼務者」という。)の人件費については、健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等に基づいて、また、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、請求金額の業務別の内訳等(以下「請求内訳等」という。)に基づいて、対象経費を算出する必要があるとしている。

そこで、4、5両年度に19都府県の108事業主体における対象経費として計上された人件費及び委託費の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 人件費

18都府県の53事業主体において、延べ664人に係る基本額計8億4641万余円(負担金交付額計6億3481万余円)が対象経費として計上されており、図表のとおり、このうち25事業主体における延べ523人が兼務者となっていた(図表のA)。

図表 対象経費として人件費又は委託費が計上されていた事業主体等の内訳



注(1) 対象経費として複数人の人件費を計上し、又は複数の委託契約を締結して、人ごとに又は契約ごとに業務の内容や対象経費の算出方法が異なっている場合があるため、事業主体数の合計は一致しないものがある。

注(2) 委託費については後述イ参照

しかし、兼務者の人件費を対象経費として計上していた 25 事業主体のうち 22 事業主体(図表の B 及び C)は、人件費の算出根拠となる資料として、健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料を作成するなどしていなかった。そして、22 事業主体のうち 5 事業主体における延べ 303 人に係る人件費については、単に兼務者の人件費の 2 分の 1 の額を計上するなど健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等に基づかない方法により対象経費が算出されていた(図表の B)。また、残りの 17 事業主体における延べ 129 人に係る人件費については、健康管理支援事業に係る経費とそれ以外の経費とに区分することなく、兼務者の人件費全額が対象経費とされていた(図表の C)。

このため、これらの 22 事業主体においては、人件費に係る対象経費が適切に算出されておらず、当該人件費に係る負担金が適正に算定されていなかった(これらの人件費に係る基本額計 5 億 1112 万余円、負担金交付額計 3 億 8334 万余円)。

イ 委託費

15 都府県の 49 事業主体において、基本額計 5 億 7291 万余円(負担金交付額計 4 億 2968 万余円)が対象経費として計上されており、図表のとおり、このうち 16 事業主体の委託費については、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれていた(図表の A)。

しかし、当該 16 事業主体のうち 9 事業主体(図表の B 及び C)は、委託費の算出根拠となる資料として、請求内訳等が確認できる資料を委託先から提出させるなどしていなかった。そして、9 事業主体のうち 3 事業主体における委託費については、単に、健康管理支援事業以外の業務を含む委託契約に係る委託費の 2 分の 1 の額を計上するなど請求内訳等に基づかない方法により対象経費が算出されていた(図表の B)。また、残りの

6 事業主体における委託費については、健康管理支援事業に係る経費とそれ以外の経費とに区分することなく、健康管理支援事業以外の業務を含む委託費全額が対象経費とされていた(図表のC)。

このため、これらの9事業主体においては、委託費に係る対象経費が適切に算出されておらず、当該委託費に係る負担金が適正に算定されていなかった(これらの委託費に係る基本額計1億1391万余円、負担金交付額計8543万余円)。

そして、人件費又は委託費に係る負担金が適正に算定されていなかった26事業主体(人件費に係る22事業主体と委託費に係る9事業主体の純計)は、その理由について、人件費及び委託費を健康管理支援事業に係る経費とそれ以外の経費とに区分した上で、健康管理支援事業に係る経費のみを算出する必要があることを認識していなかったこと、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法が貴省から示されていないことなどによるとしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪市は、令和4、5両年度に、健康管理支援事業(基本額計2億0843万余円、負担金交付額計1億5632万余円)を実施しており、被保護者に対する健診受診勧奨等を実施するのに要する経費として看護師延べ59人の人件費(基本額計2億0343万余円、負担金交付額計1億5257万余円)を対象経費として計上していた。

また、同市は、当該看護師延べ59人について、同市の業務マニュアル等に基づき、健康管理支援事業以外に、生活保護制度以外の制度(難病等に係る医療費助成等)の活用可能性を検討する業務等を行わせていた。

しかし、人件費に係る対象経費の算出方法を確認したところ、同市は、人件費について、健康管理支援事業に係る経費のみを算出する必要があることを認識していなかったため、人件費の算出根拠として、健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料を作成するなどしておらず、看護師延べ59人の人件費全額を対象経費として計上していた。

(2) オプション利用料に係る負担金が過大に精算されている事態

オプションには、医療費の分析や、健康管理支援事業の対象者の抽出を行うことができるものなどがあり、これを導入している事業主体も見受けられる。そして、事務連絡等において、オプション利用料については対象経費とすることができることとなっている。一方、実績報告書等においては、オプションの利用状況等を事業主体が報告することとはなっていない。

そこで、4、5両年度に19都府県の108事業主体において対象経費として計上されたオプション利用料の状況についてみたところ、18都府県の57事業主体において、オプション利用料に係る基本額計5610万余円(負担金交付額計4207万余円)が対象経費として計上されていた。

当該57事業主体におけるオプションの利用状況を確認したところ、57事業主体のうち20事業主体^(注2)においては、オプションを導入したものの健康管理支援事業に利用していなかった。

しかし、交付要綱によれば、対象経費は、事業主体が健康管理支援事業を実施するために必要な経費とされている。そのため、健康管理支援事業に利用していないオプションに

係るオプション利用料は、対象経費とはならない。

したがって、20事業主体においては、オプションを健康管理支援事業に利用していないのに、オプション利用料を対象経費として計上していて、負担金が過大に精算されていた(これらのオプション利用料に係る基本額計1216万余円、負担金交付額計912万余円)。

そして、20事業主体は、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は、対象経費とはならないことについての認識が欠けていたなどしていた。

(注2) 20事業主体 東京都、岐阜、沖縄両県、群馬県伊勢崎市、千葉県柏、君津両市、東京都墨田区、岐阜県大垣、可児両市、愛知県春日井、安城市、京都府八幡市、兵庫県加古川市、奈良県奈良市、愛媛県西条市、福岡県大牟田、久留米両市、沖縄県那覇、浦添、沖縄各市

これらの事態が見受けられたこと、及び交付要綱等において負担金の審査に当たっての具体的な審査の方法や留意点等については示されていないことから、貴省及び都府県における実績報告書の審査の状況を確認したところ、対象経費が適切に算出されているかを審査する際に、対象経費に人件費が計上されている者の業務の内容や対象経費の算出方法、委託契約に基づき実施する業務の内容、オプションの利用状況等の確認が行われていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

オプション利用料に係る負担金が過大に精算されている事態並びに人件費及び委託費に係る対象経費が適切に算出されていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、人件費や委託費について健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があることについての認識が欠けていることにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体に対して、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は、対象経費とはならないことについて周知徹底していないこと

イ 事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法について周知していないこと

ウ 実績報告書の審査を行う際に、人件費、委託費及びオプション利用料について対象経費が適切に算出されているかを確認できるような実績報告書の様式としておらず、具体的な確認方法も定めていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

健康管理支援事業は、法に基づき、今後も実施されることが見込まれることから、対象経費が、事業の実施状況を踏まえて適切に算出されることが重要である。

ついては、貴省において、対象経費が適切に算出されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料を対象経費として計上していた 20 事業主体に対して、過大に精算されていたオプション利用料に係る負担金について返還の手続を速やかに行わせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 事業主体に対して、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は対象経費とはならないこと、及びオプション利用料を対象経費に計上する際にはオプションを健康管理支援事業に利用していることを確認した上で計上するよう周知徹底すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法について周知すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- エ 実績報告書の審査を行う際に、人件費、委託費及びオプション利用料について、対象経費が適切に算出されているかを確認することができるよう、実績報告書の様式を改正するなどした上で具体的な確認方法を定めること、及び都道府県に対してこれを周知すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- (2) 労働者災害補償保険の保険料について、一括有期事業等に係る保険料の適切な算定等に関して事業主等に周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として確定保険料等のデータを突合するなどの方法をマニュアル等で示すなどの体制整備を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入	
部 局 等	厚生労働本省、47 労働局	
労災保険の保険料の概要	労働保険の保険料の徴収等に関する法律等に基づき、労働者災害補償保険の事業に要する費用に充てるため徴収されるもの	
検査の対象とした事業主数(1)	1,050 事業主	
(1)のうち一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足していた事業主数及び徴収不足額(2)	480 事業主	4153 万円(令和 5、6 両年度)
(1)のうち継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足していた事業主数及び徴収不足額(3)	382 事業主	1618 万円(令和 5、6 両年度)
(2)及び(3)の純計	807 事業主	5771 万円

(前掲 121 ページの「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について

(令和7年9月22日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収等の概要

(1) 労災保険の概要等

ア 労災保険の概要

労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等の保険給付等を行う保険である。

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。また、労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という。)については、原則として、一つの工事現場等を一つの事業単位とすることとなっている。

そして、労働者は、保険給付を受ける場合には、当該労働者を使用する事業の労働保険番号^(注1)を用いて保険給付を受けることになっている。

(注1) 労働保険番号 事業主が保険関係の成立の届出を行った際に、事業ごとに振り出される固有の番号

イ 労災保険の保険料の申告等

貴省は、労災保険を管掌しており、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労災保険の事業に要する費用に充てるため、労災保険の保険料(以下「保険料」という。)を徴収している。

そして、保険料は、事業主が負担することとなっており、保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

- ① 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。
- ② 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料を確定保険料申告書に記載して提出する。
- ③ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

(2) 一括有期事業の概要等

ア 一括有期事業の概要

徴収法等によれば、事務の簡素化を図ることを目的として、二つ以上の有期事業について、それぞれの事業が一定規模以下であることなどの要件に該当する場合には、それ

ぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととされている(以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。)

イ 有期事業に係る保険料の算定の特例

徴収法等によれば、保険料の算定に当たっては、事業主が労働者に実際に支払った賃金総額に基づいて算定することが原則とされている。ただし、特例として、保険料の算定に当たり、有期事業である請負による建設の事業等であって、賃金総額を正確に把握することが困難なものについては、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」(昭和47年労働省令第8号)に基づいて算定した額を賃金総額とすることとされている。^(注2)このうち請負による建設の事業の場合には、工事の請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定することとされている。

(注2) 労務費率 工事の請負金額に占める賃金総額の割合として、事業の種類ごとに定められており、工事開始日が令和4年4月1日から7年3月31日までのものは最低100分の17から最高100分の38までとなっている。

ウ 一括有期事業に係る保険料の申告等

徴収法等に基づき、一括有期事業を行う事業主は、一括有期事業に係る確定保険料申告書を提出する際に、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を併せて提出することとなっている。

そして、一括有期事業に該当する工事のうち特例の方法により賃金総額を算定するものについては、工事ごとの請負金額や労務費率を一括有期事業報告書に記載し、これらに基づいて保険料を算定することなどとなっている。

また、建設の事業が数次の請負によって行われる場合は、原則として、下請けの事業も含めて一つの事業とみなして、元請負人のみを当該事業の事業主(以下、元請負人である事業主を「元請事業主」といい、元請事業主が行う工事を「元請工事」という。)とし、元請事業主が保険料を申告し、納付することとなっている。

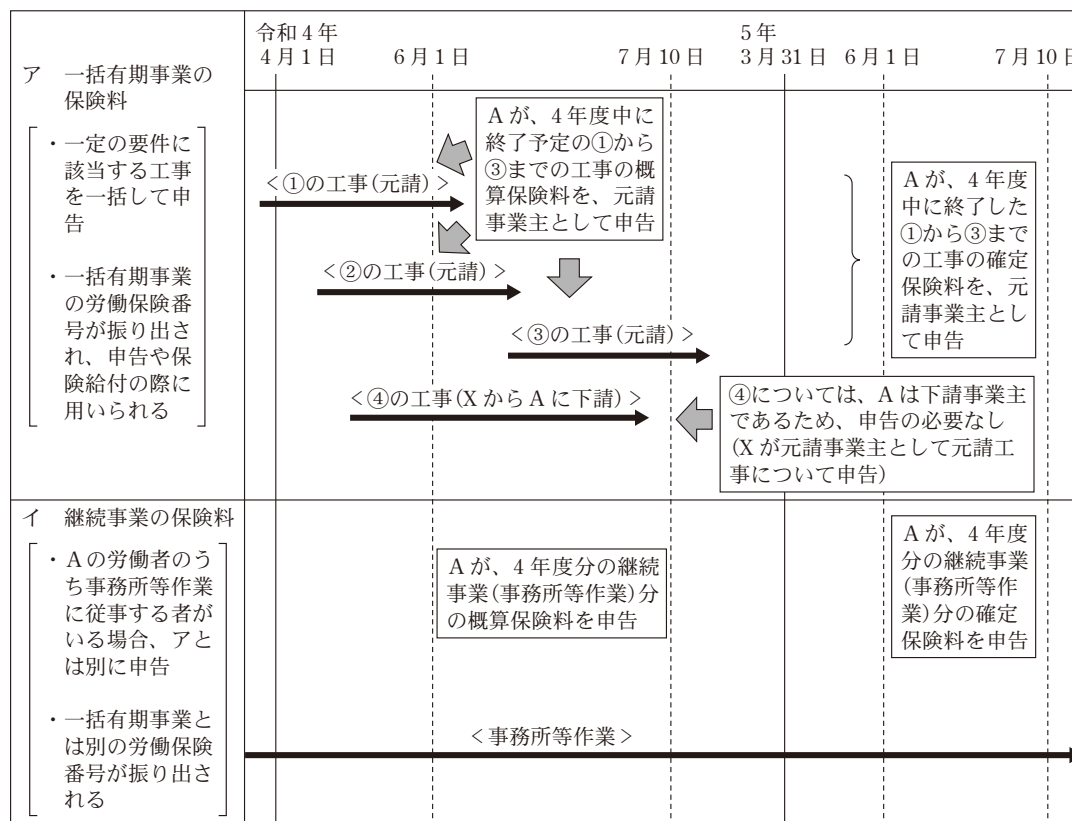
エ 建設の事業を行う事業主における継続事業に係る労災保険

建設の事業を行う事業主が工事現場等で行う建設の事業とは別に、労働者を①事務所等での作業や、②特定の工事現場に付随せず、事業主の自社倉庫、資材置場等において恒常的に行う重機等の清掃、整理整頓等の作業(以下、①の作業と②の作業とを合わせて「事務所等作業」という。)に従事させている場合、事務所等作業については、徴収法等における有期事業に該当しない事業(以下「継続事業」という。)として取り扱われることとなっている。

したがって、一括有期事業を行う事業主は、事務所等作業に従事する労働者を雇用する場合、一括有期事業に係る保険関係とは別に、継続事業に係る保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事した労働者の賃金総額を算定した上で、継続事業に係る保険料を申告し、納付することとなる。

一括有期事業及び継続事業に係る保険料の申告手続について示すと、図のとおりである。

図 一括有期事業及び継続事業に係る保険料の申告手続
(建設の事業を行う事業主 A が令和 4 年度の保険料を申告する場合の例)



(3) 保険料の算定基礎調査の概要

労働局は、適正な保険料の額を確認するために、徴収法等に基づき、事業主の事務所等に立ち入るなどして帳簿書類等の調査を行っている(以下、この調査を「算定基礎調査」という。)。労働局は、算定基礎調査の対象とする事業主について、貴省本省が労働局に対して通知したマニュアル等に定められている選定基準に基づき、申告された保険料に疑義があるなどした事業主を選定している。そして、算定基礎調査の結果、保険料に過不足が判明した事業主は、保険料の過不足分を精算することになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

一括有期事業に係る保険料は、他の事業に係る保険料と同様に適切に徴収される必要があり、本院は、これまでも一括有期事業に係る保険料の算定について検査を行って、一括有期事業に係る保険料の徴収に当たり徴収額に過不足があった事態について、令和 2 年度から 5 年度までの検査報告に不当事項として掲記している。

そこで、本院は、合规性、効率性等の観点から、改めて、一括有期事業等に係る保険料が、徴収法等に基づいて適切に申告され、徴収されているかなどに着眼するとともに、新たに、事業主に対する一括有期事業等に係る保険料の算定等に関する周知は適切に行われているか、一括有期事業等に係る算定基礎調査は適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、まず、一括有期事業において多数を占める建設の事業に従事する労働者が保険給付を受けた場合には、基本的に、元請事業主が保険給付の原因となった元請工事に係る保険料を適切に算定して申告しているはずであることなどを踏まえて、4年度の一括有期事業に係る確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどして、一括有期事業等に係る確定保険料の申告が適切に行われていないおそれがある全47労働局管内の1,050事業主を選定した。

そして、1,050事業主の4、5両年度の一括有期事業等に係る確定保険料の徴収の適否について、貴省本省及び17労働局^(注3)において事業主から提出された確定保険料申告書、一括有期事業報告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、当該17労働局を含む全47労働局に算定基礎調査を実施するよう求めた上で、その結果を取りまとめた調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 17労働局 青森、岩手、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、大阪、奈良、岡山、愛媛、福岡、宮崎各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 一括有期事業に係る保険料

ア 一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態

全47労働局管内の1,050事業主のうち、47労働局管内の480事業主において、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する元請工事の全部又は一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの元請工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定するなどして、この額に基づき確定保険料を算定して申告しており、これにより徴収額が計4153万余円不足していた。

なお、徴収不足額4153万余円については、本院の指摘により、全て徴収決定等の処置が執られた。

イ 一括有期事業に係る保険料の算定等に関する周知の状況

480事業主において一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態が見受けられたことから、一括有期事業に係る保険料の算定等に関して、貴省が事業主に対してどのような周知を行っているか確認したところ、貴省は、事業主に対するリーフレットの送付、ウェブサイトへの掲載等により周知を行っていた。

しかし、480事業主においては、元請事業主として元請工事を申告する必要性や、全ての元請工事を一括有期事業報告書に記載する必要があることについての理解が十分でないなどしていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

岐阜労働局は、建設の事業を行う事業主Bから、令和4、5両年度の確定保険料について、4、5両年度に終了した一括有期事業に該当する元請工事はないとして、一括有期事業に係る確定保険料を0円と算定した確定保険料申告書の提出を受けていた。

しかし、事業主Bは、一括有期事業に該当する元請工事のうち、4年度に29件(請負金額計2億0497万余円)が、また、5年度に54件(請負金額計3億7597万余円)が、それぞれ終了し

ていたのに、元請事業主として元請工事を申告する必要性についての理解が十分でなかったため、一括有期事業に該当する元請工事の全部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの元請工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき確定保険料を算定して申告していた。このため、4年度の確定保険料44万余円、5年度の確定保険料82万余円、計126万余円が徴収不足となっていた。

(2) 継続事業に係る保険料

ア 継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態

全47労働局管内の1,050事業主のうち、44労働局管内の382事業主において、工事現場等で行われる建設の事業及び事務所等作業の両方に従事する労働者がいるにもかかわらず、継続事業の保険関係の成立の届出を行っていなかったこと、また、継続事業の保険関係の成立の届出は行っていたものの、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を確定保険料算定の基礎となる賃金総額に計上していなかったことなどにより、確定保険料を適切に申告しておらず、これにより徴収額が計1618万余円不足していた。

なお、382事業主に係る徴収不足額1618万余円のうち261事業主に係る1517万余円については、本院の指摘により、徴収決定等の処置が執られた。一方、残りの121事業主に係る101万余円については、労働局の誤った取扱いの周知等(後述イ参照)に原因があるとして事業主の理解が得られていないため、7年8月末時点において、徴収決定等の処置が執られていない。

イ 継続事業に係る保険料の算定等に関する周知等の状況

382事業主において継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態が見受けられたことから、継続事業に係る保険料の算定等に関して、貴省が事業主に対してどのような周知等を行っているか確認したところ、次のとおり、労働局において事業主に対して誤った取扱いの周知等が行われていた。

- ① 貴省本省は、工事現場等で行われる建設の事業及び事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合には、継続事業の保険関係の成立の届出が必要であるという取扱いを労働局に明確に示していなかった。

このため、全47労働局のうち40労働局においては、継続事業の保険関係の成立の届出を行っておらず一括有期事業の保険関係の成立の届出のみを行っている事業主に対しては、工事現場等で行われる建設の事業及び事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合であっても、継続事業の保険関係の成立の届出等を行うよう求めずに、一括有期事業の労働保険番号を用いて保険給付を受けるよう誤った周知等をしていった。

- ② 貴省本省は、事務所等作業に従事する労働者がいる場合には、当該労働者の賃金総額を継続事業に係る保険料の算定の基礎となる賃金総額に計上するよう労働局に指示していた。

しかし、一部の労働局においては、この取扱いについての理解が十分でなかったことから、事務所等作業に従事する労働者がいる場合であっても、当該労働者の賃金総額を継続事業に係る確定保険料の算定の基礎となる賃金総額に計上しなくてもよいなどの誤った周知等をしていった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

宮城労働局管内において建設の事業を行う事業主Cの労働者Dは、令和4年度に発生した労働災害について、保険給付を受けていた。

しかし、労働者Dの労働災害は、自社倉庫の整理整頓等の事務所等作業に従事していた際に負傷したものであったにもかかわらず、同局の誤った取扱いの周知により、事業主Cが、継続事業の保険関係の成立の届出等を行っていないことから、労働者Dは、事業主Cの一括有期事業の労働保険番号を用いて保険給付を受けていた。このため、労働者Dを含む事務所等作業に従事した労働者の賃金総額を継続事業に係る確定保険料の算定の基礎となる賃金総額に計上しておらず、継続事業に係る4年度の確定保険料4万余円、5年度の確定保険料4万余円、計9万余円が徴収不足となっていた。

なお、徴収不足額9万余円については、同局の誤った取扱いの周知に原因があるとして事業主Cの理解が得られておらず、7年8月末時点において、徴収決定の処置が執られていない。

(3) 算定基礎調査の対象となる事業主の選定方法

(1)及び(2)のとおり、807事業主((1)の480事業主及び(2)の382事業主の純計)において、確定保険料の徴収額が不足している事態が見受けられた。

一方、労働局において算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法についてみたところ、各労働局は、マニュアル等に定められている選定基準に基づき、申告された保険料に疑義があるなどした事業主を選定していた。しかし、貴省本省は、一括有期事業の保険料の算定基礎調査の対象とする事業主の選定に当たり、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討し、マニュアル等で示すなどすることまではしていなかった。そして、保険料の徴収額が不足している事態が見受けられた807事業主は、4年度の一括有期事業に係る保険料の算定基礎調査の対象になっていなかった。

したがって、算定基礎調査の対象とする事業主を選定するに当たっては、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合することなども有用であると認められる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

事業主において元請事業主として元請工事を申告する必要性や、全ての元請工事を一括有期事業報告書に記載する必要があることについての理解が十分でなく、一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態、及び労働局において誤った取扱いの周知等をしていて、継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、算定基礎調査の対象とする事業主の選定に当たり、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主が一括有期事業に係る保険料を適切に算定して申告するために必要な留意事項についての周知が十分でないこと
- イ 継続事業に係る保険料の算定等に関する労働局への指示及び指導が十分でないこと
- ウ 算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討する必要性についての認識が欠けていること

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

労災保険の保険給付に要する費用は保険料によって賄われていることから、保険料は徴収法等に基づき適切に徴収される必要がある。

ついては、貴省において、一括有期事業等に係る保険料が適切に徴収されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 事業主に対して、一括有期事業に係る保険料について、元請事業主として元請工事の申告を行う必要があること、また、賃金総額を算定する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した元請工事を全て一括有期事業報告書に記載する必要があることなどの留意事項を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 労働局に対して、工事現場等で行われる建設の事業と事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合を含めて、事務所等作業に従事している労働者がいる場合は、継続事業の保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を算定して、保険料を適切に申告する必要があることなどについて指示及び指導を行うとともに、事業主に対しても周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討し、マニュアル等で示すなどの算定基礎調査を着実に実施するための体制整備を図ること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

- (3) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費の支給に当たり、過大に支給されていた同医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、及び適正に審査を行うことについて徹底を図るよう是正改善の処置を求め、並びに標準化システムの機能要件に同医療費の点検項目を追加するなどするよう改善の処置を要求し、及び同医療費の支給認定に係る情報を共有する仕組みの構築について助言するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、13 府県
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第 123 号)
国庫負担対象事業	自立支援医療費の支給
国庫負担対象事業の概要	市町村等が、障害者及び障害児の心身の障害の状態の軽減を図るなどのために必要な医療に要した費用を障害者及び障害児の保護者に対して支給するもの
検査の対象とした事業主体数	153 事業主体
特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されていた事業主体数	111 事業主体

過大に支給されていた自立支援医療費	1 億 9527 万余円(令和 5 年度)
上記に係る国庫負担金相当額(1)	9763 万円(令和 5 年度)
特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていた事業主体数	20 事業主体
特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額(試算額)	2757 万余円(令和 5 年度)
上記に係る国庫負担金相当額(試算額)(2)	1378 万円(令和 5 年度)
(1)及び(2)の計	1 億 1141 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について

(令和 7 年 10 月 14 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 自立支援医療制度の概要

自立支援医療制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療(以下「自立支援医療」という。)について、障害者及び障害児の保護者(以下「障害者等」という。)の医療費の自己負担額を軽減するために、公費により医療費を負担する公費負担医療制度である。

貴省は、障害者等の居住地等の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する病院、薬局等(以下、これらを「指定医療機関」という。)から自立支援医療を受けた障害者又は障害児に係る自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療

費」という。)を障害者等に対して支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)として交付している。

法等によれば、自立支援医療費の支給に当たり、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、自立支援医療費の支給の対象とならないこととされている(以下、この取扱いを「併給調整」という。)。すなわち、図表1のとおり、自立支援医療費(公費負担分)(図表1の(A))は、同一月に受けた自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(同(B))から、医療保険による給付(医療保険負担分)(同(C))及び当該障害者等の家計の負担能力、障害の状態等をしんしゃくして政令で定める額(以下「自立支援医療制度の自己負担限度額」という。)等(同(D))を控除して得た額等とすることとなっている。

図表1 自立支援医療費の算定式

自立支援医療費 (公費負担分) (A)	=	自立支援医療に係る 医療費の月額 (B)	-	医療保険による給付 (医療保険負担分) (C)	-	自立支援医療制度の 自己負担限度額等 (D)

(注) 自立支援医療費が支給されることで、障害者等の自己負担額が軽減されることになる(図表3参照)。

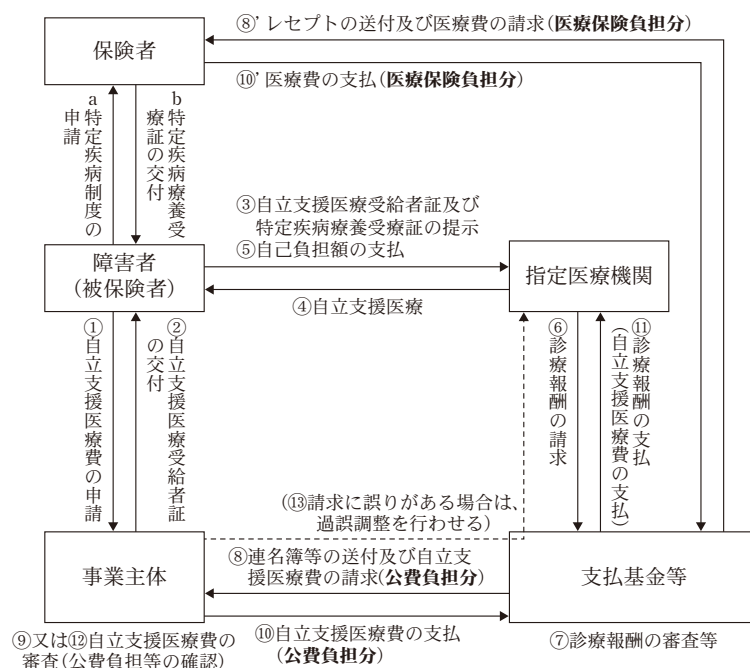
そして、法等によれば、都道府県は、市町村が行う自立支援医療費の支給等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対して必要な助言、情報の提供その他の援助を行うなどの責務を有することとされており、また、都道府県知事等は、指定医療機関に対して自立支援医療の実施に関し指導を行うこととされている。

(2) 更生医療における自立支援医療費の支給認定等

自立支援医療は、育成医療、更生医療又は精神通院医療の3種類とされ、このうち更生医療は、人工透析療法を受ける腎臓の機能の障害等の身体障害者を対象としている。

更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けようとする障害者又は支給認定の有効期間が終了して再度の支給認定を受けようとする障害者は、法及び「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年障発第0303002号。以下「支給認定通知」という。)に基づき、図表2のとおり、市町村(以下「事業主体」という。)の長に申請して(図表2の①)、支給認定を受けて、自立支援医療受給者証の交付を受けることとなっている(同②)(以下、支給認定を受けた障害者を「支給認定障害者」という。)。そして、法等によれば、自立支援医療を受けようとする支給認定障害者は、自立支援医療受給者証を指定医療機関に提示することとされている(同③)。

図表2 更生医療における自立支援医療費の支給等に係る事務の流れの概念図



(注) 一部の事務については、後述(3)から(5)までを参照

(3) 更生医療における自立支援医療費の支給に係る審査等

事業主体は、支給認定障害者が指定医療機関から更生医療に係る自立支援医療を受けた(図表2の④)ときは、当該支給認定障害者に代わり指定医療機関に自立支援医療費を支払うことができることとなっている。

事業主体から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下、これらを「支払基金等」という。)は、指定医療機関から毎月提出される診療(調剤)報酬請求書及び診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)の内容の審査等(同⑥及び⑦)を行った後、受給者別に自立支援医療費(公費負担分)、自己負担額等を記載した連名簿等を作成して、事業主体等に送付している(同⑧)。

そして、事業主体は、毎月支払基金等から送付される連名簿等に基づき、公費負担額に医療保険負担とすべき額が含まれて請求されていないかなどについて支払の前又は後に必要な審査を行い(同⑨又は⑫)、支払基金等を通じて指定医療機関に対して自立支援医療費を支払うことになっている(同⑩及び⑪)。また、審査の結果、請求に誤りがある場合は、指定医療機関に対して支払基金等を通じて過誤調整を行わせる(同⑬)などしている。

(4) 医療保険の高額療養費制度における特定疾病制度の概要

医療保険の高額療養費制度のうち特定疾病制度は、被保険者の負担軽減を図る観点から、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない疾病として厚生労働大臣が定めた人工透析療法を受ける慢性腎不全等(以下「特定疾病」という。)に係る療養を受けた場合の医療機関ごとの同一月における自己負担の限度額(以下「特定疾病制度の自己負担限度額」という。)を特例的に1万円等とし、これを超える額全額を保険者が負担するものである。

特定疾病制度の適用を受けようとする被保険者は、保険者に対して申請し、特定疾病の認定を受けて、特定疾病療養受療証の交付を受けることとなっている。そして、特定疾病の認定を受けた者が、特定疾病の療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を保険医療機関等に提示しなければならないこととなっている(図表2の③)。

(5) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費の支給認定

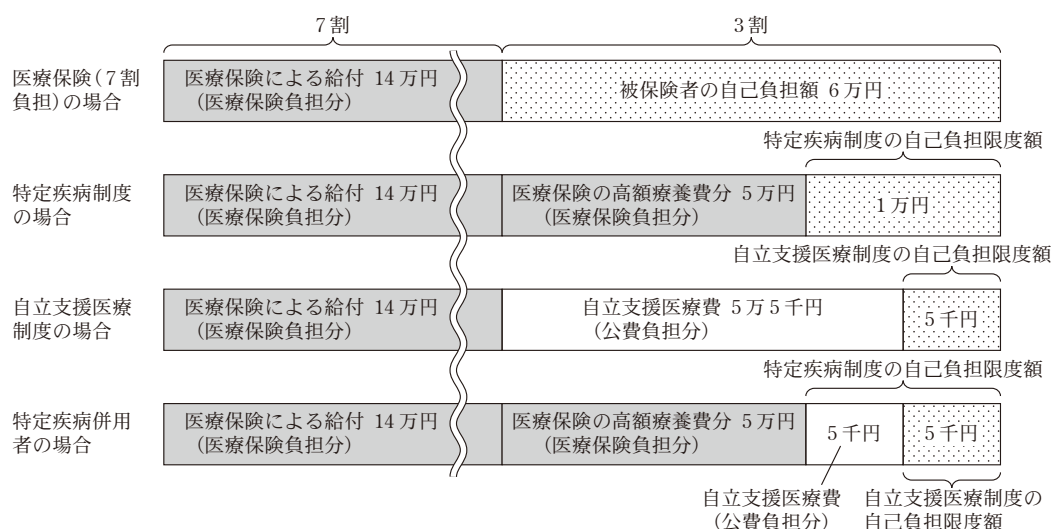
特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者(以下「人工透析患者」という。)は、保険者から特定疾病の認定を受けると特定疾病制度の対象者になり((4)参照)、さらに、事業主体から更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けて支給認定障害者になる((2)参照)ことにより、両制度の対象者となる(以下、両制度の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。)

そして、支給認定通知によれば、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、事業主体の長に申請させることとされている。

(6) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費

特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費(公費負担分)は、図表3のとおり、併給調整により、特定疾病制度の自己負担限度額のうち、自立支援医療制度の自己負担限度額を超える額を支給することとなる。

図表3 特定疾病併用者等に係る自己負担限度額の概念図



注(1) 医療費の月額が20万円であって、被保険者の負担割合が3割(自己負担額6万円)、特定疾病制度の自己負担限度額が1万円、自立支援医療制度の自己負担限度額が5千円の場合の例である。

注(2) 自立支援医療費は、自立支援医療に係る医療費の月額から医療保険による給付と自立支援医療制度の自己負担限度額等を控除して得た額等となる(図表1参照)。

注(3) 特定疾病制度及び自立支援医療制度の認定を受けると、特定疾病併用者となり、医療保険の高額療養費分が自立支援医療費に優先して支給される。

(7) 平成26年の本院の処置要求を受けて貴省が講じた処置

本院は、平成26年10月に、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定について、会計検査院法第34条の規定により、厚生労働大臣に対して是正改善の処置を求めるなどするとともに、これを平成25年度決算検査報告に掲記した。

そして、貴省は、本院の指摘の趣旨に沿い、27年4月に都道府県等に対して「会計検査院の是正改善の処置要求への具体的対応について」（平成27年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡。以下「27年事務連絡」という。）を発するなどして、都道府県を通じて、事業主体に対して、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性や方法等を示して、公費負担額等が適正か審査を行うよう周知を図るなどしている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

自立支援医療費のうち更生医療に係る負担金については、26年の処置要求に係る検査時には741億3338万余円（24年度）であったが、令和5年度には868億8565万余円と増加しており、また、更生医療における自立支援医療費のうち人工透析療法に係るものの占める割合は約80％に上っている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査は適正かつ効率的なものとなっているか、公費負担医療制度が制度の趣旨に沿って運用されているかなどに着眼して、15都府県の153事業主体が5年度に負担金の交付を受けた更生医療に係る事業費計721億2017万余円（負担金相当額計360億6008万余円）を対象として、153事業主体において、自立支援医療費に係る支払関係書類等を確認するとともに、貴省本省において、事業主体に対する指導等の状況について聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注1） 15都府県 東京都、京都、大阪両府、福島、群馬、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、奈良、愛媛、高知、福岡、宮崎、沖縄各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

（1）特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されている事態

15都府県の153事業主体のうち13府県の111事業主体において、図表4のとおり、自立支援医療費に、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていて、自立支援医療費計1億9527万余円（負担金相当額計9763万余円）が過大に支給されている事態が見受けられた。

図表4 自立支援医療費が過大に支給されていたもの

(単位：千円)

府県名	事業主体数	国庫負担対象額 (A)	国庫負担金 (B) = (A) × 50/100	過大に支給されてい た自立支援医療費 (C)	過大となっていた 国庫負担金相当額 (D) = (C) × 50/100
福島県	2	370,636	185,318	1,661	830
埼玉県	16	6,661,397	3,330,698	21,284	10,642
千葉県	8	4,387,846	2,193,923	15,551	7,775
神奈川県	17	10,599,638	5,299,819	10,872	5,436
岐阜県	2	427,519	213,759	1,958	979
京都府	11	4,257,523	2,128,761	41,167	20,583
大阪府	13	13,641,747	6,820,873	34,083	17,041
奈良県	8	1,326,885	663,442	5,467	2,733
愛媛県	4	1,133,150	566,575	6,637	3,318
高知県	6	1,239,618	619,809	729	364
福岡県	14	6,347,823	3,173,911	45,917	22,958
宮崎県	7	1,732,188	866,094	9,086	4,543
沖縄県	3	985,122	492,561	856	428
計(13府県)	111	53,111,099	26,555,549	195,273	97,636

自立支援医療費が過大に支給されている事態を踏まえて、事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の実施状況等について確認したところ、次のような状況となっていた。

(注2) 111 事業主体 福島県福島、会津若松両市、埼玉県さいたま、川越、熊谷、川口、所沢、加須、深谷、上尾、草加、越谷、戸田、朝霞、新座、久喜、富士見、ふじみ野各市、千葉県千葉、市川、松戸、習志野、柏、市原、八千代、君津各市、神奈川県横浜、川崎、相模原、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、大和、伊勢原、海老名、座間各市、足柄下郡湯河原、愛甲郡愛川両町、岐阜県岐阜、多治見両市、京都府京都、福知山、舞鶴、綾部、宇治、亀岡、城陽、向日、長岡京、八幡、木津川各市、大阪府大阪、堺、豊中、池田、吹田、貝塚、守口、八尾、松原、和泉、箕面、門真、阪南各市、奈良県奈良、大和高田、大和郡山、橿原、桜井、御所、生駒、香芝各市、愛媛県松山、今治、八幡浜各市、南宇和郡愛南町、高知県高知、須崎、宿毛、土佐清水、四万十、香美各市、福岡県福岡、久留米、直方、飯塚、田川、八女、筑紫野、春日、大野城、宗像、太宰府、糸島、那珂川各市、糟屋郡粕屋町、宮崎県宮崎、都城、延岡、日向、串間、西都、えびの各市、沖縄県沖縄、うるま両市、中頭郡北中城村

ア 事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の実施状況

貴省は、27年事務連絡において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を行う必要性や、自立支援医療費と自己負担額の合計が特定疾病制度の自己負担限度額を超えていないか突合するなどの審査方法を示して、公費負担額等が適正か審査を行うよう周知を図っている。

そこで、事業主体において、27年事務連絡を踏まえた審査が行われているか確認したところ、自立支援医療費が過大に支給されている事態が見受けられた13府県の111事業主体のうち、13府県の85事業主体においては、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を実施していなかった。このうち、12府県の74事業主体においては、27年事務連絡の内容が担当部署において引き継がれておらず、審査の必要性を認識していなかった。また、貴省においても、27年事務連絡を発して以降、一度も周知を行っていない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

京都市は、指定医療機関からの令和5年度の更生医療における自立支援医療費の請求について、支払基金等から毎月送付される連名簿等に基づき、5年3月診療分から6年2月診療分までの請求額計33億4514万余円を支払基金等を通じて指定医療機関に支払っていた。

当該請求額のうち28億4955万余円は人工透析療法等に係る請求であり、このうち1669万余円(負担金相当額834万余円)は、医療保険の特定疾病制度による給付対象額が誤って自立支援医療費として請求されたものであった。

しかし、同市においては、27年事務連絡の内容が担当部署において引き継がれておらず、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を行わないまま、請求どおりに自立支援医療費を支給していた。

イ 事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査体制の状況等

事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査体制をみたところ、ほとんどの事業主体において、特定疾病併用者の人数にかかわらず、1名から2名の職員による審査体制となっていて、適正な審査を行うためには、より効率的な方法により実施する必要があると認められた。

そして、貴省は、27年事務連絡において、効率的に審査を実施するために、連名簿を電子データで入手して、既存のシステムに取込みが可能であれば取り込み、また、受給者データと連名簿等の突合を電子データにより行う方法を審査の好事例として示している。

そこで、13府県の111事業主体における連名簿の状況及び審査体制の状況をみたところ、連名簿の媒体については、事業主体によって紙又は電子データと区々となっており、社会保険診療報酬支払基金から送付される連名簿と、国民健康保険団体連合会から送付される連名簿のいずれか又は両方が紙である事業主体が、12府県の65事業主体と半数以上を占めていた。また、連名簿を電子データで受領していても、電子データを活用した効率的な審査ができていない事業主体が見受けられた。

一方、政府は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)等に基づき、自立支援医療費の支給に関する業務において使用する障害者福祉に係るシステム等の基幹業務のシステムを標準化することとして、7年度末までに標準化のための基準に適合したシステム(以下「標準化システム」という。)への移行を目指している。

そこで、貴省が標準化システムにおいて求める機能を示した標準仕様書の自立支援医療費の審査に係る機能要件を確認したところ、レセプト情報に関しては、特定疾病の認

定を受けているかについての点検項目は含まれているものの、特定疾病併用者に係る公費負担額が適正かについての点検項目は含まれていなかった。

このため、標準化システムの標準仕様書は、事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査に十分に資するものとはなっていないと認められ、標準化システムへの移行後においても、効率的な審査ができるものとはなっていないと史料される。

そして、貴省は、これらの状況について把握しておらず、適正かつ効率的な審査ができる体制を整備することについて検討を行っていないかった。

ウ 事業主体における特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報共有の状況

特定疾病併用者に係る自立支援医療費の請求が適正に行われない原因の一つには、特定疾病併用者が指定医療機関に対して自立支援医療受給者証のみを提示し、特定疾病療養受療証を提示していないことがある。そして、特定疾病併用者についての情報を、本人の同意を得た上で事業主体と指定医療機関との間においてあらかじめ共有することができれば、指定医療機関において、自立支援医療受給者証のみを提示した特定疾病併用者に対して特定疾病療養受療証の提示を促し、適正な請求を行うことができると史料される。

そこで、13 府県の 111 事業主体において、自立支援医療費の支給認定を行った際に、指定医療機関である病院及び薬局のいずれに対しても特定疾病療養受療証の有無を含む支給認定に係る情報を共有することとしているか確認したところ、93 事業主体では当該情報を共有することとしていなかった。

また、貴省は、このような状況について把握しておらず、情報を共有する仕組みを構築することについて検討を行っていないかった。

(2) 特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態

支給認定通知によれば、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、事業主体の長に申請させることとされている。

そこで、15 都府県の 153 事業主体において特定疾病療養受療証の写しを添付させているか確認したところ、支給認定通知の解釈が事業主体によって区々となっており、15 都府県の 124 事業主体においては、特定疾病療養受療証の写しを必ず添付するよう求めている。一方、12 都府県の 29 事業主体においては、必ずしも求めておらず、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行っていた。

しかし、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行っている場合、事業主体が支給した自立支援医療費に、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれているおそれがある。

そこで、29 事業主体において特定疾病療養受療証の写しが添付されていなかった支給認定障害者について、これらの者の年齢及び自立支援医療費の自己負担限度額を基に、特定疾病併用者であった場合の特定疾病制度における自己負担限度額を仮定して自立支援医療費を算出し、当該自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額を試算した。その結果、図表 5 のとおり、9 府県の 20 事業主体が支給認定を行った 193 人において、特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費

との開差額が計 2757 万余円(負担金相当額計 1378 万余円)生じていた。また、20 事業主体の 193 人について特定疾病の認定の有無等を確認したところ、7 事業主体の 50 人は特定疾病の認定を受けていた。一方、11 事業主体の 76 人については特定疾病の認定を受けておらず、11 事業主体の 67 人については、7 年 7 月末時点においても、事業主体が関係機関との調整に時間を要するなどして、特定疾病の認定の有無等を確認できなかった。これら 193 人に係る自立支援医療費には、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていると思料される。

図表 5 特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたもの(本院試算) (単位：人、千円)

府県名	事業 主体数	特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に 支給された自立支援医療費との開差額が生じていたもの (A)								(A)に係る国庫負 担金相当額 (B) = (A) × 50/100
				特定疾病の認 定を受けてい た者		特定疾病の認 定を受けてい ない者		特定疾病の認 定の有無等を 確認できな かった者		
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
福島県	1	2	1,365	—	—	2	1,365	—	—	682
埼玉県	3	60	8,400	—	—	27	3,405	33	4,994	4,200
千葉県	2	8	1,156	3	100	5	1,056	—	—	578
神奈川県	4	12	2,609	1	133	6	1,214	5	1,260	1,304
大阪府	3	47	4,764	10	391	26	3,005	11	1,368	2,382
愛媛県	1	1	17	—	—	—	—	1	17	8
福岡県	3	54	7,975	32	3,578	8	1,775	14	2,621	3,987
宮崎県	1	3	1,034	—	—	2	174	1	859	517
沖縄県	2	6	255	4	183	—	—	2	71	127
計(9府県)	20	193	27,578	50	4,386	76	11,997	67	11,193	13,789

このうち、特定疾病の認定を受けていた者については、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の対象とするために、事業主体において、特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させることにより、特定疾病の認定を受けていることを適切に把握することが求められる。

また、特定疾病の認定を受けていない者については、人工透析患者であれば特定疾病制度の対象となりうる者ではあるが、特定疾病の認定は申請主義に基づくものであるため、申請をしない場合は特定疾病併用者とならない。しかし、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、併給調整を行うこととなっている趣旨に鑑みると、特定疾病の認定を受けていない者に対して、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることが望ましい。

そして、特定疾病の認定の有無等を確認できなかった者については、自立支援医療費の支給認定の際に、特定疾病の認定の有無等を把握することで、特定疾病療養受療証の写しの添付を求め、又は特定疾病制度の申請をするよう働きかけるなどの対応が可能となる。

以上のように、自立支援医療費を適正に支給するためには、事業主体において、自立支援医療費の支給認定の際に、特定疾病の認定の有無等を適切に把握することで、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び併給調整の対象とすることが求められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

事業主体において自立支援医療費が過大に支給されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、特定疾病併用者に係る自立支援医療費を適正に支給するための効率的な審査ができる体制となっていない事態、及び特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。さらに、事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有することとしていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、特定疾病併用者が指定医療機関に特定疾病療養受療証を提示していないことや、指定医療機関において自立支援医療制度の理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

- (ア) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度及び審査方法についての理解が十分でないこと
- (イ) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の適正かつ効率的な審査ができる体制となっていないこと

イ 貴省において

- (ア) 事業主体に対して、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について、継続的な周知を行っていないこと
- (イ) 事業主体の審査体制の状況等を把握しておらず、事業主体において適正かつ効率的な審査ができる体制を整備することについて検討していないこと
- (ウ) 事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有する仕組みを構築することについて検討していないこと
- (エ) 事業主体に対して、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定時における特定疾病の認定の有無等に応じた対応について、明確に周知していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

自立支援医療費のうち更生医療に係る医療費は、人工透析療法に係るものが大部分を占めている。また、医療機関においては健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)で特定疾病情報を確認できることとなっているが、資格確認書等により特定疾病情報を確認する場合があること、マイナ保険証による確認には開示の同意が必要であることなどから、事業主体において特定疾病併用者に係る自立支援医療費の適正かつ効率的な審査を行うことが引き続き求められる。

については、貴省において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び支給が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 自立支援医療費が過大に支給されていた 111 事業主体に対して、過誤調整を行わせるなどすることで、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 事業主体に対して、都道府県を通じて、
 - (ア) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、適正に審査を行うよう徹底を図ること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
 - (イ) 特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たり、特定疾病の認定の有無等の確認のために特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させること、及び特定疾病の認定を受けていない者には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについての継続的な周知を行うこととすること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求するもの)
- ウ 事業主体において適正かつ効率的な審査ができるような体制を整備するよう、標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の点検項目を追加するなどすること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求するもの)
- エ 指定医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、事業主体において、本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を指定医療機関と共有する仕組みを構築するよう助言すること(同法第 36 条の規定により意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定に当たり、保険者等及び医療機関に対して、初診料の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、再診料の取扱いを明確にした上でその周知徹底を図ることにより、初診料及び再診料の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
診療報酬の概要	「診療報酬の算定方法」等により、医療に要する費用を所定の診療点数に単価を乗ずるなどして算定するもの

検査の対象とした道府県数及び健康診査を実施した医療機関数	18 道府県 14,659 医療機関
上記のうち特定健診等の実施日に再診料を算定していた医療機関数	7,399 医療機関
7,399 医療機関に係る特定健診等の実施日における初診料の推計額	1 億 3646 万余円(令和 4 年度)
上記の推計額に対する国の負担相当額	5104 万円(背景金額)
7,399 医療機関に係る特定健診等の実施日における再診料の推計額	4 億 4648 万余円(令和 4 年度)
上記の推計額に対する国の負担相当額	1 億 5786 万円(背景金額)

1 特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定等の概要

(1) 医療給付の概要

厚生労働省は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。)、都道府県に設置されている後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等(以下、これらを合わせて「保険者等」という。)が行う医療保険制度、後期高齢者医療制度等における医療給付に関して、保険者等及び医療機関に対する指導等を行うとともに、医療給付に要する費用の一部を負担している。

医療給付に関し、医療機関が保険者等に対して請求することができる費用の額(以下「医療費」という。)は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定基準」という。)等に基づいて診療報酬として算定した医療に要する費用の額から、患者負担分を控除した額となっている。

そして、医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)を通じて保険者等に請求し、審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検し、保険者等は、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払うこととなっている。

(2) 初診料及び再診料の概要

初診料は、算定基準等によれば、特に初診料を算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定するもの

で、所定の診療点数(令和元年10月から6年5月までは288点)に単価(10円)を乗じて算定することとされており、患者が医療機関を初めて受診したときや、一度治癒して新しい傷病で受診したときなどに算定することになっている。

また、再診料は、算定基準等によれば、診療所又は一般病床の病床数が200床未満の病院において、再診の都度算定するもので、所定の診療点数(元年10月から6年5月までは73点)に単価(10円)を乗じて算定することとされている。

そして、初診料及び再診料には、初診及び再診の際の視診、触診、問診等の基本的な診療行為に対する費用がそれぞれ含まれている。

(3) 特定健康診査及び健康診査の概要

健康保険法、国民健康保険法等に規定する保険者は、高齢者医療確保法等に基づき、毎年度、当該年度の4月1日における被保険者等であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対して、特定健康診査を行うこととなっている。また、広域連合は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)に対して、健康診査を行うように努めなければならないこととなっている(以下、特定健康診査及び健康診査を合わせて「特定健診等」という。)

特定健康診査の実施内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)等によれば、全ての対象者が受診しなければならない既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査等の九つの基本的な健診項目と、医師が必要と認めるときに実施する詳細な健診項目から構成されており、健康診査の実施内容は、特定健康診査の実施内容から腹囲の検査を除いたものとなっている。

また、特定健診等は、通常、保険者等が医療機関に委託することにより実施されている。

(4) 特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の取扱いの概要

保険者等が医療機関に特定健診等を委託する場合、通常、特定健診等に係る委託契約額には初診料相当額が含まれている。

そして、診療報酬については、算定基準等によれば、「自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない」こととされている。

このように初診料を算定できないこととした理由について、厚生労働省は、特定健診等を含む健康診断において実施される問診の内容には、初診の際の問診等の基本的な診療行為と重複する部分があるためとしている。

なお、算定基準等によれば、「健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医(当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。)において治療を開始した場合には、初診料を算定できる」こととされている。

また、前記のとおり、初診料及び再診料には、初診及び再診の際の視診、触診、問診等の基本的な診療行為に対する費用がそれぞれ含まれているが、算定基準等において、健康診断の受診者が同じ医療機関で治療を受けた場合における再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定はない。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性、経済性等の観点から、特定健診等の受診者のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入する受診者が、特定健診等の実施日に特定健診等を実施した医療機関と同じ医療機関で治療を受けた場合における初診料の算定が適切なものとなっているか、特定健診等の実施日における再診料の算定状況等がどのようなものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、4年度に18道府県において請求された医療費のうち、初診料及び再診料を対象として、厚生労働本省において、特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の取扱いについて聴取し、また、全8地方厚生(支)局及び17道府県において、特定健診等の実施日における初診料及び再診料の算定について、広域連合の健康診査の受診者等情報と健康診査を受診した被保険者のレセプト情報を分析するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、九州厚生局及び大分県から同様の関係資料の提出を受けて分析するなどして検査した。

(注1) 18道府県 北海道、大阪府、青森、宮城、秋田、茨城、栃木、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、岡山、山口、香川、高知、福岡、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していた事態

前記のとおり、算定基準等によれば、自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できないこととされており、当該疾患を発見した保険医の属する医療機関の保険医についても同様とされている。

そこで、広域連合の4年10月分における健康診査の受診者等情報と、健康診査を受診した被保険者の同月診療分のレセプト情報を分析するなどしたことにより、健康診査の実施日における初診料の算定が一定数確認された15道府県の171医療機関について、地方厚生(支)局及び道府県に対して特定健診等に係る調査及び報告を求めた。そして、6年12月までに調査が完了した104医療機関の報告内容を確認するなどしたところ、このうち94医療機関(90.3%)が特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していて、医療費が過大に支払われていた事態となっていた。

(注2) 94医療機関については、過大支払額の返還の手続を進めるなどしている。また、171医療機関のうち、調査中の67医療機関について、過大支払額がある場合は同様に返還の手続を行うこととしている。

(2) 特定健診等の実施日に再診料を算定していた事態

前記のとおり、健康診断の受診者が同じ医療機関で治療を受けた場合における再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定はないが、再診に相当する診療行為には初診と同様に問診等の基本的な診療行為が含まれることから、初診料を算定できない場合に係る厚生労働本省の見解を踏まえると、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施する場合には、再診料を算定することは適切ではないと認められる。しかし、算定基準等において再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定がないことから、多くの医療機関において、特定健診等の実施日に再診料を算定していると思料される。そして、この中には、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施していて適切ではない再診料の算定も含まれていることが想定される。

そこで、医療機関の特定健診等の実施日における再診料の算定状況について、広域連合の4年10月分における健康診査の受診者等情報と、健康診査を受診した被保険者の同月診療分のレセプト情報を分析するなどしたところ、特定健診等の実施日における再診料の算定が、検査の対象とした18道府県に所在する健康診査を実施した14,659医療機関のうち、7,399医療機関(50.4%)において見受けられた。

このように、特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していて医療費が過大に支払われていた事態や、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施する場合の再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定がないまま、多くの医療機関が特定健診等の実施日に再診料を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(特定健診等の実施日における初診料及び再診料に対する国の負担の推計)

前記の特定健診等の実施日に再診料を算定していた7,399医療機関のうち相当数の医療機関は、特定健診等の実施日に初診料を算定していた。そこで、当該7,399医療機関を対象として、統計的な手法等を用いて4年度の特定健診等の実施日に算定していた初診料及び再診料の金額を推計したところ、それぞれ1億3646万余円及び4億4648万余円となり、これに対する国の負担相当額はそれぞれ5104万余円及び1億5786万余円となった(参考図参照)。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地方厚生(支)局において、医療機関に対して、特定健診等の実施日等における初診料の取扱いについての周知が十分でなかったこと、厚生労働本省において、保険者等及び医療機関に対して、特定健診等の実施日における再診料の取扱いについて明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

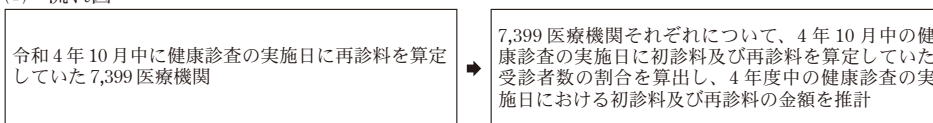
本院の指摘に基づき、厚生労働本省は、初診料及び再診料の算定が適切に行われるよう、6年12月に地方厚生(支)局等に対して事務連絡を発して、保険者等及び医療機関に対して、特定健診等の実施日等における初診料の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、特定健診等の実施日における再診料の取扱いについて、保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できないことを明確にした上で、その周知徹底を図る処置を講じた。

(参 考 図)

特定健診等の実施日に算定していた初診料及び再診料の推計の流れ

<健康診査分>

(1) 流れ図



(2) 1医療機関当たりの健康診査の実施日に算定していた初診料(再診料)の推計方法

$$\frac{\text{実施日に初診料(再診料)を算定した受診者数(4年10月)}}{\text{受診者数(同上)}} \times \text{年間受診者数} \times \text{初診料(再診料)単価}$$

<特定健康診査分>

(1) 流れ図



(2) 1医療機関当たりの特定健康診査の実施日に算定していた初診料(再診料)の推計方法

$$\frac{\text{実施日に初診料(再診料)を算定した受診者数(4年10月)}}{\text{受診者数(同上)}} \times \text{年間受診者数} \times \text{初診料(再診料)単価}$$

(注) 層化抽出法とは、母集団をその特性に応じていくつかの層に分類することが可能な場合、母集団を層化し、各層から無作為に標本を抽出する方法をいう。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 雇用保険の人材開発支援助成金の支給について

(令和5年度決算検査報告 226 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

厚生労働省は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、労働者の職業能力開発に係る職業訓練又は教育訓練を実施した事業主に対して、これらの訓練に要した経費等を助成する人材開発支援助成金(以下「助成金」という。)を支給している。雇用関係助成金支給要領(以下「要領」という。)によれば、助成金の支給要件として、事業主が職業訓練又は教育訓練に要した経費(以下「訓練経費」という。)を全て負担していることが必須であるなどとされている。

しかし、助成金の支給に当たり、事業主が訓練実施機関から訓練経費の一部を負担するための入金を受けることにより、訓練経費の全てを負担していない事態、及び事業主が教育訓練に関連する役務の提供を実施して訓練実施機関又は訓練実施機関の関連団体等(以下、合わせて「訓練実施機関等」という。)から入金を受けることにより、実態として訓練経費の全てを負担していないと認められる事態、並びに都道府県労働局(以下「労働局」という。)における支給決定に係る審査及び支給決定後に実地等により行う調査(以下「実地調査」という。)の際に、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無の確認が行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和6年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

- ア 訓練経費の全てを負担していなかった2事業主について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 事業主と訓練実施機関等との間で教育訓練に関連する役務契約が締結され、訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にし、実態として事業主が訓練経費の全てを負担していない場合に適切に対処できるよう要領等を見直すとともに、見直し後の要領等や訓練経費の負担に係る具体的な考え方等を、労働局を通じるなどして事業主に対して周知すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- ウ 労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において、助成金の不正受給・不適正支給防止の実効性を確保するため、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法を助成金の不正受給防止等に係るマニュアル等(以下「マニュアル等」という。)に新たに定めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 訓練経費の全てを負担していなかった2事業主について事実関係を確認した結果、支給した助成金全額が不適正と認められたことから、7年3月までに、2事業主から同額を返還させた。
- イ 6年11月に要領を改正して、教育訓練に係る広告宣伝業務(訓練成果等に関するレビューの提供等)の対価として訓練実施機関等から金銭を受け取るなどして、実態として事業主が訓練経費の全てを負担していない場合には、当該訓練の訓練経費は助成の対象とならないことを定め、事業主と訓練実施機関等との間で教育訓練に関連する役務契約が締結され、訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にした。そして、上記要領改正の内容や訓練経費の負担に係る具体的な考え方等をまとめたリーフレットを作成して、ウェブサイトで公表するとともに、労働局から事業主に助成金関連の書類を郵送する際に同封することなどにより、事業主に対して周知した。
- ウ 6年11月にマニュアル等を改正して、労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において、助成金の不正受給・不適正支給防止の実効性を確保するために、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法として、具体的な調査の対象、時期、観点、調査手法や留意事項を新たに定めた。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況について

(令和5年度決算検査報告232ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、都道府県の社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資等として補助金を交付する都道府県に対して、生活困窮者就労

準備支援事業費等補助金を交付している。そして、同省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付(以下「コロナ特例貸付」という。)を都道府県社協に実施させている。都道府県社協は、長期にわたる償還期間の債権管理等に係る事務の実施に当たり、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の会計処理について」に基づき、令和5年度以降に必要な費用として見込まれる額を一括して4年度末に積み立てることとなっており(以下、積み立てた額を「債権管理積立額」という。)、コロナ特例貸付の財源は、通常の貸付け(以下「通常貸付」という。)とは異なる財源であることなどから適切に管理する必要があるとされている。同省は、生活保護制度において保護を受けている者(以下「生活保護受給者」という。)は既に最低限度の生活が保障されていることから、コロナ特例貸付の貸付けに際しての要件として、生活保護を現に受けることができず、生活費を賄うことができないことなどを定めている。また、同省は、都道府県社協等に対して、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」等を発出し、償還免除者及び滞納者に対して、可能な限り訪問等のアウトリーチによる積極的なフォローアップ支援(以下「フォローアップ支援」という。)を実施すること、フォローアップ支援の実施に当たっては、都道府県社協の主導により、都道府県社協と市町村(特別区を含む。)の社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)との役割の整理を行うことなどの検討を行い、市町村社協等の関係機関との連携体制づくりを行うことなどを定めている。

しかし、都道府県社協において、フォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、フォローアップ支援が十分に実施されていない事態、債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない事態、及び借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態が見受けられた。そして、同省は、これらの事態に係る本院の指摘を受けて、コロナ特例貸付について、貸付対象とならない生活保護受給者に対する事後確認を行う体制を整備することとして、6年9月に都道府県等及び都道府県を通じて都道府県社協に対して、事後確認等を実施する旨の事務連絡を発出し、その方法を明示するなどして事後確認等を行える体制を整備させるとともに、コロナ特例貸付に係る収入について福祉事務所への未申告等が判明した場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき適切に対応するための具体的な対応方針を周知した。

したがって、上記の貸付対象とならない生活保護受給者に対する事後確認を行う体制の整備等に加えて、今後、フォローアップ支援、債権管理積立額の管理等が適切に行われるよう、厚生労働大臣に対して同年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 都道府県社協に対して、都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう指導すること

イ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6年12月に都道府県等に対して事務連絡を発し、都道府県を通じて都道府県社協に対して、フォローアップ支援の実施に当たり、支援の方針等を検討し、各地域の借受人の状況等を踏まえつつ都道府県社協と市町村社協等の関係機関との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、支援の対象者や当該明確にした役割に応じた実施方法等を委託契約書、仕様書等に具体的に記載するよう指導するとともに、役割に応じた実施方法等を記載した委託契約書等の例を示した。

イ 7年3月に都道府県に対して通知を発し、都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、都道府県社協に、コロナ特例貸付と通常貸付の経理を明確に区分させた上で、7年度以降毎年度、都道府県に対して債権管理積立額の残高等を報告させることとするとともに、都道府県において、都道府県社協からの報告について確認し、検証を行った上で厚生労働省に対して報告させることとする体制を整備した。

(3) 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直しについて

(令和5年度決算検査報告248ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

(注)

厚生労働省は、毎年度、事業主が納付することとなっている労働者災害補償保険及び雇用保険(以下、両保険を合わせて「労働保険」という。)の保険料の納付に係る一連の事務(以下「年度更新」という。)の際に使用する概算保険料申告書及び確定保険料申告書(以下、これらを合わせて「申告書」という。)や記入要領等を事業主に対して郵送しており、郵送するに当たって必要となる申告書の印刷等の業務(以下「本件業務」という。)を会社に請け負わせて実施している。そして、平成16年度の年度更新から、オンラインによる申告書の提出(以下、この提出を「電子申請」という。)を開始しており、令和2年4月1日以降、資本金、出資金等の額が1億円を超える法人等(以下「特定事業主」という。)について、電子申請を義務化している。また、8年度末までに特定事業主以外の事業主(以下「非特定事業主」という。)も含めた全事業主の電子申請の利用率を30%とする目標を掲げて、事業主に対して電子申請を利用するよう促しており、電子申請を行う事業主が増加している。

しかし、同省において、特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行わないまま、郵送を継続している事態、及び電子申請を行った非特定事業主について、郵送を取りやめる事業主の条件等を含めた申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行わないまま、郵送を継続している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、電子申請の義務化や利用状況等に応じて、本件業務が経済的に実施されるよう、電子申請が義務化された特定事業主や電子申請を行った非特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、それらの郵送の取りやめ及び本件業務の見直しのための計画を策定するよう、厚生労働大臣に対して6年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

(注) 事業主 事業主が労働保険事務組合に労働保険に係る事務の処理を委託している場合は、労働保険事務組合

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、7年3月までに、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、次の①及び②について定めた計画を策定する処置を講じていた。

- ① 特定事業主に対して8年度から郵送を取りやめること、また、特定事業主に対する郵送取りやめの影響も踏まえつつ、複数年度連続して電子申請を行った非特定事業主に対して10年度から郵送を取りやめること
- ② ①と併せて、郵送している申告書に記載されていて、事業主が電子申請を行う際に必要となる情報の通知を経済的に実施するなどの本件業務の見直しを行うこと

第7 農 林 水 産 省

不 当 事 項

予 算 経 理

(162) 国際機関等に派遣する職員に対して支給する給与の支給割合の決定に当たり、扶養児童手当等を派遣先から支給される報酬に含めておらず、また、家賃から控除すべき額を控除していないなどしていたため、派遣職員給与の支給額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）農林水産本省（項）農林水産本省共通費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁
派遣職員給与の概要	国際機関等に派遣する職員に対して派遣先から支給される報酬の年額が外務公務員給与年額に満たない場合等に支給する給与
派遣職員給与が過大に支給されていた派遣職員数及びこれらの派遣職員に対して支給していた派遣職員給与の額	36 名 223,925,897 円(令和元年度～5 年度)
上記のうち過大に支給していた派遣職員給与の額	29,997,597 円

1 派遣職員給与の概要等

農林水産本省、林野庁及び水産庁(以下「本省等」という。)は、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(昭和 45 年法律第 117 号。以下「国際機関派遣法」という。)に基づいて、我が国が加盟している国際機関等に職員を派遣している。

国際機関派遣法、「人事院規則 18-0 (職員の国際機関等への派遣)」及び「派遣職員の給与の支給割合の決定等について(通知)」(昭和 50 年 4 月人事院事務総長通知。以下「通知」という。)に基づき、国は、国際機関等に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)に対して派遣先から支給される報酬の年額(以下「派遣先給与年額」という。)^(注1)が外務公務員給与年額に満たない場合等に、派遣職員に対して、その差額分について、派遣期間中に俸給、扶養手当等(以下、これらを合わせて「国内給与」という。)の範囲内で給与(以下「派遣職員給与」という。)を支給している。

(注1) 外務公務員給与年額 派遣職員が派遣日の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当、在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額

そして、本省等は、国際機関派遣法等に基づき、次の算定式により支給割合を決定した上で、毎月の派遣職員給与を算定している。

(算定式)

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{支給割合} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{外務公務員給与年額} \\ - \\ \text{派遣先給与年額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{国内給与の年額} \\ \downarrow \\ \begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{支給割合} \end{array} \end{array}} \\
 \begin{array}{c} \text{毎月の派遣職員給与} \end{array} = \begin{array}{c} \text{毎月の国内給与} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{支給割合} \end{array}
 \end{array}$$

(注2) 派遣職員給与は国内給与の範囲内で支給されることから、支給割合は100分の100が上限となる。

通知によれば、支給割合を決定する際に用いる派遣先給与年額については、報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものを対象とすることとされている。ただし、俸給関係質疑応答集(一般財団法人公務人材開発協会人事行政研究所編)によれば、派遣先から支給される子女教育手当^(注3)に相当する手当については、外務公務員に支給される子女教育手当と同じ性質のものであれば、通知において外務公務員給与年額の算定に子女教育手当を含めていないこととの均衡から、派遣先給与年額に含めないこととされている。したがって、派遣先から支給される手当が子女教育手当に相当せず、配偶者、子等を扶養している派遣職員に対して支給される扶養手当に相当するものであるなどの場合には、派遣先給与年額に含めることになる。

(注3) 子女教育手当 在外職員の子で主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているものが本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給される手当

また、外務公務員給与年額のうち住居手当については、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」(昭和27年法律第93号)、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令」(昭和49年政令第179号。以下「政令」という。)等によれば、次の①及び②のうちいずれか低い方の額を用いることとされている。

- ① 政令で定める限度額(以下「限度額」という。)
- ② 在外職員が居住する住宅の家賃(以下「家賃」という。)から政令で定める率を家賃に乗じた額を控除した額(以下「家賃相当額」という。)

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国際機関派遣法等に基づく派遣職員給与の支給が適正に行われているかなどに着眼して、本省等において、令和元年度から5年度までの間に支給割合を決定した派遣職員に対して同期間中に支給された派遣職員給与を対象として、派遣前に国際機関等から示される報酬に係る資料(以下「派遣先給与資料」という。)、不動産賃貸借契約書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) 派遣先給与年額の算定

本省等は、派遣職員 13 名の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に記載されている「Dependent child supplement」(扶養児童手当)、「Spouse allowance」(配偶者手当)等の手当が派遣先の勤務の対償として支給されることを把握していたが、これらの手当が子女教育手当に相当するなどとして、派遣先給与年額に含めていなかった。

しかし、これらの手当の内容を確認したところ、「Dependent child supplement」(扶養児童手当)は子を扶養している派遣職員に対して支給される手当であり、また、「Spouse allowance」(配偶者手当)は配偶者の年間総所得が一定額を超えない派遣職員に対して支給される手当であるなどしていた。このため、これらの手当はいずれも、教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給される子女教育手当に相当する手当に該当せず、扶養手当に相当するものであることなどから、派遣先給与年額に含めるべきであった。

(2) 外務公務員給与年額における住居手当の算定

本省等は、派遣職員 30 名の支給割合の決定に当たり、外務公務員給与年額のうち住居手当を算定する際に、限度額と家賃とを比較していずれか低い方の額を用いていた。

しかし、住居手当については、限度額と、家賃ではなく家賃相当額のいずれか低い方の額を用いることとなっており、上記の派遣職員 30 名について、限度額と家賃相当額とを比較すると、いずれも家賃相当額の方が低くなることから、家賃相当額を住居手当として用いるべきであった。

(1)及び(2)の事態を踏まえるなどして派遣職員 36 名の支給割合を派遣職員別に修正計算すると、正しい支給割合(0 %～99%)は本省等が決定していた支給割合(5 %～100%)に比べて、いずれの派遣職員についても小さくなり、その差は1ポイントから26ポイントまでとなっていた。

したがって、派遣職員 36 名について、正しい支給割合に基づいて派遣期間中の派遣職員給与を算定すると計 193,928,300 円となることから、派遣職員給与支給額計 223,925,897 円との差額 29,997,597 円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省等において、支給割合の決定に当たり、通知等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) 36名のうち7名は、(1)の13名及び(2)の30名の両方に該当している。

役務・補助金

- (163) 委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の
(164) 業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの

(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

(163) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(177)

第3章
第1節
第7
農林水産省

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)新市場創出対策費
	(項)農業経営対策費
	(項)担い手育成・確保等対策費
	(項)農業生産基盤整備推進費
	(項)国産農産物生産・供給体制強化対策費
	(項)国産農産物生産基盤強化等対策費
	(項)農業・食品産業強化対策費
	(項)6次産業化市場規模拡大対策費
	(項)農業農村整備事業費
	(項)農山漁村活性化対策費
	(項)農業施設災害復旧事業費
	東日本大震災復興特別会計
	(組織)水産庁
	(項)農林水産業復興政策費
部 局 等	農林水産本省、水産庁、5農政局、北海道農政事務所
補助等の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	道、県7、団体3、計11補助事業者等 (県1、団体2、計3事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	県2、市2、町5、団体6、計15間接補助事業者等 (県1、市2、町2、団体6、計11事業主体)
補助事業等	農業用施設災害復旧事業、水利施設等保全高度化事業、担い手育成・確保等対策事業費補助金(平成27年度以前は、農業経営対策事業費補助金)等
事業費の合計	3,674,026,108 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,318,558,375 円
不当と認める事業費の合計	237,355,697 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	186,943,057 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、38 道県、608 市町村及び 1,256 団体等において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、4 市町、8 団体、計 13 事業主体(うち 1 事業主体が補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当する。)が実施した農業用施設災害復旧事業、水利施設等保全高度化事業、担い手育成・確保等対策事業(平成 27 年度以前は、農業経営対策事業)等に係る国庫補助金 186,943,057 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの

4 件 不当と認める国庫補助金 15,559,861 円

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 115,078,376 円

(3) 工事の設計が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 26,597,515 円

(4) 工事の施工が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 11,997,018 円

(5) 計画が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 6,900,000 円

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,729,245 円

(7) 事業を実施していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,400,882 円

(8) 事業の一部を実施していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,680,160 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの 4 件 不当と認める国庫補助金 15,559,861 円

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 9,000,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(165) 農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所等	福岡県(事業主体)	担い手育成・確保等対策事業費補助金等	25、26 29、30	368,875 (368,875)	368,875	6,000 (6,000)	6,000

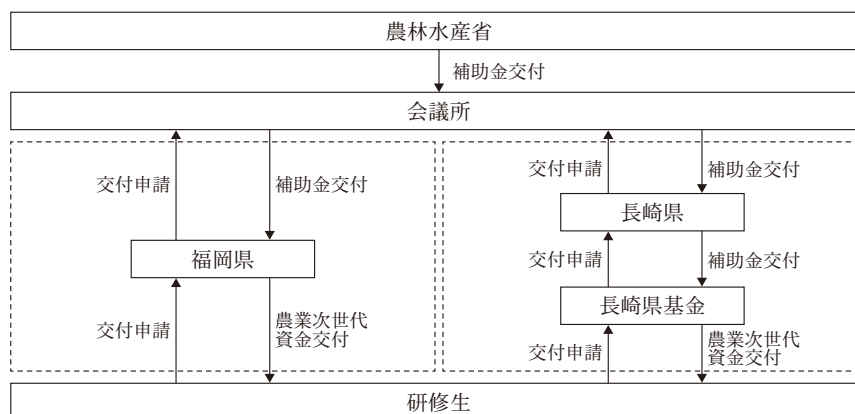
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(166) 農林水産本省	全国農業会議所	長 崎 県 公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 (事業主体)	農業経営対策事業費補助金	25、26	千円 107,875 (107,875)	千円 107,875	千円 3,000 (3,000)	千円 3,000
(165) (166) の計					476,750 (476,750)	476,750	9,000 (9,000)	9,000

農業次世代人材投資資金(平成 28 年度以前は青年就農給付金。以下「農業次世代資金」という。)に係るこれらの補助金は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図ることなどを目的として、国が一般社団法人全国農業会議所(28 年 3 月 31 日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。)に対して交付し、都道府県又は青年農業者等育成センター^(注)が事業主体となる場合には会議所を通じて都道府県等に対して交付するものである。補助金の交付を受けた事業主体は、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」という。)に対して、原則として年間 1,500,000 円の農業次世代資金を交付している。

福岡県、及び長崎県の青年農業者等育成センターである公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金(以下「長崎県基金」といい、福岡県と合わせて「2 事業主体」という。)のうち、福岡県は、本件事業を事業費計 368,875,000 円で実施したとして、会議所を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、九州農政局に実績報告書を提出していた。また、長崎県基金は、本件事業を事業費計 107,875,000 円で実施したとして、会議所及び長崎県を通じて同額の国庫補助金の交付を受けるなどして、九州農政局に実績報告書を提出していた。

2 事業主体等における国庫補助金等の流れを示すと、図のとおりである。

図 国庫補助金等の流れ



農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。28 年度以前は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱)等によれば、農業次世代資金の交付を受けた研修生は、研修終了後 1 年以内に就農する必要がある、就農しなかった場合は、農業次世代資金の全額を返還しなければならないこととされている。また、農業次世代資金の交付を受けた研修生は、農業次世代資金の交付対象となった期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間(以下「要就農継続期間」という。)にわたり就農を継続しなかった場合には、農業次世代資金の全額を返還しなければならないこととされている。

しかし、福岡県における研修生2名は、研修終了後1年以内に就農していなかった。また、同県における研修生1名及び長崎県基金における研修生1名は、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった。

そして、2事業主体は、研修生計4名について、返還事由に該当していたのに、農業次世代資金計9,000,000円を返還させていなかった。

したがって、2事業主体が上記の4名に交付した農業次世代資金9,000,000円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計9,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡県及び長崎県基金において返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたこと、長崎県において長崎県基金に対する指導が十分でなかったこと、九州農政局において両県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

福岡県は、平成25、26、29、30各年度に、研修生3名に農業次世代資金計6,000,000円を交付していた。

そして、3名のうち、25年7月3日から27年6月30日までの研修期間に係る農業次世代資金計3,000,000円の交付を受けた研修生Aについては、研修終了後の28年2月1日に同県内において就農したものの、30年6月に離農しており、同県は令和元年6月までにその事実を把握していた。同人の要就農継続期間は、交付期間が24か月であることから、就農日となる平成28年2月1日から3年(36か月)後の31年1月31日までとなり、同人が離農したのはこの期間内であるため、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった。

また、29年4月11日から30年5月29日までの研修期間に係る農業次世代資金計1,500,000円の交付を受けた研修生B及び30年4月11日から31年4月10日までの研修期間に係る農業次世代資金計1,500,000円の交付を受けた研修生Cについては、就農することが困難であるなどとして、農業次世代資金を返還する意向である旨を研修生Bは遅くとも31年1月までに、研修生Cは令和元年8月に同県に示していた。そして、両人は、研修終了後1年以内(研修生Bは同年5月29日、研修生Cは2年4月10日まで)に就農していなかった。

これらのことから、研修生3名については、返還事由に該当していて、同県が交付した農業次世代資金を返還する必要があると認められた。

しかし、同県は、返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたことから、研修生3名に交付した農業次世代資金6,000,000円について、具体的な返還に係る手続等を進めておらず、交付した農業次世代資金を返還させていなかった。

(注) 青年農業者等育成センター 新たに就農しようとする青年等に対して、就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,381,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(167) 北海道農政事務所	北海道	茅部郡森町株式会社ワイエスフーズ(事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	2	千円 22,983 (20,893)	千円 10,446	千円 11,840 (10,763)	千円 5,381

この交付金は、農林水産物等の輸出先国の市場変化等に対応することを目的として、必要な施設等の整備等を支援するなどのために、国が都道府県等に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた都道府県等は、このような輸出先国の市場変化等への対応を行う食品製造者等に対して、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備等に係る経費の一部について、交付金を交付している。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱」(令和2年2食産第591号農林水産事務次官依命通知)等によれば、交付金事業の着手は、都道府県等から事業実施主体への交付決定に基づき行うこととされている。また、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書等を都道府県知事等に提出することとされており、都道府県知事等は、工事請負契約書等の書類により事業費等を確認するなどして、実績報告書等を審査することとされている。なお、事業実施主体が、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと、一般の競争に付すことが困難な場合等は、指名競争に付すなどすることができることとされている。

食品製造者である株式会社ワイエスフーズ(森町所在。以下「会社」という。)は、令和2年度に、輸出先国のニーズを満たすために必要なホタテに係る砂取機等4機器の導入等を行うとして交付申請を行い、2年8月19日に森町から交付決定を受けていた。その後、会社は、4機器の導入等について同月24日に発注を行い、事業費計22,983,000円(交付対象事業費計20,893,636円)で実施したとして、同町を通じて北海道に実績報告書、注文書等を提出して、これにより交付金10,446,000円の交付を受けていた。

しかし、4機器のうち3機器(交付対象事業費計7,863,636円)について、上記の注文書等は事実と異なる発注日が記載された虚偽のものであり、会社は、実際には交付決定日である2年8月19日より前(遅くとも同年5月12日まで)に発注を行って、事業に着手していた。また、他の1機器(交付対象事業費13,030,000円)について、上記の注文書等は事業の実施に必要な経費を上乗せした虚偽のものであり、実際の交付対象事業費は10,130,000円となっていた。そして、同町は、これらの事態を看過したほか、会社が入札の実施について検討することなく、また実際に入札を実施せずに上記の発注を行っていたことを把握していたのに、会社が指名競争入札を実施したとする虚偽の入札結果を北海道に報告するなどしていた。

したがって、交付の対象と認められない事業費を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると10,130,000円となり、前記の交付対象事業費20,893,636円との差額10,763,636円が過大となっていて、これに係る交付金相当額5,381,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同町において実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったこと並びに本件交付金事業における契約手続の適正性を確保することに対する認識が著しく欠けていたこと、北海道において実績報告書等の審査及び同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の交付対象事業費に、対象とならない経費を
含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,178,861 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(168) 九州農政局	宮崎県	西諸県郡高原町	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 有限会社四位農園 (事業主体)	3	千円 701,868 (699,466)	千円 349,733	千円 2,357 (2,357)	千円 1,178

有限会社四位農園(宮崎県小林市所在。以下「会社」という。)は、冷凍ほうれん草等の計画的かつ安定的な供給体制を整備するために、高原町内において、野菜の共同利用施設として冷凍施設の整備、在庫管理システムの開発等(以下、これらを「施設整備」という。)を実施している。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等によれば、支援の対象とする取組は、加工・業務用の野菜等の継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備及び改修(以下、これらを「整備等」という。)並びに共同利用施設の整備等に伴う既存施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄とされている。そして、共同利用施設の維持・管理に係る経費については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないこととなっている。また、交付金事業が完了したときは、都道府県又は市町村は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとなっている。

会社は、施設整備を701,868,000円(交付対象事業費699,466,336円)で実施したとして、高原町に実績報告書を提出して、町費補助金349,733,000円の交付を受けていた。そして、宮崎県は、会社が実施した施設整備に対して町費補助金を交付した同町に同額の県費補助金を交付し、実施要綱等の定めるところにより九州農政局に実績報告書を提出し、同局は、同県に県費補助金と同額の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を交付していた。

しかし、会社は、共同利用施設の維持・管理に係る経費については交付の対象とならないのに、施設整備のうち在庫管理システムの導入後の維持・管理に係る経費である保守費用計2,357,724円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記の保守費用2,357,724円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額1,178,861円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付対象事業費についての理解が十分でなかったこと、宮崎県及び高原町において本件交付金事業に係る実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 115,078,376 円

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付額が過大となっていたもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 112,012,731 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(163) 農林水産本省	株式会社ジェイアール東日本企画(事業主体)	—	新市場創出対策事業費補助金(農林水産業と食品産業の連携強化支援事業)等	4、5	171,353 (165,001)	164,205	40,249 (40,249)	40,249
(164) 水産庁	同	—	漁村活性化対策事業費補助金(水産業復興販売加速化支援事業のうち復興加工EC販路マッチング支援事業)等	4、5	607,447 (607,447)	580,369	71,763 (71,763)	71,763
(163) (164) の計					778,800 (772,448)	744,575	112,012 (112,012)	112,012

(前掲 230 ページの「委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの」及び後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

水利施設等保全高度化事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 3,065,645 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(169) 九州農政局	福岡県(事業主体)	—	水利施設等保全高度化	4、5	36,841 (36,841)	18,420	6,131 (6,131)	3,065

福岡県は、農業用水の安定供給等を目的として、柳川市矢加部地区において、ボックスカルバートの設置等の水路工事を施工業者に請け負わせて実施している。

本件工事の請負契約書によれば、請負業者が契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、発注者は直ちに契約を解除することができることとされており、この場合において、工事目的物の完成前に契約が解除されたときは、請負業者は請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年31農地第3966号農林事務次官依命通知)等によると、農林水産大臣は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付し、補助事業者は、補助事業に要した経費を事業費として記載するなどした収支精算書等を含む実績報告書を提出しなければならないこととなっている。また、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっている。

同県は、本件工事の請負業者が弁護士に破産手続に関する事務を依頼したことを把握し、本件工事の目的物を完成させることができないことが明らかになったとして、契約条項に基づき契約を解除した。そして、同県は、契約解除までの出来高に相当する金額(以下「出来高金額」という。)を36,841,200円と算定するとともに、請負金額61,312,900円の10分の1に相当する6,131,290円を違約金とし、その徴収を決定していた。さらに、同県は、当該違約金6,131,290円について、出来高金額36,841,200円から前払金27,378,600円を差し引いた未払工事代金9,462,600円のうちの6,131,290円と相殺することとして、同額を本件工事契約の解除に伴う違約金収入として処理していた。

そして、同県は、本件工事について、出来高金額36,841,200円を補助対象事業費とする実績報告書を九州農政局に提出して、これにより国庫補助金18,420,600円の交付を受けていた。

しかし、違約金等の収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっているのに、同県は、補助事業に要した経費から違約金を控除しないまま、実績報告書を提出していた。

したがって、前記の補助対象事業費36,841,200円から違約金6,131,290円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると30,709,910円となり、本件補助対象事業費との差額6,131,290円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額3,065,645円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったもの				2件	不当と認める国庫補助金 26,597,515円			
護床工の設計が適切でなかったもの				(1件	不当と認める国庫補助金 21,640,543円)			
部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(170) 中国四国農政局	島根県	鹿足郡津和野町 (事業主体)	農業用施設災害復旧	3、4	23,574 (23,574)	23,267	21,925 (21,925)	21,640

津和野町は、令和3年8月の豪雨により被災した頭首工^{(注) えん}の堰体の上流部及び底版部、護床ブロック(以下「ブロック」という。)等を復旧するために、津和野町瀧元地区において、堰本体工、^{せき}護床工等を実施している。このうち護床工は、堰体の下流側の河床の洗掘を防止するために、1個当たり2.0tのブロック45個を新たに製作して設置するものである。

同町は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」(平成26年9月農林水産省農村振興局防災課監修。以下「復旧工法」という。)等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、構造計算書等の成果品を検査して受領した上で、これらの成果品に基づき施工することとしていた。

復旧工法等によれば、護床工は、河床の洗掘を防止するために、河床の状況を考慮して必要な箇所に設けること、流水の作用に対して移動や転倒等して不安定な状態とならないことなどとされている。また、護床工としてブロックを設置する場合には、ブロックは流水力に抵抗し、安定している必要があるなどとされている。そして、ブロック1個当たりの必要な重量(以下「必要重量」という。)については、流水の作用に対して移動等しないよう、設計流速並びに水及びブロックの密度を基に、ブロック相互の連結の有無を考慮するなどして算出することになっている。

同町が受領した成果品のうち、構造計算書においては、護床工として設置するブロックの必要重量について、復旧工法等に基づき、ブロックを相互に鉄筋で連結する条件により0.47tと算出し、既設のブロックの重量を参考にするなどして必要重量を満たす2.0tのブロックを用いることとされていた。

しかし、同町が受領した成果品のうち、設計図面においては、ブロックを連結することが示されておらず、構造計算書の算出条件と整合していないのに、同町は、これを看過し、当該設計図面に基づき本件工事を請負人に発注していた。そして、本件工事の実施に当たり、請負人からブロックの連結の可否について問合せを受けたが、その可否を検討することなく、連結は不要と回答していた。このため、本件護床工は、ブロックが相互に連結されないまま、構造計算書の算出条件とは異なる条件で河床に設置されていた(参考図1参照)。

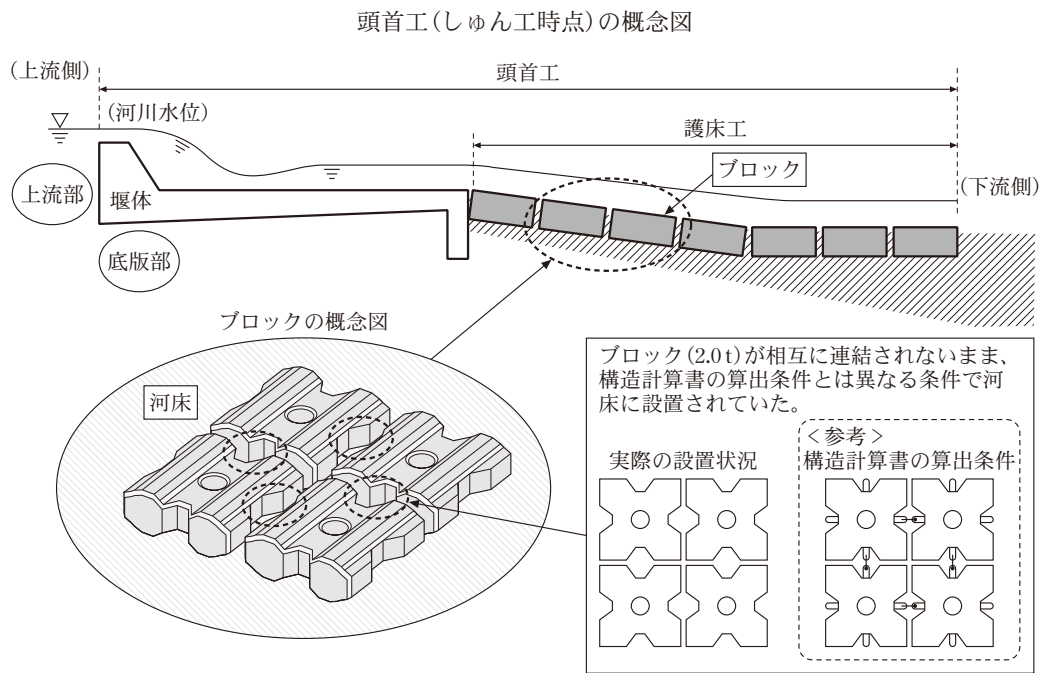
そこで、本件護床工のブロックの必要重量について、復旧工法等に基づき、ブロックを連結しない条件により改めて算出したところ、その必要重量は30.14tとなり、本件工事で設置したブロック2.0tは必要重量を満たしていなかった。このため、本件護床工は、設置したブロックが流水の作用により移動等し、河床が露出して洗掘されるおそれのある構造になっていた。現に、本件工事のしゅん工から1年10か月が経過した6年5月の会計実地検査時点で、本件工事で設置したブロックの多くが流水の作用により移動し、堰体下流部の河床が露出して洗掘されている状況となっていた(参考図2参照)。

したがって、本件護床工は、設計が適切でなかったため、ブロックが流水の作用により移動し、河床が露出して洗掘が進行することにより堰体等に損傷が生ずるおそれがあり、本件堰本体工、護床工等(工事費相当額21,925,577円、国庫補助対象事業費同額)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額21,640,543円が不当と認められる。

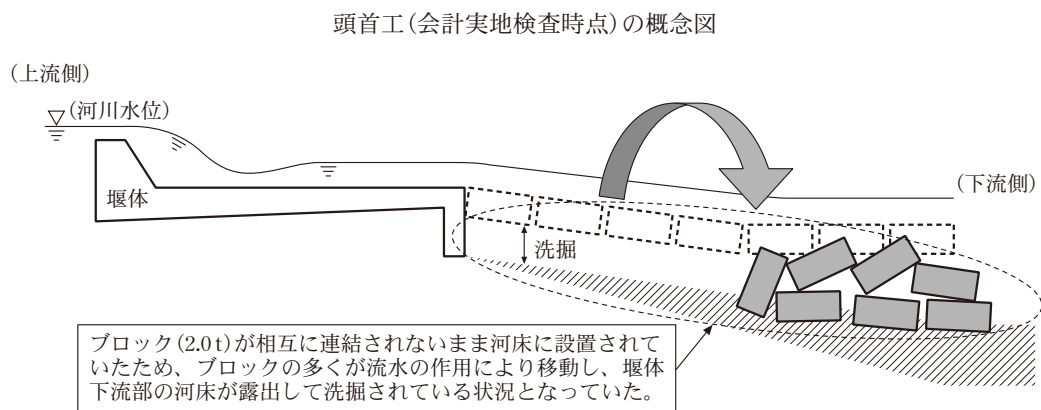
このような事態が生じていたのは、同町において、護床工の設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰^{せき}、護床工等から構成される。

(参考図1)



(参考図2)



洪水吐の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,956,972 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(171)	九州農政局	福 岡 県	朝 倉 市 (事業主体)	農業用施設災害復旧	3 ～ 5 24,935 (24,934)	24,884	4,966 (4,966)	4,956

朝倉市は、令和3年8月の豪雨により被災した大堤ため池の洪水吐及び取付水路を復旧するため(注1)に、朝倉市日向石地区において、洪水吐工、取付水路工等を実施している。このうち洪水吐工は、現場打ち鉄筋コンクリート造の水路を築造するもので、この水路は越流堰が設置された流入部、整流部等の区間に分けられている。そして、流入部には、L型の水路部分及びU型の水路部分(高さ1.95m、幅6.40m。以下「U型部分」という。)がある(参考図参照)。

同市は、洪水吐の設計を「土地改良事業設計指針「ため池整備」」（平成27年5月農林水産省農村振興局整備部監修。以下「ため池指針」という。）等に基づき行うこととしている。そして、同市は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

ため池指針によれば、洪水吐を構成する流入部等が偏土圧^(注2)を受ける場合等は、側壁に作用する土圧等を考慮して滑動等に対する安定計算を行う必要があるとされている。

しかし、同市が設計コンサルタントから成果品として受領した設計計算書において、L型の水路部分については、背面に偏土圧を受ける場合に該当するとして安定計算が行われており、転倒、滑動等に対して安全であるとされていた一方、U型部分については、側壁背面に偏土圧を受ける場合に該当するか確認されておらず、安定計算が行われていなかった。

そこで、U型部分の側壁背面の盛土高を確認したところ、右側側壁の背面の盛土高は1.95m、左側側壁の背面の盛土高は0mとなっており、側壁背面の盛土高が左右で著しく異なっていることから、右側側壁に偏土圧を受ける場合に該当しており、安定計算を行う必要があったにもかかわらず、同市は、成果品の検査に際し、設計計算書においてU型部分の安定計算が行われていなかったことを見落としていた。このため、側壁に作用する土圧等を考慮してU型部分の安定計算を行ったところ、地震時における滑動に対する安定について、安全率が0.758となり、許容値である安全率1.2を大幅に下回っていた。

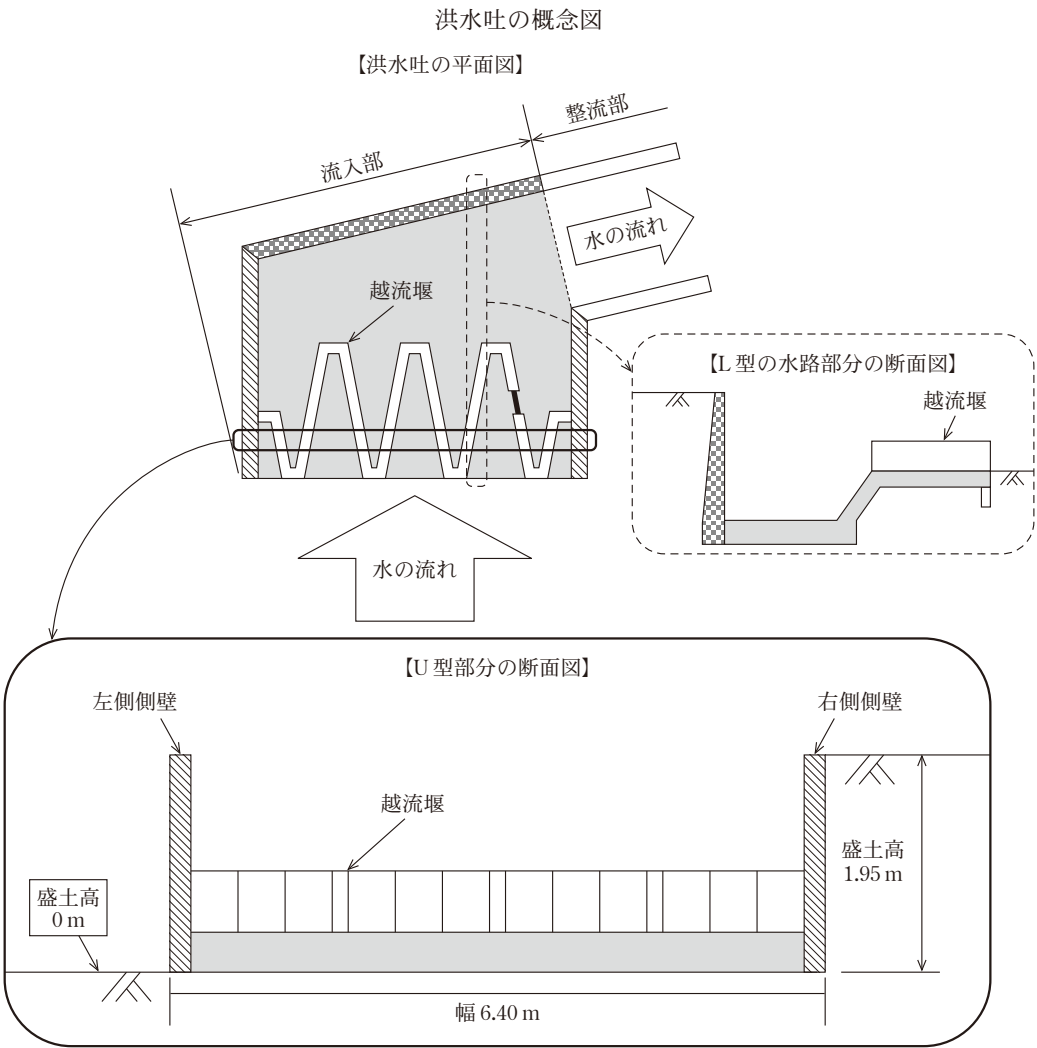
したがって、本件洪水吐のうち流入部(工事費相当額4,966,907円)は、設計が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る国庫補助金相当額4,956,972円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 洪水吐 ため池等で貯水位が異常に上昇したとき、堤体等の安全を確保するために過剰な水をため池等の外へ放流する施設

(注2) 偏土圧 水路等に対する土圧が左右対称ではなく、著しく偏って作用する場合の土圧

(参 考 図)



(4) 工事の施工が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 11,997,018 円
 水路工の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,800,305 円)

部 局 等	補助事業者 等	間接補助事 業者等	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(172) 九州農政局	熊 本 県	菊池郡菊陽 町 (事業主体)	水利施設 等保全高 度化	4、5	44,449 (39,000)	19,500	19,600 (19,600)	9,800

菊陽町は、菊陽町大字原水地区において、既存の水路が土水路であること、流下能力が低いことなどから、これらを解消するために水路工、プレキャストボックス工等を実施している。このうち水路工は、プレキャスト鉄筋コンクリート製のL型ブロック(以下「L型ブロック」という。)を用いた水路を、延長計64.6m(内空断面の幅2.0m、高さ2.0m)にわたり設置するなどしたものである(参考図参照)。

同町は、水路工等の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」」(平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。)等に基づき行っており、基準等によれ

ば、鉄筋コンクリートにおいては、土圧等の外力に対して鉄筋とコンクリートとが一体となって働く必要があることから、鉄筋は、その強度を十分に発揮させるために、鉄筋端部がコンクリートから抜け出さないよう、コンクリート中に確実に定着しなければならないとされている。また、鉄筋の継手を行う場合、鉄筋相互を接合する継手又は鉄筋端部を重ね合わせる継手(以下「重ね継手」という。)によることとされており、重ね継手による場合、鉄筋を重ね合わせる長さは、所定の計算式により算出される長さ以上でなければならないなどとされている。

同町は、水路の設計において、二つのL型ブロックを左右向かい合わせに配置して側壁及び底版の一部とし、その間(幅 680mm)を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して、底版の一部(以下「底版コンクリート」という。)とすることとし、底版コンクリートの鉄筋の配筋については、重ね継手によることとしていた。すなわち、左右に設置するL型ブロックの底版には、あらかじめ水路の横断方向に390mm突出するように張出鉄筋(径 13mm)が埋め込まれており、これら左右の底版から突出した張出鉄筋に加えて、別の鉄筋(径 13mm、長さ 680mm。以下「底版鉄筋」という。)を底版コンクリートに配置することとしていた。そして、これらの張出鉄筋及び底版鉄筋を重ね合わせる長さを、基準等に基づき所定の計算式により算出される長さとなる 390mmとしていた(参考図の拡大図参照)。

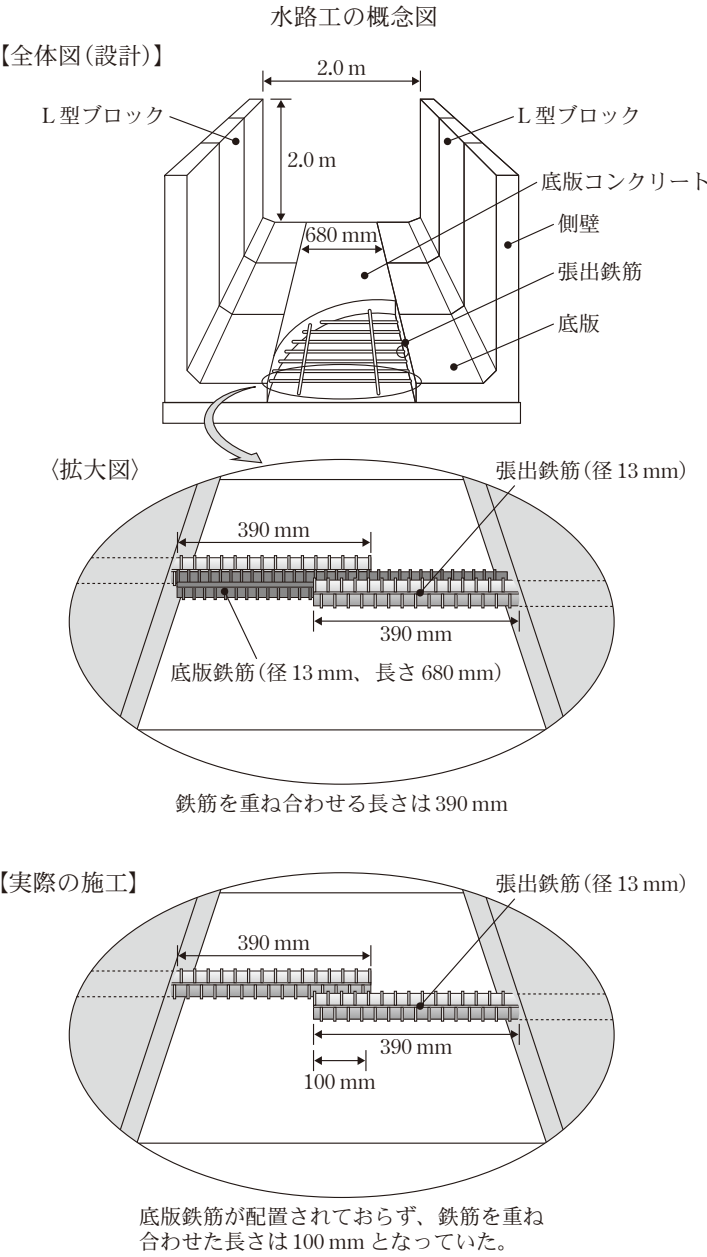
しかし、水路の施工状況を確認したところ、請負人は底版鉄筋を底版コンクリートに配置しておらず、底版コンクリートの鉄筋の配筋は、左右のL型ブロックから突出した張出鉄筋のみを 100mm重ね合わせただけの状態となっていた。

このため、水路の底版コンクリートの鉄筋を重ね合わせた長さ(100mm)は、基準等に基づき所定の計算式により算出した 390mmに比べて著しく不足しており、鉄筋がコンクリート中に確実に定着していないことから、底版コンクリートは、鉄筋とコンクリートとが一体となって働くことができず、土圧等の外力に対応できない状態となっていた。

したがって、本件水路工(工事費相当額計 19,600,612 円)は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る国庫補助金相当額計 9,800,305 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人が設計と相違して施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



チーズ加工施設の施工が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 2,196,713 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(173) 中国四国農政局	有限会社赤松牧場 (事業主体)	—	国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金	30	12,012 (10,584)	5,080	5,034 (4,576)	2,196

有限会社赤松牧場(香川県高松市所在。以下「会社」という。)は、新たに良質な牛乳からチーズを製造し収益力を強化するために、製造設備の生産性の向上を通じたコスト縮減や、付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的とする国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金の交付を受けて、同市

において、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により、木造平屋建てのチーズ加工施設の建築等を実施している。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる全ての方向の水平力^(注1)に対して安全であるように、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁^(注1)を張り間方向及び桁行方向^(注1)に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、設計計算上耐力壁と認められるためには、耐力壁を構成する柱について、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等^{はり}を選定して、梁、土台、基礎コンクリート等と接合する必要がある(参考図参照)。

しかし、会社が本件チーズ加工施設の施工を請け負わせた建設会社(以下「請負人」という。)は、耐力壁を構成する出隅^(注2)の柱4本のうち1本について、8.5kNの引抜耐力を有する金物を使用して柱と梁等とを接合する必要があったのに、誤って5.3kNの引抜耐力を有する金物を使用して柱と梁等とを接合していた。

このように、梁等との接合が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向で5.7mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ7.36mを大幅に下回っていた。

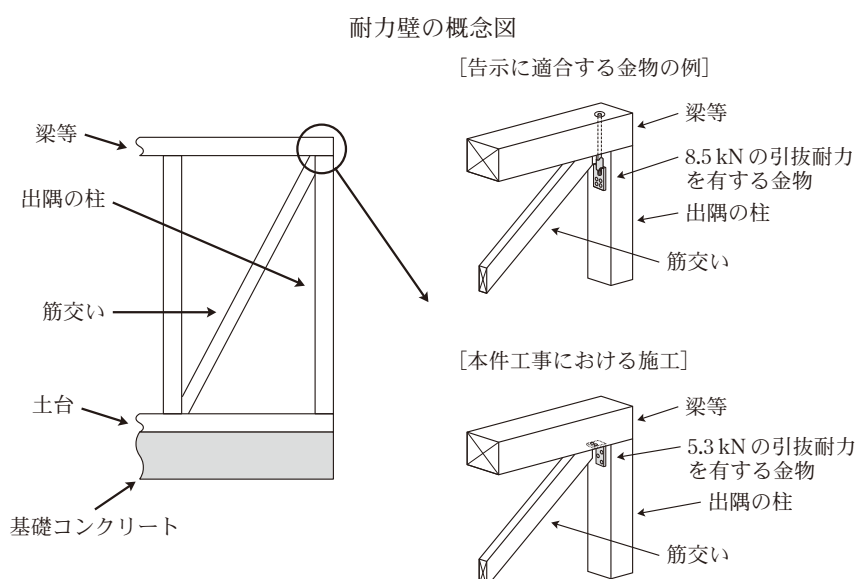
したがって、本件チーズ加工施設(工事費相当額5,034,438円)は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2,196,713円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が引抜耐力が不足している金物を使用して柱と梁等とを接合していたことにもよるが、会社において建築基準法等に基づいて適切な金物を使用して施工することについての理解が十分でなかったこと、中国四国農政局において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参 考 図)



(5) 計画が適切でなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 6,900,000 円
 ため池廃止工事の実施に当たり、計画が適切でなかったため、工事実施後も浸水被害の発生を防止できない状態となっていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 6,900,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(174) 東北農政局	福島県	白河市 (事業主体)	農業水路等長寿命化・防災減災	3	6,920 (6,900)	6,900	6,920 (6,900)	6,900

白河市は、老朽化が進んだため池について、雨水を貯留させないようにすることにより、堤体の決壊等による下流域の人家等への浸水被害を防止するために、白河市に所在する西三坂山池地区において、隣接する2か所のため池(以下、上流側のため池を「上流側ため池」、下流側のため池を「下流側ため池」という。)の機能を廃止する工事を実施している。

この工事は、上流側ため池に流入する雨水を下流側ため池に流下させるための上流側ため池の堤体の開削、下流側ため池に流入するなどした雨水を既設の水路に排水させるための排水路(内空断面の幅400mm、高さ400mmの鉄筋コンクリート製の開水路、延長174m)の設置等を行うものである(参考図参照)。

ため池廃止工事については、廃止するため池に雨水を貯留させないようにするために、流入する雨水を十分に排水できるよう適切に計画し、設計基準等を適用して設計を行う必要がある。そして、全国的に実施している同種のため池廃止工事では、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」」(平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。)等に基づき、新たに設置する水路等により流下させることができる流量(以下「流下能力」という。)が、廃止するため池に流入する雨水の流量として設計上考慮される最大の流量(以下「設計洪水流量」という。)を上回るよう、水路等の断面等の設計が行われている。

同市は、本件工事の計画に当たり、上流側ため池の堤体を開削することにより、上流側ため池に流入する雨水を下流側ため池に流下させることとしていた。

しかし、同市は、上流側ため池の堤体の開削により、下流側ため池に流入する雨水がその分増加することとなる一方で、下流側ため池からの排水は下流側ため池に従来設置されている排水管(直径100mmの塩化ビニール管、延長2.5m)のみを経由して行われることとなるのに、この排水管については、老朽化に伴う更新のみを行うこととしていて、雨水を十分に排水できるよう計画するなどしていなかった。このため、本件工事の実施後において、下流側ため池に雨水が貯留するおそれがある状況となっていた。

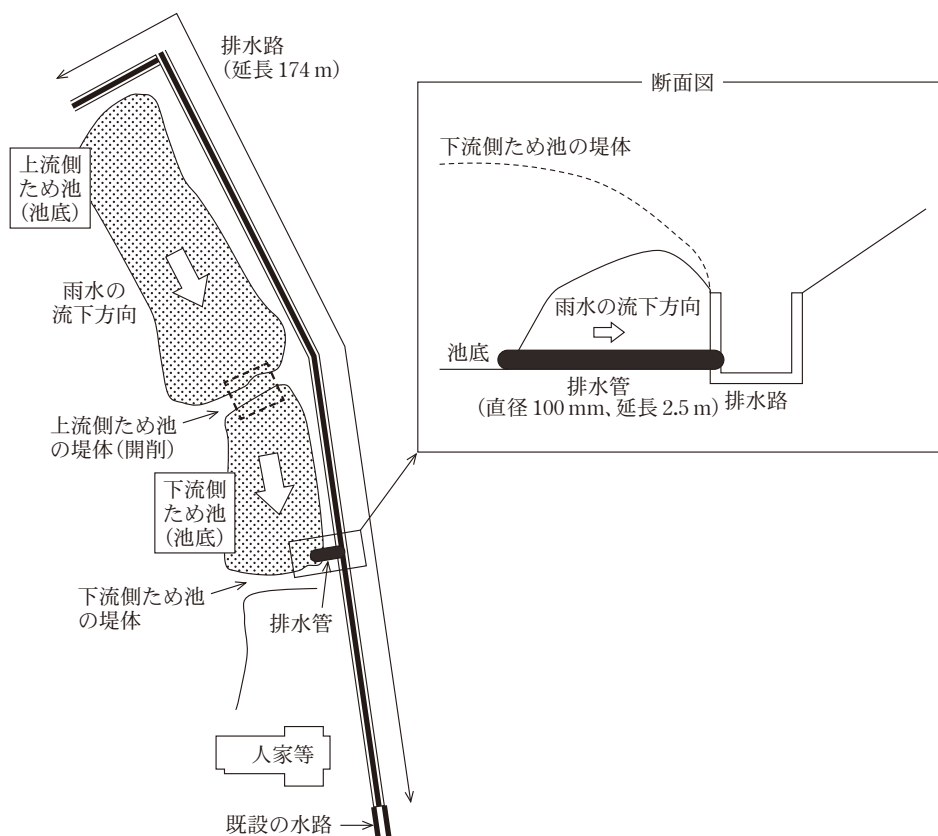
そこで、基準等に基づき、排水管の流下能力が設計洪水流量を上回っているかについて確認したところ、排水管の流下能力は0.005m³/sとなっていて、設計洪水流量0.264m³/sを大幅に下回っており、両ため池に流入する雨水を十分に排水することができない状況となっていた。

したがって、本件工事(工事費6,920,100円)は、計画が適切でなかったため、下流側ため池に流入する雨水の十分な排水が行われず、下流側ため池に雨水が貯留して堤体の決壊等により下流域の人家等への浸水被害が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額6,900,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、本件工事の計画に当たり、下流側ため池に流入する雨水を十分に排水させて、雨水を貯留させないようにする必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参 考 図)

本件工事の概念図



(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,729,245 円

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 4,729,245 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(175) 東海農政局	三 重 県	三重郡菰野町	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策 (注) 四日市ポーククラスター協議会(事業主体)	5	千円 1,270,060 (1,090,614)	千円 535,134	千円 29,805 (29,805)	千円 4,729

(注) 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、養豚事業者、配合飼料製造業者、三重県畜産事業協同組合等が参画する協議会

四日市ポーククラスター協議会(以下「協議会」という。))は、家畜の飼養規模の拡大等を目的として、菰野町内において、協議会の構成員である養豚事業者を収益性の向上に取り組む主体(以下「取組主体」という。))として、取組主体の家畜飼養管理施設等である一般豚舎、分娩豚舎等8施設の整備を事業費

1,270,060,000 円(補助対象事業費 1,090,614,627 円)で実施している。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成 28 年 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)等によれば、国は、家畜飼養管理施設等の整備について、施設本体の建設に要する経費(以下「施設本体経費」という。)及び施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費(以下「附帯設備経費」という。)を補助対象事業費として、その一部を補助することとされている。そして、一般豚舎等の一部の施設の施設本体経費については、施設の種類等ごとに、原則として 1 m²当たりの単価を定めた基準事業費に当該施設の面積を乗じた額を補助対象事業費の上限額(以下「補助対象上限額」という。)として、施設本体経費と補助対象上限額のいずれか低い方の額を補助対象事業費とすることとされている。

また、実施要領等によれば、補助対象上限額と比較する施設本体経費の算定に当たっては、共通仮設費、電気設備工事費等(以下、これらを「共通費等」という。)を含めないことなどとされている。このため、共通費等は附帯設備経費に含めることになる。

三重県は、本件補助事業に係る補助対象事業費の算定用に、表計算ソフトを用いて計算式を設定したシート(以下「計算シート」という。)を作成して取組主体に提供しており、取組主体は、計算シートを使用するなどして補助対象事業費を計 1,090,614,627 円と算定した上で、当該計算シート等を協議会に提出していた。そして、協議会は、菰野町を通じて、実績報告書、当該計算シート等を同県に提出し、同県から同町を通じて国庫補助金 535,134,000 円の交付を受けて、同額を取組主体に交付していた。

取組主体は、本件補助事業で整備した 8 施設のうち 5 施設に係る補助対象事業費について、施設本体経費と補助対象上限額を比較して算定しており、その結果、1 施設については施設本体経費が補助対象上限額を上回るとして補助対象上限額を補助対象事業費とし、残りの 4 施設については施設本体経費が補助対象上限額を下回るとして施設本体経費を補助対象事業費としていた。

しかし、上記の 4 施設に係る補助対象上限額の算定に当たり、取組主体が同県から提供を受けて使用した計算シートには、基準事業費と当該施設の面積を入力すれば各施設の補助対象上限額が自動的に算定される計算式が設定されていたものの、基準事業費に当該施設の面積を乗じた額に、誤って更に 2 を乗じて補助対象上限額を算定する計算式が設定されていた。そして、取組主体は、この誤りに気付かないまま補助対象上限額を過大に算定していた。

また、取組主体は、計算シートを使用したことにより、前記の 5 施設に係る施設本体経費については共通費等を含めて算定する一方で、5 施設に係る附帯設備経費についてはその分の共通費等を含めずに算定するなどしていた。

したがって、前記の施設本体経費を補助対象事業費としていた 4 施設のうち、適切に算定すると施設本体経費が補助対象上限額を上回ることとなる 3 施設については、当該補助対象上限額を補助対象事業費とするとともに、上記の 5 施設については施設本体経費に含めていた共通費等を附帯設備経費に含めて算定するなどして、本件補助事業で整備した 8 施設の適正な補助対象事業費を算定すると計 1,060,809,511 円となり、前記の補助対象事業費 1,090,614,627 円との差額 29,805,116 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 4,729,245 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同町において実績報告書等の内容についての確認が十分でなかったこと、同県において誤った計算シートを取組主体に提供するなどして、同町、協議会及び取組主体に対する指導が適切でなかったことなどによると認められる。

(7) 事業を実施していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 4,400,882 円

福島県産水産物消費拡大事業が実施されていなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,400,882 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(176) 農林水産本省	福島県	相馬総合地方卸売市場水産物取扱拡大協議会(事業主体)	福島県産水産物消費拡大	5	4,400 (4,400)	4,400	4,400 (4,400)	4,400

福島県は、同県内の水産消費地市場における福島県産水産物の消費拡大の取組を奨励することを目的として、卸売市場として福島県産水産物の取扱拡大計画を作成し取扱拡大に取り組む協議会に対して補助金を交付している。

そして、福島県産水産物消費拡大事業実施要領(令和4年3新食第2158号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)によれば、福島県が協議会に交付する補助金の額は、協議会の構成員である水産物卸売業者及び水産物仲卸業者(以下、これらを合わせて「卸売業者等」という。)が事業実施年度の前年度1年間に市場開設者に納付した市場使用料に3分の1を乗じて得た金額とすることとされている。

相馬総合地方卸売市場水産物取扱拡大協議会(以下「相馬協議会」という。)は、相馬総合地方卸売市場に事務局を置き、令和5年度に、市場使用料に3分の1を乗じて得た金額について、福島県から補助金4,400,882円の交付を受けて、補助事業としてこれを相馬協議会の構成員である卸売業者等3者に市場使用料の割合に応じて交付したとして、6年3月に同県に報告していた。そして、国は、同月に、同県から相馬協議会を含む7協議会に補助金を交付したとの実績報告書の提出を受けて、同年4月に国庫補助金93,097,297円(うち相馬協議会に係る国庫補助金4,400,882円)を交付していた。

しかし、福島県から相馬協議会に交付された補助金4,400,882円については、事務局において補助金に関する事務を行っていた事務員が、相馬協議会の口座から4,400,000円を引き出して自らが代表取締役を務める会社の資金繰りに充てるなどして、卸売業者等3者に対する交付は行われていなかった。そして、上記の同県に対する報告は、相馬協議会が補助金に係る関係資料の作成等を同事務員に任せていたことから、同事務員が虚偽の決算報告書を添付するなどして行ったものであった。

したがって、本件補助事業は実施されておらず、これに係る国庫補助金相当額4,400,882円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、相馬協議会において協議会の適切な業務運営及び本件補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、福島県において相馬協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 協議会 福島県内の各水産消費地市場において、市場流通の主体となつて県内産地と直接取引する卸売業者等及び市場の管理運営を行う市場開設者から構成される団体

(8) 事業の一部を実施していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,680,160 円
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,680,160 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(177) 関東農政局	長野県	きよかわ株式会社 (事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	3、4	270,431 (201,864)	99,465	3,360 (3,360)	1,680

この交付金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するなどのために、国が都道府県等に対して交付するのである。そして、交付金の交付を受けた都道府県等は、このような輸出への取組を実施する食品製造者等に対して、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備等に係る経費の一部について、交付金を交付している。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱」(令和2年元食産第4500号農林水産事務次官依命通知)等によれば、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書等を都道府県知事等に提出することとされており、都道府県知事等は、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日等を確認するなどして、実績報告書等を審査することとされている。

食品製造者であるきよかわ株式会社(長野県飯山市所在。以下「会社」という。)は、令和3、4両年度に、輸入条件を満たすために必要なウイスキー等に係る蒸留装置等の設置工事を事業費計270,431,706円(交付対象事業費計201,864,505円)で実施したとして、長野県に実績報告書等を提出して、これにより交付金99,465,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記工事のうち蒸留装置に係る制御機器等(交付対象事業費計3,360,320円)については工事を実施していなかったのに、全ての工事を実施したとする虚偽の実績報告書等を提出するなどして、実施していない工事に係る経費を交付対象事業費に含めていた。

したがって、本件交付金事業は、事業の一部が実施されておらず、上記の交付対象事業費3,360,320円に係る交付金相当額1,680,160円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、長野県において工事完了の確認及び実績報告書等の審査並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草^{はしゅう}を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には協議会において自然災害等による収量低下等の合理的な理由があることを確認することなどを実施要綱等に明記するなどするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目 一般会計 (組織)農林水産本省
(項)国産農産物生産基盤強化等対策費

部 局 等	農林水産本省、2 農政局等
交 付 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	4,049 交付対象農業者(令和 4、5 両年度)
交 付 金 事 業	水田活用の直接支払交付金事業
交付金事業の概要	米の安定供給のほか、食料自給率等の向上、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用するために、水田において麦、大豆、飼料作物等の戦略作物等を生産する交付対象農業者に対して、作付面積に応じて交付金を交付するもの
検査の対象とした交付対象農業者数及び多年生牧草に係る交付金交付額	4,049 交付対象農業者 92 億 6850 万余円(令和 4、5 両年度)
上記のうち、播種の妥当性の確認を全く行うことなく同一ほ場に対して2年連続で播種有り単価を適用された交付対象農業者数及び令和5年度の交付金交付額	471 交付対象農業者 11 億 8363 万余円(令和 5 年度)
上記交付金交付額と、上記交付金交付額のうち同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種した面積に播種無し単価を適用して試算した交付金交付額との開差額	6 億 8228 万円(令和 5 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

水田活用の直接支払交付金事業において2年連続で多年生牧草を播種^{はしゅ}する場合の妥当性の確認について

(令和7年10月27日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 水田活用の直接支払交付金の概要等

(1) 水田活用の直接支払交付金の概要

貴省は、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、米の安定供給のほか、食料自給率等の向上、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用することを目的として、水田活用の直接支払交付金(以下「水活交付金」という。)事業を実施している。

水活交付金は、水田において、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物等の対象作物を生産する農業者(以下「交付対象農業者」という。)に対して、当該対象作物の作付面積に交付単価を乗ずるなどして算出した額を国が直接交付するものである。

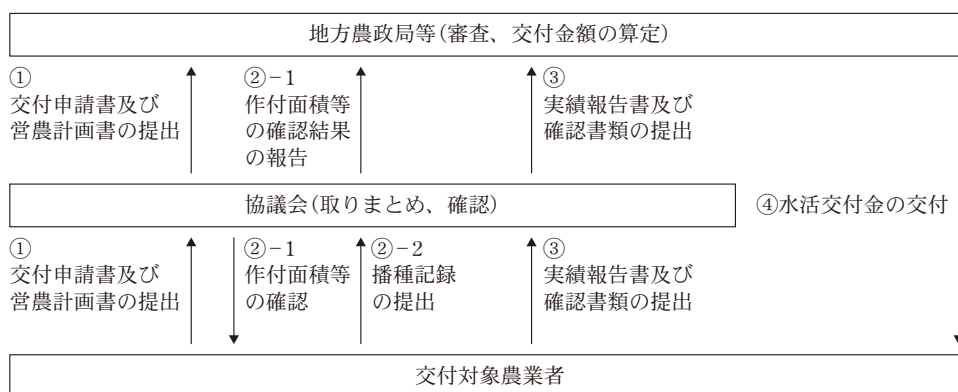
(2) 水活交付金の交付までの流れ

実施要綱によれば、水活交付金の交付手続の流れは、おおむね次のとおりとされている(図表1参照)。

- ① 交付対象農業者は、交付申請に係る書類として、生産年の6月30日までに経営所得安定対策等交付金交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び水稻生産実施計画書兼営農計画書(以下「営農計画書」という。)を地域農業再生協議会^(注1)(以下「協議会」という。)に提出する。
- ② 協議会は、交付対象農業者ごとの営農計画書等に基づき、対象作物に係る作付面積等^(注2)を確認する。特に、飼料作物のうち、牧草に対する戦略作物助成については、播種^(注2)が行われたことを確認するために、交付対象農業者から播種記録(種子購入伝票や作業日誌等)の提出を受ける。
- ③ 交付対象農業者は、対象作物の生産実績に係る書類として、原則として生産年の12月20日までに「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(以下「実績報告書」という。)を作成し、その確認書類として、対象作物ごとの販売伝票の写しなどを添付して協議会に提出する。
- ④ 協議会は、これらの書類を確認した上で、地方農政局等に提出し、地方農政局等は、交付申請内容の審査、交付金額の算定等を行い、交付対象農業者に対して水活交付金を交付する。

水活交付金の交付申請から交付までの流れを図表で示すと、次のとおりとなる。

図表1 水活交付金の交付申請から交付までの流れ



(注1) 地域農業再生協議会 水活交付金事業等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会

(注2) 播種 種子をまくこと

(3) 飼料作物のうち牧草の区分等

飼料作物である牧草について、貴省は、我が国では主に寒冷地で栽培されており、一般的に、生育期間がおおむね1年のものは単年生牧草、複数年に及ぶものは多年生牧草と区分されるとしている。そして、このうち多年生牧草は、一度播種すれば5年から10年、

長い場合には10年以上にわたって収穫できるものであり、適切な生産を行うことによって2年目以降も一定程度の収量が得られるとしている。

(4) 牧草の交付単価

実施要綱によれば、牧草の交付単価は、当年産において播種から収穫までを行うものに係る単価35,000円/10a(以下「播種有り単価」という。)と、播種を行わずに収穫を行うものに係る単価10,000円/10a(以下「播種無し単価」という。)とに区分されている。このうち、播種無し単価は、収穫のみを行う年は、播種から収穫までを行う年と比べて生産コストが低いことを踏まえて、令和4年度に新たに設けられたものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、飼料作物である牧草について、一度播種すれば5年から10年は一定程度の収量が得られるという多年生牧草の性質を踏まえて水活交付金事業が効率的に運営されているかなどに着眼して、播種無し単価が設けられた4年度に多年生牧草を生産した2農政局等管内における242協議会の4,049交付対象農業者に対して4、5両年度に交付された多年生牧草に係る水活交付金交付額計92億6850万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び2農政局等において、交付申請書、営農計画書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、多年生牧草を生産している交付対象農業者等に係る水活交付金事業の実施状況に関する調書等の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

(注3) 2農政局等 東北農政局、北海道農政事務所

(検査の結果)

検査したところ、2農政局等管内における242協議会の4,049交付対象農業者のうち、105協議会の549交付対象農業者は、同一ほ場^(注4)に対して2年連続で多年生牧草を播種し、2年目も播種有り単価を適用されて、多年生牧草に係る水活交付金計30億0628万余円の交付を受けていた。そして、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種することについて、242協議会の認識を聴取したところ、211協議会は自然災害等の場合を除き原則として不要、31協議会は原則として必要としており、上記の105協議会についてみると、原則として不要としていたのは86協議会、原則として必要としていたのは19協議会となっていた。

しかし、原則として不要と認識していた86協議会の中には、所属する50交付対象農業者のうち31交付対象農業者(50交付対象農業者の62.0%)に、自然災害等の理由を確認せずに同一ほ場に対して2年連続で播種有り単価を適用している協議会がある一方で、原則として必要と認識していた19協議会の中には、所属する27交付対象農業者のうち26交付対象農業者(27交付対象農業者の96.2%)に、自然災害等の理由を確認しなかったものの同一ほ場に対して2年連続では播種有り単価を適用していない協議会があった。

(注4) ほ場 田畑、樹園地、牧草地等の作物を栽培している農地

このように、協議会における同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種することについての認識と同一ほ場に対する2年連続での播種有り単価の適用の状況は区々となっていた。

このような状況になっていたことから、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種す

ることについて見解を徴したところ、貴省は、飼料作物のうち多年生牧草は、一度播種すれば5年から10年、長い場合には10年以上にわたって収穫できるものであり、適切な生産を行うことによって2年目以降も一定程度の収量が得られるとしている。一方、貴省は、自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因による収量低下等により、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する必要がある状況も考えられるとしている。これを踏まえて、貴省は、実施要綱等に特段規定していないものの、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に播種有り単価を適用する場合には、自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因による収量低下等の合理的な理由があること(以下「播種の妥当性」という。)について、協議会において交付申請書を確認する際等に確認すべきものとしている。

そこで、協議会における播種の妥当性の確認状況をみたところ、105協議会の549交付対象農業者(5年度に交付された多年生牧草に係る水活交付金交付額計14億1590万余円)のうち、90協議会の471交付対象農業者(同水活交付金交付額計11億8363万余円)については、協議会において播種の妥当性の確認を全く行っていない(図表2参照)。

図表2 播種の妥当性の確認を全く行っていない協議会数等 (単位：千円)

農政局等	同一ほ場に対して2年連続で播種有り単価を適用していた協議会数等					
	協議会数	交付対象農業者数	令和5年度に交付された多年生牧草に係る水活交付金交付額計	うち、播種の妥当性の確認を全く行っていない協議会数等		
				協議会数	交付対象農業者数	5年度に交付された多年生牧草に係る水活交付金交付額計
東北農政局	71	305	702,053	68	290	670,962
北海道農政事務所	34	244	713,847	22	181	512,668
計	105	549	1,415,901	90	471	1,183,630

また、2農政局等における播種の妥当性の確認に係る指導等の状況について聴取したところ、2農政局等は、協議会から相談を受けた場合には、播種の妥当性を協議会において十分に確認するよう指導するなどしていたものの、実施要綱等において播種の妥当性を確認することについて明記されておらず、その具体的な方法等が定められていないことから、協議会から相談がない場合には、播種の妥当性の確認に係る指導等は実施していなかった。

このように、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に播種有り単価を適用する場合には、播種の妥当性を確認すべきものとしているが、その旨が実施要綱において明記されていないことなどから、協議会において播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用していた事態が見受けられた。

そして、播種の妥当性の確認を全く行っていない90協議会の471交付対象農業者に対して5年度に交付された多年生牧草に係る水活交付金交付額計11億8363万余円について、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種し、播種有り単価(35,000円/10a)を適用していた面積272,913aに播種無し単価(10,000円/10a)を適用して試算すると計5億0134万余円となり、計6億8228万余円の開差が生ずることとなる。

(改善を必要とする事態)

水活交付金事業について、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に、協議会において播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、多年生牧草の性質を踏まえて、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種するとする交付申請書を協議会が確認する際等に、播種の妥当性について確認させるために、その旨を実施要綱に明記し、確認の具体的な方法等を実施要綱等において定めることの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

水活交付金事業には、毎年度、多額の予算が計上されており、今後も適切な事業実施が求められる。

ついては、貴省において、水活交付金事業が効率的に運営されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において交付申請書を確認する際等に播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記すること。また、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定めること
- イ アを踏まえて、播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導するとともに、その具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととすること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) ため池廃止工事の実施に当たり、廃止するため池に流入する雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか確認し、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うことなどを都道府県等に周知することにより、下流域に被害を及ぼすことのないよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備推進費 等		
部 局 等	農林水産本省、3 農政局		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者	14 県		
間接補助事業者等(事業主体)	80 事業主体		
ため池廃止工事の概要	老朽化が進み利用される見込みのないため池について、決壊による水害等を防止するために、貯水機能を廃止する工事		
検査の対象とした新設水路を既設水路に接続しているため池廃止工事に係る事業主体数、ため池の箇所数及び工事費	80 事業主体	198 か所	17 億 1564 万余円 (令和3年度～6年度) (交付金等相当額 15 億 1876 万余円)

新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、下流域に被害を及ぼすおそれがあるため池廃止工事に係る事業主体数、ため池の箇所数及び工事費

14 事業主体 23 か所 1 億 6811 万円 (令和 3 年度～ 6 年度)
(交付金相当額 1 億 5683 万円)

1 ため池廃止工事の概要等

(1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業等の概要

農林水産省は、農業水利施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、被害の発生を未然に防止するなどの取組を支援するために、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱(平成 30 年 29 農振第 2713 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農業水路等長寿命化・防災減災事業(以下「防災減災事業」という。)等を実施する都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)に対して交付金等を交付している。

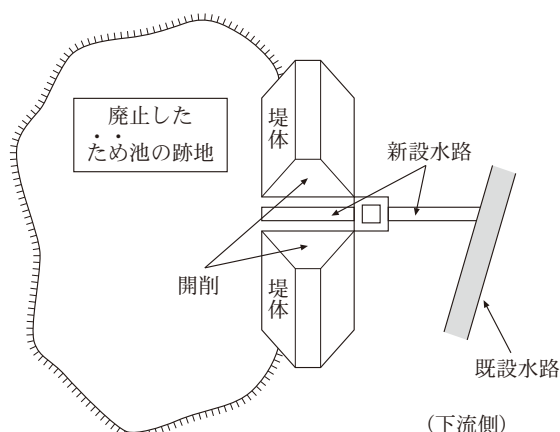
(2) ため池廃止工事の概要

事業主体は、防災減災事業等として、老朽化が進み農業用水の貯水池として利用される見込みのないため池について、決壊による水害等を防止するために、ため池の貯水機能を廃止する工事(以下「ため池廃止工事」という。)を実施している。

ため池廃止工事は、堤体の一部又は全部を開削して、開削した堤体の底部等に新たに水路を整備し(以下、ため池廃止工事で新たに整備する水路を「新設水路」という。)、下流域の既設の水路(以下「既設水路」という。)に接続するなどするものである。ため池廃止工事により、新設水路及び既設水路は、廃止したため池の跡地に流入する雨水等(以下「雨水等」という。)を下流域に排水するための排水路として機能することになる(参考図参照)。

(参 考 図)

ため池廃止工事の概念図



(3) ため池廃止工事に係る設計の状況

事業主体は、農林水産省がため池廃止工事に特化した基準等を示していなかったことから、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」」(平成 31 年 4 月農林水産省農村振興局編)等の類似の工事の設計基準等(以下「設計基準等」という。)に基づきため池

廃止工事の設計を行っている。設計基準等によれば、排水路は、洪水時等の設計流量及び設計水位を満足する構造となるようにその断面形及び勾配を定めるなどして、洪水時等の排水処理が安全に行えるよう計画しなければならないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるかなどに着眼して、^(注1)14 県の 80 事業主体において、令和 3 年度から 6 年度までに完了したため池廃止工事のうち、新設水路を既設水路に接続しているため池 198 か所に係るため池廃止工事(工事費計 17 億 1564 万余円、交付金等相当額計 15 億 1876 万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、14 県において、設計書、工事図面等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書等の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査した。

(注1) 14 県 青森、秋田、福島、栃木、福井、愛知、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、高知、福岡、鹿児島各県

(検査の結果)

検査の対象とした 80 事業主体のため池 198 か所に係るため池廃止工事の実施に当たり、事業主体が、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していたか確認したところ、^(注2)11 県の 47 事業主体が実施したため池 94 か所に係るため池廃止工事(工事費計 8 億 8377 万余円、交付金相当額計 7 億 3346 万余円)においては、既設水路の状況を確認することについての明確な記述が設計基準等がないことなどから、事業主体が既設水路の流下能力を把握していなかった。

そこで、既設水路の現況の断面等から流下能力を算出するなどした上で、新設水路の設計流量と、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力とを比較したところ、^(注3)4 県の 9 事業主体が実施したため池 14 か所に係るため池廃止工事(工事費計 1 億 0004 万余円、交付金相当額計 9392 万余円)においては、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた。

また、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していたため池廃止工事のうち、^(注4)2 県の 5 事業主体が実施したため池 9 か所に係るため池廃止工事(工事費計 6806 万余円、交付金相当額計 6291 万余円)においても、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた。

したがって、これらのため池廃止工事^(注5)(5 県の 14 事業主体が実施したため池 23 か所に係るため池廃止工事、工事費計 1 億 6811 万余円、交付金相当額計 1 億 5683 万余円)については、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、雨水等を下流域に安全に排水することができず、新設水路と既設水路の接続部分において^{いつ}溢水して下流域に被害を及ぼすおそれがあると認められた。

(注2) 11 県 青森、福島、愛知、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、高知、福岡、鹿児島各県

(注3) 4 県 福島、兵庫、岡山、山口各県

(注4) 2 県 兵庫、島根両県

(注5) 5 県 福島、兵庫、島根、岡山、山口各県

このように、ため池廃止工事の実施に当たり、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、下流域に被害を及ぼすおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるか設計時に確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、農林水産省において、ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるか確認する必要があることや、確認の具体的な方法を都道府県等に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、農林水産本省は、廃止するため池の下流域に被害を及ぼすことのないよう、次のような処置を講じた。

ア 「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」(令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定)において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、ため池廃止工事の実施に係る計画の策定時から設計時まで確認することを明確に示して、7年3月に都道府県等に周知した。

イ 同年7月に地方農政局等を通じるなどして都道府県等に対して通知等を発して、下流域への影響を確認する際の具体的な方法について示した上で、同通知等の発出前にため池廃止工事を実施したため池も含めて、新設水路の接続先となる既設水路の状況を確認した上で、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うよう周知した。

(2) 収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナについて、森林管理局に対して職員の習熟度の向上を図るための研修をより一層行うよう指導するなどして、有効に活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁
	(項)森林整備・保全費
	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費
	(項)森林整備事業費
	(項)森林整備事業工事諸費
部 局 等	林野庁本庁、7森林管理局
3Dレーザスキャナの概要	レーザ光を用いて立木に接触せずに立木の三次元データを取得できる機器
令和6年度末時点の3Dレーザスキャナの台数	47台
上記3Dレーザスキャナの取得価格	2億5062万円(背景金額)(平成28年度～令和6年度)

1 収穫調査及び3Dレーザスキャナの概要等

(1) 収穫調査及び3Dレーザスキャナの概要

林野庁は、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒するなどして丸太を生産する製品生産事業等を行っており、これらに係る予定価格を算定するために、「国有林野の産物売払手続」(昭和25年農林省訓令第102号)等に基づき、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査(以下「収穫調査」という。)を実施している。

そして、林野庁は、収穫調査に係る人員確保が年々困難になっていることなどから、人力で実施していた収穫調査の効率化等を図るために、平成28年度から令和6年度までの間に、レーザ光を用いて立木に接触せずに立木の三次元データを取得できる3Dレーザスキャナ計47台を各森林管理局管内に配備している。なお、3Dレーザスキャナについては、全ての森林管理署等に1台以上が配備されているわけではないため、必要に応じて、3Dレーザスキャナが配備された各森林管理局等から各森林管理署等に貸し出すことになっている。

(2) 収穫調査の効率化等に向けた3Dレーザスキャナの活用の取組

林野庁は、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の実証の結果等を踏まえて、各森林管理局に対して、4年2月に収穫調査の省力化に向けたロードマップを示すとともに、4年度以降毎年度、事務連絡を発出して、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の実施について、次の①から③までの目標(以下「ロードマップ目標」という。)等を周知している。

- ① 4年度は、製品生産事業において、職員の習熟度を高めることを目的として、各森林管理署等で1か所以上試行する(3Dレーザスキャナを活用した収穫調査を実施するが、その結果を実際の契約手続に用いない)こと
- ② 5年度は、製品生産事業において、各森林管理署等で1か所以上実行する(3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の結果を実際の契約手続に用いる)こと
- ③ 6年度は、製品生産事業において引き続き実行するとともに、立木販売においても、各森林管理署等で1か所以上実行すること

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、3Dレーザスキャナは有効に活用されているかなどに着眼して、林野庁が平成28年度から令和6年度までの間に調達した3Dレーザスキャナ47台(取得価格計2億5062万余円)を対象として、林野庁本庁、7森林管理局及び40森林管理署等において、契約書、物品管理簿等を確認し、ロードマップ目標の期間である4年度から6年度までの間の3Dレーザスキャナの活用状況等を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、40森林管理署等を含む119森林管理署等から、3Dレーザスキャナの活用状況等に係る調書の提出を受けて、これを分析するなどして検査した。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(検査の結果)

各森林管理署等においては、収穫調査を実施した場合には、収穫調査復命書(以下「復命書」という。)を作成することとなっている。そこで、各森林管理局管内において作成された4年度から6年度までの全ての復命書の件数に占める3Dレーザスキャナを活用した収穫

調査の復命書の件数の割合(以下「活用率」という。)をみたところ、表1のとおり、製品生産事業においては4年度0%から8.8%、5年度0.4%から5.6%、6年度0%から4.4%、また、立木販売においては6年度0%から23.8%となっていた。各森林管理局の復命書の件数の中には、下層植生が繁茂しているなど3Dレーザスキャナの活用に適さない現地条件の箇所の収穫調査に係るものが含まれていることなどから、活用率のみをもって3Dレーザスキャナの収穫調査への活用状況を評価することは難しいものの、収穫調査への3Dレーザスキャナの活用が余り進んでいない状況であることがうかがえた。

(注2) 収穫調査復命書 調査方法、収穫区域の位置及び面積、立木の種類、品質及び数量等を記載して、各種野帳、図面及び計算書を添付した復命書。備考欄に3Dレーザスキャナの活用の有無を記載することとなっている。

表1 各森林管理局管内における活用率

森林管理局名	令和4年度			5年度			6年度					
	製品生産事業			製品生産事業			製品生産事業			立木販売		
	復命書の件数 (A) (件)	活用件数 (B) (件)	活用率 (B/A) (%)	復命書の件数 (C) (件)	活用件数 (D) (件)	活用率 (D/C) (%)	復命書の件数 (E) (件)	活用件数 (F) (件)	活用率 (F/E) (%)	復命書の件数 (G) (件)	活用件数 (H) (件)	活用率 (H/G) (%)
北海道森林管理局	591	4	0.7	1,136	6	0.5	1,171	25	2.1	682	0	0.0
東北森林管理局	84	1	1.2	214	10	4.7	311	8	2.6	56	2	3.6
関東森林管理局	361	0	0.0	353	10	2.8	453	4	0.9	42	10	23.8
中部森林管理局	89	0	0.0	59	1	1.7	152	0	0.0	6	0	0.0
近畿中国森林管理局	102	9	8.8	178	10	5.6	160	7	4.4	18	2	11.1
四国森林管理局	255	0	0.0	264	1	0.4	294	0	0.0	17	0	0.0
九州森林管理局	1,487	40	2.7	1,525	65	4.3	1,188	49	4.1	174	7	4.0

注(1) 復命書の件数は、森林管理署等が自ら実施する直営の収穫調査により作成された復命書のみを集計している。また、復命書の件数については、森林管理局ごとに1件当たりの調査対象範囲や作成方法が異なっていることなどから、森林管理局間で単純に比較することはできない。

注(2) 活用件数は、復命書の件数のうち、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の復命書の件数である。

注(3) 活用率は小数点第2位を四捨五入している。

また、119森林管理署等におけるロードマップ目標の達成率をみると、表2のとおり、製品生産事業は4年度37.8%、5年度18.5%、6年度21.8%、また、立木販売は3.4%となっており、いずれも低調となっていた。

表2 119 森林管理署等におけるロードマップ目標の達成率

ロードマップ目標	令和4年度		5年度		6年度			
	製品生産事業で各署等1か所以上試行		製品生産事業で各署等1か所以上実行		製品生産事業で各署等引き続き実行 注(2)		立木販売で各署等1か所以上実行	
森林管理署等数 (A) 注(1)	達成できた森林管理署等数 (B)	達成率 (B/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (C)	達成率 (C/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (D)	達成率 (D/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (E)	達成率 (E/A) (%)
119	45	37.8	22	18.5	26	21.8	4	3.4

注(1) 森林管理署等数には、令和4年度から6年度までのいずれかの年度において、製品生産事業又は立木販売の事業箇所が1か所もなかった森林管理署等が含まれている。

注(2) 製品生産事業で1か所以上実行した森林管理署等について、ロードマップ目標を達成できたとしている。

注(3) 達成率は小数点第2位を四捨五入している。

ロードマップ目標を達成していない主な理由について、森林管理署等に確認するなどしたところ、①活用できる現地条件を満たす箇所がなかったため(7 森林管理局 92 森林管理署等)、②3D レーザスキャナに係る操作技術を習得した職員が少ないなど職員の習熟度が十分でないため(5 森林管理局 51 森林管理署等)、③森林管理局において職員の習熟度が十分でないと判断したことなどから試行又は実行の指示をしていなかったため(3 森林管理局 40 森林管理署等)^(注3)などとしていた。

(注3) これらの森林管理署等の中には、複数の理由を回答した森林管理署等がある。

このうち①について、林野庁は、森林管理署等の職員の中には、収穫調査の対象箇所に3D レーザスキャナを活用できるかどうかを判断する技術の習熟度が十分ではなく、活用可能な箇所についても活用に適さないと判断しているおそれがあるとしており、現に、会計実地検査において、森林管理署等が3D レーザスキャナの活用に適さないとして人力で収穫調査を実施していた箇所について、3D レーザスキャナで適切に計測できることを確認できたものもあった。また、②及び③の職員の習熟度に関連して、119 森林管理署等の3D レーザスキャナに係る研修の実施状況を確認したところ、47 森林管理署等が、4年度以降、研修を実施していなかった。したがって、ロードマップ目標の達成率が低調である主な理由に共通した要因は、職員の3D レーザスキャナの習熟度が十分でないことと認められた。なお、研修等における活用も含めて、6年度における3D レーザスキャナ47台の機器ごとの活用日数をみると、いずれも30日以下で、1日以上10日以下の機器が35台と全体の7割を占めていたほか、同年度中は1日も活用されなかった機器が2台となっており、3D レーザスキャナを活用した研修をより一層行うことが可能な状況となっていた。

このように、ロードマップ目標の達成率が低調となるなどして、収穫調査の効率化等を図るために調達された3D レーザスキャナが十分に活用されているとはいえない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、林野庁において、次のことなどによると認められた。

- ア 森林管理局に対して、職員の3Dレーザスキャナの習熟度の向上を図るための研修等を実施することについての指導を十分に行っていなかったこと
- イ 森林管理局に対して、3Dレーザスキャナを効率的かつ効果的に活用することについての指導を十分に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、林野庁は、7年8月に各森林管理局に対して事務連絡を発して、収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナが有効に活用されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 3Dレーザスキャナが活用可能な現地条件を判断する能力を養うことに重点を置き、参加する全ての職員が操作を体験できるように配慮するなどした研修を各森林管理署等において1年に1回以上開催するなどして、職員の3Dレーザスキャナの習熟度の向上を図るための研修をより一層行うよう指導した。
- イ 森林管理局から毎年度末に当該年度の3Dレーザスキャナの活用状況を報告させて収穫調査への活用の進捗状況を確認するなどして、3Dレーザスキャナが効率的かつ効果的に活用されるよう指導していくこととした。

(3) 土地改良事業におけるファームポンドの耐震設計について、直近の耐震設計の考え方が示されている耐震設計指針に基づいて行うことなどを周知することにより、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省			
	(項)農業農村整備事業費(平成28年度から令和2年度までは(項)農業生産基盤整備事業費、平成27年度は(項)農業生産基盤保全管理・整備事業費)			
	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)			
	(項)土地改良事業費			
部 局 等	農林水産本省			
	直轄事業 2 農政局			
	補助事業 3 農政局			
事業及び補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、予算補助			
ファームポンドの概要	農業用水を貯留するなどのための農業用水貯留施設			
検査の対象としたファームポンドの造成に係る事業主体数、施設数、造成を含む工事の工事費等	直轄施設	5 農政局等	39 施設	158 億 5035 万余円 (平成27年度～令和6年度)
	補助施設	9 県	32 施設	33 億 2143 万余円 (平成27年度、29年度～令和6年度)
	(国庫補助金交付額 17 億 3841 万余円)			

上記のうち耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがあるファームポンドの造成に係る事業主体数、施設数、ファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費等

直轄施設	2 農政局	16 施設	12 億 6590 万円(背景金額)
			(平成 27 年度～令和 2 年度、4 年度、6 年度)
補助施設	4 県	10 施設	5 億 6292 万円
			(平成 29 年度～令和 5 年度)
			(国庫補助金相当額 2 億 9514 万円(背景金額))

1 ファームポンドの耐震設計の概要等

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、農業の生産性の向上等に資することなどを目的として、農業用水を貯留するなどのための農業用水貯留施設(以下「ファームポンド」という。)の造成等を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県等が事業主体となって実施する場合に要する経費の一部を補助している。

同省は、平成 11 年 3 月に、ファームポンドの設計に当たっての標準的な考え方等を示した「土地改良事業設計指針「ファームポンド」」(以下「ファームポンド指針」という。)を制定している。

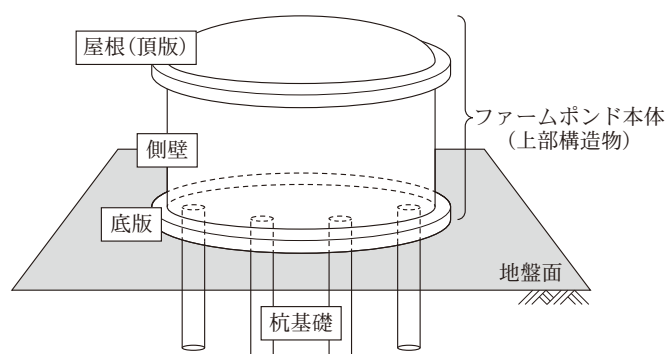
ファームポンド指針によれば、ファームポンドの耐震設計を行う場合は、レベル 1 地震動^(注 1)やレベル 2 地震動^(注 1)に対して保持すべき耐震性能を確保できるように設計しなければならないこととされている。そして、ファームポンドの規模等に応じて、レベル 1 地震動に対してのみ耐震設計を行う施設(以下「レベル 1 地震動の対象施設」という。)、レベル 1 地震動及びレベル 2 地震動に対して耐震設計を行う施設(以下「レベル 2 地震動の対象施設」といい、レベル 1 地震動の対象施設と合わせて「耐震設計対象施設」という。)等が定められている。

また、ファームポンド指針によれば、ファームポンド本体の構造部材のうち耐震設計を行うべき部材は側壁のみであり、屋根や底版については、耐震設計を省略してよいこととされ、杭基礎については、レベル 1 地震動に対してのみ検討すればよいこととされている(参考図参照)。

(注 1) レベル 1 地震動・レベル 2 地震動 「レベル 1 地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいい、「レベル 2 地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

(参 考 図)

ファームポンド本体の構造部材及び杭基礎の概念図



一方、農林水産省は、7年に発生した兵庫県南部地震による被災の教訓を踏まえて、ファームポンドを含む土地改良施設の耐震設計の考え方を取りまとめて、16年3月に、「土地改良施設 耐震設計の手引き」(以下「手引」という。)を制定している。そして、手引の制定後、レベル2地震動を考慮した耐震設計の検証が進んだことを踏まえて、27年5月に、「土地改良事業設計指針[耐震設計]」を改定するとともに、手引を廃止している(以下、改定された同指針を「耐震設計指針」といい、手引と合わせて「耐震設計指針等」という。)

手引によれば、杭基礎の耐震設計を行う場合、杭基礎の耐震性能は上部構造物の耐震性能の同等以上を保持することとされており、上部構造物がレベル2地震動の対象施設の場合には、杭基礎についてもレベル1地震動及びレベル2地震動に対して耐震設計を行うこととされている。また、耐震設計指針によれば、杭基礎のほか、ファームポンド本体の側壁以外の構造部材についても耐震設計を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、ファームポンドの耐震設計が適切に行われているかなどに着眼して、27年度から令和6年度までの間に5農政局等が造成した耐震設計対象施設に該当するファームポンド39施設(ファームポンドの造成を含む工事の工事費計158億5035万余円)及び9県が造成した耐震設計対象施設に該当するファームポンド32施設(ファームポンドの造成を含む工事の工事費計33億2143万余円、国庫補助金交付額計17億3841万余円)の計71施設を対象として検査した(以下、5農政局等が造成したファームポンドを「直轄施設」、9県が造成したファームポンドを「補助施設」という。)

検査に当たっては、5農政局等及び9県において、構造計算書、工事図面等の関係書類及び現地の状況を確認するとともに、農林水産本省において、ファームポンド指針及び耐震設計指針等における耐震設計の考え方について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 5農政局等 関東、近畿、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 9県 秋田、山梨、愛知、兵庫、山口、福岡、長崎、熊本、鹿児島県

(検査の結果)

検査したところ、農林水産省は、平成16年3月に手引を制定した際及び27年5月に耐震設計指針を改定した際に、ファームポンドの耐震設計の対象となる構造部材の範囲を広げるなどして、従前の耐震設計の考え方を見直していたが、ファームポンド指針については、11年3月に制定して以降改定していなかった。

そのため、耐震設計指針において耐震設計の対象とされている構造部材については、ファームポンド指針において耐震設計を省略してよいとされ、また、耐震設計指針等においてレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震設計の対象とされている杭基礎については、ファームポンド指針においてレベル1地震動に対してのみ耐震設計の対象とするとされており、ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない状況となっていた(表1及び表2参照)。しかし、同省は、ファームポンド指針と耐震設計指針等のどちらの耐震設計の考え方を適用してファームポンドの耐震設計を行うかについて明確に示していなかった。

表1 ファームポンドの構造部材に係る耐震設計の考え方

対象施設	構造部材	ファームポンド指針における耐震設計の要否	耐震設計指針における耐震設計の要否
レベル1地震動の対象施設	底版	省略してよい	要(レベル1地震動)
レベル2地震動の対象施設	底版		要(レベル1地震動及びレベル2地震動)
	頂版(屋根)		要(レベル2地震動)

(注) ファームポンド指針と耐震設計指針とで示されている耐震設計の考え方が整合していない構造部材のみを記載している。

表2 ファームポンドが上部構造物である杭基礎の耐震設計の考え方

対象施設	ファームポンド指針における耐震設計で対象とする地震動の種類	耐震設計指針等における耐震設計で対象とする地震動の種類
レベル2地震動の対象施設	レベル1地震動	レベル1地震動及びレベル2地震動

(注) ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない地震動の種類のみを記載している。

そして、5農政局等及び9県が造成したファームポンドにおけるファームポンド本体及び杭基礎を対象とした耐震設計の状況は、次のとおりとなっていた。

ア ファームポンド本体を対象とした耐震設計の状況

71施設のうち、耐震設計指針が改定された27年5月以降に設計が行われた44施設について、ファームポンド指針と耐震設計指針とで示されている耐震設計の考え方が整合していない、底版を対象としたレベル1地震動に対する耐震設計並びに底版及び頂版を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計の状況について確認した。

その結果、底版を対象としたレベル1地震動に対する耐震設計については、全ての施設で行われていた。一方、底版及び頂版を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計については、レベル2地震動の対象施設16施設のうち15施設において、ファームポンド指針で示されている耐震設計の考え方を適用しているなどして、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった。

イ 杭基礎を対象とした耐震設計の状況

71施設のうち、手引が制定された16年3月以降に設計が行われたレベル2地震動の対象施設であって、基礎の種類が杭基礎となっている26施設について、ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない、杭基礎を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計の状況について確認したところ、26施設のうち18施設において、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった。

したがって、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった26施設(アの15施設及びイの18施設の純計、うち直轄施設である2農政局の16施設に係るファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費計12億6590万余円、補助施設である4県の10施設に係るファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費計5億6292万余円、国庫補助金相当額計2億9514万余円)は、耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがあると認められた。

このように、耐震設計指針で耐震設計の対象とされた構造部材について、ファームポンド指針では耐震設計を省略してよいことなどされており、耐震設計指針等で示している耐震設計の考え方と整合していないのに、どちらを適用するかについて明確に示されていない状況となっていて、ファームポンドの設計に当たり、耐震設計指針等で示されている直近の耐震設計の考え方が適用されず、耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、ファームポンドの設計に当たり、耐震設計指針等で示されている直近の耐震設計の考え方を適用することについて十分に検討していなかったことにもよるが、農林水産省において、ファームポンド指針及び耐震設計指針等で示している耐震設計の考え方の整合を図ることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、農林水産本省は、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう、令和7年8月に地方農政局等に対して通知等を発して、次のことを周知するとともに、都道府県に対しても地方農政局等を通じるなどして周知する処置を講じた。

ア ファームポンドの耐震設計については、耐震設計指針に基づいて行うこと

イ 平成27年度以降に造成した施設のうち耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある施設については、耐震診断や耐震改修の要否を直ちに検討し、耐震診断や耐震改修の実施が困難な場合は点検の実施体制を強化するなどの対策を行うこと
なお、同省は、上記の処置に加えて、ファームポンド指針の改定に向けた検討に着手した。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について

〔令和4年度決算検査報告304ページ参照〕
〔令和5年度決算検査報告328ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、ダム、頭首工、ポンプ場等の農業水利施設の整備を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、これらの農業水利施設のうち、商用電源が停電した場合でも機能を維持する必要がある施設には、非常用発電設備を設置している。同省は、平成30年5月に「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」」(以下「ポンプ場設計基準」という。)を改定して、ポンプ場の建屋における浸水対策を追加している。これによれば、建屋の設計に当たっては、ハザードマップ等を基に検討を行い、浸水対策を講ずる必要があるとされている。そして、浸水対策の選定に当たっては、想定される浸水の高さ(以下「想定浸水深」という。)等を考慮して、建屋の止水化・耐水化と機器等の高所化・耐水化を適切に組み合わせることとされている。この浸水対策の内容等は、

令和元年9月に同省が改定した「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(以下「電気設備指針」という。)においても同様のものとなっている。そして、非常用発電設備及び非常用発電設備に接続する負荷機器(以下「非常用発電設備等」という。)は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のいずれにおいても、浸水対策の対象となっている。また、同省は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のそれぞれの改定後に行う農業水利施設の新設又は更新に係る設計については、浸水対策を反映させることにしている。さらに、電気設備指針によれば、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量については、燃料の輸送経路等を考慮して決定する必要があるが、一般に72時間以上運転可能な燃料タンク容量を採用している場合が多いとされている。そして、同省は、給油取扱所からの燃料の供給を前提とした所要の運転可能時間を確保する燃料タンク容量とする必要があるとしている。

しかし、ポンプ場設計基準及び電気設備指針の改定前に設計を行っている農業水利施設(以下「旧基準施設」という。)において、非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されていない事態、及びダムにおいて非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか明らかでない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して5年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体が旧基準施設について更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針(以下「暫定的な浸水対策の実施方針」という。)を検討すること

イ ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量について、現状において所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握した上で、所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には、ダムの機能を維持することが可能となる燃料タンク容量に見直すなどするよう農政局等に対して指導するとともに、農政局等を通じるなどして都道府県等に対して助言を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 旧基準施設の立地条件等について6年6月から7年3月までの間に調査を実施した上で、暫定的な浸水対策の実施方針を検討し、旧基準施設の建屋の止水化・耐水化及び機器等の高所化・耐水化を適宜行うことなどを定めた。そして、同年6月に農政局等に対して通知等を発出して、暫定的な浸水対策の実施方針に沿って対策を行うよう指導した。また、同月に都道府県等に対して農政局等から通知を発出するなどして、これについて助言した。

イ 6年5月及び6月に農政局等に対して通知等を発出して、ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量が電気設備指針に基づく所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握し、所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には、燃料タンク容量を見直すなどするよう、農政局等に対して指導した。さらに、同年6月及び7月に農政局等の担当者に対して説明会を開催して、これらについて周知するとともに、適切に対応するよう指導した。また、同年5月及び6月に都道府県等に対して農政局等から通知を発出するなどして、これらについて助言した。

令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の実施について

(令和 5 年度決算検査報告 290 ページ参照)

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

農林水産省は、令和 3、4 両年度に、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業(以下「低コスト生産等支援事業」という。)を実施する都道府県農業再生協議会に対して、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金を交付している。「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱」等によれば、低コスト生産等支援事業は、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新すべく、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援するなどのものとされている。また、低コスト生産等支援事業において、助成対象とする作物は水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付けされる、新市場開拓向けなどの麦、大豆及び高収益作物、子実用とうもろこし(以下、これらを合わせて「対象畑作物」という。)等とされている。そして、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者(以下「助成対象者」という。)は対象畑作物ごとに助成対象とする低コスト生産等の取組(以下「対象取組」という。)を三つ以上行うこととされている。同省が作成した「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る Q&A」によると、地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)は、助成対象者の対象取組の実施状況等について確認することとなっていて、確認に当たっては、作業日誌等の根拠書類を確認することや、現場で取組の実施状況等を確認することが想定されるなどとなっている。同省は、5 年度から、低コスト生産等支援事業の後継事業として、畑作物産地形成促進事業を実施しており、経営所得安定対策等実施要綱によれば、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援することとされている。そして、助成の基本的枠組みや実施手続等について低コスト生産等支援事業とおおむね同様となっている。

しかし、助成対象者が実施した対象取組には、多くの地域協議会が必要な品質や収量を得るために通常行うべき基本的な作業の内容等(以下「基本的内容等」という。)と認識している取組内容等が含まれていて、対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない事態、及び地域協議会において対象取組の実施状況等を確認するために必要な根拠書類(以下「実績確認書類」という。)の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めていなかったことなどから、対象取組の実施状況等が適切に確認されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して 6 年 10 月に、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求した。

ア 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること(会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 対象取組について低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討し、その結果を踏まえて、6年12月に経営所得安定対策等実施要綱を改正するとともに、「畑作物産地形成促進事業に係るQ&A」を改訂して、多くの地域協議会が基本的内容等と認識している取組内容を対象取組から除くなどした。

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、6年12月に実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、7年2月までに「畑作物産地形成促進事業に係るQ&A」等により地域協議会等に周知した。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について

(令和5年度決算検査報告297ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に対して、出資金及び交付金(以下「出資金等」という。)を交付している。そして、信用基金は、出資金等を財源として、各都道府県に所在する農業信用基金協会(以下「協会」という。)に対して長期の資金を貸し付けている(以下、当該資金を「本件貸付金」といい、本件貸付金の貸付けを「本件貸付け」という。)。協会は、農業者等が農業近代化資金等を融資機関から借り入れるに当たり、その債務等を保証している。同省は、本件貸付金を原資として代位弁済(被保証者が債務不履行に陥った場合に、協会が当該被保証者に代わって債務の弁済を行うことをいう。以下同じ。)が行われることで、協会において新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされており、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。そして、本院は、本件貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して、平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した(以下、この要求を「24年処置要求」という。))。

しかし、その後の状況について検査したところ、本件貸付金について、24年処置要求時の状況と比較しても、本件貸付けを行う必要性は低下してきているにもかかわらず、同省において、24年処置要求を受けて本件貸付金の規模を見直した後、その規模が引き続き見直されることなく、必要額を上回る貸付けが信用基金において行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 本件貸付金が有効に使用されるように各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること

イ アの結果、必要がないと認められる本件貸付金のうち、仮に更なる支援の必要が認められる協会がある場合に当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、これに相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする

ウ ア及びイの本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 本件貸付金の規模の見直しを行い、本件貸付けが各協会に真に必要な額となるようにした。

イ アの結果に基づき、7年1月に、信用基金に対して通知を発して、必要がないと認められる本件貸付金に相当する出資金218億7376万円を信用基金から国庫に納付させることとした。これを受けて、信用基金は、7、8両年度に出資金をそれぞれ109億3688万円ずつ国庫に納付することとする中期計画の変更について、7年3月に農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、出資金を国庫に納付することとした。

一方、農林水産省は、本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制の整備について、引き続き検討して、信用基金等と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

(3) 鳥獣被害防止総合支援対策における軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等について

(令和5年度決算検査報告304ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等(以下「要綱等」という。)に基づき、事業主体に対して鳥獣被害防止総合対策交付金を交付している。要綱等によれば、鳥獣被害防止総合支援事業等については、計画期間の開始前年度等における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の実績値(以下「基準値」という。)等を踏まえた軽減目標(計画期間の最終年度(以下「目標年度」という。)における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の目標値)を記入した被害防止計画を市町村が作成することが要件とされており、この軽減目標を事業の目標とすることなどとされている。また、事業主体は、軽減目標の達成状況について、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県知事に報告すること、当該達成状況が低調な場合(基準値、目標値及び目標年度の実績値から算出した達成率が70%未満の場合)には、改善計画を作成することなどとされている。

(注)
しかし、被害面積について被害割合等を考慮せずに実被害面積より大きく算出していたこと、被害金額について実被害量を用いずに実被害金額より少なく算出していたことなどにより軽減目標の達成状況が適切に把握されていない事態、及び各市町村の区域内において、その被害金額が被害金額全体の2割以上を占めるシカ又はイノシシ(以下「大きな被害を及ぼしている鳥獣」という。)について、対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがあるにもかかわらず、全ての対象鳥獣に係る各数値をそれぞれ合計して算出した達成率(以

下「合算達成率」という。)が70%以上であることなどを理由として改善計画の作成及び次期被害防止計画(以下「次期計画」という。)における取組の強化のいずれも行われていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導すること

イ 事業主体及び市町村に対して、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとにみると達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう周知すること

(注) 被害割合 実被害量を鳥獣被害が発生しなかった場合に見込まれる収量で除するなどして算出した割合

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 7年4月に「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を改正するなどして、被害面積及び被害金額は実被害面積及び実被害金額を用いて算出することを明確にし、これらの算出が適切なものとなっているかを確認するためのチェックリストを同要領に追加することなどにより、事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、地方農政局等を通じて事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導した。

イ 7年4月に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を改正するなどして、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとの達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう地方農政局等を通じて事業主体及び市町村に対して周知した。

(4) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出について

(令和5年度決算検査報告312ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、水産物の安定供給の確保等の実現を図るなどのために、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して漁業経営安定対策事業費補助金を交付して水産業競争力強化基金(以下「基金」という。)を造成させている。機構は、基金を取り崩して助成を行う水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(以下「漁船導入事業」という。)を実施している。漁船導入事業は、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(以下「運用通知」という。)等に基づき、漁船を取得して中核的漁業者にリースにより貸付けを行う者(以下「事業主体」といい、事業主体から漁船を借り受ける中核的漁業者を「借受者」という。)に対して、事業主体が取得する漁船(以下「貸付対象漁船」という。)の取得費等の2分の1以内の金額を助成するものである。貸付対象漁船の貸付けを希望する者は、漁業所得の目標金額(以下、取組の目標として定められた数値目標を「KPI」という。)等を定め、5年以内

に KPI の達成を目指すこととされている。漁業所得には、個人経営の借受者の場合は貸付対象漁船の漁業以外の用途での使用による収入及び支出を含めないこととされている。そして、運用通知によれば、同庁は、機構等に対して、漁船導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行うこととされている。

しかし、19 事業主体の 459 借受者において漁業所得が適切に算出されておらず、KPI の達成状況が適切に把握されていない事態及び KPI の達成状況等を適切に把握するための指導等が十分に行われていない事態が見受けられた。

したがって、水産庁長官に対して令和 6 年 5 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を運用通知等に具体的に示し、その内容を機構から事業主体等に周知させること

イ 事業主体に貸付対象漁船の使用状況を定期的に確認させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6 年 11 月に、漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を具体的に示した基準等を定めた上で、機構に対して事務連絡を発して、同年 12 月に基準等の内容を機構から事業主体等に周知させた。さらに、7 年 2 月に、機構と共に事業主体等に対する説明会を開催して、基準等の内容について周知徹底を図った。

イ アの事務連絡等により、事業主体に貸付対象漁船の使用状況を少なくとも毎年 1 回確認させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行った。

第8 経済産業省

不 当 事 項

役 務 ・ 補 助 金

- (178) 委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の
 (186) 業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの
 (後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

(178) (179) (181) (187)－(189)

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	経済産業省所管
	一般会計 (組織) 経済産業本省
	(項) クールジャパン推進費
	(項) 地域経済活性化対策費
	(項) 消費者行政推進費
	(組織) 資源エネルギー庁
	(項) 脱炭素化産業成長促進対策費
	(組織) 中小企業庁
	(項) 経営革新・創業促進費
	東日本大震災復興特別会計
	(組織) 経済産業本省
	(項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費
	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管
	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)
	(項) 燃料安定供給対策費
	(項) エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	3 会社等 (1 会社)
間接補助事業者 (事 業 主 体)	3 会社等

補助事業等	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの)、キャッシュレス化推進事業費補助金(面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業)、中小企業海外展開等支援事業費補助金(JAPANブランド育成支援等事業費補助金(特別枠))等
事業費の合計	9,789,519,672 円
補助対象事業費の合計	9,720,622,948 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	9,361,715,311 円
不当と認める補助対象事業費の合計	734,691,065 円
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額の合計	701,980,839 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、5 県、23 市町村及び 140 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、4 会社等が事業主体となって、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの)、キャッシュレス化推進事業費補助金(面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業)、中小企業海外展開等支援事業費補助金(JAPANブランド育成支援等事業費補助金(特別枠))等を受けて実施した事業に係る国庫補助金 701,980,839 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 680,319,748 円

(2) 補助の対象とならないもの

2 件 不当と認める国庫補助金 13,999,529 円

(3) 工事の施工が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 7,661,562 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 680,319,748 円

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付額が過大となっていたもの

(3 件 不当と認める国庫補助金 680,319,748 円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に對す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					千円	千円	千円	千円
(178) 経済産業 本省	株 式 会 社 ジェイアール東日本企 画 (東京 都 法 谷 区) 〈事業主体〉	—	キ ャ ッ シ ュ レ ス 化 推 進 事 業 費 補 助 金 (面 的 キ ャ ッ シ ュ レ ス ・ イ ン フ ラ の 構 築 支 援 事 業) 等	元～5	1,550,799 (1,550,799)	1,487,106	212,231 (212,231)	212,231
(179) 資源エネ ルギー庁	同	—	災害時に 備えた社 会的重要 インフラ への自衛 的な燃料 備蓄の推 進事業費 補 助 金 (災 害 時 に 備 え た 社 会 的 重 要 イ ン フ ラ へ の 自 衛 的 な 燃 料 備 蓄 の 推 進 事 業 の うち 自 治 体 に お け る 防 災 の 拠 点 と なる 施 設 向 け 自 家 用 発 電 設 備 等 利 用 促 進 対 策 事 業 に 係 る も の) 等	元～5	5,660,471 (5,660,471)	5,645,602	401,882 (401,882)	387,013
(181) 中小企業 庁	同	—	中小企業 海外展開 等支援事 業費補助 金 (JAPAN ブランド 育成支援 等事業費 補 助 金 (特 別 枠)) 等	2、4	1,959,395 (1,941,765)	1,941,765	81,075 (81,075)	81,075
(178) (179) (181) の計					9,170,665 (9,153,035)	9,074,473	695,188 (695,188)	680,319

(前掲 273 ページの「委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの」及び後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

(2) 補助の対象とならないもの 2件 不当と認める国庫補助金 13,999,529 円
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金により石油製品タンク等を設置する事業の実施に当たり、石油製品タンクが非常用発電機に接続されておらず、補助の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,375,000 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業 等	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(187) 資源エネルギー庁	全国石油商業組合連合会 (東京都千代田区)	医療法人社団晴山会 (千葉県) (事業主体)	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)	5	18,425 (16,750)	8,375	16,750	8,375

この補助金は、令和5年度に、「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)交付要綱」(20140306 財資第9号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、災害時にも機能を維持することが必要な避難所等における石油製品の安定供給の確保を図ることを目的として、全国石油商業組合連合会(以下「連合会」という。)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた連合会は、大規模災害時等に系統電力や都市ガスの供給が途絶した際に社会的重要なインフラ施設の機能維持等を確保するための石油製品タンク等を設置する事業(以下「安定供給確保事業」という。)を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している。

交付要綱によれば、「石油製品タンク等」とは「石油製品(石油ガスを除く。)を貯蔵する容器、当該設備に接続する燃焼機器及び発電機」とされており、石油製品の安定供給を確保するためには、石油製品タンクが発電機等に接続されていることが必要不可欠となっている。

事業主体は、災害時の避難所とされている介護老人保健施設において、停電時に、薬剤保管用の冷蔵庫等の設備を稼働させるための電力を供給できるようにすることを目的として、石油製品タンクを地下に新設して、既存の非常用発電機に配管により接続するとして本件事業に係る交付申請書を連合会に提出し、5年7月に補助金の交付決定を受けていた。その後、事業主体は、配管により接続するためには建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく手続が必要であり、申請した期間内に事業を完了できないとして、非常用発電機に配管により接続することなく、石油製品タンクのみを設置するとして計画変更等承認申請書を連合会に提出した。その際、事業主体は、石油製品タンクから非常用発電機に石油製品を給油する方法について、手動式ポンプ等を用いて行うとしており、連合会は、この給油方法によっても石油製品の安定供給を確保することが可能であると判断して、計画変更申請を承認していた。そして、事業主体は、非常用発電機と接続することなく石油製品タンクを設置することにより、本件事業を事業費18,425,000円(補助対象事業費16,750,000円)で実施したとする実績報告書を

連合会に提出して、国庫補助金 8,375,000 円の交付を受けていた。

しかし、前記のとおり、安定供給確保事業で設置する石油製品タンクは発電機等に接続されていることが必要不可欠であることから、非常用発電機と接続していない石油製品タンクを設置した本件事業は、補助の対象とはならない。なお、上記の手動式ポンプ等を用いる給油方法では、非常用発電機に内蔵されたタンクの容量を考慮すると、数時間に一度給油作業を行う必要が生ずるため、災害時における石油製品の安定供給は確保されないことになる。

したがって、本件事業(補助対象事業費 16,750,000 円)は、石油製品タンクが非常用発電機に接続されていなかったため、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 8,375,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、補助の対象となる石油製品タンク等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,624,529 円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
(188) 資源エネルギー庁	一般社団法人環境共創イニシアチブ (東京都中央区)	九州電力株式会社 (福岡市) (事業主体)	需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金	平成30～令和2	千円 511,082 (471,417)	千円 225,920	千円 11,260	千円 5,624

この補助金は、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付要綱」(20160406 財資第 34 号。以下「交付要綱」という。)に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「法人」という。)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた法人は、需要家側エネルギーリソース等^(注1)を統合的に制御することでバーチャルパワープラント^(注2)の構築を実証する事業(以下「実証事業」という。)を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している(以下、法人が実証事業を実施する者に対して交付する補助金を「実証事業費補助金」という。)

(注1) 需要家側エネルギーリソース 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース(発電設備、蓄電設備及び需要設備)を総称するもの

(注2) バーチャルパワープラント 需要家側エネルギーリソース並びに電力系統に直接接続される発電設備及び蓄電設備の保有者又は第三者が、それらの設備を統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもの

交付要綱によれば、法人は、実証事業を実施する者から実績報告書の提出を受けて書類の審査等を行い、実証事業費補助金の額を確定することとされている。

そして、法人が交付要綱に基づき定めた交付規程等によれば、実証事業の補助対象事業費は、人件費、実証経費等に区分することとされている。このうち、実証経費は事業に必要な直接経費とされており、電気自動車(以下「EV」という。)を実証用に使用する場合、事業主体が所有している EV につい

ては直接経費が生じない一方、レンタルするEV(以下「レンタルEV」という。)については直接経費が生ずることから、その経費を外注費として計上することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者等に対して周知している補助事業事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)によれば、外注費には、自主事業等の実証事業以外に使用した経費を計上することはできないこととされている。

事業主体は、EVに蓄電された電力を電力系統に逆潮流させる技術等について検証する実証実験を行うに当たって、法人が実施した実証事業に係る公募説明会において、事業主体が所有しているEVを実証実験に使用して、その代車のレンタルEVを一般業務に使用した場合、レンタルEVに係る経費を補助の対象とすることが可能かどうかを法人に確認していた。

これに対して、法人は、資源エネルギー庁に確認することなく、独自の誤った判断に基づいて、補助の対象とすることは可能であると事業主体に回答していた。

このため、事業主体は、平成30年度から令和2年度までの間に、実証事業として、前記の実証実験を事業費計511,082,627円で実施し、実証実験には使用せずに一般業務に使用していたレンタルEVに係る経費計11,260,000円を実証経費の外注費として計上した上で補助対象事業費計471,417,827円とする実績報告書を法人に提出していた。法人は、これに対して審査等を行った上で実証事業費補助金の額の確定を行い、実証事業費補助金計225,920,199円(国庫補助金相当額同額)を交付していた。

しかし、前記のとおり、交付規程等において補助の対象となる実証経費は事業に必要な直接経費とされていること、及びマニュアルにおいて外注費には自主事業等の実証事業以外に使用した経費を計上することはできないこととされていることから、一般業務に使用して実証事業に使用していない上記のレンタルEVに係る経費は、事業に必要な直接経費とは認められず、補助の対象とならないものであった。

したがって、前記のレンタルEVに係る経費11,260,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計5,624,529円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において、補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 7,661,562円
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金により実施した事業において、ハイオマスガス化燃焼ボイラー等で構成される省エネルギー性能の高いシステムにおける配管の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 7,661,562円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対 する国庫 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(189) 資源エネルギー庁	一般社団法人環境共創イニシアチブ (東京都中央区)	株式会社心瑛 (滋賀県近江八幡市)	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	5	89,346 (79,419)	52,946	11,492	7,661

この補助金は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付要綱(20221122財資第7号)に基づき、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「法人」という。)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた法人は、省エネルギー性能の高い設備等の導入(以下「設備等導入

事業」という。)を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している。

「令和4年度補正予算省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金公募要領」等によれば、設備等導入事業を実施する者が導入された省エネルギー設備等の検収を行うなどすることにより、設備等導入事業が完了することとされている。そして、検収に当たっては、検収チェックリストを作成して、設備及び工事に対して確実に図面との整合性等を確認し、実績報告書と共に検収チェックリスト等を法人に提出しなければならないこととされている。

また、法人は、設備等導入事業を実施する者から実績報告書等の提出を受けて、設備等導入事業の実施内容の詳細、実際に設置された設備が見積書及び発注書どおりのものであるかなどについて書面等により確定検査を行った上で、交付すべき補助金の額を確定することとされている。

事業主体は、近江八幡市内の温浴施設において、重油を燃料とする温水ボイラーを、薪を燃料とするバイオマスガス化燃焼ボイラー等(以下「本件設備」という。)で構成される省エネルギー性能の高いシステムに交換するなどのために、本件設備の設置、本件設備により加熱された水を温浴施設内の貯湯タンク等の設備に供給するための配管工事等を事業費 89,346,114 円(補助対象事業費 79,419,299 円)で実施している。

事業主体から本件設備、配管工事等の設計及び施工を請け負った業者(以下「請負人」という。)は、本件設備等の設計に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づいて工事関係図書を作成している。

そして、同施行令に基づく告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1388号。以下「告示」という。)によれば、建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、地震等に対して安全上支障のない構造とすること、管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手等を設けるなどの有効な損傷防止のための措置を講ずることなどとされている。

また、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「標準仕様書」という。)によれば、建築物導入部の配管工事に当たり、不等沈下のおそれがある場合にはフレキシブルジョイント(以下「フレキシブル管」という。)を使用した方法で施工することとされている。

(注) フレキシブルジョイント 配管の変位、伸縮、振動等を吸収できる可^{とう}撓性のある管継手

請負人は、本件設備に係る配管の設計に当たり、本件設備が温浴施設の基礎とは異なる基礎の上に設置されることにより地震等の発生時に各基礎が異なる挙動をする可能性があること、水平器により複数箇所を計測したところ温浴施設の基礎が低下しているように見受けられて不等沈下する可能性があることなどから、配管の損傷防止のための措置を講じなければ、地震等に対して安全上支障があり、管の伸縮その他の変形により配管が損傷するおそれがあると判断した。そこで、告示に基づく配管の損傷防止のための措置として、標準仕様書を参照の上、本件設備と温浴施設内の設備を接続する配管の建築物導入部等の2か所に伸縮継手等としてフレキシブル管を設置することとする工事関係図書を作成し、これにより施工することとしていた。

しかし、実際に温浴施設の基礎が不等沈下する可能性があることなどから、本件設備に係る配管について、損傷防止のための措置を講じなければ、地震等に対して安全上支障があり、損傷するおそれがある状況において、請負人から本件設備に係る配管工事の施工を請け負った業者が工事関係図書において設置することとなっていたフレキシブル管を設置していなかったのに、請負人は、工事関係図書どおりに施工されているかの確認を十分に行っていなかった。また、事業主体は、工事完了後に検

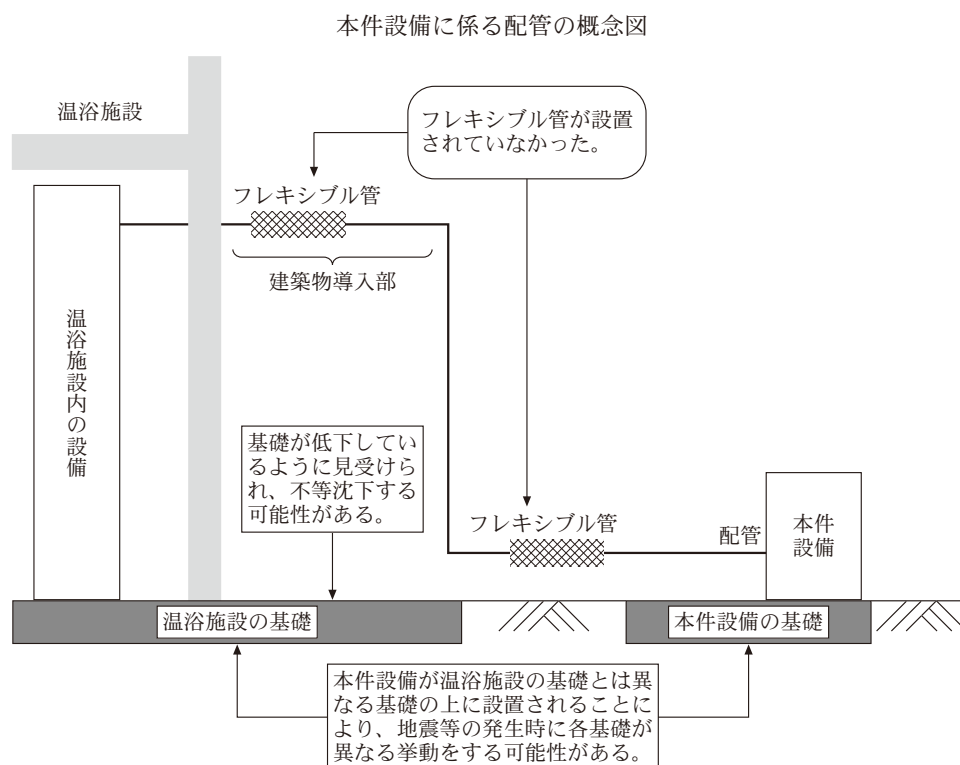
収を行ったものの、検収チェックリストにおいて工事関係図書との整合性を確認するとしていたのに、その確認が十分でなく、フレキシブル管が設置されていないことを把握していなかった。

このように、本件設備に係る配管にはフレキシブル管が設置されておらず、告示において定められた伸縮継手等を設けるなどの有効な損傷防止のための措置が講じられていなかった(参考図参照)。

したがって、本件設備に係る配管(工事費相当額 11,492,343 円、補助対象事業費同額)は、施工が適切でなかったため、地震等の発生時には管の伸縮その他の変形により損傷し、本件設備により加熱した水を温浴施設内の貯湯タンク等の設備に供給できなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る国庫補助金相当額 7,661,562 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において適切に検収を行うことの重要性についての理解が十分でなかったこと、法人において適切に検収を行うことに関する事業主体への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 中小企業等事業再構築促進事業の実施に当たり、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築にのみ使用する必要があることなどを事業主体に対して周知するとともに、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討し、また、事業化状況等報告書における報告方法を見直すよう意見を表示したもの

(令和7年10月27日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、471ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

- (2) 東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金について、必要額を超えて保有していると認められる額について速やかに国庫に納付させるとともに、保有規模について点検・検証等を適切に行うこととするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業事業環境整備費 (項) 東日本大震災復旧・復興中小企業事業環境整備費
部 局 等	中小企業庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	一般社団法人全国信用保証協会連合会
補助事業	経営安定関連保証等対策費補助事業
補助事業の概要	中小企業者等が金融機関から受ける融資について債務の保証を行って代位弁済した信用保証協会に対して損失補償金を出えんするための経営安定関連保証等特別基金を造成するために必要な経費を補助するもの
東日本大震災復興緊急保証の概要	東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者等が金融機関から受ける融資について債務の保証を行うもの
経安基金(震災緊急保証分)を造成するために交付した国庫補助金の額	697 億円(平成 23 年度)
上記のうち経安基金(震災緊急保証分)の残高	319 億 0695 万余円(令和 6 年度末)
上記のうち今後の使用見込みが極めて低く資金が有効に活用されていないと認められる金額(試算額)	203 億 6589 万円(令和 6 年度末)

【改善の処置を要求したものの全文】

一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について

(令和 7 年 10 月 15 日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 経安基金(震災緊急保証分)の概要等

(1) 震災緊急保証制度の概要

ア 経安補助金の概要

中小企業庁は、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱(平成 13・01・26 財中第 2 号。以下「経安要綱」という。)に基づき、一般社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)に対して経営安定関連保証等対策費補助金(以下「経安補助金」という。)を

交付している。そして、連合会は、経安補助金を基に経営安定関連保証等特別基金(以下「経安基金」という。)を造成している。

イ 経安基金(出えん分)の概要

各都道府県等に設立された 51 の信用保証協会(以下「協会」という。)は、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等が金融機関から受ける融資について、その債務の保証(以下「信用保証」という。)を行っている。そして、信用保証付融資を受けた中小企業者等が債務不履行に陥った場合、協会は、当該中小企業者等に代わって金融機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行っている。

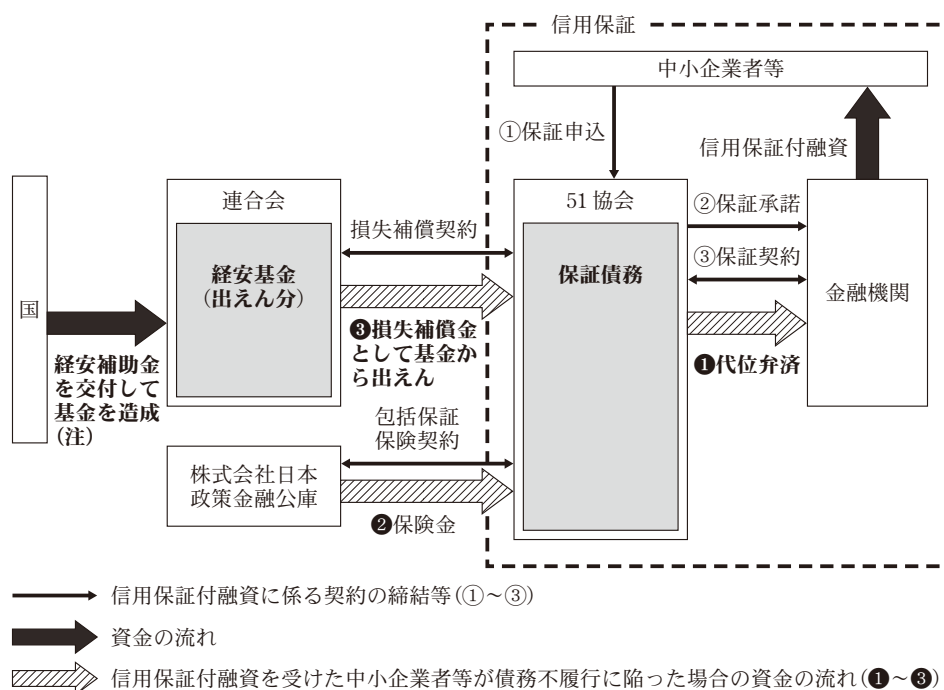
連合会は、協会との間で損失補償契約を締結していて、当該契約に基づき協会に対して損失補償金を支払う場合に、^(注1)経安基金を取り崩して出えんしている(以下、経安基金のうち損失補償金を出えんするために造成されている分を「経安基金(出えん分)」という。))。

経安基金(出えん分)の出えんの対象になる信用保証は、自然災害等の突発的な事由の発生等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対して円滑な資金供給を実現するなどのためのものであり、後述ウ(ア)の震災緊急保証等がある。

(注1) 協会が代位弁済した額から、信用保険(協会が行った信用保証について包括保証保険契約の金額の範囲内で株式会社日本政策金融公庫が引き受ける保険)により同公庫から支払を受けた保険金の額を控除した額に対して、一定の損失補償割合を上限として損失補償金が支払われる。

経安基金(出えん分)の出えん及びその対象となる信用保証の概要を示すと図表1のとおりである。

図表1 経安基金(出えん分)の出えん及びその対象となる信用保証の概要



(注) 基金の保有規模について点検・検証を行うことなどとされている(後述(2)ア参照)。

ウ 震災緊急保証の概要等

(ア) 震災緊急保証の概要

中小企業庁は、東日本大震災(平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた中小企業者等に係る経営の安定に必要な資金について特別の助成に関する措置を講ずるために、23年5月に東日本大震災復興緊急保証制度要綱(平成23・05・06中庁第3号。以下「震災緊急保証要綱」という。)を制定して、信用保証等の既存の制度を活用した全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度(以下「震災緊急保証制度」といい、震災緊急保証制度の対象となる信用保証を「震災緊急保証」という。)を創設した。

震災緊急保証制度の概要は図表2のとおりであり、^(注2)特定被災区域に事業所を有することなどから、東日本大震災により損害を受けたことについて市区町村長等の証明を受けた中小企業者等に対して、協会が震災緊急保証を実施している。そして、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6%を上限として、連合会から協会に対して損失補償金が出えんされることになっている。

(注2) 特定被災区域 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第3項及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)第2条で定められた市町村をいう。

図表2 震災緊急保証制度の概要

対象者	・特定被災区域に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受けたことについて市区町村長等から罹災証明書等の発行を受けた中小企業者等 ・警戒区域等の公示の際に、当該区域に事業所を有していた中小企業者等^{注(1)} ・特定被災区域に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化していることについて市区町村長等の認定を受けた中小企業者等^{注(2)}
保証限度額	2億8000万円 (中小企業者等が組合の場合は4億8000万円)
保証割合	100%
保証期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
損失補償金の上限額	代位弁済額の6% ^{注(3)}
取扱期間	令和8年3月まで ^{注(4)}

注(1) 警戒区域等は、東日本大震災に際し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき地域として公示された区域をいう。

注(2) 平成25年3月までは特定被災区域外に事業所を有する中小企業者等を含む。

注(3) 協会が金融機関に支払った代位弁済額から、協会が株式会社日本政策金融公庫より支払を受けた保険金の額(代位弁済額の90%)を控除した額の60%を上限とするとされている。

注(4) 取扱期間は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令」(平成23年政令第133号)において定められていて、制度創設時は平成24年3月までとされていたが、当該政令が毎年度改正されることにより1年ずつ延長されている。

中小企業庁は、23年度に、連合会に対して、震災緊急保証制度に係る損失補償金の出えんに充てさせるために、経安補助金697億円を交付している。そして、連合会^(注3)は、これを経安基金(出えん分)の造成に充てて管理している(以下、経安基金(出えん分)のうち、震災緊急保証制度に係る出えんに充てるために造成された分を「経安基金(震災緊急保証分)」という。)。

(注3) 中小企業庁は、経安基金(震災緊急保証分)について、東日本大震災の復興施策に要する費用に関する権利義務は東日本大震災復興特別会計に帰属することとされていることなどから、連合会に対して、経安基金(出えん分)の他の部分と区分して管理させている。

(イ) 震災緊急保証の対象の変遷

中小企業庁は、震災緊急保証を被災地の復旧・復興等に重点化して実施するために、25年3月に震災緊急保証要綱を改正して、図表3のとおり、25年度以降の震災緊急保証の対象を、特定被災区域に事業所を有する中小企業者等に限定した。さらに、中小企業庁は、地域ごとの復興状況等を踏まえて、令和3年3月に震災緊急保証要綱を再度改正し、3年度以降の震災緊急保証の対象を、特定被災区域のうち福島県下の全市町村及び岩手、宮城両県下の一部の市町村に事業所を有する中小企業者等に限定するなどした。このように、中小企業庁は、震災緊急保証の対象を段階的に限定してきている。

図表3 震災緊急保証の対象の変遷

期間 対象者	平成23年3月11日 ～25年3月31日	25年4月1日～ 令和3年3月31日	3年4月1日～ (8年3月31日)注(1)
特定被災区域のうち、岩手、宮城及び福島県の3県下の市町村に事業所を有する中小企業者等	対象	対象	対象 注(2)
特定被災区域のうち、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟及び長野の7県下の市町村に事業所を有する中小企業者等	対象	対象	資金使途が既往の震災緊急保証に係る資金を借り換えるなどの者は対象
特定被災区域外の市区町村のみに事業所を有する中小企業者等	対象	対象外	対象外

注(1) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令」により、令和7年9月末時点において、震災緊急保証の取扱期間は8年3月31日までとなっている。

注(2) 岩手、宮城両県については、事業所が所在する市町村によっては、資金使途が既往の震災緊急保証に係る資金の借換えなどである中小企業者等のみが対象となる場合がある。

(2) 基金の保有規模の見直しの概要等

ア 基金の保有規模の見直しの概要

経安要綱によれば、経済産業大臣は、経安基金の事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。)に適合するよう指導監督することとされている。そして、基金基準によれば、使用見込みの低い基金等を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国庫補助金等を国庫に納付するなどの取扱いを検討することとされている。また、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」(令和5年12月行政改革推進会議)等によれば、基金について執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定して保有規模が適正なものとなるよう点検を行うなど、不断に点検・検証を行うこととされている。

イ 元年度国庫納付

貴省は、2年2月に、東日本大震災から8年が経過し、これまでの出えん額等の状況に鑑みると経安基金(震災緊急保証分)の残高が必要額以上の水準にあるとして、連合会に対して、経安要綱に基づき、経安基金(震災緊急保証分)の保有規模の見直しを指示している。そして、連合会から同年3月に経安基金(震災緊急保証分)に係る使用見込みのない額が300億円であるとの報告を受けるとともに、同月に同額を国庫納付させている(以下、当該経安基金(震災緊急保証分)の保有規模の見直し及び国庫納付を「元年度国庫納付」という。)

なお、経安基金(震災緊急保証分)については、7年9月末時点で更なる国庫納付は行われていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

経安基金(震災緊急保証分)は、元年度国庫納付の後、5年以上国庫納付が行われていないことから、本院は、効率性、有効性等の観点から、経安基金(震災緊急保証分)について、貴省による保有規模の見直しは保証承諾^(注4)の状況等に応じて適切に行われているか、保有規模は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等について、9協会^(注5)において震災緊急保証に対する需要等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、連合会から、経安基金(震災緊急保証分)の残高等の状況、51協会の震災緊急保証に係る保証承諾の状況等に係る調書等の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注4) 保証承諾 中小企業者等からの保証申込を受けて協会が応諾すること

(注5) 9協会 岩手県、福島県、群馬県、東京、愛知県、島根県、徳島県、高知県、大分県
各協会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 経安基金(震災緊急保証分)の残高等の状況

震災緊急保証制度が創設された平成23年度から令和6年度までの間の経安基金(震災緊急保証分)の残高等の状況についてみると、平成23年度末の残高は697億円であったのに対して、令和6年度末の残高は319億余円となっていて、残高の減少額は377億余円となっていた。そして、当該減少額377億余円のうち300億円は元年度国庫納付によるものである。

一方で、平成23年度から令和6年度までの間の損失補償金の出えんなどによる経安基金(震災緊急保証分)の取崩額をみると、図表4のとおり、計77億余円であり、特に元年度国庫納付の後の2年度から6年度までの5年間では計14億余円にとどまっていた。

図表4 経安基金(震災緊急保証分)の取崩額の推移

(単位: 億円)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
取崩額	—	1	9	13	11	9	6	6	5

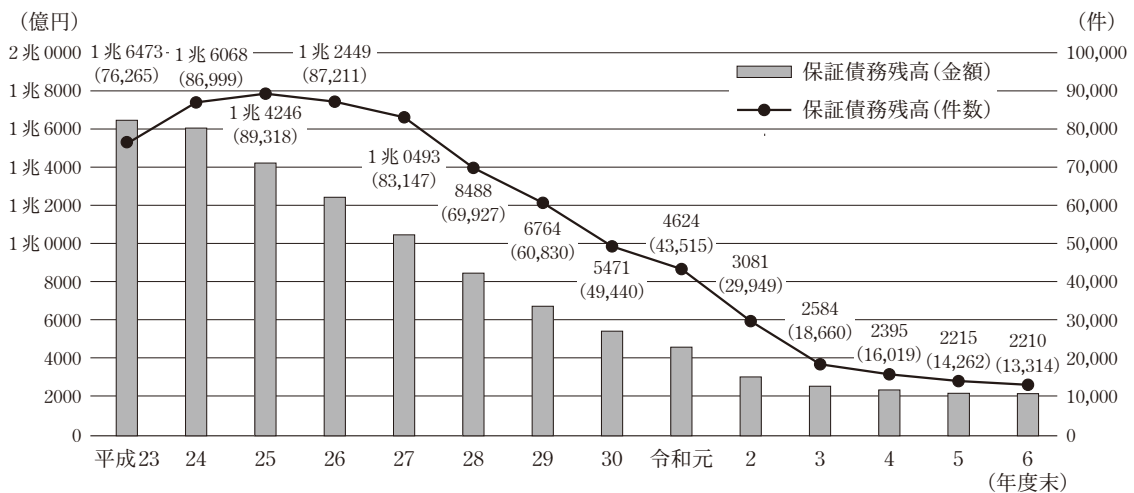
年度	2	3	4	5	6	平成 23 年度から令和 6 年度までの計	
							うち 2 年度から 6 年度までの計
取崩額	4	3	1	1	2	77	14

(2) 震災緊急保証の実施状況

ア 震災緊急保証に係る保証債務残高の推移

平成 23 年度から令和 6 年度までの間の震災緊急保証に係る保証債務残高の推移をみると、図表 5 のとおり、平成 23 年度末には 76,265 件 1 兆 6473 億余円あったものが、令和 6 年度末には 13,314 件 2210 億余円(平成 23 年度末の件数の 17.4% 及び金額の 13.4%)と大きく減少していた。

図表 5 震災緊急保証に係る保証債務残高の推移

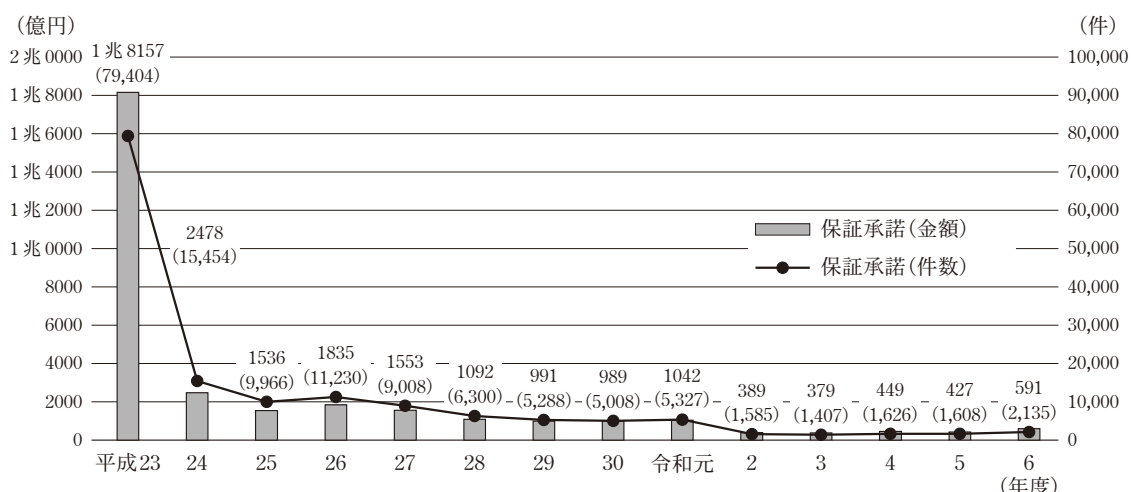


(注) 図表中の括弧書きは保証債務残高の件数を示している。

イ 震災緊急保証に係る保証承諾の推移

23 年度から令和 6 年度までの間の震災緊急保証に係る保証承諾の推移をみると、図表 6 のとおり、東日本大震災直後の平成 23 年度には 79,404 件 1 兆 8157 億余円あったものが、令和 6 年度には 2,135 件 591 億余円(平成 23 年度の件数の 2.6% 及び金額の 3.2%)と大きく減少していた。

図表6 震災緊急保証に係る保証承諾の推移



(注) 図表中の括弧書きは保証承諾の件数を示している。

このように震災緊急保証に係る保証承諾が減少してきている理由は、東日本大震災から14年が経過している中で、1(1)ウ(イ)のとおり、震災緊急保証制度の改正により震災緊急保証の対象が段階的に限定されてきていることなどから、管轄する都道府県等によって保証承諾が大きく減少している協会があることなどであると思料される。

そこで、震災緊急保証制度の改正段階に沿って、51協회를図表7の①から③までに分類して、2年度から6年度までの間の保証承諾の状況を確認した(以下、①に該当する3協회를合わせて「被災3協会」、②に該当する7協회를合わせて「被災7協会」、③に該当する41協회를合わせて「その他41協会」という。)。

図表7 震災緊急保証制度の改正段階に沿った各協会の分類

分類	該当する協会
①特定被災区域を有する県のうち、②の対象資金の限定等がない各県を管轄する協会	被災3協会(岩手県、宮城県、福島県各協会)
②特定被災区域を有する県のうち、対象資金が借換資金に限定されるなどしている各県を管轄する協会	被災7協会(青森県、新潟県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、長野県各協会)
③特定被災区域を有していない都道府県等を管轄する協会	その他41協会(北海道、秋田県、山形県、群馬県、東京、神奈川県、横浜市、川崎市、山梨県、静岡県、愛知県、名古屋市、岐阜県、岐阜市、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都、大阪、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各協会)

その結果、図表8のとおり、被災3協会は、2年度における51協会の保証承諾額の97%以上を、3年度以降はその99%以上を占めており、特に福島県協会はいまだに保証承諾が多い状況が続いている。一方、被災7協会及びその他41協会は、保証承諾が皆無である年度があるなど、保証承諾がほとんどなかった。また、平成23年度の保証承諾額に対する令和6年度の割合をみると、被災3協会は15.1%(うち福島県協会は26.2%)である一方で、被災7協会は0.1%未満、その他41協会は皆無となっていた。

図表8 協会の分類別の保証承諾の状況

年度 分類		平成 23 a	令和 2	3	4	5	6 b	平成23年度に対する 令和6年度の割合 b/a
被災3協会	件数	19,581	1,546	1,406	1,626	1,600	2,130	10.8%
	金額(億円)	3897 (21.4)	380 (97.6)	379 (99.8)	449 (100.0)	426 (99.7)	590 (99.8)	15.1%
	うち福島県 協会	件数	10,639	492	1,198	1,463	1,384	16.3%
	金額(億円)	1873 (10.3)	124 (32.0)	342 (90.2)	414 (92.3)	374 (87.5)	490 (82.9)	26.2%
被災7協会	件数	20,376	39	—	—	6	5	0.0%
	金額(億円)	3537 (19.4)	9 (2.3)	—	—	0 (0.2)	0 (0.1)	0.0%
その他41協会	件数	39,447	—	1	—	2	—	—
	金額(億円)	1兆0722 (59.0)	—	0 (0.1)	—	0 (0.0)	—	—
計	件数	79,404	1,585	1,407	1,626	1,608	2,135	2.6%
	金額(億円)	1兆8157 (100.0)	389 (100.0)	379 (100.0)	449 (100.0)	427 (100.0)	591 (100.0)	3.2%

注(1) 括弧書きは計に対する割合(%)を示しており、小数点第2位以下を切り捨てている。

注(2) 図表中の金額は単位(億円)未満を切り捨てており、「0」は単位未満あり、「—」は皆無を示している。

したがって、少なくとも被災7協会及びその他41協会が管轄する都道府県等のみに事業所を有している中小企業者等については、震災緊急保証に対する需要が極めて低い状況が見受けられる。このため、被災7協会及びその他41協会に係る損失補償見込額として、引き続き経安基金(震災緊急保証分)に留保しておく必要がある資金は極めて少額になると認められる。

(3) 経安基金(震災緊急保証分)の保有規模の見直しの状況

経安基金(震災緊急保証分)に係る貴省の連合会に対する指導監督の状況について確認したところ、貴省は、被災7協会及びその他41協会の保証承諾が極めて低調な状況であるにもかかわらず、元年度国庫納付以降5年が経過した6年度末においても、連合会に対して、経安要綱に基づき基金基準に沿った経安基金(震災緊急保証分)の保有規模の見直しを行うよう再度指示するなどしていなかった。そして、連合会は、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを行っていなかった。そのため、引き続き経安基金(震災緊急保証分)に留保しておく必要がある資金についての点検・検証が行われていない状況となっていた。

(4) 経安基金(震災緊急保証分)の必要額の試算

元年度国庫納付以降、経安基金(震災緊急保証分)の保有規模の見直しが行われていないことを踏まえて、経安基金(震災緊急保証分)に係る今後必要となる損失補償見込額について、本院において、元年度国庫納付の際の算定方法を参考にして試算を行った。

試算に当たり、被災7協会及びその他41協会については、2年度以降ほとんど保証承諾がなく、震災緊急保証に対する需要が極めて低い状況が見受けられる((2)イ参照)ことから、元年度国庫納付以降の直近5年間(2年度から6年度まで)の保証承諾額を基にして、一年度当たりの平均保証承諾額を算定した。

一方、被災3協会については、平成23年度の保証承諾額に対する令和6年度の割合が被災7協会及びその他41協会と比べると高く、かつ、毎年度継続して保証承諾がある状況が認められ、特に福島県協会については、いまだに保証承諾が多い状況が継続している((2)イ参照)ことから、保守的な見積りによることとして、震災緊急保証制度が創設された平成23年度から令和6年度までの全ての年度の保証承諾額を基にして、一年度当たりの平均保証承諾額を算定した。

試算の結果、図表9のとおり、6年度末時点で、7年度以降の損失補償見込額は、被災3協会は111億5580万余円、被災7協会は1億3082万余円、その他41協会は2億5443万余円、計115億4106万余円となった。このため、6年度末の基金残高319億0695万余円との差額203億6589万余円については、今後の使用見込みが極めて低く資金が有効に活用されていないと認められる。

図表9 損失補償見込額の試算結果 (単位：万円)

分類	基金残高 ①	損失補償見込額								基金残高と 損失補償見 込額との差 額 ①－②
		②＝(a+b)× e×f×g	保証 債務残高	今後の保証承諾見込額			想定 事故率	想定非 回収率	損失 補償 割合	
			注(1) a	b＝c×d	平均 保証承諾額	制度継 続見込 期間				
			注(2) c	注(4) e	注(4) f	注(5) g				
被災 3 協会		111 億 5580	1821 億 6209	1 兆 0121 億 3541	1012 億 1354	10 年	17.35%	89.73%	6.00%	
被災 7 協会		1 億 3082	118 億 0071	22 億 0500	2 億 2050					
その他 41 協会		2 億 5443	270 億 9862	1 億 4000	1400					
計	319 億 0695	115 億 4106	2210 億 6143	1 兆 0144 億 8041	1014 億 4804					203 億 6589

(参考) 元年度国庫納 付の際の算定 方法	基金残高	損失補償見込額								使用見込み のない額
			保証 債務残高	今後の保証承諾見込額			想定 事故率	想定非 回収率	損失 補償 割合	
					平均 保証承諾額	制度継 続見込 期間				
	①	②＝(a+b)× e×f×g	注(1) a	b=c×d	注(2) c	注(3) d	注(4) e	注(4) f	注(5) g	注(6) ①－②
	639 億 4078	340 億 0085	4400 億 0000	3 兆 2000 億 0000	3200 億 0000	10 年	17.35%	89.73%	6.00%	300 億 0000

注(1) 「保証債務残高」は、元年度国庫納付では令和元年度末の推計値を用いており、試算では6年度末の実績値を用いている。

注(2) 「平均保証承諾額」は、元年度国庫納付では百億円未満を切り捨てており、試算では円単位の計数を用いて算定している。

注(3) 「制度継続見込期間」は、元年度国庫納付では「第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)」を含む10年間としており、試算でも「第3期復興・創生期間(令和8年度～12年度)」を含む10年間としている。

注(4) 「想定事故率」及び「想定非回収率」は、元年度国庫納付では予算の積算時に用いた率を用いており、試算でも同じ率を用いている。

注(5) 「損失補償割合」は、元年度国庫納付では損失補償金として出えんされる上限の率を用いており、試算でも同じ率を用いている。

注(6) 「使用見込みのない額」は、算定に当たり端数が調整されている。

注(7) 項目ごとに万円未満を切り捨てている。

(改善を必要とする事態)

経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、被災7協会及びその他41協会において保証承諾が極めて低調な状況が続いているにもかかわらず、元年度国庫納付以降、見直しが行われておらず、使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されないままとなっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について点検・検証を適切に行うことの重要性に対する理解が十分でないことなどによると

認められる。

3 本院が要求する改善の処置

震災緊急保証については、東日本大震災から14年が経過している中で、保証債務残高は年々減少しているとともに、51協会のうち被災7協会及びその他41協会においては保証承諾が極めて低調な状況が継続している。

については、貴省において、経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について点検・検証等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ 経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととする

(3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとするよう改善の処置を要求したもの

(令和7年10月6日付けで経済産業大臣及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長宛てに改善の処置を要求したものの全文は、448ページの国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項に掲記)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

サービス等生産性向上IT導入支援事業の実施状況について

(令和5年度決算検査報告335、494ページ参照)

(487ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

第9 国土交通省

不 当 事 項

工 事

(190) 車道等における欠損部補修工の実施に当たり、工事の実態を踏まえた単価を用いるなどして契約変更を行っていなかったため、工事費が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)道路交通安全対策事業費
	(項)地域連携道路事業費
部 局 等	四国地方整備局松山河川国道事務所
工 事 名	(1) 平成31-32年度 松二維持工事 (2) 令和3-4年度 松二維持工事
工 事 の 概 要	一般国道56号、196号及び317号において、車道等の舗装に生じた小規模な欠損部を補修するなどの工事
工 事 費	(1) 554,429,700 円(令和元、2両年度) (2) 499,213,000 円(令和3、4両年度) 計 1,053,642,700 円
請 負 人	株式会社愛亀
契 約	(1) 平成31年4月 一般競争契約 (2) 令和3年4月 一般競争契約
しゅん功検査	(1) 令和2年3月、3年3月 (2) 令和4年3月、5年3月
支 払	(1) 令和元年5月、2年4月、6月、3年4月 (2) 令和3年5月、4年4月、7月、5年4月
過大となっていた工事費	(1) 6,211,922 円(令和元、2両年度) (2) 7,181,549 円(令和3、4両年度) 計 13,393,471 円

1 工事等の概要

(1) 工事の概要

四国地方整備局松山河川国道事務所(以下「事務所」という。)は、一般国道56号、196号及び317号において、道路の機能を良好に保つことなどを目的として、令和元、2両年度に「平成31-32年度 松二維持工事」を、3、4両年度に「令和3-4年度 松二維持工事」を、株式会社愛亀(以下「請負人」という。)にそれぞれ工事費554,429,700円、499,213,000円、計1,053,642,700円で請け負わせて実施している(以下、これらの工事を合わせて「本件工事」という。)

本件工事は、道路巡回工、欠損部補修工等を行うものであり、このうち、欠損部補修工は、車道等の舗装に生じた小規模なひび割れなどの欠損部を加熱アスファルト合材(以下

「加熱合材」という。)で補修するものである。契約書等によると、本件工事における欠損部補修工の実施手順は、次のとおりとなっている。

- ① 請負人は、道路巡回を行い、その状況等についてパトロール日誌を事務所に提出して報告する。
- ② 事務所は、パトロール日誌により道路に欠損部が生じていることが報告された場合、請負人に対して、欠損部の補修を行う期間、箇所、補修に使用する加熱合材の概算数量等を記載した指示書を発出する。
- ③ 請負人は、指示書に基づいて欠損部の補修を行い、欠損部の補修に使用した加熱合材について、施工日ごとの施工量が確認できる合材数量集計表を作成して事務所に提出する。

(2) 総価契約単価合意方式等の概要

総価契約単価合意方式実施要領(平成28年国地契第79号、国官技第360号、国北予第33号。以下「実施要領」という。)等によると、総価契約単価合意方式は、請負代金額を変更することになった際に変更金額等の算定に用いる単価等について、受発注者間であらかじめ協議し、単価合意書を作成して合意しておくことにより、設計変更等に伴う協議の円滑化に資することを目的としている。総価契約単価合意方式には、単価個別合意方式と包括的単価個別合意方式(以下「包括的方式」という。)とがあり、本件工事は包括的方式となっている。

また、実施要領等によると、包括的方式は、発注者が積算した各工種等の単価に、予定価格に対する工事費の比率(以下「請負比率」という。)を乗じて得た単価について合意するものとなっている(以下、合意した単価を「合意単価」という。)。そして、請負代金額の変更については、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者との協議して定めることが原則となっているが、単価合意書に記載の合意単価を用いることが不適当である場合等は、発注者と受注者との協議して新たに定めること、協議が整わない場合には、発注者が定めて受注者に通知することとなっている。

(3) 積算基準における欠損部補修工の歩掛かりの区分

事務所は、本件工事の工事費の積算を国土交通省制定の土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)等に基づき行っている。そして、積算基準において、欠損部補修工の加熱合材の施工量1t当たりの単価を算定する際に用いる歩掛かりは、一日当たりの施工量により「1t未満」「1t以上2t未満」「2t以上5t未満」及び「5t以上20t未満」の四つに区分されている。

2 検査の結果

本院は、法規性、経済性等の観点から、工事の実態を踏まえて単価が適切に定められているかなどに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、契約書、合材数量集計表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、当初、欠損部補修工の一日当たりの施工量について、積算基準の区分のうち「1t以上2t未満」と想定して、当該区分の歩掛かりを適用して算定した単価に請負比率を

乗じて得た単価を 65,898 円から 104,307 円と算定していた(以下、これらの単価を「本件合意単価」という。)

その後、事務所は、欠損部補修工の実際の施工量に基づくなどして契約変更を行って契約額を変更しており、本件合意単価に年度ごとの実際の施工量(20t～88t)を乗ずるなどして算出した欠損部補修工の費用(以下「欠損部補修費用」という。)計 21,975,721 円に道路巡回工等の費用や諸経費等を加えた計 1,053,642,700 円を本件工事の工事費として請負人に支払っていた。

しかし、欠損部補修工の施工日ごとに、実際の一日当たりの施工量が積算基準のどの区分に該当するか確認したところ、表のとおり、全施工日 106 日のうち、本件合意単価を算定する際に事務所が想定していた「1t 以上 2t 未満」に該当する施工日は 25 日(106 日の 23.5%)にすぎず、「2t 以上 5t 未満」に該当する施工日が 68 日(106 日の 64.1%)と最も多くなっていた。そして、「2t 以上 5t 未満」の単価は、当該区分の歩掛かりを適用するなどして算定すると 42,200 円から 65,930 円となり、本件合意単価の 65,898 円から 104,307 円よりも安価となっていた。^(注)

(注) いずれの区分も、年度等によって単価が異なっている。

表 積算基準における区分別の実際の一日当たりの施工量に応じた施工日数 (単位: 日)

工事名	年度	積算基準における区分				計
		1t 未満	1t 以上 2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上 20t 未満	
平成 31～32 年度 松二維持工事	令和元年度	4	9	8	—	21
	2 年度	2	9	30	—	41
令和 3～4 年度 松二維持工事	3 年度	2	2	25	1	30
	4 年度	4	5	5	—	14
計 (注)		12 (11.3%)	25 (23.5%)	68 (64.1%)	1 (0.9%)	106 (100.0%)

(注) 括弧書きは全施工日数(106 日)に対する割合である。

したがって、実際の一日当たりの施工量については、事務所が当初想定していた区分の施工量とは異なっているものもあり、これらの施工量については、本件合意単価を用いることが不適当である場合に該当することから、事務所は、実際の一日当たりの施工量に対応する区分の単価を新たに算定して、契約変更を行う必要があったと認められた。

そこで、欠損部補修工の施工日ごとに、実際の一日当たりの施工量に対応する区分の単価を用いるなどして、欠損部補修費用を算出すると計 14,648,403 円となり、これに道路巡回工等の費用や諸経費等を加えた本件工事の工事費は計 1,040,249,229 円となることから、事務所が請負人に支払った工事費 1,053,642,700 円はこれに比べて 13,393,471 円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、総価契約単価合意方式で契約を締結することにより実施した本件工事について、本件合意単価を用いることが適当かどうか工事の実態を踏まえて確認し、新たに算定した単価を用いるなどして契約変更を行う必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

物 件

(191) 国が管理しているトンネル等の使用を許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっていたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	東京航空局
トンネル等の使用許可の概要	東京航空局が管理しているトンネル等の使用を国以外の者に許可するもの
使用許可の相手方	京浜急行電鉄株式会社
使 用 許 可	令和2年4月、3年3月、4年3月
使 用 料	2,284,022,057 円(令和2年度～5年度)
低額となっていた使用料	75,191,055 円(令和2年度～5年度)

1 使用許可等の概要

東京航空局(以下「東京局」という。)は、令和2年4月、3年3月及び4年3月に、京浜急行電鉄株式会社に対して、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、東京局が管理しているトンネル(延長計2,159m。以下「本件トンネル」という。)及び本件トンネルに係る土地等の行政財産の使用を許可して、2年度から5年度までの各年度に本件トンネル等を使用させている。

国土交通本省及び東京局は、行政財産で国以外の者に使用させるもの(本件トンネル等を含む。以下「使用許可財産」という。)の使用料について、「国が管理する空港等において国以外の者に土地等を使用させ又は収益させる場合の使用料について」(平成18年財理第4030号財務省理財局長通達)等に基づき、次のように算定することとしている。

- ① 国土交通本省は、5か年度に1回、不動産鑑定評価基準(平成14年7月国土交通事務次官通知)に準拠して使用許可財産の賃料を算出する鑑定評価(以下「使用料調査」といい、使用料調査により算出する賃料を「調査賃料」という。)を不動産鑑定評価会社等(以下「鑑定会社」という。)に委託して実施する。
- ② 使用料調査の委託に当たり、東京局は、使用許可財産のうちトンネル等の工作物の取得年月日、前年度末現在の国有財産台帳価格から消費税相当額を控除した額(以下「税抜き台帳価格」という。)等を記載した工作物一覧等(以下「物件資料」という。)を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供する。
- ③ 鑑定会社は、物件資料に記載された工作物の取得年月日等を基に^(注1)価格変動率及び期待利^(注2)回りを算出し、これらを税抜き台帳価格に乗ずるなどして調査賃料を算出する。そして、調査賃料等を報告書に記載して国土交通本省に提出する。
- ④ 東京局は、鑑定会社が国土交通本省に提出した報告書に基づき、調査賃料に消費税相当額を加算するなどして、使用料調査を実施した年度の次年度の使用料を算定する。
- ⑤ 東京局は、使用料調査を実施しない年度については、調査賃料の変動率を求める調査

(以下「変動率調査」という。)を実施して、調査賃料に変動率調査で得られた変動率を乗ずるなどして次年度の使用料を算定する。

(注1) 使用料調査を実施した年度の物価指数(建設工事費の物価変動を修正するために用いられる一種の物価指数)を、工作物の取得年月日の属する年度の同指数で除して算出される価格変動の割合

(注2) 利率(本件の場合は3.5%)及び残存耐用年数(工作物の耐用年数から経過年数を控除した年数)を用いて年賦償還率と同様の計算式により算出されるもので、利率が一定の場合、残存耐用年数が短いほど高くなる。

国土交通本省は、元年度に、2年度の使用料を算定するための使用料調査を鑑定会社に委託して実施しており、東京局は、本件トンネルの取得年月日を平成16年9月15日、税抜き台帳価格を4,922,576,629円と記載するなどした物件資料を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供している。

そして、鑑定会社は、物件資料に記載された取得年月日等を基に価格変動率を1.22、期待利回りを0.0508とそれぞれ算出し、これらを税抜き台帳価格に乗ずるなどして本件トンネルの調査賃料を220,700,746円と算出している。

東京局は、本件トンネルの調査賃料に本件トンネルに係る土地等の調査賃料を合算した上で消費税相当額を加算するなどして、令和2年度の本件トンネル等の使用料を算定するとともに、3年度から5年度までの使用料については、調査賃料に変動率調査で得られた変動率を乗ずるなどして、2年度から5年度までの本件トンネル等の使用料を計2,284,022,057円と算定している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、使用料の算定が適切に行われているかなどに着眼して、本件トンネル等の使用料を対象として、東京局において、鑑定会社から提出された報告書、物件資料、国有財産台帳等の関係書類を確認するとともに、国土交通本省において、使用料調査の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

東京局は、国土交通本省が元年度に使用料調査を委託して実施するに当たり、本件トンネルの取得年月日を平成16年9月15日と記載するなどした物件資料を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供していた。

しかし、国有財産台帳等により本件トンネルの取得年月日を確認したところ、東京局が物件資料に記載していた16年9月15日は記載誤りであり、正しくは10年3月11日であった。

そこで、本件トンネルについて、国有財産台帳に記載された正しい取得年月日に基づき算出した価格変動率1.18及び期待利回り0.0566を税抜き台帳価格に乗ずるなどして令和2年度の調査賃料を修正計算すると236,097,581円となり、鑑定会社が算出した調査賃料220,700,746円はこれに比べて15,396,835円過小となっていた。

したがって、本件トンネル等の使用料について、正しい取得年月日により算出した調査賃料等に基づいて2年度から5年度までの各年度の使用料を修正計算すると、適正な使用料は計2,359,213,112円となり、東京局が算定した本件トンネル等の使用料2,284,022,057円はこれに比べて75,191,055円低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京局において、本件トンネル等の使用料の算定に当たり、物件資料を作成する際に国有財産台帳等の基礎資料の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金
(192) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(217)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)東日本大震災復旧・復興推進費
	(項)住宅防災事業費
	(項)河川整備事業費
	(項)砂防事業費
	(項)道路交通安全対策事業費
	(項)港湾事業費
	(項)社会資本総合整備事業費
	(項)国立研究開発法人建築研究所施設整備費
	(項)河川等災害復旧事業費
	(組織)観光庁
	(項)観光振興費
	東日本大震災復興特別会計
	(組織)国土交通本省
	(項)東日本大震災復興推進費
	(項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	国土交通本省、2 地方整備局、観光庁、10 都府県
補助等の根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	都、府 1、県 8、市 7、町 1、独立行政法人 1、団体 2、計 21 補助事業者等 (都、府 1、県 8、市 7、町 1、独立行政法人 1、団体 1、計 20 事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	2 団体
補助事業等	社会資本整備総合交付金事業、東日本大震災復興交付金事業、防災・安全交付金事業等
事業費の合計	119,294,547,759 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	103,551,044,279 円

不当と認める事業費の合計	1,656,031,018 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	883,467,102 円

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、39 都道府県、469 市区町村、2 一部事務組合、2 独立行政法人及び 58 団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、10 都府県、8 市町、1 独立行政法人、3 団体、計 22 事業主体が実施した社会资本整備総合交付金事業、東日本大震災復興交付金事業、防災・安全交付金事業等に係る国庫補助金 883,467,102 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったもの

10 件 不当と認める国庫補助金 505,328,771 円

(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

6 件 不当と認める国庫補助金 170,315,439 円

(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 70,296,500 円

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 59,830,274 円

(5) 工事の施工が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 17,473,243 円

(6) 補助の対象とならないもの

2 件 不当と認める国庫補助金 7,058,628 円

(7) 計画が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 49,614,247 円

(8) 工事費の積算が過大となっていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,550,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったもの 10件 不当と認める国庫補助金 505,328,771 円
擁壁の設計が適切でなかったもの (3件 不当と認める国庫補助金 44,249,175 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(192) 広島県	広島県	防災・安全交付金 (砂防)	元～4	202,532 (197,635)	98,334	4,259 (4,259)	2,119
(193) 福岡県	福岡県	社会資本整備総合 交付金 (広域連携)等	3～5	114,929 (75,185)	34,060	16,654 (16,336)	7,386
(192) (193) の計				317,461 (272,821)	132,394	20,913 (20,595)	9,505

2 県は、道路を拡幅するために取り壊した水路の復旧、林道に隣接する地山を掘削して土砂で埋め戻した法面の保護等のために、柳川市三橋町江曲^{えまがり}地内、府中市木野山町地内等において、コンクリートブロック積工、コンクリートえん堤工等を実施している。

このうちコンクリートブロック積工について、福岡県は水路の護岸としてブロック積擁壁を、広島県は下段のブロック積擁壁と上段のブロック積擁壁とで構成される二段の多段ブロック積擁壁をそれぞれ築造している(参考図 1 及び 2 参照)。

2 県は、本件擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図書、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしている。

指針等によれば、擁壁の設計に当たっては、自重、載荷重、土圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算等を行うこととされている。このうち、滑動に対する安定については、擁壁に作用する滑動力と滑動に対する抵抗力とを比べ所定の安全率を有することを、転倒に対する安定については、擁壁底面に作用する荷重の合力の作用位置が許容範囲内にあることを、基礎地盤の支持力に対する安定については、擁壁底面における鉛直地盤^(注1)反力度が基礎地盤の許容鉛直支持力度を超えないことをそれぞれ照査することとされている。

(注1) 鉛直地盤反力度 構造物を介して地盤に鉛直方向の力を加えたとき、地盤から構造物に作用する単位面積当たりの抵抗力をいう。

また、滑動に対する安定計算等においては、擁壁の前面地盤が埋め戻される部分となり、流水による洗掘等により取り除かれるおそれがあることなどから、通常、滑動に対する抵抗力として擁壁の前面地盤^(注2)の受働土圧を考慮しないことなどとされている。

(注2) 受働土圧 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤が構造物を押し返すように発生する土圧をいう。

さらに、多段ブロック積擁壁は、上段のブロック積擁壁からの荷重が下段のブロック積擁壁に作用するなどの悪影響が及ぶため全体の安定に問題があることから、原則として、避けなければならないが、やむを得ず用いる場合は、上段のブロック積擁壁からの荷重の影響を考慮して下段のブロック積擁壁を設計することなどとされている。

ただし、ブロック積擁壁については、指針に示された擁壁の直高と背面勾配^(注3)の関係表(以下「関係表」

という。)に基づく設計とするのであれば、前記の安定計算等は行わなくてもよいこととされている。

(注3) 直高と背面勾配の関係表 使用するブロックの控長が35cm以上の場合に、擁壁の直高及び擁壁を設置する地山の盛土又は切土の別に、擁壁の背面勾配及び裏込めコンクリート厚を示した表

福岡県は、ブロック積擁壁の設計に当たり、擁壁の背面勾配を緩やかにできないなどの現地状況により関係表に示された設計とすることができないことから、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算等を行っていた。しかし、同県は、擁壁の前面地盤が埋め戻される部分となり、洗掘等により取り除かれるおそれがあるのに、滑動に対する抵抗力として前面地盤の受働土圧を考慮するなどして設計していた。

また、広島県は、多段ブロック積擁壁の設計に当たり、上段及び下段それぞれのブロック積擁壁の直高と背面勾配が、関係表に示された設計となることから、安全であるとしていた。しかし、同県は、下段のブロック積擁壁に対して上段のブロック積擁壁からの荷重が及ぶ状況となっていたのに、その影響を考慮して下段のブロック積擁壁の設計を行うなどしていなかった。

そこで、2県が築造したブロック積擁壁について、現地の状況を踏まえて、指針等に基づき安定計算を行ったところ、福岡県のブロック積擁壁及び広島県が多段ブロック積擁壁において、滑動に対する安定についての安全率が許容値を大幅に下回るなどしていた。

したがって、本件ブロック積擁壁等(工事費相当額計 20,913,265 円、交付対象事業費計 20,595,839 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額計 9,505,614 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡県において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、広島県において指針等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

福岡県は、令和3年度から5年度までの間に、一般県道高田柳川線の拡幅に伴って、道路に隣接した水路の既設護岸を取り壊し、護岸として新たにブロック積擁壁(右岸及び左岸の上下流部4か所、高さ2.51m～3.56m、延長計33.5m)等を築造する工事を実施していた。

同県は、右岸上流部及び左岸下流部におけるブロック積擁壁の安定計算等に当たり、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定性について、前面地盤の受働土圧を考慮するなどして設計した成果品に基づき、施工していた。

しかし、現地の状況を確認するなどしたところ、ブロック積擁壁の前面地盤は埋め戻されており、洗掘等のおそれがある状況となっていることから、ブロック積擁壁の安定計算等において、滑動に対する抵抗力として受働土圧を考慮して設計するのは適切とは認められない状況となっていた。また、ブロック積擁壁に生ずる浮力について、水路内の水位2.07mにより計算すべきところ、誤ってブロック積擁壁の前面地盤の高さ0.85mにより計算するなどしていた。

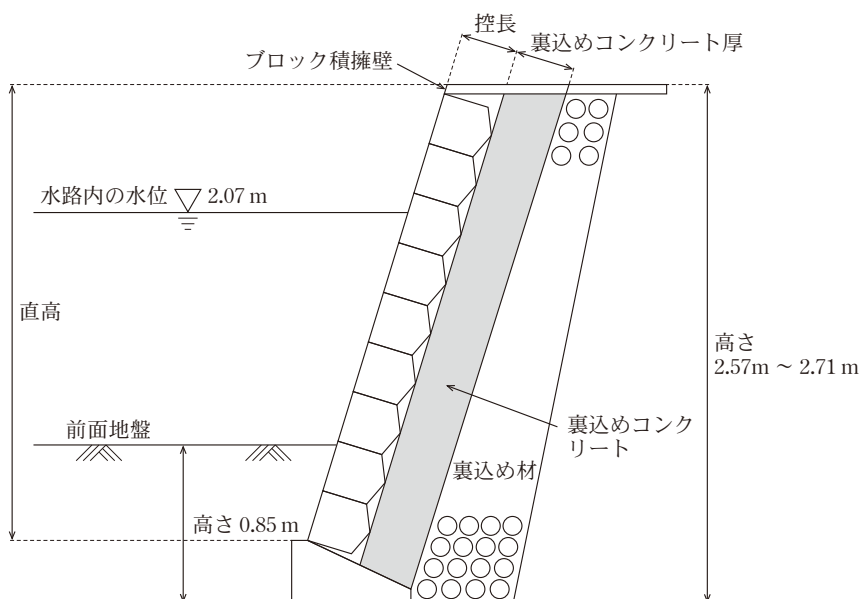
そこで、指針等に基づき、受働土圧を考慮せず、また、水位2.07mにより浮力を計算するなどして、改めてブロック積擁壁の安定計算等を行ったところ、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力について、次のとおり安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図3参照)。

① 滑動に対する安定については、安全率が0.83から1.42までとなって、許容値である1.50を大幅に下回るなどしていた。

- ② 転倒に対する安定については、ブロック積擁壁に作用する荷重の合力の作用位置が、ブロック積擁壁底面の中心から前面側に0.14mから0.35mまでの位置となり、安全とされる範囲(前面側0.12m～背面側0.12m)を大幅に逸脱するなどしていた。
- ③ 支持力に対する安定については、ブロック積擁壁の底面における鉛直地盤反力度が40.84kN/m²から43.00kN/m²までとなり、基礎地盤の許容鉛直支持力度31.91kN/m²から32.79kN/m²までを大幅に上回っていた。
- したがって、本件ブロック積擁壁(右岸側上流延長14.0m、左岸側下流3.0m、計17.0m)等(工事費相当額16,654,000円、交付対象事業費16,336,574円、交付金相当額7,386,404円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

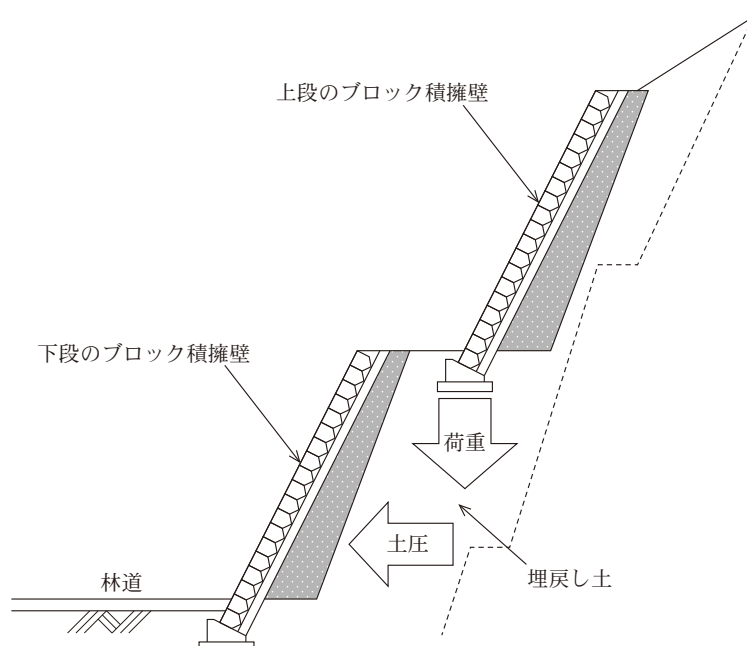
(参考図1)

護岸としてのブロック積擁壁の概念図(右岸上流部)



(参考図2)

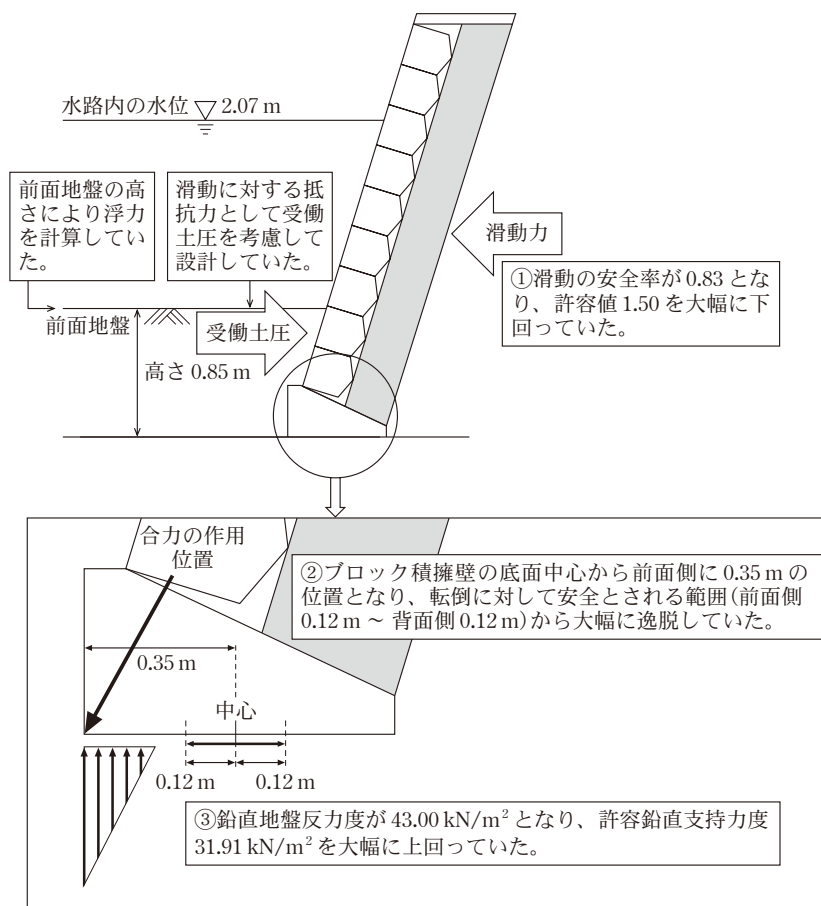
多段ブロック積擁壁の概念図



部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

(参考図3)

ブロック積擁壁の安定計算等についての概念図(右岸上流部)



(194)	福岡県	福岡県	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策)	3～5	102,822 (86,990)	43,495	81,867 (69,487)	34,743

福岡県は、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、京都郡苅田町大字二崎地内において、擁壁工、落石防護柵工等を実施している。

このうち、擁壁工は、重力式コンクリート擁壁(延長計145.6m、高さ3.5m～4.8m)を築造するものであり、落石防護柵工は、この重力式コンクリート擁壁の上部に支柱を設置し、各支柱間にワイヤーロープ及び金網を取り付けた落石防護柵(延長計144.4m、高さ2.0m)を築造するもので、いずれも急傾斜地からの崩壊土砂を待ち受けて捕捉することを目的としている(以下、重力式コンクリート擁壁、落石防護柵等を合わせて「待受式擁壁」という。)

同県は、本件待受式擁壁の設計を「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算事例」(全国地すべりがけ崩れ対策協議会編。以下「基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、待受式擁壁の設計に当たっては、斜面からの崩壊土砂があふれることがないよ

う、崩壊土砂を十分に捕捉できる空間(以下「ポケット」という。)を擁壁背面に確保することとされている(参考図4 参照)。また、崩壊土砂の量について、現地の地質調査等による推定が困難な場合には、基準等において示されている斜面高ごとの崩壊土量と崩壊幅を参考^(注4)にして擁壁の単位長さ当たりの崩壊土砂の量(m^3/m) (以下「崩壊土砂量」という。)を算出することができるとされている。

同県は、ポケットの容量(以下「土砂捕捉容量」という。)が、崩壊土砂量を上回るよう、斜面下端から待受式擁壁までの必要な距離等を設計図書に明示していたが、着工前に地元住民から要望があったことを踏まえて、待受式擁壁の設置位置を当初の設計時の位置よりも最大 1.5m 斜面側に移動させる設計変更を行い、これにより請負人に施工させることとしていた。

(注4) 斜面高ごとの崩壊土量と崩壊幅 基準には、全国の斜面災害データに基づき、斜面高ごとに崩壊土量(m^3)と崩壊幅(m)が示されている。

しかし、同県は、当該設計変更に当たり、当初の設計時に設定した崩壊土砂量を、変更した位置での待受式擁壁の土砂捕捉容量で捕捉できるかどうか検討していなかった。

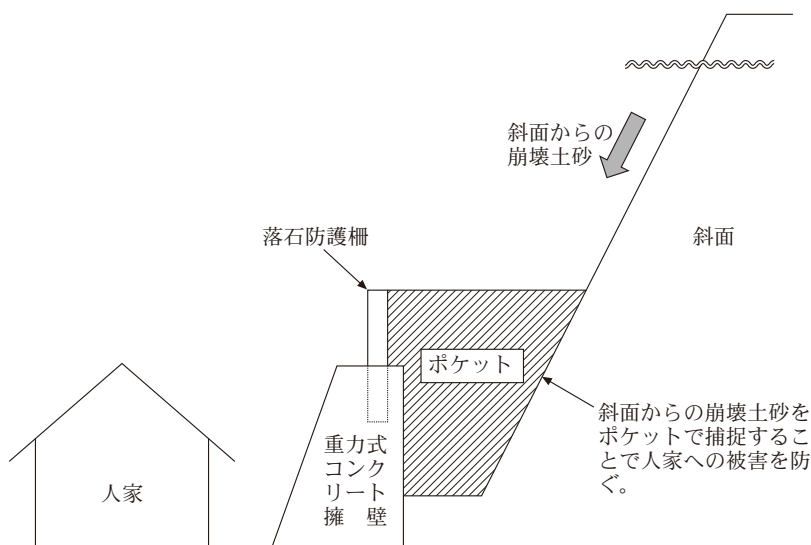
そこで、本件待受式擁壁について、基準等に基づき設計変更後の土砂捕捉容量を8か所の測点において改めて算定したところ、 $11.97\text{m}^3/\text{m}$ から $15.82\text{m}^3/\text{m}$ までとなっており、7か所の測点で、土砂捕捉容量が当初の設計時に設定した崩壊土砂量 $15.70\text{m}^3/\text{m}$ を最大 $3.73\text{m}^3/\text{m}$ 下回っていた(参考図5 参照)。

したがって、本件待受式擁壁(工事費相当額 81,867,487 円、交付対象事業費 69,487,124 円)は、設計が適切でなかったため、崩壊土砂量を十分に捕捉できる土砂捕捉容量が確保されておらず、これに係る交付金相当額 34,743,561 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図4)

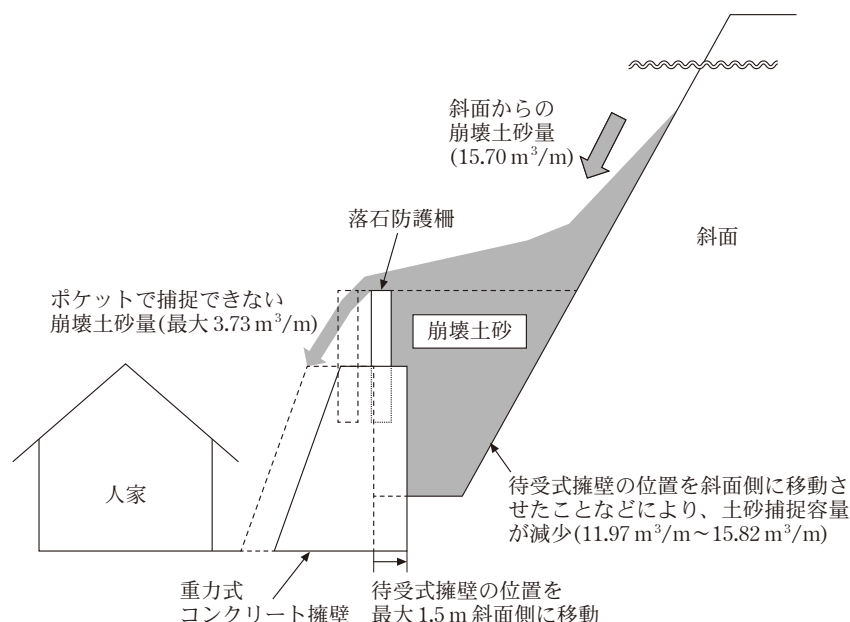
待受式擁壁とポケットの概念図



部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

(参考図5)

本件待受式擁壁の概念図



(192) - (194) の計				420,283 (359,812)	175,890	102,780 (90,082)	44,249

橋りょうの横変位拘束構造の設計が適切でなかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 322,585,038 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(195) 群馬県	群馬県	社会資本 整備総合 交付金 (広域連 携)等	平成29～ 令和5	659,334 (657,687)	332,928	611,776 (610,276)	310,866
(196) 同	同	道路メン テナンス	3、4	44,913 (44,913)	24,702	21,307 (21,307)	11,718
(195) (196) の計				704,247 (702,600)	357,631	633,083 (631,583)	322,585

群馬県は、一般国道 299 号のバイパス整備に伴い橋りょうを新設するなどのために、多野郡神流町大字神ヶ原^{かがはら}地内において、立処^{たところ}橋の下部構造として橋台 2 基の築造、上部構造として鋼製箱桁の製作、架設等を実施するとともに、吾妻郡長野原町大字古森^{ふるもり}地内において、浜岩橋の下部構造として橋台 1 基の築造を実施している。そして、本件橋りょうは、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が橋軸直角方向に回転することにより落橋する可能性がある曲線橋である。

同県は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(平成 24 年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタン

トに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

ア 曲線橋の落橋防止対策

示方書によれば、橋りょうの設計においては、橋りょうの複雑な地震応答等により、上部構造と下部構造との接合部である支承部が破壊された場合でも、上部構造の落下を防止できるように適切な対策を講じなければならないこととされている。そして、橋りょうが曲線橋であって、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が橋軸直角方向に回転することにより落橋する可能性がある^(注1)と判定される場合には、これを防止するために横変位拘束構造を設置することとされている。

イ 片持ばりに配置する鉄筋の定着長等

示方書等によれば、コンクリートの中に配置する鉄筋の端部は、鉄筋とコンクリートが一体となって働くように、確実に定着しなければならないこととされている。そして、鉄筋とコンクリートの付着により定着する場合、鉄筋の定着に必要な付着の長さ(以下「定着長」という。)は、鉄筋の径等に基づき算出した長さ(以下「基本定着長」という。)以上とすることとされている。

また、片持ばりと片持ばりを支持する部材(以下「支持部材」という。)との接合部に配置する鉄筋の定着長については、接合部の断面における有効高等に基づき算出した長さだけ支持部材に入った位置から基本定着長を確保するために、これらを合わせた定着長(以下「必要定着長」という。)を確保する必要があるとされている。そして、先端付近に荷重を受けるコーベルに配置され、引張力を主に受ける鉄筋(以下「引張主鉄筋」という。)の端部は、定着が不十分であるとコーベルの先端付近に荷重がかかった際に破壊が生ずるため、コンクリートとの付着のみにより定着するのではなく、折り曲げて支持部材に定着するなどしなければならないとされている。

同県は、本件橋りょうが、いずれも横変位拘束構造を設置する必要がある曲線橋であることから、橋台の橋座部に、コーベルの構造となっている横変位拘束構造を橋台ごとに1個ずつ設置することとして設計し、これにより施工していた。

しかし、同県がコーベルの構造となっている横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長(1,000mm～1,120mm)は、必要定着長(1,476mm～2,100mm)に比べて大幅に不足しており、引張主鉄筋の端部が支持部材と確実に定着していない状態になっていた。また、同県は、コーベルの構造となっている横変位拘束構造の引張主鉄筋の端部について、折り曲げて支持部材に定着するなどせずに、横変位拘束構造の先端付近にコンクリートとの付着のみにより定着していた。

したがって、本件橋りょうの橋台に設置した横変位拘束構造は設計が適切でなかったため、橋台、鋼製箱桁等(工事費相当額計 633,083,210 円、交付等対象事業費計 631,583,384 円)は、地震発生時ににおいて所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金等相当額計 322,585,038 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

群馬県は、多野郡神流町大字神ヶ原地内において、平成 29 年度から令和 5 年度までの間に、一般国道 299

号のバイパスの立処橋(橋長 146.0m、幅員 7.7m～8.2m、2 径間)を新設するために、下部構造として橋台 2 基の築造、上部構造として鋼製箱桁の製作、架設等を実施していた。そして、同県は、立処橋が、横変位拘束構造を設置する必要がある曲線橋であることから、橋台の橋座部に、コーベルの構造となっている横変位拘束構造(橋軸方向 650mm、橋軸直角方向 1,200mm、高さ 800mm)を 1 個ずつ設置することとして設計し、これにより施工していた(参考図 1 及び 2 参照)。

しかし、コーベルの構造となっている横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長は、表のとおり必要定着長に比べて大幅に不足しており、引張主鉄筋の端部が支持部材と確実に定着していない状態になっていた。また、同県は、コーベルの構造となっている横変位拘束構造の引張主鉄筋の端部について、折り曲げて支持部材に定着するなどせずに、横変位拘束構造の先端付近にコンクリートとの付着のみにより定着していた(参考図 3 参照)。

表 横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長等 (単位：mm)

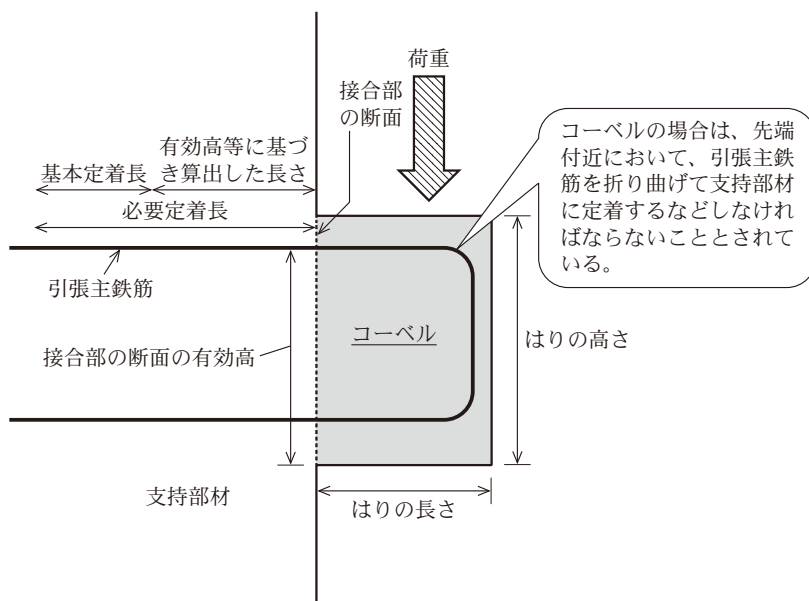
鉄筋(注)	定着長(当局設計) a	基本定着長 b	接合部の断面の有効高等に基づき算出した長さ c	必要定着長 d=b+c	不足していた定着長 d-a
鉄筋①	1,000	1,000	550	1,550	550
鉄筋②	1,000	1,000	550	1,550	550
鉄筋③	1,000	1,000	1,100	2,100	1,100
鉄筋④	1,120	1,000	1,100	2,100	980

(注) 「鉄筋①」等は参考図 3 の各鉄筋に対応している。

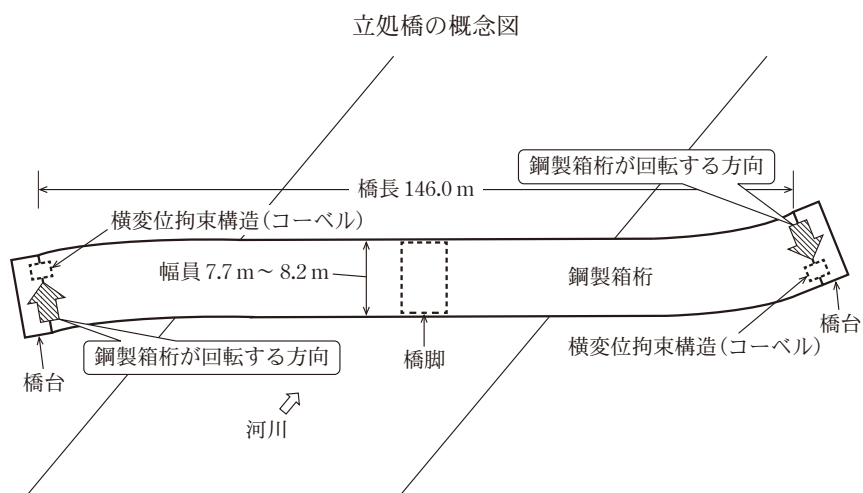
したがって、本件橋りょうの橋台に設置した横変位拘束構造は設計が適切でなかったため、橋台 2 基、鋼製箱桁等(工事費相当額計 611,776,210 円、交付対象事業費計 610,276,384 円、交付金相当額計 310,866,188 円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注 1) 横変位拘束構造 支承部が破壊されたときに、橋りょうの構造的要因等によって上部構造が橋軸直角方向に変位することを拘束する構造

(注 2) コーベル 次図のように、はりの高さがはりの長さに比較して大きい片持ばり

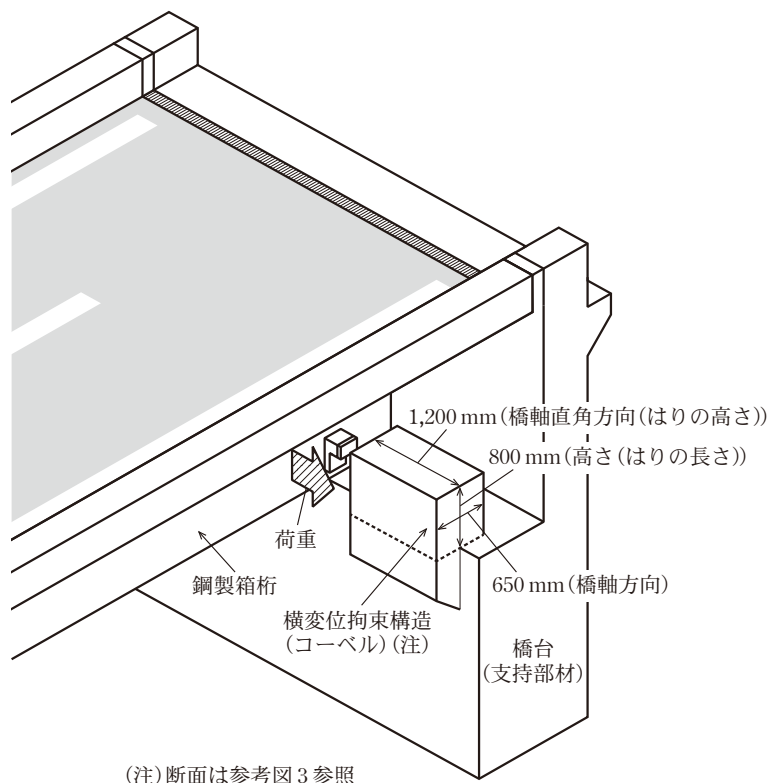


(参考図1)

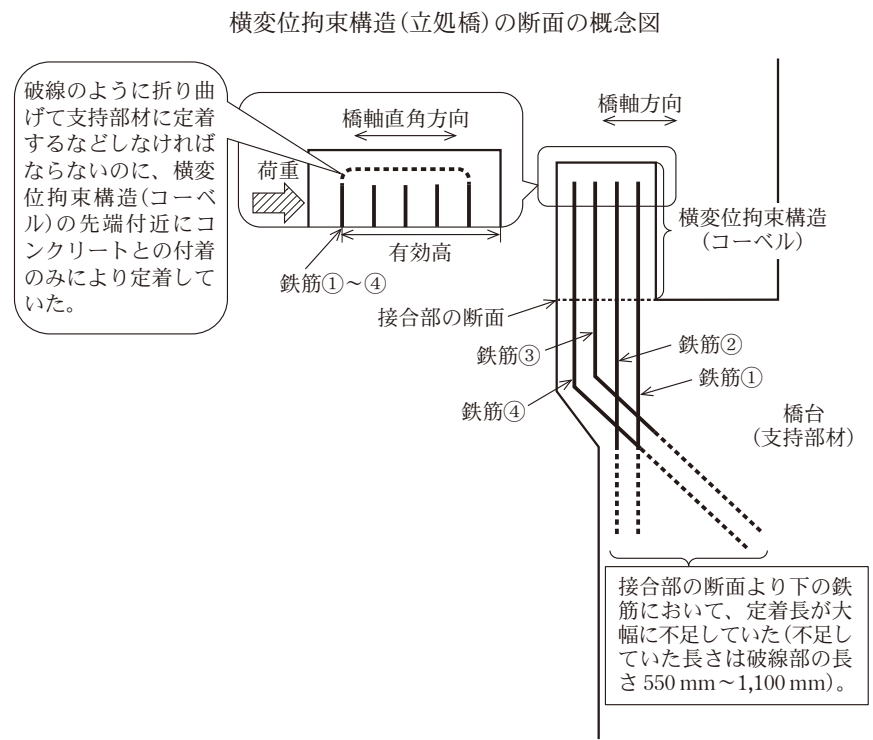


(参考図2)

横変位拘束構造(立処橋)の概念図



(参考図3)



橋りょうの橋座部の設計が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 91,182,414 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(197) 群馬県	群馬県	社会資本整備総合 交付金 (広域連携)等	2、3	198,375 (197,868)	91,695	159,483 (159,328)	72,512
(198) 同	安中市	社会資本整備総合 交付金 (道路)	2、3	37,619 (37,619)	18,809	37,339 (37,339)	18,669
(197)(198)の計				235,994 (235,487)	110,505	196,823 (196,667)	91,182

群馬県は、安中市^{ひがしかみあきま}東上秋間地内において、一般県道^{えぼざわはらがいと}恵宝沢原貝戸線のバイパス新設工事の一環として一級河川秋間川の河道を付け替えることに伴い、当該河川に架かる市道秋642号線の^{がじょうはし}外城橋を新橋(橋長36.5m、幅員10.0m、1径間)に架け替えるために、下部構造として橋台1基(以下「A1橋台」という。)の築造、上部構造としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を実施している。

同県及び安中市は、本件工事の実施に当たり、費用負担等に関する協定を締結している。そして、本件工事は、県道のバイパス新設工事の一環として河川の河道を付け替えることに伴って実施するのであることから、協定によれば、同県が同市の管理している外城橋の架け替えを実施し、工事の完了後、新橋は同市に帰属することとされている。また、工事の費用については、同県及び同市が協定

に基づき決められた額をそれぞれ負担することとされている。

同県は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

示方書によれば、支承部を設置する橋台等の橋座部は、地震発生時に損傷が生じやすい箇所であるため、支承部から作用する水平力に対して十分な耐力^(注1)を有するように設計することとされている。そして、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力(以下「コンクリート耐力」という。)に補強鉄筋が負担する耐力(以下「鉄筋耐力」という。)を加えて算定することができることとされている。

また、水平力を受けるためのアンカーバーを設置する場合、コンクリート耐力は、コンクリートの^(注2)抵抗面の面積に基づき算定し、鉄筋耐力は、橋座部に橋軸方向に配筋された鉄筋のうちコンクリートの抵抗面にまたがる補強鉄筋の断面積に基づき算定することとされている。そして、アンカーバーを取り付ける位置と補強鉄筋の量について、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割程度以下となるように設定^(注3)することとされている。

同県は、A1橋台の支承部について、橋台とPC桁との水平方向の変位を拘束する固定支承として、PC桁の配置等を踏まえて、アンカーバー(長さ1.67m、径75mm)9本を橋座部の橋軸直角方向の中心及び両端部付近の3か所に3本ずつ橋座部に垂直に埋め込むとともに、上部構造の重量等の鉛直力を受けるためのゴム製支承4個を橋座部に設置していた(参考図参照)。そして、橋座部の耐力の照査について、アンカーバー3本ごとに作用する橋軸方向の水平力を2,170kNと算定するとともに、コンクリート耐力を605kN、鉄筋耐力を1,738kN、橋座部の耐力を2,434kNとそれぞれ算定し、橋座部の耐力が水平力を上回ることから、所要の安全度が確保されるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、示方書によれば、アンカーバーを取り付ける位置と補強鉄筋の量について、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割程度以下となるように設定することとされているのに、鉄筋耐力1,738kNは、コンクリート耐力605kNに鉄筋耐力1,738kNを加えた橋座部の耐力2,343kNの7割超となっていた。なお、橋座部の耐力は2,343kNとなるのに、同県は誤って2,434kNとしていた。

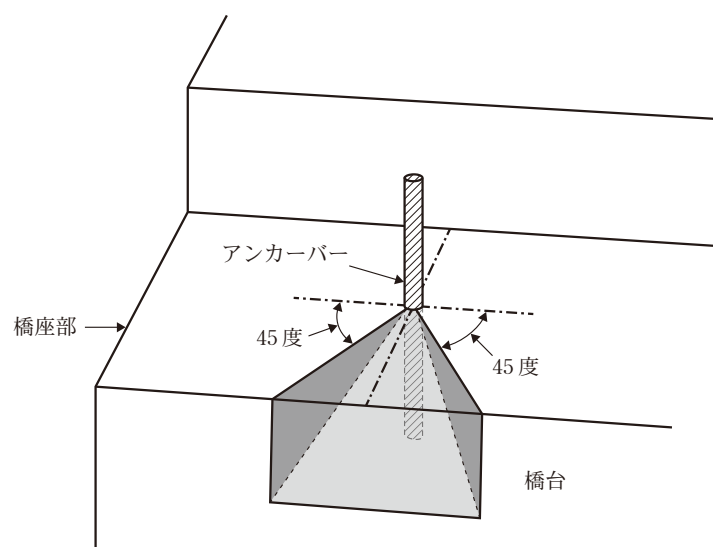
そこで、改めて、コンクリート耐力を605kNとしたまま、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割となるように鉄筋耐力をコンクリート耐力と同じ605kNと設定して算定すると、橋座部の耐力は、コンクリート耐力605kNと鉄筋耐力605kNを合計した1,210kNとなり、水平力2,170kNを大幅に下回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、A1橋台の橋座部は設計が適切でなかったため、A1橋台及びこれに架設されたPC桁等(工事費相当額計196,823,000円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計91,182,414円(群馬県に係る交付金相当額計72,512,837円、安中市に係る交付金相当額18,669,577円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

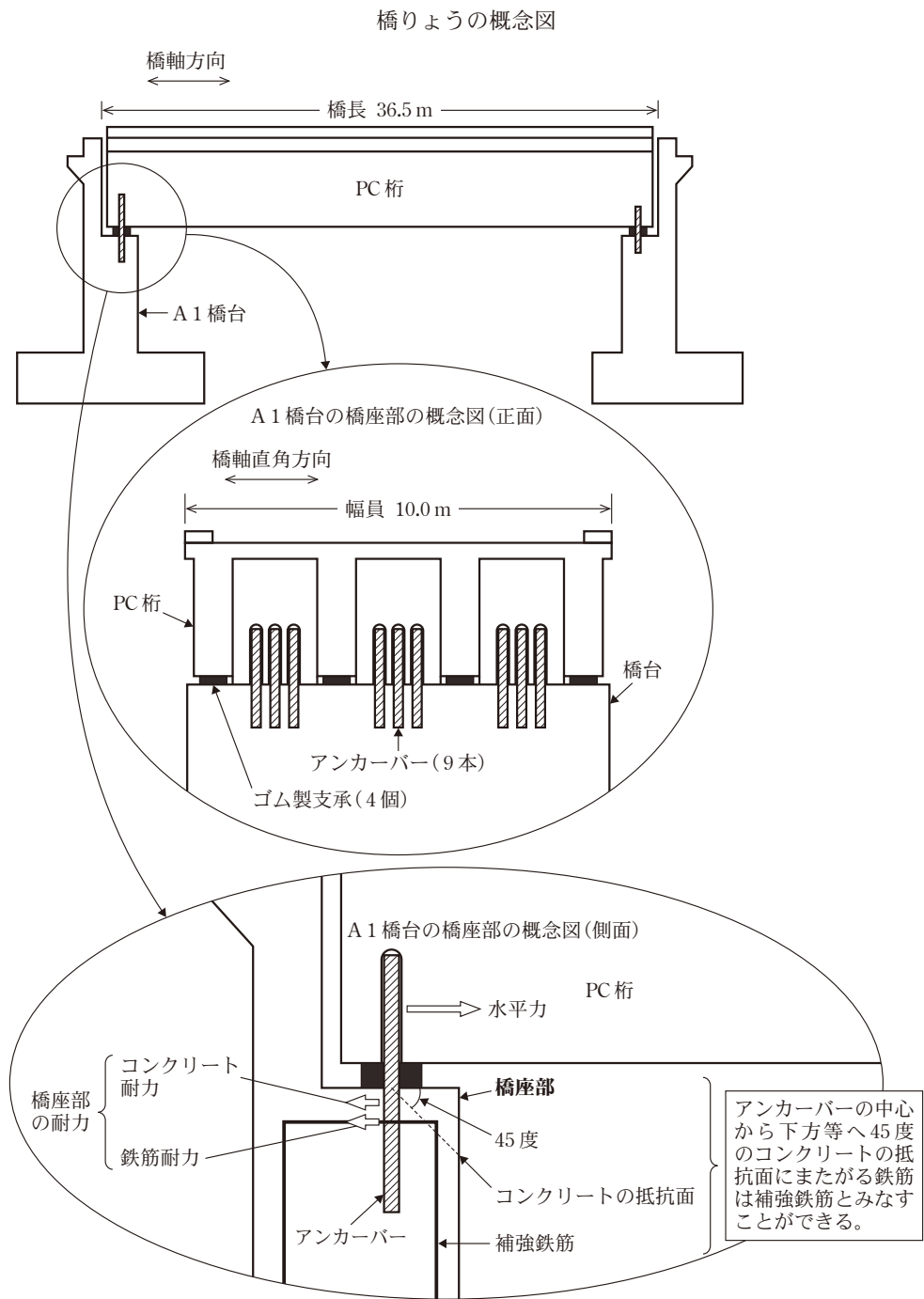
(注1) 耐力 構造物、部材等の外力に対する耐荷力

(注2) コンクリートの抵抗面 次図のように、アンカーバーの中心から側方及び下方へ45度の広がり方を考慮した三つの面



(注3) 示方書によれば、載荷実験において、橋座部の耐力のうち補強鉄筋の負担割合が最大でも5割程度であったことによるとされている。

(参 考 図)



ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 30,830,894 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(199) 宮 城 県	宮 城 県	東日本大 震災復興 交付金 (道路)	元～ 4	2,247,934 (2,247,934)	1,742,149	39,781 (39,781)	30,830

宮城県は、石巻市大原浜地内において、東日本大震災により被災した主要地方道石巻鮎川線の復旧のために、地盤改良工、ボックスカルバート（以下「カルバート」という。）の築造、盛土工、舗装工等を実施している。

このうち、準用河川中田川が道路下を横断する箇所に築造するカルバートは、全延長 43.8m、高さ 3.1m、外幅 5.9m（内空断面の高さ 1.6m、幅 4.5m）の現場打ち鉄筋コンクリート構造物として設計し、全延長を第 1 から第 4 までのブロックに分けて施工するものである（参考図 1 及び 2 参照）。

同県は、本件カルバートの設計を「道路土工 カルバート工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。）等に基づいて行うこととしている。指針等によれば、基礎工として地盤をセメントにより固結して安定させるセメント安定処理のような剛性の高い地盤改良をカルバートの外幅程度に行い、土被り厚をカルバートの外幅で除した値が 1 以上となる場合には、鉛直土圧係数を 1.0 から割増しして鉛直土圧を計算し、カルバートを構成する部材の応力計算を行うことなどとされている。

（注 1） 鉛直土圧係数 カルバートを設計する際に、その上にある盛土の重量を算定するのに用いる係数。

カルバート上の盛土とカルバート周辺の盛土には相対変位が生ずることから、カルバート上部の盛土に作用する下向きのせん断力（材を切断しようとする力）を考慮して求められる。

同県は、本件カルバートの設置予定箇所が河川内であったため、近傍でボーリング調査を実施し、施工時に設置予定箇所で平板載荷試験^{（注 2）}を行うこととした。そして、本件カルバートのうち第 2、第 3 両ブロック（延長各 12.0m、計 24.0m）の設計について、ボーリング調査の結果を踏まえて地盤改良を行わないこととし、当該条件の下で、最大土被り厚を 8.87m、鉛直土圧係数を 1.0 として当該両ブロックに作用する鉛直土圧を計算するなどし、本件カルバートを構成する部材の応力計算等を行っていた。その結果、同県は、次のことから、応力計算上安全であるとしていた。

- ① 頂版下面側及び底版上面側の主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が、鉄筋の許容引張応力度を下回った。
- ② 頂版及び底版において、コンクリートのみにせん断力を負担させると、コンクリートに生ずる常時のせん断応力度^{（注 5）}が、コンクリートの許容せん断応力度^{（注 5）}を上回った。そこで、斜引張鉄筋^{（注 6）}を配置し、コンクリートと斜引張鉄筋に協働してせん断力を負担させることとすると、斜引張鉄筋の断面積が必要斜引張鉄筋断面積^{（注 7）}を上回った。

（注 2） 平板載荷試験 地盤に設置した直径 30cm の平らな載荷板に荷重を加え、この荷重と沈下量の関係から地盤の許容支持力度を求める土質試験

（注 3） 常時 地震時等に対応する表現で、土圧等常に作用している荷重及び輪荷重等作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

（注 4） 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

（注 5） せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される条件を「許容せん断応力度」という。

（注 6） 斜引張鉄筋 せん断力により材に斜めに生ずる引張力に抵抗するための鉄筋

（注 7） 必要斜引張鉄筋断面積 コンクリートと斜引張鉄筋に協働してせん断力を負担させる場合に、斜引張鉄筋に設計上必要とされる断面積

同県は、その後、本件カルバートの築造に当たり設置予定箇所で行った平板載荷試験の結果、地盤^(注8)反力度が地盤の許容支持力度を大幅に上回ったことから、基礎工としてセメント安定処理による地盤改良(幅 8.1m、深さ 2.0m)を行うよう設計を変更し、これにより施工していた(参考図 2 参照)。

(注 8) 地盤反力度 構造物を介して地盤に力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。この地盤反力度がその地盤の許容支持力度を下回っていれば、構造物は基礎地盤の支持力に対して安定した状態にあるとされる。

しかし、同県は、設計変更の際に、地盤改良の幅が本件カルバートの外幅程度となっていたのに、鉛直土圧係数の割増しが必要であるか確認していなかった。

そこで、鉛直土圧係数の割増しが必要であるか確認したところ、第 2 ブロックの最大土被り厚 8.84 m 及び第 3 ブロックの最大土被り厚 8.86m を、本件カルバートの外幅 5.9m で除した値は、いずれも 1 以上となっており、鉛直土圧係数の割増しが必要となっていた。

そして、指針等に基づき割増しを行った鉛直土圧係数 1.2 により鉛直土圧を求めるなどして、第 2、第 3 両ブロックについて改めて応力計算等を行ったところ、次のとおり、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

- ① 底版上面側の主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が、鉄筋の許容引張応力度を上回っていた(表 1 参照)。
- ② 頂版及び底版に配置された斜引張鉄筋の断面積が、いずれも必要斜引張鉄筋断面積を大幅に下回るなどしていた(表 2 参照)。

表 1 主鉄筋に生ずる常時の引張応力度の計算結果 (単位：N/mm²)

ブロック	照査位置	主鉄筋に生ずる 常時の引張応力度	鉄筋の 許容引張応力度
第 2	底版上面側	178.06	160
第 3	底版上面側	178.52	160

(注) 主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が最大であった位置の計算結果を記載している。

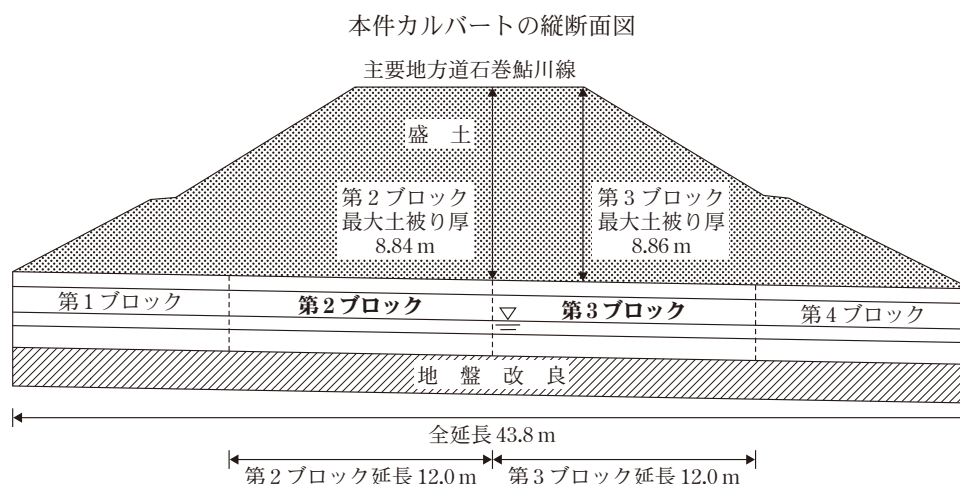
表 2 斜引張鉄筋の断面積の計算結果 (単位：cm²)

ブロック	照査位置	斜引張鉄筋の 断面積	必要斜引張鉄筋 断面積
第 2	頂版	2.53	2.96
	底版	2.53	4.04
第 3	頂版	2.53	2.99
	底版	2.53	4.07

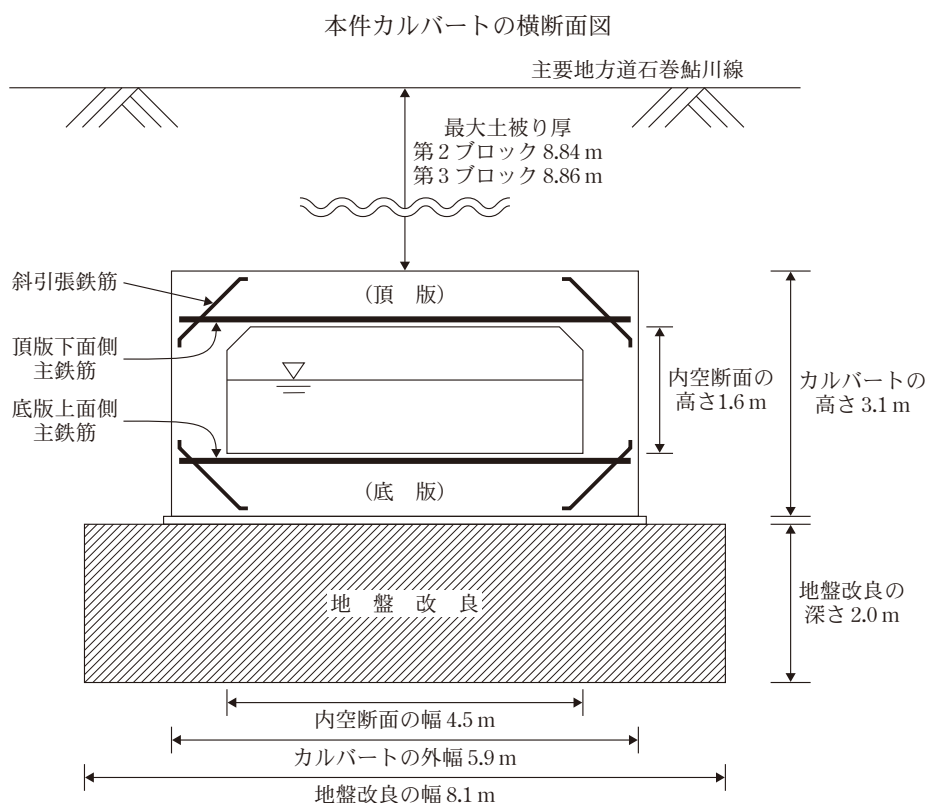
したがって、本件カルバートのうち第 2、第 3 両ブロックは、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、第 2、第 3 両ブロック、当該両ブロック上部の盛土工等(工事費相当額 39,781,801 円(交付対象事業費同額))は、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 30,830,894 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件カルバートの基礎に係る地盤改良の設計変更に当たり、鉛直土圧への影響に対する検討が必要であることの認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



落石対策工の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 9,654,572 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
(200) 兵庫県	兵庫県	防災・安全交付金 (道路)	3	千円 116,539 (104,008)	千円 52,004	千円 21,635 (19,309)	千円 9,654

兵庫県は、美方郡香美町香住区訓谷地内において、県道香美久美浜線の防災対策のために、落石対策工等を実施している。

このうち落石対策工は、斜面上方からの落石により道路等に被害が生じないよう、落石を取り込むための開口部(ポケット)を設けたポケット式落石防護網のうち、形状寸法がほぼ定型化している従来型ポケット式落石防護網(以下「防護網」という。)を網高 20.0m で延長 79.6m にわたり設置するなどしたものである。そして、防護網は、金網に衝突する落石の運動エネルギー(以下「落石エネルギー」という。)を吸収したのち、落石を金網と地山との間に誘導して網裾まで導く構造となっている(参考図参照)。

同県は、落石対策工の設計を「落石対策便覧」(公益社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。)に基づいて行うこととしている。便覧によれば、落石対策工には、斜面内の浮石や転石(以下「浮石等」という。)を除去するなどの対策を行う落石予防工と、落石を斜面の途中等に設置した防護網等の施設で防護する落石防護工の2種類の工法があり、斜面の状況によってはこれらの工法を組み合わせることで実施することとされている。そして、落石防護工の一つである防護網は、想定される落石の大きさなどから求められる落石エネルギーを吸収できるように設計することとされており、防護網の安全性の照査は、防護網の可能吸収エネルギー^(注1)が落石エネルギーを上回ることを確認することにより行うことなどとされている。

(注1) 可能吸収エネルギー 防護網の金網、横ロープ、支柱及び吊ロープの各部材がそれぞれ吸収するエネルギーと、落石が防護網に衝突した際に両者が一体となって運動することにより減じられるエネルギーを全て足し合わせたもの

同県は、防災対策を要する複数の区間の落石対策工に係る設計業務を一括して設計コンサルタントに委託し、平成 25 年 3 月に成果品を検査して受領している。この成果品によれば、複数の区間のうち本件工事区間においては、便覧で定められている浮石等の安定度判定のうち、安定度が最も低い「近い将来必ず滑落すると考えられるもの」又は安定度が2番目に低い「時期は予測できないが、いずれ滑落すると考えられるもの」に該当する浮石等は計 14 個あるとされていた。そして、これらの浮石等に対する落石対策工として、落石エネルギーが 50kJ を超える浮石等 3 個(129kJ、109kJ 及び 52kJ)を小さく割って除去する落石予防工と、それ以外の落石エネルギーが 50kJ 以下の浮石等 11 個を捕捉するための防護網を設置する落石防護工を一体で行うことにより、道路交通の安全を確保する目的が達成できるものとされていた。

同県は、令和 3 年度に本件工事を発注するに当たり、上記の成果品に基づき、本件工事区間における設計図書を自ら作成していた。そして、設計図書には、落石防護工として、可能吸収エネルギー^(注2)が 72.6kJ となる防護網を設置することを記載し、これに基づき施工していた。

(注2) 可能吸収エネルギーが 72.6kJ の防護網は、現場条件に合う最小の規格であり、当該防護網を用いれば、落石エネルギーが 50kJ を超える浮石等 3 個のうち、52kJ のものについては捕捉可能となる。

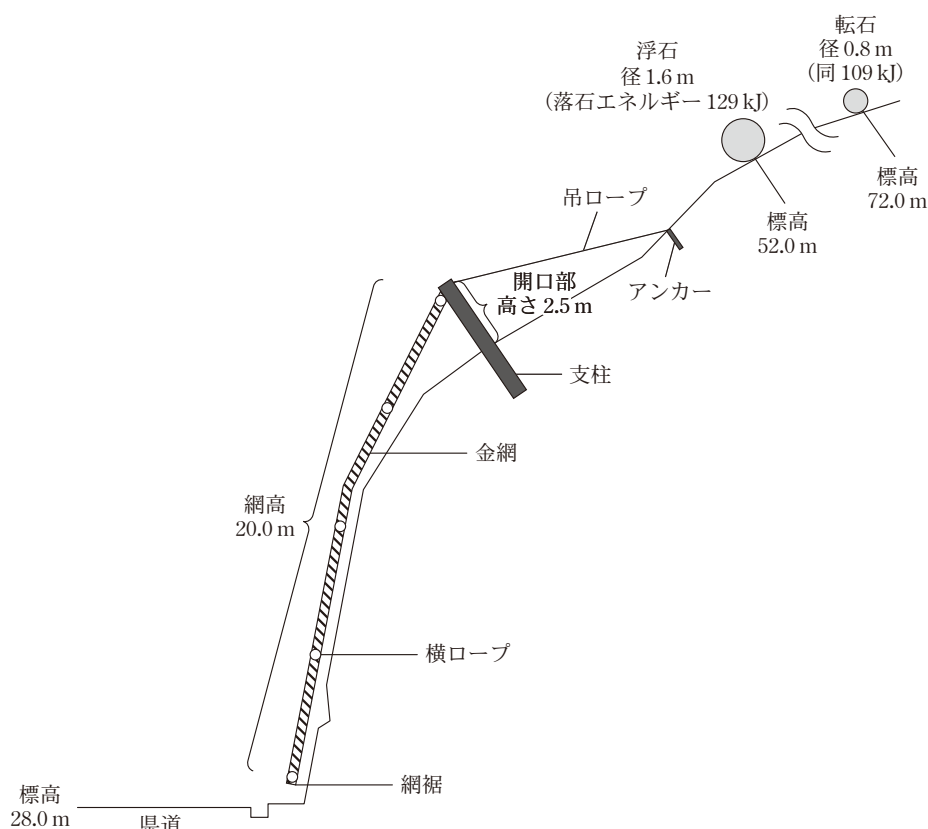
しかし、成果品には、落石防護工と一体で行うこととされていた落石予防工として、落石エネルギーが 50kJ を超える浮石等 3 個の除去について記載されていたのに、同県は設計図書に当該落石予防工を記載していなかった。このため、現地に除去されずに残された浮石等 3 個のうち 2 個の落石エネルギー(129kJ 及び 109kJ)が、本件工事で設置した防護網の可能吸収エネルギー(72.6kJ)を大幅に上回っていることから、当該浮石等がそれぞれ落下した場合、防護網が落石エネルギーを吸収できない状態となっていた。

したがって、本件落石対策工(工事費相当額 21,635,542 円、交付対象事業費 19,309,145 円)は、設計が適切でなかったため、落石防護工と一体として行う必要がある落石予防工が行われていないことから、防護網が落石エネルギーを吸収できずに破壊され、道路等に被害が生ずるおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額 9,654,572 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事の設計図書を作成する際に、落石防護工と落石予防工を一体として行うものとされている設計業務の成果品の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

落石対策工の概念図



側壁護岸の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,826,678 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(201) 東 京 都	東 京 都	防災・安 全交付金 (砂防)	3、4	千円 74,534 (74,534)	千円 27,900	千円 18,237 (18,237)	千円 6,826

東京都は、西多摩郡奥多摩町棚澤地内において、土砂災害警戒区域内にある道路、鉄道等を保全する砂防事業として、コンクリート工、ブロック積工等を実施している。

このうちコンクリート工は、砂防えん堤本体からの落下水、落下砂れきによる基礎地盤の洗掘及び下流の河床低下の防止のために、左岸側及び右岸側にそれぞれ側壁護岸(高さ 3.25m～7.0m、延長計

26.47m)等を、地山を掘削して土砂で埋め戻すなどして築造するものである。また、ブロック積工は、地山を掘削して土砂で埋め戻した後の法面を保護するために、左岸側及び右岸側の側壁護岸背面の上段にそれぞれブロック積擁壁(高さ 0.8m～4.99m、延長計 14.81m)を築造するものである(参考図 1 参照)。

東京都は、本件工事の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)、「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、側壁護岸は、側壁護岸が受け持つ土圧に対して安全な構造とするなどとされており、安全な構造であるかの照査に用いる土圧については、側壁護岸背面に生ずる土圧(以下「主働土圧」という。)を用いることなどとされている。主働土圧については、土の単位体積重量、粘着力、せん断抵抗角等の土の設計諸定数を設定して算定することとされており、土の単位体積重量が大きくなると、また、粘着力やせん断抵抗角が小さくなると、算定される主働土圧は大きくなる(参考図 2 参照)。そして、滑動及び転倒に対する側壁護岸の安定性の照査については、算定された主働土圧を用いるなどして行うこととされている。東京都は、側壁護岸の設計に当たって、側壁護岸及びブロック積擁壁を施工する際に使用する埋戻し土(以下「埋戻し土」という。)について、当初、セメント等で改良した改良土の購入を想定し、土の設計諸定数については、東京都が過去に使用した改良土の実績値等を参考に設定していた。そして、設定した土の設計諸定数を用いて主働土圧を算定するなどして滑動及び転倒に対する側壁護岸の安定性について照査したところ、安定計算上安全であるとし、これにより請負人に側壁護岸を施工させることにしていた。

本件工事の特記仕様書によれば、埋戻し土に係る土の設計諸定数については、土質試験を実施した上で設定することなどとされている。請負人は、本件工事の着工後に、埋戻し土について、東京都が当初設計で想定していた改良土ではなく、本件工事で発生した建設発生土(以下「建設発生土」という。)を使用することの可否を確認するために、建設発生土について土質試験を実施した。その上で、請負人は、その試験結果を東京都へ通知したところ、東京都は、せん断抵抗角が当初設計より大きいことなどから安全であるとして、建設発生土を使用して側壁護岸及びブロック積擁壁を施工するなどの設計変更を行い、これにより請負人に施工させていた。

しかし、請負人が東京都へ通知した土質試験結果の土の設計諸定数には、せん断抵抗角以外に土の単位体積重量や粘着力等も示されていた。そして、これらの数値を当初設計で想定されていた改良土の設計諸定数と比較すると、せん断抵抗角は大きくなっているものの、土の単位体積重量が大きくなり、粘着力が小さくなっていた。そのため、側壁護岸が受け持つ主働土圧は、当初設計よりも当該土質試験結果に基づく土の設計諸定数を用いて算定する方が大きくなる可能性があった。

そこで、改めて、側壁護岸について、建設発生土の土質試験結果に基づく土の設計諸定数を用いて算定した主働土圧を用いるなどして滑動及び転倒に対する安定性について照査したところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図 3 参照)。

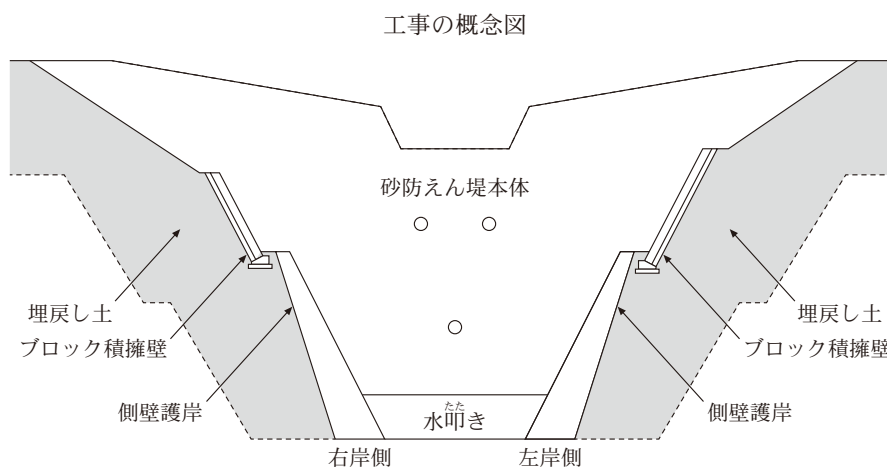
- ① 滑動に対する安定については、左岸側及び右岸側の側壁護岸において、安全率が 1.08 及び 1.18 となり、許容値である 1.5 を大幅に下回っていた。

② 転倒に対する安定については、左岸側の側壁護岸において、側壁護岸に作用する主働土圧による水平荷重及び側壁護岸の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、側壁護岸底面(幅1.88m)中央の位置から側壁護岸前面側に0.12mの位置となり、転倒に対して安全とされる範囲を逸脱していた。

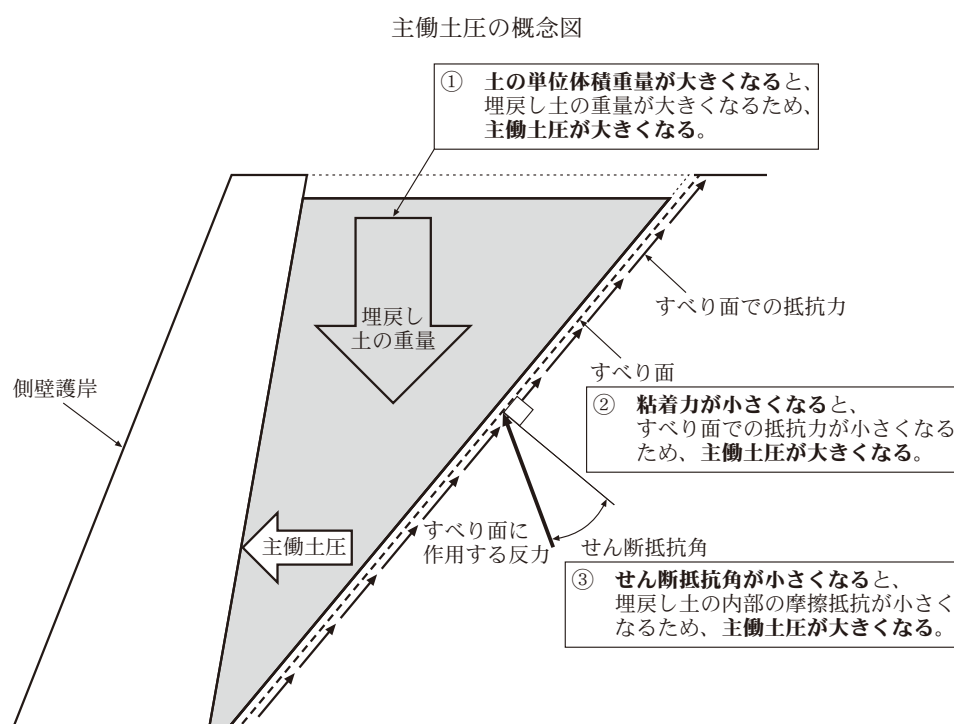
したがって、側壁護岸等(工事費相当額18,237,484円、交付対象事業費同額)については、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額6,826,678円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において、改良土に代えて建設発生土を使用することとする設計変更を行うに当たり、土の設計諸定数の変更による主働土圧への影響に対する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

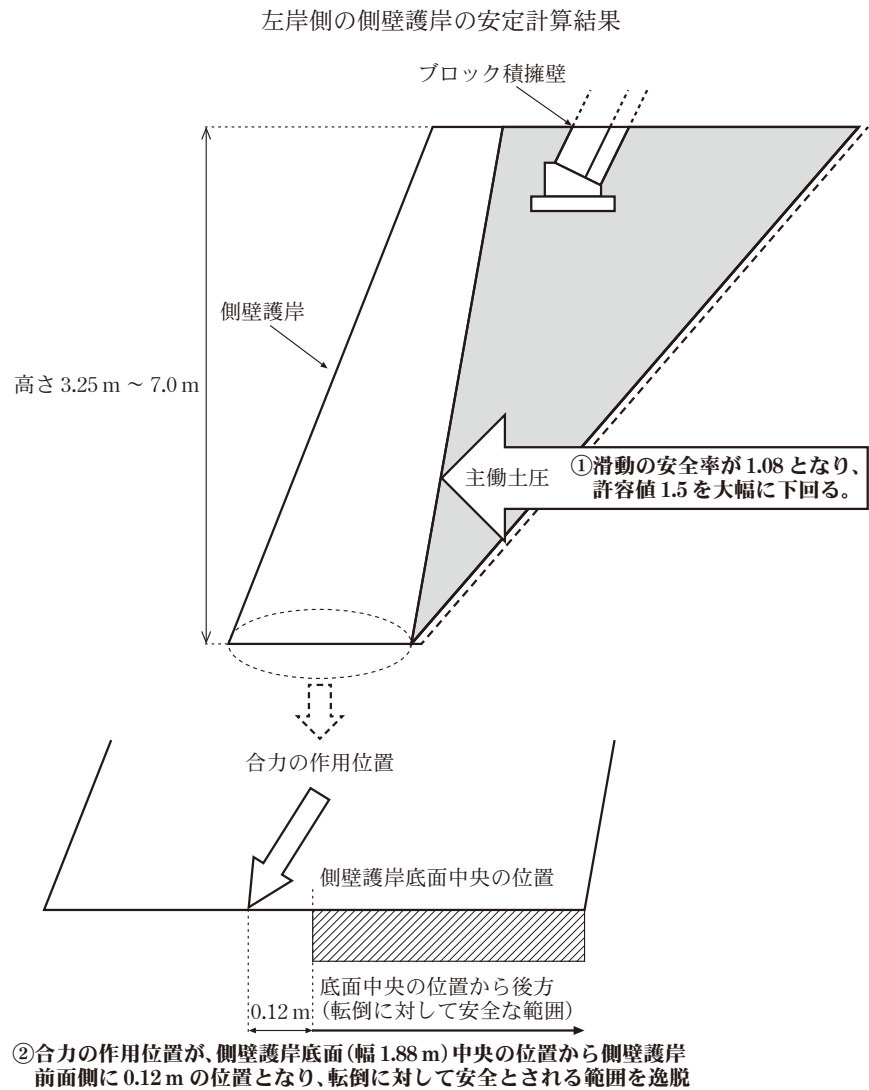
(参考図1)



(参考図2)



(参考図3)



(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

6 件 不当と認める国庫補助金 170,315,439 円

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 133,728,621 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(202) 宮 城 県	石 巻 市	東日本大震災復興 交付金 (災害公 営住宅家 賃低廉 化)、災 害公営住 宅家賃対 策補助	元～3	13,917,495 (13,917,495)	11,932,873	133,048 (133,048)	114,524

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(203) 宮 城 県	牡鹿郡女川町	東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)、災害公営住宅家賃対策補助	元～3	千円 2,865,017 (2,865,017)	千円 2,479,099	千円 22,007 (22,007)	千円 19,204
(202) (203) の計				16,782,512 (16,782,512)	14,411,972	155,055 (155,055)	133,728

石巻市及び女川町は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅(石巻市の新立野第一復興住宅等 130 団地及び女川町の大原住宅等 28 団地の計 158 団地)に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計 16,782,512,000 円で実施している。

2 市町は、令和元、2 両年度の家賃の低廉化に係る事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金を取り崩し、また、3 年度の同事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金の交付を受けており、基金から取り崩された交付金相当額及び同補助金の交付額は計 14,411,972,621 円となっている。そして、宮城県は、2 市町から同交付金の完了実績報告書及び同補助金の交付申請書等の提出を受け、それぞれその内容を審査している。

これらの災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成 8 年建設省住備発第 87 号。以下「交付要領」という。)等に基づき、公営住宅の団地等ごとに算定した対象額(以下「対象額」という。)を合計するなどした額とすることとなっている。そして、対象額は、次のとおり、公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)等の規定に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額(以下「政令家賃」という。)等を用いて算定することとなっている。

$$\boxed{\text{対象額}} = \left[\boxed{\text{政令家賃}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right] \times \boxed{\text{補助対象月数}} \times \boxed{\text{補助対象戸数}}$$

交付要領によれば、補助対象戸数は、基準日現在における入居戸数とされているが、このうち、公営住宅に引き続き 3 年以上入居し、一定の基準額を超える収入を有する者が入居している公営住宅の戸数(以下「収入超過者の入居戸数」という。)等は除くこととされている。また、一戸当たりの床面積が 80㎡を超える公営住宅にあつては、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を政令家賃及び入居者負担基準額にそれぞれ乗じた額を用いることとされている。

そして、対象額の算定に用いる政令家賃は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{政令家賃}} = \left[\boxed{\text{建物部分の(注)複成価格}} \times \boxed{\text{利回り}} + \boxed{\text{土地部分の(注)複成価格}} \times \boxed{\text{利回り}} + \boxed{\text{公課等}} \right] \div 12$$

(注) 複成価格 建物部分の現在価格又は土地部分の時価。建物部分の現在価格は、当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて再建築費を推定し、さらに住宅の経過年数を勘案して算出する。

政令家賃の算定に用いる公課については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成 8 年建設省住総発第 135 号)等によれば、近傍同種の住宅に課される固定資産税等の合計額とされてお

り、各地方公共団体において実際に条例で規定されている税率等により算定した税額に相当する額とすることとされている。また、近傍同種の住宅が税制上の特例の対象となる場合には、特例を適用した後の税額に相当する額とすることとされている。税制上の特例としては、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6における新築住宅に対する固定資産税の減額があり、住宅の管理開始時から建物の構造に応じて3年又は5年は、当該住宅に係る固定資産税について2分の1に相当する額を減額することとなっている。

しかし、2市町は、次のとおり事業費を算定していた。

石巻市は、対象額を算定する際に、補助対象戸数について、収入超過者の入居戸数を除いた戸数を用いるべきであったのに、誤って収入超過者の入居戸数を含めるなどしていた。

女川町は、対象額を算定する際に、一戸当たりの床面積が80㎡を超える公営住宅について、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を政令家賃及び入居者負担基準額にそれぞれ乗じた額を用いるべきであったのに、誤って政令家賃及び入居者負担基準額をそのまま用いていた。

このほか、2市町は、公課を算定する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して住宅の管理開始時から建物の構造に応じて3年又は5年は2分の1に相当する額を減額すべきであったのに、誤って住宅の管理開始時より前のしゅん工時から3年又は5年としており、その結果、固定資産税の減額期間を1年短くして算定するなどしていた。

これらのことから、2市町においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、元年度から3年度までに係る適正な事業費を算定すると、計16,627,457,000円となることから、2市町が算定していた事業費16,782,512,000円との差額155,055,000円が過大となっていて、これに係る交付金等相当額133,728,621円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、宮城県において完了実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲64ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

トイレ施設、ガス管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 19,857,468円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(204) 東北地方整備局	岩手県釜石市	社会資本整備総合交付金 (効果促進)	元	37,300 (37,300)	18,650	6,934 (6,934)	3,467
(205) 大阪府	大阪府	治水ダム等建設	5	93,016 (93,016)	51,158	29,800 (29,800)	16,390
(204) (205) の計				130,316 (130,316)	69,808	36,734 (36,734)	19,857

大阪府は、治水ダム等建設事業を行うに当たって支障となるトイレ施設の所有者である茨木市に対して、また、釜石市は、避難路施設整備工事を行うに当たって支障となるガス管等の所有者であるガ

ス事業者に対して、それぞれ支障となる施設の移設に要する費用を補償している。

大阪府及び釜石市は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」という。)とされ、減耗分については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、やむを得ないと認められるときは、その限度において、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるとされており、当該やむを得ないと認められるときは、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等とされている。

上記の「当該公共施設等に係る決算」とは特別会計等の個々の決算のことであり、一般会計に属する公共施設等の場合は、当該公共施設自体に収支の概念がないため、原則として減耗分を控除すべきではあるものの、当該地方公共団体の財政状況等個々の事情を総合的に考慮し、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることになっている。

しかし、補償費の算定に当たり、大阪府については、補償の対象としたトイレ施設を所有する茨木市の財政状況等個々の事情を総合的に考慮しても、また、釜石市については、補償の対象としたガスパイプ等を所有するガス事業者の決算が継続的な赤字状況になく、それぞれ減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときに該当しないため、復成価格から減耗分を控除する必要があったのに、減耗分を控除していなかった。このため、補償費が計 36,734,861 円過大に算定されていて、これらに係る国庫補助金等相当額計 19,857,468 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪府及び釜石市において、本件補償費の算定に当たり、公共補償基準等における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府は、令和5年度に、安威川ダム建設事業を行うに当たって支障となるトイレ施設の所有者である茨木市に対して、トイレ施設の移設に要する費用の補償として 93,016,000 円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金交付額 51,158,800 円)を支払っている。

同府は、同市の実質単年度収支が、平成30年度から令和4年度までのうち、3年度以外は赤字となっていたことから、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして、減耗分を控除しないで本件補償費を算定していた。^(注1)

しかし、トイレ施設は同市の一般会計に属する公共施設であり、当該施設自体に収支の概念がないため、原則としてトイレ施設の減耗分を控除する必要があった。

また、同市は実質単年度収支が3年度以外は赤字となっていることをもって同市の財政が継続的な赤字状況

にあるとしているが、形式収支及び実質収支をみると平成30年度から令和4年度まで全て黒字となっていることなどから、これらを総合的に判断すると、同市の財政状況は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には該当しないと認められた。

したがって、既存のトイレ施設の復成価格から減耗分相当額を控除することにより適正な補償費を算定すると63,215,237円となり、本件補償費93,016,000円は、これに比べて29,800,763円(これに係る国庫補助金相当額16,390,419円)過大となっていた。

(注1) 実質単年度収支 単年度収支から財政調整基金への積立額等の実質的な黒字要素を加え、財政調整基金の取崩し額等の実質的な赤字要素を差し引いた額

(注2) 形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額

(注3) 実質収支 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額であり、通常、「黒字団体」「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字又は赤字により判断する。

(204)については、前掲64ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 16,729,350円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体) <所在地>	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(206) 観光庁	株式会社 JTB	一般社団法人みんな びぜん <岡山県備前市>	訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金(看板商品事業)、同 (インバウンドコンテンツ 造成事業)	4、5	14,303 (13,103)	11,051	14,303 (13,103)	11,051	実質的な値 引きを受け ていたもの 及び実質的 に対価の支 払を行って いなかった もの
(207) 同	同	下田温泉旅 館組合 <熊本県天草市>	同	4、5	15,889 (15,889)	12,444	7,355 (7,355)	5,677	実質的な値 引きを受け ていたもの
(206)(207)の計					30,192 (28,992)	23,496	21,659 (20,458)	16,729	

2事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることなどを目的とする訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた補助事業者である株式会社JTB(以下「事務局」という。)から補助金の交付を受けて、令和4年度に、地域の関係者と連携して地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等を行う事業(以下「看板商品事業」という。)を、また、5年度に、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業(以下「インバウンドコンテンツ造成事業」といい、看板商品事業と合わせて「両事業」という。)をそれぞれ実施している。

観光庁と協議した上で事務局が作成した両事業の公募要領等によれば、補助金の交付対象となる事業の補助対象事業費は、看板商品事業については700万円以上、また、インバウンドコンテンツ造成事業については600万円以上の取組であることなどとされている(以下、この補助対象事業費に係る要

件を「下限額の要件」という。)

2事業主体は、4、5両年度に、それぞれ両事業の実施に当たり複数の法人と業務委託契約等を締結していた。そして、計4事業の事業費を業務委託契約等の支払金額を含めて計30,192,520円(補助対象事業費計28,992,200円)と算定して、事務局に完了実績報告書等を提出し、事務局の審査を経て補助金計23,496,100円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、2事業主体のうち1事業主体は、両事業において、業務委託契約を締結した法人に契約金額を支払った後、事業に要した費用に係る自己負担額等に充てるためなどとして同法人から返金を受けていて、実質的な値引きを受けている状況又は実質的に対価の支払を行っていない状況となっていた。また、他の1事業主体は、両事業において、業務委託契約を締結した法人から一時的な立替えとして資金を借り入れて当該業務委託契約等の契約金額を支払っていたのに、実際には資金の一部を同法人に返済しないままとしていて、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

このため、実質的な値引きを受けているなどしていた金額を控除して補助対象事業費を算定すると、1事業主体の両事業については、5,303,200円(看板商品事業)及び5,100,000円(インバウンドコンテンツ造成事業)、1事業主体のインバウンドコンテンツ造成事業については5,000,000円となり、いずれも下限額の要件を満たさなくなることから、これらの3事業に係る補助金交付額計16,051,600円は、交付の必要がないものとなっていた。また、1事業主体の看板商品事業については、実質的な値引きを受けていた金額を控除すると補助対象事業費が8,533,500円となり、これを基に適正な補助金交付額を算定すると6,766,750円となることから、当該事業について交付されていた補助金7,444,500円との差額677,750円が過大となっていた。したがって、これらに係る補助金交付額計16,729,350円(国庫補助金相当額同額)が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務局において事業主体に対する指導及び完了実績報告書の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

一般社団法人みんなでびぜん(以下「みんなでびぜん」という。)は、令和4年度に実施した看板商品事業において、一般社団法人備前観光協会(以下「協会」という。)との間でモニターによる顧客満足度調査等に関する3件の業務委託契約を締結し、契約金額の合計4,290,000円(補助対象事業費3,900,000円)を5年2月13日に支払うなどして、同事業の補助対象事業費を7,003,200円とする完了実績報告書等を同月27日に事務局へ提出していた。

そして、事務局は、完了実績報告書の審査を行い、みんなでびぜんに対して補助金6,001,600円(国庫補助金相当額同額)を交付していた。

しかし、みんなでびぜんの支払状況等を確認したところ、完了実績報告書の提出前である同月16日に、協会からみんなでびぜんに対して1,700,000円が入金され、みんなでびぜんは、これを事業に要した費用に係る自己負担額等に充てるためなどとして受け入れており、協会との業務委託契約について実質的な値引きを受けている状況となっていた。

したがって、実質的な値引きに当たる1,700,000円を控除して補助対象事業費を算定すると、5,303,200円となり、下限額の要件を満たさなくなることから、補助金交付額6,001,600円(国庫補助金相当額同額)は、交付の必要がないものとなっていた。

(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 70,296,500 円

防災集団移転促進事業により整備した住宅敷地について承認を受けずに財産の処分を行い、譲渡額に係る国庫納付を行っていないかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 70,296,500 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(208) 宮城県	仙台市	東日本大震災復興交付金 (防災集団移転促進)	24～28	千円 44,832,570 (44,832,570)	千円 39,228,486	千円 7,440 (7,440)	千円 6,509
(209) 同	気仙沼市	同	平成24～ 令和3	48,152,878 (48,152,878)	42,083,307	217,975 (217,975)	63,787
(208) (209) の計				92,985,448 (92,985,448)	81,311,793	225,415 (225,415)	70,296

仙台、気仙沼両市は、東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金(以下「復興交付金基金」という。)を取り崩すなどして、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づく事業を実施している。同法に基づく事業には、東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する防災集団移転促進事業(以下「防集事業」という。)があり、両市は、防集事業として、平成24年度から令和3年度までの間に、事業費計92,985,448,147円(復興交付金基金取崩額計81,311,793,000円)で移転先となる1,542区画の住宅敷地の整備を行うなどしている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡するなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認(以下「処分承認」という。)を受けなければならないことなどとされている。そして、東日本大震災復興交付金基金交付要綱(平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知)によれば、地方整備局長等は、処分承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すこととされており、地方公共団体が防集事業により貸付区画として整備した住宅敷地を有償で譲渡する場合は、処分承認の条件として、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額を国庫納付することとされている。

仙台、気仙沼両市は、貸付区画として整備した住宅敷地計158区画について、整備後に有償で譲渡しており、このうち140区画については、処分承認を受け、必要な国庫納付を行っていた。しかし、仙台市1区画、気仙沼市17区画、計18区画(当該区画に係る事業費計225,415,597円、復興交付金基金取崩額計197,231,000円)については、平成27年度から令和3年度までの間に、処分承認を受けずに防集事業対象者に有償で譲渡(譲渡額計88,065,978円)しており、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額計70,296,500円について国庫納付を行っていないかった。

したがって、上記の18区画に係る譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額70,296,500円(交付金相当額同額)は、財産の処分に係る手続が適正ではなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、仙台、気仙沼両市において、防集事業により貸付区画として整備した住宅敷地の譲渡に当たり、財産の処分に係る手続についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

((209)については、前掲 64 ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 59,830,274 円

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付額が過大となっていたもの (2 件 不当と認める国庫補助金 59,830,274 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(210) 国土交通 本省	株式会社 ジェイアール 東日本企画	住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))	5	218,955 (218,955)	218,955	16,333 (16,333)	16,333
(211) 観光庁	同	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)	5	4,348,712 (4,348,712)	4,346,556	45,653 (45,653)	43,497
(210) (211) の計				4,567,667 (4,567,667)	4,565,511	61,986 (61,986)	59,830

(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

(5) 工事の施工が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 17,473,243 円

擁壁の施工が適切でなかったもの (2 件 不当と認める国庫補助金 17,473,243 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(212) 群馬県	藤岡市	河川等災害復旧	2、3	133,540 (125,103)	83,443	5,878 (5,878)	3,920

藤岡市は、市道 129 号線において、令和元年東日本台風により地すべりで崩落した道路法面を復旧するために、法面工、擁壁工等を実施している。

このうち、擁壁工は、傾いた既存のコンクリート擁壁を撤去した上で、新たに割栗石等を詰めた鋼製のかご枠(長さ 2.0m、幅 1.2m、高さ 0.5m)を 6 段から 8 段積み重ねて延長計 37.0m の擁壁として設置するなどしたものである。

同市は、擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)に基づいて行うこととしており、指針によれば、将来予想される地盤の洗掘等の影響等を考慮する必要があり、擁壁の直接基礎の根入れ深さ(以下「根入れ深さ」という。)は、計画地盤面等から擁壁底面までの深

さとし、原則として0.5m以上確保することとされている。

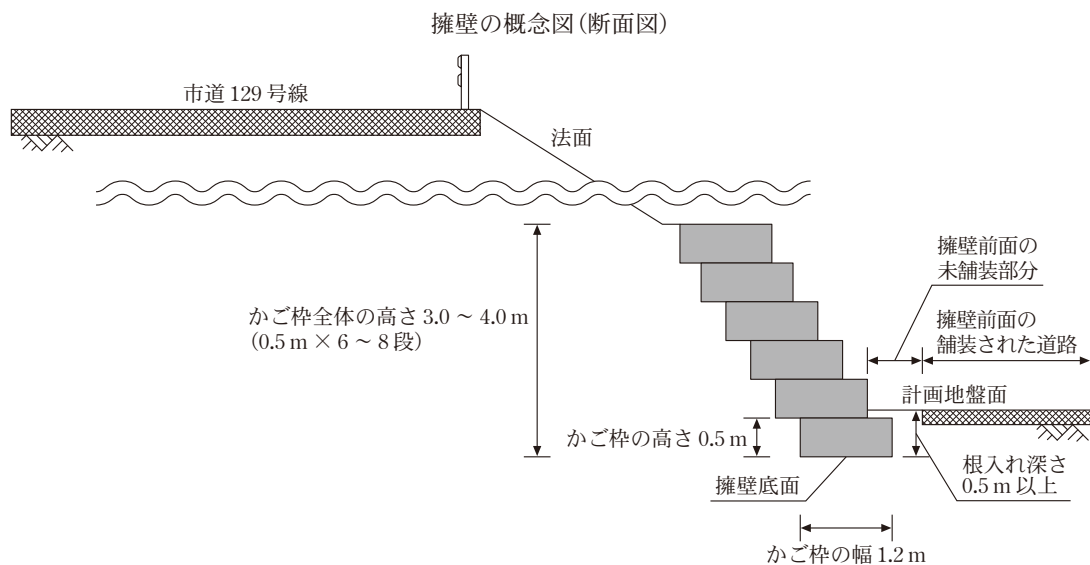
同市は、本件工事の擁壁の設計に当たり、指針に基づき、擁壁前面の未舗装部分及び舗装された道路の表面を計画地盤面とし、地盤の洗掘等を考慮して、擁壁の全延長37.0mにわたって、0.5m以上の根入れ深さを確保することとして設計図書を作成し、これにより施工することとしていた(参考図1参照)。

しかし、現地の状況を確認したところ、請負人が設計図書に記載された根入れ深さを十分に確認しないまま施工したことにより、擁壁の延長計24.4mにおいては根入れ深さが0.5m以上確保されておらず、この中には、最下段のかご枠が部分的に下端まで露出するなど根入れが全く確保されていない箇所も見受けられた(参考図2参照)。そして、擁壁の全延長37.0mにわたり、擁壁と擁壁前面の道路との間は未舗装であることから、降雨時に擁壁の後背地からの雨水等が流出することなどにより地盤の洗掘等が進行すると、擁壁が損傷するおそれがある状況となっていた。

したがって、本件擁壁(工事費相当額5,878,137円、国庫補助対象事業費同額)は、施工が適切でなかったため、地盤の洗掘等に対応することができない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額3,920,717円が不当と認められる。

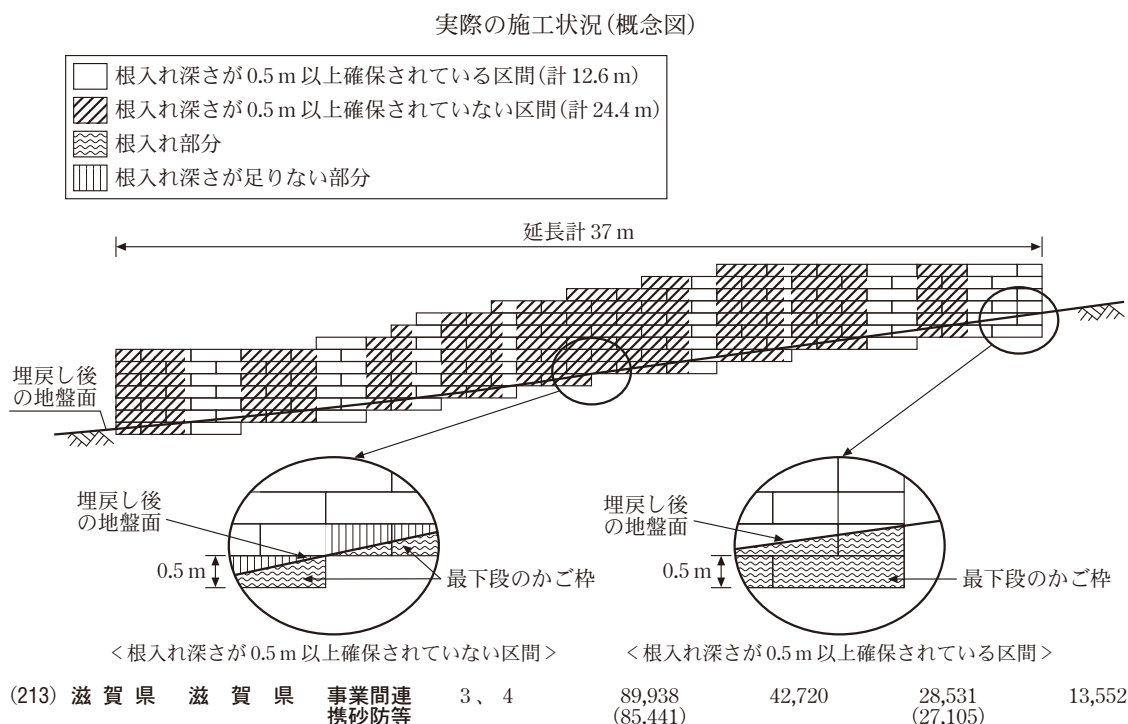
このような事態が生じていたのは、同市において、請負人が設計図書に記載された根入れ深さを十分に確認しないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円

(参考図2)



滋賀県は、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、犬上郡多賀町大君ヶ畑地内において、擁壁工、落石防護柵工等を実施している。

このうち、擁壁工は、重力式コンクリート擁壁(延長計 135.6m、高さ 3.0m～3.8m)を築造するものであり、落石防護柵工は、この重力式コンクリート擁壁の上部に支柱を設置し、各支柱間にワイヤーロープ及び金網を取り付けた落石防護柵(延長計 132.7m、高さ 2.0m)を築造するもので、いずれも急傾斜地からの崩壊土砂を待ち受けて捕捉することを目的としている(以下、重力式コンクリート擁壁、落石防護柵等を合わせて「待受式擁壁」という。)

同県は、本件待受式擁壁の設計を「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算事例」(全国地すべりがけ崩れ対策協議会編。以下「基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、待受式擁壁の設計に当たっては、斜面からの崩壊土砂があふれることがないよう、崩壊土砂を十分に捕捉できる空間(以下「ポケット」という。)を擁壁背面に確保することとされている(前掲 302 ページの「擁壁の設計が適切でなかったもの」の参考図 4 参照)。そして、同県は、ポケットの容量(以下「土砂捕捉容量」という。)が、擁壁の単位長さ当たりの崩壊土砂の量(m^3/m) (以下「崩壊土砂量」という。)を上回るよう、斜面下端から待受式擁壁までの必要な距離を設計図書に 3.5m と明示するなどして、これにより請負人に施工させることとしていた。

しかし、請負人は、待受式擁壁の施工に当たり、土砂捕捉容量が崩壊土砂量を上回るためには、設計図書に明示された斜面下端から待受式擁壁までの距離等を確保する必要があることを認識していなかったため、斜面の掘削を十分に行っていなかった。このため、一部の工区で斜面下端から待受式擁壁までの距離が 2.8m から 3.3m までとなっており、出来形が設計と比べ短くなっていた。

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

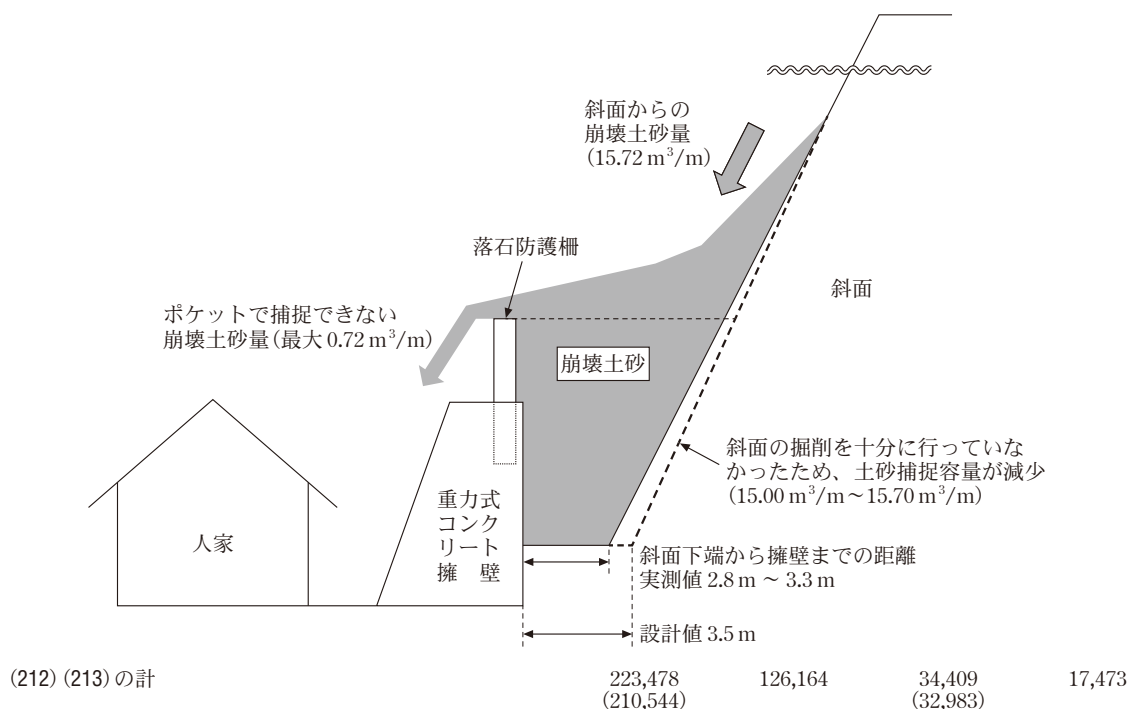
そこで、本件待受式擁壁について、現地の状況を踏まえて、基準等に基づき改めて土砂捕捉容量を算定したところ、 $15.00\text{m}^3/\text{m}$ から $15.70\text{m}^3/\text{m}$ までとなっており、4か所の測点全てにおいて、土砂捕捉容量が設計時に設定した崩壊土砂量 $15.72\text{m}^3/\text{m}$ を最大 $0.72\text{m}^3/\text{m}$ 下回っていた(参考図3参照)。

したがって、本件待受式擁壁(工事費相当額28,531,634円、国庫補助対象事業費27,105,052円)は、施工が適切でなかったため、崩壊土砂量を十分に捕捉できる土砂捕捉容量が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額13,552,526円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人による施工が設計と相違していたものとなっていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図3)

本件待受式擁壁の概念図



(6) 補助の対象とならないもの 2件 不当と認める国庫補助金 7,058,628円
工事が完了していないのに完了したとして補助金の交付を受けていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,565,000円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(214) 国土交通 本省	国立研究開 発法人建築 研究所	国立研究 開発法人 建築研究 所施設整 備	5	353,397 (353,397)	353,397	4,565 (4,565)	4,565

国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)は、令和5年度に、研究所の建築材料実験棟及び建築部材実験棟に設置されている電気設備、空調設備等の改修工事(以下「本件工事」という。)を、国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)の交付を受けて実施している(本件工事の概要、整備費補助金の概要等については、後掲435ページの国立研究開発法人建築研究所の項「実験棟の電気設備等の改修工事について、工事が完了していないのに完了したとする虚偽の検査調書を作成し、これに基づき契約金額全額を支払っていて、会計規程等に違反していたもの」参照)。

研究所は、本件工事により設置することとしていた変圧器を設置していないなどして、5年度までに本件工事が完了していないのに、完了したとする実績報告書を6年4月23日に国土交通本省に提出して、同月25日に整備費補助金の額の確定を受けていた。

したがって、5年度までに完了していない工事に係る費用4,565,000円は補助の対象とは認められず、これに係る整備費補助金4,565,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

港湾改修工事に係る補助対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,493,628円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(215)	中国地方整備局	山口県 港湾改修	元	56,999 (56,999)	28,499	4,987 (4,987)	2,493

山口県は、岸壁(水深7.5m)の耐震化に係る地盤改良工事で撤去されたエプロンのコンクリート舗装(以下「エプロン舗装」という。)、エプロン背後の荷さばき地(以下「背後地」という。)のアスファルト舗装(以下「背後地舗装」という。)等を復旧するために、重要港湾三田尻中関港新築地地区において、舗装工等を実施している。

港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年港管第814号国土交通省港湾局制定。以下「実施要領」という。)によれば、一般の岸壁等に係るエプロンとして補助の対象となる幅員については、取扱貨物の形状、荷役の形態等の必要により決定するとされており、岸壁の水深が7.5m以上の場合は20m以内とされている。ただし、これにより難しい場合については別途決定するとされている。

同県は、エプロン等の舗装の復旧に当たり、既存のエプロンと背後地との境界線を変更しないこととして、境界線より海側については、従前のエプロンの幅員20mに加えて、岸壁の耐震化に伴い岸壁法線が海側に前出しされた幅員3m分を新たなエプロンとし、幅員計23m分をエプロン舗装(厚さ35cm)等により復旧し、境界線より陸側の背後地については、背後地舗装(厚さ4cm等)により復旧していた(参考図参照)。

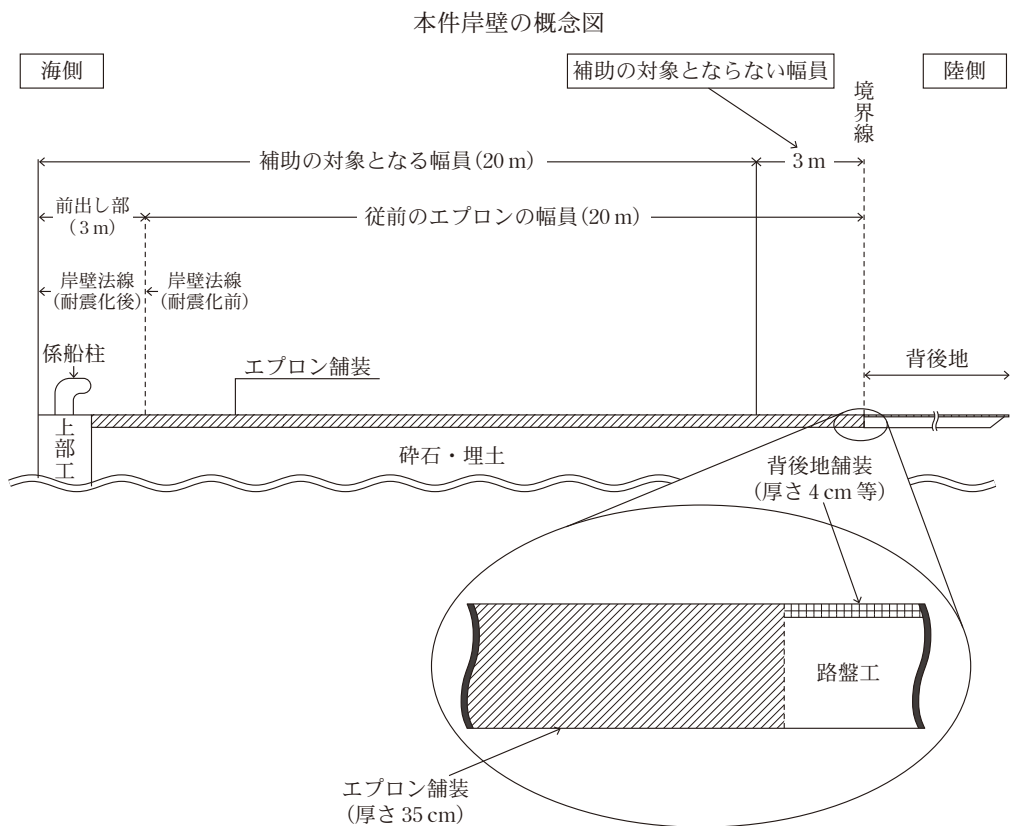
しかし、本件エプロンは、岸壁における取扱貨物が砂及び砂利であり、耐震化の前後で取扱貨物の形状、荷役の形態等に変更がないことなどから、従前の幅員20mが確保されていれば必要な機能を果

たすことができる状況となっており、実施要領に定める幅員 20m以内により難い場合にも該当しない。このため、背後地側の幅員 3 m分のエプロン舗装に係る費用は、補助の対象とならないものであった。

したがって、補助の対象とならない費用を控除して適正な補助対象事業費を算定すると 52,012,545 円となり、本件補助対象事業費 56,999,800 円はこれに比べて 4,987,255 円過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額 2,493,628 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(7) 計画が適切でなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 49,614,247 円
落石防護柵工の実施に当たり、道路に到達するおそれがある浮石等の全てを対象として計画されていなかったため、車両等を落石の被害から防護できない状態となっていたもの
(1 件 不当と認める国庫補助金 49,614,247 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(216) 長 崎 県	雲 仙 市	社会資本整備総合交付金 (道路)	2 ～ 4	千円 319,456 (306,337)	千円 171,548	千円 91,776 (88,597)	千円 49,614

雲仙市は、雲仙市小浜町山領地内等において、大規模災害等で一般国道 57 号が不通となった場合に迂回路として機能する市道を新たに整備するために、道路土工、落石防護柵工等を実施している。

このうち落石防護柵工は、落石対策の一環として、新たに整備する道路を通行する車両、歩行者等を落石の被害から防護することを目的として、当該道路に沿って二つの工区の延長計 112.0m（2 号 - 2 工区 72.0m、3 号工区 40.0m）のリングネット落石防護柵（以下「防護柵」という。）を設置するものである。

同市は、防護柵の設計を「落石対策便覧」（公益社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。）等に基づいて行うこととしている。

便覧によれば、落石対策を計画する際には、道路への到達範囲等を考慮して適切な対策施設の配置計画等を行う必要があるとされている。落石の到達範囲については、現地の地形や地表面の状況、植生の状況等を十分に把握した上で、落石シミュレーションによる方法や石が斜面を落下していく際の広がり等を最大で 45 度程度とすることなどにより推定することとされており、一般的には、これを参考にして防護柵の設置延長を設定してよいとされている。そして、落石対策の対象となる落石群を設定し、防護柵は、全ての落石に対して必要な性能を確保するように設計する必要がある、到達範囲については、対象となる落石全てを考慮に入れて設定することとされている。

同市は、落石対策を計画する際に、前記二つの工区において、浮石や転石（以下「浮石等」という。）計 26 個（径 0.8m～2.2m）を落石対策の対象となる落石群として設定していた。そして、これらの浮石等について、便覧で定められている安定度判定を行い、安定度が最も低い「近い将来必ず滑落すると考えられるもの」（当該安定度に該当する個数 2 個）、2 番目に低い「時期は予測できないが、いずれ滑落すると考えられるもの」（同 19 個）又は 3 番目に低い「滑落する可能性が大きい」（同 5 個）に該当するとしていた。また、浮石等が斜面を落下していく際の広がりについては、便覧に基づき 45 度と想定していた（以下、浮石等が 45 度の広がり度で落下する範囲を「落下想定範囲」という。）。

しかし、設計図面で浮石等の落下想定範囲に防護柵が設置されているか確認したところ、二つの工区の 26 個の浮石等のうち 11 個（径 1.0m～2.2m）の落下想定範囲においては防護柵が設置されていた（以下、これらの浮石等を「防護柵有浮石等」という。）が、残りの 15 個（径 0.8m～2.0m）の落下想定範囲の全部又は一部においては防護柵が設置されていなかった（以下、これらの浮石等を「防護柵無浮石等」という。）。

同市は、平成 24 年度に設計コンサルタントに委託して納品を受けた成果品に基づき前記のとおり設計をしていたが、防護柵無浮石等の落下想定範囲に防護柵を設置しないこととした根拠については、資料が残っておらず不明であった。そして、防護柵無浮石等が道路へ到達するおそれがあるかについて、現地の状況を確認したところ、浮石等の状態は成果品の内容と比較して変化は見られなかった。また、防護柵有浮石等と防護柵無浮石等のそれぞれの落下想定範囲において、落石の挙動に影響を与える植生や斜面の勾配の状況等に特に違いはなかった。

そこで、防護柵無浮石等について、本院の会計実地検査後に、同市が実際の植生や斜面の勾配等を考慮した落石シミュレーションを実施したところ、道路に到達するおそれがある結果となった。

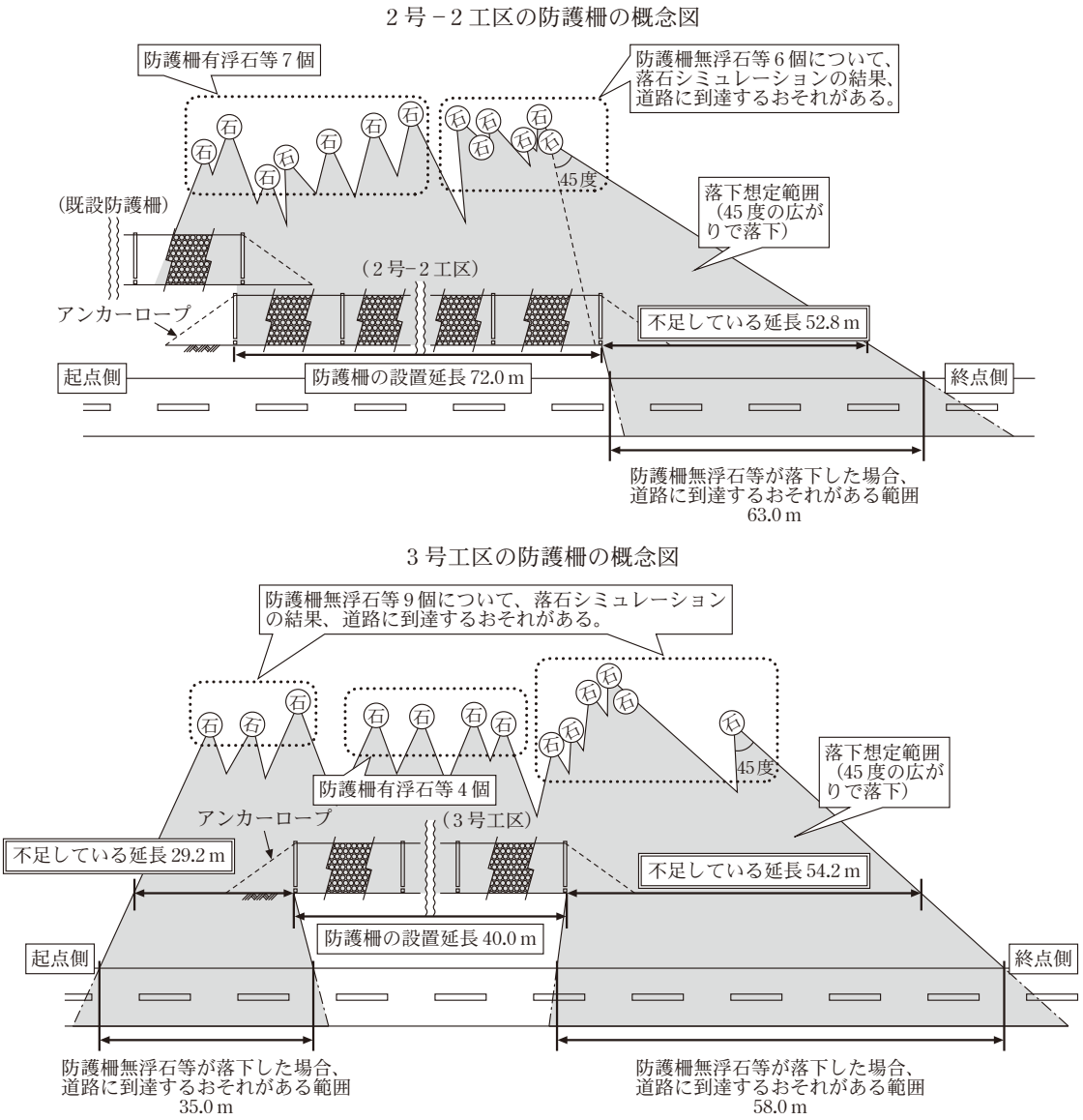
以上の結果を踏まえると、浮石等の落下想定範囲の全て（二つの工区の延長計 248.2m）に防護柵を設置する必要がある、本件工事で設置した延長 112.0m の防護柵は、計 136.2m（2 号 - 2 工区 52.8m、3 号工区 83.4m（起点側 29.2m 及び終点側 54.2m））不足していると認められ、防護柵無浮石等 15 個が道路に到達するおそれがある状態（道路範囲 2 号 - 2 工区 63.0m、3 号工区 93.0m（起点側 35.0m 及び終点側 58.0m）の計 156.0m）となっていた（参考図参照）。

したがって、本件工事で設置された防護柵（工事費相当額計 91,776,223 円、交付対象事業費計 88,597,314 円）は、道路に到達するおそれがある浮石等の全てを対象として計画されていなかったことから、落石群に対応するための設置延長が確保されていない状態となっていて、当該道路を通行する

車両、歩行者等を落石の被害から防護するという工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計 49,614,247 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、便覧等の理解が十分でなく、落石の到達範囲を考慮した適切な落石対策を計画し防護柵の設計を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参 考 図)



(8) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,550,000 円
非常用発電機に係る費用の積算が過大となっていたもの

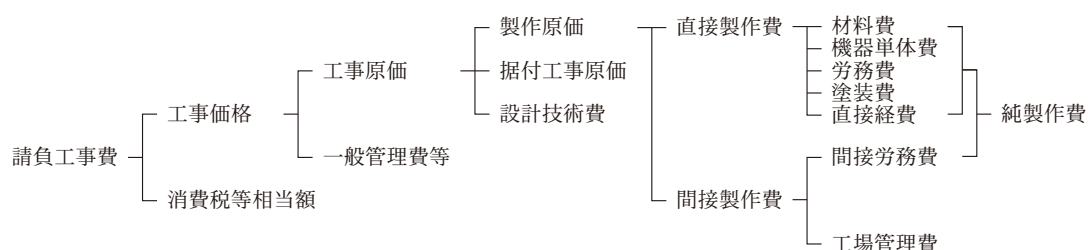
(1件 不当と認める国庫補助金 3,550,000 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(217) 徳 島 県	徳 島 県	防災・安 全交付金 (河川)	3、4	千円 45,545 (45,545)	千円 22,772	千円 7,100 (7,100)	千円 3,550

徳島県は、吉野川市山川町大塚地内の岩屋谷川排水機場において、既設の非常用発電機が故障した場合の予備機として、新たに非常用発電機1基を設置するなどの機械設備工事を契約額45,545,500円（交付対象事業費同額、交付金交付額22,772,750円）で実施している。

同県は、本件機械設備工事の工事費の積算を同県が制定した「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）等に基づき行っており、積算基準によれば、機械設備工事に係る請負工事費は、工事原価及び一般管理費等を合算した工事価格に消費税等相当額を加えて算定することとされている。このうち、工事原価は、製作原価、据付工事原価及び設計技術費を合算して算定することとされており、製作原価のうち直接製作費は材料費、機器単体費、労務費、塗装費及び直接経費を、間接製作費は間接労務費及び工場管理費をそれぞれ合算して算定することとされていて、直接製作費のうち機器単体費は、設備の構成要素である製品の製作に当たり、そのまま組み込むことができる機器等の費用とされている。また、純製作費は、直接製作費と間接労務費の合計額とされている（図参照）。

図 機械設備工事の工事費に係る積算体系



そして、工場管理費は、純製作費から機器単体費等を除いた額を工場管理費対象額として、この額に工場管理費率を乗じて算定することとされている。

同県は、本件機械設備工事の工事費の積算に当たり、非常用発電機に係る見積価格に基づいて算定した機器の費用（以下「機器費用」という。）を13,650,000円とし、同額をもって純製作費としていた。そして、純製作費の全額を工場管理費対象額として、これに工場管理費率35%を乗じて工場管理費を4,777,000円と算定し、当該工場管理費を含めた機械設備工事の工事費を48,017,200円として積算していた。

しかし、上記の非常用発電機に係る見積価格は、完成品を購入する場合の価格となっており、積算の対象となっている非常用発電機は、本件排水機場の設備としてそのまま組み込むことができる機器であった。現に、請負人は、非常用発電機の完成品を販売業者から購入して、本件排水機場の設備としてそのまま設置していた。このため、機器費用は機器単体費に該当することから、同県は、工場管理費対象額の算定に当たり、純製作費から機器費用を除くべきであった。

したがって、純製作費から機器費用を除いた額を適正な工場管理費対象額として工場管理費を算定すると、工場管理費は0円となり、機械設備工事の工事費は38,393,917円となることから、本件契約額45,545,500円はこれと比べて約710万円割高となっており、これに係る交付金相当額3,550,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 新たに設計する添架水管橋について、原則として耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架することなどを周知するとともに、耐震性が確保されていないおそれがある既設の添架水管橋について、耐震性を確保するための工法を検討することや添架水管橋に係る応急対策を策定することを周知するなどして、地震災害時に上下水道の機能が確保されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	国土交通省所管 一般会計（組織）国土交通本省 （項）社会資本総合整備事業費 等 厚生労働省所管 一般会計（組織）厚生労働本省 （項）生活基盤施設耐震化等対策費 等
部 局 等	国土交通本省(水道施設整備事業に係る事務については、令和6年3月31日以前は厚生労働本省)、16都道府県
事業及び交付の根拠	水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号) 等
事業主体	県3、市17、町11、村5、一部事務組合4、広域連合1、計41事業主体
添架水管橋の概要	橋りょうの桁に上下水道管を支持金具等により添架する形式の水管橋
検査の対象とした添架水管橋の数、築造等に係る工事契約件数及び契約金額	74橋、63件 39億2273万余円(令和4、5両年度)
上記のうち耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋の数、工事契約件数及び築造に係る直接工事費	51橋、42件 2億0924万余円(令和4、5両年度)
上記に係る交付金等相当額	7562万円

1 水道事業及び下水道事業における添架水管橋の概要等

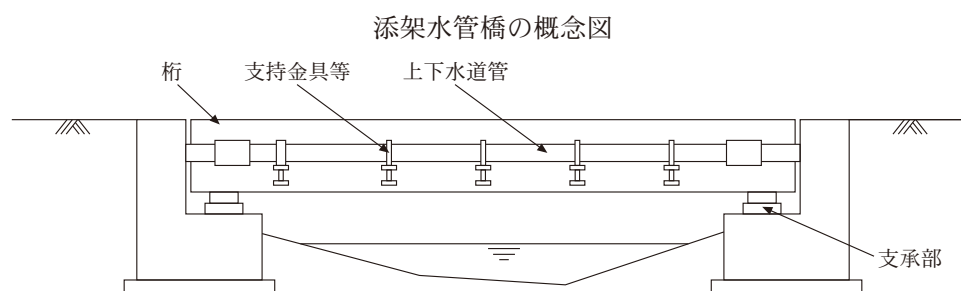
(1) 添架水管橋の概要

国土交通省は、水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、水道事業及び下水道事業を行う地方公共団体等(以下「上下水道事業者」という。)に対して社会資本整備総合交付金等を交付している(令和6年4月1日に厚生労働省から国土交通省へ水道施設整備事業に係る事務が移管される前は、厚生労働省が水道事業を行う地方公共団体等に対して生活基盤施設耐震化等交付金等を交付している。)

上下水道事業者は、水道管又は下水道管(以下、これらを合わせて「上下水道管」という。)を布設する際に、支障となる河川等がある場合、橋りょうの桁に上下水道管を支持金

具等により添架する形式の水管橋(以下「添架水管橋」という。)を築造するなどしている(参考図1参照)。

(参考図1)



(2) 添架水管橋の設計

「水道施設耐震工法指針・解説」(公益社団法人日本水道協会編)、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会編。以下、これらを合わせて「耐震指針」という。)等によれば、上下水道事業者は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者等との協議により上下水道管を添架する橋りょうの耐震性を確認することなどとされている。

国土交通省によると、橋りょうの耐震性の有無については、橋りょう管理者等が、現行の「道路橋示方書・同解説」(公益社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき、地震等の条件に対して限界状態^(注1)を超えないことや、地震により支承部が破壊されたとしても桁が容易に落下しないように落橋防止システムにより適切な対策が講じられていることについて照査を行うなどして判断することとしている。そして、上下水道事業者が、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架すると、添架水管橋の耐震性が確保されないおそれがあることから、当該橋りょうに上下水道管を添架することは、原則として、許容していないとしている。

(注1) 限界状態 構造物又は部材が破壊するなどして、その機能を果たさなくなり、設計の目的を満足しなくなる状態

(3) 添架水管橋の設計において考慮する必要があるハード対策及びソフト対策

国土交通省によると、添架水管橋の設計に当たり、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性が確保されていないおそれがあることが判明した場合には、耐震性が確保されている近隣の橋りょうに上下水道管を添架するようルートを変更することや、添架水管橋に代えて独立水管橋を築造することなどの工法(以下、これらの工法を「耐震性を確保するための工法」という。)を比較検討した上で、適切な工法を選定してハード対策を実施する必要があるとしている。

また、国土交通省によると、上下水道事業者がやむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、地震災害時に上下水道の機能を確保できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成27年6月厚生労働省改訂)、「下水道の地震対策マニュアル」(公益社団法人日本下水道協会編。以下、これらを合わせて「策定指針」という。)等に基づくソフト対策(以下「添架水管橋に係る応急対策」という。)を策定して、当面の間は添架水管橋に係る応急対策により対応することとすることも可能であるとしている。そして、策定指針では、添架水管橋に係る応急対策の具体的な内容として、地震により添架水管橋が被災した場合に上下水道の機能を確保するために、水道事業において、充

実した応急給水を行うために必要な給水車等を確保すること、下水道事業において、汚水の溢水防止等のために必要な可搬式ポンプや仮配管等を確保することなどが示されている。

以上のように、上下水道事業者は、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性が確保されていないおそれがあることが判明した場合に、耐震性を確保するための工法を検討する必要がある、やむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、添架水管橋に係る応急対策を策定する必要があるとされているものの、耐震指針、策定指針等にはその旨が明確に示されていない。

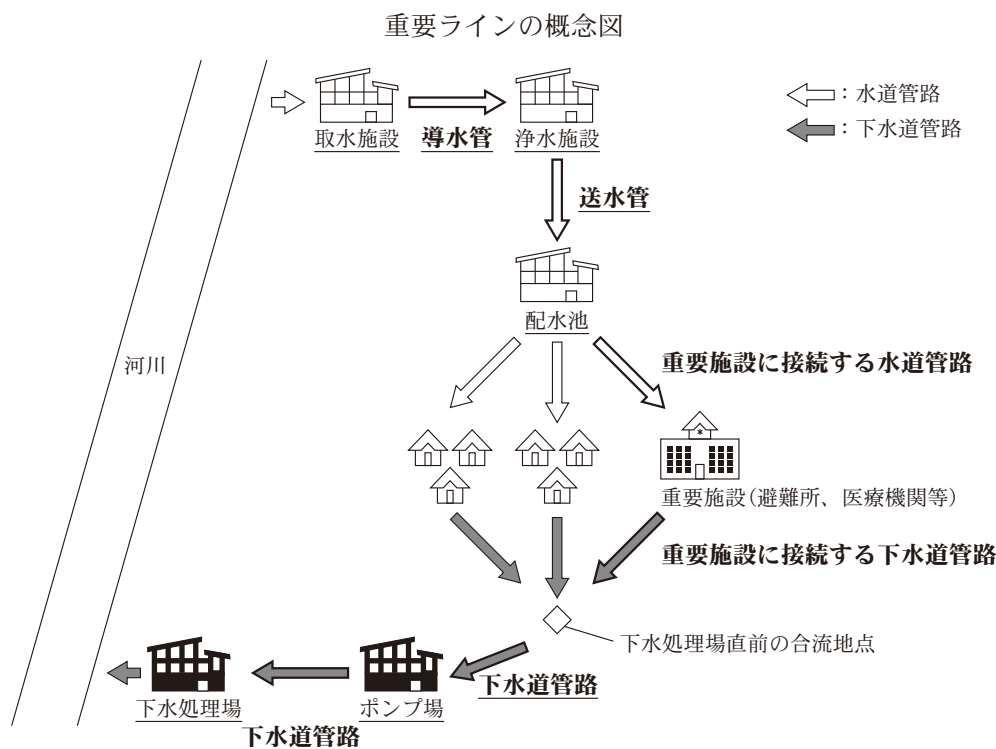
(4) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた上下水道管の耐震化の点検

国土交通省は、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて、「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検」(以下「緊急点検」という。)として、全国の^(注2)急所施設、^(注3)重要施設に接続する管路等(以下、急所施設に該当する送水管、導水管等の管路及び重要施設に接続する管路を「重要ライン」という。参考図2参照。)の耐震化の状況を確認している。そして、同省は、6年11月に緊急点検の結果を公表するとともに、緊急点検の結果に基づき、上下水道施設の耐震化を計画的、集中的に推進することとしている。

(注2) 急所施設 当該施設が機能を失えば上下水道システム全体が機能を失う施設(水道施設のうち取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水道施設のうち下水処理場、下水処理場から下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場)

(注3) 重要施設 地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の施設

(参考図2)



注(1) 下線を付した施設は急所施設に該当する施設である。

注(2) 添架水管橋は矢印で示した管路部に含まれている。

注(3) 太枠の矢印で示した管路は重要ラインに該当する管路である。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、上下水道事業者は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認しているか、耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋について、添架水管橋に係る応急対策を適切に策定しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注4) 3県、^(注5) 38市町村等の計41事業主体が、4、5両年度に締結した添架水管橋計74橋の築造等に係る工事契約計63件、契約金額計39億2273万余円(交付金等交付額計12億2011万余円)を対象とした。そして、41事業主体において、橋りょう管理者等との協議に関する資料、設計書等の関係書類及び現地の状況を確認するとともに、国土交通本省において、緊急点検の方法等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 3県 新潟、山口、熊本各県

(注5) 38市町村等 鹿沼、佐野、十日町、高槻、五條、鳥取、広島、呉、三原、防府、下関、さぬき、諫早、荒尾、人吉、由布、宜野湾各市、紋別郡遠軽、今立郡池田、南条郡南越前、三方上中郡若狭、北葛城郡広陵、西伯郡大山、神石郡神石高原、東彼杵郡東彼杵、球磨郡あさぎり、球磨郡湯前、中頭郡北谷各町、西多摩郡檜原、山辺郡山添、宇陀郡御杖、吉野郡黒滝、島尻郡南大東各村、長浜水道、磯城郡水道、香川県広域水道、南部水道各企業団、広島県水道広域連合企業団

(検査の結果)

検査したところ、41事業主体のうち24事業主体は、添架水管橋計46橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認することについての認識が欠けていたことや、同じ橋りょうに布設替えを行う場合には、改めて橋りょうの耐震性を確認する必要はないと考えたことなどのため、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認しないまま、添架水管橋を築造していた。

そこで、本院において、これらの添架水管橋について、事業主体を通じて橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認したところ、22事業主体が上下水道管を添架した計43橋については、現行の示方書より古い耐震設計に係る基準を適用して設計された橋りょうや築造年数が不明な橋りょうなどであり、橋りょう管理者等が限界状態を超えないことについて照査を行っていないなどのため耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

奈良県山辺郡山添村は、山添村大字桐山地区において、奈良県が管理する昭和60年及び63年に築造された二つの橋りょうに添架していた重要ラインに該当する送水管が老朽化したことから、令和4年度に、新しい送水管に布設替えを行うために添架水管橋を築造するなどの工事を実施している。

しかし、同村は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者である奈良県にこれらの橋りょうの耐震性を確認しないまま、添架水管橋を築造していた。

そこで、本院において、これらの橋りょうの耐震性について同村を通じて奈良県に確認したところ、いずれの橋りょうも現行の示方書より古い耐震設計に係る基準を適用して設計された橋りょうであることから、奈良県において耐震性が確保されていないおそれがあるとしている橋りょうであった。そして、現行の示方書に基づき確認したところ、いずれの橋りょうも、落橋防止システムの性能が確保されておらず、地震時における所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

(注6)
また、41 事業主体のうち 20 事業主体は、添架水管橋計 28 橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認した上で添架水管橋を築造していたが、このうち 6 事業主体は、築造した添架水管橋 8 橋について、橋りょうの耐震性を確認した結果、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握したのに、経済性や早期に布設することを優先するなどして、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架していた。

(注6) 20 事業主体のうち 3 事業主体においては、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認していた添架水管橋と確認していなかった添架水管橋があるため、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認していなかった 24 事業主体と重複している。

そして、これらの耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋計 51 橋を築造した計 28 事業主体^(注7)に対して、添架水管橋に係る応急対策を策定しているか確認したところ、全ての事業主体において策定していなかった。

(注7) 28 事業主体 佐野、五條、鳥取、呉、三原、下関、さぬき、諫早、荒尾、人吉各市、紋別郡遠軽、今立郡池田、南条郡南越前、北葛城郡広陵、西伯郡大山、神石郡神石高原、東彼杵郡東彼杵、球磨郡あさぎり、球磨郡湯前、中頭郡北谷各町、西多摩郡檜原、山辺郡山添、宇陀郡御杖各村、長浜水道、磯城郡水道、香川県広域水道、南部水道各企業団、広島県水道広域連合企業団

したがって、28 事業主体が築造した 51 橋(添架水管橋の築造等に係る工事契約計 42 件、契約金額計 27 億 5316 万余円、添架水管橋の築造に係る直接工事費計 2 億 0924 万余円、交付金等相当額計 7562 万余円)については、耐震性が確保されていないおそれがあることから、地震により橋りょうが損傷した場合に、添架水管橋も損傷するなどし、さらに、添架水管橋に係る応急対策が策定されていないことから、応急給水や汚水の溢水防止が円滑に行えないなどして、地震災害時に上下水道の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。特に、51 橋のうち 14 事業主体の 16 橋(添架水管橋の築造等に係る工事契約計 15 件、契約金額計 8 億 3690 万余円、添架水管橋の築造に係る直接工事費計 1 億 0297 万余円、交付金等相当額計 3741 万余円)については、重要ラインに該当する添架水管橋であり、これらの添架水管橋が被災した場合に、上下水道システム全体が機能を失い、又は、重要施設において上下水道の利用ができなくなることによって、甚大な影響が生ずるおそれがあると認められた。

なお、国土交通省は、1(4)のとおり、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえて、緊急点検として、全国的重要ラインの耐震化の状況を確認して、その結果を公表している。しかし、同省は、緊急点検において、上下水道管が耐震適合性を有している管等であれば、耐震性が確保されているとして取り扱っており、添架水管橋の耐震性が確保されていないおそれがある状況については把握していなかった。

このように、事業主体において、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架して添架水管橋を築造していた事態、及び耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋に係る応急対策を策定していなかった事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、添架水管橋の設計に当たり、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性を橋りょう管理者等に確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、国土交通省(6年3月31日以前の水道事業については厚生労働省)において、次のことなどによると認められた。

- ア 上下水道事業者に対して、添架水管橋の設計に当たり、耐震指針等に基づき、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認することについての周知が十分でなく、また、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握した場合に耐震性を確保するための工法を検討するよう明確に示していなかったこと
- イ 上下水道事業者に対して、やむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、添架水管橋に係る応急対策を策定する必要があることについて明確に示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、7年9月に、上下水道事業者に対して事務連絡を発して、地震災害時においても上下水道の機能が確保されるよう次のような処置を講じた。

- ア 上下水道事業者に対して、新たに設計する添架水管橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認するなどして、原則として耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架すること、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握した場合は耐震性を確保するための工法を検討することなどを周知した。
- イ 上下水道事業者に対して、既設の添架水管橋について、上下水道管を添架している橋りょうの耐震性を橋りょう管理者等に確認するなどして添架水管橋の耐震性の状況を確認すること、確認の結果、耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋については、前記の51橋を含めて、耐震性を確保するための工法を検討することや添架水管橋に係る応急対策を策定することを周知した。そして、重要ラインに該当する添架水管橋については、上下水道事業者が確認した添架水管橋の耐震性の状況を報告させ、これを把握するとともに、必要に応じて助言等を行うこととした。

- (2) LNGバンカリング整備事業の実施に当たり、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を補助要綱等で明確に示すなどして、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)港湾事業費
部 局 等	国土交通本省、2 地方整備局
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業	港湾機能高度化施設整備事業

補助事業の概要	LNG バンカリング拠点形成支援施設の整備事業等を実施する民間事業者等に対して補助金を交付するもの
検査の対象とした事業主体数及び補助事業の件数	4 事業主体 4 件
上記の補助事業に係る補助対象事業費	129 億 2443 万余円(平成 30 年度～令和 5 年度)
上記に対する補助金交付額	43 億 0814 万余円
補助対象事業費に補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を含めていた事業主体数及び補助事業の件数	3 事業主体 3 件
上記の補助事業に係る補助対象経費として認められない予備品等に係る経費の額	9533 万余円
上記に対する補助金相当額	3177 万円

1 LNG バンカリング整備事業の概要等

(1) LNG バンカリング整備事業の概要

国土交通省は、「港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱」(平成 17 年国港管第 1 号。以下「補助要綱」という。)に基づき、港湾の機能の高度化を図るために、LNG バンカリング拠点形成支援施設の整備事業(以下「LNG バンカリング整備事業」という。)等を実施する民間事業者等に対して、港湾機能高度化施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

LNG バンカリング整備事業は、船舶の排出ガス規制強化に伴い、LNG を燃料とする船舶の導入が世界的に進む中、これらの船舶の寄港の増加による我が国港湾の国際競争力の強化を目的として、国際戦略港湾、国際拠点港湾等において、LNG を燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶(以下「LNG バンカリング船」という。)及び LNG バンカリング船に LNG を供給するための施設(以下「LNG 供給施設」といい、LNG バンカリング船と合わせて「LNG バンカリング船等」という。)の整備を行うものである。

(2) LNG バンカリング整備事業における補助対象経費等

補助要綱によれば、LNG バンカリング整備事業の補助対象経費は、LNG バンカリング船等の整備に係る本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費とされており、補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とされている。

国土交通省は、LNG バンカリング船等を整備する民間事業者等を対象に公募の都度、港湾機能高度化施設整備事業(LNG バンカリング拠点形成支援施設)募集要領(以下「募集

要領]という。)を示している。そして、募集要領によれば、LNG バンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価^(注1)を含む総船価^(注2)とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限ること、新たに船舶を建造する場合、本事業のために必要のない船舶の設備等の整備に係る経費は除くこと、LNG 供給施設の整備に係る補助対象経費は、本工事費、附帯工事費及び測量設計費とすることなどとされている。

また、事業主体は、補助事業が完了したときは、実績報告書等を地方整備局等に提出すること、地方整備局等は、実績報告書等の内容を審査するなどし、補助金の額の確定を行うこととなっている。

(注1) 契約船価 船舶建造契約で定める船舶の価格

(注2) 総船価 契約船価に船舶の建造監督等の経費を加えたもの

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、LNG バンカリング整備事業に係る補助金の交付が補助要綱等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、3事業主体^(注3)が実施し、令和2年度から5年度までの間に完了した LNG バンカリング船の整備3件(補助対象事業費計122億6273万余円、補助金交付額計40億8757万余円)及び株式会社 JERA(平成31年4月1日に中部電力株式会社から当該事業を承継)が実施し、令和2年度に完了した LNG 供給施設の整備1件(補助対象事業費6億6170万円、補助金交付額2億2056万余円)の計4件(補助対象事業費計129億2443万余円、補助金交付額計43億0814万余円)を対象に検査した。検査に当たっては、国土交通本省、3地方整備局及び4事業主体^(注4)において、実績報告書、補助対象経費の内訳に係る書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 3事業主体 セントラル LNG シッピング株式会社、エコバンカーシッピング株式会社、KEYS Bunkering West Japan 株式会社

(注4) 3地方整備局 関東、中部、九州各地方整備局

(検査の結果)

検査したところ、LNG バンカリング船の整備を実施した3事業主体のうち2事業主体^(注5)は、船舶建造契約に係る工事費、船舶建造に係るその他追加工事費等のほか、交換用の LNG 移送管等の予備品の購入費、乗組員のユニフォーム等の消耗品の購入費、洗濯機等の備品の購入費、船員のトレーニング費等を補助対象経費に含めて、国土交通省から補助金の交付を受けていた。

(注5) 2事業主体 セントラル LNG シッピング株式会社、KEYS Bunkering West Japan 株式会社

また、LNG 供給施設の整備を実施した株式会社 JERA は、LNG 供給施設の整備に係る工事費等のほか、交換用の安全弁等の予備品の購入費を補助対象経費に含めて、国土交通省から補助金の交付を受けていた。

補助要綱によれば、LNG バンカリング整備事業の補助対象経費は、LNG バンカリング船等の整備に係る本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費とされており、これらの費目は、船舶建造等に係る工事等に要する費用である。

一方、2事業主体が補助対象経費に計上していた経費のうち、予備品の購入費、乗組員のユニフォーム等の船舶の整備で費消されない消耗品の購入費、洗濯機等の船舶と一体不可分の機能を有していない備品の購入費、船員のトレーニング費、船舶建造中の支払利息、船舶の登記費等計 9252 万余円(補助金相当額計 3084 万余円)及び株式会社 JERA が補助対象経費に計上していた予備品の購入費計 281 万余円(補助金相当額計 93 万余円)、合計 9533 万余円(補助金相当額合計 3177 万余円)は、船舶建造等に係る工事等に要する費用ではないと思料された(以下、これらの経費を「予備品等に係る経費」という。)

2事業主体に対して、予備品等に係る経費を補助対象経費に含めた理由を確認したところ、募集要領において、LNG バンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価を含む総船価とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限る旨が記載^(注6)されていて、予備品等に係る経費を総船価として資産計上していることから、2地方整備局と協議した上で、補助対象経費に含めたとのことであつた。

(注6) 2地方整備局 中部、九州両地方整備局

また、株式会社 JERA に対して、予備品等に係る経費を補助対象経費に含めた理由を確認したところ、交換用の安全弁等は LNG 供給施設を安定的に供用するためにあらかじめ備えておく必要があると考えたことなどから、補助対象経費に含めたとのことであつた。

そこで、国土交通本省に対して、予備品等に係る経費が補助対象経費に含まれるか確認したところ、当該経費は、船舶建造等に係る工事等に要する費用に当たらず、補助要綱に定める本工事費等に該当しないことから、補助対象経費として認められないとしていた。また、同省は、募集要領において、LNG バンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価を含む総船価とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限る旨を記載していることについて、事業主体に対して補助要綱における補助対象経費の理解に資するために記載しているとしていたが、当該記載は、総船価に含めて資産計上する経費の全てが補助対象経費に該当するとの誤解を生じさせるものであつた。

したがって、LNG バンカリング整備事業において、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を補助対象経費に含めて補助金が交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2地方整備局において LNG バンカリング整備事業の補助対象経費についての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通本省において補助要綱等に LNG バンカリング整備事業の補助対象経費として認められない経費を明確に示していなかったこと、募集要領に総船価に含めて資産計上する経費の全てが LNG バンカリング船の整備に係る補助対象経費に該当するとの誤解を生じさせる記載をしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通本省は、7年7月に次のような処置を講じた。

ア 補助要綱を改正して、LNG バンカリング整備事業の補助対象経費として認められない経費を明確に示した。また、今後実施する公募の募集要領において、誤解を生じさせる記

載を削除した上で、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を明確に示すこととするなどした。

イ 地方整備局等に対して事務連絡を発し、事業主体に LNG バンカリング整備事業の補助対象経費を明確に示すこと、アの改正後の補助要綱に基づいて補助対象経費の審査を適切に行うことなどを周知徹底した。

- (3) 空港消防等業務の実施に当たり、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載することなどにより、空港消防等業務を整備基準等に基づき適切に実施する体制が執られるよう改善させたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)空港等維持運営費
部 局 等	国土交通本省、東京、大阪両航空局
空港消防等業務に係る請負契約の概要	航空機事故等が発生した際に直ちに必要な措置を講ずるなどすることができるよう消防業務等を実施するもの
検査の対象とした空港消防等業務に係る請負契約の件数及び契約金額	17 件 66 億 2714 万余円(令和4年度～6年度)
上記のうち空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった請負契約の件数及び当該体制が執られていなかった時間に係る契約金額相当額	17 件 8 億 8384 万円

1 空港消防等業務の概要等

(1) 国管理空港等における空港消防等業務の概要

国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)等に基づき同省が設置して管理している空港(以下「国管理空港」という。)において航空機事故等が発生した際に直ちに必要な措置を講ずるなどすることとしている。そして、東京国際空港等11空港(以下「11空港」という。)(注1)において、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とした迅速かつ円滑な消防活動等を行う消防業務(以下「消防業務」という。)及び救急医療活動等を行う救急医療業務(以下「救急医療業務」という。)並びに同省が管理する区域における保安の維持等を図るための警備業務(以下「警備業務」という。)を実施している。また、国土交通省は、防衛省等が設置して管理している飛行場で、国民が利用するなど公共の用に供するためのものとされた札幌飛行場等7飛行場(以下「7飛行場」といい、11空港と合わせて「18空港等」という。)(注2)において、救急医療業務及び警備業務を実施している。

(注1) 11空港 東京国際、新潟、松山、高知、北九州、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇、八尾各空港

(注2) 7飛行場 札幌、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

そして、東京、大阪両航空局(以下「2航空局」という。)は、11空港においては消防業務と救急医療業務又は警備業務の2業務を、7飛行場においては救急医療業務と警備業務の2業務を、それぞれ請負契約を締結した民間事業者に実施させている(以下、これらの業務を「空港消防等業務」といい、空港消防等業務を実施する民間事業者を「請負人」という。)

空港消防等業務を実施するための要員は、請負契約の履行に関する運営管理を行う現場責任者のほかに、指令卓で空港の運用状況等を常時確認するなどする職員(以下「リーダー」という。)及び事故現場に出動するなどして空港消防等業務を行う職員(以下「作業員」といい、リーダーと合わせて「作業員等」という。)とに区分されている。

(2) 国管理空港等において必要とされる作業員等の配置人員

国土交通省は、国際民間航空条約(昭和28年条約第21号)の附属書等に準拠して、国管理空港等で発生する航空機事故等に備えて人命救助等を目的とした消火救難機材の配備等の基準となる「空港等における消火救難体制の整備基準」(平成17年国空管第84号。以下「整備基準」という。)を策定している。

国土交通本省は、整備基準に基づくなどして、請負契約標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)において、空港消防等業務における作業員等の配置人員、業務提供時間等を定めており、作業員等の配置人員については、いずれも業務提供時間中は常に配置され業務を行う必要があるとしている(図表1参照)。

図表1 標準仕様書で定められている作業員等の配置人員及び業務提供時間

項目	リーダー	作業員		
		消防業務	救急医療業務	警備業務
配置人員	1人	請負人に使用させる消防車両の台数×2人	1人	2人
1日当たりの業務提供時間		11.5時間～24時間 (各空港等の運用時間)		24時間

(3) 労働基準法に基づく休憩時間を取得する際の作業員等の体制

標準仕様書等によれば、請負人は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令等を遵守することとされており、同法によれば、使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないこととされている。そして、国土交通本省は、業務提供時間中は、常に標準仕様書等で定める配置人員と同数の作業員等を配置して業務を行う必要があることから、配置された作業員等が休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があるとしている。

(4) 作業員等に係る人件費等の積算方法

2航空局は、空港消防等業務に係る請負契約の予定価格について、空港消防等業務請負積算要領(昭和59年空管第83号)に基づき積算しており、予定価格の基となる積算価格のうち、作業員等の人件費等については、標準仕様書等で定められている配置人員と同数の作業員等が、業務提供時間中に常に配置され業務を実施することとして算出されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とするなどした空港消防等業務の実施体制は整備基準等に基づき適切に執られているかなどに着眼して、令和4年度から6年度までに実施された2航空局の18空港等における空港消防等業務に係る請負契約17件、契約金額計66億2714万余円を対象として、2航空局において、勤務実績表等の書類を確認するとともに、請負人において、空港消防等業務の実施状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、国土交通本省において、仕様書の基となった標準仕様書の趣旨や整備基準等の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

2航空局は、18空港等の空港消防等業務に係る請負契約の仕様書において、標準仕様書で示されている配置人員と同数の作業員等を業務提供時間中に配置するなどして請負人に空港消防等業務を実施させることとしていた(図表2参照)。

図表2 仕様書で定められていた作業員等の配置人員及び業務提供時間 (単位：人、時間)

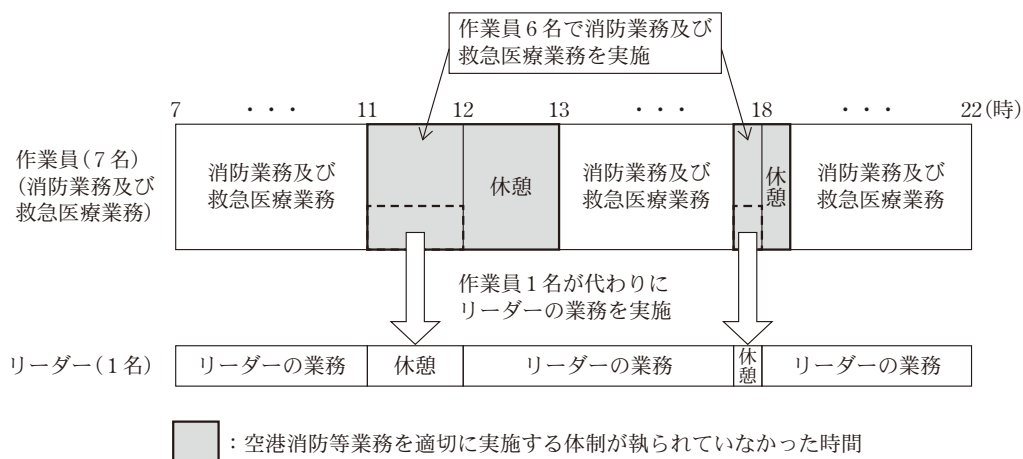
空港等名	作業員等の配置人員				1日当たりの業務提供時間		
	リーダー	作業員			リーダー	作業員	
		消防業務	救急医療業務	警備業務		消防業務、救急医療業務	警備業務
東京国際空港	—	8	1	—	24	—	—
新潟空港	1	6	1	—	14	—	—
松山空港	1	6	1	—	15	—	—
高知空港	1	6	1	—	14	—	—
北九州空港	1	6	1	—	24	—	—
長崎空港	1	6	1	—	15	—	—
大分空港	1	6	1	—	15	—	—
宮崎空港	1	6	1	—	14	—	—
鹿児島空港	1	6	1	—	15	—	—
那覇空港	1	6	1	—	24	—	—
八尾空港	—	2	—	2	11.5	—	24
札幌飛行場	—	—	1	2	13	—	24
三沢飛行場	—	—	1	2	11.5	—	24
百里飛行場	—	—	1	2	13.5	—	24
小松飛行場	—	—	1	2	15	—	24
美保飛行場	—	—	1	2	15	—	24
岩国飛行場	—	—	1	2	15	—	24
徳島飛行場	—	—	1	2	14.5	—	24

(注) 図表中の「—」は、国土交通省が空港消防等業務を実施していないことを示している。

そこで、18空港等の請負契約17件における作業員等の業務の実施状況について、勤務実績表を確認したところ、仕様書に示されている配置人員と同数の作業員等を業務提供時間に配置したとされていた。

しかし、各業務の実施状況について、請負人から説明を徴するなどして確認したところ、18 空港等の全てにおいて、実際には、作業員等が業務提供時間中に労働基準法に基づく休憩時間を取得していた。そして、標準仕様書で求められている作業員等の配置人員を業務提供時間中に常に満たすためには、作業員等の休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があるのに、18 空港等の全てにおいて、作業員の休憩時間に代替要員は配置されていなかった。また、リーダーの休憩時間については、配置された作業員のうちリーダーの業務を実施する能力を有する者が代わりにリーダーの業務を実施していたが、作業員の数その分減少する状況となっていた。上記の状況を整理すると、図表 3 のとおりである。

図表 3 作業員等における業務の実施状況の一例



そして、請負契約 17 件において、作業員の休憩時間等に代替要員が配置されていなかったため、その間は、実際に勤務している作業員が仕様書に定められている配置人員より少ない人数となっていて、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とするなどした空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった（空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった時間に係る契約金額相当額 4 年度 2 億 8751 万余円、5 年度 2 億 9197 万余円、6 年度 3 億 0434 万余円、計 8 億 8384 万余円）。

請負人によれば、休憩時間に作業員の代替要員を配置していない理由について、仕様書において休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があることが明確に記載されていなかったため、代替要員の配置は求められていないと認識していたとのことであった。そして、2 航空局によれば、仕様書において作業員等の休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があることを明確に記載していない理由について、標準仕様書においてその旨が明確に記載されていなかったため、代替要員を配置する必要があることを認識していなかったとのことであった。

このように、2 航空局において、国管理空港等における空港消防等業務の実施に当たり、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを仕様書に明確に記載していなかったため、休憩時間に代替要員が配置されておらず、空港消防等業務を整備基準等に基づき適切に実施する体制が執られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2航空局において、空港消防等業務に係る請負契約の仕様書の基となる標準仕様書について国土交通本省への確認が十分でなかったことにもよるが、同本省において、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通本省は、7年8月に標準仕様書を改正して、配置された作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載した。そして、8年度以降に請負契約を締結して実施する空港消防等業務が整備基準等に基づき適切に行われるよう、7年8月に2航空局に対して通知を発して、改正された標準仕様書を基に仕様書の作成を行うとともに、入札公告等の際に入札参加者に対して改正された標準仕様書の内容を明確に伝えるよう周知する処置を講じた。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) ICT(情報通信技術)活用工事の積算について

(令和5年度決算検査報告 376 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、平成28年4月以降、ICT施工技術を全面的に活用する工事(以下「ICT活用工事」という。)の実施要領及び積算要領を順次策定して、直轄事業に適用している。また、同省は、29年6月に、都道府県等に対して実施要領、積算要領等を参考送付しており、都道府県等は、これらを準用するなどしてICT活用工事に取り組んでいる。実施要領によれば、ICT活用工事においては、原則として、施工プロセスにおける①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械^(注)による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の各段階において3次元データを活用することとされている。そして、令和2年4月以降に入札契約手続を開始するICT活用工事については、土工等に係る積算要領によれば、空中写真測量(無人航空機等によるもの)、地上型レーザースキャナ、これらに類似するその他の3次元計測技術により3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品(以下、これらを「3次元出来形管理等」という。)を行った場合は、補正係数として、共通仮設費率に1.2、現場管理費率に1.1をそれぞれ乗ずるなどして、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用(以下、これらの費用を「出来形管理等経費」という。)を計上することとされている(以下、共通仮設費率及び現場管理費率を「共通仮設費率等」といい、それぞれ補正係数を乗ずることを「ICT補正」という。)。一方で、従来手法による出来形管理等(以下、これらを「従来型出来形管理等」という。)やICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理等を行う場合は、ICT補正は行わないこととなっている。また、土木工事標準積算基準書等によれば、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事(以下「点在型工事」という。)では、共通仮設費率等の補正について、施工箇所ごとに設定することなどとされている。

しかし、ICT 活用工事における出来形管理等経費の積算に当たり、従来型出来形管理等や施工履歴データを用いた出来形管理等を実施することなどとしているのに ICT 補正を行い、又は、点在型工事において 3 次元出来形管理等を行うこととなっていない施工箇所を含めて ICT 補正を行っていて、工事価格が過大に積算されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して 6 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

ア ICT 補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、ICT 補正を行う対象について十分な理解を得られるよう積算要領等に反映するなどすること

イ 監督職員、積算担当職員等の関係担当者間で ICT 補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成すること

ウ ア及びイの内容を地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言すること

(注) ICT 建設機械 作業装置先端の 3 次元座標を建設機械本体に搭載する 3 次元設計データと比較した結果で作業装置の高さや傾きを自動制御し、又はモニターによりガイダンスする機能を備えた建設機械

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6 年 10 月に、従前の実施要領及び積算要領に係る補足情報として、ICT 補正の対象となる出来形管理手法と工種との関係を明確にした一覧表等を作成した。そして、同月以降、地方整備局等に意見を照会した上で、7 年 3 月に、実施要領及び積算要領において、ICT 補正を行う対象となる出来形管理手法、工種、点在型工事の取扱いなどを明確に定めるとともに、当該実施要領等に基づき、6 年 10 月に作成した一覧表等を更新した。

イ 6 年 10 月に、監督職員、積算担当職員及び受注者の関係担当者間で ICT 補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成して、7 年 3 月にこれらを更新した。

ウ ア及びイの内容について、6 年 10 月及び 7 年 3 月に地方整備局等に事務連絡等を発することにより周知徹底するとともに、7 年 5 月までに地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言した。

(2) 緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等について

(令和 5 年度決算検査報告 382 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、緊急輸送道路については、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時においてネットワークとして機能することが重要であるとしており、県庁所在地等の都市間や、空港等の災害発生以降に活動拠点となる施設等(以下「防災拠点」といい、緊急物資等の輸送を確保するために必要な複数の防災拠点の中から特に重要な防災拠点として定めたものを「重要な防災拠点」という。)間をつなぎ、代替性(迂回路や他の交通機関)等の確保に努めることなどとしている(以下、重要な防災拠点間をつなぐ路線を「重要防災路線」という。)。また、同省は、緊急輸送道路にある橋りょう(以下「緊急道路橋」という。)の耐震補強を実施

するに当たり、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対しても落橋等の甚大な被害を防止する耐震性能(以下「落橋等防止性能」という。)の確保を最優先する取組を実施してきた。そして、落橋等防止性能が確保された緊急道路橋については、同地震と同程度の地震動に対しても当該橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに緊急物資等の輸送路等としての機能を回復することができる耐震性能(以下「機能回復性能」という。)を確保するために耐震補強を進めている(以下、落橋等防止性能又は機能回復性能を確保するに至っておらず、必要な耐震対策が完了していない緊急道路橋を「要対策橋りょう」という。)。また、国土交通省防災業務計画によれば、災害発生以降における応急工事に関する事項として、応急用資機材を確保するとともに、それらの輸送経路を定めること、地方公共団体が自ら管理する施設等について迅速な応急復旧^(注)を実施することなどとされている。

しかし、事業主体等において、優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり地震時に緊急輸送道路のネットワークとしての機能に及ぼす影響を十分に考慮していない事態、及び要対策橋りょうが地震時に被災した場合の迅速な応急復旧を実施するための体制が十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり、まずは落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点^(注)を事業主体が定めること並びに重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することの重要性を事業主体に対して十分に説明すること。また、これらを考慮した優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成して、これを地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等することにより、事業主体において効率的に耐震補強を実施できるよう検討を促すこと

イ 要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の地震時に必要となる重要な情報に基づき、これらを網羅的に把握するための地図等を作成することなどについて、具体的に示すことにより、地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等すること

(注) 応急復旧 被災した橋りょうの場合においては、橋りょうに生じた段差等を解消するために、土のう袋等の仮設資材を応急的に設置して復旧すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点を事業主体が定めて重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することなどを明確に示した耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成した。そして、6年10月に地方整備局等に対して、事務連絡により、決定方針の内容やその重要性を説明し、決定方針に従って効率的に耐震補強を実施するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同

様に助言等した。さらに、7年3月及び5月に、都道府県に設置されている緊急輸送道路ネットワーク協議会等において、事業主体に対して決定方針の内容やその重要性を説明した。

また、同年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、事業主体が決定方針を踏まえて重要防災路線等の整備方針を検討するよう促すとともに、緊急輸送道路ネットワーク協議会等を毎年度開催して、その検討結果を報告するよう求めるなどした。

イ 地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、6年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の情報を網羅的に把握するための地図等を作成するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同様に助言等した。

(3) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

(令和5年度決算検査報告393ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている(以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。)。そして、法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は、職員を指定して実地検査させることができるとされている。公営住宅の入居者は、1か月当たりの収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等で定める基準(以下「入居収入基準」という。)を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額^(注1)所得者、収入超過者^(注2)及び収入未申告者^(注3)(以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。)に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに(以下、この調査を「実態調査」という。)、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどして、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年1月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

(注1) 高額所得者 公営住宅に引き続き5年以上入居していて、1か月当たりの収入が最近2年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

(注2) 収入超過者 公営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居者のうち高額所得者以外の者

(注3) 収入未申告者 事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して6年4月に通知を発するとともに、同年6月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めることや、他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあつせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、5年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻した。

一方、国土交通省は、5、6両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して7年5月から6月までの間にヒアリングを実施しており、今後、当該ヒアリングの結果を踏まえて、技術的助言等を行う基準等を策定することとしている。そして、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき報告させることや実地検査を行うことを検討することとしている。

(4) 公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて

(令和5年度決算検査報告401ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に基づき、公営住宅の建設、除却等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、公営住宅等整備事業対象要綱等によれば、既設の公営住宅を除却してこれに代わる新たな公営住宅を建設する場合などは、公営住宅の除却に係る事業(以下「除却事業」という。)を交付金等の交付対象とすることができるとされている。また、同法によれば、公営住宅の入居者は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体(以下

「事業主体」という。)の承認を得たときを除き、公営住宅を増築してはならないとされている。そして、同省が作成して事業主体に周知している「公営住宅管理標準条例(案)」によれば、入居者が事業主体の承認を得ずに公営住宅を増築したときは、自己の費用で原状回復等を行わなければならないこととされている(以下、事業主体の承認を得ずに増築された建築物を「無断増築物」という。)

しかし、32 事業主体が実施した公営住宅の除却工事において、事業主体が、無断増築物の除却に係る費用を交付金等の交付対象事業費に含めて、これに係る交付金等の交付を受けている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和 6 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図ること

イ 事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して 7 年 6 月に通知を発するとともに、同月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明し、事業主体が、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図った。

イ アの通知等により、事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については交付金等の交付対象とならないことを明確化して事業主体に対して周知した。

第10 環 境 省

不 当 事 項

役 務 (218)–(220)

- (218) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

- (220) 除去土壌再生利用技術等実証事業の実施に当たり、実証業務等の中止に伴い機器を設置しないこととなったことなどを踏まえて契約額を減額していなかったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織) 地方環境事務所 (項) 環境保全復興政策費
部 局 等	福島地方環境事務所
契 約 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業
契 約 の 概 要	再生資材を活用するための技術開発を進めることを目的として、実証業務等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契 約	令和 4 年 11 月 公募実施後の随意契約
契 約 額	212,300,000 円(令和 6 年 3 月変更後)
割高となっていた契約額	11,473,549 円(令和 5 年度)

1 契約の概要等

福島地方環境事務所(以下「事務所」という。)は、令和 4、5 両年度に、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合(以下「組合」という。)に、公募実施後の随意契約により「令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業」を契約額 212,300,000 円で請け負わせて実施している(本件事業の概要については後掲 372 ページの「除去土壌再生利用技術等実証事業において一度も使用されることなく保管されたままとなっていた機器の有効活用が図られるよう、また、今後実施する除去土壌の再生利用に係る事業において事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入手続の開始時期について十分に検討を行うなどの体制を整備するよう改善させたもの」参照)。

本件事業の契約書によれば、発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して仕様書等を変更することができるとされており、この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約額等を変更するなどしなければならないこととされている。

事務所は、本件事業について、当初契約の締結後に、実施に関する調整等に相当な時間を要する見込みとなったことなどから、契約の履行期限を延期する契約変更を2回行っている。その後、事務所は、本件事業のうち一部の業務については履行期限までの完了を見込めなくなったとして、6年3月28日に、実証業務等中止することなどを内容とする仕様書の変更を行うとともに、契約額を212,300,000円に減額する3回目の契約変更を行っている。

そして、事務所は、組合から本件事業が完了したとする業務完了報告書の提出を受けた後、検査を実施して、契約変更後の仕様書どおりに業務が完了したことを確認したとして、同年4月10日に、組合に212,300,000円を支払っている。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、契約額の変更は仕様書の変更を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、事務所において、予定価格調書、契約書、仕様書、支払関係書類等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、当初契約の予定価格について、機器取扱業者等から徴取したモニタリングポスト6基の購入及び設置並びに漏水検知システム1基の購入及び設置に係る参考見積書の価格を基に、これらの機器に係る直接工事費等を算出し、これに諸経費等を加えるなどして積算していた。

そして、事務所は、3回目の契約変更に当たり、実証業務等を実施しないことなどとする仕様書の変更を行うとともに、実証業務等に係る一部の費用を減額するなどして契約額の変更を行っていた。その際、事務所は、実証業務で使用する予定であったモニタリングポスト6基及び漏水検知システム1基について、3回目の契約変更時点で既に組合に納入済みであったとして、これらの機器の購入費用、設置費用等については減額していなかった。

しかし、上記の減額していなかった費用の中には、実際には行われていなかったモニタリングポスト及び漏水検知システムの設置に係る費用や、実際には組合に納入されていなかった漏水検知システムの格納箱、無停電電源装置等の一部の機器に係る購入費用等が含まれており、事務所は、3回目の契約変更に際して、これらのことを踏まえて契約額を減額する必要があった。

したがって、本件契約について、モニタリングポスト6基の設置費用(3,216,294円)、漏水検知システムの設置費用(6,321,534円)及び漏水検知システムの機器のうち組合に納入されていなかった機器に係る購入費用(5,391,000円)を減額するとともに、過小に算出されていた諸経費等の増額分を考慮するなどして適正な契約額を算定すると200,826,451円となることから、前記の契約額212,300,000円はこれに比べて11,473,549円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、3回目の契約変更に当たり、機器を設置しないこととなったことなどを踏まえて適切に契約額を減額することの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

補 助 金

(221) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)により整備した太陽光発電設備の設計が適切でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	中国四国地方環境事務所
交 付 の 根 拠	予算補助
交 付 金 事 業 者	岡山県
間接補助事業者 (事業主体)	岡山ガス株式会社
交 付 金 事 業	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)
交付金事業の概要	地域を脱炭素化し、再生可能エネルギー等の導入を推進するため、自家消費型太陽光発電設備を設置等するもの
事業費	58,300,000 円(令和5年度)
上記に対する交付対象事業費	50,482,000 円
上記に対する交付金交付額	25,241,000 円
不当と認める交付対象事業費	29,916,595 円
不当と認める交付金相当額	14,958,297 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

同省は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年環政計発第2203301号)等に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的として、地域脱炭素ロードマップ(令和3年第3回国・地方脱炭素実現会議決定)等に沿って脱炭素の基盤となる重点対策等の取組を意欲的に行う地方公共団体に対して、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を交付している。

そして、岡山県は、同交付金を財源として、一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備等を県有施設に導入し、当該施設への電力供給を行うなどの事業主体に対し、自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金(以下「間接補助金」という。)を交付している。

岡山ガス株式会社(以下「会社」という。)は、令和5年度に、間接補助金の交付を受けて、岡山県農林水産総合センター生物科学研究所(以下「研究所」という。)の敷地内で電気を発電

し、発電した電気を研究所に供給することを目的として、太陽電池モジュール^(注1)528枚を架台等に設置した太陽電池アレイ^(注2)11基等で構成される自家消費型太陽光発電設備を設置する事業を事業費58,300,000円(補助対象事業費50,482,000円、間接補助金交付額25,241,000円、交付金相当額同額)で実施している。

会社は、太陽光発電設備の設計を発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)等に基づき行うこととしている。同省令等によれば、太陽電池モジュールを支持する工作物は、地域ごとに想定される積雪荷重等の各種荷重に対し安定であることとされ、これらの荷重は、日本産業規格の「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法(JIS C 8955:2017)」(以下「荷重基準」という。)に規定する荷重とすることとされている。

(注1) 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換する太陽光発電設備を構成する部材の一つで、パネル状になっている。

(注2) 太陽電池アレイ 太陽電池モジュール及びそれを支持する工作物の総体

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、太陽光発電設備の設計が適切に行われているかなどに着眼して、本件交付金事業を対象として、同県において、設計図書、応力計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、太陽光発電設備の設計に当たり、当該設備を設置する場所が整地された地面であることを前提として、基礎杭と一体となった長さ160cmの支柱を頂部の位置が設定された高さでそろうようにして地面に打設し、支柱の上部に斜材等で構成される架台を組み立て、架台の上に複数枚の太陽電池モジュールを設置することにより太陽電池アレイ11基を構築(太陽電池アレイ1基当たりの太陽電池モジュールは32枚から52枚、支柱は14本から20本)することとしていた。

その際、会社は、支柱を地面に140cm以上打設し、地面から支柱頂部までの長さ(以下「支柱頂部長」という。)を20cm以下とすれば、荷重基準に基づき算出した研究所が所在する地域の積雪荷重等により支柱に生ずる曲げ応力度が支柱の許容曲げ応力度^(注3)205N/mm²を下回ることから、応力計算上安全であるとし、これにより施工することとしていた(参考図1参照)。

しかし、現地の状況を確認したところ、実際には、研究所の敷地は起伏が大きく整地されていない地面となっていて、現地の状況が設計の前提と異なっているにもかかわらず、支柱は、頂部の位置が一定の高さでそろうように地面に打設されていた。そのため、打設場所の地面の高さによって支柱頂部長は区々となっており、前記の太陽電池アレイ11基に係る支柱208本のうち146本は、支柱頂部長が20cmを上回っていた(参考図2参照)。

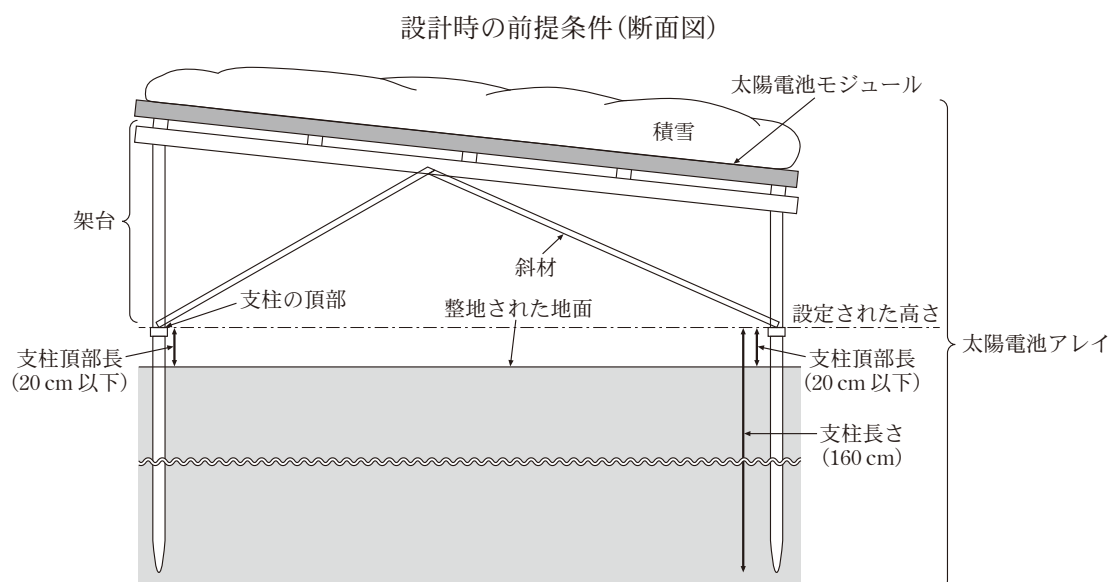
そこで、支柱頂部長が20cmを上回っていた146本の支柱について改めて応力計算を行ったところ、9基の太陽電池アレイに係る51本の支柱において、積雪荷重により支柱に生ずる曲げ応力度が最大で446N/mm²となり、許容曲げ応力度205N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、太陽電池アレイ 11 基のうち 9 基の太陽電池アレイ(これらに係る事業費相当額 29,916,595 円、交付対象事業費相当額同額)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、積雪により倒壊するなどして発電することができなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額 14,958,297 円が不当と認められる。

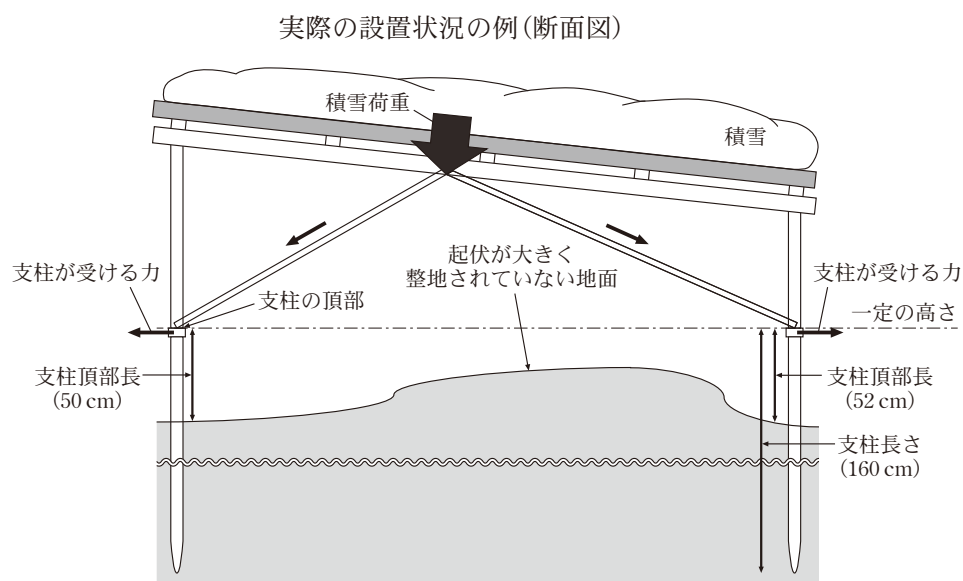
このような事態が生じていたのは、会社において太陽光発電設備の設計に当たり設置箇所
の地形等の状況の確認を十分行っていなかったこと、同県において会社に対する指導が十分
でなかったことなどによると認められる。

(注 3) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内
側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その
数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参考図 1)



(参考図 2)



そ の 他

(222) 国立公園内に所在する機械設備等に係る公共補償の実施に当たり、当該機械設備等の財産価値の減耗分を控除していなかったため、国の負担額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）環境本省（項）自然公園等事業費
部 局 等	近畿地方環境事務所(承認部局) 鳥取県(契約・支出部局)
契 約 名	(1) (仮称)鳥取砂丘ビジターセンター(西側施設)新築工事(機械設備) (2) (仮称)鳥取砂丘ビジターセンター(西側施設)新築工事(電気設備)
補 償 の 概 要	鳥取砂丘ビジターセンターを建設する位置に所在する鳥取県が設置した既設の排水ポンプ等について、代替の新しい排水ポンプ等を設置することにより補償を行うもの
契 約 額	(1) 17,985,000 円(令和4年度) (2) 16,098,500 円(令和4年度) 計 34,083,500 円
契約額のうち既設の排水ポンプ等の復成価格	(1) 4,913,716 円 (2) 230,243 円 計 5,143,959 円
上記のうち控除する必要があった減耗分相当額	(1) 3,029,167 円 (2) 141,938 円 計 3,171,105 円

1 公共補償等の概要

(1) 事業の概要

近畿地方環境事務所(以下「事務所」という。)は、令和4年度に、国立公園等整備事業として鳥取砂丘西側地域にビジターセンター(以下「センター」という。)を新設するに当たり、施行委任事業として工事を実施することとして、環境省の支出負担行為を担当する鳥取県に対して、事業内容、事業費の使途等に係る承認を与えている。

鳥取県は、当該承認を受けて、センターの建設に係る工事(以下「建設工事」という。)の一環として、冷暖房設備、給排水設備等の機械設備を整備する工事(以下「機械設備工事」という。)及び電灯設備等の電気設備を整備する工事(以下「電気設備工事」という。)について、それぞれ契約額 17,985,000 円、16,098,500 円、計 34,083,500 円で契約を締結している。

鳥取県は、環境省から支出の決定に関する事務を委任されており、これらの契約について、契約額と同額を契約の相手方に支出している。また、同県は、機械設備工事及び電気設備工事を含む全ての施行委任事業が完了した後に、事務所に対して完了報告書を提出している。

(注) 施行委任事業 各省各庁の長が、都道府県知事の同意を得て、当該知事又は知事が指定する職員に委任する会計事務により実施する事業。国立公園等整備事業においては、

会計法(昭和22年法律第35号)等によるほか、「国立公園等整備事業実施要領(施行委任)」(平成6年5月環境庁自然保護局制定)の定めるところにより実施することとなっており、同要領によれば、施行委任事業を実施する都道府県の支出負担行為担当官は、事業の施行に際して、事業実施地区を所管する地方環境事務所等の長に、事業内容、事業費の使途等について記載した施行承認申請書を提出して、承認を受けることとされている。

(2) 公共補償の概要

事務所は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき、公共補償を実施することとしている。

公共補償基準によれば、公共補償は、金銭の支払をもってするものとされている。ただし、公共事業に係る工事の施行上、技術的、経済的に合理的と認められる場合等においては、公共事業の起業者が代替の公共施設等を建設して既存公共施設等の機能を回復することなどにより行うことができるとされている。そして、既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどした額を補償することとされている。

また、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」という。)とされ、減耗分については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、やむを得ないと認められるときは、その限度において、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるとされており、当該やむを得ないと認められるときは、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等とされている。

上記の「当該公共施設等に係る決算」とは特別会計等の個々の決算のことであり、一般会計に属する公共施設等の場合は、当該公共施設自体に収支の概念がないため、原則として減耗分を控除すべきではあるものの、当該地方公共団体の財政状況等個々の事情を総合的に考慮し、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることになっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、公共補償を行う場合の減耗分の取扱いは公共補償基準に基づき適切に行われているかなどに着眼して、機械設備工事及び電気設備工事を対象として、鳥取県において契約関係書類等を確認するとともに、事務所において鳥取県との協議や減耗分の取扱いの状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、センターの新設に当たり、国立公園の景観を確保するために、鳥取県が平成11年3月に設置した既設の排水ポンプ(以下「既設ポンプ」という。)等が所在する位置にセンターを建設することとしていた。そして、同県に対する公共補償として、既設ポンプ等を代替する新しい排水ポンプ等を設置する工事が必要となったことから、機械設備工事及び電気

設備工事の契約額には、既設ポンプ等の復成価格計 5,143,959 円(機械設備工事分 4,913,716 円、電気設備工事分 230,243 円)が含まれていた。

事務所は、建設工事に先立って行われた基本・実施設計業務における打合せの際に、国立公園の景観を確保するという環境省の方針のために既設ポンプ等を取り壊して、その位置にセンターを建設することは、公共補償基準に規定されている減耗分の全部又は一部を控除しないことができるやむを得ないと認められるときに該当するとして、鳥取県に負担が生じないよう、既設ポンプ等の復成価格から減耗分を控除せずに、復成価格の全額を補償することとし、その旨を同県に伝えていた。

これを踏まえて、鳥取県は、機械設備工事及び電気設備工事の実施に当たり、既設ポンプ等の復成価格から減耗分を控除せずに、復成価格の全額を国の負担とした施行承認申請書を事務所に提出して、事務所は、同申請書について承認を与えていた。

しかし、公共補償の対象とした既設ポンプ等は、鳥取県の一般会計に属する公共施設であり当該公共施設自体に収支の概念がない上、同県の財政状況等を考慮しても、本件公共補償は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるやむを得ないと認められるときに該当せず、事務所は、復成価格から減耗分を控除した額を補償することとする必要があった。なお、景観を確保するという方針のために既設ポンプ等を取り壊して、その位置にセンターを建設することは、本件公共補償が必要となる理由であり、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等に該当するか否かとは関係がない。

したがって、国の負担額については、既設ポンプ等の復成価格 5,143,959 円から経過年数、残価率等を考慮して算定した減耗分相当額計 3,171,105 円(機械設備工事分 3,029,167 円、電気設備工事分 141,938 円)を控除した額とする必要があり、これを控除していなかったため減耗分相当額 3,171,105 円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、公共補償の実施に当たり、公共補償基準における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国立公園において所在又は所有者が不明のままとなっている公園施設等について所在等を特定するなどのための計画を策定するよう適宜の処置を要求し、並びに所在を特定できた重要施設について個別施設計画を策定すること及び公園施設の所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示するよう改善の処置を要求したもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	環境本省、7 地方環境事務所
国有財産の分類	(分類)行政財産 (区分)建物、工作物

国立公園に設置されている施設の概要	ビジターセンター等の建物、橋りょう、転落防止柵等の工作物等	
検査の対象とした国有財産台帳に記載されている公園施設の件数及び国有財産台帳価格	19,150 件	200 億 1051 万余円(令和 5 年度末)
上記のうち所在が不明のままとなっていた公園施設の件数及び国有財産台帳価格	563 件	1 億 2954 万円
国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとなっていた建物及び工作物の件数	123 件	

【適宜の処置及び改善の処置を要求したものの全文】

国立公園における公園施設の管理について

(令和 7 年 10 月 23 日付け 環境大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 国立公園等の概要

(1) 国立公園の概要

貴省は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)等に基づき、国立公園の管理等を行っている。国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が同法等に基づき区域を定めて指定したもので、その数は令和 5 年度末において 34 国立公園となっている。そして、その総面積は計約 219 万 ha と広大なもので、国有地のほか、公有地、私有地等が含まれている。

貴省は、国立公園内の国有地、公有地等に管理事務所、ビジターセンター等の建物や、橋りょう、転落防止柵等の工作物を設置しており、また、地方公共団体等は、環境大臣に協議するなどして、国立公園内の国有地、公有地等に建物、工作物等を設置していて、広大な国立公園内には、貴省が設置した建物、工作物等や、地方公共団体等が設置した建物、工作物等が多数設置されている。

(2) 国立公園における建物、工作物等の国有財産の管理の概要

貴省は、自らが国立公園内に設置するなどした建物、工作物等について、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)、環境省所管国有財産取扱規則(平成 13 年環境省訓令第 30 号)等に基づき、国立公園を所掌する各地方環境事務所の長(以下「所長」という。)に国有財産として管理させている。

国有財産法等によれば、所長は、国有財産の現状を常に把握し、管理等を適正に行わなければならないこととされており、国有財産の区分及び種目、所在、数量等を記載した台

帳(以下「国有財産台帳」という。)を備えなければならないこととされている。そして、土地、建物等については、国有財産台帳に図面を附属させなければならないこととされている。一方で、工作物等については、必要と認める図面を附属させることができるとされていて、必ずしも図面を附属させることにはなっていない。

(3) 個別施設計画及び現地調査の概要

地方環境事務所は、国立公園内の自らが管理する国有財産について、建物(官庁施設として管理されているものを除く。)及び工作物(以下、これらを合わせて「公園施設」という。)のうち建物、橋りょう等の利用者の安全等に関わる重要な公園施設(以下「重要施設」という。)を対象として、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止するなどの管理を行うために、施設の健全性等を調査した上で、点検、修繕、更新等の具体的な実施時期等を定める個別施設計画を重要施設ごとに策定することになっている。そして、個別施設計画を策定した重要施設については、同計画に基づくなどして、重点的かつ計画的に管理を実施することになっている。

地方環境事務所は、個別施設計画を策定するに当たり、重要施設を含む公園施設の数量、規模、劣化等の状況を確認するための現地調査(以下「現地調査」という。)を民間事業者に委託するなどして実施している。現地調査を実施するに当たっては、地方環境事務所がそれぞれの判断により国有財産台帳や公園施設を設置するなどした際の工事図面等(以下「工事図面等」という。)に基づくなどして、現地調査の対象とする公園施設を決定している。また、現地調査を実施する過程において、公園施設の周辺に存在する建物及び工作物のうち、設置場所、使用材料等から国有財産である蓋然性が高いものが見受けられた場合には、現地調査の対象に追加して、所有者の確認等を行うことにしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性、効率性等の観点から、公園施設は国有財産台帳に正確に記載されているか、国有財産台帳に記載されている公園施設は適切に管理されているか、特に重要施設については個別施設計画に基づくなどして利用者が安全に利用できるよう適切に管理されているかなどに着眼して、5年度末時点において7地方環境事務所が所掌する34国立公園に設置されている公園施設(国有財産台帳に記載されている公園施設計19,150件、当該公園施設の5年度末時点の国有財産台帳価格計200億1051万余円)を対象として、貴省本省及び7地方環境事務所において、公園施設の国有財産台帳への記載状況、公園施設の管理状況、個別施設計画の策定状況等を確認するとともに、国立公園内を踏査することにより公園施設の設置状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7地方環境事務所 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 国有財産台帳に記載があるにもかかわらず、公園施設の所在が不明のままとなっているため、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができないなどの状況となっている事態

7地方環境事務所は、平成30年度から令和2年度までの間に、34国立公園において現

地調査を実施していたことから、その結果等を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 5 地方環境事務所における公園施設の状況

^(注2) 5 地方環境事務所は、23 国立公園において現地調査を実施するに当たり、対象とする公園施設を国有財産台帳に基づくなどして決定した後、公園施設の規模、劣化等の状況を現地で確認することにしてはいたが、国有財産台帳に記載されている情報だけでは所在を特定できない公園施設があった。そして、これらの公園施設については、国有財産台帳に附属されている図面で位置を確認することになるが、建物については国有財産台帳に図面を附属させなければならないこととされているものの、構造図しか附属されていなかった建物については所在を特定することが困難な場合があり、また、工作物については国有財産台帳に図面を附属させておくことが任意とされていることから、図面が附属されていなかった工作物については所在を特定することが困難な場合があった。

このため、5 地方環境事務所が実施した現地調査により、最終的に、国有財産台帳に記載されているのに所在を特定できない公園施設が 10 国立公園で計 558 件あることが判明していた。また、これらの公園施設の中には、重要施設に該当するものが 22 件(建物 16 件、橋りょう 6 件)含まれていた。

しかし、5 地方環境事務所は、現地調査により、国有財産台帳に記載されている公園施設の中に所在を特定できない公園施設が多数あることが判明していたのに、これらの公園施設について所在を特定する作業等を行っておらず、所在が不明のままとなっていた。

(注2) 5 地方環境事務所 東北、関東、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

イ 2 地方環境事務所における公園施設の状況

^(注3) 2 地方環境事務所は、11 国立公園において現地調査を実施するに当たり、対象とする公園施設を工事図面等に基づくなどして決定した後、公園施設を現地で確認することにしてはいたため、工事図面等が備えられている公園施設以外の公園施設は、国有財産台帳に記載されていても、現地調査の対象となっていなかった。

そこで、本院が、工事図面等が備えられている公園施設以外の公園施設のうち重要施設に該当するものを抽出するなどして、地方環境事務所が点検等のために使用していた資料に基づき、会計実地検査において国立公園内を踏査するなどして、所在を確認することとした。その結果、所在を特定できなかった公園施設が 2 国立公園で計 5 件あり、これらの中には、重要施設に該当するものが 4 件(建物 2 件、橋りょう 2 件)含まれていた。

このように、7 地方環境事務所が管理する 12 国立公園に係る公園施設計 563 件(アの 558 件及びイの 5 件、5 年度末時点の国有財産台帳価額計 1 億 2954 万余円)については、国有財産台帳に記載されているのに、所在が不明のままとなっていた。

このため、公園施設 563 件については、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができず、特に重要施設については、個別施設計画が策定されず、同計画に基づく施設の劣化や損傷の進行を未然に防止するなどの管理を行うことができない状況となっており、中には既に撤去されるなどして、国有財産台帳の記載内容の見直しが必要となるものもあるおそれがある状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

九州地方環境事務所は、平成30年度に、雲仙天草国立公園において、国有財産台帳に基づくなどして現地調査の対象とする公園施設を決定し、現地調査を実施していた。そして、同事務所が実施した現地調査において、国有財産台帳に記載されているが図面が附属されていないなどのため、所在を特定できない公園施設が141件(令和5年度末時点の国有財産台帳価格計2947万余円)あることが判明していた。また、これらの公園施設の中には、重要施設に該当する橋りょう2件が含まれていた。

しかし、同事務所は、平成30年度に実施した現地調査後、令和6年1月の会計実地検査時点まで、141件の公園施設について、所在を特定する作業等を行っておらず、所在が不明のままとなっていた。

このため、公園施設141件については、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができず、特に重要施設については個別施設計画が策定されず、同計画に基づく施設の劣化や損傷の進行を未然に防止するなどの管理を行うことができないなどの状況となっていた。

なお、会計実地検査において、重要施設に該当する橋りょう2件のうち1件の所在を現地で特定することができた。そして、当該橋りょうは、同公園内を通過する道路の一部を構成するものであり、利用者の車両等が通過する橋りょう(延長10.4m、幅員7.0mの鉄筋コンクリート造。5年度末時点の国有財産台帳価格79万余円)であった。

(注3) 2 地方環境事務所 北海道、中部両地方環境事務所

- (2) 国有財産である蓋然性が高い建物及び工作物について、国有財産であるか否かの確認を行っていないため、国有財産であるのに国有財産としての管理が行われていないおそれがある状況となっている事態

(注4)
7 地方環境事務所のうち3 地方環境事務所は、平成30年度から令和2年度までの間に、18 国立公園において現地調査を実施するに当たり、対象とする公園施設の周辺に存在する建物及び工作物のうち、現地調査の対象にはしていないが、設置場所、使用材料等から国有財産である蓋然性が高いものが見受けられた場合には、国有財産として管理する公園施設に漏れが生じないようにするなどのために、現地調査の対象に追加して、所有者の確認等を行うことにしていた。

その結果、3 地方環境事務所が実施した現地調査では、国有財産である蓋然性が高いことは確認できたが、最終的に所有者を特定できない建物及び工作物が6 国立公園で計123件あることが判明し、これらの建物等の中には、公園施設であることが確認できれば重要施設に該当するものが7件(建物3件、橋りょう4件)含まれていた。

しかし、3 地方環境事務所は、国有財産である蓋然性が高いものの所有者を特定できない建物及び工作物が多数あることが現地調査により判明していたのに、これらの建物及び工作物について、地方公共団体等との協議記録の確認を行うなど、国有財産であるか否かを確認する作業等を行っておらず、所有者が不明のままとなっていた。

このため、3 地方環境事務所が管理する6 国立公園に存在し、所有者が不明のままとなっている建物及び工作物123件については、国有財産である蓋然性が高いのに、国有財産であるか否かの確認が行われていないため、国有財産であるのに国有財産としての管理

が行われていないおそれがある状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

中国四国地方環境事務所は、平成30年度に、瀬戸内海国立公園において、国有財産台帳に基づくなどして現地調査の対象とする公園施設を決定していた。そして、現地調査の過程において、現地調査の対象とはしていないが、国有財産である蓋然性の高い建物及び工作物が見受けられたことから、国有財産として管理する公園施設に漏れが生じないようにするなどのために、現地調査の対象に追加して、所有者の確認を行っていた。

その結果、最終的に所有者を特定できない建物及び工作物が44件あることが判明し、これらの建物等の中には、公園施設であることが確認できれば重要施設に該当するものが2件(建物1件、橋りょう1件)含まれていた。

しかし、同事務所は、令和6年6月の会計実地検査時点においても、これら44件の建物及び工作物について、地方公共団体等との協議記録の確認を行うなど、国有財産であるか否かを確認する作業等を行っておらず、所有者が不明のままとなっていた。

このため、これらの建物及び工作物については、国有財産であるのに国有財産としての管理が行われていないおそれがある状況となっていた。

なお、会計実地検査を受けて、同事務所が、これら44件の建物及び工作物について、地方公共団体等との協議記録を確認し、周辺を踏査するなどしたところ、7年7月末現在において、重要施設1件を含む10件については、国有財産であることが確認された。

(注4) 3 地方環境事務所 関東、中国四国、九州各地方環境事務所

(是正及び改善を必要とする事態)

地方環境事務所において、国有財産台帳に記載されている情報等では所在を特定することが困難となっていて、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができず、特に重要施設については個別施設計画に基づく管理を行うことができないなどの状況となっている事態、並びに国有財産である蓋然性が高いのに、所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、国有財産であるのに国有財産としての管理が行われていないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、是正及び改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国立公園の広大な敷地内に設置されている多数の建物、工作物等の中から公園施設を特定するためには相当の労力を要することなどにもよるが、地方環境事務所において、国有財産を適切に管理することの重要性についての理解が十分でないこと、広大な敷地内に設置されている多数の公園施設の効率的な管理を行うためには、所在を容易に特定することができる図面等を整備することの必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正及び改善の処置

貴省は、平成28年3月に政府が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられたことを受けて、「国立公園満喫プロジェクト」として各

種施策を進めてきており、今後も国立公園への国内外からの来訪の促進を図るなどとしてい
ることから、利用者が公園施設を安全安心に利用できることが求められる。

については、貴省において、公園施設の管理が適切かつ効率的に行われるよう、次のとおり
是正及び改善の処置を要求する。

ア 7 地方環境事務所において、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のま
まとなっている公園施設について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次
所在を特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載内容を見直すこととして、
①及び②を実施するための計画を策定すること（会計検査院法第 34 条の規定により是正の
処置を要求するもの）

イ 貴省本省において、7 地方環境事務所に対して、アにより所在を特定できた公園施設の
うち重要施設について、健全性等を調査した上で個別施設計画を策定するよう指示するこ
と（同法第 36 条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ 3 地方環境事務所において、国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとな
っている建物及び工作物について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順
次国有財産であるか否かを特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載を追加
し、又は記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定すること
（同法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの）

エ 貴省本省において、7 地方環境事務所に対して、既存の公園施設については、重要度等
を勘案した優先順位を定めるなどして所在を確認するなどした上で、原則として、所在を
容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示すること、及
び今後設置する公園施設については、設置時に、所在を容易に特定することができる図面
を国有財産台帳に添付することなどを指示すること（同法第 36 条の規定により改善の処置
を要求するもの）

（2） 委託業務の実施に当たり、雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に示す
ことなどにより、外注費に計上すべきである経費が雑役務費に計上され、これに係る
一般管理費が計上されることのないよう意見を表示したもの

所管、会計名及 び科目	環境省所管 一般会計 （組織）環境本省 (項)地球温暖化対策推進費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等 委託業務の概要	環境本省 事務、事業等の効率的な執行等のために、法人等に委託して調査、測 定等に係る業務を実施するもの

検査の対象とした委託契約の件数及び契約金額	58 件	233 億 2942 万余円(令和元年度～5 年度)
上記委託契約のうち一般管理費の対象経費として100 万円以上の雑役務費が計上されていた委託契約の件数、業務数及び雑役務費の計上額	30 件 295 業務	79 億 4838 万余円
上記のうち外注費に計上すべきであると認められる経費が雑役務費に計上されていた委託契約の件数、業務数及び雑役務費の計上額	27 件 87 業務	62 億 3722 万余円
上記の雑役務費に係る一般管理費相当額		8 億 6683 万円

【意見を表示したものの全文】

委託業務における一般管理費の算出等について

(令和7 年 10 月 21 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 委託業務経費の算出方法等

(1) 委託業務の概要

貴省は、事務、事業等の効率的な執行等のために、法人等と委託契約を締結して調査、測定等に係る業務を実施しており、委託業務の実施に要した経費(以下「委託業務経費」という。)等を委託費として受託者に支払っている。

貴省は、委託業務を実施するに当たり、環境省委託契約事務取扱要領(平成 13 年環境省訓令第 27 号)を策定しており、これによれば、契約に当たり、仕様書に、業務の目的、内容、実施期間等を定めることとされている(以下、貴省が委託業務の内容等を定める仕様書を「国仕様書」という。)。また、貴省は、受託者が委託業務を完了したときは、検査を行うなどして委託業務の完了を確認し、受託者から委託業務精算報告書を提出させ、これを審査して委託費の額を確定することとされている。

(2) 委託業務経費の算出方法

貴省が委託業務経費の算出方法等を定めた「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」(平成 24 年環境省大臣官房会計課長通知。以下「基本方針」という。)によれば、委託業務経費は、人件費、業務費及び一般管理費の項目に区分することなどとされている(図表 1 参照)。

図表 1 委託業務経費の項目及び一般管理費の算出方法

委託業務経費の項目	主な経費又は算出方法
人件費	委託業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与
業務費	旅費、諸謝金、会議費、備品費、借料及び損料、賃金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、 外注費 、 雑役務費
一般管理費	(人件費＋業務費－ 外注費)×一般管理費率(15%等)

業務費については、受託者が支出する旅費等の経費のほかに、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどして行わせる業務に係る経費として、外注費及び雑役務費を計上できることになっている(以下、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどすることを「再委託」という。)。そして、外注費及び雑役務費については、それぞれの内容が基本方針において図表 2 のとおり定められている。

図表 2 基本方針において定められている外注費及び雑役務費の内容

外注費	委託業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務や直接行うことが適切でない業務を再委託して行わせるために必要な経費
雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費

一般管理費については、人件費及び業務費を対象経費として、これらに所定の一般管理費率を乗ずるなどして算出することとされているが、再委託に係る経費のうち外注費については一般管理費の対象経費から除くこととされている。基本方針を策定した貴省大臣官房会計課は、外注費を一般管理費の対象経費から除くこととした理由について、原則として、委託業務経費のうち人件費及び業務費については一般管理費の対象経費であるとしつつ、外注費に計上する業務は受託者が自ら行う業務ではないことから、外注費については一般管理費の対象経費とする必要はないものとして整理したとしている。

(3) 雑役務費に計上する経費の内容

基本方針においては、雑役務費について、委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費として、委託業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等が例示されている(以下、委託業務の主たる部分に係る業務を「主たる業務」、主たる業務の実施に付随して必要となる諸業務を「付随業務」という。)

また、貴省地球環境局が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費 委託契約事務受託者向け 事務手続きマニュアル」(注1) (環境省地球環境局地球温暖化対策課作成。以下「マニュアル」という。)においては、基本方針に列記されたもの以外で、これまでに雑役務費に計上した業務として、分析、部材の加工、試験機器・設備等の設計、製作等が例示されている。

(注1) マニュアルは、基本方針を補完するために、貴省地球環境局が自ら実施する委託業務に適用するものとして定めたものであるが、同局以外の部局等においても受託者に示されるなどしている。

(4) 再委託に係る承認手続

基本方針等によれば、受託者は、外注費に計上する業務について、再委託するに当たり、再委託を必要とする理由、再委託する業務の範囲、再委託先を選定した理由等を記載

した再委託等承認申請書を貴省へ提出し、貴省は、再委託する合理的理由があるか、再委託先に業務を履行する能力があるかなどについて審査し、審査結果を踏まえて承認することとされている。一方、雑役務費に計上する業務については、委託業務の目的達成や成果への影響が小さいと考えられることから、外注費と同様の承認手続までは必要ないとして、貴省の承認を得ることにはなっていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、一般管理費の対象経費である雑役務費の計上は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省が、令和元年度から5年度までの間に7会社等との間で締結した委託契約計58件、契約金額計233億2942万余円を対象として、貴省本省において、委託業務に係る契約書、国仕様書、委託業務精算報告書等の関係書類を確認するとともに、7会社等において、雑役務費に計上されていた業務に係る見積書、仕様書、支払関係書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 7会社等 アジア航測株式会社、株式会社UPDATER(令和3年9月30日以前はみんな電力株式会社)、一般財団法人カーボンフロンティア機構(3年4月1日から5年3月31日までは一般財団法人石炭フロンティア機構、3年3月31日以前は一般財団法人石炭エネルギーセンター)、株式会社サイバー創研、株式会社電力シェアリング、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社、日立造船株式会社(6年10月1日以降はカナデビア株式会社)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 雑役務費の計上の状況

基本方針によれば、雑役務費は付随業務に係る経費とされていることから、基本的に、比較的少額な経費であり、また、契約金額に占める雑役務費の割合は主たる業務に係る経費の割合を上回るものとはならないと考えられる。

そこで、貴省が7会社等との間で締結した委託契約58件(契約金額233億2942万余円)における雑役務費の計上の状況をみたところ、36件(契約金額計200億0545万余円)において一般管理費の対象経費として雑役務費が計上されており、これらの雑役務費に係る業務は683業務で計80億5750万余円となっていた。そして、1業務当たりの雑役務費の計上額については、委託契約30件(契約金額計192億4750万余円)における295業務が100万円以上となっており、このうち17業務が1億円以上となっていた。また、契約金額に占める雑役務費の割合については、50%以上となっている委託契約が8件見受けられた(図表3参照)。

図表3 1 業務当たりの雑役務費の計上額及び契約金額に占める雑役務費の割合の状況

1 業務当たりの 雑役務費の計上額	雑役務費に 計上された 業務数		契約金額に占める 雑役務費の割合	委託 契約 (件)	
5 億円以上	3	} 1 億円以上の 業務 17 業務	70 % 以上	1	} 契約金額に占める 雑役務費の割合が 50 % 以上となっ ている委託契約 8 件
1 億円以上 5 億円未満	14		60 % 以上 70 % 未満	2	
5000 万円以上 1 億円未満	14	} 100 万円以上の 業務 295 業務	50 % 以上 60 % 未満	5	
1000 万円以上 5000 万円未満	50		40 % 以上 50 % 未満	9	
100 万円以上 1000 万円未満	214		30 % 以上 40 % 未満	3	
100 万円未満	388		20 % 以上 30 % 未満	2	
計	683		10 % 以上 20 % 未満	4	
			10 % 未満	10	
			計	36	

(2) 雑役務費に計上することができる経費の内容等

基本方針においては、雑役務費は付随業務に係る経費とされており、委託業務に必要な機器のメンテナンス費等が例示されている。そして、マニュアルにおいては、分析、試験機器・設備等の設計等の業務が例示されているが、これらの業務を例示している趣旨について、マニュアルを策定した貴省地球環境局は、雑役務費に計上する付随業務として過去に認めたことがあるものを例示しているものにすぎないとしている。

したがって、雑役務費は、基本方針において、付随業務に係る経費とされているだけであり、例示は行われているものの、どのような業務が付随業務となるのかなど、業務の範囲が明確に示されていない状況となっていた。このことについて、貴省大臣官房会計課は、付随業務は個々の委託業務の内容により異なるため全てを例示することは困難であり、あくまで国仕様書に記載されている業務に付随する作業等を想定したとしている。

また、同課は、主たる業務に係る経費については外注費に計上し、付随業務に係る経費については雑役務費に計上することになっているとしている。しかし、上記のとおり、基本方針において付随業務の範囲が明確に示されていないことなどから、外注費又は雑役務費のいずれに計上するか、すなわち、受託者が再委託した業務が主たる業務と付随業務のいずれに該当するかの判断は、それぞれの受託者に委ねられることになっていた。

(3) 雑役務費に計上されていた経費の計上区分の妥当性

再委託された業務に係る経費について、外注費と雑役務費のどちらに計上すべきかを判断するためには、再委託された業務が主たる業務と付随業務のいずれに該当するかを判断する必要がある。

貴省大臣官房会計課において、付随業務を国仕様書に記載されている業務に付随する作業等を想定したとしていることに鑑みると、主たる業務とは、国仕様書に記載されている業務の主要な部分であると認められる。そして、受託者が再委託した際の仕様書等に記載されている業務の全部又は一部が、国仕様書に記載されている業務の主要な部分と同一となっている場合には、当該業務は主たる業務に該当し、当該業務に係る経費は、外注費として計上すべきであると認められる。

そこで、雑益務費として計上されていた 683 業務(委託契約 36 件、契約金額計 200 億 0545 万余円(うち雑益務費計 80 億 5750 万余円))のうち、1 業務当たりの雑役務費の計上額が 100 万円以上となっていた 295 業務(委託契約 30 件、契約金額計 192 億 4750 万余円(うち雑役務費計 79 億 4838 万余円))を対象に、国仕様書の記載内容を踏まえるなどし

て、主たる業務と付随業務のいずれに該当するかを確認した。その結果、委託契約 27 件（契約金額計 170 億 7547 万余円）において 5 会社等が再委託した 87 業務（雑役務費計 62 億 3722 万余円）は、再委託した際の仕様書等に記載されている業務の一部が国仕様書に記載されている業務の主要な部分と同一となっていることから、付随業務ではなく主たる業務に該当し、これらの業務に係る経費は雑役務費ではなく外注費に計上すべきものであると認められる。そして、外注費は一般管理費の対象経費から除くこととされていることから、これらの経費に係る一般管理費相当額計 8 億 6683 万余円を計上していたことは適切ではないと認められる。なお、87 業務のうち 14 業務は、1 業務当たりの雑役務費の計上額が 1 億円以上となっていた。

（注 3） 5 会社等 株式会社 UPDATER、一般財団法人カーボンフロンティア機構、株式会社サイバー創研、株式会社電力シェアリング、日立造船株式会社
上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

貴省は、令和 3 年度に、「環境配慮型 CCUS 一貫実証拠点・サプライチェーン構築事業委託業務（固体吸収剤による分離回収技術実証）」を一般財団法人カーボンフロンティア機構（以下「機構」という。）に、契約金額 12 億 6373 万余円で委託している。

機構は、固体吸収剤による二酸化炭素分離回収技術の実用化に向けた環境影響評価を実施する本件委託業務のうち、実証試験設備の建設に係る詳細設計業務（以下「設計業務」という。）等を計 10 億 0832 万余円（消費税等込み）で再委託していた。そして、再委託した設計業務等が、マニュアルにおいて例示されている「設計」等に該当するなどとして、再委託に係る経費計 9 億 1666 万円（消費税等抜き）を雑役務費に計上し、この額に一般管理費率 15% を乗じた 1 億 3749 万余円を一般管理費に計上していた。その後、貴省は、機構から提出された委託業務精算報告書等に基づき、当該一般管理費を含めた委託費を支払っていた。

しかし、貴省が機構に示した国仕様書では、本件委託業務の主要な部分として、実証試験に必要な設備の設計等を行うことが記載されていることから、これらの設計等を行うことは主たる業務に該当すると認められる。そして、機構が設計業務等を再委託した際の仕様書に記載されている業務の大部分が、国仕様書に記載されている主たる業務と認められる業務と同一となっていた。

したがって、機構が再委託した設計業務等は付随業務ではなく主たる業務に該当し、これに係る経費は雑役務費ではなく外注費に計上すべきものであることから、当該経費に係る一般管理費相当額計 1 億 3749 万余円を計上していたことは適切ではないと認められる。

（4） 雑役務費に係る審査の状況等

主たる業務に該当すると認められる前記の 87 業務について、貴省の担当部署における委託業務精算報告書等の審査の状況をみると、各担当部署は、受託者が再委託先との間で締結した契約に係る見積書、請求書等の内容を確認した上で、雑役務費に計上することを認めたものもあるとしていたものの、基本的には、委託契約に係る見積書や委託業務精算報告書に記載されている業務の名称がマニュアルにおいて例示されている業務の名称と合致するなどしていれば雑役務費に計上することを認めていたとしていた。したがって、個々の委託業務の内容等に応じて雑役務費に該当する経費であるかの確認が十分に行われているとはいえない状況となっていた。

なお、受託者は、外注費に計上すべきであると認められる87業務に係る経費を雑役務費に計上することとしていたため、これらの業務を再委託するに当たり、外注費に計上する場合に必要な貴省の承認を得るための手続を行っていなかった。このため、87業務については、貴省において、再委託する理由、再委託先の業務に関する履行能力等についての審査が行われないまま再委託が行われている状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

外注費に計上すべきであると認められる再委託に係る経費が雑役務費に計上されていて、当該経費に係る一般管理費が計上されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、雑役務費に計上することができる経費の範囲を基本方針等において明確に示していないこと、個々の委託業務の内容等に応じて雑役務費に該当する経費であるかの確認を行う必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省においては、気候変動対策や循環型社会の形成といった重点的施策に係る事務、事業等の効率的な執行等のために、今後も各施策に必要な技術開発、実証事業等の業務を法人等に委託して実施することが見込まれる。

ついては、貴省において、外注費に計上すべきである再委託に係る経費が雑役務費に計上され、これに係る一般管理費が計上されることのないよう、次のとおり意見を表示する。

ア 基本方針等において、一般管理費の対象経費である雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に示すこと

イ 委託業務精算報告書等の審査に当たり、アの雑役務費に計上することができる経費の範囲を踏まえて、雑役務費に該当する経費であるかを十分に確認することなどについて、委託業務精算報告書等の審査を行う部署に周知徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

除去土壌再生利用技術等実証事業において一度も使用されることなく保管されたままとなっていた機器の有効活用が図られるよう、また、今後実施する除去土壌の再生利用に係る事業において事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入手続の開始時期について十分に検討を行うなどの体制を整備するよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織) 地方環境事務所 (項) 環境保全復興政策費
部 局 等	環境本省
契 約 名	令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業
契 約 の 概 要	再生資材を活用するための技術開発を進めることを目的として、実証業務等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合

契 約	令和4年11月 公募実施後の随意契約
契 約 額	2億1230万円(令和6年3月変更後)
本件事業で一度も使用されることがなく保管されたままとなっていた3機器の取得価格	3075万円(令和5年度)

1 除去土壌再生利用技術等実証事業の概要等

(1) 本件事業の概要

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)に基づき、福島県内で生じた除去土壌等^(注1)の最終処分が行われるまでの間、除去土壌等の保管等を行う中間貯蔵施設(福島県双葉郡大熊、双葉町所在)を整備している。同法によれば、国は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で除去土壌等の最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされている。また、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」(平成28年4月環境省策定。以下「戦略」という。)によれば、環境省は、除去土壌等の再生利用等に対する全国的な理解の醸成等のために、実証試験等や除去土壌等の本格的な再生利用が円滑に進むよう、地元自治体、地域住民等による除去土壌等の再生利用等に関する社会的受容性の段階的な拡大や深化を図ることなどとされている。

福島地方環境事務所(以下「事務所」という。)は、「令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業」を、公募実施後の随意契約により、令和4年11月18日から5年3月28日までを契約期間として、契約額5億4120万円で除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合(以下「組合」という。)に請け負わせて実施している。

本件事業は、再生資材^(注2)を活用するための技術開発を進めることを目的として、①新宿御苑(東京都新宿区所在)、環境調査研修所(埼玉県所沢市所在)、国立環境研究所(茨城県つくば市所在)(以下、これらを合わせて「3施設」という。)及び中間貯蔵施設における測量及び周辺環境の調査業務、②中間貯蔵施設から3施設への再生資材の輸送業務(以下「輸送業務」という。)、③3施設において、再生資材を用いた花壇、芝生広場等を施工し、空間線量率等の監視、維持管理等を行う実証業務(以下「実証業務」といい、輸送業務と合わせて「実証業務等」という。)等を実施することとなっている。

本件事業の実施に当たり、環境本省は3施設が所在する地元自治体との調整、地域住民への説明等の本件事業の実施に関する調整を、事務所は本件事業に係る契約手続等をそれぞれ行うことになっており、環境本省と事務所は相互に進捗状況等の情報を共有することになっている。そして、事務所と組合は、定期的に又は必要に応じて協議を実施することになっている。

(注1) 除去土壌 環境大臣が指定した地域等に係る土壌等において、放射性物質の除染等の措置を行ったことに伴い生じた土壌

(注2) 再生資材 福島県内における除去土壌を、適切な前処理や汚染の程度を低減させる物理処理をした後、用務先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用が可能となるようにしたもの。再生資材として利用が可能な放射能濃度は原則8,000Bq/kg以下となっている。

(2) 3 機器の概要

本件事業に係る契約において、組合は、表1の①から③までの機器(以下「3 機器」という。)を購入して設置することとなっている。そして、3 機器については、本件事業が終了した際に、組合から事務所へ引き渡され、事務所が国の物品として管理することになっている。

表1 本件事業で購入して設置することとなっている3 機器

番号	業務	機器	用途
①	輸送業務	トラックゲート1基	中間貯蔵施設から再生資材を搬出する際にトラックの荷台に積載した再生資材の放射能濃度を測定する。
②	実証業務	モニタリングポスト6基	3施設において施工する花壇等における空間放射線量を常時測定する。
③	実証業務	漏水検知システム1基	環境調査研修所に施工する芝生広場の底面に敷設する遮水シートからの水漏れを検知する。

(3) 実証業務等が中止されるまでの経緯

環境本省は、4年12月16日及び同月21日に、環境調査研修所及び新宿御苑の近隣住民に対して本件事業に関する説明会をそれぞれ実施したが、実証業務の内容、安全性等に関する問題提起がなされて、本件事業の実施に関する調整に相当な時間を要することが見込まれたことから、事務所に対して、実証業務等の開始時期が遅れる旨を伝達していた。これを受けて、事務所は、本件事業に係る予算を5年度へ繰り越す手続を行った上で、契約変更を2回行って履行期限を6年3月29日に延期するなどしていた。

その後、事務所は、本件事業のうち一部の業務については履行期限までの完了を見込めなくなったとして、同月28日に、3回目の契約変更を行い、実証業務等を中止することなどを内容とする仕様書の変更を行うとともに、契約額を2億1230万円に減額していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、本件事業における機器の購入手続は適切な時期に行われているか、購入した機器は事業の目的に沿って使用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本件事業(契約変更後の契約額2億1230万円)を対象として、環境本省及び事務所において、契約書、仕様書等の関係資料や3 機器の調達状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

6年11月の会計実地検査時点において、購入された3 機器は中間貯蔵施設に保管されていたことから、3 機器が購入されるに至るまでの環境本省と事務所との情報共有の状況、購入後の使用状況等について確認したところ、次のとおりとなっていた。

環境本省は、本件事業の実施に関する調整の状況によっては事業内容を変更することがあり得ることを想定していたとしており、また、半導体の供給不足に関する報道を受けて、3 機器の納期に通常より多くの時間を要するおそれがあることを認識していたとしていた。しかし、環境本省は、3 機器の購入手続を開始する時期についての検討を十分に行っておらず、事務所に対して具体的にいつの時点で3 機器の購入手続を開始するかについての伝達を

行っていなかった。また、事務所は、3機器の購入手続の開始時期について組合との協議を行っていなかった。この結果、組合は、環境本省が初めて説明会を開催した4年12月16日より前の同月1日から5日までの間に、3機器の購入手続を開始していた。そして、3機器については、5年7月7日から同年12月4日までの間に、販売業者等から組合へ納入されていたものの、実証業務等が中止されたことから、本件事業で一度も使用されることなく6年3月29日に組合から事務所へ引き渡されて、引渡しが行われてから7年6月の会計実地検査時点までの間、中間貯蔵施設に保管されたまま一度も使用されていなかった(表2参照、3機器の取得価格計3075万余円)。

表2 本件事業の契約変更、3機器の購入等の経緯

年月日	内容	
令和4年11月18日	当初契約 (契約期間：4年11月18日～5年3月28日)	組合が3機器の 購入手続を開始 4年12月1日～12月5日
12月16日	環境調査研修所の近隣住民に対する説明会を実施	
12月21日	新宿御苑の近隣住民に対する説明会を実施	
5年3月22日	第1回契約変更 (履行期限の延長(5年5月31日))	販売業者等が 組合へ3機器を納入 5年7月7日～12月4日
5月24日	第2回契約変更 (履行期限の延長(6年3月29日))	
6年3月28日	第3回契約変更 (実証業務等を中止するなど仕様書の変更等)	
3月29日	組合が事務所へ3機器を引渡し	

(注) 本件事業の契約変更等については1(3)参照

3機器については、購入手続の開始時期の検討が十分に行われることなく購入され、一度も使用されることなく保管されたままとなっていたが、1(1)のとおり、戦略によれば、実証試験等が円滑に進むよう、地域住民等による除去土壌等の再生利用等に関する社会的受容性の段階的な拡大や深化を図ることなどとされていることなどに鑑みると、本件事業の実施に関する調整は、実証業務等の実施の可否や時期を左右する重要な要素である。したがって、環境本省は、3機器の購入に当たり、当該調整の見通しを勘案した購入手続の開始時期について十分に検討して事務所に伝達し、適切な時期に購入手続が開始されるようにする必要があったと認められた。

このように、環境本省において、購入手続を開始する時期について十分な検討が行われないうまま3機器の購入が行われ、3機器が組合に納入されてから1年半以上にわたり事業の目的に沿って一度も使用されることなく保管されたままとなっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、環境本省において、本件事業の実施に関する調整が実証業務の実施の可否や時期を左右する重要な要素であり、3機器の購入手続を開始する時期については当該調整の見通しを十分に踏まえる必要があることについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、環境本省は、購入した機器等が除去土壌の再生利用に係る事業の目的に沿って使用されるよう、次のような処置を講じた。

ア 中間貯蔵施設に保管されたままとなっていた3機器について、除去土壌の再生利用に係る事業等に使用することにより有効活用を図ることとする計画を7年8月に策定した。

イ 今後実施する除去土壌の再生利用に係る事業において、事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入手続を開始する時期について十分に検討を行い、その結果を事務所に伝達するなどの体制を7年7月に整備した。

第11 防 衛 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (223) 潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて
 (234) 潜水手当を過大に支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)自衛官給与費
部 局 等	海上自衛隊 12 部隊等
潜水手当の概要	潜水作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当
過大な潜水手当 が支給された人 数	延べ 354 人
過大に支給した 潜水手当の額	62,754,773 円(平成 29 年度～令和 4 年度)

1 潜水手当の概要等

(1) 潜水手当の概要

海上自衛隊は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)等に基づき、高圧室内における作業、潜水器具を着用し潜水して行う作業等(以下、これらを合わせて「潜水作業」という。)に従事する職員に対して特殊勤務手当の一つとして異常圧力内作業等手当(以下「潜水手当」という。)を支給している。潜水手当の支給額は、潜水作業を開始してから終了するまでの時間 1 時間につき、気圧又は潜水深度の区分に応じて定められた額を支給することなどとなっている。

潜水手当の請求に当たり、職員の勤務を管理する単位の長(艦艇においては艦長等。以下「監督者」という。)から指定を受けた勤務状況管理者(艦艇においては所掌業務について艦長を補佐する科長等)は、「特殊勤務実績簿等について(依命通達)」(昭和 49 年海幕厚第 1532 号)等に基づき、職員が潜水作業に従事した都度、年月日、階級、氏名、作業の内容、作業時間等を記入した特殊勤務実績簿を作成することとなっている。

そして、勤務状況管理者は、特殊勤務実績簿その他の記録に記入されている作業の実績を職員別に給与期間ごとに整理して勤務状況通知書に転記し、給与期間の終了後速やかに、監督者の証明を得た上で、給与支払機関の給与の支払事務を行う者に送付しなければならないこととなっている。

また、潜水作業に従事する部隊等における特殊勤務実績簿の作成は、勤務状況管理者の実務を補助する者(以下「手当係」という。)が特殊勤務実績簿に所定の内容を記入した上で、勤務状況管理者がこれを確認して行うことになっている。

(2) 潜水訓練の実績の管理等

海上自衛隊において、潜水作業に従事する主な部隊等には、事故又は故障のため自らの力で浮上できなくなった潜水艦から乗員を救出することを任務とする潜水艦救難艦である「ちはや」及び「ちよだ」、機雷その他の海上における危険物の探知及び処分等を任務とする

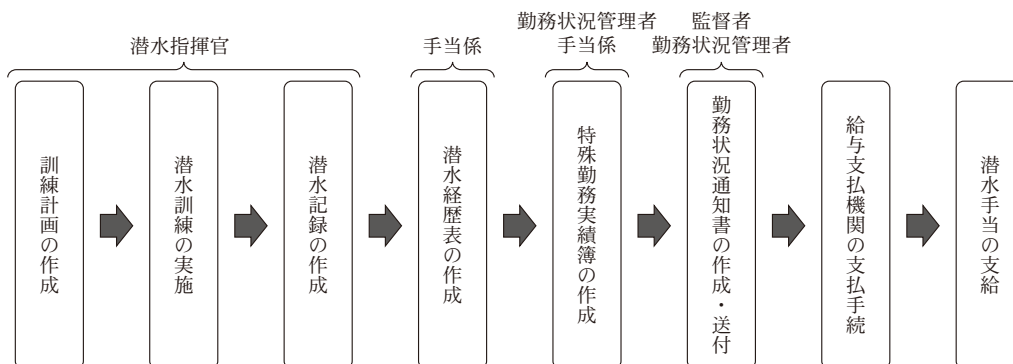
部隊である沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊等がある。

これらの部隊等は、潜水作業を伴う訓練(以下「潜水訓練」という。)を実施しており、潜水訓練の実施に当たっては、潜水教範(平成29年海上自衛隊教範第434号)等に基づき、潜水訓練を指揮する潜水指揮官が、訓練参加者や訓練内容等を記載した計画(以下「訓練計画」という。)を作成して、潜水訓練の実施時に、現場で気圧又は潜水深度、作業時間等を記録して管理することとなっている(以下、この記録を「潜水記録」という。)

そして、潜水訓練実施後に、事務所等において手当係が訓練計画や潜水記録を転記するなどして、訓練参加者、気圧又は潜水深度、作業時間等を記入した特殊勤務実績簿の基となる資料(以下「潜水経歴表」という。)を作成することになっている。

(1)及び(2)について、訓練計画の作成から潜水手当が支給されるまでの流れは、図のとおりとなっている。

図 訓練計画の作成から潜水手当が支給されるまでの流れ



2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

令和4年9月に防衛省防衛監察本部の防衛監察によって海上自衛隊における潜水訓練の実績に関する不正の疑いが発覚したことから、海上自衛隊の関係部隊等は、事故調査委員会を設置するなどして調査を行い、その結果を一般事故調査報告書として海上幕僚長に提出した。そして、海上自衛隊は、6年12月に、12部隊等^(注1)において、平成29年度から令和4年度までの間に、潜水員が潜水手当を不正に受給したこと及び事務手続上の誤りによる過払いがあったことから潜水手当計約6300万円が過大に支給されていたことを公表した。また、本院は、7年2月に会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告を受けた。

これらを踏まえて、本院は、合規性等の観点から、潜水手当が過大に支給されていた事態の内容はどのようなものであるか、潜水手当の支給に係る潜水訓練の実績の管理は適切に行われているかなどに着眼して、平成29年度から令和4年度までの間に12部隊等において実施された潜水訓練に対して支給された潜水手当を対象として、海上幕僚監部及び12部隊等において、一般事故調査報告書、特殊勤務実績簿、勤務状況通知書等を確認するとともに、潜水訓練の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 12部隊等 潜水艦救難艦「ちはや」、同「ちよだ」、掃海隊群司令部、掃海艇「ちちじま」、沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊、潜水医学実験隊、第1術科学校

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 潜水手当が過大に支給されていた事態

12 部隊等においては、次のとおり、手当係が事実と異なる特殊勤務実績簿を作成していた。

- ① 潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」において、手当係は、勤務状況管理者を含む上司からの指示、示唆、前任者からの引継ぎを受けるなどして、自らを含む潜水員が架空の潜水訓練を実施したこととし、また、気圧、潜水深度及び作業時間を水増しした潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる虚偽の特殊勤務実績簿を作成していた。また、大湊水中処分隊において、手当係は、訓練計画のとおり実施することができなかった潜水訓練について、自らを含む潜水員が当初の訓練計画のまま潜水訓練を実施したこととした潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる虚偽の特殊勤務実績簿を作成していた。

- ② 10 部隊等^(注2)において、手当係は、他の業務の都合や休暇等により当初の訓練計画を変更して潜水訓練に参加しなかった者について、その変更が訓練計画に反映されていなかったため当初の訓練計画のまま潜水経歴表に転記するなどし、また、訓練参加者、作業時間等の修正を十分に確認しないまま過去の潜水経歴表を再利用するなどして潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる特殊勤務実績簿を作成していた。

そして、平成 29 年 4 月から令和 5 年 2 月までの間に、これらの事実と異なる特殊勤務実績簿を基にした勤務状況通知書が、監督者の証明を得た上で、給与支払機関の給与の支払事務を行う者に送付された結果、12 部隊等において潜水手当が過大に支給されていた。

また、海上自衛隊は、6 年 12 月の公表時において過大に支給されていた潜水手当の額を計 62,677,360 円と計算していたが、本院が過大に支給されていた潜水手当の額を改めて確認したところ、海上自衛隊が計算した潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」に所属する潜水員の潜水手当の適正な支給額に誤りがあり、77,413 円を加えた計 62,754,773 円が事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて過大に支給されていた額であると認められた。

(注 2) 10 部隊等 掃海隊群司令部、掃海艇「ちちじま」、沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊、潜水医学実験隊、第 1 術科学校

イ 潜水訓練の実績の管理体制

12 部隊等における潜水訓練の実績の管理体制をみたところ、次のように管理体制が適切でなく、潜水訓練の実績を作為しやすい状況となっていて、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて潜水手当が過大に支給されていた事態の要因となっていた。

- ① 訓練計画は、潜水訓練を実施した明確な根拠となるものであるが、訓練参加者の変更を反映することについて規程に明確に定められておらず、当日の他業務の都合や休暇等による訓練参加者の変更が適切に反映されていなかった。また、訓練計画を作成することとなっていたのに、訓練計画を作成することなく実施されていた潜水訓練も見受けられた。

このため、手当係、勤務状況管理者及び監督者(以下、これらを合わせて「勤務状況管理者等」という。)が潜水訓練の実施の有無や訓練参加者を確認することが困難な状況となっていた。

- ② 潜水記録は、潜水訓練の現場で記録された実績を確認できるものであるが、潜水手当が支給されるための根拠となる資料であるという理解が十分でなかったことから、その多くが保存されていなかった。また、潜水記録を作成することとなっていたのに、作成されていない潜水訓練も見受けられた。

このため、勤務状況管理者等が潜水記録と潜水経歴表や特殊勤務実績簿等とを照合して潜水訓練の実績を確認することが困難な状況となっていた。

- ③ 潜水経歴表の作成方法等について規程に定められておらず、潜水訓練の現場での実績を詳細に把握している潜水指揮官や訓練参加者等の複数の者による確認が適時に行われていなかったことや、②のとおり、潜水記録の作成や保存が行われていなかったことのため、潜水経歴表の記載内容の正確性が十分に担保されていなかった。

- ④ 勤務状況管理者等が行う潜水訓練の実績の確認について、訓練計画、潜水記録、潜水経歴表等の実績を確認できる資料、出勤簿等の帳簿、潜水訓練に使用する機器に自動的に記録されるデータ等の客観的な記録等と照合することが規程に明確に定められておらず、勤務状況管理者等が自ら照合し、又は、監督者及び勤務状況管理者が手当係等に照合させるなどの十分な確認が行われていなかった。

このように、潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて、12部隊等に所属する潜水員延べ354人に対して潜水手当計62,754,773円が過大に支給されており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12部隊等において、勤務状況管理者等が十分に確認した潜水訓練の実績に基づいて適正な潜水手当を請求すべきことについての認識が欠けており、特に潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」並びに大湊水中処分隊においてその認識が著しく欠けていたこと、潜水訓練の実績を確認できる体制を整備していなかったこと、海上幕僚監部において、法令等の遵守及び潜水訓練の実績管理に関する教育が不足していたこと、勤務状況管理者等に対して特殊勤務実績簿等を客観的な記録等と適時に照合することを周知徹底していなかったことなどによると認められる。

以上を部隊等別に示すと次のとおりである。

部隊等名	期 間	過大な潜水手当が 支給された人数 人	過大に支給した潜 水手当の額 円
(223) 潜水艦救難艦「ちはや」	平成29年4月～令和4年11月	42	31,859,933
(224) 潜水艦救難艦「ちよだ」	平成30年3月～令和5年1月	48	23,405,136
(225) 掃海隊群司令部	平成30年4月～令和4年10月	30	1,124,692
(226) 掃海艇「ちちじま」	平成30年6月～令和4年9月	13	93,540
(227) 沖縄水中処分隊	平成30年4月～令和4年9月	27	569,416
(228) 横須賀水中処分隊	平成30年3月～令和4年9月	24	232,688
(229) 呉水中処分隊	平成29年4月～令和4年12月	22	517,061
(230) 佐世保水中処分隊	平成29年4月～令和4年8月	21	2,134,962
(231) 舞鶴水中処分隊	平成29年4月～令和5年1月	15	373,986
(232) 大湊水中処分隊	平成29年4月～令和5年2月	28	617,260
(233) 潜水医学実験隊	平成29年6月～令和4年9月	22	61,081
(234) 第1術科学校	平成29年5月～令和4年11月	62	1,765,018
(223)～(234)の計		延べ354	62,754,773

役 務

- (235) 航空自衛隊クラウドシステム(後方支援サービス)システム維持契約において、履行内容の追加に伴う変更契約に係る予定価格の算定に当たり、コスト変動調整率の適用を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	航空自衛隊第3補給処
契 約 名	航空自衛隊クラウドシステム(後方支援サービス)システム維持
契 約 の 概 要	航空自衛隊クラウドシステムで提供される後方支援サービスを維持するために、同サービスに発生した事象への対応や技術的支援等を行い、システムの運用を支援するもの
コスト変動調整率の概要	企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収することを目的として、予定価格を原価計算方式により算定する際に総原価に乗ずる率
契 約 の 相 手 方	富士通株式会社
契 約	令和5年4月 随意契約
契 約 期 間	令和5年4月10日～7年2月28日
契 約 額	1,388,860,000 円(令和6年9月変更後)
上記契約額のうち履行内容の追加に伴う変更契約の増額分に係る額	396,847,000 円(令和6年9月)
割高となっていた契約額	340 万円

1 契約等の概要

(1) 航空自衛隊クラウドシステム(後方支援サービス)システム維持契約の概要

航空自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)は、航空自衛隊クラウドシステム(以下「システム」という。)で提供される後方支援サービスを維持するために、同サービスに発生した事象への対応や技術的支援等を行い、システムの運用を支援する業務を外部の民間業者に請け負わせて実施している。

当該業務について、第3補給処は、令和5年4月に、納期を7年2月とする役務請負契約を随意契約により富士通株式会社と契約額961,950,000円で締結しており、本件契約は、2か年度の国庫債務負担行為による契約(以下「2年国債契約」という。)となっている。

本件契約については、5年12月までの2回の変更契約により、契約条項に基づいて経費率の見直しなどを行い、契約額を30,063,000円増額した後、6年9月に、部隊等がシステム外で保有する情報等をシステムに投入するための支援作業を追加して、契約額を396,847,000円増額する変更契約を行っているが、納期は当初契約から変更されておらず、最終的な契約額は1,388,860,000円となっている。

第3補給処は、本件契約の締結に当たり、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。)に基づき、仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合に用いることとされている原価計算方式により予定価格を算定している。そして、訓令によれば、製造原価を直接材料費、加工費等の構成要素ごとに積み上げ、一般管理及び販売費並びに販売直接費を加えて総原価を計算して、これに一定の適正利益等を付加した計算価格を基準として予定価格を算定することとされている。

(2) コスト変動調整率の概要

防衛装備庁は、防衛事業における適正な利益の確保に係る措置として、5年3月に、企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収することを目的として、訓令を改正している。

改正後の訓令によると、同年4月以降に予定価格を原価計算方式により算定する契約については、計算価格の計算に当たり、総原価に、生産期間中^(注1)における変動の見込みを考慮したコスト変動調整率(以下「調整率」という。)を乗じた額を計上することとなっている。また、調整率については、毎年度、幕僚長等があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めるものとされ、5、6両年度の調整率は、歳出予算による契約(以下「歳出契約」という。)は1%、2年国債契約は2%と定められている。

(注1) 生産期間 装備品の製造や役務の履行に当たり必要な生産活動に係る期間

また、防衛装備庁は、5年9月に、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について(通知)」(平成27年装管原第83号。以下「細部事項」という。)を改正し、5年度以降に調整率を適用する契約に係る変更契約についての規定を定めている。細部事項によれば、契約担当官等は、履行内容の追加に伴う変更契約の増額分の計算については、変更契約時に追加された履行内容に係る残りの契約期間に対する^(注2)年限に応じた調整率を適用するものとしてとされている。

(注2) 契約期間に対する年限 財政法(昭和22年法律第34号)第15条第3項に規定する支出すべき年限

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、変更契約の予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、第3補給処において、契約書、予定価格調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件契約の予定価格調書等を確認したところ、第3補給処は、6年9月の変更契約に係る予定価格の算定に当たり、作業の追加に伴う総原価の増額分に2年国債契約の調整率2%を適用していた。

しかし、6年9月の変更契約に係る総原価の増額については、履行内容の追加によるものであるため、これに適用する調整率は、契約変更時における残りの契約期間に対する年限に応じたものとなる。そして、本件契約において納期は変更されていないため、追加された履行内容に係る残りの契約期間は同月から7年2月までであり、これに対する年限は1か年度となる。このことから、6年9月の変更契約に係る予定価格の算定に当たっては、当該残り

の契約期間に対する年限に応じて、歳出契約の調整率1%を適用する必要があると認められた。

したがって、6年9月の変更契約に係る増額分の予定価格について、細部事項に基づき、総原価の増額分325,512,755円に調整率1%を適用するなどして修正計算すると、予定価格は393,394,313円となり、同月の変更契約の契約額396,847,000円はこれに比べて約340万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、第3補給処において、変更契約に係る調整率の適用についての理解が十分でなかったことによると認められる。

不正行為

(236) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費
部 局 等	(1) 自衛隊沖縄地方協力本部 (2) 陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊
不正行為期間	(1) 令和4年4月～5年11月 (2) 令和5年2月～11月
損害金の種類	(1) 民事調停に基づく解決金 (2) 前渡資金
損 害 額	(1) 20,195,500 円 (2) 3,160,619 円 計 23,356,119 円

本院は、自衛隊沖縄地方協力本部(以下「地方協力本部」という。)及び陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊(以下「業務隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、地方協力本部及び業務隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で計23,356,119円あり、いずれも不当と認められる。

この2件を損害の補填が終わっていないものと損害額の全てが補填済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア 令和7年9月末現在で損害の補填が終わっていないもの

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
(236) 自衛隊沖縄地方協力本部	4.4 から 5.11 まで	20,195,500

部 局 等

不正行為期間
年月

損 害 額
円

本件は、地方協力本部において、会計班員であった自衛官大木場某が、分任契約担当官の補助者として物品の発注等の事務に従事中、令和4年4月から5年11月までの間に、正規の調達を装い、33回にわたり切手、デジタルカメラ等(購入価格相当額計23,362,509円)を不正に発注するなどして、取引業者6社から詐取したものである。地方協力本部の上級部隊である西部方面総監部は、民事調停の成立により、6年8月から7年5月までの間に、購入価格相当額から同人の弁済額を控除した解決金計20,195,500円を取引業者3社に対して支払っており、国に同額の損害が生じている。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

イ 令和7年9月末現在で損害額の全てが補填済みとなっているもの

(237) 陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊	5.2 から 5.11 まで	3,160,619

本件は、業務隊において、補給科糧食班長であった自衛官が、糧食の調達事務に従事中、駐屯地に納入する糧食用の弁当の調達に当たり、事情を知らない班員に水増しした数量を発注させる一方で、共謀した納入業者には水増し分を減じた本来の発注数量を納品させ、また、受領検査に当たり、班員に指示して本来必要な全数量の検査を行わせることなく完了させることにより、令和5年2月から同年11月までの間に、同納入業者の銀行口座に水増し分の代金計3,160,619円を振り込ませて領得したものである。

なお、本件損害額については、6年11月に全額が同納入業者から返納されている。

(236) (237) の計	23,356,119

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 使用できない状態となっていたⅠ型ドローンについて、総務大臣等の承認を受けて使用できる状態にするとともに、災害等の対処に使用するドローンの調達に係る仕様書の記載要領等を改正するなどして、総務大臣等の承認を受けるために必要な情報を適時かつ確実に把握するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部
契 約 名	UAV(災害用Ⅰ型)GDXS-11
契 約 の 概 要	人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために使用されるⅠ型ドローン20式(計40機)を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ミクニ
契 約	令和2年3月 一般競争後の随意契約
契 約 金 額	7480万円
上記のうち使用できない状態となっていたⅠ型ドローンに係る契約金額	7480万円

1 災害用ドローン等の概要

(1) 災害用ドローンの概要

陸上自衛隊は、「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月国家安全保障会議及び閣議決定)に基づき、大規模自然災害等への対処態勢を強化するために災害用ドローンを整備している。災害用ドローンは、電波を用いた遠隔操作等により飛行する無人航空機であり、迅速かつ的確な人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために使用されるものである。そして、災害用ドローンのうち UAV 災害用 I 型(以下「I 型ドローン」という。)(注1)は、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)の要求に基づき、令和2年3月に、防衛装備庁が20式(1式当たりドローン2機、計40機)を調達する契約を株式会社ミクニ(以下「納入業者」という。)(注2)と契約金額7480万円で締結し、同年7月及び8月に5補給処に納入されている。

(注1) 陸上自衛隊が整備している災害用ドローンには、UAV 災害用 I 型のほかに UAV 災害用 II 型がある。

(注2) 5補給処 陸上自衛隊北海道、東北、関東、関西、九州各補給処

(2) 無線設備に係る総務大臣の承認及び防衛大臣の承認

ア 使用する周波数に係る総務大臣の承認

自衛隊が I 型ドローンのような移動体の無線設備(以下「移動局」という。)を使用する場合、防衛大臣は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づき、使用する周波数について総務大臣の承認を受けなければならないこととなっている。

イ 移動局の開設等に係る防衛大臣の承認

「自衛隊の電波の監理に関する訓令」(平成18年防衛庁訓令第34号)によれば、幕僚長等は、移動局を開設しようとするときは、移動局の開設について防衛大臣の承認を受けなければならない、防衛大臣の承認を受けなければ移動局の使用を開始してはならないこと(注3)などとされている(以下、この承認と、使用する周波数に係る総務大臣の承認とを合わせて「総務大臣等の承認」という。)

(注3) UAV 災害用 I 型については、総務大臣及び防衛大臣の承認が必要であるが、UAV 災害用 II 型については、電波法(昭和25年法律第131号)等の規定に基づく技術基準に適合するなどのため、これらの承認は不要となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、I 型ドローンは災害等に対処できるものとなっているかなどに着眼して、防衛装備庁が調達した I 型ドローン20式を対象として、防衛省内部部局、防衛装備庁、陸幕及び陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)において、契約書、仕様書等の関係書類を確認するとともに、方面総監部、補給処、各部隊等が所在する11駐屯地(注4)において、I 型ドローンの使用状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 11駐屯地 札幌、島松、仙台、霞ヶ浦、宇都宮、大宮、朝霞、宇治、伊丹、目達原、
健軍各駐屯地

(検査の結果)

検査したところ、I 型ドローン20式(40機、契約金額7480万円)は、7年1月の会計実地検査時点で、使用する周波数等について総務大臣等の承認を受けておらず、2年7月及び

8月に納入されて以降4年以上にわたって使用できない状態となっていた。

そこで、総務大臣等の承認を受けるための手続の実施状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 品質保証書による周波数情報の把握

陸幕は、I型ドローン20式の調達に当たり、I型ドローンが使用する周波数、空中線電力等の情報(以下「周波数情報」という。)が総務大臣等の承認を受けるために必要となることから、仕様書等において、試験成績書又は試験成績書の代用として品質保証書の提出を納入業者に求めていたが、品質保証書にどのような情報が必要かを具体的に仕様書等に記載していなかった。

そのため、納入業者は、2年7月及び8月にI型ドローンを納入するに当たり、製造会社の社内の製品検査及び試験に合格したとする品質保証書を提出したものの、当該品質保証書には、周波数情報が記載されていなかった。

(2) 納入業者からの報告による周波数情報の把握

陸幕は、品質保証書に周波数情報が記載されていなかったことなどから、周波数情報の提供を納入業者に依頼した。これを受けて、納入業者は、周波数の測定を行うなどした上で、3年2月に、使用する可能性がある周波数の上限、中間及び下限の情報を測定結果等として補給統制本部に報告した。

しかし、補給統制本部は、納入業者が報告した上限、中間及び下限の三つの周波数が、I型ドローンで使用する可能性がある全ての周波数であると誤って認識し、この認識に基づいて、総務大臣等の承認を受けるための手続が行われていた。そして、使用開始前に、納入業者が報告した三つの周波数以外の周波数をI型ドローンが使用することが判明するなどした結果、I型ドローンは使用できない状態となっていた。

このように、I型ドローンについて、納入されて以降使用できない状態となっていて、災害等に対処できるものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸幕及び補給統制本部において、災害等に対処するために使用されるI型ドローン20式の調達に当たり、総務大臣等の承認を受けるために必要な周波数情報を適時かつ確実に把握することの重要性についての理解が十分でなく、仕様書等において、周波数情報が記載された書類が確実に提出されるようにしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、陸幕は、次のような処置を講じた。

ア I型ドローン20式について、周波数情報を把握するなどした上で、7年7月に総務大臣等の承認を受けて使用できる状態にした。

イ 災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、周波数情報を適時かつ確実に把握できるよう、7年7月に、災害等の対処に使用するドローンの調達に係る仕様書の記載要領等を改正し、契約相手方から周波数情報が記載された書類を提出させる時期や周波数情報の内容を具体的に明示して関係部署に対して周知するなどした。

- (2) 見積活用方式の適用に当たり、運用マニュアルを改正して、工種の示す内容が分かるように明示するとともに、適用した理由を記録に残すこと、見積価格の妥当性を確認した根拠資料を保存することを新たに定め、対象工事の選定等に係る実施手順等を作成することなどにより、予定価格の算定が適正に行われるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計（組織）防衛本省 （項）防衛力基盤強化推進費 （項）在日米軍等駐留関連諸費 国土交通省所管 自動車安全特別会計（空港整備勘定） （項）空港整備事業費（支出委任）	
部 局 等	内部部局、9 防衛局等	
見積活用方式の概要	標準積算と実勢価格にかい離が生じていると考えられる工種等がある場合において、発注者が入札参加予定者に当該工種等に係る見積りの提出を求め、妥当性が確認できた見積りを予定価格の基となる積算価格に反映させる積算方式	
見積活用方式を適用して積算を行っていた建設工事の契約件数及び契約額	214 件	716 億 5829 万余円（令和 3 年度～ 5 年度）
上記に係る積算額		753 億 1052 万余円
上記のうち見積価格を適用した積算額		285 億 6880 万余円
具体的な根拠が明らかでないのに対象工事に選定していた契約件数及び見積価格を適用した積算額(1)	196 件	273 億 6352 万円（令和 3 年度～ 5 年度）
工事科目内の各項目を一律に対象項目に決定していた契約件数及び見積価格を適用した積算額(2)	214 件	285 億 6880 万円（令和 3 年度～ 5 年度）
見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた契約件数及び見積価格を適用した積算額(3)	214 件	285 億 6880 万円（令和 3 年度～ 5 年度）
(1)から(3)までの純計	214 件	285 億 6880 万円（背景金額）

1 建設工事に係る積算等の概要

(1) 建設工事に係る積算

防衛省は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)等に基づき、自衛隊及び駐留軍の使用に供する施設を新たに取得し、又は既に取得した施設を改修するなどのために、建築工事、土木工事等(以下、これらの工事を合わせて「建設工事」という。)を毎年度、多数実施している。そして、同省が実施する建設工事について、「公共建築工事積算基準」(平成15年国営計第196号)、「土木工事積算基準」(平成28年防整技第7175号別紙第1等)等を適用して積算を行っている。

(2) 見積りを活用する積算方式

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、発注者は、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成及び確保するための適正な利潤が確保できるように、予定価格を適正に定めることが不可欠であるとされている。そして、予定価格に起因した入札不調対策として見積りを活用した積算を行うことなどにより、適正な予定価格の算定に努めることとされている。

防衛省は、工事の発注段階における建設工事の入札不調対策として、予定価格の基となる積算価格の算定を実勢価格を踏まえて適正に行うなどのために、「見積を活用する積算方式(見積活用方式)試行運用マニュアル」(令和2年整備計画局施設技術管理官。以下「運用マニュアル」という。)を定めている。そして、運用マニュアルに基づき、発注者の積算基準類に基づく積算価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格にかい離が生じていると考えられる工種等がある場合において、入札公告の際に発注者が競争参加資格確認申請者(以下「入札参加予定者」という。)に当該工種等に係る見積りの提出を求め、妥当性が確認できた見積りを積算価格に反映させる積算方式(以下「見積活用方式」という。)の運用を行っている。

ア 見積活用方式の対象工事及び対象項目

運用マニュアルによれば、見積活用方式は、①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公告する建設工事、②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事、③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事(以下、これらを合わせて「対象工事」という。)に適用できることとされている。そして、対象工事に係る積算において見積価格を適用する対象項目(以下「対象項目」という。)は、標準積算と実勢価格にかい離が生じている工種又はかい離が予測される工種とすることなどとされている。一方で、防衛省は、運用マニュアルに対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等や工種の示す内容を明示していない。

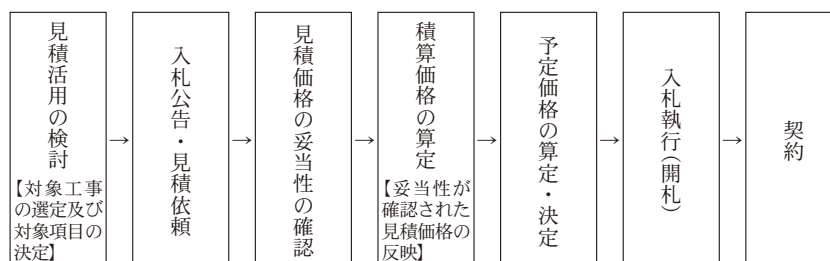
イ 見積価格の妥当性の確認等

運用マニュアルによれば、積算価格に反映する見積価格は、妥当性が確認された単価及び価格とすることとされており、見積価格の妥当性は、入札参加予定者から提出された見積りやその根拠資料^(注1)、ヒアリング等により確認することなどとされている。そして、妥当性が認められた見積価格を積算価格に反映した上で、予定価格を算定して、入札・契約手続を経て落札者との間で契約を締結することになる。

(注1) 運用マニュアルでは、入札参加予定者が採用を予定する下請会社、製造会社等から収集する見積書又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等の単価及び価格が確認できる資料と定められている。

ア及びイの見積活用方式の手続の流れを示すと図表1のとおりである。

図表1 見積活用方式の手続の流れ



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

基本方針によれば、現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択、その他の発注関係事務を適切に実施することが必要であるとされている。また、予定価格の算定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映や公共工事の品質確保のための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要であるとされている。このため、見積活用方式の適用に当たっては、運用マニュアルに基づき適切な運用を行うことにより、入札及び契約の透明性及び公正性を確保することが求められる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、見積活用方式を適用して積算を行う建設工事について、対象工事の選定及び対象項目の決定並びに見積価格の妥当性の確認は適切に行われ、予定価格の算定が基本方針等の趣旨を踏まえて適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(注2)
検査に当たっては、9防衛局等が令和3年度から5年度までの間に契約を締結して5年度までに履行が完了した契約のうち見積活用方式を適用して積算を行った契約214件、契約額計716億5829万余円(積算額計753億1052万余円、うち見積価格を適用した積算額計285億6880万余円)を対象とした。そして、防衛省内部部局において、運用マニュアルの内容について聴取するとともに、9防衛局等において、入札書、契約書、積算書、見積書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、帯広、熊本両防衛支局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対象工事の選定及び対象項目の決定が適切に行われていなかった事態

ア 対象工事の選定

9防衛局等は、見積活用方式を適用して積算していた214件(見積価格を適用した積算額計285億6880万余円)の契約に係る対象工事の選定理由について、6件(同計1億1629万余円)については①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公

告した建設工事としていたが、残りの208件(同計284億5251万余円)については②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事又は③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事のどちらに該当するのか又は両方に該当するのかが明確に区分できないとしていた(図表2参照)。

図表2 対象工事の選定理由別の内訳 (単位：件、千円)

対象工事の選定理由	件数	契約額	左に係る積算額	うち見積価格を適用した積算額
①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公告した建設工事	6	361,680	377,369	116,290
②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事 ③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事	208	71,296,614	74,933,150	28,452,512
計	214	71,658,294	75,310,520	28,568,803

そして、①の4防衛局等^(注3)に係る6件について、本院が、発注者の保存していた入札書の内訳明細書(入札不調となった当初入札において入札者が提出したもの。以下「入札内訳書」という。)等の単価又は価格を標準積算と比較したところ、6件のいずれにおいても標準積算を実勢価格が上回るかい離が生じている箇所を確認できた。

一方、②及び③の7防衛局等^(注4)に係る208件のうち、196件(208件の94.2%、見積価格を適用した積算額273億6352万余円)については、7防衛局等において、見積活用方式を適用するための具体的な根拠が明らかでないのに、過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事であるとして、また、標準積算と実勢価格とのかい離を予測できたとして、対象工事に選定していた。

(注3) 4防衛局等 東北、近畿中部、中国四国各防衛局、帯広防衛支局

(注4) 7防衛局等 北海道、東北、北関東、中国四国、九州、沖縄各防衛局、熊本防衛支局

イ 対象項目の決定

防衛省は、運用マニュアルにおいて工種の示す内容を明示していないため、本院が確認したところ、工種とは、「公共建築工事内訳書標準書式」(平成15年国営計第196号)における細目別内訳の各種材料費等の細目(以下「項目」という。)のことであるなどとしていた(図表3参照)。

図表3 細目別内訳の書式例

(細目別内訳)							
工事科目 項目	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	外壁改修						
	壁タイル撤去						
	〇〇〇〇						
	壁タイル張り						
	〇〇〇〇						

そして、防衛省は、入札不調となり再度公告する建設工事等の場合は、入札内訳書を用いるなどして、項目ごとに標準積算を実勢価格が上回るかい離が生じているかなどを確認した上で、対象項目を決定している。

しかし、前記の214件について、9防衛局等は、対象項目の検討に当たり、運用マニュアルにおける工種の示す内容を細目別内訳の項目より上位の区分である工事科目と解して、工事科目ごとに標準積算と実勢価格とを比較して、かい離が生じている場合に、当該工事科目内の各項目を一律に対象項目に決定していた。

そこで、入札不調となり再度公告していた①の6件について、再度公告に係る積算価格に見積価格を適用していた工事科目内の全351項目を確認したところ、72項目については、標準積算と入札内訳書の単価若しくは価格が同額又は標準積算を入札内訳書の単価若しくは価格が下回るかい離が生じており、再度公告に当たり、入札不調対策として適正な利潤を確保するための必要な対象項目ではなく、見積価格を適用すべきではなかったと認められた。

(2) 見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた事態

運用マニュアルによれば、積算価格に反映する見積価格は、妥当性が確認された単価及び価格とすることとされており、見積価格の妥当性は、入札参加予定者から提出された見積りやその根拠資料、ヒアリング等により確認することなどとされている。

そして、見積活用方式において適用される見積価格は、発注者の積算基準類に基づくものではないことから、発注者が見積価格の妥当性を確認した根拠資料や実施したヒアリングの結果等を保存することによって、見積価格の妥当性を確認したことが検証できるようにする必要がある。

そこで、見積価格の妥当性の確認状況について9防衛局等に聴取したところ、前記の214件について、9防衛局等は、入札参加予定者から提出された見積りを保存していたのみで、根拠資料や実施したヒアリングの結果等を保存しておらず、見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた。

このように、地方防衛局等において、対象工事の選定及び対象項目の決定が適切に行われていなかった事態、また、見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた事態は、見積活用方式が入札不調対策として適正な利潤を確保するために有効に機能していないことから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地方防衛局等が運用マニュアルにおける工種の示す内容を工事科目と解するなどしたことにもよるが、防衛省内部部局において、運用マニュアルにおける工種の示す内容が分かるように明示していなかったこと、対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等を定めていなかったこと、並びに見積活用方式を適用した理由や見積価格の妥当性を確認した根拠資料、ヒアリング結果等を保存することの重要性を認識していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、防衛省内部部局は、見積活用方式を適用した予定価格の算定が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 6年9月に運用マニュアルを改正して、工種の示す内容が分かるように明示するとともに、見積活用方式を適用した理由を記録に残すことや見積価格の妥当性を確認した根拠資料を保存することを新たに定めるなどした上で、同年10月に事務連絡を発して、地方防衛局等に周知した。

イ 7年5月に対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等を作成して、見積活用方式を適用した理由やヒアリング結果等を記録する様式を明示するなどした上で、同月に事務連絡を発して、地方防衛局等に周知した。

ウ ア及びイの内容について周知徹底を図るなどのために、7年5月に地方防衛局等の担当者を対象とした研修等を実施するとともに、今後も、担当者を対象とした研修等を通じて周知していくこととした。

- (3) 有償援助により調達した物品について、物品管理簿に記録する取得価格の通貨単位を円貨に統一すること、物品管理簿に適切に記録するための手続や登録指示の依頼等の記録を保存することなどを要領等に定めることなどにより、物品増減及び現在額報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう改善させたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	(1) 陸上自衛隊補給統制本部 (2) 海上自衛隊補給本部 (3) 航空自衛隊補給本部
FMS 物品の概要	FMS 調達により取得する防衛装備品等のうち、航空機の機体等の主要な防衛装備品以外の整備器材、補用部品等
陸上、海上、航空各自衛隊が取得したFMS物品のうち物品増減及び現在額報告書への計上が行われていなかった重要物品の品目数及び取得価格	(1) 3品目 3076万円(令和5年度末) (2) 1品目 1億0193万円(令和5年度末) (3) 50品目 11億4121万円(令和5年度末) 計 54品目 12億7390万円

1 物品の管理等の概要

(1) 有償援助による調達の概要等

防衛省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales。以下「FMS」という。)により、防衛装備品等の調達を行っている(以下、FMSによる調達を「FMS調達」という。)

FMSは、合衆国政府が武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って防衛装備品等を諸外国等に提供する取引であり、合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等の提供を受けることができるものとなっている。また、通常の調達と異なり、FMS調達により取得する防衛装備品等のうち、航空機の機体等の主要な防衛装備品以外の整備器材、補用部品等(以下「FMS物品」という。)については、引合受諾書^(注1)において、品目名、価格等の内訳が明確になっていないことがあり、納入の段階においても価格等が判明しない場合等がある。

(注1) 引合受諾書 購入国及びアメリカ合衆国の両政府の代表者(我が国の場合は支出負担行為担当官)が署名する文書であり、両政府が合意した防衛装備品等の品目名、数量、単価等の条件が記載される。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官又は物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官は、物品管理簿等を備えて、その管理する物品の増減等の異動数量、現在高等を記録しなければならないこととされており、財務大臣が指定する機械、器具等(以下「重要物品」という。)(注2)については、その取得価格を物品管理簿に記録しなければならないこととされている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされており、物品報告書に基づいて財務大臣が作成した物品増減及び現在額総計算書により、物品の現在額等が、内閣から国会に報告されている。

(注2) 財務大臣が指定する機械、器具等 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

(3) 陸上、海上、航空各自衛隊におけるFMS物品の管理等

陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)における物品の管理については、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号)により、陸上、海上、航空各幕僚長(以下「各幕僚長」という。)が物品管理官に、部隊等の長等が分任物品管理官にそれぞれ指定されており、防衛大臣から物品の管理に関する事務が委任されている。

また、各自衛隊が補給管理規則等に基づいて実施するFMS物品の管理のうち、物品管理簿への記録等に係る手順については、表のとおりとなっている。

表 各自衛隊における FMS 物品の物品管理簿への記録等に係る手順

組織	FMS 物品の物品管理簿への記録等に係る手順
陸上自衛隊	陸上自衛隊補給管理規則(平成 19 年陸上自衛隊達第 71-5 号)等による FMS 物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①及び②のとおりである。 ① FMS 物品を調達する場合、陸上自衛隊補給統制本部(以下「陸自補給統制本部」という。)は、調達時に物品番号、取得価格(この時点では見積価格等を用いる。)、登録する価格の通貨単位(円貨、米ドル等)等の諸元を陸自業務システム(補給管理業務サービス)(以下「補給管理システム」という。)に登録する。 ② FMS 物品を受領した部隊及び機関(以下「受領部隊等」という。)の分任物品管理官は、受領後に補給管理システムに数量を登録して、取得価格を実際の価格に修正し、これらの情報を基に物品管理簿が作成される。 また、納入前に価格等の諸元が明確になっておらず、補給管理システムに登録できない FMS 物品については、特段の定めはないが、③から⑤までの手順で登録を行っている。 ③ 受領部隊等は、FMS 物品を受領した際に、合衆国政府が物品に添付する出荷証書に記載された品目名、米ドルでの価格や数量等の必要な情報を陸自補給統制本部に通知する。 ④ 陸自補給統制本部は、通知された情報等を基に、FMS 物品の取得価格、受領数量等を補給管理システムに登録する。 ⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、登録された取得価格、受領数量等を確認する。
海上自衛隊	海上自衛隊物品管理補給規則(昭和 56 年海上自衛隊達第 42 号)等による FMS 物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①から⑤までのとおりである。 ① 海上自衛隊補給本部(以下「海自補給本部」という。)は、調達要求元又は受領部隊等から価格等の諸元の資料の送付を受けるなどした FMS 物品について、当該 FMS 物品の価格等の諸元を管理用データファイルに登録する。 ② 受領部隊等の分任物品管理官は、管理用データファイルに登録された価格等の諸元を基に、FMS 物品の価格、数量等を物品管理簿に記録(以下「本登録」という。)する。 ③ FMS 物品のうち適正に価格等の諸元を管理用データファイルに登録できず本登録を速やかに行うことができない物品(以下「未識別 FMS 物品」という。)を受領した場合は、海自補給本部が通知している「未識別 FMS 物品の仮登録要領について(通知)」(令和 3 年補本装補第 597 号。以下「仮登録要領」という。)に基づき、受領部隊等の分任物品管理官は、物品管理簿に仮の価格等を記録(以下「仮登録」という。)し、未識別 FMS 物品の管理に用いられているファイル(以下「未識別ファイル」という。)に必要事項を登録する。 ④ 海自補給本部は、未識別ファイルに登録された未識別 FMS 物品について、海上自衛隊が保有する米軍補給資料等により速やかに価格等の諸元を入手して管理用データファイルに登録する。 ⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、物品管理簿に仮登録となっている未識別 FMS 物品について、本登録する変更処理を行う。
航空自衛隊	航空自衛隊物品管理補給規則(昭和 43 年航空自衛隊達第 35 号。以下「管理補給規則」という。)等による FMS 物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①から⑤までのとおりである。 ① FMS 物品を調達する場合、当該 FMS 物品の補給を担当する航空自衛隊の補給処(以下「担当補給処」という。)は、航空自衛隊補給本部(以下「空自補給本部」という。)が刊行した物品目録等に基づいて、品目名、物品番号等の諸元を航空自衛隊クラウドシステム(以下「空自システム」という。)で管理されている補給処管理原簿(以下「管理原簿」という。)に登録する。 ② 受領部隊等の分任物品管理官は、管理原簿に登録されていない FMS 物品の品目について、紙媒体の物品管理簿である管理記録カードを作成して一時的に受払等の状況を記録する。併せて、空自システムに受払等の記録ができない旨を空自補給本部に連絡し、担当補給処に対して、判明していない当該 FMS 物品の価格等の諸元を入手して管理原簿に登録するよう指示すること(以下、判明していない価格等の諸元を入手して管理原簿に登録するよう指示することを「登録指示」という。)を空自補給本部に依頼する。 ③ 空自補給本部は、担当補給処に対して当該 FMS 物品の登録指示をする。 ④ 空自補給本部から登録指示を受けた担当補給処は、空自補給本部と協力して、管理原簿の登録に必要な当該 FMS 物品の価格等の諸元を収集し管理原簿への登録を行う。 ⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、管理記録カードに記録された当該 FMS 物品の受払状況等の情報を空自システム内の帳簿に登録し、それらの情報を基に物品管理簿が作成される。

そして、防衛省における物品報告書の作成等については、陸自補給統制本部、海自補給本部及び空自補給本部(以下、これらを合わせて「3 補本」という。)の長が、分任物品管理官から重要物品に関する資料の送付を受けて重要物品の会計年度間の増減等をまとめた総

括書等を作成した上で、物品管理官である各幕僚長に報告し、報告を受けた各幕僚長は物品報告書に関する資料を作成して、防衛大臣に報告している。防衛大臣は、各幕僚長等の防衛省各機関の物品管理官から提出を受けた物品報告書に関する資料を基に、物品報告書を作成している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、各自衛隊における FMS 物品について、価格等の諸元が物品管理簿に適切に記録されているか、重要物品は物品報告書に適正に計上されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、令和 2 年度から 5 年度までの間に各自衛隊の基地等で受領するなどした FMS 物品を対象として、3 補本、13 補給処等^(注 3)において、出荷証書、管理原簿、物品管理簿等の関係資料及び物品管理簿への記録に必要な価格等の諸元の登録状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注 3) 13 補給処等 陸上自衛隊関東補給処、同木更津駐屯地、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、同艦船補給処、同航空補給処、同厚木航空基地、航空自衛隊第 2、第 3、第 4 各補給処、同三沢基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 取得価格が外貨で登録された FMS 物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態(陸自補給統制本部)

陸自補給統制本部においては、納入された FMS 物品の補給管理システムへの取得価格の登録に当たり、円貨のほか、米ドル等の外貨でも登録を行うことが補給管理システム上で可能となっているが、登録に用いる通貨単位や、外貨で登録された FMS 物品が重要物品に該当するかどうかを確認する手続については定められていなかった(表参照)。

そこで、陸上自衛隊において FMS 調達により取得している主要な防衛装備品であるティルト・ローター機(オスプレイ)に係る FMS 物品について、2 年 6 月から 6 年 3 月までの間に受領した 3,216 品目の取得価格の登録状況をみたところ、陸自補給統制本部は、3,216 品目のうち 3,212 品目については受領した FMS 物品に添付されている出荷証書等に記載された米ドルの価格を受領時の支出官レート^(注 4)で円貨に換算して補給管理システムに登録していた。一方、残りの 4 品目については出荷証書等に記載された米ドルの価格をそのまま転記して取得価格として登録しており、この中には受領時の支出官レートにより円貨に換算すると取得価格が 300 万円以上の重要物品に該当するものが 3 品目含まれていた^(注 5)。

しかし、陸自補給統制本部は、補給管理システムに登録された FMS 物品について、物品報告書の基礎になる報告対象物品表の作成に当たり、取得価格の通貨単位を確認することなく、円貨で登録されていることを前提として取得価格の数値が 300 万以上で登録されている FMS 物品の品目を抽出していたため、当該 3 品目は重要物品として扱われていなかった。その結果、5 年度の物品報告書において、重要物品に該当する FMS 物品 3 品目、計 3076 万余円が計上されていなかった。

(注4) 支出官レート 支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に規定する外国貨幣換算率。支出官レートは、毎年度の予算編成に際して、過去の一定期間の外国為替相場の平均を踏まえて財務省により設定されている。

(注5) 当該3品目のFMS物品は、ティルト・ローター機(オスプレイ)の整備等において使用する試験装置の構成器材である。

(2) 価格等の諸元が入手できる状態であったにもかかわらず仮登録の状態が継続していたFMS物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態(海自補給本部)

海自補給本部が発出した仮登録要領では、未識別FMS物品について、海自補給本部が価格等の諸元を入手して管理用データファイルに登録する必要があることは記載されていたが、価格等の諸元を入手する手順や入手までの進捗管理の方法等の手続の詳細については定められていなかった(表参照)。

そこで、仮登録要領が発出された3年3月から6年3月までの間に仮登録された未識別FMS物品の状況をみると、価格等の諸元を入手する手続が進められていないことなどから5年度末時点で仮登録の状態となっているFMS物品が^(注6)302件あり、このうち142件は仮登録の状態が2年以上となっていて物品管理簿への本登録に時間を要している状況となっていた。

そして、302件のうち34件は、受領したFMS物品に添付された出荷証書等に価格等の諸元が全部又は一部記載されていたのに、海自補給本部が出荷証書等の記載内容等について受領部隊等に確認するなどしておらず、仮登録の状態が継続していたものであった。また、34件の中には、重要物品に該当する音響測定艦に関する器材1件1品目が含まれており、当該FMS物品は、価格等の諸元が入手できる状態であったにもかかわらず仮登録の状態が継続していたため、物品管理簿に適切に記録されず、重要物品の計上対象から漏れていた。その結果、5年度の物品報告書において、重要物品に該当するFMS物品1品目、1億0193万余円が計上されていなかった。

(注6) 海上自衛隊においては、受領したFMS物品の品目名、価格等の内訳が納入時点で明確になっていないだけでなく品目数が判明していないこともあるため、品目数ではなく仮登録の件数を集計している。

(3) 管理原簿への登録指示の対象から漏れていたFMS物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態(空自補給本部)

航空自衛隊におけるFMS物品の管理原簿への登録状況等についてみると、航空自衛隊三沢基地において4年2月から6年3月までの間に受領した滞空型無人機(グローバルホーク)に係るFMS物品1,045品目のうち、受領するまでに価格等の諸元が判明しなかったものは837品目となっていた。

三沢基地の分任物品管理官(以下「三沢基地分任官」という。)は、管理補給規則等に基づき、当該837品目のFMS物品について管理記録カードを作成して一時的に受払等の状況を記録することとともに、空自補給本部に対して、担当補給処に対して登録指示を行うように依頼するなどしていた(表参照)。そして、業務の手順は管理補給規則等に規定されていないものの、実務上、三沢基地分任官は、空自補給本部に対する依頼の都度、判明しているFMS物品の品目名、物品番号等の諸元を、空自システムの共有フォルダ内に格納されている管理原簿未登録の物品一覧表(以下「リスト」という。)に入力した上で、入

力と併せて口頭で空自補給本部に登録指示の依頼を行っていた。また、空自補給本部は、三沢基地分任官からの依頼を受けて、リストに入力された諸元を確認した上で、各担当補給処に対して、価格等が判明していないリスト上のFMS物品について、速やかな管理原簿への登録指示を漏れなく行ったとしていた。

そこで、837品目に係るリストへの入力状況を確認したところ、837品目のうち164品目については、リストに記載がなく、各担当補給処に対する登録指示の対象から漏れていた。そして、空自補給本部は、三沢基地分任官から受けた登録指示の依頼や、依頼を受けて行った各担当補給処に対する登録指示に係る記録を残していなかったため、リスト上から対象品目が漏れている原因や経緯等について確認できない状況となっていた。

その結果、164品目のFMS物品が適切に物品管理簿に登録されておらず、これらのうち重要物品に該当するFMS物品^(注7)50品目、計11億4121万余円が5年度の物品報告書に計上されていなかった。

(注7) 当該50品目のFMS物品は、滞空型無人機(グローバルホーク)の整備等において使用する整備器材、補用部品等である。

このように、3補本において、重要物品に該当するFMS物品が適正に物品報告書に計上されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 陸自補給統制本部において、補給管理システム上で登録するFMS物品の取得価格の通貨単位等を具体的に定めていなかったこと
- イ 海自補給本部において、仮登録の状態が継続している物品について、速やかに価格等の諸元を入手して物品管理簿に登録することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、速やかに価格等の諸元を入手して物品管理簿に登録するための手続を定めていなかったこと
- ウ 空自補給本部において、登録指示の依頼等に係る記録を残していなかったこと、また、当該記録に基づいて、登録指示の依頼や登録指示に漏れがないかについて、部隊等との間で相互に適宜確認するなどして確実に管理原簿に登録を行う態勢が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、3補本は、物品報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 陸自補給統制本部は、7年8月までに、FMS物品を補給管理システムに登録する際の取得価格の通貨単位を円貨に統一することを新たに要領に定め、部隊等に対して通知を発して周知するなどするとともに、物品管理簿に外貨で記録されていた4品目の取得価格を円貨に修正した。
- イ 海自補給本部は、物品管理簿に適切に登録されていなかった重要物品に該当するFMS物品1品目について、価格等の諸元に基づいて物品管理簿への記録を適切なものとした。
また、7年8月に、仮登録要領を改正して、価格等の諸元を入手するための問合せ、調整先等を含めた手順や、価格等の諸元を入手するまでの進捗管理の方法等、仮登録後速やかに物品管理簿に適切に登録するための手続を新たに定め、部隊等に対して通知を発して周知した。

ウ 空自補給本部は、物品管理簿に適切に記録されていなかった重要物品に該当するFMS物品50品目について、価格等の諸元に基づいて物品管理簿への記録を適切なものとした。

また、7年8月に、通知を発出して、価格等の諸元が不明なFMS物品の管理原簿への登録指示の依頼や担当補給処に対する登録指示を所定の様式に基づいて行い、これらの記録を保存した上で、登録指示の依頼等に漏れがないかについて、担当補給処及び受領部隊等の分任物品管理官と連携して定期的に確認し、処置漏れなどを防止することとして、部隊等に周知した。そして、当該通知により部隊等に周知した内容について、航空自衛隊物品管理補給手続(令和5年補給本部長制定)に反映することとした。

- (4) 車載用無線機の配備状況等に係る情報を航空自衛隊の関係部署間で適時に共有する体制を整備することにより、高射部隊用無線機2型等の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が適時適切に配備され、有効に活用されるよう改善させたものの

会 計 名	一般会計	
部 局 等	航空幕僚監部	
物 品 の 分 類	(分類)防衛用品 (区分)重要物品	
高射部隊用無線機2型の概要	ペトリオットの各地上装置を展開して運用する際に、複数の車両間で的確な情報の伝達を行うために車両に搭載して使用するもの	
37高射部隊及び2術科学校に配備された高射部隊用無線機2型の数量及び物品管理簿価格	236台	7億5048万円(令和7年3月31日現在)
上記のうち有効に活用されていない状況となっていた高射部隊用無線機2型の数量及び物品管理簿価格	6台	1908万円

1 2型無線機の概要

航空自衛隊は、現下の厳しい安全保障環境に対応し、敵の航空機や弾道ミサイル等から我が国を防衛するために、地対空誘導弾ペトリオット(以下「ペトリオット」という。)を全国の高射部隊等に配備している。ペトリオットは、レーダー装置、射撃管制装置、発射機等の複数の地上装置及びミサイル本体で構成されており、各地上装置は、複数の車両にそれぞれ搭載して展開されるものとなっている。そして、一部の車両には地上装置と併せて無線機が搭載されており、高射部隊等は、各地上装置を必要な陣地に迅速に展開して運用する際に複数の車両間で的確な情報の伝達を行うために使用している。

航空自衛隊では、各車両に搭載されていた無線機が老朽化するなどして更新する必要性が生じたことから、航空幕僚監部(以下「空幕」という。)において、平成22年度から令和2年度末までの間に、高射部隊用無線機2型(以下「2型無線機」という。)を調達している。

そして、配備を受けた37高射部隊^(注1)及び2術科学校^(注2)では、6年度末時点で計236台(物品管理簿価格計7億5048万円)の2型無線機を管理しており、2型無線機の取扱いなどについて定めた技術指令書に基づき、2型無線機の整備等の内容を記録する地上通信電子機器等機器履歴簿(以下「履歴簿」という。)を作成している。

(注1) 37高射部隊 北部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第9、第10、第11、第24各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第20、第21、第22、第23各高射隊、中部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第1、第2、第3、第4各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第12、第13、第14、第15各高射隊、西部高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第5、第6、第7、第8各高射隊、南西高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第16、第17、第18、第19各高射隊、高射教導群

(注2) 2術科学校 第1、第4両術科学校

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、2型無線機の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が配備され有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2年度末までに配備された前記の236台(物品管理簿価格計7億5048万円)を対象として、空幕、防衛装備庁、航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)、航空自衛隊第3補給処、26高射部隊^(注3)及び第1術科学校において物品管理簿、履歴簿等の関係書類を確認し、また、配備後の活用状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、37高射部隊及び2術科学校における2型無線機の任務での活用状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注3) 26高射部隊 北部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第9、第10、第11、第24各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、中部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第1、第4両高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第13、第15両高射隊、西部高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第5、第6、第7各高射隊、南西高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第17、第19両高射隊、高射教導群

(検査の結果)

2型無線機の活用状況を履歴簿等により確認したところ、北部高射群第1指揮所運用隊及び第2指揮所運用隊(以下「北部高射群第1指揮所運用隊等」という。)に配備された2型無線機計6台(物品管理簿価格計1908万円)が、3年2月又は3月の配備以降、7年2月の会計実地検査時点まで、任務に一度も活用されておらず、約4年間、倉庫に保管されている状況となっていた。

一方、37高射部隊及び2術科学校において任務に必要な数量の2型無線機が配備されているか確認したところ、中部高射群第1高射隊及び高射教導群並びに2術科学校(以下「中部高射群第1高射隊等」という。)においては、任務に必要な2型無線機計6台が配備されていない状態のまま、任務を遂行しなければならない状況となっていた。

そこで、このような状況となっている経緯を確認したところ、次のとおりとなっていた。

空幕は、平成29年度に締結した調達契約において、123台の2型無線機を令和3年3月

未までに仕様書に記載した高射部隊の車両に搭載させることとしていた。しかし、このうち22台については、2型無線機を配備することとなっていた高射部隊において、2型無線機を搭載する予定となっていた車両が契約期間中に任務又は整備の都合で仕様書と異なる場所に移動していて、納期までに車両への搭載等の作業が完了できない状態となっていることが判明したため、空幕は、2年12月に調達契約を変更して、前記の22台について車両への搭載を取りやめるとともに、納入先の高射部隊に対して保管して管理するよう指示していた。その後、空幕は、22台のうち16台の2型無線機について、補給本部や高射部隊等との調整の結果、搭載を必要とする車両を特定して、該当する高射部隊に、2型無線機を配備し直して、3年12月及び4年8月に車両への搭載等を行わせていた。

しかし、空幕は、高射部隊等における2型無線機の配備状況や車両への搭載状況等を適時に把握していなかったことから、前記のとおり、中部高射群第1高射隊等において任務に必要な2型無線機6台が配備されていない状況等であるのに、北部高射群第1指揮所運用隊等に保管させたままとなっていて、中部高射群第1高射隊等に配備し直して車両への搭載等を行っていなかった。

したがって、計6台の2型無線機が納入先の高射部隊に保管されたままとなっていて、2型無線機の配備を必要とする高射部隊等に配備されることなく、有効に活用されていない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、空幕において、高射部隊等における2型無線機の配備状況や車両への搭載状況等について、航空自衛隊の関係部署間で適時に情報を共有して把握していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、空幕は、7年5月に、北部高射群第1指揮所運用隊等において保管していた2型無線機6台を中部高射群第1高射隊等に配備し直すとともに、同年8月に関係部署に事務連絡を発するなどして、航空自衛隊の関係部署間で2型無線機を含む車載用無線機の配備状況等に係る情報を適時に共有する体制を整備して、2型無線機等の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が適時適切に配備され、有効に活用されるよう処置を講じた。

(第1 内閣府(内閣府本府、こども家庭庁)、第5 文部科学省、第6 厚生労働省、第7 農林水産省、第8 経済産業省、第9 国土交通省、第10 環境省)

不 当 事 項

役 務 ・ 補 助 金

(1) (17) (57) (78) (163) (164) (178)–(186) (210) (211) (218) (219)

国の委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの

所管、会計名及び科目	(1) 内閣府所管	
	一般会計 (組織)内閣本府	(項) 沖縄政策費
	(組織)こども家庭庁	(項) 母子保健衛生対策費
	(2) 文部科学省所管	
	一般会計 (組織)文化庁	(項) 国際観光旅客税財源観光振興費
	(3) 厚生労働省所管	
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項) 労働安全衛生対策費
	(4) 農林水産省所管	
	一般会計 (組織)農林水産本省	(項) 国産農産物消費拡大対策費 等
	東日本大震災復興特別会計	
	(組織)水産庁	(項) 農林水産業復興政策費
	(5) 経済産業省所管	
	一般会計 (組織)経済産業本省	(項) クールジャパン推進費 等
	(組織)中小企業庁	(項) 経営革新・創業促進費 等
	特許特別会計	(項) 事務取扱費
	東日本大震災復興特別会計	
	(組織)経済産業本省	(項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費
	(6) 国土交通省所管	
	一般会計 (組織)国土交通本省	(項) 住宅防災事業費
	(組織)観光庁	(項) 観光振興費

	(7) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費 等 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費
部 局 等	(1) 内閣府本府、こども家庭庁 (2) 文化庁 (3) 厚生労働本省 (4) 農林水産本省、水産庁 (5) 農林水産本省、経済産業本省、中小企業庁、特許庁、東北、近畿 両経済産業局 (6) 国土交通本省、観光庁 (7) 環境本省、資源エネルギー庁、北海道、四国、九州各経済産業 局、北海道地方環境事務所
委託事業の委託 先及び国庫補助 事業の補助事業 者	株式会社ジェイアール東日本企画
＜委託事業＞	
支 払 額	54 件 6,828,403,747 円(令和元年度～5年度)
過大となってい た支払額(ア)	53 件 1,143,110,928 円(令和元年度～5年度)
＜補助事業＞	
補 助 の 根 拠	予算補助
国庫補助金交付 額	29 件 14,384,561,541 円(令和元年度～5年度)
不当と認める国 庫補助金相当額 (イ)	29 件 852,162,753 円(令和元年度～5年度)
(ア)及び(イ)の計	82 件 1,995,273,681 円

1 委託事業及び補助事業の概要等

(1) 委託事業の概要

7府省庁の16部局等(以下「16部局等」という。)は、令和元年度から5年度までの間に、株式会社ジェイアール東日本企画(以下「会社」という。)と委託契約を締結して、計54件の委託事業を会社を実施させている。これら54委託事業の委託契約書等によれば、会社は、委託費の対象となる経費として、委託事業の実施、管理、運営等の業務に従事した者の人件費を計上できることとされている。

16部局等は、委託事業の終了後、委託契約書に基づき会社から提出された委託事業の実績報告書等の審査等を行い、委託契約書等の内容に適合すると認めたときは、委託事業に要した経費の実支出額と委託契約書に定める委託費の限度額のいずれか低い額を委託費の額として確定して、委託費の支払を行うこととしている。そして、16部局等は、54委託事業について、実績報告書等の審査等を行った上で、会社に対して、委託費を計6,828,403,747円支払っている(表1参照)。

表1 委託費の支払額等

(単位：円)

府省庁名	部局等	年度	契約名	事業数	委託費の 支払額計
内閣府 (内閣府本府)	内閣府本府	令和 4	「新たな沖縄観光サービス創出支援事業(新規高付加価値観光プラン・コンテンツの作成)」(大人のための悠久の沖縄 Ryukyu ガストロノミーツーリズム)	1	12,349,814
内閣府 (こども家庭庁)	こども家庭庁	5	予防のためのこどもの死亡検証に関する広報啓発業務一式	1	59,519,900
文部科学省	文化庁	元、 2	アイヌ文化魅力発信プロジェクト実施業務等	2	52,757,939
厚生労働省	厚生労働本省	3 ～ 5	令和 3 年度治療と職業生活の両立支援広報事業等	3	266,959,000
農林水産省	農林水産本省	元、 3 ～ 5	令和 5 年度日本食・食文化の魅力発信等を通じた水産物等の海外需要開拓委託事業(日 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議等)等	5	(注) 193,069,561
経済産業省	経済産業本省	元～ 5	令和 3 年度地域経済産業活性化対策委託費(6 次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業)等	5	1,777,448,963
	資源エネルギー庁	元～ 5	令和 2 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業(原子力発電施設等立地地域経済支援)等	14	3,143,902,672
	特許庁	元～ 5	令和 3 年度特許庁の情報発信業務改善に係る支援事業等	5	270,842,115
	中小企業庁	元、 5	令和元年度ローカルデザイナー育成支援に関する委託事業等	2	425,356,755
	北海道経済産業局	元～ 3、 5	令和 2 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業(原子力発電施設等立地地域経済支援)(積丹半島地域資源魅力向上・販路拡大事業)等	4	20,328,088
	東北経済産業局	5	令和 5 年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業(令和 5 年度商店街等における新陳代謝・事業承継に関する現況調査、個別事例研究・収集)	1	4,330,170
	近畿経済産業局	元、 2	令和元年度「地域中核企業ローカルイノベーション支援事業」(持続可能な「Tango Creation プラットフォーム」創出及び国内外マーケット進出強化事業)等	2	27,274,159
	四国経済産業局	3	令和 3 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業(佐田岬エリアの賑わい創出による地域活性化支援)	1	4,950,000
	九州経済産業局	3、 4	令和 4 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業(周辺地域と連携した甕島地域の観光活性化に係る調査事業)等	2	7,571,755
	小計			36	5,682,004,677
環境省	環境本省	元、 3 ～ 5	令和 5 年度地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成委託業務等	5	514,007,251
	北海道地方環境事務所	4	令和 4 年度北海道における脱炭素型ライフスタイル転換促進等に向けた戦略検討委託業務	1	47,735,605
	小計			6	561,742,856
計(7 府省庁、16 部局等)				54	6,828,403,747

(注) 経済産業省からの支出委任分を含む。

第3章
第1節
第1 内閣府(内閣府本府、こども家庭庁)
第5 文部科学省
第6 厚生労働省
第7 農林水産省
第8 経済産業省
第9 国土交通省
第10 環境省

(2) 補助事業の概要

3 省の7 部局等(以下「7 部局等」という。)は、元年度から5 年度までの間に、会社を補助事業者として計 29 件の補助事業(以下、委託事業と合わせて「委託事業等」という。)を実施している。これら 29 補助事業に係る各補助金の交付要綱等によれば、会社は、国庫補助金の交付対象となる経費として、補助事業の実施、管理、運営等の業務に従事した者の人件費を計上できることとされている。

7 部局等は、補助事業の終了後、補助金の交付要綱に基づき会社から提出された補助事業の実績報告書等の審査等を行い、交付要綱等の内容に適合すると認めたときは、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定通知書に定める国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額を国庫補助金の額として確定して、国庫補助金を交付することとしている。そして、7 部局等は、29 補助事業について、実績報告書等の審査等を行った上で、会社に対して、国庫補助金を計 14,384,561,541 円交付している(表 2 参照)。

表 2 国庫補助金の交付額等 (単位：円)

府省庁名	部局等	年度	補助事業名	事業数	国庫補助金 交付額計
農林水産省	農林水産本省	令和 4、 5	新市場創出対策事業費補助金(農林水産業と食品産業の連携強化支援事業)等	3	164,205,940
	水産庁	4、 5	漁村活性化対策事業費補助金(水産業復興販売加速化支援事業のうち復興加工 EC 販路マッチング支援事業)等	2	580,369,924
	小計			5	744,575,864
経済産業省	経済産業本省	元～ 5	キャッシュレス化推進事業費補助金(面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業)等	12	1,487,106,511
	資源エネルギー庁	元～ 5	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの)等	8	5,645,602,104
	中小企業庁	2、 4	中小企業海外展開等支援事業費補助金(JAPAN プラント育成支援等事業費補助金(特別枠))等	2	1,941,765,298
	小計			22	9,074,473,913
国土交通省	国土交通本省	5	住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))	1	218,955,000
	観光庁	5	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)	1	4,346,556,764
	小計			2	4,565,511,764
計(3 省、 7 部局等)				29	14,384,561,541

(3) 人件費の算定根拠となる業務日誌等の証ひょうの作成等

会社は、(1)及び(2)のとおり、16 部局等から委託を受けて 54 委託事業を、また、7 部局等から国庫補助金の交付を受けて 29 補助事業を実施しており(以下、これら 54 委託事業と 29 補助事業とを合わせて「83 委託事業等」という。)^(注1)、83 委託事業等の終了後、8 府省庁^(注2)の 19 部局等(以下「19 部局等」という。)に実績報告書等を提出している。そして、会社は、委託事業等に要した経費として実績報告書等に記載している実支出額のうち、人件費については、19 部局等において作成された委託事業又は補助事業に係るマニュアル等の

規定に基づき、事業従事者ごとに従事時間等を記載した業務日誌等の証ひょうを人件費の算定根拠として作成し、19 部局等に示すことができるように保存している。

19 部局等は、83 委託事業等に係る委託費の支払額又は国庫補助金の交付額の確定に当たり、業務日誌等の証ひょうを基に委託事業等に要した人件費が適正に算定されているかなどについて審査等を行っている。

(注1) 8府省庁 内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁

(注2) 19部局等 内閣府本府、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、環境本省、こども家庭庁、文化庁、水産庁、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、北海道、東北、近畿、四国、九州各経済産業局、北海道地方環境事務所

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業等に係る人件費の算定が社員の実際の従事状況に基づき適正に行われているかなどに着眼して、83 委託事業等を対象として、8 府省庁^(注3)の8 部局等及び会社において、委託契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、19 部局等及び会社から関係書類の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

(注3) 8 部局等 内閣府本府、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、環境本省、こども家庭庁、文化庁

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

会社は、83 委託事業等に係る人件費について、延べ1,524 人(委託事業延べ816 人、補助事業延べ708 人)の社員が委託事業等の業務に従事したとして計2,241,680,138 円(委託事業分1,305,447,991 円、補助事業分936,232,147 円)と算定した上で、実績報告書等を作成して19 部局等に提出していた。

しかし、資源エネルギー庁が実施した「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」に係る補助事業(以下「防災インフラ事業」という。)を対象とした会社に対する検査に当たり、本院が、人件費の算定根拠として会社が作成していた業務日誌等の証ひょうについて記載内容を確認し、社員の実際の従事状況について会社に対して説明を求めるなどしたところ、防災インフラ事業の業務に全く従事していない社員に従事した^(注4)こととして、人件費を算定していたことが判明した。そこで、会社が国から委託等を受けた他の委託事業等についても同様の事態がないか確認したところ、次のとおり、会社が83 委託事業等において提出した実績報告書等に記載されていた人件費は、実際には委託

事業等の業務に全く従事していない社員に従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、実際の従事状況に基づくことなく算定されたものであった。

（注4） 会社に対する本院の検査により本件事態が判明したことを受けて、会社は、令和6年12月に、外部の法律専門家による調査委員会を設けて事実関係の解明等を目的とする調査を実施させており、当該調査委員会の報告を受けて、その調査結果を7年5月に公表し、役員等の処分を行うなどしている。

ア 71 委託事業等における人件費の算定

会社は、委託事業等に係る人件費の算定に当たり、83 委託事業等のうち、防災インフラ事業を含む 71 委託事業等については、実際に委託事業等の業務に従事する社員のほか、業務に全く従事しない社員も含めて人件費の算定の対象とする社員を選定した上で、社員別に想定する従事時間数、人件費単価、人件費等が記載された一覧表（以下「想定人件費一覧表」という。）を人件費の算定根拠となる証ひょうとは別に作成していた。

会社によると、想定人件費一覧表に記載された各社員の従事時間数は、各委託事業等の委託費の限度額又は国庫補助金の交付決定額を基に算定される請求可能な人件費の最大額に対して、想定人件費一覧表における各委託事業等の人件費の合計額ができるだけ近くなるようにするために、これに見合う従事時間数を算定して各社員に割り振ったものであるとのことであった。そして、会社は、各社員に対して、想定人件費一覧表において割り振った時間数について従事したこととして、事実と異なる従事時間等を記載した虚偽の業務日誌を作成させていた。

イ 12 委託事業等における人件費の算定

83 委託事業等のうち 12 委託事業等について、会社は、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、71 委託事業等と同様に、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を含めて人件費の算定の対象とする社員を選定し、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととして、これらの社員に対して虚偽の業務日誌を作成させていた。

さらに、会社は、アの 71 委託事業等及びイの 12 委託事業等において人件費の算定対象となる社員に作成させた虚偽の業務日誌とそれ以外の複数の証ひょう（社員が従事した業務内容と従事時間等を示した作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないようにするために、これらの証ひょうについても、虚偽の業務日誌の内容と一致するように作成していた。

このように、会社において、虚偽の証ひょうが作成されており、これらの証ひょうからは社員の実際の従事状況を正確に把握することができない状況となっていた。その一方で、83 委託事業等において、事業の実施状況等を踏まえれば、業務に従事していた社員もいたとみられることから、それらの者が実際に従事した業務の具体的な内容及び従事時間に係る事実を客観的に証明できる資料（虚偽の証ひょうとは別の会議の議事録、電子

メールの送信履歴等の資料)を提出するよう会社に対して求めるなどして、社員の従事状況を確認した。

その結果、実績報告書等の作成に当たり従事したとされていた延べ1,524人のうち、延べ1,179人(1,524人の77.3%)については、委託事業等の業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出がなく、延べ1,179人が従事したとしていた時間数に係る人件費は計1,493,760,562円(委託事業分813,815,615円、補助事業分679,944,947円)となっていた。

一方、残りの延べ345人については、従事した業務の具体的な内容及び従事時間に係る事実を客観的に証明できる資料の提出があり、その内容を精査した結果、委託事業等の業務に従事した時間数があったことが確認できた。また、その過程で、上記の延べ1,524人とは別の延べ26人は、実績報告書等の作成時に人件費の算定対象となっていなかったものの、委託事業等の業務に従事していたことが確認できた(表3参照)。

表3 委託事業等の業務に従事したとされていた社員の従事状況等 (単位：人)

項目	委託事業に係る延べ人数	補助事業に係る延べ人数	計
① 実績報告書等の作成に当たり委託事業等の業務に従事したとされていた社員	816	708	1,524
委託事業等の業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出がない社員	590	589	1,179
委託事業等の業務に従事した時間数があったことが確認できた社員 (a)	226	119	345
② ①とは別に委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員 (b)	17	9	26
委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員 (a) + (b)	243	128	371

このため、委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員延べ371人(345及び26人の計)の従事時間数に基づき人件費を算定すると、委託事業分は計204,131,521円、補助事業分は計77,644,292円となることから、当該人件費を基に委託費及び国庫補助金を改めて算定すると、委託費は計5,685,292,819円、国庫補助金は計13,532,398,788円となる。したがって、委託費の支払額6,828,403,747円及び国庫補助金交付額14,384,561,541円との差額をそれぞれ算定すると、差額が生じなかった1委託事業を除いた53委託事業において計1,143,110,928円、29補助事業において計852,162,753円となり、合計で1,995,273,681円となることから、計82委託事業等において同額が過大となっていて不当と認められる(表4参照)。

このような事態が生じていたのは、会社において人件費の算定は社員の実際の従事状況の事実に基づき適正に行う必要があるという基本的な認識が著しく欠けていたこと、8府省庁の19部局等において委託事業等の実施が適正なものとなるよう会社に対して指導等を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

表4 過大となっていた委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金相当額 (単位：円)

府省庁名	部局等	委託事業		補助事業		計	
		事業数 (a)	過大となっていた委託費の支払額 (A)	事業数 (b)	不当と認める国庫補助金相当額 (B)	事業数 (a) + (b)	過大となっていた委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金相当額 (A) + (B)
内閣府 (内閣府本府)	内閣府本府	1	2,234,662	—	—	1	2,234,662
内閣府 (こども家庭庁)	こども家庭庁	1	4,670,160	—	—	1	4,670,160
文部科学省	文化庁	2	2,056,161	—	—	2	2,056,161
厚生労働省	厚生労働本省	3	26,484,468	—	—	3	26,484,468
農林水産省	農林水産本省	5	13,960,460	3	40,249,154	8	54,209,614
	水産庁	—	—	2	71,763,577	2	71,763,577
	小計	5	13,960,460	5	112,012,731	10	125,973,191
経済産業省	経済産業本省	5	210,220,083	12	212,231,181	17	422,451,264
	資源エネルギー庁	14	684,375,848	8	387,013,062	22	1,071,388,910
	特許庁	5	35,116,297	—	—	5	35,116,297
	中小企業庁	2	52,840,870	2	81,075,505	4	133,916,375
	北海道経済産業局	4	3,178,005	—	—	4	3,178,005
	東北経済産業局	1	720,338	—	—	1	720,338
	近畿経済産業局	(注) 1	2,645,949	—	—	(注) 1	2,645,949
	四国経済産業局	1	722,747	—	—	1	722,747
	九州経済産業局	2	1,115,060	—	—	2	1,115,060
	小計	35	990,935,197	22	680,319,748	57	1,671,254,945
国土交通省	国土交通本省	—	—	1	16,333,000	1	16,333,000
	観光庁	—	—	1	43,497,274	1	43,497,274
	小計	—	—	2	59,830,274	2	59,830,274
環境省	環境本省	5	81,292,183	—	—	5	81,292,183
	北海道地方環境事務所	1	21,477,637	—	—	1	21,477,637
	小計	6	102,769,820	—	—	6	102,769,820
計(8府省庁、19部局等)		(注) 53	1,143,110,928	29	852,162,753	(注) 82	1,995,273,681

(注) 83 委託事業等のうち経済産業省近畿経済産業局の1委託事業については、実際には委託事業の業務に全く従事しない社員を含めて人件費の算定の対象とする社員を選定していたものの、虚偽の証ひょうとは別の資料により確認できた従事時間数が虚偽の証ひょうにおいて従事したとしていた時間数を上回っていて、支払額が過大となっていなかったことから、委託費の支払額又は国庫補助金の交付額が過大となっていたのは、82 委託事業等となる。

第12 復興庁、(第5 文部科学省、第7 農林水産省、第9 国土交通省)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(3) 福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模について

(令和5年度決算検査報告 458 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

復興庁設置法(平成23年法律第125号)によれば、復興庁は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関することなどの事務をつかさどることとされている。福島再生加速化交付金(以下「加速化交付金」という。)の交付を受けて地方公共団体が実施する事業には、事業計画の計画期間が複数年にわたる基金型事業があり、交付対象事業ごとに各省各庁が所管している。そして、復興庁は、毎年度、福島県及び管内市町村等(以下「福島県等」という。)から個々の基金型事業が完了した後の残額(以下「基金残額」という。)等について把握可能な報告書(以下「進捗状況報告」という。)の提出を受けている。また、財務大臣が各省各庁の長宛てに発出した「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」によれば、各省各庁の長は、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとされている。

しかし、文部科学省、農林水産省及び国土交通省において、加速化交付金を原資として設置造成又は積み増しをした基金(以下「加速化交付金基金」という。)の保有額が過大となっていないか十分に確認しておらず、5市町村において使用する見込みのない基金残額を保有していて、加速化交付金基金の保有額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 復興庁において、基金型事業の所管省庁に対して、基金の執行管理が十分に行われるよう、進捗状況報告を提供することなどにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、加速化交付金基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性について周知するとともに、福島県等に対して、基金残額を流用できる継続事業がないなど使用する見込みがない場合には、基金型事業の所管省庁との間で使用見込みのない基金残額の国庫への返還手続を進めることについて改めて周知すること

イ 使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省において、5市町村に対して、使用見込みのない基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすること

2 当局が講じた処置

本院は、復興庁本庁、文部科学本省、農林水産本省及び国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、復興庁、文部科学省、農林水産省及び国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 復興庁は、7年6月までに基金型事業の所管省庁に対して、進捗状況報告を提供することにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした

上で、事務連絡を発するなどして加速化交付金基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性について周知した。また、6年9月に福島県等に対して事務連絡を発して、基金残額を流用できる継続事業がないなど使用する見込みがない場合には、基金型事業の所管省庁との間で使用見込みのない基金残額の国庫への返還手続を進めることについて改めて周知した。

イ 使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省は、7年5月までに5市町村から使用見込みのない基金残額を国庫へ返還させることなどにより、基金の規模を適切なものとした(表参照)。

表 省別の基金残額の国庫への返還等の状況 (単位：千円)

省名	基金残額 (令和4年度末時点)	国庫へ返還したもの	継続事業で新たに事業計画の変更が生じたことから流用したもの
文部科学省	81,520	81,520	—
農林水産省	722,171	517,580	204,591
国土交通省	1,297,766	533,822	763,944
計	2,101,457	1,132,922	968,535

(第6 厚生労働省、第10 環境省)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 国際機関等に派遣する職員に対して支給する給与の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に支給の有無、金額等が決まっていな諸手当に関する事項が記載されている場合には、支給割合の再決定の要否を検討するために、派遣後に当該諸手当の支給の有無、金額等を確認することにより、派遣職員給与の支給が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省共通費
	(2) 一般会計 (組織)環境本省 (項)環境本省共通費
部 局 等	(1) 厚生労働本省
	(2) 環境本省
派遣職員給与の概要	国際機関等に派遣する職員に対して派遣先から支給される報酬の年額が外務公務員給与年額に満たない場合等に支給する給与
検査の対象とした派遣職員数及び派遣職員給与の支給額	(1) 73 名 4 億 6029 万余円(令和元年度～5 年度)
	(2) 21 名 2 億 0132 万余円(令和元年度～5 年度)
上記のうち未定手当の支給の有無、金額等を確認していなかった派遣職員数及びこれらの派遣職員に対して支給していた派遣職員給与の支給額	(1) 17 名 7292 万円
	(2) 8 名 6526 万円

1 派遣職員給与の概要等

(1) 派遣職員給与の概要

厚生労働、環境両省は、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(昭和 45 年法律第 117 号。以下「国際機関派遣法」という。)に基づいて、我が国が加盟している国際機関等に職員を派遣している。

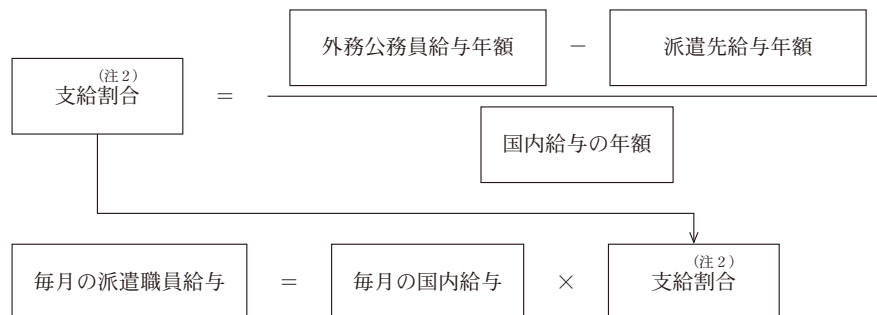
国際機関派遣法、「人事院規則 18-0 (職員の国際機関等への派遣)」(以下「規則」という。)及び「派遣職員の給与の支給割合の決定等について(通知)」(昭和 50 年 4 月人事院事務総長通知。以下「通知」という。)に基づき、国は、国際機関等に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)に対して派遣先から支給される報酬の年額(以下「派遣先給与年額」という。)が外務公務員給与年額^(注1)に満たない場合等に、派遣職員に対して、その差額分について、派遣期間中に俸給、扶養手当等(以下、これらを合わせて「国内給与」という。)の範囲内で給与(以下「派遣職員給与」という。)を支給している。

(注1) 外務公務員給与年額 派遣職員が派遣日の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、在勤基本手当、住居手当等の年額

通知によれば、派遣先給与年額については、報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものを対象とすることとされている。

両省は、国際機関派遣法等に基づき、次の算定式により支給割合を決定した上で、毎月の派遣職員給与を算定している。

(算定式)



(注2) 派遣職員給与は国内給与の範囲内で支給されることから、支給割合は100分の100が上限となる。

規則、通知等によれば、支給割合は、派遣時に任命権者が交付する人事異動通知書において派遣職員に通知する必要があることとされており、決定された支給割合は、派遣の間中は変更しないものとされている。ただし、派遣先給与年額等が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、支給割合を再決定するものとされている。

また、規則によれば、派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の国際機関等における勤務条件等について報告しなければならないこととされている。

(2) 派遣先給与年額の算定

両省は、派遣先給与年額について、派遣前に国際機関等から示される報酬に係る資料(以下「派遣先給与資料」という。)に記載されている基本給、手当等を用いるなどして算定している。派遣先給与資料には、国際機関等から支給される基本給、手当等の金額が記載されているほか、派遣先給与資料の作成時点において支給の有無、金額等が決まっていないう住居手当、扶養手当等の諸手当であって、派遣後の派遣職員の居住等の状況に基づき支給される可能性があるもの(以下「未定手当」という。)に関する事項が記載されていることがある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

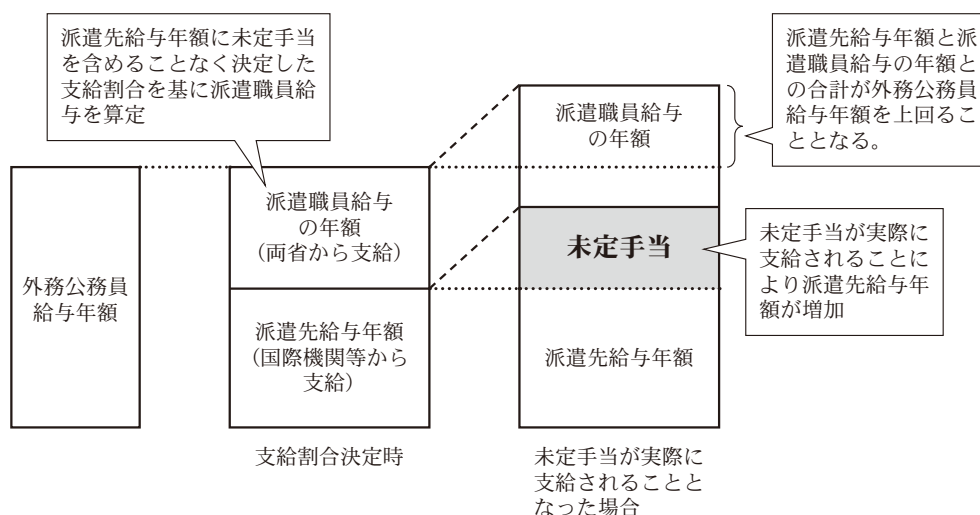
本院は、合规性、経済性等の観点から、国際機関派遣法等に基づく派遣職員給与の支給が適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省及び環境本省において、令和元年度から5年度までの間に支給割合を決定した派遣職員(厚生労働省計73名、環境省計21名)に対して同期間中に支給された派遣職員給与(厚生労働省における支給額計4億6029万余円、環境省における支給額計2億0132万余円)を対象として、派遣先給与資料等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

厚生労働省は派遣職員 73 名のうち 17 名(派遣職員給与の支給額計 7292 万余円)に係る支給割合の決定に当たり、また、環境省は派遣職員 21 名のうち 8 名(派遣職員給与の支給額計 6526 万余円)に係る支給割合の決定に当たり、それぞれ派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたものの、派遣時までに実際の支給の有無、金額等を確認できないことから、支給される金額等が派遣先給与資料に明記されていた基本給等の金額のみを用いて派遣先給与年額を算定していた。

支給割合は派遣時に任命権者から通知する必要があるため、未定手当について実際の支給の有無、金額等を派遣時までに確認できない場合は派遣先給与年額に含めることなく支給割合を決定することになる。一方、未定手当の支給の有無、金額等については、派遣後に、派遣職員が居住する住宅の家賃や扶養親族の有無を派遣先の国際機関等に届け出ることなどにより確定する。そして、未定手当が実際に支給されることとなった場合、為替相場等の状況にもよるが、派遣先給与年額が支給割合決定時よりも増加することとなり、図のとおり、派遣先給与年額と派遣職員給与の年額との合計が外務公務員給与年額を上回ることが想定される。

図 未定手当が実際に支給されることとなった場合の概念図



しかし、両省は、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたにもかかわらず、派遣後に国際機関等からの給与明細等を提出させるなどして未定手当の支給の有無、金額等を確認しておらず、支給割合の再決定の要否を検討していなかった。

そこで、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていた厚生労働省の派遣職員 17 名及び環境省の派遣職員 8 名のうち、両省を通じて国際機関等からの給与明細を入手できた 14 名及び 5 名について確認したところ、厚生労働省の 11 名及び環境省の 5 名全員が派遣後に未定手当の支給を受けていた。そして、為替相場等について一定の仮定を置いて試算したところ、実際に支給されていた未定手当を含めることにより派遣先給与年額は支給割合決定時よりも増加することとなり、厚生労働省の派遣職員 11 名については 69 万余円から 286 万余円、環境省の派遣職員 5 名については 51 万余円から 207 万余円増加していて、いずれの派遣職員についても派遣先給与年額と派遣職員給与の年額との合計が外務公務員給与

年額を上回ることとなった。したがって、仮に、上記の増加額を考慮して支給割合の再決定が行われていれば、支給割合は派遣時に決定した割合より減少することになったと認められた。

このように、両省において、派遣職員給与の支給に当たり、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたにもかかわらず、派遣後に給与明細等を提出させるなどして未定手当の支給の有無、金額等を確認していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両省において、国際機関派遣法等に対する理解が十分でなく、支給割合の再決定の可否を検討するために、派遣後に未定手当の支給の有無、金額等を確認する必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、派遣職員給与の支給が適切に行われるよう、厚生労働省は7年7月に関係部局に対して支給割合の決定に係る留意事項について定めた事務連絡を発出し、また、環境省は同年3月に支給割合の再決定の手順等について定めたマニュアルを策定するなどした。これにより、両省は、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されている場合、派遣後に派遣職員から給与明細を提出させて、未定手当の支給の有無、金額等を確認し、その結果、未定手当が実際に支給されている場合には、支給割合の再決定の可否を検討し、必要に応じて支給割合を再決定することとする処置を講じた。

第2節 団体別の検査結果

第1 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

(238) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(239)

科 目	(助成勘定)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事 業 主 体	2学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	12,108,112,000 円(令和元年度～5年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	14,083,000 円(令和元年度～5年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)等に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

そして、アのうち教育研究補助者の数については、補助金の算定の対象となる要件(以下「補助要件」という。)として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格等に係る基準が定められている。また、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理していることが必要とされている。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目の一つとして、「大学間連携等による共同研究」がある。これは、特定の研究課題について産業界等又は国内外の大学等と組織的な共同研究環境を整備し、1研究課題当たりの所要経費が大学にあっては100万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては60万円以上の共同研究を実施している私立大学等に対して、当該共同研究に係る所要経費の金額区分に応じて定められた額の増額を行うものである。そして、事業団が定めた所要経費に関する調査票の記入要領等によれば、「大学間連携等による共同研究」の算定の対象となる経費は、当該共同研究の遂行等に直接必要な教育研究経費支出、人件費支出(兼務職員給)及び設備関係支出であり、管理経費支出は含まないこととされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における教育研究補助者等の数は適切に算定されているか、特別補助の算定の対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が令和元年度から5年度までに補助金を交付している658学校法人のうち19学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、2学校法人は、事業団に提出した算定資料において、それぞれ、一般補助について賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件

を満たしていないポスト・ドクターを算定の対象に含め、又は特別補助のうちの「大学間連携等による共同研究」について管理経費支出を所要経費に含めていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計 14,083,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人立教学院は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、立教大学における令和元年度から 5 年度までに係る算定の対象とした教育研究補助者のうちポスト・ドクターの人数を元年度 7 人、2 年度 7 人、3 年度 6 人、4 年度 7 人、5 年度 10 人と計上していた。

しかし、上記ポスト・ドクターのうち、元年度 2 人、2 年度 2 人、3 年度 2 人、4 年度 2 人、5 年度 1 人については、独立行政法人日本学術振興会が同大学の研究者に対して交付した科学研究費補助金により人件費が賄われていて、同学校法人が賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理していないことから、補助要件を満たしていなかった。

したがって、算定の対象とならない教育研究補助者を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、元年度 2,113,349,000 円、2 年度 2,137,247,000 円、3 年度 2,354,710,000 円、4 年度 2,114,372,000 円、5 年度 2,303,028,000 円、計 11,022,706,000 円となり、元年度 1,696,000 円、2 年度 1,716,000 円、3 年度 1,925,000 円、4 年度 1,087,000 円、5 年度 836,000 円、計 7,260,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘 要
			千円	千円	
(238)	学校法人朴沢学園 (仙台市)	3	332,218	4,000	特別補助において 算定の対象となら ない経費が含まれ ていたもの (仙台大学)
		4	364,211	2,027	
		5	381,717	796	
		小計	1,078,146	6,823	
(239)	学校法人立教学院 (東京都豊島区)	元	2,115,045	1,696	一般補助において 算定の対象となら ない教育研究補助 者が含まれていた もの (立教大学)
		2	2,138,963	1,716	
		3	2,356,635	1,925	
		4	2,115,459	1,087	
		5	2,303,864	836	
		小計	11,029,966	7,260	
(238) (239) の計			12,108,112	14,083	

第2 東日本高速道路株式会社、第3 中日本高速道路株式会社、第4 西日本高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(3) 道路区域外危険箇所における土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けて、警戒区域を考慮するなどして改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、当該箇所の管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成するとともに、管理者等との間で調整を行う際の方針等を定めるなどするよう改善の処置を要求したもの

会 社 名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科 目	(1) 仕掛道路資産、管理費用、固定資産 (2) 仕掛道路資産、管理費用 (3) 仕掛道路資産、高速道路事業営業費用
部 局 等	(1) 本社、4 支社 (2) 本社、4 支社 (3) 本社、4 支社
道路区域外危険箇所における土砂災害対策の概要	高速道路を災害から保護するなどのために、道路区域外危険箇所を可能な限り選定して、道路区域外危険箇所調書を作成した上で、管理者等による土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けた調整を行うなどするもの
道路区域外危険箇所の選定に成果品が活用されていなかったLP測量等業務の委託契約の件数及び契約金額	(1) 3 件 20 億 0709 万円(背景金額)(令和3、4 両年度) (2) 4 件 9 億 4434 万円(背景金額)(令和2 年度～4 年度) (3) 5 件 21 億 7505 万円(背景金額)(令和3 年度～5 年度)
管理者等との間で調整を行っていれば、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、発生を防ぎ又は被害を軽減することができた可能性がある土砂災害に係る復旧工事の契約件数及び契約金額	(1) 11 件 3 億 4929 万円(背景金額)(令和元、2、4、5 各年度) (2) 19 件 67 億 2767 万円(背景金額)(令和元年度～5 年度) (3) 13 件 53 億 6082 万円(背景金額)(令和元年度～5 年度)

本院は、高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について、令和7年10月10日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」といい、東会社、中会社

及び西会社と合わせて「3会社」という。)のそれぞれの代表取締役社長に対して、「高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、3会社の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと次のとおりである。

1 高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の概要

(1) 防災業務計画の概要

3会社が管理する高速自動車国道、自動車専用道路等(以下、これらを合わせて「高速道路」という。)は、地方公共団体が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき策定している地域防災計画等において、災害時の避難、救助、物資供給等の応急活動のための緊急輸送道路に位置付けられている重要な道路となっている。

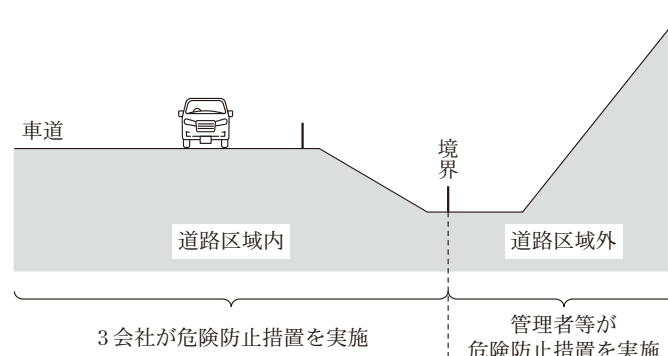
そして、3会社は、高速道路を災害から保護するとともに、災害時の道路交通を確保して、災害時においても高速道路がその社会的役割を十分に果たすことを目的として、災害対策基本法等に基づき平成17年に策定した防災業務計画において、防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講ずることにより、防災対策に万全を期すこととしている。また、3会社は、防災業務計画において、地すべり、土砂崩落、欠壊等が発生するおそれのある高速道路について、防護施設の設置等の必要な安全措置をあらかじめ講ずることとしている。

(2) 災害点検要領の概要

3会社は、異常気象が予想される場合や災害が発生した場合に迅速かつ安全な道路交通の確保及び円滑な災害応急対策の実施に資することを目的として、17年10月から18年6月までの間に災害点検要領を策定している。

災害点検要領によれば、3会社の支社及び高速道路の管理を行う管理事務所等は、道路区域外において土石流、斜面崩壊等の発生が懸念される箇所等の高速道路に対して危険と思われる箇所(以下「道路区域外危険箇所」という。)を可能な限り選定して、危険状況、地名、当該箇所を管理する地方公共団体等(以下「管理者等」という。)を記載した道路区域外危険箇所調書を作成することとされている。そして、管理事務所等は、道路区域外危険箇所について、管理者等との間で調整を行って、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努めることとされている(図表1参照)。

図表1 道路区域内外の危険防止措置の概念図



(3) 警戒区域及び土砂災害に対する危険防止措置の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)等によれば、都道府県知事は、傾斜度が一定以上であるなどして、大雨等により土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべり(以下、これらを合わせて「土石流等」という。)が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域等について、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域(以下、これらを合わせて「警戒区域」という。)に指定することができるとされている。

そして、土砂災害に対する危険防止措置には、その種類に応じて図表2のようなハード対策がある。

図表2 土砂災害に対する危険防止措置等の概要

土砂災害の種類	危険防止措置	効果	実施者
土石流	砂防えん堤等の対策施設を設置	土砂の貯留、土砂の流出の抑制、発生した土石流の捕捉等	地方公共団体等
急傾斜地の崩壊	法面に法枠工、アンカー工等を施工	急傾斜地の崩壊防止	土地の所有者等(注)
地すべり	抑制工、抑止工	地すべり運動の緩和又は停止	地方公共団体等

(注) 当該所有者等が実施するには技術面又は予算面において困難な場合が多いため、一般的には、地方公共団体等が代わりに実施している。

(4) LP 測量等業務の概要

近年、豪雨等により道路区域外で発生した土石流等が高速道路の区域内に流入するなどして長時間にわたる通行止めが生ずるなど道路交通に支障を来す事態が各地で発生している。このような状況に鑑みて、令和元年8月に開催された国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、道路の防災・減災へ向けた具体的な施策について^(注1)レーザプロファイラ等の新技術を活用した定期的な調査による危険箇所の把握や、砂防分野と連携した土砂災害対策の立案等の必要性が示された。

これを受けて、3会社は、2年度から5年度までの間に、高速道路の中心から100mまで(全幅200m)の範囲等を基本として、レーザプロファイラを用いた測量を実施することにより三次元点群データを取得し、そのデータを基に斜面防災に関する災害リスク分析を行うことなどを目的とした航空レーザ測量等の業務(以下「LP 測量等業務」という。)を実施している。

(注1) レーザプロファイラ 航空機等からレーザ光を地表に照射し、その反射光から地形を精密に測定する技術

(5) 土砂災害が発生した箇所において3会社が実施している復旧工事

3会社は、土砂災害等の発生により高速道路及び高速道路周辺が甚大な被害を受けた場合には、高速道路の被害の拡大防止を図るとともに、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保するための緊急復旧を実施している。そして、緊急復旧を実施した後に道路交通の確保等を図る必要がある場合等には応急復旧を実施している。また、緊急復旧又は応急復旧を実施した後、原形に復旧するなどの災害復旧を実施している(以下、緊急復旧、応急復旧及び災害復旧のために実施する工事を「復旧工事」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、我が国では豪雨災害が激甚化、頻発化しており、緊急輸送道路としての機能を担う高速道路において、道路区域外で発生した土石流等が道路区域内に流入するなどして甚大な被害が発生している。

そこで、本院は、合规性、効率性等の観点から、災害点検要領に基づき、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成が適切に行われているか、危険防止措置が講じられるよう管理者等との調整が行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3会社が、土砂災害対策の一環として2年度から5年度までの間に実施したLP測量等業務の委託契約計12件、契約金額計51億2648万余円(東会社3件20億0709万余円、中会社4件9億4434万余円、西会社5件21億7505万余円)及び元年度から5年度までの間に実施した復旧工事に係る契約計43件、契約金額計124億3779万余円(東会社11件3億4929万余円、中会社19件67億2767万余円、西会社13件53億6082万余円)を対象とした。

そして、3会社の本社及び12支社^(注2)において、LP測量等業務の成果品等の関係書類を確認するとともに、72管理事務所等において、道路区域外危険箇所調書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、上記の72管理事務所等を含む92管理事務所等から道路区域外危険箇所の選定状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注2) 12支社 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、西会社関西、中国、四国、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 道路区域外危険箇所の選定、道路区域外危険箇所調書の作成等の状況

豪雨等により道路区域外で発生した土石流等が高速道路の区域内に流入するなどの土砂災害の発生状況を確認したところ、元年度から5年度までの間に、3会社の13管理事務所等の管内で計13件発生しており、長時間にわたる通行止めが生ずるなど道路交通に支障を来していた。

このため、道路区域外において発生した土石流等の土砂災害による高速道路への影響を防ぐには、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成を適切に行い、管理者等との間で土砂災害が発生する前に危険防止措置の実施に向けた調整を行うことが重要である。

ア 道路区域外危険箇所調書の作成状況等

管理者等との間で調整を行うに当たっては、その前提として管理者等を把握しておく必要がある。そこで、92管理事務所等において、災害点検要領に基づき管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書が適切に作成されているか確認したところ、60管理事務所等は道路区域外危険箇所調書を作成していなかった。そして、これらの管理事務所等が道路区域外危険箇所調書を作成していない理由等を確認したところ、次の①又は②のとおりとなっていた(図表3参照)。

① 19 管理事務所等は、「道路防災総点検について」(平成8年8月建設省道路局長通知)等^(注3)に基づく防災カルテ等を作成している箇所がないことをもって道路区域外危険箇所に該当する箇所がないと判断して、道路区域外危険箇所調書を作成していなかった。

② 41 管理事務所等は、防災カルテ等を作成している箇所があり、当該箇所を道路区域外危険箇所とみなしていたため、防災カルテ等があれば特段の支障はないと認識していた道路区域外危険箇所調書を作成していなかった。そして、防災カルテ等には管理者等の情報を記載することとなっていないため、防災カルテ等では管理者等を把握することができない状況となっていた。

また、残りの32 管理事務所等は道路区域外危険箇所調書を作成しており、その記載内容等をみたところ、次の③、④又は⑤のような状況となっていた(図表3 参照)。

③ 22 管理事務所等は、道路区域外危険箇所調書を作成していたが、管理者等を記載していなかった。

④ 9 管理事務所等は、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成していた。

⑤ 1 管理事務所等は、道路区域外危険箇所に該当する箇所がないとする道路区域外危険箇所調書を作成していた。

そして、道路区域外危険箇所があるなどとしていた②、③及び④の72 管理事務所等が管理者等との間で調整を行っているか確認したところ、いずれの管理事務所等も土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けた調整を行っていなかった。

(注3) 防災カルテ 「道路防災総点検について」(平成8年8月建設省道路局長通知)に基づき、国、地方公共団体、3 会社等が実施した道路防災総点検の結果、対策が必要と判断された箇所等について、所在地、着目すべき変状、点検の時期、想定される災害形態等を記載したもの。なお、「道路における災害危険箇所の再確認について」(平成18年9月国土交通省道路局事務連絡)に基づく点検等の結果を踏まえて、防災カルテの作成箇所が追加されるなどするとともに、防災カルテの更新が行われている。

図表3 道路区域外危険箇所調書の作成状況等

(単位：管理事務所等数)

会社名	検査の対象とした管理事務所等	作成して いなかった	道路区域外 危険箇所 に該当する 箇所と判断 していた	防災カル テ等があ れば特段 の支障は ないと認 識してい た	作成して いた	道路区域外 危険箇所 に該当する 箇所と していた	管理者等の 管理記載				道路区域外 危険箇所 に該当する 箇所と していた
									管理者等 との調整		
									あり	なし	
東会社	34 (100.0%)	32 (94.1%)	14	18	2 (5.9%)	1	あり	—	—	—	1
							なし	1	—	1	
中会社	24 (100.0%)	1 (4.2%)	1	—	23 (95.8%)	23	あり	2	—	2	—
							なし	21	—	注(1) 21	
西会社	34 (100.0%)	27 (79.4%)	4	23	7 (20.6%)	7	あり	7	—	注(1) 7	—
							なし	—	—	—	
計	92 (100.0%)	60 (65.2%)	① 19	② 41	32 (34.8%)	31	あり	④ 9	—	9	⑤ 1
							なし	③ 22	—	22	

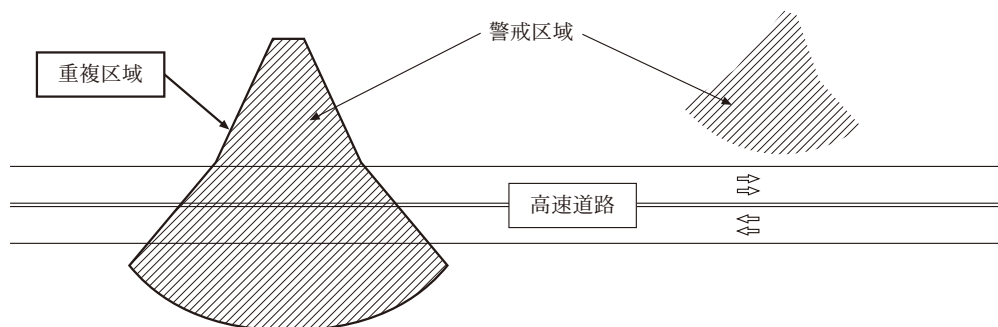
注(1) このうち、中会社の5管理事務所等及び西会社の2管理事務所等においては、土砂災害の被災後に危険防止措置の実施に向けた調整等は行われていた。

注(2) 図表中の①から⑤までは、本文中の①から⑤までに対応している。

イ 重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況等

警戒区域は土砂災害が発生するおそれがある区域であり、高速道路と重複する区域を含む警戒区域(以下「重複区域」という。)については、道路区域外危険箇所に該当する可能性があると考えられる(図表4参照)。

図表4 重複区域の概念図



(ア) 重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況

92管理事務所等において重複区域が道路区域外危険箇所に選定されているか確認したところ、7年6月末時点において、重複区域がなかった2管理事務所等を除いた90管理事務所等の管内の計5,603か所が重複区域となっており、このうち167か所は道路区域外危険箇所に選定されていたが、残りの5,436か所は選定されていなかった(図表5参照)。

そして、当該5,436か所に係る高速道路を管理している89管理事務所等に対して、5,436か所が道路区域外危険箇所に該当するか確認したところ、2,270か所については、土石流等の影響を受けない橋りょう区間であることなどから道路区域外危険箇所

所に該当しないとしていた。一方、36 管理事務所等の管内の計 290 か所については、土砂災害が発生した場合に高速道路に対して危険が及ぶと判断される区域であり、道路区域外危険箇所には該当するとしていた。

また、88 管理事務所等の管内の計 2,876 か所については、土砂災害が発生した場合に、高速道路の形状や土石流等の挙動等により高速道路に与える被害の程度を把握するための詳細な調査(以下「詳細調査」という。)が必要であり、現時点では当該箇所が道路区域外危険箇所には該当するかどうかを判断できないとしていた。

(イ) 道路区域外危険箇所調書の作成状況の分類別にみた重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況

(ア)の重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況を踏まえて、各管理事務所等における道路区域外危険箇所調書の作成状況(アの①から⑤まで)の分類別に、重複区域について、道路区域外危険箇所には該当する箇所又は詳細調査が必要な箇所があるかなどを確認したところ、次のとおりとなっていた(図表 5 参照)。

防災カルテ等を作成している箇所がないことをもって道路区域外危険箇所には該当する箇所がないと判断して道路区域外危険箇所調書を作成していなかった 19 管理事務所等(アの①)のうち、重複区域がなかった 2 管理事務所等を除いた 17 管理事務所等の管内においては、詳細調査が必要な箇所は計 286 か所となっていた。

また、防災カルテ等があれば特段の支障はないと認識していて道路区域外危険箇所調書を作成していなかった 41 管理事務所等(アの②)の管内においては、道路区域外危険箇所には該当する箇所が計 171 か所、詳細調査が必要な箇所が計 1,820 か所あり、防災カルテ等が作成されている箇所以外にも道路区域外危険箇所には該当する箇所又は詳細調査が必要な箇所が見受けられた。

このほか、道路区域外危険箇所調書を作成している 32 管理事務所等(アの③、④及び⑤)のうち重複区域の全てが道路区域外危険箇所を選定されていた 1 管理事務所等を除いた 31 管理事務所等の管内においても、道路区域外危険箇所を選定している箇所以外に道路区域外危険箇所には該当する箇所又は詳細調査が必要な箇所が見受けられた。

図表5 重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況

(東会社)

(単位：か所)

会社名	番号	管理事務所等名	アの①から⑤までの分類	土砂災害の種類			計注(1)	うち道路区域外危険に選れた箇所	うち道路区域外危険に選れた箇所	道路区域外危険箇所に関するかどうかの確認結果		
				土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり				該当する	詳細調査が必要	該当しない
東会社	1	室蘭管理事務所	①	13	—	—	13(3)	—	13	—	8	5
	2	北広島管理事務所	①	7	2	—	9(—)	—	9	—	6	3
	3	札幌管理事務所	①	24	8	6	38(6)	—	38	—	26	12
	4	旭川管理事務所	①	11	—	2	13(—)	—	13	—	9	4
	5	帯広管理事務所	②	5	1	—	6(—)	—	6	—	5	1
	6	青森管理事務所	②	30	8	2	40(8)	—	40	1	37	2
	7	盛岡管理事務所	①	20	3	1	24(8)	—	24	—	22	2
	8	北上管理事務所	①	9	15	2	26(3)	—	26	—	24	2
	9	仙台管理事務所	①	23	14	4	41(11)	—	41	—	40	1
	10	福島管理事務所	②	21	1	1	23(6)	—	23	—	19	4
	11	郡山管理事務所	③	5	—	—	5(1)	—	5	—	1	4
	12	八戸管理事務所	②	13	1	3	17(7)	—	17	3	14	—
	13	秋田管理事務所	①	11	4	1	16(4)	—	16	—	12	4
	14	仙台東管理事務所	②	16	—	—	16(5)	—	16	—	15	1
	15	山形管理事務所	②	34	—	5	39(8)	—	39	—	28	11
	16	鶴岡管理事務所	②	1	—	4	5(—)	—	5	—	5	—
	17	いわき管理事務所	②	15	3	2	20(5)	—	20	—	17	3
	18	会津若松管理事務所	②	5	—	—	5(1)	—	5	—	5	—
	19	京浜管理事務所	⑤	10	115	2	127(49)	—	127	—	85	42
	20	宇都宮管理事務所	①	21	16	—	37(—)	—	37	—	32	5
	21	加須管理事務所	①	—	—	—	—(—)	—	—	—	—	—
	22	三郷管理事務所	①	—	1	—	1(1)	—	1	—	1	—
	23	千葉管理事務所	①	—	2	—	2(—)	—	2	—	1	1
	24	市原管理事務所	①	—	10	—	10(2)	—	10	—	6	4
	25	東京湾アクアライン管理事務所	②	4	16	1	21(1)	—	21	1	18	2
	26	谷和原管理事務所	①	—	3	—	3(—)	—	3	—	3	—
	27	水戸管理事務所	②	5	1	—	6(2)	—	6	—	6	—
	28	所沢管理事務所	②	4	5	2	11(5)	—	11	2	9	—
	29	高崎管理事務所	②	19	9	1	29(4)	—	29	5	20	4
	30	長野管理事務所	②	84	30	15	129(39)	—	129	1	85	43

(東会社、中会社)

(単位：か所)

会社名	番号	管理事務所等名	アの①から⑤までの分類	土砂災害の種類			計注(1)	うち道路区域に選定された箇所	うち道路区域に選定された箇所	道路区域外危険箇所に該当するかどうかの確認結果		
				土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり				該当する	詳細調査が必要	該当しない
東会社	31	湯沢管理事務所	②	65	43	6	114(27)	—	114	2	102	10
	32	新潟管理事務所	②	13	—	3	16(1)	—	16	—	15	1
	33	長岡管理事務所	②	29	27	3	59(17)	—	59	—	55	4
	34	上越管理事務所	②	61	30	21	112(22)	—	112	1	81	30
	小計			578	368	87	1,033(246)	—	1,033	16	812	205
中会社	1	横浜保全・サービスセンター	③	3	34	—	37(15)	1	36	—	32	4
	2	伊勢原保全・サービスセンター	④	8	18	—	26(12)	1	25	—	25	—
	3	御殿場保全・サービスセンター	③	18	23	—	41(22)	2	39	—	22	17
	4	富士保全・サービスセンター	③	33	51	5	89(36)	2	87	—	51	36
	5	静岡保全・サービスセンター	③	4	12	—	16(5)	1	15	1	14	—
	6	浜松保全・サービスセンター	④	17	23	6	46(11)	—	46	—	14	32
	7	津高速道路事務所	③	21	11	1	33(11)	3	30	—	18	12
	8	豊田保全・サービスセンター	③	30	13	—	43(15)	5	38	—	33	5
	9	名古屋保全・サービスセンター	①	—	—	—	—(—)	—	—	—	—	—
	10	飯田保全・サービスセンター	③	17	4	3	24(—)	—	24	—	24	—
	11	多治見保全・サービスセンター	③	69	51	2	122(75)	25	97	—	66	31
	12	羽島保全・サービスセンター	③	6	1	—	7(7)	3	4	—	3	1
	13	彦根保全・サービスセンター	③	18	4	—	22(11)	—	22	—	21	1
	14	岐阜保全・サービスセンター	③	18	21	—	39(19)	2	37	3	17	17
	15	高山保全・サービスセンター	③	28	25	—	53(—)	6	47	—	12	35
	16	桑名保全・サービスセンター	③	8	18	—	26(21)	1	25	—	17	8
	17	八王子保全・サービスセンター	③	34	67	—	101(62)	11	90	—	55	35
	18	大月保全・サービスセンター	③	28	24	6	58(33)	5	53	—	46	7

(中会社、西会社)

(単位：か所)

会社名	番号	管理事務所等名	アの①から⑤までの分類	土砂災害の種類			計注(1)	うち道路区域外箇所選定された箇所	うち道路区域外箇所選定された箇所	道路区域外危険箇所に関するかどうかの確認結果		
				土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり				該当する	詳細調査が必要	該当しない
中会社	19	甲府保全・サービスセンター	③	7	3	4	14(3)	2	12	—	6	6
	20	松本保全・サービスセンター	③	33	12	2	47(23)	3	44	—	37	7
	21	富山保全・サービスセンター	③	3	1	3	7(3)	7	—	—	—	—
	22	金沢保全・サービスセンター	③	1	2	2	5(1)	—	5	—	5	—
	23	福井保全・サービスセンター	③	14	1	—	15(14)	10	5	1	4	—
	24	敦賀保全・サービスセンター	③	79	24	—	103(49)	33	70	—	30	40
	小計			497	443	34	974(448)	123	851	5	552	294
西会社	1	滋賀高速道路事務所	②	27	7	—	34(19)	—	34	8	12	14
	2	京都高速道路事務所	②	23	22	—	45(37)	—	45	—	26	19
	3	大阪高速道路事務所	②	9	14	—	23(21)	—	23	2	9	12
	4	阪奈高速道路事務所	②	29	23	1	53(48)	—	53	1	15	37
	5	和歌山高速道路事務所	②	49	52	3	104(90)	—	104	11	71	22
	6	福知山高速道路事務所	②	63	29	2	注(2) 93(47)	—	93	—	49	44
	7	神戸高速道路事務所	①	12	15	4	31(10)	—	31	—	15	16
	8	福崎高速道路事務所	①	34	29	5	68(52)	—	68	—	51	17
	9	姫路高速道路事務所	④	129	11	—	140(32)	5	135	82	15	38
	10	第二神明道路事務所	②	—	6	—	6(1)	—	6	1	—	5
	11	亀岡高速道路事務所	②	55	42	1	98(88)	—	98	3	61	34
	12	津山高速道路事務所	②	76	64	2	142(78)	—	142	4	40	98
	13	三次高速道路事務所	②	69	27	1	97(91)	—	97	1	15	81
	14	千代田高速道路事務所	②	182	87	1	270(246)	—	270	15	119	136
	15	岡山高速道路事務所	②	71	44	2	117(46)	—	117	6	23	88

(西会社)

(単位：か所)

会社名	番号	管理事務所等名	アの①から⑤までの分類	土砂災害の種類			計	注(1)	うち道路区域外危険箇所を選定した箇所	うち道路区域外危険箇所を選定しなかった箇所	道路区域外危険箇所に該当するかどうかの確認結果		
				土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり					該当する	詳細調査が必要	該当しない
西会社	16	福山高速道路事務所	②	61	52	1	114	(40)	—	114	4	51	59
	17	広島高速道路事務所	②	280	206	—	486	(423)	—	486	25	222	239
	18	山口高速道路事務所	②	184	77	1	262	(249)	—	262	3	161	98
	19	周南高速道路事務所	②	72	58	1	131	(131)	—	131	9	34	88
	20	松江高速道路事務所	②	54	54	4	112	(81)	—	112	—	87	25
	21	米子高速道路事務所	②	31	22	—	53	(35)	—	53	7	4	42
	22	徳島高速道路事務所	①	48	6	—	54	(42)	—	54	—	5	49
	23	香川高速道路事務所	②	123	10	4	137	(109)	—	137	8	84	45
	24	愛媛高速道路事務所	②	200	6	7	213	(183)	—	213	3	97	113
	25	高知高速道路事務所	①	51	44	4	99	(98)	—	99	—	25	74
	26	北九州高速道路事務所	④	63	24	6	93	(70)	2	91	19	23	49
	27	久留米高速道路事務所	④	33	—	—	33	(32)	3	30	4	2	24
	28	熊本高速道路事務所	④	60	34	—	94	(94)	10	84	8	49	27
	29	鹿児島高速道路事務所	②	11	78	—	89	(77)	—	89	13	76	—
	30	宮崎高速道路事務所	②	32	20	—	52	(24)	—	52	28	7	17
	31	長崎高速道路事務所	④	27	46	6	79	(76)	8	71	—	24	47
	32	佐賀高速道路事務所	④	57	17	11	85	(82)	15	70	—	13	57
	33	大分高速道路事務所	②	64	16	—	80	(71)	—	80	3	21	56
	34	沖縄高速道路事務所	④	—	2	7	9	(2)	1	8	1	6	1
	小計			2,279	1,244	74	3,596	(2,825)	44	3,552	269	1,512	1,771

(集計)

(単位：か所)

会社名	アの①から⑤までの分類	管理事務所等数	土砂災害の種類			計 注(1)	うち道路区域外危険箇所を選定された箇所	うち道路区域外危険箇所を選定しなかった箇所	道路区域外危険箇所に該当するかどうかの確認結果		
			土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり				該当する	詳細調査が必要	該当しない
3 会社	①	19	284	172	29	485 (240)	—	485	—	286	199
	②	41	2,189	1,191	100	3,479 (2,393)	—	3,479	171	1,820	1,488
	③	22	477	402	28	907 (426)	122	785	5	514	266
	④	9	394	175	36	605 (411)	45	560	114	171	275
	⑤	1	10	115	2	127 (49)	—	127	—	85	42

3 会社計	管理事務所等数	92	84	81	52	90	81	26	注(3) 89	36	88	76
	箇所数		3,354	2,055	195	5,603	(3,519)	167	5,436	290	2,876	2,270

注(1) 重複区域に土砂災害特別警戒区域が含まれている箇所数を括弧書きで記載している。

注(2) 急傾斜地の崩壊と地すべりの両方に指定されている箇所が 1 か所あるため、土砂災害の種類ごとの箇所数を集計しても計欄と一致しない。

注(3) 89 管理事務所等は 36 管理事務所等、88 管理事務所等及び 76 管理事務所等の純計である。

ウ LP 測量等業務の成果品の活用状況

高速道路周辺には、住居等がないなどのため警戒区域に指定されていないものの、土石流等が発生する可能性がある箇所がある。

そこで、3 会社において、高速道路全線に対する災害リスクをどのように把握しているか確認したところ、3 会社は、高速道路周辺の危険箇所等を把握するなどのために、LP 測量等業務を外部に委託して実施しており、3 年 11 月から 5 年 8 月までの間に成果品を受領していた。成果品の内容を確認したところ、重複区域以外の区域も含めた高速道路全線において測量を行うとともに、測量結果を基に高速道路沿線の斜面災害リスクのある箇所の抽出を行った上で、抽出箇所の各地点のリスク分析が行われていた。そして、成果品には、管理事務所等が、土砂災害が発生する可能性のある箇所を比較的容易に抽出し、当該箇所が道路区域外危険箇所に該当するかを判定するのに資する微地形表現図^(注 4)が含まれていた。

一方で、3 会社においては、LP 測量等業務は、三次元点群データを取得して災害リスク分析を行うことなどを目的としたものであり、管理事務所等における道路区域外危険箇所の選定に用いる目的で発注したものではなく、3 会社が 5 年 10 月から 7 年 4 月までの間に発注した土石流対策優先溪流抽出業務等において、LP 測量等業務の成果品を利用して地質の把握や地形判読により高速道路に影響のある傾斜地等を抽出し、土石流による影響度及び対策優先度を整理しているところであるとして、成果品を管理事務所等に示していなかった。

このように、LP 測量等業務の成果品の微地形表現図は、管理事務所等が道路区域外危険箇所に該当するかを判定するのにも資するものであるが、3 会社は速やかに成果品を管理事務所等に示していなかったため、LP 測量等業務(委託契約計 12 件、契約金額計 51 億 2648 万余円、うち東会社 3 件 20 億 0709 万余円、中会社 4 件 9 億 4434 万余

円、西会社 5 件 21 億 7505 万余円)の成果が、道路区域外危険箇所の選定に活用されていない状況となっていた。

(注 4) 微地形表現図 レーザプロファイラ等を活用した測量により取得した地形の三次元点群データを処理するなどして、斜面上の細かな地形を視覚的に分かりやすく表現したもの。なお、国土交通省が令和 3 年 10 月に策定した「三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領(案)」によれば、比較的容易に災害要因に関する地形を抽出することができるとされている。

(2) 土砂災害が発生した箇所における管理者等との調整の状況

土砂災害に対する危険防止措置として実施する工事は、規模が大きく多額の費用や期間を要し、また、高速道路の通行止めにより社会経済活動に大きな影響を与えることが想定されるため、管理事務所等は、管理者等との調整を効率的かつ効果的に行うことが重要である。

道路区域外で発生した土石流等が道路区域内に流入するなどの土砂災害は、前記のとおり、元年度から 5 年度までの間に計 13 件発生しており、これに係る復旧工事計 43 件に要した費用は計 124 億 3779 万余円(東会社 11 件 3 億 4929 万余円、中会社 19 件 67 億 2767 万余円、西会社 13 件 53 億 6082 万余円)となっていた。また、これらの土砂災害が発生するなどしたことによる通行止めは、解除までに最長で 23 日を要していた。

当該土砂災害 13 件のうち、重複区域で発生したものは 4 件、重複区域以外で発生したものは 9 件となっていた。そして、重複区域以外で発生した 1 件を除く 12 件の発生箇所については、土砂災害が発生した時点において道路区域外危険箇所に選定されていなかった。また、13 件の発生箇所を管理する管理事務所等が管理者等との間で調整を行っているか確認したところ、いずれの管理事務所等も土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けた調整を行っていなかった。

しかし、警戒区域を考慮し、また、LP 測量等業務の成果品を活用するなどして、これらの箇所を道路区域外危険箇所に選定して道路区域外危険箇所調書を作成した上で、管理者等との間で調整を行っていれば、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、土砂災害の発生を防ぎ又は被害を軽減することができた可能性があると認められる。

(改善を必要とする事態)

3 会社において、重複区域の道路区域外危険箇所に該当する箇所が道路区域外危険箇所として選定されていない事態、道路区域外危険箇所に該当するかを判定するのに資する LP 測量等業務の成果品が道路区域外危険箇所の選定に活用されていない事態、及び道路区域外危険箇所調書が適切に作成されていないなどして、道路区域外危険箇所において土砂災害が発生する前に、管理者等との間で危険防止措置の実施に向けた調整が行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、3 会社において、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成を適切に行い、道路区域外危険箇所における土砂災害が発生する前の危険防止措置の実施に向けて、管理者等との間で調整を行うことの重要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

我が国では、豪雨災害が激甚化、頻発化しており、各地で甚大な被害が発生していることなどから、3会社は、災害に強い高速道路等を形成するために、防災に対する機能維持及び防災運用の強化を総合的に講ずることにより、引き続き防災対策に万全を期すなどとしている。

については、3会社において、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成並びに管理者等との調整が適切に行われ、道路区域外危険箇所において土砂災害が発生する前に危険防止措置が講じられるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 管理事務所等において、警戒区域を考慮するとともに、LP測量等業務の成果品を活用して詳細調査を行うなどして、改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成すること

イ 3会社の本社において、管理事務所等が管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに、当該調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、各管理事務所等が管理する高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法、管理者等との調整状況を記録して保管する方法等を定めて、これらを支社、管理事務所等に周知すること

第5 国立研究開発法人物質・材料研究機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(240) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	国立研究開発法人物質・材料研究機構本部
不正行為期間	平成28年4月～令和4年3月
損害金の種類	広告宣伝費等
損 害 額	27,248,500 円

本院は、国立研究開発法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)本部(以下「本部」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、本部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、本部において、広報室長であった小林某が、次のように広告宣伝費等計27,248,500円を架空の事業者名義の預金口座に不正に振り込ませて領得したものであり、機構に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

ア 分任契約担当役として広報等の契約に関する事務に従事中、平成28年4月から令和4年3月までの間に、42回にわたり、広報室が発注する動画等の作成について上記架空の事業者が発注する手続を行った上、自ら作成した動画等を当該事業者が作成したように装って納品して、代金計19,717,200円を振り込ませた。

イ 広報等に関する事務に従事中、平成28年6月から令和3年7月までの間に、27回にわたり、広報室以外の部署等が発注する動画等の作成について上記架空の事業者を紹介して発注する手続を行わせた上、自ら作成した動画等を当該事業者が作成したように装って納品して、代金計7,531,300円を振り込ませた。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

第6 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

不 当 事 項

物 件

(241) 動的核偏極装置の管理が適切に行われておらず、一度も使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの

科 目	機械装置
部 局 等	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
契 約 名	前臨床用大口径7テスラ・高速高感度MRI装置の開発および導入
契 約 の 概 要	MRI装置の更新及び動的核偏極装置等の整備を実施するもの
契 約 の 相 手 方	ブルカージャパン株式会社
契 約	平成30年6月 一般競争契約
支 払	令和2年3月
支 払 額	609,027,660 円(令和元年度)
所期の目的を達 していなかった 動的核偏極装置 に係る支払額相 当額	24,226,281 円(令和元年度)

1 契約等の概要

(1) 契約の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)は、平成30年6月に、「前臨床用大口径7テスラ・高速高感度MRI装置の開発および導入」について、ブルカージャパン株式会社に履行期限を31年3月として契約額624,456,000円で請け負わせて実施している。そして、機構は、履行期限後の令和2年2月に検収を行った上で、同年3月に遅滞料15,428,340円を相殺して609,027,660円を支払っている。

本件契約は、放射線医学総合研究所(3年4月以降は量子医科学研究所)において、既存のMRI装置の老朽化に伴う事故や装置停止等による研究活動に対するリスクに対応するとともにMRI装置の高感度化等を実現して同装置を使用した高度化研究を実施するために、MRI装置の更新や同装置の感度を向上させる造影剤を作成する装置(以下「動的核偏極装置」という。)等の整備を実施するものである。

(2) 財産管理に係る規程等の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程(28(規程)第3号。以下「規程」という。)によれば、機構は、その財産について、常に良好な状態において管理し、所有の目的に応じて、最も効率的に運用することとされている。

また、機構における固定資産の管理及び手続について定めた固定資産管理細則(28(細則)第61号)によれば、資産供用課長は、自己の供用する固定資産を不用とする場合は、資産管理主管課長に不用決定の要求を行うこととされている。

そして、同細則等によれば、資産管理主管課長は、資産供用課長に命じて、1会計年度につき1回、固定資産が事業の用に供されていることなどを確認すること(以下、この確認を「固定資産の確認」という。)、資産供用課長は、固定資産の確認の結果を資産管理主管課長に報告すること、固定資産が事業の用に供されていない場合は転用照会又は処分の手続を行うこととされている。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、本件契約により整備された装置が規程等に基づき適切に管理されているか、有効に使用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部において、契約書、仕様書等の関係書類及び装置の管理や使用の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、動的核偏極装置について、次のような事態が見受けられた。

MRI装置を管理する放射線医学総合研究所の機能分子計測グループは、元年10月に、既存のMRI装置の撤去作業を行った。その際、既存のMRI装置からヘリウムガスを排出するための排気弁が閉塞していたため、配管の一部が破裂してヘリウムガスが噴出し、撤去作業に立ち会っていた機構職員が負傷するなどの事故が発生した。

機構によると、本件契約により整備する動的核偏極装置は、液体ヘリウムを注入して使用する装置であるため、同グループは、同種事故の再発防止のために必要な対策を検討しようとしたものの、動的核偏極装置の目視及び操作マニュアル等の確認にとどまり、対策の検討まで至らなかったとのことであった。そして、2年12月には、同グループが属する量子医学・医療部門において、動的核偏極装置を一度も使用しないまま今後も使用しないことを決定し、その後、動的核偏極装置を使用せずにMRI装置を使用した研究を実施していた。

また、同部門では、この決定に当たり固定資産管理細則に基づく不用決定の要求を行っておらず、固定資産の確認においても、動的核偏極装置は本件契約により更新したMRI装置と一体として事業の用に供している旨を報告していた。その結果、動的核偏極装置が使用されていない状況が、資産管理主管課長である財務部財務課長等に報告されていなかった。

したがって、動的核偏極装置は、規程等に基づく管理が適切に行われておらず、一度も使用されないままとなっていて、MRI装置を使用した高度化研究を実施するという所期の目的を達しておらず、これに係る支払額相当額24,226,281円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、整備した装置を所期の目的に従って適切に使用すること及び規程等に基づき適切に管理することについての認識が著しく欠けていたこと、これらについての職員に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第7 国立研究開発法人建築研究所

不 当 事 項

予 算 経 理

- (242) 実験棟の電気設備等の改修工事について、工事が完了していないのに完了したとする虚偽の検査調書を作成し、これに基づき契約金額全額を支払っていて、会計規程等に違反していたもの

科 目	固定資産、経常費用
部 局 等	国立研究開発法人建築研究所
契 約 名	R 5 建築材料実験棟外 1 棟空調改修その他工事
契 約 の 概 要	建築材料実験棟及び建築部材実験棟に設置されている電気設備、空調設備等の改修を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社飯塚工務店
契 約	令和 5 年 6 月 一般競争契約
支 払	令和 5 年 7 月、6 年 4 月
支 払 額	353,397,000 円(令和 5 年度)
適正を欠いている支払額	353,397,000 円(令和 5 年度)

1 工事等の概要

(1) 工事の概要

国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)は、令和 5 年度に、5 年 6 月 20 日から 6 年 3 月 22 日までを工期として、研究所の建築材料実験棟及び建築部材実験棟(以下「両実験棟」という。)に設置されている電気設備、空調設備等の改修工事(以下「本件工事」という。)を、一般競争入札により株式会社飯塚工務店(以下「会社」という。)に契約金額 353,397,000 円で請け負わせて実施している。

本件工事のうち両実験棟の電気設備の改修工事は、空調設備の更新に伴い必要な電力量が増加するため、電力を供給する受変電設備の改修等を行うものであり、建築部材実験棟内の受変電設備にある動力盤に設置されている 200kVA 対応の変圧器を 300kVA 対応の変圧器に更新するとともに、両実験棟内の空調設備と電気設備をつなぐために必要な電線(3,687m)及びケーブル(100m)を更新するなどの工事である。

(2) 完了検査等の概要

国立研究開発法人建築研究所会計規程(平成 27 年 4 月 1 日規程第 31 号。以下「会計規程」という。)等によれば、研究所は、請負契約に係る給付の完了を確認するために必要な検査(以下「完了検査」という。)をすることとされている。

そして、完了検査を命ぜられた者(以下「検査職員」という。)は、完了検査が終了したときは、検査調書を作成することとされており、研究所は、契約の相手方から支払請求を受けたときは、あらかじめ完了検査に合格していることを確認した上で支払うこととされている。

(3) 整備費補助金の概要

研究所は、国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金交付要綱(平成27年国官会第128号国土交通省大臣官房長通知。以下「交付要綱」という。)に基づき、3年度に国土交通本省から交付決定を受けた国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)を本件工事の財源としている。そして、国土交通省は、本件工事に係る整備費補助金の予算について、4年度に明許繰越し^(注1)を行った後、本件工事に係る入札が不調となったことから5年度に事故繰越し^(注2)を行っている。

(注1) 明許繰越し 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越すこと

(注2) 事故繰越し 歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出が終わらなかった経費を翌年度に繰り越すこと

交付要綱によれば、研究所は、補助事業を完了したときは、実績報告書を国土交通省に提出することとされており、同省は、実績報告書等の審査を行って、交付すべき整備費補助金の額を確定することとされている。そして、研究所は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、速やかに国土交通省の指示を受けなければならないこととされている。

また、国土交通省は、当該年度に措置された整備費補助金の予算が翌年度以降に繰り越された場合に補助することができるのは、繰り越された年度までに完了している工事に係る費用であるとしている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事に係る支払は会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、研究所において、契約書、仕様書、検査調書、整備費補助金に係る実績報告書等の関係書類を確認するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件工事について、検査職員は、6年3月29日に完了したとする検査調書を作成し、研究所はこれに基づき、同年4月9日までに会社に対して契約金額全額を支払っていた。

しかし、300kVA 対応の変圧器については、本件工事の工期の最終日である6年3月22日から約10か月が経過した7年1月の会計実地検査時点においても、動力盤に設置されることなく建築部材実験棟内に保管されており、動力盤には200kVA 対応の変圧器が設置されたままとなっていた。そして、研究所においては、変圧器が更新されていないため、建築部材実験棟の更新後の空調設備を使用して実施する予定であった実験が実施できない状況となっていた。

また、電線(3,687m)及びケーブル(100m)については、両実験棟内において実際に更新が行われたのは、契約金額全額が支払われた後の6年4月22日となっていた。

そこで、本件工事の完了検査の実施状況等を確認したところ、本件工事を担当していた研究所の情報・技術課は、遅くとも6年2月末時点で、変圧器の更新による他の電気設備への影響を確認する必要が生ずるなどして、本件工事が工期内に完了できなくなったことを把握していた。しかし、本件工事に係る整備費補助金の予算は、明許繰越しを行った後に事故繰

越しを行っていて、更に繰越しを行うことができないことから、整備費補助金の交付を受けられなくなると考え、本件工事が完了していないのに、会社に対して工事が完了した旨の報告(以下「完了報告」という。)を提出するように求めて、同年3月22日に完了報告の提出を受けていた。そして、同課の責任者でもある検査職員は、完了報告に基づいて完了検査を行い、同月29日に、本件工事が完了したとする虚偽の検査調書を作成して、研究所は、検査調書に基づき、同年4月9日までに契約金額全額を会社に支払っていた。

このように、300kVA 対応の変圧器を設置していないなどして、本件工事が完了していないのに、会社に完了報告を提出させて、本件工事が完了したとする虚偽の検査調書を検査職員が作成して、これに基づき契約金額全額を会社に支払っていたことは、会計規程等に違反していて著しく適正を欠いており、本件工事に係る支払額 353,397,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、適正な会計経理を行うことの必要性についての認識が著しく欠けていたこと、職員に対する教育及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(本件の事態については、前掲 328 ページの国土交通省の項「工事が完了していないのに完了したとして補助金の交付を受けていたもの」参照)

第8 独立行政法人海技教育機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(243) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人海技教育機構国立宮古海上技術短期大学校
不正行為期間	令和6年3月～4月
損害金の種類	預り金
損 害 額	31,506,264 円

本院は、独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)国立宮古海上技術短期大学校(以下「学校」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部及び学校において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、機構において、学校の庶務課職員であった田畑某が、預り金の出納管理に関する事務に従事中、令和6年3月から4月までの間に、保護者から学校の後援会組織の預金口座に入金され機構の預り金として経理している生活共益費から業者等への支払を行う際に、支払金額を水増しするなどした払戻請求書を4回にわたり金融機関の窓口に提出し、現金計31,506,264円の払戻しを受けるなどして領得したものであり、機構に同額の損害を発生させていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で75,000円が同人から返納されている。

第9 独立行政法人国際協力機構

不 当 事 項

物 件

- (244) 長期派遣前訓練の参加者等に貸与するタブレット端末の調達数量の算定に当たり、訓練の参加者数に関する削減方針等を考慮して適切な調達数量となるよう見直しを行っていなかったため、調達数量が過大となっていたもの

科 目	(一般勘定) (項)国内連携事業関係費
部 局 等	独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局二本松青年海外協力隊訓練所
契 約 名	JICA 二本松訓練用タブレット端末の調達業務
契 約 の 概 要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う長期派遣前訓練期間中の非集合型の講座に活用するなどのためにタブレット端末を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社日立システムズ
契 約	令和3年1月 一般競争契約
調達数量及び支払額	250 台 31,061,800 円(令和2年度)
過大となっていた調達数量及び支払額相当額	124 台 13,677,100 円

1 JICA 海外協力隊の長期派遣前訓練の概要等

(1) JICA 海外協力隊の長期派遣前訓練の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき、開発途上地域の経済等の開発等への協力活動を志望する個人の募集(以下「JICA 海外協力隊の募集」という。)、選考、訓練等の業務を行っている。そして、機構は、これらの業務を実施するために、独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)に基づき、青年海外協力隊事務局(以下「事務局」という。)、その附置機関である二本松青年海外協力隊訓練所(以下「二本松訓練所」という。)等を設置している。

事務局が毎年度策定している JICA 海外協力隊派遣前訓練基本方針(以下「基本方針」という。)によれば、派遣期間が1年以上の長期派遣者を対象とする派遣前訓練(以下「長期派遣前訓練」という。)は、二本松訓練所等での集団合宿により毎年度に3回程度、各回70日程度実施することとされている。そして、長期派遣前訓練の参加者は、毎年春及び秋の JICA 海外協力隊の募集に応じて選考に合格した者であり、長期派遣前訓練開始の約3か月前におおよその参加者数が判明する。

また、令和2年6月に策定された2年度の基本方針によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、長期派遣前訓練については、2年度中の実施見込みが立たないた

め、3年4月以降に延期することとなっていた。

(2) タブレット端末の調達の概要

二本松訓練所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期派遣前訓練期間中に非集合型の講座に活用するなどのためにタブレット端末 250 台を調達することとし、2年5月に、会計細則(平成18年細則(経)第5号)等に基づき、タブレット端末の調達に係る支出予算の執行計画を事務局に提出している。250 台の内訳は、長期派遣前訓練の参加者 1 人当たり 1 台を貸与するための二本松訓練所の収容定員に相当する 204 台と、スタッフ、講師又は予備のための 46 台になっている。

そして、二本松訓練所は、同年 12 月に、タブレット端末 250 台を調達する旨の決裁を二本松訓練所内において行い、3年1月に、株式会社日立システムズとの間で、「JICA 二本松訓練用タブレット端末の調達業務」に係る契約を契約額 31,061,800 円で締結し、同年 3 月にタブレット端末 250 台の納品を受けている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、タブレット端末の調達数量は適切に算定されているかなどに着眼して、本件契約の支払額 31,061,800 円を対象として、二本松訓練所等において、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 長期派遣前訓練の参加者数の見通し

二本松訓練所における長期派遣前訓練については、2年6月に策定された2年度の基本方針によると、2年度中の実施見込みが立たないため、3年4月以降に延期することとなっていた。

その後、2年11月に事務局が策定した「2020年11月合格者向け説明事項」において、3年度の長期派遣前訓練における1回当たりの参加者数については、150人程度を70人から80人程度とする削減方針が示され、二本松訓練所は、タブレット端末の調達に係る決裁を行った2年12月より前に、この削減方針を把握していた。

また、当時はJICA 海外協力隊の募集等が中止されていたことなどから、この時点で長期派遣前訓練の参加者数が増加するとの見通しは立てにくいものとなっていた。

二本松訓練所は、このような状況になっていたにもかかわらず、長期派遣前訓練の参加者に貸与するタブレット端末の調達数量について、二本松訓練所の収容定員に相当する 204 台のままとしていて、見直しを行っていなかった。

イ タブレット端末の貸与の状況

長期派遣前訓練の参加者に貸与するものとして調達した 204 台に係る実際の貸与台数は、3年度については最大で 58 台と低調となっており、4年4月から6年11月の会計実地検査時点までの間についてみても、最大で 80 台にとどまっていた。

ウ タブレット端末の調達に要した期間等

長期派遣前訓練の参加者数は、訓練開始の約3か月前に判明するが、タブレット端末の調達に要した期間等については、2年12月末にタブレット端末の調達に係る決裁を行ってから3年3月の納品までの約3か月となっており、訓練開始に間に合うようソフ

トウェアのインストール等も完了された状態で納品されるなどしていた。

これらのことから、タブレット端末の調達後、仮に長期派遣前訓練における1回当たりの参加者数が増加して80人を上回る者に貸与する必要性が生じたとしても、参加者数が判明した時点で追加して調達すれば訓練開始に間に合うため、長期派遣前訓練の参加者に貸与するタブレット端末の3年1月時点での調達数量は80台で足りたと認められる。

したがって、本件契約で調達したタブレット端末250台のうち長期派遣前訓練の参加者に貸与する204台と80台との差である124台が過大に調達されており、これに係る支払額相当額13,677,100円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、二本松訓練所において、タブレット端末の調達数量の算定に当たり、長期派遣前訓練の参加者数に関する削減方針等を考慮して適切な調達数量となるよう見直すことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した食糧等を売却するなどして回収した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されていない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	独立行政法人国際協力機構 一般勘定
部 局 等	独立行政法人国際協力機構
見返り資金制度の概要	無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により、調達した食糧等を売却するなどして回収した見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用するもの
検査及び調査の対象とした事業数並びにこれらの贈与額	42 か国 89 事業 419 億 7500 万円(平成 20 年度～26 年度)
上記の事業に係る見返り資金のうち使用されておらず更なる開発効果が速やかに発現していない見返り資金に係る事業数及び残高	26 か国 48 事業 47 億 2883 万円(令和 6 年度末)

【意見を表示したものの全文】

見返り資金の使用状況等について

(令和7年10月22日付け 独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 見返り資金の概要

(1) 無償資金協力(食糧援助)等の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を贈与や貸付けなどの形態で実施している。

貴機構及び外務省が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。そして、無償資金協力には、食糧不足に直面している開発途上地域の政府等^(注1)に対して、食糧を調達するための資金を贈与する無償資金協力(食糧援助)がある。また、過去には、食用作物の増産のための肥料や農業機械等を調達するための資金を贈与する無償資金協力(貧困農民支援)(平成17年度以前は無償資金協力(食糧増産援助))が実施^(注2)されていた。

(注1) 無償資金協力(食糧援助)は、昭和43年から開始され、平成20年9月までの閣議決定に基づく事業は外務省が、同年10月から22年4月までの間の閣議決定に基づく事業は貴機構が、同年5月以降の閣議決定に基づく事業は再び外務省がそれぞれ実施している。

(注2) 無償資金協力(食糧増産援助)は、昭和52年から開始された後、平成17年度に無償資金協力(貧困農民支援)に名称が変更され、20年9月までの閣議決定に基づく事業は外務省が、同年10月以降の閣議決定に基づく事業は当該事業が終了する27年3月まで貴機構がそれぞれ実施していた。

(2) 見返り資金制度の概要

我が国と援助の相手となる開発途上国の政府(以下「相手国政府」という。)との二国間における無償資金協力(食糧援助)(以下「KR」という。)並びに無償資金協力(食糧増産援助)及び無償資金協力(貧困農民支援)(以下、両者を合わせて「2KR」という。)においては、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金(以下「見返り資金」という。)^(注3)を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。

ア 見返り資金の目的

貴機構が定めた「食糧援助および貧困農民支援(JICA 実施分)にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」(平成22年7月独立行政法人国際協力機構制定。以下「ガイドライン」という。)等によれば、見返り資金は、贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国の経済社会開発のために使用することによる更なる開発効果が期待されるなどとされている。そして、見返り資金について、我が国の経済協力事業では適切な支援が困難な事業や、我が国の経済協力事業の円滑な実施等のための相手国政府負担分等に対する財源として活用させることとされている。

イ 見返り資金の積立て

KR 及び 2KR の実施に当たり、我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文、贈与契約及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録によれば、物品の調達が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国政府は我が国から推薦された団体(以下「調

達代理機関」という。)と調達代理契約を締結して、調達代理機関は相手国政府に代わって物品を調達することとされている。

そして、相手国政府は、所定の積立期限(贈与契約締結後2年等)までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、交換公文等に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。

ウ 見返り資金の使用

見返り資金は、相手国政府に帰属するものの、我が国からの贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金であることから、外務省及び貴機構は、見返り資金の積立て及び使用について外交政策的に一定の関与を行うこととしている。そして、贈与契約等によれば、不適切な用途への使用を防止するなどのために、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、貴機構の在外事務所等に対して見返り資金の使用に係る協議(以下「使途協議」という。)を行うこととされている。使途協議に当たり、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外事務所等は、申請内容を確認して検討し、外務省の同意を得た上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。

(注3) 見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用する期限は定められていない。

(3) 見返り資金の残高、使用状況等の確認

ガイドライン等によれば、在外事務所等は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

贈与契約等によれば、在外事務所等は、KR及び2KRについて、原則として贈与契約締結後、KRについては3年間、2KRについては5年間は、調達代理契約に基づき、調達代理機関から、銀行口座の残高証明書とともに、相手国政府の見返り資金の積立額及び積立義務額等(以下、これらを合わせて「積立額等」という。)の報告を半年ごとに受けることとされている。そして、在外事務所等は、調達代理機関から積立額等の最終報告を受けた後は、見返り資金の不正使用の防止、相手国政府による見返り資金の使途に係る適格性の確認等の観点から、相手国政府の銀行口座の見返り資金が全て使用されるまで、残高、使用状況等について、使途協議が行われるなどした際に確認し、貴機構本部に報告することになっている。そして、貴機構本部において、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を取りまとめて確認することとなっている。

2 本院の検査及び調査の結果

(検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、KR及び2KRで積み立てられた見返り資金は、相手国政府により適切に使用され、開発効果が速やかに発現しているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。

(検査及び調査の対象及び方法)

本院は、貴機構が平成20年度から22年度までに贈与契約を締結した25か国のKR38事業(贈与額計252億円)及び20年度から26年度までに贈与契約を締結した28か国の2KR51事業(贈与額計167億7500万円)の計42か国の計89事業(贈与額計419億7500万円)を

対象として検査した。

検査に当たっては、貴機構本部及び8^(注4)か国に所在等する8^(注5)在外事務所等において、見返り資金に係る関係書類等を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、1^(注6)在外事務所については、見返り資金の使用状況等について、ウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査した。そして、42か国のうち上記の8^(注7)在外事務所等及び1^(注8)在外事務所が分掌する9^(注7)か国以外の国の事業の状況については、必要に応じて貴機構本部を通じて在外事務所等に確認するなどして検査した。

また、調査に当たっては、貴機構の職員の立会いの下に、相手国政府から協力が得られた範囲内で1^(注8)か国の相手国政府の担当職員から説明を受けるなどした。さらに、相手国政府が保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、貴機構を通じて入手した。

(注4) 8か国 アルメニア共和国、カンボジア王国、ジブチ共和国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国

(注5) 8在外事務所等 インドネシア、カンボジア、ベトナム、ガーナ、ケニア、タンザニア、ジブチ各在外事務所、ジョージア支所

(注6) 1在外事務所 モンゴル在外事務所

(注7) 9か国 アルメニア共和国、カンボジア王国、モンゴル国、ジブチ共和国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国

(注8) 1か国 アルメニア共和国

(検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見返り資金の残高の状況、使用状況等

ア 見返り資金の残高の状況

検査の対象とした89事業は、令和6年度末時点で、いずれも見返り資金の積立期限から6年以上が経過していた。そして、KR及び2KRの別に見返り資金の残高の状況をみると、表1のとおり、6年度末時点の残高が、KRについては12か国16事業の計16億9574万余円、2KRについては20か国32事業の計30億3309万余円となっており、計26^(注9)か国48事業において相手国政府の口座に計47億2883万余円の残高がある状況となっていた。

(注9) 26か国 アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベナン共和国、ブータン王国、ボリビア多民族国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア王国、コモロ連合、コートジボワール共和国、ジブチ共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、モルディブ共和国、モザンビーク共和国、ネパール、ニジェール共和国、パラグアイ共和国、フィリピン共和国、ルワンダ共和国、セネガル共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国

表1 KR 及び 2 KR の贈与契約締結年度別の見返り資金の残高の状況

事業別 贈与契約 締結年度	KR				2 KR				計			
	贈与額 (千円)	左の贈与額により調達した物品を売却するなどして回収した見返り資金の令和6年度末時点の残高等 注(3)			贈与額 (千円)	左の贈与額により調達した物品を売却するなどして回収した見返り資金の6年度末時点の残高等 注(3)			贈与額 (千円)	左の贈与額により調達した物品を売却するなどして回収した見返り資金の6年度末時点の残高等 注(3)		
		国数 注(1)	事業数	見返り資金残高 (千円)		国数 注(1)	事業数	見返り資金残高 (千円)		国数 注(1)	事業数	見返り資金残高 (千円)
平成 20 年度	4,330,000	3	3	472,371	2,210,000	2	2	146,521	6,540,000	5	5	618,892
21 年度	18,960,000	11	12	1,223,152	3,830,000	6	6	942,809	22,790,000	15	18	2,165,961
22 年度	1,910,000	1	1	221	2,775,000	7	7	838,454	4,685,000	7	8	838,675
23 年度					1,880,000	4	4	472,629	1,880,000	4	4	472,629
24 年度					3,190,000	7	7	340,447	3,190,000	7	7	340,447
25 年度					990,000	2	2	205	990,000	2	2	205
26 年度					1,900,000	4	4	292,025	1,900,000	4	4	292,025
計	25,200,000	12	16	1,695,744	16,775,000	20	32	3,033,092	41,975,000	26	48	4,728,837

注(1) 国数の計は純計である。

注(2) 見返り資金額は、令和6年度末に適用される外貨換算レート等により、邦貨額に換算している。

注(3) 政情不安、治安情勢の悪化等により、相手国政府から回答がなかったものは含まれていない。

そして、これらの26か国48事業の見返り資金47億2883万余円について、積立期限後の経過年数別に残高の状況をみると、表2のとおり、積立期限から10年以上15年未満が経過している事業の残高が21か国31事業の計36億2353万余円(26か国48事業の見返り資金の残高の76.6%)、6年以上10年未満が経過している事業の残高が13か国17事業の計11億0530万余円(同23.4%)となっていた。

表2 積立期限後経過年数別の見返り資金の残高の状況

事業別		見返り資金の積立期限後の経過年数	10 年以上 15 年未満	10 年未満 (6 ～ 9 年)	計
KR	国数		12	—	12
	事業数		16	—	16
	見返り資金残高(千円)		1,695,744	—	1,695,744
2 KR	国数		13	13	20
	事業数		15	17	32
	見返り資金残高(千円)		1,927,785	1,105,307	3,033,092
計	国数 注(1)		21	13	26
	事業数		31	17	48
	見返り資金残高(千円)		3,623,530 (76.6%)	1,105,307 (23.4%)	4,728,837 (100.0%)

注(1) 国数の計は純計である。

注(2) 見返り資金額は、令和6年度末に適用される外貨換算レート等により、邦貨額に換算している。

注(3) 計欄には、48事業の見返り資金の残高に対する割合を括弧書きしている。

イ 見返り資金の使用状況等

6年度末時点で見返り資金の残高がある26か国48事業に係る使途協議の状況を確認したところ、20か国38事業の見返り資金計32億0559万余円については、6年度末時点から直近5年間に於いて使途協議が行われていないことなどから、直近5年間は相手国政府により使用されていないと認められた。このうち、7か国13事業の見返り資金計11億7776万余円については、積立て後一度も使途協議が行われていないことなどから、相手国政府により一度も使用されていないと認められた。

そして、貴機構を通じて相手国政府に、見返り資金の使途協議を行っていない理由を確認したところ、相手国政府は、見返り資金の使用計画がなかったなどとしていた。そして、相手国政府の中には、担当者の交代等の際に関係資料の引継ぎがなされなかったことなどにより、見返り資金の口座の存在を把握していないものもあった。

このように、6年度末時点における26か国48事業の見返り資金の残高47億2883万余円は、積立期限後6年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後10年以上経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していないと認められた。

(2) 見返り資金の早期の使用に向けた相手国政府に対する働きかけの状況

積立期限後少なくとも6年以上が経過しており、長期にわたり使用されていない見返り資金があることから、26か国48事業の見返り資金計47億2883万余円について、在外事務所等における見返り資金の使用に向けた相手国政府に対する働きかけについてみたところ、見返り資金の早期の使用を促すなどの働きかけを行っている在外事務所等は確認できなかった。

(改善を必要とする事態)

貴機構が実施したKR及び2KRにおいて積み立てられた見返り資金について、長期にわたり使用されておらず、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、相手国政府の見返り資金について、長期にわたり使用されておらず開発効果が発現しないままとなっているのに、在外事務所等から相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

見返り資金については、KR及び2KRの贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国における経済社会開発のために使用することによる更なる開発効果の発現が期待されるなどしている。

については、貴機構において、相手国政府の見返り資金が適切に使用され、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう、次のとおり意見を表示する。

ア ガイドラインを改訂するなどして、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働き

かけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること

イ 貴機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等に対して指示することとすること

- (2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなどの場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(令和7年10月16日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、76ページの外務省の項に掲記)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

(令和5年度決算検査報告75、483ページ参照)

(87ページの外務省の項に掲記)

第 10 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第 3 章
第 2 節
第 10
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとするよう改善の処置を要求したもの

科 目		(基盤技術研究促進勘定) 現金及び預金 投資有価証券
部 局 等		経済産業本省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部
基盤技術研究促進勘定の概要		鉱工業基盤技術に関する試験研究を委託するなどの業務等について、他の業務と区分して経理するもの 10 億円(令和 6 年度末)
基盤技術研究促進勘定において有価証券として保有していて、償還期限到来後は保有する必要性がない政府出資金の額(1)		
基盤技術研究促進勘定において保有している政府からの出資又は支出に係るものではない資産のうち不要と認められる資産の額(2)		18 億 5512 万円(令和 6 年度末)
(1) 及び(2) の 計		28 億 5512 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

(令和 7 年 10 月 6 日付け 経 済 産 業 大 臣
国立研究開発法人新エネルギー・宛て)
産業技術総合開発機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 基盤促進事業の概要等

(1) 基盤促進事業の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成 15 年 10 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までは独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、15 年 9 月 30 日以前は新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「機構」という。)は、13 年度以降、基盤

技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)に基づき、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するために、鉱工業基盤技術に関する試験研究を政府等以外の者に委託するなどの業務(以下「研究業務」という。)、海外から鉱工業基盤技術に関する研究者を招へいする業務(以下「招へい業務」という。)、鉱工業基盤技術に関し調査するなどの業務(以下「調査等業務」という。)及びこれらの業務に附随する事務等を行う業務(以下「管理業務」という。)を実施している(以下、基盤技術研究円滑化法に基づいて上記の各業務を実施する事業を「基盤促進事業」という。)

機構は、研究業務を実施するに当たり、鉱工業基盤技術に関する研究テーマを広く公募して、優れた研究テーマを採択し、当該研究テーマを提案した民間企業等との間で委託契約を締結している。

研究業務に係る公募要領等によれば、原則として、委託契約による研究期間は5年以内とされており、受託者は、研究成果に係る事業化の状況を機構に対して毎年度終了後に報告し、研究成果によって収益が生じたと認められた場合には、当該収益の一部に相当する金額を機構に対して納付することとされている(以下、当該納付を「収益納付」という。)

また、委託契約書によれば、研究業務の実施に当たって受託者が取得した機器等の資産については、原則として、研究業務終了後に機構が受託者に対して残存価格により有償譲渡することとされている(以下、収益納付と当該有償譲渡とを合わせて「収益納付等」という。)

基盤促進事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、23年度から研究業務に係る新規採択については廃止することとなっていることから、機構は、同年度以降、研究テーマの新規採択を廃止しており、調査等業務についても、研究業務に関連する業務であるとして、今後の実施予定はないとしている。

一方、招へい業務については、業務の趣旨に賛同する個人や法人からの寄附により積み立てられた信託財産(以下「寄附金」という。)により事業費が賄われる仕組みとなっていて、機構は、今後も継続的に実施する見込みであるとしている。

(2) 基盤促進事業の実施に係る経理

基盤促進事業については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)に基づき、機構の他の事業と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととなっている。このため、機構は、基盤技術研究促進勘定(以下「基盤促進勘定」という。)を設けて経理している。

(3) 基盤促進事業の実施に係る政府出資金

政府は、機構に対して、13年度から25年度までの間に、研究業務の財源に充てるためとして639億3700万円、管理業務の財源を持続的に確保するためとして100億円、計739億3700万円を出資している(以下、研究業務の財源に充てるための政府出資金を「研

究業務用政府出資金」、管理業務の財源を持続的に確保するための政府出資金を「管理業務用政府出資金」という。)。そして、機構は、研究業務用政府出資金については、全額を研究業務に係る委託費に充て、管理業務用政府出資金については、管理業務を実施する際に必要となる職員の人件費等(以下「管理費」という。)の財源を持続的に確保していくなどのために、有価証券で保有して運用し、その運用益を管理費に充てることにしている。

なお、機構は、研究業務に係る委託費の額が研究業務用政府出資金の額を上回る分については、収益納付等の収入を充てている。

(4) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。また、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、原則として主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。さらに、独立行政法人は、主務大臣から指示された中長期目標等を達成するための計画である中長期計画等を作成して、主務大臣の認可を受けなければならないこととされており、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、中長期計画等に当該財産の処分に関する計画を定めることとされている。

また、基本方針によれば、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付すること、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされており、各独立行政法人及び主務府省においては、基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要であるとされている。

そして、機構は、第4期中長期計画(30年4月から令和5年3月まで)において、償還期限を迎えた有価証券に係る管理業務用政府出資金を順次国庫に納付することとしている。また、第5期中長期計画(5年4月から10年3月まで)においては、基盤促進事業について、管理費の低減化に努めるとともに、収益納付による回収可能性の見極めなどを行った上で、基盤促進事業の取扱いについて同計画期間中にめどをつけ、これを踏まえて、管理業務用政府出資金を順次国庫に納付することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、基盤促進勘定における資産等の取扱いは、基盤促進事業の実施状況を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、経済産業本省及び機構本部において、基盤促進勘定における資産等を対象として、事業報告書、財務書類等の関係書類を確認するとともに、資産等を保有する必要性及び国庫納付に係る検討状況について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 基盤促進事業の実施状況

基盤促進事業における各業務の実施状況についてみると、研究業務については、平成13年度から20年度までの間に、計84件の委託契約(委託費の額計646億1511万余円)を締結して、25年度までに84件全ての研究期間が終了していた。そして、機構は、基本方針に基づいて、研究テーマの新規採択を廃止しているため、今後の実施予定はないとしている。

招へい業務については、13年度から令和6年度までの間に、計33件(年平均1.37件)実施しており、機構は、今後も継続的に実施する見込みであるとしている。

調査等業務については、平成16年度から18年度までの間に実施していたが、機構は、今後の実施予定はないとしている。

管理業務については、令和6年度末現在で、研究業務として平成20年度に採択した研究テーマ1件の収益納付に係る事務及び招へい業務に係る事務のみが残っている状況となっていた。そして、上記の1件については、令和5年2月に研究成果を使用した製品の開発中止が発表されるなどしたため、収益納付に係る事務を行う期間は、研究成果として取得した知的財産権の権利が満了する年度の翌年度である17年度までとなった。また、機構は、当該知的財産権は上記の研究テーマに係る製品の開発に必要な技術に特化したものであるため、7年度以降、収益納付が見込めない状況であるとしている。

これらを踏まえ、各業務の実施状況の全体像を示すと図表1のとおりであり、基盤促進事業のうち今後も継続する業務は招へい業務及び管理業務のみとなっていて、その規模は縮小することが見込まれる状況となっていた。

図表1 基盤促進事業における各業務の実施状況の全体像

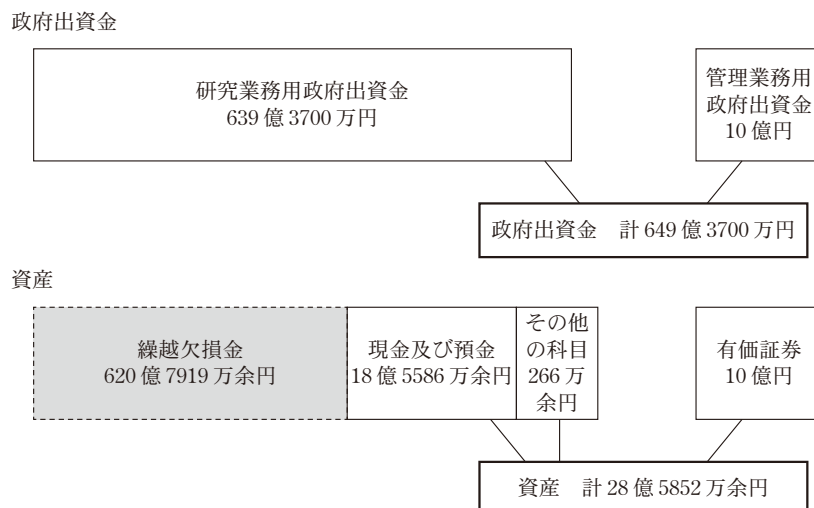
業務	管理業務の内訳	実施期間(年度)						
		平成13～15	16～18	19～25	26～30	令和元～6	7～17	18～
研究業務		→ 終了						
招へい業務		→					→ 継続	
調査等業務			→	今後の実施予定はない				
管理業務	収益納付等に係る事務		→					17年度まで
	招へい業務に係る事務		→					→ 継続

(注) 管理業務のうち、研究業務及び調査等業務に係る事務は、これらの業務の実施期間と一致するため、記載を省略している。

(2) 基盤促進勘定における資産等の状況

6年度末現在の基盤促進勘定における政府出資金及び資産の状況についてみると、図表2のとおりとなっていた。

図表2 基盤促進勘定における政府出資金及び資産の状況(令和6年度末現在)



注(1) 繰越欠損金は、政府出資金から資産を控除するなどした額となっている。

注(2) 現金及び預金に招へい業務の事業費として受領している預り金が含まれるなどしているため、繰越欠損金、現金及び預金、その他の科目を合計しても、研究業務用政府出資金と一致しない。

注(3) 管理業務用政府出資金100億円のうち90億円は、国庫に納付済みである。

6年度末現在の政府出資金は、研究業務用政府出資金639億3700万円、管理業務用政府出資金10億円の計649億3700万円となっていた。また、資産は、現金及び預金18億5586万余円、未収収益等のその他の科目266万余円、有価証券10億円の計28億5852万余円となっていた。このうち、有価証券10億円は、第4期中長期計画に基づき80億円を、第5期中長期計画に基づき10億円をそれぞれ不要財産として国庫に納付した結果、10億円となった管理業務用政府出資金を有価証券として保有していたものであった。また、現金及び預金18億5586万余円、その他の科目266万余円の計18億5852万余円は、政府からの出資又は支出に係るものではなく、毎年度の収益等から生じたもの(以下「非政府出資資産」という。)であった。

(3) 基盤促進勘定における資産等を保有する必要性及び国庫納付に係る検討状況

基本方針によれば、利益剰余金や保有する施設等について保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどとされている。

そこで、機構が6年度末現在で保有している管理業務用政府出資金10億円及び非政府出資資産18億5852万余円について、保有する必要性及び国庫納付に係る検討状況について確認したところ、管理業務用政府出資金については、機構において、今後も継続して有価証券で運用する必要があるとして、通則法に基づく不要財産となることが見込まれる財

産としておらず、国庫に納付することとしていなかった。また、非政府出資資産については、経済産業省及び機構において、政府からの出資又は支出に係るものではないことなどから、現行法では国庫に納付する対象ではないとして、国庫納付に係る検討を行っていなかった。

しかし、本院において、基盤促進事業の実施状況を踏まえて、基盤促進勘定において資産等を保有する必要性及び国庫に納付する方法について検討したところ、次のとおりになっていた。

基盤促進事業のうち今後も継続する業務に必要な財源についてみると、招へい業務に係る事業費については、寄附金により賄われる仕組みとなっているため、機構が費用を負担する必要はない。また、管理費については、管理業務用政府出資金の運用益により賄われることとなっており、6年度末現在において保有している有価証券2銘柄(償還期限はそれぞれ9年12月及び11年9月)により7年度から11年度までの間に得られる運用益が計2926万余円となっている。この額は、7年度の管理費の年間見込額の試算額が67万余円(収益納付に係る事務50万余円、招へい業務に係る事務16万余円)であること、収益納付に係る事務を行う期間が17年度までとなっていることを踏まえると、7年度以降の約141か年分の管理費に相当する計算となり、相当の期間にわたって管理費を賄う財源が確保されることになる。

したがって、6年度末現在で保有している管理業務用政府出資金10億円については、現在保有している各有価証券の償還期限到来後は引き続き保有する必要性がなく、通則法に基づく不要財産となることが見込まれる財産に該当するため、国庫に納付することとする必要があると認められる。また、非政府出資資産については、6年度末現在の18億5852万余円のうち、その他の科目266万余円が預金利息の未収分等であること、現金及び預金のうち73万余円が招へい業務の事業費として受領していて今後使用する見込みがある預り金等であることを考慮すると、これらを控除した18億5512万余円が、保有する必要性がなく、不要と認められる。

そして、基盤促進事業については、機構法に基づき、他の事業と経理を区分しなければならないこととなっており、基盤促進勘定の資産を他の事業に使用することはできないことから、非政府出資資産18億5512万余円を保有し続けることは適切ではなく、基本方針に基づき、速やかに国庫に納付する必要があると認められる。

なお、非政府出資資産を国庫に納付する方法については、基盤促進勘定のうち今後も継続する経理が、招へい業務及び管理業務に係るもののみであり、その規模は縮小することが見込まれ、寄附金により事業費が賄われる招へい業務に係る経理が主なものとなっていくことなどを踏まえると、例えば、基盤促進勘定を廃止することにより、資産及び負債の清算の一環として、非政府出資資産であっても国庫に納付することが可能になると考えられる。

(改善を必要とする事態)

基盤促進勘定において、管理業務用政府出資金 10 億円を不要財産となることが見込まれる財産としておらず、国庫に納付することとしていない事態、及び不要と認められる非政府出資資産 18 億 5512 万余円を国庫に納付していない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機構において、管理業務用政府出資金について、不要財産となることが見込まれる財産に該当するかどうかの検討が十分でないこと、経済産業省及び機構において、非政府出資資産について、国庫に納付する必要性に対する認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

基盤促進勘定における資産等の取扱いが適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 機構において、通則法に基づき、有価証券として保有している管理業務用政府出資金について、不要財産となることが見込まれる財産として、中長期計画に当該財産の処分に関する計画を定めるなどして、当該有価証券の償還期限の到来後遅滞なく国庫に納付することとすること

イ 経済産業省及び機構において、基本方針に基づき、不要と認められる非政府出資資産について、基盤促進勘定を廃止するなどの国庫に納付する方法を検討した上で、速やかに国庫に納付することとすること

第11 独立行政法人水資源機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

浸水した場合の影響等を調査した上で、浸水対策の必要性及び優先度の判断基準等を記載した指針を策定し、これに基づき、浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を策定することにより、揚排水機場等における浸水対策が適切に実施されるよう意見を表示したもの

科 目	固定資産
部 局 等	独立行政法人水資源機構
揚排水機場等の概要	利水者に供給するために河川等の幹線水路の水を汲み上げる施設である揚水機場、内水等をポンプにより排水するための施設である排水機場、揚水機場と排水機場の両方の機能を備えた揚排水機場等の施設
検査の対象とした揚排水機場等に設置されているポンプ設備及び電源設備の令和6事業年度末現在の設備数及び帳簿価額	ポンプ設備 273 式 58 億 6076 万余円 電源設備 126 式 18 億 1261 万余円 計 399 式 76 億 7337 万余円
上記のうち想定浸水深よりも低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されていないもの	ポンプ設備 72 式 26 億 4228 万円 電源設備 36 式 9 億 8119 万円 計 108 式 36 億 2347 万円(背景金額)
検査の対象とした令和6年度末現在で翌年度に継続して工事が実施されているポンプ設備及び電源設備の改築等に係る契約件数及び契約額	3 件 17 億 0347 万円(令和4～11年度) (うち、6事業年度末までの支出額 10 億 5618 万円)
上記のうち浸水対策が実施されていないものに係る契約件数及び契約金額	3 件 17 億 0347 万円(背景金額) (うち、6事業年度末までの支出額 10 億 5618 万円)

【意見を表示したものの全文】

揚排水機場等における浸水対策について

(令和7年10月1日付け 独立行政法人水資源機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 揚排水機場等の概要等

(1) 揚排水機場等の概要

貴機構は、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)等に基づき、産業の発展

及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るために、水資源開発施設等の新築、改築又は更新(以下「改築等」という。)や、維持、修繕その他の管理(以下「維持管理等」という。)を行っている。

水資源開発施設等は、農業用水、水道用水又は工業用水の供給(以下「利水」という。)や、洪水調節、河川の流水の正常な機能の維持等(以下「治水」という。)を目的として設置されるなどしている。そして、水資源開発施設等には、利水者に供給するために河川等の幹線水路の水を汲み上げる施設である揚水機場、内水等をポンプにより排水するための施設である排水機場、揚水機場と排水機場の両方の機能を備えた揚排水機場等(以下、これらを合わせて「揚排水機場等」という。)がある。

揚排水機場等の改築等及び維持管理等は、貴機構本社が定めた規程等に基づき、貴機構の総合管理所等が実施しており、その費用は、国庫補助金、利水者からの負担金等により賄われている。

(2) ポンプ設備及び電源設備に係る浸水対策

総合管理所等は、揚排水機場等に、主ポンプ設備及び主ポンプ駆動設備(以下、これらを合わせて「ポンプ設備」という。)を設置している。また、ポンプ設備等を稼働させるために必要な電力を供給する受変電設備及び常用電源が停電した場合に電力を供給する予備発電設備等の非常用電源設備(以下、これらを合わせて「電源設備」という。)を設置している。

貴機構本社は、ポンプ設備及び電源設備の改築等を行う際に適用する共通仕様書及び維持管理等を行う際に適用する管理指針(以下、共通仕様書と合わせて「管理指針等」という。)をそれぞれ定めて、総合管理所等に通知している。しかし、管理指針等においては、ポンプ設備及び電源設備の設置に当たり特に浸水等に注意することなどと記載されているものの、浸水対策の具体的な方法についての記載はない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、我が国では、気候変動の影響により、極端な大雨の頻度が増加し、洪水等による浸水被害が各地で発生している。一方、洪水等により揚排水機場等が浸水した場合には、ポンプ設備や電源設備が損傷して停止し、揚排水機場等の利水及び治水の機能が発揮できなくなるおそれがある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、貴機構が管理する揚排水機場等に設置されているポンプ設備及び電源設備について、地方公共団体が公表しているハザードマップ^(注1)に基づき浸水対策が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、5 総合管理所等^(注2)が管理する揚排水機場等 101 施設に設置されているポンプ設備計 273 式(令和 6 事業年度末現在の帳簿価額計 58 億 6076 万余円)及び電源設備計 126 式(6 事業年度末現在の帳簿価額計 18 億 1261 万余円)並びに 6 年度末において翌年度に継続して工事が実施されているポンプ設備及び電源設備の改築等に係る契約(3 件、契約額計 17 億 0347 万余円、6 事業年度末までの支出額計 10 億 5618 万余円)を対象として、貴機

構本社及び5総合管理所等において、図面等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) ハザードマップ 平均して1,000年に1度の割合で発生するような想定し得る最大規模の降雨等を前提として想定される浸水の高さなどが表示された地図

(注2) 5総合管理所等 霞ヶ浦用水管理所(令和7年4月1日以降は利根川下流総合管理所)、利根川下流、千葉用水、木曽川用水(7年4月1日以降は、木曽川中下流用水総合管理所又は揖斐川・長良川総合管理所)各総合管理所、豊川用水総合事業部(7年4月1日以降は豊川用水総合管理所)

(検査の結果)

検査したところ、5総合管理所等が管理する揚排水機場等101施設のうち23施設は、ハザードマップにおいて洪水等による浸水のおそれがあるとされている区域(以下「浸水想定区域」という。)に所在していた。そして、23施設のうち21施設に設置されているポンプ設備計72式(6事業年度末現在の帳簿価額計26億4228万余円)及び電源設備計36式(6事業年度末現在の帳簿価額計9億8119万余円)は、想定される浸水の高さ(以下「想定浸水深」という。)より低い位置に設置されているにもかかわらず、建物の水密化等の浸水対策が実施されておらず、また、21施設を管理する5総合管理所等は、これらのポンプ設備及び電源設備について、浸水対策を今後実施することに関して具体的な検討を行っていなかった。

このため、洪水等が発生して揚排水機場等が浸水した場合に、これらのポンプ設備や電源設備が損傷して停止し、揚排水機場等の利水及び治水の機能が十分に発揮できなくなるおそれがある状況となっていた。

(注3) 21施設 利根川下流、木曽川用水両総合管理所、利根、印旛、酒直各機場、新利根河口水閘門機場、新附洲、新横利根両閘門機場、霞ヶ浦、船戸、新川、東庄、一之分目、横芝、第一、木曽岬各揚水機場、導水制御工、牟呂松原頭首工、重宝排水機場、長良導水施設、酒直水門

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

霞ヶ浦用水管理所が管理する霞ヶ浦揚水機場は、茨城県の11市2町の農地約19,300haに農業用水を、同県の8市1町の約32万人に水道用水を、同県の約120会社等に工業用水をそれぞれ供給している。

ハザードマップによると、同揚水機場は浸水想定区域に所在しており、想定浸水深は0.5mから3.0mまでとなっていた。そして、同揚水機場に設置されている設備の設置位置を確認したところ、ポンプ設備は地下に設置されているため地盤よりも9.3m低い位置、また、電源設備のうち受変電設備は地盤からの高さが0.2mの位置、予備発電設備は地盤からの高さが0.74mの位置にそれぞれ設置されていて、いずれもハザードマップにおける最大の想定浸水深3.0mより低い位置となっていた。しかし、これらの設備について建物の水密化等の浸水対策が実施されておらず、また、霞ヶ浦用水管理所は、浸水対策を今後実施することに関して具体的な検討を行っていなかった。

このため、洪水等が発生して同揚水機場が浸水した場合に、ポンプ設備及び電源設備が損傷して停止し、同揚水機場の利水の機能が発揮できなくなって、利水者に対する水の供給に影響を及ぼすおそれがある状況となっていた。

また、21 施設のうち2 施設^(注4)においては、6 年度末時点でポンプ設備及び電源設備の改築等に係る工事計3 件(契約額計17 億0347 万余円、6 事業年度末までの支出額計10 億5618 万余円)が実施中であった。そして、当該工事の内容について確認したところ、いずれの工事も浸水対策を実施することなく、ポンプ設備及び電源設備の改築等を行うものとなっていた。

(注4) 2 施設 新利根河口水閘門機場、新川揚水機場

このように、ポンプ設備や電源設備が想定浸水深よりも低い位置に設置されているにもかかわらず浸水対策が実施されていないことについて、その理由を確認したところ、総合管理所等は、管理指針等において、浸水対策の具体的な実施方法等が示されておらず、どのように対策を実施すべきか判断できなかったためなどとしていた。

(改善を必要とする事態)

浸水想定区域に所在する揚排水機場等において、ポンプ設備及び電源設備が想定浸水深より低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されておらず、浸水対策を今後実施することに関して具体的な検討が行われていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構本社において、揚排水機場等の浸水対策を実施することの重要性に対する理解が十分でなく、揚排水機場等の浸水対策に関する具体的な実施方法等を示した指針を策定し、総合管理所等に対して示していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

近年、我が国では水害が激甚化、頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することなどが懸念されている。

ついては、貴機構本社において、揚排水機場等における浸水対策が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 各揚排水機場等が洪水等により浸水した場合の影響等についての調査を総合管理所に実施させて、その結果を報告させること

イ 想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載した指針を策定して総合管理所に通知すること

ウ イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を期限を定めて総合管理所に策定させること

第12 独立行政法人労働者健康安全機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (245) 総合患者サポートセンターを設置するために必要な工事の実施に当たり、一般競争入札に付さずに、口頭で請負業者に発注した上で、随意契約によることができる場合に該当すると装うために分割して契約書を作成するなどして、契約事務が適正を欠くと認められるもの

科 目	営繕費
部 局 等	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院
契 約 名	総合患者サポートセンター設置に伴うローパーテーション工事等7契約
契 約 の 概 要	総合患者サポートセンターを設置するために必要なパーテーションを設置するなどの工事を実施するもの
契 約 の 相 手 方	キングラントウホク株式会社
契 約	令和6年8月、9月 随意契約
契 約 金 額	9,592,000 円(令和6年度)
契約事務が適正を欠いていた7契約における契約金額の合計	9,592,000 円

1 独立行政法人労働者健康安全機構における契約事務の概要等

(1) 独立行政法人労働者健康安全機構における契約事務の概要

独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)は、機構が設置する病院等において、売買、請負等の調達を行う場合の契約事務について、会計規程(平成16年規程第8号)、会計細則(平成16年達第35号)等で定めるとともに、契約の具体的な事務処理の流れなどについて、「契約及び管財業務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)により、職員等に周知するなどしている。

会計規程等によれば、売買、請負等の契約を締結する場合は、原則として、公告して、申込みをさせることにより一般競争入札に付さなければならないこととされている。ただし、災害復旧その他急を要する場合であって競争に付する暇がないときや、契約に係る予定価格が会計細則で定める所定の額(工事の場合は250万円。以下「基準額」という。)を超えないときなどについては、随意契約によることができることとされている(以下、予定価格が基準額を超えないことを理由とした随意契約を「少額随契」という。)。また、合理的な理由もなく意図的に分割することで、予定価格を基準額以下にして少額随契によることはできないこととなっている。

会計規程等によれば、随意契約により契約を締結するに当たっては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。そして、契約の相手方を決定

したときは、契約の目的、契約金額等を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。

また、マニュアルによると、機構における契約事務は、次のとおり行うこととなっている。

- ① 工事等を実施しようとする場合は、調達内容、要求理由、予定される契約方式等を記載した書類を作成して起案し、契約担当役の決裁を受ける(以下、これら一連の手続を「実施決裁」という。)
- ② 実施決裁後、予定価格を算定した上で、実施決裁において決定した契約方式に応じた入札等の手続を行って、契約の相手方及び契約金額を決定し、契約を締結する。

(2) 東北労災病院における総合患者サポートセンター設置工事の概要

機構が設置する東北労災病院は、令和6年9月30日に、同病院内に複数あった相談窓口を集約した総合患者サポートセンター(以下「センター」という。)を新たに設置している。そして、同病院は、同年8月23日から9月4日までの間に、センターを設置するために必要なパーテーションを設置するなどの工事(以下「設置工事」という。)について、キングラントウホク株式会社(以下「会社」という。)と7件の工事請負契約(契約金額計9,592,000円)を少額随契により締結している。

会社は、同年9月23日までに全ての工事を完了し、東北労災病院は、同年11月から12月までの間に、7件の工事請負契約書に記載された契約金額の全額を会社に対して支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、設置工事に係る契約事務が会計規程等に照らして適正に行われているかなどに着眼して、6年度に東北労災病院が会社との間で締結した7件の工事請負契約を対象として、機構本部及び東北労災病院において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

東北労災病院は、設置工事の仕様等を検討する段階で、工事の規模を考慮すると一般競争入札に付する必要がある、センターの開設予定日としていた10月1日までに設置工事を完了するためには、7月上旬に仕様を確定することが必要であるとしていた。

しかし、設置工事の仕様の確定が8月上旬になったことから、同病院は、センターの開設予定日までに設置工事を完了することを優先して、一般競争入札に付さずに設置工事を発注することにした。そして、同病院は、8月上旬に、実施決裁、予定価格の算定、一般競争入札による契約の相手方及び契約金額の決定、契約書の作成等の契約事務を行うことなく、設置工事を口頭で会社に対して発注していた。

その後、同病院は、少額随契によることができる場合に該当する契約であると装うために、設置工事を分割して各契約の予定価格が基準額である250万円を超えないものとなるように、会社との間で、工事の内容や価格の調整を行い、7件の工事請負契約書を作成するなどしていた。さらに、同病院は、適正な契約事務に基づく随意契約であるように装うために、7件の工事請負契約について、それぞれ、会社から見積書を受領するとともに、

会社を通じて別の業者から見積書を入手することで、形式上、2人以上の者から見積書を徴して、それぞれの見積書に記載された金額を比較したことになっていた。

また、機構本部によれば、会計規程等に定める災害復旧その他急を要する場合であって競争に付する暇がないときについては、早期に契約しなければ、人命に影響を及ぼすほど日時が切迫した場合に限定されるなどとしている。しかし、7件の工事請負契約については、この要件にも該当しないと認められた。

このように、設置工事の実施に当たり、随意契約によることができる場合に該当していないのに、一般競争入札に付さずに、口頭で会社に対して発注した上で、少額随契によることができる場合に該当すると装うために分割して契約書を作成するなどしていた一連の契約事務は、会計規程等に違反していて適正を欠いており、これに係る契約金額計9,592,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東北労災病院において会計規程等を遵守して契約事務を行わなければならないことについての認識が著しく欠けていたこと、機構本部において東北労災病院に対する会計規程等を遵守することの重要性等についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第13 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(246) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人国立病院機構和歌山病院
不正行為期間	平成28年2月～令和6年2月
損害金の種類	銀行預金
損 害 額	6,610,207 円

本院は、独立行政法人国立病院機構和歌山病院(以下「和歌山病院」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、和歌山病院において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、和歌山病院において、財務管理係長であった職員が、現金及び預金の出納事務に従事中、平成28年2月から令和6年2月までの間に、ネットバンキングによる振込の承認をする際に必要な上司のID及びパスワードを無断で用いるなどして、和歌山病院の銀行口座から自己名義の銀行口座に、26回にわたり計6,322,707円を自ら振り込み、また、執務室内の金庫に保管されていた銀行届出印を無断で使用するなどして、和歌山病院の銀行口座から、2回にわたり現金計287,500円を引き出して、合計6,610,207円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、6年4月までに全額が同人から返納されている。

第14 独立行政法人中小企業基盤整備機構

不 当 事 項

補 助 金

- (247) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(271)

科 目	(一般勘定)経営環境変化対応支援業務費(令和5年度以前は、生産性向上業務費) 新事業展開・創業支援業務費
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	会社17、個人事業主3、団体1、計21補助事業者 (会社17、個人事業主3、計20事業主体)
間接補助事業者 (事 業 主 体)	5会社
機 構 の 補 助 金	中小企業等事業再構築促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
事 業 費 の 合 計	972,016,845 円
補助対象事業費 の合計	866,430,122 円
上記に対する機 構の補助金交付 額の合計	481,174,423 円
不当と認める補 助対象事業費の 合計	711,155,525 円
上記に対する不 当と認める機構 の補助金相当額 の合計	381,995,762 円

1 補助金等の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者等の事業等に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業が適切に実施されているかなどに着眼して、334会社、29個人事業主及び3団体において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、21会社、3個人事業主、計24事業主体(うち1事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。)が中小企業等事業再構築促進補助金及びものづくり・商業・

サービス生産性向上促進補助金を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されているなどして、これらに係る機構の補助金 381,995,762 円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金が過大に交付されていたなどのもの
5 件 不当と認める機構の補助金 37,382,667 円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(以下「ものづくり補助金」という。)は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の事業を実施する中小企業・小規模事業者等に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業(以下「ものづくり補助事業」という。)に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会(以下「受託事業者」という。)に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」(令和2年3月制定)等において、ものづくり補助事業は、事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業に該当しない事業であることなどが要件となっている。また、補助対象事業費は、ものづくり補助事業の対象として明確に区分できる経費であること、交付決定日以降に発注を行い、ものづくり補助事業の実施期間内に納品、検収、支払等を完了したものに限ることなどとなっている。

そして、ものづくり補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格等が単価 50 万円(税抜き)以上の機械、器具及びその他の財産は、処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)を制限する財産(以下「処分制限財産」という。)となっており、事業主体が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)等を準用した期間(以下「処分制限期間」という。)内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならないこととなっている。また、事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産の残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させることなどとなっている。

本院が、中央会及び155事業主体において、172事業のものづくり補助事業を対象に会計実地検査を行ったところ、5事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでの事態が見受けられた。

ア 納品を受けていないのに納品を受けたとするとともに、実際に要した額を超える事業費を記載するなどした虚偽の実績報告書等を提出するなどして、ものづくり補助金が過大に交付されていた事態(2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計 17,661,110 円(機構の補助金相当額同額))

イ 導入した機械装置を専ら他社に使用させて事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、補助の対象とならない事態(1事業主体、1事業、ものづくり補助金交付額 10,000,000 円(機構の補助金相当額同額))

ウ 処分制限財産が無断で、補助金の交付の目的に反して使用され、また、廃棄されるなどしていた事態(2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計 9,721,557 円(機構の補助金相当額同額))

これらのため、ものづくり補助金計 37,382,667 円(機構の補助金相当額同額)が過大に交付されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア及びイの計3事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、ウの2事業主体において処分制限財産の処分に係る手続を適正に行

う必要があることについての理解が十分でなかったこと、受託事業者における5事業主体に対する指導等が十分でなかったのに、中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1（アの事態）＞

株式会社 DG TAKANO（以下「DG TAKANO 社」という。）は、令和6年9月に、洗剤を使用せず少水量で汚れを落とせる食器を多様な素材で開発するものづくり補助事業を事業費23,265,000円（補助対象事業費21,070,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金14,046,666円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

DG TAKANO 社は、実績報告書等において、同年2月に、A社から金属製品用金型、陶磁器用石こう型及びガラス製品用金型の納品を受けて、購入費として計12,100,000円を支払ったとするとともに、同年5月に、B社から釉薬^{ゆう}の納品を受けて外注費として2,750,000円を支払ったとしていた。

しかし、DG TAKANO 社が納品を受けたとしていた金属製品用金型（補助対象事業費5,000,000円）については、材料費の高騰等により食器の製品化後の採算が見込めないため、実際には製作されておらず納品を受けていなかった。

また、陶磁器用石こう型等（補助対象事業費計8,500,000円）については、見積り段階で合意していた種類よりも少ない種類の石こう型等（同計733,334円）しか製作されていなかったことなどから、実際にものづくり補助事業に要した経費は前記の支払額よりも少額になっているなどしていた。

したがって、納品を受けていないなどしていた金属製品用金型等に係る経費を補助対象事業費から控除して適正な補助対象事業費を算定すると8,303,334円となり、補助対象事業費21,070,000円との差額12,766,666円が過大となっていて、これに係る機構の補助金相当額計8,511,110円が過大に交付されていた。

＜事例2（イの事態）＞

株式会社 トモミ商会（以下「トモミ商会社」という。）は、交付申請に当たり、精肉パックの包装過程において鮮度保持ガスを封入するトレーシーラーを購入し、これを用いてC社が加工した精肉の包装等業務を行うなどとした事業計画書を提出して、中央会は、令和3年10月に交付決定を行っていた。

中央会は、事業計画書の提出を受けた際、トモミ商会社がD社から使用貸借を受けている工場を事業実施場所としていたこと、また、過去の公募回において、本件事業と同様の内容の事業計画による申請が、トモミ商会社やD社を含む複数の事業者から同時に行われており、これらをいずれも不採択としていたことを確認していた。そこで、中央会は、交付決定に際して、事業計画書に記載されている事業の実施主体はトモミ商会社であり、事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託するような事業には該当しないことなどを明確にしておくために、トレーシーラーをトモミ商会社の従業員が使用することを厳守するなどとした誓約書の提出を求め、同年8月にトモミ商会社から当該誓約書の提出を受けた上で交付決定を行っていた。

その後、トモミ商会社は、4年7月に、トレーシーラーを購入するものづくり補助事業を事業費26,884,000円（補助対象事業費24,440,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、同年9月にものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、トモミ商会社は、前記の誓約に反して、稼働当初から専らC社の従業員にトレーシーラーを使用させており、トレーシーラーを使用した包装等を自ら行っていなかった。

したがって、トモミ商会社は事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、本件事業は補助の対象とならないことから、これに係る機構の補助金相当額10,000,000円は交付の必要がないものとなっていた。

＜事例3（ウの事態）＞

株式会社ニチドー（以下「ニチドー社」という。）は、令和5年7月に、スイス型 CNC 自動旋盤を導入して医療用部品を製造するものづくり補助事業を事業費 15,180,000 円（補助対象事業費 13,800,000 円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金 9,200,000 円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、ニチドー社は、上記のスイス型 CNC 自動旋盤（取得価格 13,800,000 円、処分制限期間 10 年）について、医療用部品の増産依頼が事業計画時に想定していたよりも少なかったことなどから、遅くとも 7 年 1 月以降、中央会の承認を受けることなく、主としてものづくり補助事業とは関係のない医療用部品以外の部品の加工のために使用していた。

したがって、前記のスイス型 CNC 自動旋盤（補助金の交付の目的に反して使用した時点における残存簿価相当額 9,108,000 円、機構の補助金相当額 6,072,000 円）は、中央会に無断で補助金の交付の目的に反して使用されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地) 〈事業主体〉	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する機構の 補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
(247) 全国中小企業 団体中央会 (東京都中央区)	株 式 会 社 DG TAKANO (東京都台東区)	5、6	23,265 (21,070)	14,046	12,766	8,511	アの事態
(248) 同	コ ロ ナ 株 式 会 社 (大 阪 市)	2、3	17,050 (15,500)	10,000	14,225	9,150	同
(249) 同	株式会社ニチドー (大阪府東大阪市)	4、5	15,180 (13,800)	9,200	9,108	6,072	ウの事態
(250) 同	有限会社市場印刷 (兵庫県姫路市)	2	13,530 (12,300)	8,200	5,474	3,649	同
(251) 同	株式会社トモミ商 会 (福 岡 市)	3	26,884 (24,440)	10,000	24,440	10,000	イの事態
(247)－(251) の計			95,909 (87,110)	51,446	66,014	37,382	

（２） 中小企業等事業再構築促進補助金が過大に交付されていたなどのもの

20 件 不当と認める機構の補助金 344,613,095 円

中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」という。）は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を実施する中小企業者等に対して、事業再構築に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が補助するものである。

機構は、中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて基金を設置造成し、基金を取り崩して事業主体に対して事業再構築補助金を交付している。

また、機構は、経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金実施要領」（令和3年3月20210315 財中第1号。以下「実施要領」という。）等に基づき、中小企業者等が事業再構築補助金の交付を受けて実施する事業（以下「再構築事業」という。）に係る確定検査等の事務を株式会社パソナ（以下「受託事業者」という。）に委託している。そして、受託事業者は、機構の指導及び監督の下で、公募回ごとに公募要領や補助事業の手引きなどを定めるなどした上で事務を行っている。

事業再構築については、経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針(令和3年3月制定。以下「再構築指針」という。)において、事業再構築の各類型に該当するための要件が定められている。そのうち、業態転換については、提供される商品又はサービスが新規性を有するものであることなどが必要とされており、過去に提供していた商品を販売し、又はサービスを提供するものについては新規性を有しないことから業態転換には該当しないとされている。

再構築事業を実施しようとする中小企業者等は、該当する事業再構築の類型等に応じて再構築指針に沿った事業計画書を作成し、機構等が設置した採択審査委員会において事業の採択を受けることとなっている。そして、採択を受けた中小企業者等(事業主体)は、当該事業計画書に沿って再構築事業を実施することとなっている。

公募要領等によれば、再構築事業は、再構築指針に示された事業再構築に該当する事業であるなどの要件を満たすこととされている。また、売上高等減少要件が定められており、令和3年10月の第4回公募においては、2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の付加価値額^(注)の合計(以下「合計付加価値額」という。)がコロナ以前と比較して15%以上減少し、かつ、2年10月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなどを満たす必要があるとされている。

(注) 付加価値額 事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額

機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金交付規程」(令和3年6月規程令3第13号。以下「交付規程」という。)等によれば、事業再構築補助金は、事業主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構が交付の対象として認める経費に、通常枠、緊急事態宣言特別枠等の事業類型や従業員数に応じて定められた補助率(3分の2等)を乗ずるなどした額、かつ、6000万円等の補助の上限額の範囲内で交付することとされている。

また、公募要領等によれば、再構築事業において補助の対象となる経費は、専ら再構築事業のために使用され、事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設等に要する経費や、機械装置、専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築等に要する経費等とされている。そして、再構築事業の実施期間内に、契約(発注)、納入、検収、支払、実績報告書の提出等に係る全ての手続を完了することが必要であるなどとされている。

さらに、交付規程等によれば、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産(以下「処分制限財産」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を準用した期間等(以下「処分制限期間」という。)内に、補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、貸付け、廃棄等(以下「処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ受託事業者を通じて機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。そして、事業主体は、処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付することなどとされている。

本院が、機構、受託事業者及び226事業主体において、再構築事業227事業を対象に会計実地検査を行ったところ、20事業主体が実施した20事業において、次のアからウまでの事態が見受けられた。なお、複数の事態に該当している事業主体がある。

ア 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき、事業再構築補助金が過大に交付されていた事態

(ア) 納品を受けていないのに納品を受けたなどとしていた事態 2事業主体

(イ) 業務を外注していないのに業務を外注したなどとしていた事態 1 事業主体

(ウ) 事業が完了していないのに事業が完了したなどとしていた事態 1 事業主体

イ 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどとしていた事態

(ア) 建設するなどした建物を事業計画に記載のない既存の事業に用いていて、事業計画で実施する
とした再構築事業が行われていなかった事態 3 事業主体

(イ) 補助対象事業費に補助の対象とならない工事費等を含めるなどとしていた事態 3 事業主体

(ウ) 売上高等減少要件を満たしておらず、補助の対象とならないなどの事態 1 事業主体

(エ) 業態転換の要件である新規性を有しておらず、補助の対象とならない事態 1 事業主体

ウ 処分制限財産が無断で処分されていた事態

(ア) 処分制限財産が無断で譲渡され、貸し付けられ、又は廃棄されていた事態 6 事業主体

(イ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた事態 5 事業主体

これらのため事業再構築補助金計 344,613,095 円が過大に交付されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 事業主体(アの4 事業主体及びイの1 事業主体)において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、イの4 事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、イの1 事業主体において事業再構築の要件についての理解が十分でなかったこと、ウの10 事業主体において処分制限財産の処分に係る手続を適正に行う必要があることについての理解が十分でなかったこと、受託事業者において20 事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、機構において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1 (アイ)の事態＞

株式会社才木工業(以下「才木工業社」という。)は、令和6年4月に、再構築事業に係るキャンプ場施設の新設等の各業務を外注して事業費 41,646,642 円(補助対象事業費 37,279,739 円)で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して機構から事業再構築補助金 24,853,159 円の交付を受けていた。

しかし、才木工業社は、再構築事業に係る各業務について、実際には外注せずに自ら施工するなどして、実績報告書に添付されていた発注先に係る契約書、納品書等は、発注先からの役務の提供等の実態を伴わない虚偽のものであった。

なお、才木工業社は、5年8月に発注先に対して事業費として計 41,646,642 円を支払った後、同年10月から7年1月までの間に、実態を伴わない工事費の名目により、発注先から直接又は別法人を通じて計 12,406,240 円の還流を受けていた。

したがって、これらに係る事業再構築補助金 24,853,159 円は交付の必要がないものとなっていた。

＜事例2 (イア)及びイウの事態＞

長野テクトロン株式会社(以下「長野テクトロン社」という。)は、遠隔読影システムを利用した遠隔読影サービスを行うための専用施設である新社屋を建設するなどした事業計画を作成した上で、令和4年5月に、3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して9.6%減少して売上高等減少要件を満たすとする交付申請書を提出して、事業再構築補助金の交付決定を受けていた。

その後、長野テクトロン社は、新社屋の建設に係る業務及び遠隔読影システムの開発を事業費 250,800,000 円(補助対象事業費 228,000,000 円)で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金 80,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、長野テクトロン社が作成した月ごとに区分された勘定科目残高推移表等を基に合計付加価値額を算定したところ、実際には、対象となる期間のうち、いずれの3か月においても合計付加価値額が7.5%以上減少しておらず、売上高等減少要件を満たしていなかった。

また、長野テクトロン社は、再構築事業で建設した新社屋について、再構築事業を実施する前から実施していた既存の事業に使用することを目的としていたのに、専ら再構築事業のために使用するとした事業計画を作成して交付決定を受けており、現に、事業計画に記載のない既存事業に従事する社員の作業室、食堂、社長の執務室等として使用し、遠隔読影サービスを行うための専用施設としては一切使用していなかった。そして、長野テクトロン社は、専ら再構築事業のために使用する新社屋を建設したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金の交付を受けていた。

したがって、売上高等減少要件を満たしていないなどして事業再構築補助金 80,000,000 円は交付の必要がないものとなっていた。

＜事例3 (イイ)及びウ(ア)の事態＞

株式会社鈴木鮮魚(以下「鈴木鮮魚社」という。)は、フランチャイズによる業務用食品スーパーを新規に出店するために、令和4年7月までに店舗の改装工事、ショーケース等の設置工事を行うなどの再構築事業を事業費 66,419,000 円(補助対象事業費 60,380,908 円)で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金 40,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、鈴木鮮魚社は、同月に新規開店したフランチャイズの業務用食品スーパーについて、5年8月にフランチャイズ契約を解除しており、同年9月に業務用食品スーパーを休業して以降は営業を再開することなく、6年1月までの間に、機構の承認を受けずに、処分制限財産に該当する改装した店舗の内装(補助対象事業費計 4,090,908 円、処分制限期間 15 年)及びショーケース等の設備(同計 50,969,752 円、同 9 年)の撤去工事を行って廃棄するなどした上で店舗物件の賃貸契約を解除していた。また、鈴木鮮魚社は、補助対象事業費 60,380,908 円の中に補助の対象とならない防音フェンスの工事に係る費用を含めていた。

したがって、店舗、ショーケース等(6年1月末時点における残存簿価相当額計 34,731,040 円、事業再構築補助金相当額 23,153,970 円)は、機構に無断で廃棄等されており、また、防音フェンスの工事に係る費用 1,461,707 円(これに係る事業再構築補助金相当額 720,533 円)は補助の対象とならないものであった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	補助事業者 (所在地) 〈事業主体〉 (注)	間接補助事業者 (所在地)	年度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
(252)	株式会社イ シダ (岩手県盛 岡市)	—	3、4	21,635 (19,669)	14,751	9,433	7,075	イ(イ)の事態
(253)	株式会社木 戸屋 (茨城県つ くば市)	—	5	49,924 (45,373)	22,500	4,800	2,213	同
(254)	有限会社龍 華園 (栃木県宇 都宮市)	—	4	100,078 (82,670)	40,000	82,670	40,000	イ(ア)の事態

補助事業者 (所在地) (事業主体) (注)	間接補助事業者 (所在地)	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 機構の補助金交付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
(255) 株式会社オ 木工業 (さいたま 市)	—	5	41,646 (37,279)	24,853	37,279	24,853	ア(イ)の事態
(256) 株 式 会 社 LAD (埼玉県川 口市)	—	3、4	10,340 (9,400)	7,050	7,062	5,296	ウ(ア)の事態
(257) 株式会社サ ザンプロ モーション ズ (東京都中 央区)	—	3、4	78,683 (63,682)	42,454	63,682	42,454	ア(ウ)の事態
(258) 長野テクノ ロン株式会 社 (長野県長 野市)	—	4、5	250,800 (228,000)	80,000	228,000	80,000	イ(ア)及びイ (ウ)の事態
(259) 株 式 会 社 TEN (名古屋市)	—	4	48,048 (43,680)	29,120	24,773	16,515	ウ(イ)の事態
(260) 株 式 会 社 THEO (名古屋市)	—	4	7,348 (6,680)	4,666	6,015	4,276	ウ(ア)の事態
(261) コロナ株式 会社 (大 阪 市)	—	3、4	68,200 (62,000)	41,333	62,000	41,333	ア(ア)及びウ (イ)の事態
(262) A (大 阪 市)	—	3、4	7,382 (6,711)	5,000	6,711	5,000	イ(ア)の事態
(263) 株式会社喜 多郎寿し (大 阪 市)	—	4、5	21,704 (19,731)	13,154	19,731	13,154	ア(ア)の事態
(264) 株式会社ギ ア (大阪府池 田市)	—	3	13,544 (12,311)	9,233	8,827	6,620	ウ(イ)の事態
(265) 株式会社緑 (広 島 市)	—	4	21,887 (19,897)	14,923	12,154	9,116	同
(266) 株式会社鈴 木鮮魚 (愛媛県松 山市)	—	5	66,419 (60,380)	40,000	36,192	23,874	イ(イ)及びウ (ア)の事態
(267) B (愛媛県新 居浜市)	—	4、5	10,896 (9,530)	7,148	6,403	4,802	ウ(ア)の事態
(268) 有限会社ア プリハート (鹿児島県 鹿児島市)	—	4	18,437 (16,746)	10,000	16,746	10,000	イ(エ)の事態
(269) C (鹿児島県 鹿屋市)	—	3、4	14,088 (12,807)	8,538	5,424	3,616	ウ(イ)の事態
(270) 株式会社琉 宴 (沖縄県那 覇市)	—	4	15,839 (14,399)	10,000	3,109	2,244	ウ(ア)の事態
(271) 株式会社琉 球コネク ション (沖縄県那 覇市)	—	5	9,203 (8,367)	5,000	4,123	2,165	同
(252)–(271) の計			876,107 (779,320)	429,727	645,141	344,613	

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業主を示している。

意見を表示し又は処置を要求した事項

中小企業等事業再構築促進事業の実施に当たり、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築にのみ使用する必要があることなどを事業主体に対して周知するとともに、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討し、また、事業化状況等報告書における報告方法を見直すよう意見を表示したもの

科 目	(一般勘定)経営環境変化対応支援業務費(令和5年度以前は新事業展開・創業支援業務費)		
部 局 等	中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構本部		
補 助 の 根 拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)		
補 助 事 業	中小企業等事業再構築促進事業		
補助事業の概要	事業再構築を通じた規模の拡大等の事業を行う中小企業者等に対して、これに要する経費の一部を補助する事業		
検査の対象とした事業主体数、事業数及び事業再構築補助金交付額	224 事業主体	225 事業	61 億 6121 万余円(令和4年度～6年度)
処分制限財産を既存事業等を使用して計画新規事業に使用していないなどの事業主体数、事業数及び処分制限財産に係る事業再構築補助金相当額(1)	83 事業主体	83 事業	16 億 2323 万円(令和4年度～6年度)
事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていなかった事業主体数、事業数及び事業再構築補助金交付額(2)	49 事業主体	49 事業	13 億 2329 万円(令和4年度～6年度)
(1)及び(2)の純計	108 事業主体	108 事業	24 億 7315 万円

(前掲 466 ページの「中小企業等事業再構築促進補助金が過大に交付されていたなどのもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

(令和7年10月27日付け 中 小 企 業 庁 長 官 宛て)
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 再構築支援事業等の概要

(1) 再構築支援事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組(以下「事業再構築」という。)を通じて規模の拡大等の事業(以下「再構築事業」という。)を行う中小企業者等(以下「事業主体」という。)に対して、補助金(以下「事業再構築補助金」という。)を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(以下「再構築支援事業」という。)を実施している。再構築支援事業は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、思い切った事業再構築の実施に意欲を有する中小企業者等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としている。そして、事業再構築補助金は、機構が中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて設置造成した中小企業等事業再構築促進基金(以下「基金」という。)を原資としており、その交付額は、令和3年3月に第1回公募が開始されて以降、6年度末までに、60,223事業主体が実施した60,490事業に対して計1兆3740億1549万余円となっている。

(2) 再構築支援事業の実施体制、事務手続等の概要

ア 再構築支援事業の実施体制等

経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金(新市場進出)実施要領」(令和3年3月20210315財中第1号。以下「実施要領」という。)において、国庫補助金により基金を造成した法人(以下「基金設置法人」という。)は、事業再構築補助金の交付手続等の業務の一部について、経済産業大臣が定める事業者(以下「受託事業者」という。)と委託契約を締結して実施することとなっている。

実施要領によれば、経済産業大臣は、基金設置法人に対して、再構築支援事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び監督を行うことができることなどとされている。

そして、中小企業庁は、受託事業者及び基金設置法人の公募を行い、3年2月に株式会社パソナ(以下「事務局」という。)を受託事業者として、同年3月に機構を基金設置法人として、それぞれ選定している。機構は、同月に事務局と委託契約を締結しており、6年度末時点において、委託業務の実施期間は13年度末までとなっている。

イ 再構築支援事業の事務手続等

再構築事業を実施しようとする中小企業者等は、事務局による事業主体の公募の開始後、具体的な取組の計画(以下「事業計画」という。)等を記載した事業計画書等を提出して、事務局による審査を経た後、機構が経済産業省と共同で設置した採択審査委員会において採択を受けることとなっている。そして、採択を受けた中小企業者等(事業主体)に対して、事業再構築補助金の交付手続等がとられている。

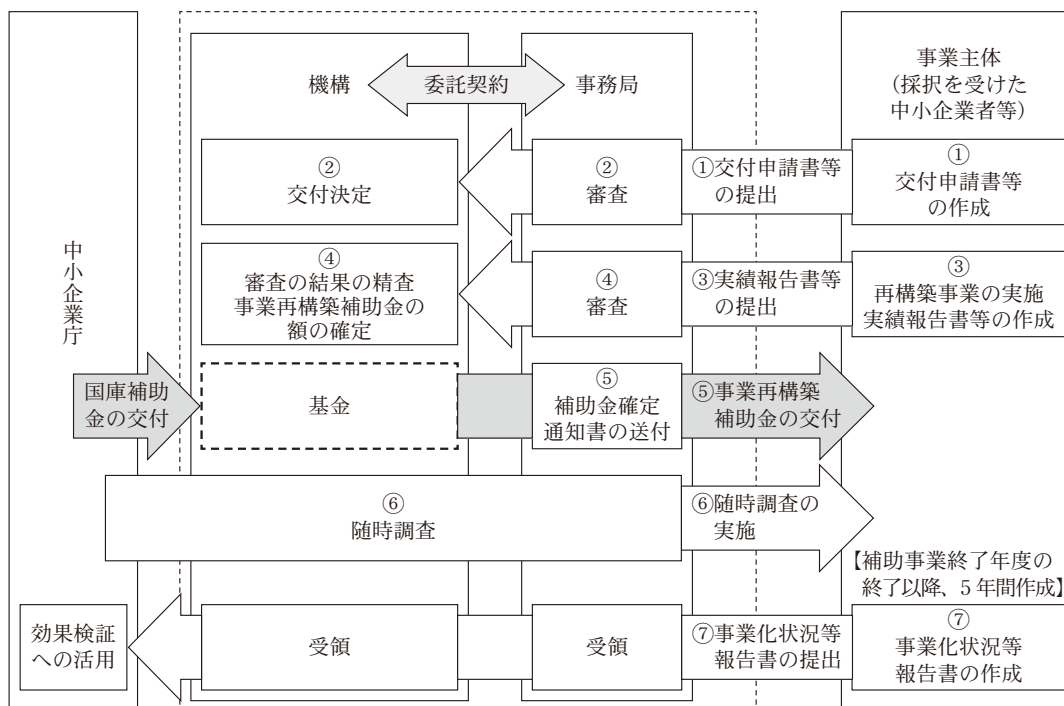
機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金(新市場進出)交付規程」(令和3年6月規程令3第13号。以下「交付規程」という。)によれば、再構築事業終了後、機構等は、事業主体に対して、再構築事業に関して予告なく実地で検査を実施することができることとされている(以下、再構築事業終了後に実地で行う検査を「随時調査」という。)。そして、機構は、事業再構築の実施状況に疑義がある場合等に、事務局に随時調査を実施させている。

また、機構は、交付規程等に基づき、事業主体に、再構築事業の完了の日の属する当

該事業主体の決算年度(以下「補助事業終了年度」という。)の終了後を初回として、以降5年間、当該事業主体の決算年度が終了する度に、直近1年間の事業再構築の事業化の状況、事業主体の決算の状況や付加価値額の実績等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」(以下「事業化状況等報告書」という。)(注1)に決算書等を添付して事務局を通じて提出させることとしている。

(注1) 付加価値額 事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費を合算した額
このような再構築支援事業の事務手続等の全体像は、図表1のとおりとなっている。

図表1 再構築支援事業の事務手続等の全体像



①交付申請書等の提出

- ・採択を受けた中小企業者等は、交付申請書等を事務局に提出する。

②交付申請書等の審査、交付決定

- ・事務局は交付申請書等を審査し、機構は、事務局の審査を経た交付申請書等について、事業再構築補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行う。

③実績報告書等の提出

- ・事業主体は、事業計画に沿って再構築事業を実施した後に、実績報告書等を事務局に提出する。

④実績報告書等の審査、事業再構築補助金の額の確定

- ・事務局は実績報告書等を審査し、機構は、事務局の実績報告書等に対する審査の結果を精査して、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき事業再構築補助金の額を確定する。

⑤事業再構築補助金の交付

- ・機構は、実績報告書等を提出した事業主体に対して、事務局を通じて、補助金確定通知書を送付した上で、事業再構築補助金を交付する。

⑥随時調査の実施

- ・機構等は、随時調査を実施して、再構築事業終了後の事業再構築の実施状況等を確認することができる。

⑦事業化状況等報告書の提出

- ・事業主体は、補助事業終了年度の終了後を初回として、以降5年間、当該事業主体の決算年度が終了する度に、事業再構築の事業化の状況等を記載した事業化状況等報告書を作成して、事務局を通じて機構に提出する(事業化状況等報告書の内容及び中小企業庁における効果検証への活用については、後述(3)ウ参照)。

(3) 再構築事業の概要等

ア 再構築事業の概要

経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針(令和3年3月制定)において、事業再構築の類型として、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等が定められており、各類型に該当するための要件として、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること」などが定められている。

そして、再構築支援事業に関する具体的な手続等を事業主体に周知するために事務局が作成した公募要領等によれば、事業主体は、該当する事業再構築の類型等に応じた事業計画、再構築事業完了後の付加価値額の年平均成長率等の成果目標等を記載した事業計画書を作成して、事業計画に沿って再構築事業を実施することとされている。

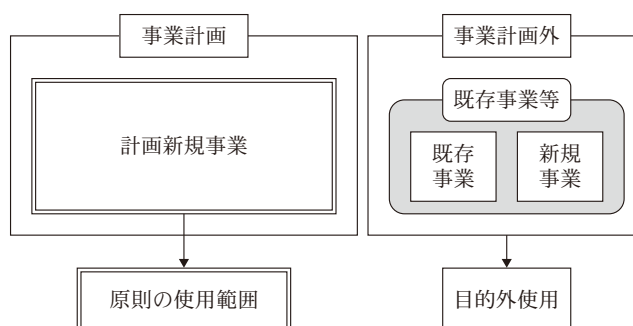
また、専ら再構築事業のために使用される建物の建設、機械装置の購入等に要する経費等が補助の対象とされている。

イ 再構築事業で取得するなどした財産の管理、処分の制限等

交付規程等によれば、事業主体は、原則として、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産については、再構築事業完了後においても、事業再構築補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならないこととされている。また、当該財産のうち取得価格又は効用の増加価格(以下「取得価格等」という。)が単価50万円以上の機械、器具その他の財産(以下「処分制限財産」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を準用した期間等(以下「処分制限期間」という。)内に、補助金の交付の目的に反する使用(以下「目的外使用」という。)、譲渡、貸付け、廃棄等(以下、これらを合わせて「処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ事務局を通じて機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。そして、事業主体は、処分制限財産を処分制限期間内に処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付(以下「残存簿価分等納付」という。)することなどとなっている。

上記について、中小企業庁及び機構は、事業主体が再構築事業により取得するなどした処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築(以下「計画新規事業」という。)にのみ使用される必要があるとしている。そして、個々の事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、再構築事業を実施する前から事業主体が実施していた既存の事業(以下「既存事業」という。)や計画新規事業とは別の新規事業(以下、これらを合わせて「既存事業等」という。)に処分制限財産を使用する場合には、原則として目的外使用に当たるとしている(図表2参照)。

図表2 処分制限財産の使用範囲の概念図



(注) 計画新規事業に関連して事業計画書に既存事業に係る取組も記載されている場合もあることから、中小企業庁及び機構は、事業計画の詳細や処分制限財産の使用実態を踏まえて目的外使用か否かを判断している。

ウ 中小企業庁における事業化状況等報告書等に基づく事業効果の検証

事業主体は、交付規程等に基づき、事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況について、生産する製品等の売上額、原価等を報告するとともに、図表3のとおりに、各報告時点の事業化の有無及び事業化している場合には5段階の区分(以下「事業化段階」という。)のいずれに該当しているのかを報告することとなっている。

図表3 事業化段階の区分

事業化の有無	事業化段階	事業再構築の事業化の状況	売上実績の有無
無	—	—	無
有	第1段階	製品の販売、又はサービスの提供に関する宣伝等を行っている	
	第2段階	注文(契約)が取れている	有
	第3段階	製品が一つ以上販売されている、又はサービスが1回以上提供されている	
	第4段階	継続的に販売・提供実績はあるが利益は上がっていない	
	第5段階	継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている	

そして、中小企業庁は、再構築支援事業の事業効果について、6年4月及び7年6月に、「[「中小企業等事業再構築促進事業」に係る効果検証(初期的分析)]」(以下「初期的分析」という。)として、事業化状況等報告書における報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標である短期アウトカム^(注2)及び長期アウトカム^(注3)に関連した分析等を実施している。また、中小企業庁は、再構築支援事業について、今後も継続的に効果検証を行い、その結果を毎年度公表するとしている。

(注2) 短期アウトカム 事業の成果や有効性を早期に的確に検証するための目標であり、短期間で効果が発現すると考えられるもの。中小企業庁は、行政事業レビューシート等において、短期アウトカムとして、補助事業終了年度から1年が経過する間に事業化段階が第3段階以上となる事業主体の割合が令和8年度において全事業主体の50%以上となることなどを設定している。

(注3) 長期アウトカム 事業の最終目標に相当するもの。中小企業庁は、行政事業レビューシート等において、長期アウトカムとして、補助事業終了年度から3年から5年が経過するまでに付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3.0%以上を達成する事業主体の割合が令和13年度において全事業主体の70%を超えることなどを設定している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

再構築支援事業は、思い切った事業再構築の実施に意欲を有する中小企業者等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としているため、事業主体において、再構築事業完了後も計画新規事業を継続して実施して利益を確保していくことが重要である。一方、経済社会情勢の変化等に伴いコロナ禍において作成された事業計画どおりの事業の継続が困難になることなども想定されることから、機構において、各事業主体が再構築事業で取得するなどした財産の使用及び事業再構築の事業化の状況等を適切に把握することが肝要である。

本院は、合规性、有効性等の観点から、事業主体において、再構築事業で取得するなどした財産のうち比較的財産価値の高い処分制限財産は計画新規事業に使用されているか、事業化状況等報告書における報告は実態に即した適切なものとなっているか、機構において処分制限財産の使用状況の把握は適切に行われているか、中小企業庁における事業効果の検証が適切に実施されるようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記の60,223事業主体が実施した60,490事業のうち、4年度から6年度までに機構が事業再構築補助金を交付した224事業主体が実施した225事業(事業再構築補助金交付額計61億6121万余円)を対象とした。そして、機構及び事務局において、事業化状況等報告書における報告内容の確認状況等を確認するなどするとともに、中小企業庁において、制度設計や事業運営の考え方、事業効果の分析状況、機構に対する指導、助言等の状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、上記の224事業主体において、再構築事業の実施状況、処分制限財産の使用状況、事業化状況等報告書の根拠資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態

会計実地検査を行った224事業主体の225事業における処分制限財産の使用状況をみると、会計実地検査時点で、既存事業等にもみ使用されているなどして計画新規事業に使用されておらず、又は計画新規事業には使用されていたものの既存事業等にも使用されていた状況が、図表4のとおり、83事業主体の83事業(225事業の36.8%)における処分制限財産317件(取得価格等計28億8920万余円、事業再構築補助金相当額計16億2323万余円)において見受けられた。

図表 4 計画新規事業に使用されていないなどの処分制限財産の状況

(単位：事業主体、事業、件、千円)

区分	状況	計画新規事業に使用されていないもの			計
		遊休	既存事業等にも使用	廃棄、譲渡等	
事業主体(事業)		30(30) <13.3%>	22(22) <9.7%>	14(14) <6.2%>	83(83) <36.8%>
処分制限財産の件数		74	37	84	122
取得価格等計		700,363	606,569	122,892	1,459,382
事業再構築補助金相当額計		349,963	327,160	84,583	861,522
					1,623,230

注(1) 図表中の<>書きの率は、225 事業に対する割合である。

注(2) 複数の状況に該当する事業主体及び事業があるため、各欄の事業主体数又は事業数を集計しても計欄と一致しない。

注(3) 「既存事業等にも使用」及び「既存事業等にも使用」に該当する処分制限財産については、処分制限財産は原則として計画新規事業にのみ使用される必要があるとする使用範囲の考え方に基づき集計したものであり、交付規程等に定められた目的外使用に当たるとの判断に基づき集計したのではない。

そして、83 事業主体に対して、処分制限財産を計画新規事業に使用していない理由や既存事業等にも使用している理由を確認したところ、37 事業主体においては、経済社会情勢の変化によりコロナ禍において策定した事業計画の内容が必ずしも現状に適合しなくなったなどの結果、想定していた利益を確保できず計画新規事業を休止したためなどとしていた。また、14 事業主体においては、既存事業等に処分制限財産を使用しても問題ないと認識していたためなどとしていて、処分制限財産の使用範囲を十分に理解していなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

青果の卸売業等を営む A 社は、コロナ禍におけるテイクアウトのニーズに対応したフルーツサンド等のテイクアウト店の開設を計画新規事業として、店舗の改装工事や厨房機器の購入等を内容とする再構築事業を令和 4 年度に実施した上で事業再構築補助金の交付を受けていた。

その後、A 社は、コロナ禍からの回復等による飲食店の規制緩和等によりテイクアウト店に係る赤字が拡大したなどとして、6 年 1 月までにテイクアウト店を閉店した上で、同月以降、処分制限財産に該当する店舗及び厨房機器(取得価格等に対する事業再構築補助金相当額計 1089 万余円)を既存事業等(事業計画書に記載のない惣菜の製造卸売)にのみ使用していた。

このように、計画新規事業が必ずしも利益の確保につながらないなどの状況があることを踏まえると、再構築事業で事業主体が取得するなどした処分制限財産は、既存事業等への使用や廃棄等が生じやすい状態になっていると考えられる。そして、目的外使用等が生じている場合には、事業主体に対して、計画新規事業に使用することや、残存簿価分等納

付の手続を求める必要があることなどから、機構において、事業再構築補助金の交付を受けた事業主体における処分制限財産の使用状況を的確に把握することが肝要である。

そこで、機構及び事務局において処分制限財産の使用状況を把握しているかについてみると、機構及び事務局は、6年度末までに、1,160事業主体の1,161事業に対して実施した随時調査により69事業主体の69事業において処分制限財産の目的外使用が生じていることなどを把握して、事業主体に対して、計画新規事業に使用することや、残存簿価分等納付の手続を求めるなどしていた。

一方、上記随時調査の対象となった事業主体数及び事業数は、6年度末までに事業再構築補助金の交付を受けた60,490事業のごく一部にとどまっている。これは、随時調査は事務局の予算の範囲内で現地に赴くことを前提として実施されるものであるためであり、随時調査のみでは、事業再構築補助金の交付を受けた多数の事業主体における処分制限財産の使用状況を的確に把握する手段としては十分ではないと考えられる。

しかし、機構は、現地に赴かなくても、事業主体から定期的に提出される事業化状況等報告書を活用することなどにより処分制限財産の使用状況を把握することも可能であったのに、そのような方策等を講じておらず、事業再構築補助金の交付を受けた多数の事業主体における処分制限財産の使用状況を十分に把握していなかった。

(2) 事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない事態

会計実地検査を行った224事業主体の225事業のうち、会計実地検査時点で補助事業終了年度、その1年後又はその2年後の事業化状況等報告書の提出期限が到来していた212事業主体の213事業(事業再構築補助金交付額計59億3331万余円)、143事業主体の144事業(同計38億5530万余円)及び30事業主体の30事業(同計7億8501万余円)について、事業化状況等報告書を確認したところ、次のアからウまでの事態が見受けられた。

ア 売上実績についての報告

212事業主体の213事業について、売上実績の有無を確認したところ、補助事業終了年度において、売上実績なしと報告されていたものが87事業主体の87事業、売上実績ありと報告されていたものが126事業主体の126事業となっていた。

一方、上記の212事業主体に対する会計実地検査において、計画新規事業に関する売上の証ひょうを確認するなどして計画新規事業の実際の売上実績の有無を確認したところ、図表5のとおり、9事業主体は、9事業(同計2億0071万余円、213事業の4.2%)について、実際には計画新規事業の売上実績がないにもかかわらず、事業化状況等報告書において売上実績ありとして報告するなどしていた。また、補助事業終了年度の1年後及び2年後においても同様の事態が見受けられた。

図表5 事業化状況等報告書における売上実績と計画新規事業の実際の売上実績の比較
(単位：事業、千円)

区分	補助事業終了年度			補助事業終了年度の1年後			補助事業終了年度の2年後		
	事業数	割合(%)	事業再構築補助金交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金交付額計
全体	213	100.0	5,933,310	144	100.0	3,855,302	30	100.0	785,011
売上実績なし 注(1)									
当初 注(3)	87	40.8	2,501,292	35	24.3	981,999	8	26.6	180,592
修正後 注(4)	94	44.1	2,694,884	44	30.5	1,193,239	9	30.0	190,823
このうち、当初の実績ありから実績なしになったもの 注(5)	9	4.2	200,718	10	6.9	213,371	1	3.3	10,230
売上実績あり 注(2)									
当初 注(3)	126	59.1	3,432,018	109	75.6	2,873,303	22	73.3	604,418
修正後 注(4)	119	55.8	3,238,426	100	69.4	2,662,063	21	70.0	594,187
このうち、当初の実績なしから実績ありになったもの 注(5)	2	0.9	7,126	1	0.6	2,131	0	0.0	0

注(1) 「売上実績なし」とは、事業化がされていないもの、事業化状況等報告書上の事業化段階第1段階及び第2段階のものをいう。

注(2) 「売上実績あり」とは、事業化状況等報告書上の第3段階、第4段階及び第5段階のものをいう。

注(3) 「当初」とは、機構に提出された事業化状況等報告書における事業化段階を集計したものである。

注(4) 「修正後」とは、計画新規事業の実際の売上実績に基づいて本院が事業化段階を集計したものである。

注(5) 「当初」は売上実績なしとしていたものが「修正後」に売上実績ありとなったものがあるため、「このうち、当初の実績ありから実績なしになったもの」の事業数に「当初」の事業数を加えても修正後の事業数と一致しない。また、「当初」は売上実績ありとしていたものが「修正後」に売上実績なしとなったものがあるため、「このうち、当初の実績なしから実績ありになったもの」の事業数を「当初」の事業数から差し引いても「修正後」の事業数と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

宿泊業を営むB社は、既存事業等で宿泊施設の稼働が見込めない中で、宿泊施設をレンタルルームに改築して新分野展開を実施するとして、令和3、4両年度に再構築事業を実施し、5年1月に事務局に対して実績報告書を提出していた。そして、補助事業終了年度である同年5月期及びその1年後である6年5月期を対象とした事業化状況等報告書において、事業化段階を第5段階(継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている)などとしていた。

しかし、B社の両報告年度の売上実績の詳細を確認したところ、経済社会情勢が変化したことなどに伴い宿泊稼働率が高まっていることなどから再構築事業により改築された部屋は宿泊施設としてのみ利用されていて、計画新規事業であるレンタルルームとしての利用実績はなく売上実績は皆無となっていた。

イ 売上額の計上方法

212事業主体の213事業のうち、アのとおり売上実績ありと報告していた126事業主体の126事業における製品等の売上額の計上方法を確認したところ、図表6のとおり、補助事業終了年度において、17事業主体は、17事業(事業再構築補助金交付額計4億0705万余円、126事業の13.4%)について、既存事業等も含めた売上額を計上するなどしており、計画新規事業の実態に即した報告となっていなかった。また、補助事業終了年度の1年後及び2年後においても同様の事態が見受けられた。

図表6 事業化状況等報告書における製品等の売上額の計上方法 (単位：事業、千円)

区分	補助事業終了年度			補助事業終了年度の1年後			補助事業終了年度の2年後		
	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計
計画新規事業の売上額 を計上していたもの	109	86.5	3,024,958	96	88.0	2,601,370	17	77.2	513,115
既存事業等も含めた売上 額を計上するなどして いたもの	17	13.4	407,059	13	11.9	271,933	5	22.7	91,302
計	126	100.0	3,432,018	109	100.0	2,873,303	22	100.0	604,418

ウ 事業化段階と売上額及び原価の整合性

212 事業主体の 213 事業のうち、補助事業終了年度において、事業化段階を第5段階(継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている)としている 30 事業主体の 30 事業(事業再構築補助金交付額計 8 億 9604 万余円、213 事業の 14.0%)について、製品等の売上額及び原価を報告する項目の記載内容を確認したところ、図表7のとおり、17 事業主体は、17 事業(同計 4 億 5100 万余円、30 事業の 56.6%)について、製品等の原価が売上額を上回るため利益が上がっていないとしており、事業化段階を第5段階と報告したこととの整合性が取れていなかった。また、補助事業終了年度の1年後及び2年後においても同様の事態が見受けられた。

なお、本院の検査により判明した上記の事態を踏まえて、機構は、7 年 4 月に、事業化状況等報告書の管理システムを改修して、事業主体による事業化段階と製品等の売上額及び原価の報告が整合しない場合には、入力時にエラーメッセージが表示されるようにするなど、事業化状況等報告書における整合性が確保される措置を講じている。

図表7 事業化段階が第5段階と報告されている事業に係る製品等の売上額及び原価の報告状況 (単位：事業、千円)

区分	補助事業終了年度			補助事業終了年度の1年後			補助事業終了年度の2年後		
	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計	事業数	割合(%)	事業再構築補助金 交付額計
第5段階と報告されている事業	30	—	896,047	34	—	1,129,717	7	—	235,409
このうち、製品等の売上額及び原価を報告する項目において利益が上がっていないと報告されている事業	17	56.6	451,002	13	38.2	508,508	1	14.2	8,066

このように、事業化状況等報告書を確認したところ、アからウまでの事態が見受けられたことから、事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていないと認められる(アからウまでの事態の事業主体数及び事業数の純計は 49 事業主体の 49 事業(事業再構築補助金交付額計 13 億 2329 万余円、213 事業の 23.0%)となっている。)

中小企業庁による初期的分析や、今後も継続的に行われる予定とされている効果検証は、事業化状況等報告書等に基づき実施される。このため、事業再構築の事業化の状況が

適切に報告されていない事業化状況等報告書の提出が継続すると、再構築支援事業の事業効果を正確に分析することが困難となり、今後の政策判断に必要となる適切な検証結果が得られないおそれがある。

(改善を必要とする事態)

機構において、処分制限財産の既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況において、処分制限財産の使用状況を十分に把握していない事態、及び事業主体の事業化状況等報告書において事業再構築の事業化の状況が適切に報告されておらず、中小企業庁において再構築支援事業の事業効果を正確に分析できないおそれがある事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、処分制限財産を適切に使用すること及び事業化状況等報告書における報告を正確に行うことの必要性についての理解が十分でないことなどにもよるが、中小企業庁及び機構において次のことなどによると認められる。

- ア 機構において、処分制限財産の使用状況を的確に把握することの重要性についての理解が十分でないこと
- イ 機構において、再構築支援事業の事業効果を適切に検証するための事業化状況等報告書における報告方法等についての検討が十分でないこと
- ウ 中小企業庁において、ア及びイについての機構に対する指導、助言等が十分でないこと

3 本院が表示する意見

再構築事業の新たな事業主体の採択は7年の第13回公募をもって終了しているが、再構築事業に係る処分制限財産の管理や処分、事業化状況等報告書の提出に係る業務等は、引き続き機構によって実施されることとなっている。そして、中小企業庁は、今後も継続的に再構築支援事業の事業効果に係る検証を行い、その結果を毎年度公表するとしている。

ついては、中小企業庁及び機構において、処分制限財産の使用状況の把握、再構築支援事業等の事業効果の分析等が適切かつ効果的に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること
- イ 機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと
- ウ 中小企業庁において、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に充てるために追加で出資された政府出資金を財源とした貸付金に係る償還金について、使用見込みのない額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後発生する償還金についても年度ごとに国庫に納付することとするよう改善させたもの

科 目	(一般勘定)現金及び預金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業における独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する資金の貸付けの概要	東日本大震災等により被害を受けた中小企業者等に対して施設又は設備の整備に必要な資金を貸し付ける事業を行う 6 公益財団法人に必要な資金を無利子で貸し付ける 6 道県に対して、その貸付けに係る資金の一部を無利子で貸し付けるもの
償還された貸付金の額	218 億 2913 万余円(令和 6 年 4 月末時点)
上記のうち追加政府出資金を財源とした貸付金に係る額	95 億 8127 万余円
上記のうち使用見込みがないのに保有していた額	95 億 0746 万円

1 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の概要等

(1) 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)等に基づき、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付け、出資等の様々な事業を行っている。このうち、東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業(以下「支援事業」という。)は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災等^(注 1)により被害を受けた北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県(以下「6 道県」という。)の中小企業者等(以下「被災中小企業者等」という。)に対して、6 道県がそれぞれ選定した 6 公益財団法人^(注 2)(以下「6 財団」という。)を通じて、被災した施設又は設備を復旧するなどのために必要な資金を貸し付ける事業である。

支援事業は、同年 8 月に創設されており、機構は、「東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成 23 年規程 23 第 25 号。以下「準則」という。)等に基づき、6 財団に事業の実施に必要な資金を無利子^(注 3)で貸し付ける 6 道県に対して、その貸付けに係る資金の一部を無利子で貸し付けている(以下、機構の 6 道県に対する貸付金を「機構貸付金」、6 道県の 6 財団に対する貸付金を

「道県貸付金」、6財団の被災中小企業者等に対する貸付金を「財団貸付金」という。)

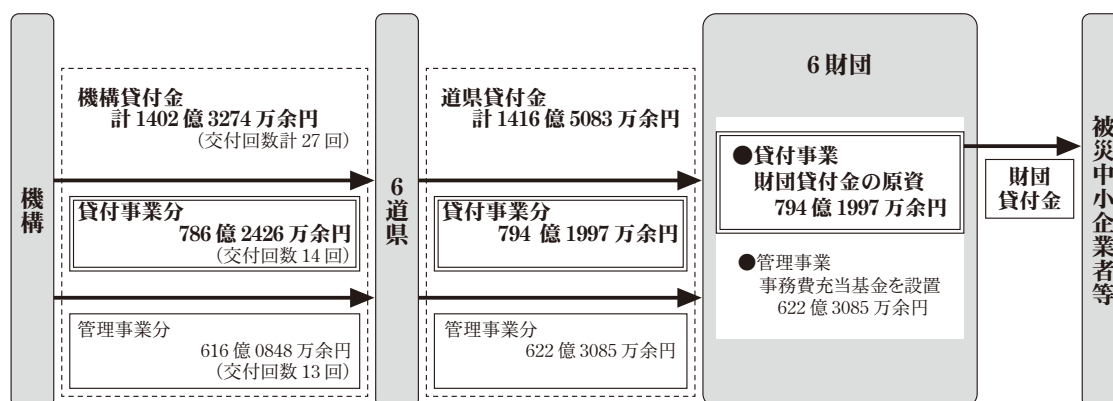
機構及び6道県は、準則等に基づき、財団貸付金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)に係る資金と、貸付事業の実施に必要な債権管理等の事務を行う事業(以下「管理事業」という。)に係る資金とを区分して、それぞれ機構貸付金又は道県貸付金を交付している。そして、6財団は、貸付事業を実施するとともに、管理事業において事務費充当基金を造成し、その運用収入等を原資として管理事業を実施している(図表1参照)。

(注1) 令和3年2月に発生した令和3年福島県沖地震及び4年3月に発生した令和4年福島県沖地震は、被害地域が東日本大震災と重複していることなどから、これらの地震により被害を受けた中小企業者等も支援事業の貸付対象者とされている。

(注2) 6公益財団法人 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、公益財団法人21あおり産業総合支援センター(平成24年3月31日以前は「財団法人21あおり産業総合支援センター」)、公益財団法人いわて産業振興センター(25年3月31日以前は「財団法人いわて産業振興センター」)、公益財団法人みやぎ産業振興機構(23年10月31日以前は「財団法人みやぎ産業振興機構」)、公益財団法人福島県産業振興センター、公益財団法人千葉県産業振興センター

(注3) 6道県が6財団に貸し付ける額は、6道県が交付を受けた機構貸付金の額に、当該額の99分の1に相当する額を加えた額となっている。

図表1 支援事業に係る貸付けの仕組み及び令和5年度末時点における機構貸付金の交付状況等



(注) 平成23年8月に支援事業が創設されてから令和5年度末までの累計額及び交付回数を記載している。

準則によれば、6財団が財団貸付金の新たな貸付けを実施することができる期間(以下「貸付実施期間」という。)は、6道県が機構貸付金の交付を受けた日から原則として5年とされ、6道県からの申請に基づき、機構は、1年ごとに貸付実施期間の延長を認めることができる」とされている。そして、6道県のうち岩手、宮城、福島各県(以下「3県」という。)は、申請を行って貸付実施期間を延長するなどしており、3県が選定した各公益財団法人は、令和5年度末時点においても貸付事業を実施している。^(注4)

(注4) 北海道、青森、千葉両県は、貸付事業を終了しており、これらの道県が選定した各公益財団法人は令和5年度末時点において管理事業のみを実施している。

(2) 機構貸付金の財源

機構は、支援事業が創設された当初、一般勘定の既存の政府出資金(以下「既存政府出資金」という。)を財源として機構貸付金を交付していたが、既存政府出資金だけでは機構貸付金の財源が不足すると見込まれたことから、平成24年1月及び同年5月に、支援事業に充てるための政府出資金計500億円の追加出資を国から受けている(以下、当該政府出資金を「追加政府出資金」という。)。そして、機構は、同年8月から25年4月までの間に、追加政府出資金の全額である500億円を貸付事業に係る機構貸付金として青森県を除く5道県に対して交付している。

(3) 機構貸付金の償還

貸付事業に係る機構貸付金の償還方法は、定期償還と繰上償還の2種類となっている。定期償還は、被災中小企業者等から償還された財団貸付金と同額の道県貸付金から道県負担分を除いた額を年度ごとに償還するものであり、繰上償還は、貸付実施期間終了時における道県貸付金の未使用額等から道県負担分を除いた額を償還するものである。令和6年4月までに6道県から償還された機構貸付金の累計額は、218億2913万余円(定期償還によるもの199億1735万余円、繰上償還によるもの19億1177万余円)となっている(以下、6道県から償還された機構貸付金を「償還金」という。)。そして、準則等によれば、機構貸付金の償還期限は交付から25年以内(貸付実施期間が延長された場合は、延長された期間を加えた期間以内)とされていることから、今後も6道県から定期償還により機構貸付金が償還されることになっている。

(注5) 各年度に公益財団法人から償還された道県貸付金に係る機構貸付金は、定期償還として当該年度末の翌日から10営業日以内に機構に償還されることとなっているため、令和5年度までに償還された道県貸付金に係る機構貸付金が6年4月までに機構に償還されている。

(4) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

追加政府出資金は、既存政府出資金だけでは機構貸付金の財源が不足すると見込まれたことから支援事業に充てるために追加出資され、貸付事業のみに使用されており、追加政府出資金を財源とした機構貸付金に係る償還金(以下「追加政府出資金に係る償還金」という。)についても、貸付事業に使用する見込みがない場合は国庫に納付されるなど適切に取り扱われる必要がある。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、追加政府出資金に係る償還金の取扱いは機構貸付金の償還の状況や財団貸付金の需要等を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、償還金の累計額 218 億 2913 万余円を対象として検査した。検査に当たっては、機構本部において、機構貸付金の償還の状況、6 財団による財団貸付金の貸付実績や貸付見込みなどについて、事業実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、償還金の累計額 218 億 2913 万余円のうち、既存政府出資金を財源とした機構貸付金に係る償還金(以下「既存政府出資金に係る償還金」という。)が 122 億 4785 万余円、追加政府出資金に係る償還金が 95 億 8127 万余円となっていた。

そして、機構が追加政府出資金に係る償還金を機構貸付金として再度交付していたのは、平成 26、27 両年度分の定期償還による償還金のうち計 7381 万余円を 29 年 3 月に交付した 1 回のみであった(以下、償還金を機構貸付金として再度交付することを「再使用」という。)。また、追加政府出資金に係る償還金のうち再使用されていない償還金の額(以下「追加政府出資金に係る償還金の保有額」という。)は、図表 2 のとおり、年々増加していて、令和 5 年度分が償還された 6 年 4 月末時点において 95 億 0746 万余円となっていた。

図表 2 機構における追加政府出資金に係る償還金の保有額等の状況 (単位：万円)

項目	平成 26 年度分	27 年度分	28 年度分	29 年度分	30 年度分	令和 元年度分	2 年度分	3 年度分	4 年度分	5 年度分	計
定期償還による 償還金の額 (a)	1371	6009	1 億 3291	2 億 1807	6 億 6959	8 億 3028	13 億 0192	17 億 2361	20 億 3041	19 億 2550	89 億 0615
繰上償還による 償還金の額 (b)	—	—	—	5 億 3735	6186	15	—	—	7574	—	6 億 7512
計 (a)+(b)	1371	6009	1 億 3291	7 億 5543	7 億 3146	8 億 3044	13 億 0192	17 億 2361	21 億 0616	19 億 2550	95 億 8127
再使用した額	—	—	7381	—	—	—	—	—	—	—	7381
各年度末の翌年 度の 4 月末時点 における追加政 府出資金に係る 償還金の保有額	1371	7381	1 億 3291	8 億 8835	16 億 1981	24 億 5025	37 億 5218	54 億 7580	75 億 8196	95 億 0746	

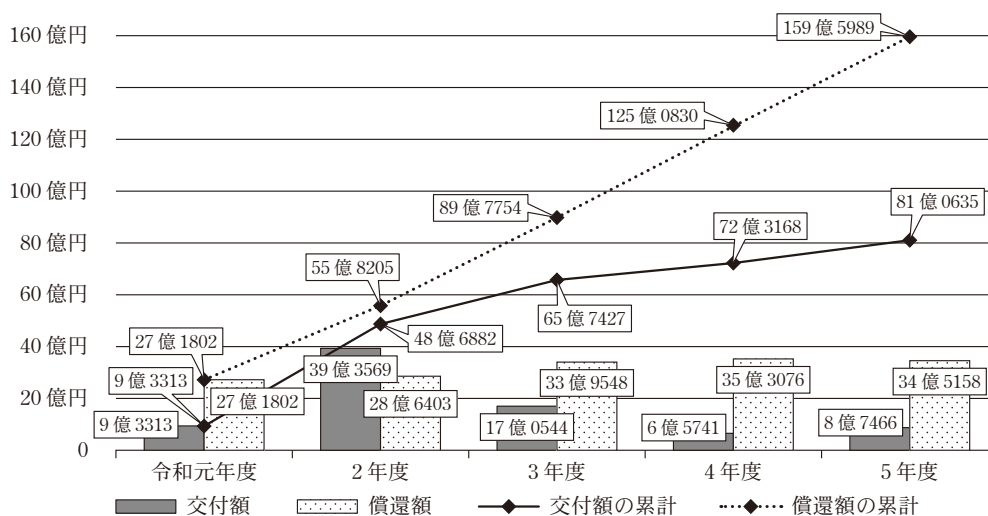
注(1) 各年度分の金額は、6 道県に道県貸付金が償還された年度に基づいて集計している。

注(2) 各年度分の金額は表示単位未満を切り捨てているため、各欄を集計しても計欄とは一致しない。

しかし、機構は、平成 29 年 5 月に、追加政府出資金に係る償還金について、再使用する可能性があるため不要財産に該当しないと整理して以降、不要財産に該当するか否かの検討を行っていなかった。

そこで、令和元年度から 5 年度までの 5 年間における財団貸付金の交付額及び償還額の推移についてみたところ、図表 3 のとおり、交付額は元、4、5 各年度にいずれも 10 億円を下回っている一方、償還額は毎年度 30 億円前後となっていた。そして、元年度から 5 年度までの償還額の累計 159 億 5989 万余円は、交付額の累計 81 億 0635 万余円の約 2 倍となっていた。

図表3 財団貸付金の交付額及び償還額の推移(令和元年度～5年度) (単位：万円)



また、貸付事業を継続している3県に対して、今後見込まれる財団貸付金の需要等を踏まえた上で機構貸付金の交付を追加で受ける必要があるかについて、機構を通じて確認したところ、3県は、いずれも、既に交付された道県貸付金により、当面の間は財団貸付金の必要額が賄えるの見込まれるとしていた。

これらのことから、当面の間、機構貸付金を交付する必要はない状況となっていた。

さらに、定期償還による償還金のうち既存政府出資金に係る償還金は、図表4のとおり、平成30年度分の償還以降、毎年度10億円を超えており、仮に新たに機構貸付金を交付する必要が生じたとしても、既存政府出資金に係る償還金を再使用することで対応が可能であると見込まれた。

図表4 定期償還による償還金の内訳 (単位：万円)

項目	平成25年度分 ～29年度分	30年度分	令和 元年度分	2年度分	3年度分	4年度分	5年度分
既存政府出資金 に係る償還金	14億0930	12億5932	22億9309	14億6285	17億4187	14億4346	14億0127
追加政府出資金 に係る償還金	4億2480	6億6959	8億3028	13億0192	17億2361	20億3041	19億2550

したがって、機構貸付金の償還の状況や財団貸付金の需要等を踏まえれば、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円は、再使用する見込みがない状況となっていた。

このように、機構において、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円について、再使用する見込みがないのに保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、追加政府出資金に係る償還金について、不要財産に該当するか否かの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、令和6年4月末時点における追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円について、同年11月に不要財産として国庫に納付するととも

に、第5期中期計画(6年4月から11年3月まで)を7年3月に変更して、同計画において、今後発生する追加政府出資金に係る償還金について、年度ごとに国庫に納付することとする処置を講じた。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施状況について

(令和5年度決算検査報告 335、494 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、国から交付された運営費交付金等によりサービス等生産性向上 IT 導入支援事業(以下「IT 導入支援事業」という。)を実施している。IT 導入支援事業は、その管理、運営等の業務(以下「事務局業務」という。)を行う補助事業者が法人内に設置する事務局を通じて、生産性向上に資する IT ツールを導入する中小企業・小規模事業者等(以下「事業主体」という。)に対して、これに要する経費の一部を補助するサービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金(以下「IT 導入補助金」という。)を交付するものである。そして、一般社団法人サービスデザイン推進協議会(以下「サ推協」という。)は令和5年7月以前に交付申請を行った事業主体に対する事務局業務を、凸版印刷株式会社(5年10月1日以降は TOPPAN 株式会社。以下「TOPPAN」という。)は同年8月以降に交付申請を行った事業主体に対する事務局業務を、それぞれ補助事業者として担っている。

交付規程等によれば、事務局は、ソフトウェア等を IT ツールとして、これを取り扱うメーカー、ベンダー等を事業主体の支援を行う責務を担う IT 導入支援事業者として、それぞれ審査(以下「登録審査」という。)して登録することとされている。また、IT ツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とするような販売方法又は一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為(以下、これらの行為等を「実質的還元」という。)があった場合、IT ツールを導入日から1年未満で利用しなくなった場合等には、事業主体に対して、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。そして、IT 導入支援事業者等において不適当な行為が行われるなどの疑義が生じ、その調査等を行った結果、IT 導入支援事業者として不適格と判断した場合には、同事業者の登録を取り消し、不正の内容について公表することができるなどとされている。さらに、機構及び事務局は、IT 導入支援事業の適切な遂行を確保するために必要があると判断した場合には、事業主体及び IT 導入支援事業者に対して事業に関する報告を求め、又は事業所等に立ち入り、若しくは関係者に質問するなどの調査(以下「立入調査」という。)を行うことができることなどとなっている。

また、事業主体において、IT ツールの導入日から1年以上経過後、処分制限期間内に、取得価格の単価が50万円以上の IT ツールのうち事業主体において減価償却資産として取り扱っているもの(以下「処分制限 IT ツール」という。)を解約した場合には、取得財産の残

存簿価相当額に補助率を乗じて得た金額を事務局に納付(以下「残存簿価分納付」という。)すること、IT ツールを一部でも解約した場合には事務局に対して辞退届を提出することとされている。さらに、事業主体は、交付申請及び事業実施効果報告(以下「効果報告」という。)に当たり、生産性向上に係る情報(以下「生産性関連情報」という。)により算出された労働生産性を報告することなどとされている。

しかし、IT ツールの導入に際して実質的還元等による不正が多数行われているなど適正でない事態、サ推協における各種審査、不正に関与している IT 導入支援事業者に対する立入調査及び登録取消し、不正を行った事業主体に対する交付決定の取消しなどが適切に行われておらず、注意喚起を含む不正防止策が十分に講じられていない事態、サ推協において交付規程に基づく交付決定の取消し、残存簿価分納付及び効果報告の要否判定を適切に行うために必要な IT ツールの解約状況を正確に把握できていないなどの事態、及び事業主体において生産性関連情報等や労働生産性が適切に報告されておらず、サ推協において生産性関連情報等の確認が十分に行われていないことにより、IT 導入支援事業の効果を正確に把握できていない事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して6年10月に、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 機構において、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付されたIT導入補助金を速やかに返還させる手続を行わせること、また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与したIT導入支援事業者の登録取消し、公表等を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 機構において、サ推協及びTOPPANに対して、アの30事業主体に係る実質的還元による不正に関与したIT導入支援事業者15者が支援した事業主体(アの処置の対象となる事業主体を除く。)や不正の疑義のあるIT導入支援事業者等を中心に実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与したIT導入支援事業者等の登録取消し、公表等を行わせること、また、サ推協及びTOPPANと共に、事業主体における実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する注意喚起の方法を見直すとともに、今後、登録審査、交付申請に係る審査(以下「採択審査」という。)、事業実績報告に係る検査(以下「確定検査」という。)、立入調査、不正の認定、補助金返還、不正に関与したIT導入支援事業者等の登録取消し、公表等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して指針等を整備すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ 機構において、サ推協及びTOPPANと共に、交付規程等に基づく交付決定の取消しや残存簿価分納付等が適切に行われるよう、ITツールの解約状況を正確に把握する仕組みを整備し、また、TOPPANと共に、今後の残存簿価分納付の要否の判定が区々とならないよう、処分制限ITツールの取扱いを見直すこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

エ 機構において、IT 導入支援事業の効果を正確に把握できるよう、効果報告の方法の見直しを行い、サ推協及び TOPPAN による生産性関連情報等や労働生産性の確認体制を整備すること(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

オ 中小企業庁において、アからエまでの見直しの措置が確実に行われるよう、機構、サ推協及び TOPPAN に対して指導、助言等を行うこと(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁、機構本部、サ推協及び TOPPAN において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた 30 事業主体が実施した 41 事業について、6 年 10 月までに、過大に交付された IT 導入補助金を返還させる手続を行わせた。また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた 67 事業主体が実施した 88 事業についての更なる調査等を行わせた結果、サ推協は、7 年 5 月までに、46 事業主体が実施した 66 事業について IT 導入補助金を返還させる手続を行うとともに、不正に関与したことが新たに判明した IT 導入支援事業者 5 者の登録取消し及び公表を行った。

イ 機構は、サ推協及び TOPPAN に対して、実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行い、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与した IT 導入支援事業者等の登録取消し、公表等を行うよう指示した。そして、サ推協及び TOPPAN は、不正に申請等を行うなどして交付を受けた場合の IT 導入補助金の自主返還をウェブサイト上で呼びかけるとともに、6 年度までに IT 導入補助金の交付を受けた全ての事業主体を対象として補助事業の実施に係る不適切な行為の有無に関する調査を行い、また、不正の疑義のある事業主体及び IT 導入支援事業者を対象に立入調査を行うなどして、7 年 5 月までに、290 事業(アの処置の対象となる事業を除く。)について IT 導入補助金を返還させる手続を行うとともに、同年 6 月までに、不正に関与した IT 導入支援事業者 8 者(アの処置の対象となる IT 導入支援事業者 5 者を除く。)の登録取消し及び公表を行った。

さらに、機構及び TOPPAN は、実質的還元等の不正を防止するための対策として、同年 4 月までに、ウェブサイト及び公募要領において、実質的還元等の不正について具体例を追加するなどして事業主体等に対する注意喚起の方法を見直した。また、機構及び TOPPAN は、審査等を厳正かつ適時適切に行うために、同年 6 月までに、登録審査の際に、IT 導入支援事業者に対して、IT ツールの販売実績一覧、機能及び性能に係る詳細説明資料、役務費用についての価格説明資料、IT ツールのデモ機等の提出等を求めるとともに、採択審査及び確定検査の際に、事業主体に対して決算書等の追加資料やソフトウェアの導入に係る設定、コンサルティング等の役務に関する実施内容の説明資料等の提出等を求めることなどができるよう、公募要領等を見直した上で審査基準等を整備した。そして、機構、サ推協及び TOPPAN は、同年 5 月までに、立入調査の対象の選定、不正の有

無の確認方法、不正の認定、補助金返還、不正に関与したIT導入支援事業者の登録取消し、公表等を厳正かつ適時適切に行うことができるようマニュアル等を整備した。

ウ 機構、サ推協及びTOPPANは、7年6月までに、事業主体がITツールを解約等した場合の報告義務及び手続について、インターネット上の申請用サイト等に説明動画を掲載するなどして周知した上で、効果報告の際等に、全ての事業主体に対して定期的にITツールの継続利用の確認を行うこととするなど、ITツールの解約状況を正確に把握する仕組みを整備した。また、機構及びTOPPANは、6年11月までに、処分制限ITツールに係る残存簿価分納付の要否の判定について、ITツールの販売形態及びカテゴリーに基づいて統一的に判定するように取扱いを見直した。

エ 機構、サ推協及びTOPPANは、7年5月までに、事業主体等に対して、効果報告の方法、注意点等を記載した「事業実施効果報告の手引き」を改訂するなどして生産性関連情報等や労働生産性の適切な報告方法を周知した上で、誤りが疑われる場合等には事業主体に決算書等の根拠資料の提出を求めて確認することとするなど、効果報告の方法の見直しを行い、サ推協及びTOPPANによる生産性関連情報等や労働生産性の確認体制を整備した。

オ 中小企業庁は、機構に対して、サ推協及びTOPPANへの指導及び監督が適切に行われるよう指導及び助言を行うとともに、機構と連携し、サ推協及びTOPPANと定期的に実施しているミーティング等において、アからエまでの見直しの措置の進捗について報告を受けるなどした上で、サ推協及びTOPPANに対して指導及び助言を行った。

第15 独立行政法人住宅金融支援機構

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について

(令和5年度決算検査報告 518 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)等に基づき、住宅融資保険事業を実施しており、同事業の経理について、住宅融資保険勘定を設けて整理している。同事業において、機構は、民間の金融機関との間で住宅融資保険契約を締結して、当該金融機関から住宅ローン債権に係る保険料を受け取っている。また、機構は、平成21年度一般会計補正予算(第1号)による国からの出資金(以下「運用益型出資金」という。)を住宅融資保険勘定において保有し、その運用収益をもって、保険料率引下げの対象となる住宅ローン債権(以下「対象債権」という。)の保険料率を一律に0.20%まで引き下げるための費用(以下「保険料率引下げ費用」という。)を賄うこととしている。そして、機構は、運用益型出資金のうち不要となった額について、平成24年度に国庫に納付し、また、25、26両年度に機構の同一勘定内で保有している保有型出資金に振り替えている(以下、運用益型出資金を保有型出資金に振り替えることを「勘定内振替」、運用益型出資金と保有型出資金を合わせて「運用益型出資金等」という。)(注)。

しかし、機構において、27年度以降、運用益型出資金の規模の見直しを行っておらず、本院が将来見込まれる運用収益を令和6年度以降の想定運用利回りを用いて保守的に試算したところ、保険料率引下げ費用の累計額等を賄うために必要と認められる額以上の多額の運用益型出資金を保有していることになるなどの事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 対象債権の残高の減少に伴う保険料率引下げ費用や運用益型出資金等の運用の状況等を踏まえて、運用益型出資金の規模の見直しを行うこと。そして、機構による見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、保有型出資金の増額が必要となる場合には勘定内振替を行うこと、又は国庫への納付を行うこと

イ アの運用益型出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

(注) 保有型出資金 通常予測される範囲を超えるリスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応することを目的とする出資金

2 当局の処置状況

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 住宅融資保険事業を確実に実施するには必要な運用収益を確実に確保することが必要であるとして、6年11月及び7年6月に、運用益型出資金等のうち、その時点で運用利回りが確定したものに係る満期日までの運用収益の総額(以下「運用収益の確定額」という。)と、全ての対象債権の完済が見込まれるまでの保険料率引下げ費用の総額(以下「保険料率引下げ費用の総額」という。)を比較することにより、運用益型出資金の規模の検証を行

い、8年度に運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回る見込みであるとした。

イ 6年11月に、毎年度半期ごとに運用益型出資金の規模の検証を行い、その結果を踏まえた規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備した。

一方、機構は、引き続き、イの体制により、運用益型出資金の規模の検証を行い、運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回った場合には、必要額を超えて保有していると認められる額について勘定内振替又は国庫への納付を行うこととしている。

第 16 四国旅客鉄道株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

情報システムの保守等業務契約について、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることを原則とすることにより基準価格の設定が適切なものとなるよう改善させたもの

科 目	(款) 鉄道事業営業費	(項) 保守管理費	等
部 局 等	四国旅客鉄道株式会社本社		
保守等業務契約の概要	情報システムを円滑かつ安定的に運用するために情報システムに係る稼働状況の監視、問合せ対応等の業務を行うもの		
検査の対象とした契約件数及び契約金額	49 件	2 億 9805 万余円 (令和 5、6 両年度)	
上記に係る基準価格		3 億 0373 万余円	
実工数が見積工数を大幅に下回っていた契約件数及び基準価格	3 件	1887 万余円	
上記に係る低減できた基準価格		1210 万円	
実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった契約件数及び基準価格	33 件	1 億 1909 万円 (背景金額)	

1 情報システムに係る保守等業務契約の概要等

(1) 情報システムに係る保守等業務契約の概要

四国旅客鉄道株式会社(以下「JR 四国」という。)は、生産性向上やサービス水準の維持・向上を目指すために、各種の情報システム(以下「システム」という。)を構築して運用している。そして、システムを円滑かつ安定的に運用するためにシステムに係る稼働状況の監視、問合せ対応等を行う業務(以下「保守等業務」という。)について、毎年度、システムごとに随意契約により外部に委託して実施させている(以下、JR 四国が保守等業務を実施させるために締結している契約を「保守等業務契約」という。)

(2) 基準価格の設定

JR 四国が定める契約事務取扱準則(平成 7 年財会第 212 号)によれば、随意契約による場合には、見積書を徴することとされている。また、契約責任者は、仕様書等の資料に基づき、基準価格を設定して基準価格書を作成することとされていて、見積金額を精査するとともに、基準価格を参考として、契約金額を定めることとされている。そして、JR 四国は、基準価格は契約金額の上限額になることが原則であるとしている。

JR 四国は、保守等業務契約に係る基準価格について、契約相手方から徴した見積書を基に、主に次の方法により設定している。

- ① 見積金額をそのまま基準価格として設定する方法
- ② 見積書に記載されるなどしている作業内容ごとの工数(以下「見積工数」という。)に、市販の積算参考資料を基に算出した技術者の1時間当たり単価(以下「人件費単価」という。)を乗ずるなどして基準価格を設定する方法

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、保守等業務契約に係る基準価格の設定は適切に行われているかなどに着眼して、JR 四国が令和5、6両年度に締結した保守等業務契約計49件(契約金額計2億9805万余円、基準価格計3億0373万余円)を対象として、JR 四国本社において、基準価格書、仕様書、見積書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実工数が見積工数を大幅に下回っているのに、実工数を基準価格の設定に反映させていなかった事態

JR 四国は、保守等業務契約49件のうち24件について、基準価格の設定に当たり、見積書等により把握した見積工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を設定していた。そして、当該24件のうち16件については、一定の期間ごと又は契約期間終了後に契約相手方から保守等業務の作業内容ごとの実際に要した工数(以下「実工数」という。)が確認できる書類(以下「作業報告書」という。)の提出を受けていた。

そこで、作業報告書の提出を受けていた16件について、同一年度における見積工数と実工数とを比較したところ、防災・施設指令支援システムに係る保守等業務契約(5、6両年度の計2件、基準価格は両年度とも632万余円)については、5、6両年度の見積工数がいずれも780時間となっているのに対して、実工数は5年度76.5時間、6年度71時間となっていて、実工数が見積工数を大幅に下回っていた。

また、労働時間管理システム(以下、防災・施設指令支援システムと合わせて「2システム」という。)に係る保守等業務契約(5、6両年度の計2件、基準価格は両年度とも622万余円)についても、5、6両年度の見積工数がいずれも624時間となっているのに対して、実工数は5年度217.3^(注)時間、6年度84.2時間となっていて、実工数が見積工数を大幅に下回っていた。

(注) 労働時間管理システムに係る保守等業務契約は令和5年度から開始されており、5年度は問合せ対応等が多く発生していて、6年度と比較して実工数が多くなっていた。

JR 四国は、2システムに係る計4件の保守等業務契約について、作業報告書により実工数を把握していたものの、システムを円滑かつ安定的に運用するためには見積工数による作業が必要であるとして、見積工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を設定していた。しかし、実際には、見積工数を大幅に下回る実工数による作業でも2システムは円滑かつ安定的に運用されていることなどから、2システムの保守等業務契約について、実工数を基準価格の設定に反映させることにより、基準価格の設定をより適切なものとすることが可能であったと認められた。

そこで、2システムに係る4件の保守等業務契約のうち、基準価格の設定に当たり前年度の作業報告書により実工数を確認することが可能であった3件(防災・施設指令支援システムに係る5、6両年度の保守等業務契約2件、労働時間管理システムに係る6年度の保守等業務契約1件)について、前年度の実工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を試算すると、計673万余円(5年度196万余円、6年度計477万余円)となり、当該3件の基準価格計1887万余円を約1210万円低減できたと認められた。

(2) **基準価格の設定に当たり、実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった事態**

JR 四国は、保守等業務契約49件のうち16件について、契約相手方から作業報告書の提出を受けていたが、残りの33件(基準価格計1億1909万余円)については、保守等業務が支障なく行われていれば実工数を把握する必要はないなどとして、契約相手方に作業報告書の提出を求めることなどをしておらず、実工数を把握していなかった。

そのため、当該33件の保守等業務契約のうち見積工数を把握していた8件については、実工数と見積工数とを比較することができず、また、残りの見積工数を把握していなかった25件については、実工数に人件費単価を乗ずるなどして算出した額と見積金額とを比較することができないことから、見積工数等の妥当性を検証することができない状況となっていた。

しかし、保守等業務契約に係る基準価格の設定を適切に行うためには、実工数を把握することが重要であることから、これら33件についても、原則として作業報告書の提出を求めることとするなどして実工数を把握して、見積工数等の妥当性を検証した上で検証結果を基準価格の設定に反映させる必要があったと認められた。

このように、保守等業務契約において、実工数が見積工数を大幅に下回っているのに実工数を基準価格の設定に反映させていなかった事態、及び基準価格の設定に当たり、実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、JR 四国において、保守等業務契約について、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 **当局が講じた改善の処置**

本院の指摘に基づき、JR 四国は、実工数が見積工数を大幅に下回っていた2システムのうち7年度も保守等業務契約を締結している防災・施設指令支援システムについて、実工数を反映させて同年度の保守等業務契約の基準価格を設定した上で7年4月に契約金額を変更した。また、同年8月に関係部署の契約責任者に対して事務連絡を発して、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることを原則とすることにより基準価格の設定を適切なものとするよう周知する処置を講じた。

第17 株式会社ゆうちょ銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

銀行業務に係る研修を実施するために郵便研修施設に配備されている新型端末について、日本郵便株式会社と連携して研修体制を見直し、配備し続ける必要がない新型端末を郵便局に移設することなどにより、新型端末が有効に活用されるよう改善させたもの

科	目	有形固定資産
部	局	等
窓口端末機の概要		株式会社ゆうちょ銀行本社
		銀行業務を行う窓口における入出金のデータ入力、伝票処理等の機能を有する機器
研修施設等に配備された新型端末の台数及び令和6年10月末の帳簿価額	645 台	3 億 4149 万余円
上記のうち郵便研修施設に今後配備し続ける必要がないと認められた新型端末の台数及び令和6年10月末の帳簿価額	88 台	4565 万円

1 窓口端末機等の概要

(1) ゆうちょ銀行等の概要

株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)は、銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づく預金の受入れなどの業務(以下「銀行業務」という。)を、本店、支店及び出張所(以下、これらを合わせて「直営店」という。)において行っている。

また、ゆうちょ銀行は、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といい、ゆうちょ銀行と合わせて「両会社」という。)と銀行代理業務等に係る委託契約を締結して、銀行業務を委託している。

そして、日本郵便は、直営店が併設されていない郵便局に、銀行代理業務等を行うための窓口を設置している(以下、直営店及び銀行代理業務等を行うための窓口が設置されている郵便局等を合わせて「店舗」という。)

また、ゆうちょ銀行、日本郵便及び株式会社かんぽ生命保険は、日本郵政株式会社と日本郵政グループ協定(以下「グループ協定」という。)を締結しており、これによりグループ各社が相互に連携するなどして、シナジー効果を発揮する体制を構築するとしている。

(2) 銀行業務に係る研修

ゆうちょ銀行は、銀行業務を行う日本郵便の社員等を支援するなどのために、全国50^(注1)か所にパートナーセンターを設置している。パートナーセンターでは、日本郵便の社員等のうち主に銀行業務の経験者に対して、銀行業務に係る事故防止等のための研修を実施し

ているほか、郵便局からの問合せへの対応等を行っている。

また、日本郵便は、全国59か所^(注2)に研修施設を、全国4か所^(注3)に研修センターをそれぞれ設置しており、これらの施設では、主に新採用社員に対して、銀行業務を含む郵便局の業務に従事するために必要な研修を実施している(以下、研修施設及び研修センターを合わせて「郵便研修施設」といい、パートナーセンター及び郵便研修施設を合わせて「研修施設等」という。)

(注1) 50か所 北海道は4か所、都府県は各1か所

(注2) 59か所 北海道は4か所、京都府及び兵庫県は各3か所、大阪府及び静岡、鳥取、岡山、山口各県は各2か所、それ以外の都県は各1か所

(注3) 4か所 東京都、長野、三重、福岡各県の各1か所

(3) 窓口端末機の配備等

ゆうちょ銀行は、銀行業務を行う窓口における入出金のデータ入力、伝票処理等の機能を有する窓口端末機を店舗に配備して運用している。また、両会社の社員に対して窓口端末機を利用した銀行業務に係る研修(以下「実機研修」という。)を実施するために、研修施設等にも窓口端末機を配備している。

ゆうちょ銀行は、平成22年に調達した窓口端末機(以下「旧型端末」という。)を更改するために、令和2年7月に、窓口端末機の製造請負、設置、保守等に係る契約を締結している(以下、2年7月の契約により調達した窓口端末機を「新型端末」という。)。ゆうちょ銀行は、新型端末の調達に当たり、新型端末の店舗への配備台数について、ネットバンキングの普及等の影響で窓口端末機による取扱件数(以下「取扱件数」という。)が減少している実態を踏まえた台数とする一方、研修施設等への配備台数については、相当量の実機研修を新たに実施する必要が生ずることも想定して、旧型端末の配備台数とほぼ同じ645台とするなどして、5年1月から6年9月までの間に順次、計35,337台の新型端末を配備するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

窓口端末機は、銀行業務を実施するために必要なものであり、使用状況等を十分に踏まえて配備することにより、各窓口端末機が有効に活用されるようにすることが重要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、新型端末は研修施設等に効率的に配備され、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、研修施設等に配備された新型端末645台(6年10月末の帳簿価額3億4149万余円)を対象として、ゆうちょ銀行本社において、新型端末の配備等の考え方について説明を聴取するとともに、13エリア本部管内の42パートナーセンター並びに日本郵便本社及び4研修センターにおいて、新型端末の使用状況や実機研修の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、両会社本社から、全国の各店舗における新型端末の使用状況及び各研修施設等における実機研修の実施状況に関する資料の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注4) 13エリア本部 北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄各エリア本部

(検査の結果)

研修施設等における新型端末の配備状況についてみると、新型端末が配備されている研修施設等は、47 都道府県に所在する計 77 施設となっており、配備台数は研修施設等ごとに異なっていた。また、47 都道府県のうち 27 都道府県^(注5)においては、同一都道府県内のパートナーセンターと郵便研修施設の両方に新型端末が配備されており、かつ、パートナーセンターと郵便研修施設とが比較的近くに所在していた。

そして、27 都道府県のパートナーセンター及び郵便研修施設計 54 施設における実機研修の年間平均実施日数をみたところ、4 年度は 2.5 日、5 年度は 4.0 日と少なくなっており、また、実機研修が全く実施されなかった施設が、4 年度は 30 施設、5 年度は 23 施設見受けられた。

両会社に対して、実機研修の実施日数が少なくなっている理由を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて研修施設等における実機研修を控えたこと、各郵便局における業務中の操作訓練が一般的となり、研修施設等における実機研修の必要性が低くなったことなどによるとのことであった。

(注5) 27 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川、福井、長野、三重、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡各県

一方、各店舗における新型端末の使用状況についてみると、取扱件数の多い店舗も見受けられる状況であり、一部の郵便局からは、取扱件数の増加による混雑時の対応等のために、より多くの台数を配備してほしいとの要望が日本郵便の支社等に対してなされている状況となっていた。

そこで、27 都道府県において、実機研修の実施場所をパートナーセンター又は郵便研修施設に集約することに支障はないかを両会社から聴取するなどして確認した。その結果、27 都道府県のうち 19 府県^(注6)においては、パートナーセンターに配備されている新型端末の台数で郵便研修施設の研修生を受け入れることとすれば、実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約して、郵便研修施設に配備されていた新型端末を店舗に移設しても特段の支障はないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛媛県内のパートナーセンター及び郵便研修施設は、同県松山市内の同一建物の同一フロア内に所在している。

パートナーセンターには、新型端末が 6 台配備されており、実機研修の年間実施日数は、令和 4 年度は 8 日、5 年度は 7 日と少なくなっていた。また、郵便研修施設には、新型端末が 5 台配備されているものの、4、5 両年度とも実機研修が全く実施されていなかった。

そこで、実機研修の実施場所をパートナーセンター又は郵便研修施設に集約することに支障はないか両会社に確認したところ、実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約して、郵便研修施設に配備されていた新型端末 5 台を店舗に移設しても特段の支障はないと認められた。

(注6) 19 府県 京都、大阪両府、青森、岩手、秋田、山形、福島、富山、福井、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県

したがって、19 府県における実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約すれば、19 府県の 19 郵便研修施設に配備されている新型端末計 88 台（6 年 10 月末の帳簿価額 4565 万余円）は、今後配備し続ける必要がなく、取扱件数の多い店舗に移設することが可能であると認められた。

このように、郵便研修施設における実機研修の実施日数が少なくなっていて、新型端末が効率的に配備されず、有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、ゆうちょ銀行において、パートナーセンターにおける実機研修の実施状況を踏まえて、グループ協定を締結している日本郵便と連携して、郵便研修施設における実機研修の実施状況も確認した上で、研修体制の見直しや新型端末の移設について検討していなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、ゆうちょ銀行は、日本郵便に対して協力を求め、両会社は、7 年 6 月に、新型端末の有効活用等に関する文書を取り交わすなどして、次のような処置を講じた。

ア 両会社は連携して、19 府県における実機研修の実施場所をパートナーセンターとするよう研修体制を見直して、19 府県の 19 郵便研修施設に配備された新型端末 88 台を取扱件数が増加するなどしている郵便局に移設することとした。

イ 両会社は、研修施設等に配備されている新型端末について、今後は、郵便研修施設における新型端末の使用状況を日本郵便からゆうちょ銀行へ伝達するとともに、適宜、協議の場を設けるなどして両会社が相互に連携することにより、新型端末が有効に活用されるよう適時適切に検討を行うこととした。

第3節 不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	35 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	31 省庁等 316 件 8,981,322,132 円 (検査報告 昭和 21 年度～令和 5 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	30 省庁等 307 件 8,605,427,708 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させ、又は徴収するなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債

権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する35省庁等における7年6月末現在の是正措置の状況を対象として、18省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの17省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが31省庁等における316件8,981,322,132円^(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが30省庁等における307件8,605,427,708円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省等^(注2)における9件375,894,424円ある。これを、令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、4年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 316件8,981,322,132円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがある場合は、それぞれの是正措置の件数に計上しているため、これらの件数を合計しても是正措置が必要なものの総件数と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 4省等 農林水産省、国土交通省、防衛省、独立行政法人情報処理推進機構

(1) 令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項294件(指摘金額の合計7,736,866,848円)^(注3)のうち、258件7,297,164,140円については7年6月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの36件439,702,708円については7年6月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが31件336,176,828円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省^(注4)における5件103,525,880円ある。

(注3) 258件7,297,164,140円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが231件6,842,100,458円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件26,209,965円、手直し工事等による是正措置が完了したものが27件395,866,793円、再発防止策による是正措置が講じられたものが5件32,986,924円ある。

(注4) 2省 農林水産省、国土交通省

表1 令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(内閣府本府)	6	28,429,819	6	28,429,819	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府(こども家庭庁)	12	61,315,184	11	59,618,331	1	1,696,853	—	—	1	1,696,853	—	—
総務省	20	307,140,911	20	307,140,911	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1	336,020,184	1	336,020,184	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	24	263,685,684	24	263,685,684	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	125	5,522,770,685	112	5,264,663,375	13	258,107,310	—	—	12	245,769,083	1	12,338,227
農林水産省	11	83,159,910	7	67,409,910	4	15,750,000	—	—	4	15,750,000	—	—
経済産業省	3	10,331,206	3	10,331,206	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	9	209,683,173	8	206,183,173	1	3,500,000	—	—	1	3,500,000	—	—
環境省	5	135,828,572	5	135,828,572	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	1	30,825,000	1	30,825,000	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁計	216	6,989,190,328	197	6,710,136,165	19	279,054,163	—	—	18	266,715,936	1	12,338,227
日本私立学校振興・共済事業団	2	5,651,000	2	5,651,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	43	172,746,169	31	115,623,504	12	57,122,665	—	—	12	57,122,665	—	—
日本放送協会	1	10,689,789	1	10,689,789	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	46	189,086,958	34	131,964,293	12	57,122,665	—	—	12	57,122,665	—	—
合計	262	7,178,277,286	231	6,842,100,458	31	336,176,828	—	—	30	323,838,601	1	12,338,227

注(1) 令和7年6月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

注(2) 一つの事態について複数の省庁において是正措置を講ずるものがあるため、各欄の省庁の件数を合計しても、省庁計と一致しないものがある。

(2) 令和4年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から令和4年度までの検査報告に掲記した不当事項において、6年6月末現在では是正措置が未済となっていた308件10,230,523,646円のうち、28件1,688,904,222円^(注5)については7年6月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの280件8,541,619,424円については7年6月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが276件8,269,250,880円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省等^(注6)における4件272,368,544円ある。

(注5) 28件1,688,904,222円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが25件329,878,114円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが8件48,795,155円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件1,361,014円、手直し工事等による是正措置が完了したものが5件1,357,665,094円ある。

(注6) 3省等 農林水産省、防衛省、独立行政法人情報処理推進機構

表2 令和4年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為	金額	件数	金額	左以外のもの(補助金、保険給付金等)	金額
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
内閣府(こども家庭庁)	2	19,167,200	0	4,282,200	2	14,885,000	—	—	2	14,885,000	—	—
総務省	3	17,058,970	2	16,206,490	1	852,480	—	—	1	852,480	—	—
法務省	7	750,704,862	—	—	7	750,704,862	6	750,623,112	—	—	1	81,750
外務省	2	24,936,717	—	—	2	24,936,717	2	24,936,717	—	—	—	—
財務省	7	291,920,540	1	1,284,197	6	290,636,343	3	284,792,980	—	—	3	5,843,363
厚生労働省	116	1,394,721,004	11	187,711,383	105	1,207,009,621	8	117,436,300	90	1,003,277,374	7	86,295,947
農林水産省	15	43,544,902	3	11,755,366	12	31,789,536	—	—	11	27,878,498	1	3,911,038
経済産業省	6	74,200,830	0	161,000	6	74,039,830	1	11,799,284	4	60,783,755	1	1,456,791
国土交通省	7	99,027,093	0	2,184,455	7	96,842,638	6	92,930,328	1	3,912,310	—	—
環境省	5	198,009,428	3	61,578,078	2	136,431,350	—	—	1	110,692,000	1	25,739,350
防衛省	6	65,598,682	0	1,107,167	6	64,491,515	6	64,491,515	—	—	—	—
省庁計	177	2,981,104,228	20	286,270,336	157	2,694,833,892	33	1,349,224,236	110	1,222,281,417	14	123,328,239
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	6,938,196	—	—	1	6,938,196	1	6,938,196	—	—	—	—
全国健康保険協会	3	3,962,113	0	945,000	3	3,017,113	—	—	3	3,017,113	—	—
国立健康危機管理研究機構	1	16,875,635	0	752,237	1	16,123,398	—	—	1	16,123,398	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,484,638	—	—	1	3,484,638	—	—	1	3,484,638	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	23,788,639	2	1,018,528	1	22,770,111	—	—	—	—	1	22,770,111
国立大学法人筑波大学	1	10,156,079	0	120,000	1	10,036,079	1	10,036,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	2	1,131,332,093	0	1,860,000	2	1,129,472,093	1	11,983,650	1	1,117,488,443	—	—
国立大学法人奈良国立大学機構	1	7,617,000	0	192,000	1	7,425,000	1	7,425,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	0	149,008	1	120,030,454	—	—	1	120,030,454	—	—
日本放送協会	1	4,095,389	0	77,818	1	4,017,571	1	4,017,571	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,548,995	0	60,000	1	34,488,995	1	34,488,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	2	703,648,150	0	480,000	2	703,168,150	2	703,168,150	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	75	2,833,575,436	1	10,848,000	74	2,822,727,436	74	2,822,727,436	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	38	711,697,287	2	27,105,187	36	684,592,100	36	684,592,100	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—
団体計	124	5,618,024,766	5	43,607,778	119	5,574,416,988	109	4,290,175,931	9	1,261,470,946	1	22,770,111
合計	301	8,599,128,994	25	329,878,114	276	8,269,250,880	142	5,639,400,167	119	2,483,752,363	15	146,098,350

注(1) 令和6年7月1日から7年6月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、7年6月30日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計と一致しないものがある。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から令和4年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので7年6月末現在で是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、276件8,269,250,880円ある。これらに対する直近1年間(6年7月1日から7年6月30日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示

すと、次のとおりである。^(注7)

(注7) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は276件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	117 件	1,541,116,657 円
団体	84 件	3,613,057,078 円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額^(注8)は、省庁 43,972,333 円、団体 18,237,826 円となっている。

(注8) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	47 件	1,126,035,149 円
団体	45 件	886,290,048 円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における42件 877,676,022 円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	3 件	27,682,086 円
団体	2 件	1,075,069,862 円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でないこと、債務者等が行方不明であることなどのため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第4章 国会及び内閣に対する報告並び に国会からの検査要請事項に関 する報告等

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について

検 査 対 象	財務省、中小企業庁、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般社団法人全国信用保証協会連合会、13 信用保証協会
新型コロナ特別貸付等の概要	株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対して貸付けを行うもの
新型コロナ特別貸付等の貸付実績の累計額	20 兆 6397 億円(令和元年度～5 年度)
新型コロナ関連保証の概要	信用保証協会が、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対する民間金融機関の貸付けに係る信用保証(セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証)を行うもの
新型コロナ関連保証の保証承諾実績の累計額	38 兆 2664 億円(令和元年度～5 年度)
報告を行った年月日	令和6年12月18日

1 検査の状況の主な内容

本院は、中小企業者又は小規模事業者^(注1)(以下、これらを「中小企業者等」といい、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)等の危機対応業務に係る貸付け及び信用保証^(注2)においては中小企業等協同組合等を含む。以下同じ。)に対する新型コロナ特別貸付等^(注3)に係る貸付債権等^(注4)及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、

- ① 株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)等が中小企業者等に対して実施した新型コロナ特別貸付等の貸付債権等はどのような状況となっているか、特に、令和4年度決算検査報告に掲記した令和4年度末時点における貸付債権等の状況からどのように変化しているか

② 各都道府県等に設立された信用保証協会^(注5)(以下「協会」という。)が中小企業者等に対して実施した新型コロナ関連保証の保証債務等はどのような状況となっているか、また、新型コロナ関連保証等の実施に係る国の財政援助額の使用状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(注1) 中小企業者 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下等の会社等又は常時使用する従業員の数が300人以下等の会社若しくは個人等

(注2) 小規模事業者 従業員20人以下等の中小企業者

(注3) 新型コロナ特別貸付等 日本公庫の国民一般向けの業務(以下「国民生活事業」という。)及び中小企業者向けの業務(以下「中小企業事業」という。)における新型コロナウイルス感染症特別貸付(以下「新型コロナ特別貸付」という。)並びに商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付け(危機対応業務の一環としての資金の貸付けのうち、中小企業者向けの制度に係る貸付けであって、かつ、資本性劣後ローンを除いたものをいう。)

(注4) 新型コロナ関連保証 令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて政府等が決定した対応策等を踏まえた事業者に対する各種の資金繰り支援(以下「新型コロナ関連資金繰り支援」という。)の一環として行われた中小企業者等に対するセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証

(注5) 信用保証協会 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立されている法人。
令和6年9月末時点で47都道府県及び横浜、川崎、名古屋、岐阜各市に設立されている。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(1) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況

ア 貸付実績及び貸付残高の状況

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の5年度末までの貸付実績の累計は、全体で1,276,196件20兆6397億余円となっていた。また、同年度末時点の貸付残高は、全体で968,707件12兆4014億余円と、上記貸付実績の75.9%(件数比)及び60.0%(金額比)となっていた。

5年度末までに返済された新型コロナ特別貸付等は計8兆0892億余円となっており、このうち、完済された新型コロナ特別貸付等は、計292,604件5兆5651億余円(中小企業事業の金額については、完済となっていない貸付けに係る返済額を含む。)となっていた。

借換えによる完済の状況をみると、国民生活事業では、新たな貸付けを行うことにより既往の貸付残高の全てを決済したものが118,198件(完済されたものの44.2%)1兆1726億余円(同43.3%)となるなどしていた。

イ 元金返済等の状況

元金返済の状況をみると、いずれの貸付けも、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中の貸付債権が全体の9割程度を占めていた。そして、元金返済中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計750,250件8兆5356億余円、据置期間中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計112,122件2兆5824億余円となっていた。

また、貸付条件の変更(返済期間や据置期間の延長や、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件変更」という。)中の貸付債権並びに元利金支払の延滞及び事業者の破綻(以下「延滞等」という。)に至った貸付債権は、いずれも1割未満であったが、3年度末以降の各年度末の金額は、いずれの貸付けにおいてもそれぞれ前年度末から大幅に増加していた。

ウ 償却の状況

新型コロナ特別貸付等に係る償却の件数及び金額は、いずれの貸付けにおいても年々増加しており、5年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計14,885件1490億余円となっていた。また、国民生活事業について、2年度から5年度までの間に償却された新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却事由をみたところ、いずれの年度においても「破産等」と「生活困窮」で9割超を占めていた。

エ リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

(ア) リスク管理債権等の状況

(注6)
5年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は、全体では1兆1965億余円となっていた。このうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は計221億余円、「危険債権」は計3900億余円、「要管理債権」は計7842億余円となっていた。また、5年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は、計2178億余円となっていた。

(注6) 日本公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」(平成20年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第3号)の規定に基づき、その有する貸出金等の債権について、債権の区分(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「3月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」又は「正常債権」)ごとの額及び正常債権を除いたものの合計額を財務諸表に注記することとされている。これらの債権のうち「3月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「要管理債権」といい、また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」を合わせて「リスク管理債権」という。

(イ) 貸倒引当金等の状況

5年度末における貸倒引当金の計上額は、国民生活事業4135億余円、中小企業事業6660億余円、商工中金1945億余円、計1兆2740億余円(うち新型コロナ特別貸付等分計3427億余円)となっていた。

(2) 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況

ア 保証債務の状況

(ア) 保証承諾及び保証債務残高の状況

5年度末までの新型コロナ関連保証の保証承諾の累計は、2,028,360件38兆2664億余円となっていた。また、同年度末時点の保証債務残高は、1,357,803件19兆4960億余円と、上記保証承諾実績の累計の66.9%(件数比)及び50.9%(金額比)となっていた。

(イ) 保証債務の償還の状況

5年度末までの新型コロナ関連保証に係る保証債務の償還状況(債務保証の対象となる貸付金の元金の返済に伴う保証債務の償還状況)をみると、5年度末までに17兆

8222 億余円の保証債務が償還されており、このうち全額が償還されたものが 624,276 件 12 兆 3380 億余円(償還額の 69.2%)となっていた。そして、完済日と同日に新規の新型コロナ関連保証が付された融資(以下「新型コロナ関連保証付融資」という。)等が貸し付けられたものを借換えとみなして集計すると、358,701 件(全額償還されたものの 57.4%) 7 兆 1899 億余円(同 58.2%)となった。

(ウ) 保証債務残高に係る元金返済等の状況

5 年度末時点における新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況をみると、元金返済中の件数及び金額は 1,076,444 件 13 兆 2596 億余円、据置期間中の件数及び金額は 212,274 件 5 兆 0475 億余円となっていて、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中が全体の 9 割超を占めていた。また、条件変更中の件数及び金額は 1 割未満であったが、2 年度末以降、それぞれ前年度末から大幅に増加しており、5 年度末時点では 1 兆 1888 億余円となっていた。

(エ) 代位弁済の状況

5 年度までの新型コロナ関連保証の代位弁済額は年々増加しており、5 年度までの累計では 35,110 件 4848 億余円となっていた。

(注 7) 代位弁済 中小企業者等が元利金支払の延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、協会が当該中小企業者等に代わって民間金融機関に対して行う債務の弁済

(オ) 保険金支払等の状況

代位弁済額の増加に伴い、日本公庫から協会への保険金支払額は年々増加しており、5 年度までの保険金支払の累計は 31,982 件 3669 億余円、同年度までの協会負担分の累計額は 1178 億余円となっていた。

(カ) 求償権の状況

代位弁済額の増加に伴い、求償権の発生額及び求償権残高は年々増加しており、5 年度までの発生額は 4848 億余円、回収額は 239 億余円、5 年度末時点における求償権残高は 4564 億余円となっていた。

(キ) 求償権の管理事務停止等の状況

5 年度までの求償権の管理事務停止の実績は、2,759 件 279 億余円となっていた。また、4、5 両年度の求償権整理の実績は、359 件 38 億 3731 万余円となっていた。さらに、3 年度から 5 年度までの求償権放棄等の実績は、求償権放棄が 32 件 5 億 0595 万余円、不等価譲渡が 45 件 1 億 3034 万余円、資本的劣後債権への転換が 10 件 2 億 6934 万余円となっていた。

イ 審査手続等の状況

(注 8) 新型コロナ関連保証に係る市区町村長認定の手続において、申請書類の簡素化を認めることとしていた状況を踏まえて、新型コロナ関連保証の対象となった中小企業者等の申請時における売上げの状況を事後的に確認した。具体的には、客観的に確認可能な最近 1 か月間の売上高等減少率(最近 1 か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比して減少した割合をいう。)について、決算後の確定申告書類に記載された売上高を基に算定した場合に、認定基準を上回っているかを機械的に確認した。その結果、協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近 1 か月間の売上高等減少率が認定基

準を下回っていた事態が865件中142件(保証承諾金額計73億7000万円、保証料補助金相当額計4億4787万余円)見受けられた。^(注9)

なお、当該142件は、協会が保管していた確定申告書類を用いて事後的に機械的な方法により確認した結果、認定基準を下回っていたものであり、そのことから、直ちに市区町村長認定が誤っていたことになるものではない。

(注8) 市区町村長認定 新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項に定める特定中小企業者又は同条第6項に定める特例中小企業者であることについて、当該中小企業者等の住所地を管轄する市町村長又は特別区長から受ける認定

(注9) 保証料補助 中小企業者等が協会に支払う信用保証料を減免するために一般社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)が協会に対して行う補助

ウ 保証債務の管理及び中小企業者等に対する経営支援の状況

協会が行っている中小企業者等に対する経営支援(経営の改善に係る助言等の支援をいう。)の支援先の件数は3年度以降増加しており、4、5両年度には新型コロナウイルス感染症拡大前の元年度を上回る状況となっていた。

エ 新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等

(ア) 日本公庫における保険金等の支払の原資となる出資金等の状況等

日本公庫の信用保険等業務勘定の財務基盤強化のために措置された出資金について、日本公庫の信用保険等業務勘定においては国から出資された額の全額を資本準備金として計上していることから、資本準備金の状況等をみると、新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率は1.07%、保険収支は累計で黒字となっており、5年度末時点の資本準備金残高が5兆2841億余円と元年度末時点の2兆0522億余円から増加した状況となっている。

(イ) 補助金による各財政援助額の状況

5年度末時点のそれぞれの補助金の執行状況をみると、経営安定基金(損失補償)(連合会が国から交付を受けた補助金を基に造成した経営安定関連保証等特別基金のうち、損失補償を行うための基金をいう。)のうち、新型コロナ関連保証等に係る分については、損失補償233億余円(基金造成額に対する執行額の割合3.6%)となっていた。^(注10) また、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助については1兆1554億余円が、経営安定基金(保証料補助)(経営安定関連保証等特別基金のうち、伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助を行うための基金をいう。)については2377億余円(同30.2%)が、新型コロナウイルス感染症基金(民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給を行うために、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が国から交付を受けた補助金を基に造成した基金をいう。)については7080億余円(同46.8%)が、それぞれ交付されるなどしていた。そして、5年度末時点の国庫への返納状況をみると、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助は966億余円、新型コロナウイルス感染症基金は6824億円となっていた。また、6年9月に公表された基金シート^(注11)によれば、中小企業庁は、新型コロナ関連資金繰り支援の大部分を6年6月末をもって終了したことを踏まえ、6年度に基金規模の見直しを行い、新型コロナ関連資金繰り支援に要する費用の今後の使用見込みを精査し、経営安定関連保証等特別基金総額1兆2657億

余円(5年度末残高)のうち7656億円について、6年度中に国庫返納する予定とされており、新型コロナウイルス感染症基金のうち563億余円についても6年度中に国庫返納する予定とされている。

(注10) 民間ゼロゼロ融資 新型コロナ関連保証の認定を受けた中小企業者等のうち一定の要件を満たすものを対象として、①保証料補助や②民間金融機関の貸付けに係る利子を当初3年間実質無利子化するための利子補給等を行うことによる、民間金融機関による新型コロナウイルス感染症対策に伴う実質無利子・無担保の融資

(注11) 基金シート 「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月行政改革推進会議)等に基づき、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金について、透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うために、各府省等が毎年度作成するもの

2 検査の状況に対する所見

日本公庫、商工中金、協会等は、新型コロナ特別貸付等、新型コロナ関連保証等の業務を実施している。そして、新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている一方で、中小企業者等については借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

については、検査で明らかになった状況を踏まえて、中小企業庁並びに日本公庫、商工中金、連合会及び中小機構は、次の点に留意するなどして資金繰り支援等を適切に実施していく必要がある。

ア 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等については、5年度末時点においても多額の貸付残高がある中で、条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が令和4年度決算検査報告に掲記した4年度末時点における貸付債権の状況と比較しても増加し、また、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると思料されるなどしている状況を踏まえて、新型コロナ特別貸付等及びその借換え後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること

イ 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、5年度末時点において多額の保証債務残高がある中で、条件変更中の金額、代位弁済額、求償権の発生額及び求償権残高が増加しているなどの状況を踏まえて、引き続き、各協会が保証債務及びその借換え後の保証債務の管理並びに求償権を取得した後の求償権の管理等を適切に実施していくとともに、保証の対象となる中小企業者等に対して的確な経営支援を実施していくよう、適切な指導、助言等を行っていくこと

ウ 中小企業庁において、関係機関と連携するなどして、最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態について、市区町村長認定の事務を担当した各地方公共団体等を通じて当該事態に係る中小企業者等の売上高等の状況を確認するなどした上で必要な対応を執るとともに、その結果を踏まえて、今後の非常時における経営安定関連保証等の市区町村長認定が必要となる保証の発動等に備えて、新型コロナ関連保証に係る市区町村

の認定事務を検証するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討すること

エ 日本公庫において、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより、資本準備金を取り崩すことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る保険収支が日本公庫の信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、リスク管理を含む新型コロナ関連保証等に係る保険の適切な業務運営に努めること

オ 連合会及び中小機構において、新型コロナ関連保証等に係る基金を管理する法人として、基金規模の妥当性を不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合には国庫への返納を適時適切に行うこと

本院としては、中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について、引き続き注視していくこととする。

第2 租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について

検査対象	財務省、経済産業省、中小企業庁
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度及び当該制度における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の概要	雇用者に対する給与等支給額を増加させ、適用要件である給与等支給増加割合を満たすなどした場合に給与等支給増加額の一定割合の税額控除を可能とする措置及びこの場合において、教育訓練費を増加させ、適用要件である教育訓練費増加割合を満たすなどしたときにこの税額控除に上乗せして給与等支給増加額の一定割合の税額控除を可能とする措置
検査の対象とした給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人のうち電子申告を行った法人数	延べ 334,716 法人(平成 30 事業年度～令和 3 事業年度)
上記法人のうち教育訓練費に係る上乗せ税額控除を適用していた法人数及び当該法人における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の合計額	延べ 12,861 法人 313 億 3881 万円 (平成 30 事業年度～令和 3 事業年度)
上記延べ 12,861 法人のうち教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額が教育訓練費増加額を上回る法人数及び当該法人における超過額の合計額	延べ 9,812 法人 214 億 1254 万円 (平成 30 事業年度～令和 3 事業年度)
前記延べ 12,861 法人のうち教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額の計算の対象とした法人数及び当該法人における実際の上乗せ税額控除の額の合計額が上乗せ税額控除の試算額の合計額を上回っていた額	延べ 9,970 法人 157 億 6871 万円 (平成 30 事業年度～令和 3 事業年度)
報告を行った年月日	令和 7 年 1 月 15 日

1 検査の状況の主な内容

本院は、租税特別措置(以下「特別措置」という。)[公平・中立・簡素]という税制の基本原則の例外措置として設けられていることなどを踏まえて、「給与等の引上げを行った場合等の法人税額の特別控除制度」及び「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」(以下、これらを合わせて「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」という。)(注1)における教育訓練費を増加させた場合に税額控除割合を上乗せすることができる措置(以下「教育訓練費に係る上乗せ税額控除」という。)の適用状況、検証状況等について、有効性等の観点から、教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の適用状況はどのようなになっているか、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用要件等は適切なものとなっているか、経済産業省及び中小企業庁(以下「経済産業省等」という。)並びに財務省における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の検証等は効果的に行われているかなどに着眼して検査した。

(注1) 教育訓練費 法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(1) 教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の適用状況

平成30事業年度から令和3事業年度までに電子申告を行った法人について給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用状況をみたところ、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の数は、大企業向けの措置が延べ21,377法人、中小企業者等向けの措置が延べ313,339法人、計延べ334,716法人、その税額控除額はそれぞれ2947億7361万余円、3263億7133万余円、計6211億4495万余円となっていた。このうち、教育訓練費に係る上乗せ税額控除を適用していた法人(以下「教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人」という。)の数は、大企業向けの措置が延べ2,180法人、中小企業者等向けの措置が延べ10,681法人、計延べ12,861法人、その税額控除額はそれぞれ148億3106万余円、165億0774万余円、計313億3881万余円となっていた。

(注2) 中小企業者等 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(当該法人の発行済株式総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)、農業協同組合等

(2) 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組み、適用実態等

ア 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組み

教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、教育訓練により生産性を向上させ、給与等を増加させることを政策目的としており、その仕組みは、教育訓練費増加割合が一定割合以上であることなどを適用要件として、給与等支給増加額の一定割合の税額控除ができるものとなっている。すなわち、税額控除額の計算基礎は政策目的に直接関連した支出額である給与等支給増加額となっているのに対して、適用要件は政策目的に波及効果があるとされる支出額である教育訓練費増加割合を満たす教育訓練費増加額となっており、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なっている。(注3)(注4)

一方、一般的な法人税関係の特別措置における税額控除の仕組みをみると、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項は同一になっている。

そして、教育訓練費に係る上乗せ税額控除では、給与等支給増加額を計算基礎として

税額控除額を算出するため、教育訓練費増加額が少額であっても適用要件を満たす場合等には税額控除額が教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した教育訓練費増加額を上回る状況が生ずることも想定される。

(注3) 教育訓練費増加割合 適用事業年度の教育訓練費支出額から適用前事業年度の教育訓練費支出額等を控除した金額の、適用前事業年度の教育訓練費支出額等に対する割合

(注4) 教育訓練費増加額 適用事業年度の教育訓練費支出額から適用前事業年度の教育訓練費支出額等を控除した金額

イ 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用実態

(ア) 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額が教育訓練費増加額等を上回る法人の状況
教育訓練費増加額と教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の関係をみたところ、平成30事業年度から令和3事業年度までにおける大企業の教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人延べ2,180法人のうち延べ1,456法人(66.7%)、中小企業者等の教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人延べ10,681法人のうち延べ8,356法人(78.2%)、計延べ12,861法人のうち延べ9,812法人(76.2%)は、教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けており、そのうち、多数の教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人において、教育訓練費増加額を大きく上回る税額控除を受けている状況となっていた。

また、教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けていた大企業延べ1,456法人及び中小企業者等延べ8,356法人について、教育訓練費支出額と教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の関係をみたところ、大企業で延べ967法人(66.4%)、中小企業者等で延べ7,163法人(85.7%)、計延べ8,130法人(82.8%)が、当該法人における教育訓練費支出額自体を上回る税額控除を受けていた。

(イ) 教育訓練費増加額等に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の超過額

教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けていた大企業延べ1,456法人及び中小企業者等延べ8,356法人について、教育訓練費増加額の合計額に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の合計額の超過額をみたところ、大企業で90億2125万余円、中小企業者等で123億9128万余円、計214億1254万余円となっていた。

また、教育訓練費支出額を上回る税額控除を受けていた大企業延べ967法人及び中小企業者等延べ7,163法人について、教育訓練費支出額の合計額に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の合計額の超過額をみたところ、大企業で50億1906万余円、中小企業者等で94億7085万余円、計144億8992万余円となっていた。

ウ 教育訓練費の増加が給与等の増加に及ぼす影響等

(ア) 教育訓練費と給与等の関係

教育訓練費と給与等の関係について、経済産業省等が令和3年度税制改正において教育訓練費に係る上乗せ税額控除の延長の必要性の検討に当たり参考にした研究(以下「3年度参考研究^(注5)」という。)における分析方法及び使用データを参考にして分析した。その結果、教育訓練ストックが1%変化した場合に給与等支給額がどの程度変化するかを表す弾性値である教育訓練ストックの回帰係数は、大企業については0.0251、中小企業者等については0.0422となり、いずれも正の関係がみられた。

(注5) 3年度参考研究 森川正之(2018)「企業教育訓練投資と生産性」。この研究においては、教育訓練投資の生産性と賃金への寄与について重回帰分析を行い、教育訓練費は生産性や賃金に対して有意な正の関係があるという分析結果等を得ている。

(注6) 教育訓練ストック 教育訓練費等の投資額について、その効果が年月の経過により陳腐化することなどを考慮して一定割合を減耗させた、特定の時点における減耗後の教育訓練費等の投資額。3年度参考研究においては、経済産業省企業活動基本調査の能力開発費を年40%の減耗率で減耗させ、その減耗後の能力開発費を累積させて算出する方法が用いられているほか、検証方法の妥当性の確認において用いた方法として、能力開発費を年50%の減耗率で減耗させて算出する方法が示されている。

(注7) 回帰係数 分析対象とする事項の要因と考えられる変数が1単位だけ増えると、分析対象とする事項の結果となる変数がどれだけ増えるかを表す係数

(イ) 上乗せ税額控除の試算額と実際の上乗せ税額控除の額との比較等

(ア)のとおり、教育訓練ストックの回帰係数が得られたことから、教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額を当該教育訓練ストックの回帰係数等を用いて機械的に算出した上で、当該算出した給与等支給増加額に対応する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額を試算して(以下、当該試算した教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額を「上乗せ税額控除の試算額」という。)、実際の教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額(以下「実際の上乗せ税額控除の額」という。)と比較した。

教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額について計延べ9,970法人を対象にして計算したところ、大企業で計1017億1547万余円、中小企業者等で計966億5935万余円となった。一方、実際の給与等支給増加額の合計額は、大企業計3838億7218万余円、中小企業者等計1825億3228万余円となっており、3年度参考研究における分析方法及び使用データを参考にして各法人の青色申告書等に基づき算出した大企業及び中小企業者等の給与等支給増加額の合計額は、いずれもこれに比べて小さくなっていた。

また、上記において、算出した給与等支給増加額に対応する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額を試算したところ、大企業で計50億0134万余円、中小企業者等で計85億8993万余円となった。一方、実際の上乗せ税額控除の額の合計額は、大企業計146億8450万余円、中小企業者等計146億7549万余円であり、上乗せ税額控除の試算額の合計額に比べて大きく、大企業で計96億8316万余円、中小企業者等で計60億8555万余円、合計157億6871万余円の開差が生じていた。

これらのことから、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みは、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として、適切なものとなっていないおそれがあると認められた。

(3) 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の検証等の状況

ア 関係省庁における特別措置に関する評価状況

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(以下「関係省庁」という。)は、税負担の軽減又は繰延べを行う法人税に係る特別措置の拡充、期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づいて、政策の事前評価を行うことが義務付けられている。

そこで、本院は、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の導入及び延長が決定された平成30年度、令和3年度、4年度及び6年度の税制改正要望に当たり、関係省庁である経済産業省等が作成した事前評価書を確認したところ、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果がどの程度あるかについては評価していないため、直接的効果は把握されておらず、また、税収減を是認するような効果について適切に説明されているとは認められなかった。

イ 税制改正要望の際の検証状況

経済産業省等は、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の導入及び延長が決定された平成30年度、令和3年度、4年度及び6年度の税制改正要望に当たり作成したいずれの税制改正要望書にも特別措置による効果かどうかを検証することが可能な数値目標(以下「検証可能な数値目標」という。)及び要望措置の妥当性について記載していなかった。

また、上記のとおり、経済産業省等が作成した税制改正要望書等には検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性の記載がなく、財務省は、これを基に教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果、要望措置の妥当性等の検証を行うことは困難である。このため、財務省は、これらの検証を行う際には、客観的なデータを可能な限り明らかにし、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の導入及び延長の適否並びに具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、その効果をできる限り定量的に把握するための検討を行う必要があった。

また、経済産業省等は、賃金に与える教育訓練費の効果等について重回帰分析を行い、企業による教育訓練費と賃金の間に正の関係があるという分析結果等を得ている研究(以下「30年度参考研究^(注8)」という。)を参考にして教育訓練費に係る上乗せ税額控除を要望した経緯があるが、30年度参考研究で使用された質問票に対する回答は、基幹統計のように継続的な調査結果があるものではなく、分析に使用する同様のデータの入手が困難であった。このため、30年度参考研究を参考にして教育訓練費と給与等支給額との関係を分析することは、教育訓練費に係る上乗せ税額控除を要望した経済産業省等においても、直ちにはできないものとなっていた。今後、経済産業省等において教育訓練費に係る上乗せ税額控除を見直す場合には、特別措置の効果を検証することができる分析等を基に要望することが適切である。

(注8) 30年度参考研究 黒澤昌子・大竹文雄・有賀健(2007)「企業内訓練と人的資源管理
策：決定要因とその効果の実証分析」

ウ 特別措置の検証を巡る国会における決議等を受けた検証状況

経済産業省等は、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会における決議等を受けた検証を行っていないかった。一方、財務省は、公的な統計の統計データを用いて試行的に分析を行うなどして特別措置の効果等に係る検証に取り組んでいたが、教育訓練費に係る上乗せ税額控除による給与等の増加の効果がどの程度あるかなどの検証は行っていないかった。

教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、効果の検証等を行っていないかったことの理由について、経済産業省等は、企業等における賃上げは、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、教育訓練費の増加が給与等の増加に結びついたか否かを定量的に測ることは難しいためとしている。しかし、教育訓練費と給与等の関係に係る分析((2)ウ(ア)参照)は、経済産業省等が参考にした3年度参考研究における分析方法及び使用データを参考にして本院において定量的な分析を行ったものである。

特別措置は、特定の企業等の税負担を軽減して特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであるため、特別措置を要望した経済産業省等において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果、要望措置の妥当性等についての定量的な分析手法の検討や分析に必要な客観的なデータの整備蓄積が望まれる。

その上で、経済産業省等及び財務省において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果及び要望措置の妥当性について、適切に検証することが求められる。

2 検査の状況に対する所見

給与等支給額を増加させるなどした場合にその増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度は、令和6年度税制改正においても、税額控除割合が引き上げられるとともに教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用要件が緩和されるなどして適用期限が更に3年間延長され、構造的な賃上げを目的とした政策の一つとして定着化してきており、税額控除割合の引上げなどにより法人や国民の関心もより一層高まっている。

については、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度における教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、検査によって明らかになった状況を踏まえて、経済産業省等及び財務省において、次の点に留意して、その効果及び要望措置の妥当性を検証して、当該検証結果を基に経済産業省等において見直しを検討することが重要である。

ア 経済産業省等において、税制改正要望に当たっては、特別措置の効果を検証することができる分析等を基に要望するとともに、事前評価等を基に検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性について税制改正要望書に記載すること

イ 経済産業省等及び財務省において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、その効果をできる限り定量的に把握して検証するとともに、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているかという点から適切に検証すること

本院としては、今後とも給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用状況、経済産業省等及び財務省による検証状況等について引き続き注視していくこととする。

第3 国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等の状況について

第4章 第1節 国会及び内閣に対する報告 第3

検 査 対 象	防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部、同航空補給処、同鹿屋、厚木、下総各航空基地、防衛装備庁、3 会社
固定翼哨戒機(P-1)の概要	海上自衛隊の固定翼哨戒機(P-3 C)の減耗を補充し、固定翼哨戒機の近代化を図るために開発された作戦用航空機であり、機体、エンジン、多数の搭載電子機器、搭載武器等から構成され、飛行の制御等を目的とする機体システム、警戒監視活動等の遂行を目的とするミッション・システム等を搭載した固定翼哨戒機
P-1 の 開 発、運用等に係る経費	1 兆 7766 億円(平成3 年度～令和5 年度)
P-1 の 保 有 機数及び国有財産台帳価格	35 機 1320 億 8304 万円(令和5 年度末)
令和5 年度に見積もったP-1 61 機の開発、運用等に係るライフサイクルコスト	4 兆 0907 億円
報告を行った年月日	令和7 年6 月27 日

1 検査の状況の主な内容

本院は、国内開発された固定翼哨戒機 P-1 (配備後に多用機 UP-1 に用途変更されたものを含む。以下「P-1」という。)の運用等の状況について、有効性等の観点から、①P-1 の開発、運用等にはどの程度の経費を要しているか、②P-1 の可動状況はどのようになっているか、③P-1 に搭載するために開発したエンジン(以下「F7-10 エンジン」という。)や搭載電子機器等の運用等の状況はどのようになっているか、P-1 の可動状況に影響を及ぼす不具合は発生していないか、④P-1 の機体を構成する航空機用部品(以下「機体用交換部品」という。)の調達等の状況はどのようになっているか、P-1 の可動状況に影響を及ぼしている機体用交換部品の不足の要因はどのようなものかに着眼して検査した。

検査に当たり確認した関係書類には、P-1 の可動状況や、試作された装備品等の性能が設計に適合するか評価するための試験及び試作された装備品等が使用目的に適合するか評価するための試験(以下、これらを合わせて「技術・実用試験」という。)の実施方法、試験結果等についての詳細な情報が記載されていた。防衛省は、これらの P-1 の運用や開発の細部にわたる情報が公開された場合、装備品の機能、性能、特性等が推察されることになり、警戒監視活動等^(注1)の任務の遂行に支障を来し、国家の安全が害されるなどのおそれがあるため、同省として公開することはできないとしている。

上記を踏まえて、これらの情報については記述しないこととした。

(注1) 警戒監視活動等 我が国の周辺海域を航行する外国の水上艦艇、潜水艦、不審船等に対して常続的な警戒監視、情報収集等を行う活動等

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(1) P-1の開発、運用等に要した経費等

固定翼哨戒機 P-3C の後継となる固定翼哨戒機の調査研究等を開始した平成3年度から令和5年度までの間に締結された P-1 の開発、運用等に係る契約は、計 4,656 件、契約額計 1 兆 7766 億 1506 万余円となっていた。

(2) P-1の可動状況

(注2) 2航空基地において、会計実地検査時点及び元年度から5年度までの間の可動状況を確認したところ、全ての機器等に不具合が発生しておらず任務が制約なく遂行できる可動機(以下「任務可動機」という。)の数は限られており、P-1の可動状況は低調となっていた。

(注2) 2航空基地 海上自衛隊鹿屋、厚木両航空基地

(3) F7-10エンジンの運用等の状況

会計実地検査時点まで継続的に F7-10 エンジンの一定数が性能低下の状態になるなどして使用不能となっており、P-1 の可動状況が低調となる要因となっていた。

そして、F7-10 エンジンが性能低下の状態になるなどした原因についてみると、腐食不具合によるものが多くなっていた。(注3) また、開発段階に実施したエンジンが耐腐食性を十分に有していることを確認するための試験においても、類似の不具合が発生していた。

(注3) F7-10 エンジンの一部の素材に空気中の塩分が付着するなどして腐食が生ずるなどした不具合、及び当該不具合が発生したのとは別の素材に空気中の塩分が長時間付着したことにより腐食が生ずるなどした不具合

開発段階における不具合に関する判断については、防衛装備庁(平成27年9月30日以前は技術研究本部)において当時の知見等に基づき必要な検討を行った上でのものではあったものの、運用段階で腐食不具合が一定数発生した状況を踏まえると、P-1について今後更なる能力向上等を行う場合には、腐食不具合が発生した原因の分析結果等を必要に応じて活用するなどして設計に反映させるよう検討する余地はあると思料される。

(4) 搭載電子機器等の運用等の状況

ア 目標の情報収集に使用する搭載電子機器の運用等の状況

会計実地検査時点まで継続的に搭載電子機器 A の一定数が使用不能となっており、P-1 の任務可動機の数に限られる要因となっていた。

開発段階の技術・実用試験及び運用段階で不具合が発生した状況を踏まえれば、搭載電子機器 A を P-1 に搭載した際の影響について十分に予見できていなかった可能性があると思料される。

イ 機体と搭載武器との接続等

P-1 の部隊使用承認後、搭載武器と機体との接続に関して、搭載武器が機体と接続できないおそれがあるなどの不具合が発生し、P-1 の任務可動機の数に限られる要因となっていた。

当該不具合については、開発段階の設計において、機体と搭載武器との接続に係る仕様について十分に検討されていなかった可能性があると思料され、機体と搭載武器との

接続に必要な仕様が的確に把握できていれば、P-1の運用を開始する前に対策を講ずることも可能であったと思料される。

ウ 機体システムを構成する搭載電子機器の運用等の状況

P-1の運用を開始して以降、搭載電子機器Fの構成部品に外部から地殻性物質が固着する不具合が発生し、搭載電子機器Fの一定数が使用不能となっていた。^(注4)

海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、不具合に対する対応として、令和5年2月に地殻性物質に係る点検項目を定めて、不具合が発生した箇所に地殻性物質の侵入を防ぐフィルタを設置するなどの対策を講ずることとしていたが、P-3Cについて地殻性物質の固着に対応するための整備項目が設けられていたことや、P-1の運用を開始して以降、搭載電子機器Fに関して不具合が発生していたことを踏まえれば、より早期に対策を講ずることなども可能であったと思料される。

(注4) 地殻性物質 ケイ素、アルミニウム、硫黄等の地球の地殻に由来する物質

(5) 機体用交換部品の調達等の状況

ア 調達リードタイムの長期化等

海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)は、機体用交換部品の調達に係る契約を締結してから実際に納入されるまでに要する期間(以下「調達リードタイム」という。)は刻々と変化するものであり、また、機体用交換部品の製造業者及び修理業者(以下、これらを合わせて「機体用交換部品業者」という。)に調達の意向を示して初めて調達リードタイムに係る精度の高い情報を入手できるため、調達手続に先立って機体用交換部品業者から見積書(以下「下見積書」という。)を徴取するより前の段階で調達リードタイムに係る的確な情報を機体用交換部品業者から入手することは難しいとしていた。

しかし、必要な時期に必要な量の部品を調達できず、機体用交換部品が慢性的に不足している状況を踏まえると、精度の高い的確な情報に限定することなく、下見積書を徴取するより前の段階で調達リードタイムに係る情報を機体用交換部品業者から入手することも含めて、調達リードタイムの長期化等に関する情報を幅広く収集し、できる限り早期に対応を検討するよう努める必要があると思料される。

イ 構成部品製造業者における製造状況の把握

空補処は、現状の主要企業とのやり取りなどを通じて、主要企業に機体用交換部品の構成部品を納入する多数の部品製造業者(以下「構成部品製造業者」という。)における製造状況までを把握することは困難であるとしていた。しかし、機体用交換部品の安定的な製造等を確保するためには、主要企業の製造状況だけでなく、構成部品製造業者における製造状況も把握するなどして、サプライチェーン全体の状況を把握した上で、必要に応じて対応を検討すべきであると思料される。

ウ 緊急請求に対する対応状況

空補処が各部隊から緊急請求を受けてから調達が完了するまでに1年以上を要しているものが全体の3割弱となっており、中には3年以上を要しているものも見受けられた。

このように、空補処が各部隊から緊急請求を受けてから調達を完了するまでに長期間を要しているため、各部隊において、機体同士で機体用交換部品を流用し合うなどして可動機を確保している状況や、非可動の状態となっている機体が見受けられた。

エ 機体用交換部品の需給状況等の把握

P-1の整備を担当する部隊において各年度に調達すべき部品の数量(以下「調達所要量」という。)の算定については、補給本部が川崎重工業株式会社に今後の需給状況等进行分析させて、その結果を取りまとめた表等により、P-1の可動を阻害し又はその懸念がある品目に関して製造中止等の情報を得ていても、当該情報を調達所要量の算定に反映させる仕組みにはなっていなかった。

また、機体用交換部品の構成部品のうち輸入品の需給状況等に関する情報収集が一体的かつ効率的に行われておらず、また、補給本部と空補処との間で当該情報が十分に共有されていない状況も見受けられた。

2 検査の状況に対する所見

政府は、現有装備品を最大限有効に活用するために、可動率向上等により、防衛力の実効性を一層高めていくことを最優先課題の一つとして取り組むこととしており、部品不足による非可動を解消し、9年度までに装備品の可動数を最大化するために、機体用交換部品業者から得た情報等に基づいて調達可能な数量等の予測の精緻化を図るなどとしている。

また、P-1は、我が国の領海等における国益や我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保等のために重要な役割を担っており、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していることを踏まえると、その可動を十分に維持することが求められる。そして、国内開発されたP-1には、これまでに多額の国費が投じられている。

については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、防衛省は、次の点に留意するなどして、省内の各組織が緊密な連携を図ることにより一体となってP-1の可動状況の改善に取り組んでいく必要がある。

ア P-1の運用段階で一定数の不具合が発生し、その可動状況が低調となっていることを踏まえて、今後更なる能力向上等を行う場合には、運用開始後に発見される不具合により任務に支障を来す可能性をできる限り少なくするために、過去に蓄積された知見を最大限に活用して、当該知見を設計に反映させるよう検討するとともに、各種試験の実施に様々な制約がある中でも、当該知見を踏まえて必要となる試験項目を適切に設定して試験を実施すること

イ P-1の可動状況が低調となっている状況や、機体用交換部品が不足している状況等を踏まえて、機体用交換部品の調達方法をより効率的、効果的なものとするなどについて検討すること。また、状況の改善が見込まれない場合には、機体用交換部品の安定供給のための方策も検討するなどして、防衛省が一体となって機体用交換部品が不足することのないよう努めること

本院としては、P-1の運用等の状況について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第4 各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について

検 査 対 象	(1) 内閣、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の本府省庁等 24 機関 (2) 地方支分部局 16 機関
対象システムの概要	各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム
対象システム数	(1) 236 システム (2) 120 システム
対象システムの整備、運用等に係る経費の支払額	(1) 8439 億 7577 万円(令和3年度～5年度) (2) 362 億 1604 万円(令和3年度～5年度)
報告を行った年月日	令和7年9月12日

1 検査の状況の主な内容

本院は、各府省庁等の情報システム^(注1)に係る情報セキュリティ対策等の状況について、合規性、効率性、有効性等の観点から、①情報システムの整備、運用等に係る経費の支払状況及び契約の状況はどのようになっているか、②情報システムに係る情報セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」(平成28年8月決定)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月決定)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針」(平成28年8月決定)、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」(平成17年12月決定。以下「対策基準策定ガイドライン」といい、これらを合わせて「統一基準群」という。)等に基づき適切に講じられているか、③情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査は、統一基準群等に基づき適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

なお、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整している国家サイバー統括室(令和7年6月30日以前は内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」という。))は、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム^(注2)(以下「対象システム」という。)に係る情報セキュリティ対策等の状況に関する詳細な事実関係や、本院が具体的にどのような情報システムを検査の対象としたのかなどの情報が公開された場合、特定の対象システムにおける情報セキュリティ対策等の問題点を狙い撃ちにした攻撃を誘発するなどのリスクがあるため、サイバーセキュリティ^(注3)を確保する観点から公開すべきではないとしている。

上記を踏まえて、これらの情報については、記述しないこととした。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(注1) 情報システム ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するもの

(注2) 国の行政機関等が調達又は開発した情報システムであって、管理を外部の業者に委託している情報システムを含む。

(注3) サイバーセキュリティ 電子的方式等により記録される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理のために必要な措置並びに情報システム等の安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること

(1) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等

ア 対象システムに係る台帳の整備状況等

本府省庁等 16 機関の 41 システム及び地方支分部局 10 機関の 56 システムについては、情報システム台帳に記載されておらず、情報システム台帳による管理が行われていなかった。また、本府省庁等 13 機関の 109 システム及び地方支分部局 12 機関の 62 システムについては、情報システム台帳に記載することとされている 12 事項のうち一部の事項が記載されていなかった。

イ 情報システムのセキュリティ要件に係る情報セキュリティ対策の状況等

(ア) ソフトウェアに関するぜい弱性対策

12 機関の 58 システムについては、統一基準群に準拠したソフトウェアに関するぜい弱性対策が講じられていなかった。

(イ) アクセスの権限の管理

16 機関の 26 システムについては、アクセスの権限の管理が統一基準群に準拠しておらず、適切に行われていなかった。

(ウ) 主体認証情報の管理

18 機関の 55 システムについては、主体認証情報の管理が統一基準群に準拠しておらず、適切に行われていなかった。

(注4) 主体認証情報 主体(情報システム等にアクセスする者等)が正当であるか否かを検証するために、主体が情報システムに提示する情報。代表的な主体認証情報としてパスワード等がある。

(エ) ログの取得・管理

19 機関の 102 システムについては、統一基準群に例として示されている情報項目のログ(以下「点検対象ログ」という。)(注5)が全く取得されていなかった。また、12 機関の 38 システムについては、点検対象ログは取得されていたものの、ログの点検又は分析が実施されていなかった。

(注5) ログ システムの動作履歴、利用者のアクセス履歴、通信履歴その他運用管理等に必要な情報を記録したデータ

(オ) IT-BCP の策定及び運用

本府省庁等 24 機関の 146 システム及び地方支分部局 13 機関の 113 システムの計 37 機関の 259 システムについては、「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン(第3版)」(令和3年4月内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター作成。以下「IT-BCP ガイドライン」という。)に基づき策定することとなっている情報システム運用継続計画(以下「IT-BCP」という。)(注6)が策定されていなかった。

また、10 機関の統括情報セキュリティ責任者は、危機的事象発生時における情報セキュリティに係る対策事項を定めていなかった。

(注6) 危機的事象 不正アクセス等の運用妨害、地震等の自然災害、火災等の人的災害等の様々な事象

(カ) 情報システム ID の付番等

本府省庁等 13 機関の 42 システム及び地方支分部局 10 機関の 95 システムの計 23 機関の 137 システムは情報システム ID が付番されていない情報システム(以下「ID 無しシステム」という。)となっており、ID 無しシステムは、情報システム ID が付番されている情報システムよりも情報セキュリティ対策の実施割合が低くなっていた。

ウ 業務委託及び外部サービスの利用に係る情報セキュリティ対策の実施状況

(ア) 業務委託に係る情報セキュリティ対策の実施状況

本府省庁等 15 機関の 921 件及び地方支分部局 16 機関の 198 件の契約においては、調達仕様書等に定めることとされている 7 事項のうち一部の事項が定められていなかった。また、情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法に係る事項が調達仕様書等に定められていた契約のうち、本府省庁等 14 機関の 233 件及び地方支分部局 6 機関の 23 件の契約については、情報システムセキュリティ責任者等において、委託先における情報セキュリティ対策等の実施状況に係る確認が実施されていなかった。

本府省庁等 13 機関の 213 件及び地方支分部局 10 機関の 62 件の契約においては、調達仕様書等に①委託先において実施することとされている情報セキュリティ対策が再委託先においても実施されるよう委託先に担保させること、及び②再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を委託先が国の行政機関等に提供して、再委託について承認を受けることのいずれか又は両方が定められていなかった。

(イ) 外部サービスの利用に係る情報セキュリティ対策の実施状況

本府省庁等 11 機関の 68 件及び地方支分部局 4 機関の 10 件の契約については、クラウドサービスの利用について許可権限者から承認を受けていなかった。

本府省庁等 12 機関の 39 件及び地方支分部局 3 機関の 5 件の契約においては、クラウドサービスのセキュリティ要件が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)管理基準^(注10)の管理策基準が求める対策と同等以上の水準となるように調達仕様書等に定められていなかった。また、これらの契約のうち、本府省庁等 4 機関の 8 件の契約については、ISMAP のクラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスを利用していた。

(注 7) クラウド システムの整備、運用等の効率化を図るために、一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する形態

(注 8) 許可権限者 クラウドサービスの利用申請の許可権限者。原則として統括情報セキュリティ責任者であることが想定されているが、組織の特性等に応じて柔軟に定めることが可能とされている。

(注 9) 政府情報システム 各府省庁等がサービス・業務を実施するために用いる情報システム

(注10) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度管理基準 クラウドサービス事業者が ISMAP に係る登録申請を行う上で実施すべき情報セキュリティ管理・運用の基準であり、このうち管理策基準には、業務実施者が実施すべきアクセス管理等の情報セキュリティ対策が示されている。

(2) 情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査の状況

ア 情報セキュリティ対策に関する教育等の状況

(ア) 各府省庁等における教育の実施状況

3年度から5年度までの各年度に、1府省庁等においては、教育実施計画が策定されていなかった。

業務委託に係る情報セキュリティ対策に関する教育が実施されていた府省庁等の機関の契約のうち、業務の委託先において実施する情報セキュリティ対策に関する7事項のうち一部の事項が定められていなかった契約の割合が82.4%となるなどしており、業務委託に係る情報セキュリティ対策に関する教育が実施されていた府省庁等においても、業務委託に係る情報セキュリティ対策は必ずしも適切に講じられていない状況となっていた。

(イ) NISCによる教育の状況

(注11)

NISCによると、NISC勉強会の講義後に実施するアンケートにより、当該講義が情報セキュリティ対策の理解に資するものとなっていることを確認しているとしていた。一方、各機関において統一基準群に準拠した運用を行う必要があることについての認識が欠けていたなどのため、情報セキュリティ対策が適切に講じられていないなどの状況が見受けられた。

(注11) NISC勉強会 国の行政機関等の情報セキュリティ対策の推進に係る事務を遂行するための体制に属する職員や情報システム担当者等を対象として、統一基準群や国の行政機関等における統一基準群等に基づく施策の取組状況等について検証するなどの監査の結果等について講義を実施するもの

イ 情報セキュリティ監査の実施状況等

3年度は3府省庁等、4年度は2府省庁等、5年度は1府省庁等において監査実施計画が策定されていなかった。

また、4府省庁等において、監査実施計画に基づき実施する情報セキュリティ監査以外に情報システム担当部局が業務委託により実施していた情報セキュリティ監査(以下「計画外監査」という。)に係る委託契約17件のうち14件については、監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されていなかった。

2 検査の状況に対する所見

国の行政機関等が実施する業務においては、情報システムの利用が拡大しており、情報システムの整備、運用等に係る経費は多額に上っている。

一方、サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じ、深刻化するなどしており、国民の安全・安心の根幹に関わる経済社会基盤を担う国の行政機関等が、サイバーセキュリティ対策を進めることにより情報セキュリティを確実に保証することが求められている。

ついては、国家サイバー統括室、デジタル庁及び各機関は、重要な業務を実施するための情報システムである対象システムに係る情報セキュリティ対策が適切に講じられ、対象システムが今後も有効に機能するよう、次の点に留意する必要がある。

ア 各機関において、統一基準群に基づき情報システム台帳を整備すること

イ 各機関において、統一基準群に準拠したソフトウェアに関するぜい弱性対策、アクセスの権限の管理、主体認証情報の管理及びログの取得・管理に係る情報セキュリティ対策を

講ずること。また、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月閣議決定)及びIT-BCPガイドラインに基づきIT-BCPの策定等を適切に実施すること

ウ ID無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、必要に応じてデジタル庁と協議するなどして、情報システムIDの取得について検討するとともに、デジタル庁において、「情報システムIDの取得等実施要領(3.0版)」を改定するなどして、既存の情報システムに係る情報システムIDを取得する場合の手続等を明確にすることについて検討すること

エ 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託及び外部サービスの利用に係る情報セキュリティ対策を講ずること

オ 各機関において、統一基準群に基づき教育実施計画を策定するとともに、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、情報セキュリティ対策の基本的な方針、情報セキュリティ対策の基準やセキュリティ関係規程の内容、情報セキュリティ対策の必要性等に関する教育を充実させるための方策について検討すること。また、国家サイバー統括室において、対策基準策定ガイドライン等の改定に当たり、情報セキュリティ対策がより確実に講じられるよう記載内容を工夫するとともに、統一基準群の内容や情報セキュリティ対策の必要性についての理解が更に深まるように引き続き教育等の取組を進めること

カ 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を策定し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されるように対応を検討すること

本院としては、各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について、引き続き注視していくこととする。

第5 国際機関等に対する拠出等の状況について

検 査 対 象	衆議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁(令和5年3月31日以前は内閣府本府、厚生労働省)、デジタル庁(3年8月31日以前は総務省)、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
国際機関等に対する拠出等の概要	国際機関等の活動に必要な経費に充てるために拠出金の拠出及び出資金の出資を行うもの
国際機関等に対する拠出等が行われた拠出金等の件数	722件(平成30年度～令和5年度)
上記拠出等の額	5兆0237億円
報告を行った年月日	令和7年9月26日

1 検査の状況の主な内容

本院は、国際機関、国際的な活動を行っている非国家間機関等(以下、これらを合わせて「国際機関等」という。)に対する拠出金の拠出及び出資金の出資(拠出金には分担金を含む。また、以下、拠出金及び出資金を合わせて「拠出金等」といい、拠出及び出資を合わせて「拠出等」という。)(注1)の状況について、有効性、透明性の確保、国民への説明責任の向上等(注1)の観点から、①拠出等の全体額や主な拠出等の状況はどのようになっているか、②任意拠出金に係る拠出した資金に余剰が生じていないかなどの確認を適時適切に行っているか、③任意拠出金の拠出の対象となった事業等の終了後、事業等に使用されなかった資金についての処理を適時適切に行っているか、④拠出金等に係る情報は適切に開示されているかなどに着眼して検査した。

(注1) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(1) 国際機関等に対する拠出等に係る拠出額等の状況

平成30年度から令和5年度までの国際機関等に対する拠出等の全体額をみるために、拠出金等722件について、歳出予算による拠出等に係る決算額並びに拠出国債及び出資(注2)国債の発行額(以下、これらを合わせて「拠出額」という。)の合計額を集計したところ、5兆0237億余円となっていた。また、各年度の拠出額をみたところ、平成30、令和元兩年度は5600億円前後であったが、2年度以降は7000億円を超え、5年度は1兆5000億円を超える規模となっていた。

(注2) 拠出国債及び出資国債は、拠出又は出資する現金に代えてその全部又は一部を払い込むために発行される交付国債の一種であり、いずれも無利子かつ譲渡禁止となっていて、政府は償還の請求を受けたときは直ちに償還しなければならないこととなっている。拠出国債及び出資国債の発行上限額は「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置

に関する法律」(昭和27年法律第191号)等の法律に規定されるなどしており、その範囲内で発行される。そして、発行された抛出国債及び出資国債については、国際機関等の総務会等で決定された償還計画に従うなどして順次償還が行われる。

(2) 任意抛出国に係る資金の管理等の状況

ア 抛出国後における資金の把握等の状況

(ア) 会計報告の受領状況

平成30年度から令和3年度までの間に抛出した任意抛出国426件のうち、382件は抛出国してから事業等が終了するまでの間(以下「抛出国後」という。)(注3)に国際機関等から会計報告を定期的に受領していたが、10府省庁等の44件については会計報告を定期的に受領していなかった。そして、44件のうち7府省庁等の27件については、国際機関等との合意の内容を定めた文書(以下「合意書」という。)(注4)に会計報告の提出に関する規定が定められていなかった。(注5)

(注3) 10府省庁等 内閣府本府、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注4) 7府省庁等 内閣府本府、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注5) 国際機関等の財務規則等に会計報告の提出に関する規定が定められていて、当該規定を適用することについて我が国が国際機関等と合意していた任意抛出国について、合意書に会計報告の提出に関する規定が定められていたものとして集計している。

(イ) 繰越額の把握及び余剰資金の有無等の確認の状況

会計報告を定期的に受領していた任意抛出国382件のうち、13府省庁等の58件については、会計報告を確認することなどにより繰越額を定期的に把握していなかった。(注6)

また、繰越額を定期的に把握していた任意抛出国324件のうち、8府省庁等の43件は、繰越額のうち事業等に使用する予定がある資金以外の資金(以下「余剰資金」という。)(注7)の有無等を確認しなかったとしていた。

(注6) 13府省庁等 国立国会図書館、内閣府本府、金融庁、消費者庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注7) 8府省庁等 内閣府本府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

(ウ) 追加抛出国に当たっての余剰資金の有無等の確認の状況

平成30年度から令和3年度までの間に抛出した任意抛出国426件のうち、元年度から5年度までの間に追加抛出国が行われていたのは384件であり、このうち計123件を所管する15府省庁等は、余剰資金が生じているかを把握しておらず、追加抛出国に当たり、抛出国額が国際機関等において事業等を実施するために必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかったおそれがあると認められた。(注8)

一方、余剰資金の有無等を確認したとしていた任意抛出国215件のうち、3府省庁等の任意抛出国4件については、国際機関等への問合せや、繰越額の使用予定が明(注9)

記された関係資料等により確認するのではなく、事業報告に記載された事業成果に関する情報等により余剰資金がないと判断したなどとしていて、余剰資金の有無等の確認方法が適切ではなかったと認められた。

(注8) 15府省庁等 国立国会図書館、内閣府本府、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注9) 3府省庁等 金融庁、外務省、国土交通省

(エ) 事業等の進捗の遅れや計画の変更等への対応状況

任意拠出金2件については、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、事業の実施期間が延長され、又は拠出の対象となった事業の内容が一部変更されるなどしていたが、これらの任意拠出金を所管する外務省は、繰越額を定期的に把握しておらず、余剰資金が生じているかを把握していなかった。そのため、事業等の進捗の遅れや計画の変更等に伴う資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう適時適切に働きかけを行うことができる状況となっていなかった。

イ 事業等の終了後における残余金の処理等の状況

平成30年度から令和4年度までの間に事業等の終了予定時期が到来し、終了予定時期から1年以上が経過した任意拠出金171件のうち、3府省庁等^(注10)の3件については、事業等の終了後に、事業等に使用されることなく余った資金(以下「残余金」という。)の発生状況を把握していなかった。

そして、5年度末時点で、残余金のうち我が国の拠出の割合等に応じた返納を要する額(以下「要返納額」という。)が我が国に返納済みとなっていた39件について、事業等の終了時期から要返納額が返納されるまでに要した期間をみたところ、3年超を要したのも5件見受けられた。

また、返納の手段中となっていた22件について、事業等の終了時期からの期間をみたところ、5年度末時点で、事業等の終了時期から3年を超えているものが8件見受けられた。

(注10) 3府省庁等 文部科学省、国土交通省、環境省

(3) 長期未完了任意拠出金に係る事業等及び資金の把握状況

平成30年度から令和5年度までの間には拠出等が行われていないものの、平成29年度以前に拠出が行われていて拠出の対象となった事業等の終了後の手続が令和5年度末時点において完了していないことを確認できた任意拠出金(以下「長期未完了任意拠出金」という。)28件のうち1件については、事業等が休止中となっていたが、当該任意拠出金を所管する財務省は、事業等の実施状況及び資金の状況を適切に把握していなかった。

(4) 拠出金等に係る情報開示の状況

ア 拠出金等報告書等による情報開示の状況

外務省は、毎年度、18府省庁等^(注11)に対して拠出等の状況についての報告(以下「実績報告」という。)の作成を依頼し、府省庁等から提出された実績報告を取りまとめて「国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書」(以下「拠出金等報告書」という。)及び外交青書(以下、拠出金等報告書及び外交青書を合わせて「拠出金等報告書等」という。)として公表するなどしている。

平成30年度から令和3年度までの間に抛出等を行った抛出金等(義務的抛出金 214件、任意抛出金 424件及び出資金6件)のうち、9府省庁等が抛出した義務的抛出金^(注12) 10件(抛出額計 41億1682万余円)及び任意抛出金 48件(抛出額計 1595億2082万余円)^(注13)については、実績報告に記載されておらず、これらの抛出金に関する情報が抛出金等報告書等に含まれていなかった。

(注11) 18府省庁等 内閣府本府、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、子ども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注12) 9府省庁等 内閣府本府、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注13) 令和元年度から3年度までの間に抛出した義務的抛出金については、平成30年度の抛出に関する情報が抛出金等報告書に含まれていなかった義務的抛出金10件のみを確認の対象とした。

イ 義務的抛出金に係る情報開示の状況

元年度から5年度までの抛出について外交青書には、義務的抛出金、任意抛出金及び出資金の合計額のほか、外務省が抛出した義務的抛出金のうち、抛出した額が多い上位50国際機関等について、国際機関等名と当該国際機関等に抛出した額等が記載されているものの、それ以外の義務的抛出金については、抛出の個別的な情報は記載されていなかった。

ウ イヤーマーク抛出金の使途に係る情報開示の状況

抛出前に合意していた使途から使途が変更されたことが公表されていない任意抛出金が見受けられた。

また、残余金が生じていたイヤーマーク抛出金 75件のうち2府省庁等の2件については、各府省庁等と国際機関等との協議に基づき、抛出前に合意した使途とは別の使途に残余金を振り替えていた。そして、2府省庁等は、抛出前に合意した使途とは別の使途に残余金を振り替えたことについて公表していなかった。

(注14) イヤーマーク抛出金 任意抛出金のうち、抛出国等が使途を特定しているもの

(注15) 2府省庁等 経済産業省、環境省

エ 長期未完了任意抛出金の使途に係る情報開示の状況

長期未完了任意抛出金 28件について、事業等の実施状況に係る情報が、行政事業レビューシートや、これらの抛出金を所管している5府省庁等のウェブサイト等において公表されているかを確認したところ、一部の抛出金を除いて公表されていることを確認できなかった。

(注16) 5府省庁等 外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

2 検査の状況に対する所見

国際機関等が直面する諸課題が多様化し、国際社会の協調がかつてないほど重要になっている状況において、我が国は国際機関等と協調してこれらの課題の解決に向けて取り組んでいる。そして、我が国の国際機関等に対する抛出等は多様かつ多額なものとなっており、国民の理解を得ていくことがより重要となっている。

については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、各府省庁等は、次の点に留意す

るなどして、任意拠出金に係る資金の管理、拠出金等に係る情報開示等に取り組む必要がある。

- ア 任意拠出金の拠出前に会計報告の提出を拠出の条件とする合意を行うことにより、拠出後に国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を適時適切に把握すること。特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合や、拠出の対象となった事業等に進捗の遅れや計画の変更等が生じているような場合には、余剰資金の有無等の確認を確実に行之、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう適時適切に働きかけを行うことができるようにすること
- イ 任意拠出金の拠出の対象となった事業等の終了後、適時適切に残余金の発生状況を把握して、残余金が生じている場合には、合意書に定められた残余金の取扱いに関する規定に基づくなどして、国際機関等との間で協議を行い、要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること
- ウ 任意拠出金の拠出の対象となった事業等が長期にわたり休止して、国際機関等に余剰資金が滞留することのないよう、必要に応じて国際機関等に問い合わせるなどして、事業等の実施状況、資金の状況等を適時適切に把握すること
- エ 拠出金等に係る情報開示が確実に行われるようにするとともに、義務的拠出金の基本的な情報についての開示の在り方について検討を行い、より一層の情報開示を行うこと。また、拠出後に用途を変更した任意拠出金や、近年は追加拠出が行われていないものの事業等の実施期間が長期にわたっている任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること

本院としては、国際機関等に対する拠出等の状況について、引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策について

要請を受諾した年月日	令和5年6月13日
検査の対象	国土交通省
検査の内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和7年1月29日

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和5年6月12日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月13日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国土交通省

(二) 検査の内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する次の各事項

- ① 地域観光事業支援における需要創出支援(県民割支援)の予算の執行状況、実施状況等
- ② 全国を対象とした観光需要喚起策(全国旅行支援)の予算の執行状況、実施状況等

2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する各事項について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の補助対象事業の一つとされた需要創出支援に位置付けられ、令和3年4月から開始された県民割支援及び4年10月から開始された全国旅行支援(以下、両者を合わせて「両旅行支援」という。)をまとめた上で、予算の執行状況等と実施状況等とに区分して、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国における予算の執行状況、都道府県における予算の執行状況はどのようになっているか、②都道府県における事業の実施体制等はどのようになっているか、旅行商品代金又は宿泊代金(以下「旅行商品代金等」という。)の割引及び地域

限定クーポン券等(以下「クーポン」という。)の付与に係る事業の実施状況はどのようになっているか、事務局等における審査の実施状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等

ア 国における両旅行支援の予算の執行状況等

両旅行支援は、2年7月から観光庁の直轄事業の旅行振興策として開始されたGo Toトラベル事業の予算計1兆1193億0265万余円(令和2年度第3次補正予算に計上された額のうち8507億8593万余円及び令和3年度補正予算に計上された2685億1672万余円)を(目)訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に流用するなどして財源としていた。そして、3年度から5年度までの間に県民割支援に3016億7574万余円、全国旅行支援に6890億7740万余円、計9907億5315万余円が支出され、1285億4949万余円が不用額となっていた。

また、47都道府県に対する両旅行支援の交付決定額は、計1兆1182億9665万余円となっていた。

観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況についてみたところ、同庁は交付限度額の算定までに作成して予算執行時の基準とした算定方法に関する資料を保存していないとしていた。また、同庁は過去の旅行者数、所要の補正等といった交付限度額の算定要素に係る資料を保存していないとしており、本院は、これらの算定要素について十分な説明を受けられなかった。このため、本院は、予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。そこで、県民割支援における交付限度額について、本院において試算をしたところ、観光庁が算定した交付限度額と本院の試算額との間に相当程度のかい離が生じていた。

イ 都道府県における予算の執行状況等

令和6年能登半島地震により被災した新潟、富山、石川各県を除く44都道府県における旅行事業者^(注1)(OTAを含む。以下同じ。)及び宿泊事業者への販売可能枠(事業者が販売できる旅行商品代金等の割引額の上限額)の配分状況についてみたところ、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするなどのために、全ての事業者の中から販売可能枠を個々に配分する事業者を抽出し、残りの事業者については一括して予算の残額を管理する配分方法を採用するなどとしていた。また、事業者に配分した販売可能枠について、執行状況を随時確認して、必要に応じて配分方法等を変更するなどしていた。

(注1) OTA Online Travel Agent。店舗で営業を行わずインターネット上のみで取引を行う旅行事業者

44都道府県における予算の執行額及び残額の状況についてみたところ、交付決定額計1兆0550億2487万余円、執行額計9279億7479万余円、残額は計1270億5008万余円となっていて、その残額は、結果として国の決算上の不用額となっていた。

貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために設定された団体旅行枠(貸切バスを利用する団体旅行の費用(直接経費及び事務経費)に限って利用可能な予算の枠。以下同じ。)の設定方法及びその執行状況についてみたところ、40都道府県において計724

億 5178 万余円の残額が生じていた。これは、旅行・観光消費動向調査(観光庁公表の一般統計調査)で集計しているパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスを利用した旅行の他に鉄道、航空機等を利用した旅行に係る延べ泊数も含まれているのに、観光庁はこのような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つであると思料される。

(注2) パック・団体旅行 旅行会社のパックツアーを利用した旅行、職場の社員旅行、学校の修学旅行等(貸切バス以外に鉄道、航空機等を利用した旅行を含む。)

また、団体旅行枠から全ての旅行に利用可能な予算の枠への振替に係る考え方について確認したところ、観光庁は、振替について例外的な取扱いとして認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して伝えておらず、これにより一部の県における予算の執行方針に影響を及ぼす結果となっていたと思料される。

(2) 両旅行支援の実施状況等

ア 事業の実施体制等

都道府県における事業の実施体制をみたところ、都道府県は事業を統括的に運営する事務局を設置しており、実施体制は、大きく分類すると委託型、補助型、補助委託併用型、再委託型及び市町村への補助型の五つの類型となっていた。そして、これら五つの類型の 44 都道府県における両旅行支援に係る各事務局等への事務経費に係る支払額は計 716 億 6170 万余円、各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金又は負担金の交付額は計 443 億 8395 万余円、合計 1160 億 4565 万余円となっていた。

また、事業の実施主体である都道府県が、再委託等及び再々委託等の状況をどのように把握していたのかについてみたところ、都道府県によっては再委託先等や再々委託先等の状況を把握していなかった。

全国旅行支援における統一窓口共同運営体(以下「統一窓口」という。)との契約及び支払の状況をみたところ、契約主体は各都道府県から業務を委託等された事務局等となっており、都道府県からみると、これらの契約は再委託、再々委託の契約等となっていた。また、統一窓口への事務経費に係る支払額は奈良県を除く 43 都道府県で計 239 億 2664 万余円となっていた。

イ 事業の実施状況

44 都道府県における事業の実施状況をみたところ、両旅行支援の割引に係る実績について、利用者の延べ人数は計 1 億 2426 万余人、割引額は計 5245 億 4878 万余円となっていた。

割引に係る実績額について、旅行事業者が取り扱った旅行商品代金の割引は、各都道府県における取扱実績額の上位 10 者で、県民割支援においては全体の総額の 73.7% を、全国旅行支援においては同 76.9% をそれぞれ取り扱っていた。

全国旅行支援におけるクーポンの付与の実施状況をみたところ、観光庁が事業の実施途中に電子クーポンによることを原則化したことに伴って、既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰となっている状況が見受けられた。

クーポンの取扱店舗に係る参画登録の状況をみたところ、各都道府県で、土産物店、飲食店、旅館・ホテル等の様々な業種の店舗が登録されており、都道府県によっては、両旅行支援の制度目的を踏まえて、観光関連施設のみを参画登録の対象として、コンビ

ニエンスストア、ドラッグストア等を対象外としていた。

クーポンの使用状況をみたところ、クーポンの使用に係る補助対象経費は、両旅行支援で計 2867 億 8041 万余円となっていた。

ウ 審査の実施状況等

旅行商品代金等の割引及びクーポンに係る審査の実施状況をみたところ、事務局等が旅行事業者等から提出させた根拠書類(紙媒体を電子化していたものや原本の内容を転記して確認できるものなどを含めて、以下「根拠資料」という。)の内容を確認するなどしていた。

また、根拠資料の保存に必要な措置を執ることを求めた事務連絡は全国旅行支援が開始された後の5年8月に観光庁から都道府県に対して発出されていたことを踏まえて、根拠資料の保存状況をみたところ、一部の県において、旅行者の居住地や新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種等を確認できる根拠資料を保存していない状況が見受けられた。また、一部の県において、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を保存していない状況が見受けられた。

エ 国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況

国庫返納の必要があると都道府県が判断した旅行事業者による実績の水増しなどの不正請求の状況をみたところ、県民割支援で10道府県(計13件、補助金相当額計2億0173万余円)、全国旅行支援で10道県(計49件、補助金相当額計1億0094万余円)となっていた。

オ 事業実施に伴う効果等

都道府県が公表するとともに国土交通大臣に報告することとされている効果検証について、都道府県の公表状況をみたところ、5年度末までに効果検証の内容を公表していたものは2県のみとなっており、6年6月末時点においても、20都道県にとどまっている状況が見受けられた。また、効果検証の内容を5年度末までに国土交通大臣に報告していたものは4県のみとなっており、6年6月末時点においても23都道県にとどまっていた。

3 検査の結果に対する所見

政府は、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として位置付けており、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るなどのために、毎年多額の予算を計上している。また、2年度から5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策が実施され、令和6年能登半島地震により観光需要の落ち込みが見られる地域において実施されている北陸応援割は、需要創出支援と同様に旅行者を対象として旅行商品代金等の割引を支援する補助事業として、5、6両年度に実施されており、今後も同様の事業が実施される可能性がある。

ついては、観光庁は、今後同様の補助事業を実施するなどの場合には、次の点に留意するなどして、事業を適切に実施する必要がある。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等

ア 予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としている旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し、予算執行における交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき十分に説明す

ることができるようにすること

イ 団体旅行枠のように特定の用途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による合理的な基準により予算枠を定めるとともに、事業の実施主体に対して事業の実施に係る事務連絡等を発出する際には、その取扱いを周知徹底すること

(2) 両旅行支援の実施状況等

ア 電子クーポンの原則化のように事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における事業の現状を把握するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの弾力的な運用ができるよう十分検討を行うこと

イ 補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にと事務連絡等で明示して周知することなどにより、事後的に事業の適正性を十分に検証することができるようにすること

第2 官民ファンドにおける業務運営の状況について

要請を受諾した年月日	令和5年6月13日
検査の対象	株式会社産業革新投資機構、株式会社 INCJ、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社脱炭素化支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
検査の内容	官民ファンドにおける業務運営の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和7年5月16日

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和5年6月12日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月13日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

株式会社産業革新投資機構、株式会社 INCJ、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社脱炭素化支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

(二) 検査の内容

官民ファンドにおける業務運営の状況に関する次の各事項

- ① 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況
- ② 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況
- ③ 財務等の状況

(「(一)検査の対象」に掲げられた18官民ファンド運営法人が運営する16官民ファンドの名称等は、表のとおりである。)

表 18 官民ファンド運営法人が運営する 16 官民ファンド

官民ファンド運営法人		組織形態	官民ファンド		所管府省庁
名称	略称		名称	略称	
株式会社産業革新投資機構	JIC	株式会社	株式会社産業革新投資機構	JIC	経済産業省
株式会社 INCJ	INCJ	株式会社	株式会社 INCJ	INCJ	経済産業省
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小機構	独立行政法人	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小機構	経済産業省
株式会社地域経済活性化支援機構	REVIC	株式会社	株式会社地域経済活性化支援機構	REVIC	内閣府本府等
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	A - FIVE	株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	A - FIVE	農林水産省
株式会社民間資金等活用事業推進機構	PFI 推進機構	株式会社	株式会社民間資金等活用事業推進機構	PFI 推進機構	内閣府本府
国立大学法人東北大学	東北大	国立大学法人	官民イノベーションプログラム	イノベーション事業	文部科学省
国立大学法人東京大学	東大				
国立大学法人京都大学	京大				
国立大学法人大阪大学	阪大				
株式会社海外需要開拓支援機構	クールジャパン機構	株式会社	株式会社海外需要開拓支援機構	クールジャパン機構	経済産業省
一般社団法人環境不動産普及促進機構	Re - Seed 機構	一般社団法人	耐震・環境不動産形成促進事業	Re - Seed 事業	国土交通省・環境省
株式会社日本政策投資銀行	DBJ	株式会社	競争力強化ファンド	競争力ファンド	財務省
			特定投資業務	特定投資業務	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	JOIN	株式会社	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	JOIN	国土交通省
国立研究開発法人科学技術振興機構	JST	独立行政法人	国立研究開発法人科学技術振興機構	JST	文部科学省
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	JICT	株式会社	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	JICT	総務省
株式会社脱炭素化支援機構	JICN	株式会社	株式会社脱炭素化支援機構	JICN	環境省
一般社団法人グリーンファイナンス推進機構	グリーンファイナンス推進機構	一般社団法人	地域脱炭素投資促進ファンド事業	グリーンファンド	環境省
18 官民ファンド運営法人 株式会社 10 法人 独立行政法人 2 法人 国立大学法人 4 法人 一般社団法人 2 法人			16 官民ファンド		

(以下、官民ファンド及び官民ファンド運営法人の名称については、表に記載の略称を用いている。)

2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の官民ファンドにおける業務運営の状況に関する各事項について、経済

性、効率性、有効性等の観点から、①官民ファンド運営法人に対する国の財政支援の状況はどのように^(注1)なっているか、KPIは官民ファンド間の比較検証を可能とする指標となっているか、②官民ファンドの業務に係る損益等の状況はどのように^(注2)なっているか、④投資計画策定ファンドについて投資計画等の進捗状況はどのように^(注3)なっているか、支援を継続中の案件に係るEXITに向けた状況等はどのように^(注4)なっているか、剰余金や官民ファンドの業務の実施に必要な国からの出資等について国庫納付は適切に実施されているか、③官民ファンド運営法人における支援業務に係る人員の状況はどのように^(注5)なっているかなどに着眼して検査を実施した。

(注1) KPI 政策目的の達成状況、収益性の確保の状況等を評価するための重要な指標(Key Performance Indicator)

(注2) 投資計画策定ファンド 累積損失の解消のための数値目標及び計画である投資計画が策定された官民ファンド

(注3) 支援 国から出資を受けるなどした株式会社等の法人が企業等に対して実施する出資、貸付け、債務保証、債権の買取りなど

(注4) EXIT 新規株式公開(IPO)等による支援からの退出(出資金等の回収による利益又は損失の確定)

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

ア 国の財政支援の状況

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する国からの出資、貸付け及び補助金の交付(以下、これらを合わせて「政府出資等」という。)の5年度末までの累計額は、計2兆2592億余円となっていた。一方、民間企業等からの出資や自己資金(以下、これらを合わせて「民間出資等」という。)の5年度末までの累計額は計9349億余円となっていて、政府出資等の累計額とを合わせた全体の累計額は合計3兆1941億余円となっていた。

また、政府保証が付された借入等の5年度末までの累計調達額は、計5兆6034億円となっており、政府出資等や民間出資等とともに、官民ファンド運営法人による支援の直接の原資となっていた。

イ 官民ファンド運営法人による支援等の状況

官民ファンド運営法人による5年度末までの支援実績は、支援約束件数計1,722件、支援約束額計7兆0191億余円、実支援件数計1,666件、実支援額計5兆1339億余円、支援約束額に対する実支援額の割合(以下「支援実行率」という。)73.1%となっていた。支援実績を支援スキーム別にみると、官民ファンド運営法人が対象事業者に対して直接に支援を実施するもの(以下「直接支援」という。)については、実支援件数計1,048件、支援約束額計4兆3677億余円、実支援額計3兆6318億余円、支援実行率83.1%となっていた。一方、官民ファンド運営法人が他の民間事業者等と共に出資して設立した投資事業有限責任組合(サブファンド)^(注7)を通じて、対象事業者に対して間接的に支援を実施するもの(以下「間接支援」という。)については、実支援件数計620件、支援約束額計2兆6514億余円、実支援額計1兆5021億余円、支援実行率56.6%となっていた。

(注5) 実支援 事業の進捗に応じて、出資金を払い込むことなど

(注6) 実支援額 実支援により払い込まれた出資金等の額

(注7) 投資事業有限責任組合(サブファンド) 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成10年法律第90号)に基づき投資事業有限責任組合契約を締結することによって成立する有限責任組合員(その出資の価額を限度として投資事業有限責任組合の債務を弁済する責任を負う組合員)及び無限責任組合員(投資事業有限責任組合の業務を執行して当該組合の債務全額について弁済する責任を負う組合員)から成る組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であって当該組合に類似するもの

18 官民ファンド運営法人の5年度末までの回収の状況をみると、回収額^(注8)は計4兆2056億余円、実支援額に対する回収額の割合(以下「回収率」という。)は81.9%となっていた。また、支援スキーム別にみると、直接支援については、回収額は計3兆6625億余円、回収率は100.8%、間接支援については、回収額は計5431億余円、回収率は36.1%となっていた。

(注8) 回収額 官民ファンド運営法人が支援期間中の対象事業者及びサブファンドからの配当や株式の売却等により収入を得て、これらの収入により実支援額を回収した額

ウ 官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況

5年度末までに、8法人が計4533億余円の国庫納付等を実施しており、18官民ファンド運営法人の政府出資等の額計2兆2592億余円に対する国庫納付等の額の割合は20.0%となっていた。また、事由別にみると、国に対する剰余金の配当等が計2511億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な政府出資金の納付等が計727億余円、貸付金の償還等が1014億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な補助金の納付が計279億余円となっていた。

エ 官民ファンドの運営に係る評価等の状況

案件ごとの官民ファンドからの投融資額に対する誘発された民間投融資額(以下「誘発額」という。)の状況をみると、3官民ファンド(REVIC、A-FIVE及びイノベーション事業)の計22件については、各官民ファンドが支援を実施した後、当該官民ファンド以外に出資等を行う民間企業等が現れず、5年度末時点において誘発額がゼロとなっていた。

具体的な指標が示されている「KPI 1-2 (エコシステム)」「KPI 1-3 (呼び水)」及び「KPI 2 (累積損益)」の三つのKPIについて、計上方法等の条件を内閣官房に確認したところ、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。)や「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告」において示されている以上に詳細を定めたものはなかった。このため、官民ファンド運営法人における計上方法の実態を確認したところ、「KPI 2 (累積損益)」及び「KPI 1-3 (呼び水)」の二つのKPIについては、官民ファンド間における達成状況の比較検証に当たり留意が必要な状況となっていた。

(2) 財務等の状況

ア 官民ファンドの業務に係る損益等の状況

15 官民ファンド並びに国立大学法人の有限責任組合員としての出資及び国立大学法人が 100% 出資する子会社の無限責任組合員としての出資により設立されたサブファンド(以下「国大ファンド」という。)である 8 国大ファンドの計 23 ファンド^(注9)を対象に、官民ファンド等の累積損益^(注10)の状況をみると、8 ファンドでは5年度末時点で、競争力ファンドでは官民ファンドの業務を完了した平成 30 年度末時点で、累積損益がそれぞれプラスとなっていた一方、14 ファンドでは令和 5 年度末時点で累積損益がマイナスとなっていた。また、5 年度末時点の資産に対する累積損益の割合を算出したところ、4 投資計画策定ファンドではいずれも低くなっており、A-FIVE が△102.3%、JOIN が△46.9%、クールジャパン機構が△39.6%、JICT が△10.1% となっていた。

Re-Seed 事業を除く 12 官民ファンドにおいて、5 年度の事務費に占める人件費の割合が 50% 以上となっていた。

(注9) 検査の対象とした 16 官民ファンドのうちイノベーション事業については、国大ファンド単位で分析した。

(注10) 累積損益 当期純利益(損失)の累計を累積損益として整理した。DBJ を除く 9 株式会社^(注12)が運営する 9 官民ファンドについては各官民ファンド運営法人の全体の損益計算書から、DBJ が運営する 2 官民ファンドについては官民ファンド単位で作成していた損益計算書から、それぞれ当期純利益(損失)を把握した。独立行政法人が運営する 2 官民ファンドについては、官民ファンドの業務に関する収益(運営費交付金及び国庫補助金に係る収益化額等を除く。)と費用の額を把握できる範囲で調査して両者を差引きした額を当期純利益(損失)とみなした。基金を造成して支援を実施する一般社団法人が運営する 2 官民ファンドについては、正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額及び当期指定正味財産増減額の合計額から国庫補助金等(国庫補助金の受取額から返還額を控除した額)を控除した額を当期純利益(損失)とみなした。8 国大ファンドについては、企業会計基準に準拠した損益計算書の当期利益(損失)を当期純利益(損失)とみなした。

イ 4 投資計画策定ファンドの投資計画等の進捗状況

A-FIVE について、5 年度末時点で支援を継続中の 64 件の同年度末の貸借対照表計上額から引当金を控除した額(以下「引当金控除後貸借対照表価額」^(注11)という。)は、「損失を最小化するための改善計画」の基礎資料における回収額の 6 年度以降の計画額計 155 億余円を 90 億余円下回っていた。また、上記 64 件の EXIT の実施見込みをみると、41 件については同年度末までの EXIT の実施のめどが立っていた一方、残る 23 件については、EXIT の実施に向けた対象事業者等との協議が継続中となっていた。

クールジャパン機構及び JICT は、いずれも、修正後計画及び改善計画^(注12)の策定時における既存の投資分と比較して将来の投資分の内部収益率及び投資倍率^(注13)が相当程度高いものとなっていた。一方、JOIN は、改善計画^(注14)の策定時における既存の投資分の内部収益率と将来の投資分の内部収益率は、ほぼ同水準(3.0%)となっていた。

クールジャパン機構については、保有する株式等の処分期限等(以下「設置期限」という。)の属する年度である修正後計画の最終年度(15年度)の累積損益額 10 億円が、設置期限までの産業投資の資本コストの額 150 億余円を大幅に下回っていた。また、設置期限の定めのない JOIN についても、改善計画の最終年度(31年度)の累積損益額 20 億円が、産業投資から出資を受ける期間を 16 年度までとして試算した産業投資の資本コストの額 332 億余円を大幅に下回っていた。

(注11) 官民ファンド運営法人は、決算処理に当たり、支援を継続中の案件について、対象事業者の純資産持分相当額が実支援額の 50% 以下となるなどした場合、内規等に従い回収可能性等を総合的に検討して、検討の結果、必要があると認めたときは、減損処理を行って貸借対照表計上額を引き下げ、又は、引当金を計上することとしている。引当金控除後貸借対照表価額は、こうした検討の結果を反映した額となっている。

(注12) 修正後計画 投資計画における数値目標等と実績にかい離が認められて策定された改善目標及び計画である改善計画の数値目標を下方修正したクールジャパン機構の計画

(注13) 内部収益率 IRR (Internal Rate of Return の略称)ともいう。投資期間におけるキャッシュフローの規模やタイミングの影響を織り込んで求めた収益率であり、投資の効率性を測る指標の一つ

(注14) 投資倍率 実支援額に対する回収額の比率

(注15) 産業投資 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金等を供給する機関に対して、出資及び貸付けが行われる。

(注16) 資本コスト 資本を調達するための費用

ウ 支援を実施した案件の損益等の状況

実支援件数 1,666 件のうち、5 年度末までに EXIT が実施されていた 736 件に係る損益の状況をみると、実支援額 1 兆 5983 億余円に対して回収額が 3 兆 3892 億余円となっており、投資倍率は 212.0% となっていた。また、実支援件数 1,666 件のうち、5 年度末時点で支援を継続中の 928 件に係る損益等の状況^(注17)をみると、実支援額 3 兆 5268 億余円に対して、引当金控除後貸借対照表価額と 5 年度末までの回収額との合計(以下「貸借対照表価額等」という。)が 3 兆 2740 億余円(うち受取配当金等の回収額が 8079 億余円)となっており、実支援額に対する貸借対照表価額等の割合は 92.8% となっていた。

EXIT 実施済みの 736 件について、各案件の損益等を集計して、投資分野別、支援目的別、支援実施国・地域別に全体の状況をみると、投資分野別では工業・エネルギー、宇宙・航空機、人工知能・情報解析及び FinTech の各分野、支援目的別では事業再編支援、支援実施国・地域別では国内案件に係る投資倍率が相対的に高くなっていた一方、投資分野別ではサービス業、メディア・コンテンツ、バイオ及びロボットの各分野、支援目的別ではベンチャー企業等に対する支援、支援実施国・地域別では海外案件に係る投資倍率が相対的に低くなっていた。

5年度末時点で支援を継続中の928件のうち^(注18)832件について、5年度末時点において想定されるEXIT時期(以下「5年度末時点想定EXIT時期」という。)までの年数をみると、5年度末から5年度末時点想定EXIT時期までの年数が20年超の案件があった。

上記の928件のうち、支援決定時に想定されていたEXIT時期(以下「支援決定時想定EXIT時期」という。)を経過していた167件について、5年度末時点における案件の状況を確認するために、5年度末までの回収額及び5年度末時点の対象事業者又はサブファンドの純資産持分相当額等を用いて本院が試算した5年度末保有有価証券^(注19)評価額の合計(以下「5年度末保有有価証券評価額等」という。)と実支援額とを比較したところ、14ファンドに係る126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っていた。

(注17) 支援を継続中の案件の損益等の状況を示すに当たり、実支援額と比較する指標を回収額のみとすることは、回収額がまだ発生していない案件が存在することを考慮すると必ずしも適当ではないことから、実支援額と貸借対照表価額等を比較している。

(注18) 令和7年3月末に設置期限が到来するINCJ及び8年3月末までに投資回収を行うこととなっているA-FIVEの計96件を除外した。

(注19) 官民ファンド運営法人が出資に伴い取得した有価証券のうち、市場で売買されていないなどのため時価がないものについては、減損処理又は引当金の計上が行われていない場合、実支援額と引当金控除後貸借対照表価額とが同額となることが多く、必ずしも引当金控除後貸借対照表価額が令和5年度末時点における支援先の財務状況等を反映しているとは限らない。そのため、引当金控除後貸借対照表価額と比較してより支援先の財務状況等を反映していると考えられる5年度末純資産持分相当額を用いて試算した5年度末保有有価証券評価額により、支援決定時想定EXIT時期を経過している案件の状況を確認した。なお、時価がない有価証券の評価方法には、5年度末純資産持分相当額を用いる方法のほかにも複数の方法があるが、ファンド全体の状況を統一的に評価する必要があることから、最も一般的と考えられる5年度末純資産持分相当額を用いる方法を採用した。また、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている126件の中には、各官民ファンド運営法人において、5年度末時点で減損処理又は引当金の計上が行われているものもある。

エ 剰余金の配当等の状況

INCJは、新規の支援決定が終了しており、6年度末までに保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めることとされている。官民ファンドの業務の完了に伴い生ずるINCJの残余財産は、5年度末の繰越利益剰余金等が2898億余円となっていることなどを踏まえると、多額になると見込まれる。INCJの残余財産は親会社であるJICが取得することになるが、JICは、その活用方針について、関係省庁を含めて検討中であるとしており、7年3月末時点で具体的な方針が決定されていない状況となっていた。

5国大ファンドは、5年度末までに4国立大学法人へ計145億余円を分配していた。文部科学省は、国立大学法人に分配された資金について、国庫納付に関する具体的な手続や時期を明確にしていなかった。

(3) 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

ア 支援業務に係る人員の状況

職員の採用及び離退職の状況をみると、平成25年度末から令和5年度末までの採用者数が計1,982人となっている一方で、離退職者数も計1,666人に上っていた。案件^(注20)発掘やモニタリング等の支援業務に直接携わる職員の離退職に際して、複数名で案件を担当しながら引継ぎを行わせることや、新しい担当者が前任の担当者と共に業務を行う引継ぎの移行期間を設けることなどの取組も行われていた。

(注20) 案件発掘 支援の候補となる企業等の探索

(注21) モニタリング 財務情報、経営方針等の企業情報の把握及び経営成績の評価

イ 支援決定に至るまでの支援業務の実施状況

利益相反管理の体制がどのように整備されているかをみると、直接支援を実施している16官民ファンド運営法人は、利益相反管理規程等において、規制の対象とする利害関係者の範囲や取引類型を定めるなどしていた。一方、間接支援を実施している13官民ファンド運営法人は、サブファンドの無限責任組合員が支援決定を行うため、契約書において規制対象取引を明記していた。

なお、従前は利益相反管理規程等によらずに、会社法(平成17年法律第86号)等を準用して利益相反管理を行っていた東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社(以下「THVP」という。)、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社(以下「東大IPC」という。))及び大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社(以下「OUVC」という。))は、本院の検査を踏まえて、6年8月に利益相反管理規程等を新たに設ける措置を講じており、また、A-FIVEは、本院の検査を踏まえて、7年1月に利益相反管理規程等を改定して、役員に係る規定を追加する措置を講じていた。

ウ 支援決定以降の支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人が実施したモニタリングの内容は、おおむね、対象事業者又はサブファンドの財務、事業の進捗及び経営体制の三つに係るものとなっていた。また、17官民ファンド運営法人において、モニタリングを実施した部署以外の部署が、モニタリングの内容を第三者的な立場で検証する機能を担っていた。

JOINの役割、在り方、経営改善策等の検証や検討の結果についての有識者委員会の最終報告(以下「JOIN検証報告」という。))では、5年度決算において損失を計上した案件について、JOINにおける損失計上及びその公表の時期と、協調して支援する者(以下「協調出融資者」という。))におけるこれらの時期とにずれが生じたことを受けて、今後同種のずれが生ずる場合には、協調出融資者の意向に留意しつつ、損失計上等のリスク情報について関係者への早期の説明を行うべきであるとされている。これに関してJOINは、従前から、協調出融資者の協力を得ながら、損失計上の動向を必要に応じて把握していたとしており、また、7年1月の会計実地検査時点では、関係者への説明を行うべき情報の内容等について検討中であるとしていた。

5年度末までのハンズオン^(注22)の実施状況をみると、14官民ファンド運営法人が計836件についてハンズオンを実施しており、役職員の派遣や人材採用支援といった人材支援に係る実施事例が534件と最も多くなっていた。

3 検査の結果に対する所見

官民ファンドは、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて民間主導の経済成長を実現することを目的として創設されるなどしたものであり、官民ファンド運営法人は、政府出資等を原資として、対象事業者又はサブファンドに対する支援を実施している。官民ファンドの業務は、民業補完を原則とし、その原資が国の資金であることに十分配慮しつつ、それぞれの政策目的等に鑑み、政府の基本方針や計画等にも留意した上で、官民ファンド運営法人及び所管府省庁の間で連携しながら運営されることなどが求められている。

一方、一部の官民ファンドにおいて多額の累積損失が発生していることが明らかとなったことから、過去の業務運営についての検証結果として「株式会社農林漁業成長産業化支援機構に係る検証報告」やJOIN 検証報告が公表されており、また、投資計画等が策定されるなどの取組が行われている。

については、官民ファンド運営法人及び所管府省庁並びに「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」(以下「幹事会」という。)の事務局である内閣官房及び財政投融資を所管する財務省は、今後、次の点に留意して、官民ファンドにおける適切な業務運営を確保する必要がある。

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

ア 今後、新規の支援決定を行う官民ファンド運営法人は、官民ファンドが民間資金の呼び水としての役割を期待されていることに鑑み、経済社会情勢を踏まえて、官民ファンドが支援すべき案件か否かを民業補完に十分に配慮して検討すること

イ 幹事会の事務局である内閣官房は、KPI がガイドラインにのっとりた官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、KPI の計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて公表することを検討すること

(2) 財務等の状況

ア A-FIVE は、支援を継続中の案件について7年度末までに確実にEXITを実施できるよう、引き続き、対象事業者等との協議を行うとともに、各案件の収益の最大化を図ることにより、累積損失の最小化を目指すこと。また、農林水産省は、引き続き、「損失を最小化するための改善計画」の進捗のフォローアップを行い、A-FIVE に対する監督等を適切に行うこと

イ クールジャパン機構、JOIN 及びJICT は、案件の内部収益率及び投資倍率の状況等を踏まえて、引き続き累積損失の解消を目指すこと。また、改善計画等の進捗状況によっては、事務費に占める人件費の割合を踏まえて、それぞれの業績に応じた報酬を含む事務費の見直しを検討するなどして経営の改善を図ること。

さらに、クールジャパン機構及び JOIN は、各計画の最終年度の累積損益額が産業投資の資本コストの額を大幅に下回るものとなっていること、JOIN は、遅くとも 31 年度までに累積損失の解消を目指すという長期にわたる計画となっていることなどを踏まえ、計画に基づく累積損失の解消を目指すとともに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保に向けた一層の経営の改善に努めること。

また、前記 3 官民ファンド運営法人の 3 所管府省庁(経済産業省、国土交通省及び総務省)及び財政投融资を所管する財務省は、引き続き、改善計画等の進捗のフォローアップを行うなどして、3 官民ファンド運営法人に対する監督等を適切に行うこと

ウ 官民ファンド運営法人は、リスクが高く、かつ、投資倍率が低い支援対象等があることを踏まえ、引き続き、政策性はもとより収益性にも配慮した支援を適切に実施すること

エ DBJ、JOIN 及び JICN は、EXIT までの期間が長期となることが見込まれる案件について、計画どおりに事業が進捗しているかなどのモニタリングを慎重に実施して、状況の変化が生じた場合には、公的資金の活用であることに鑑み、秘匿性に留意しつつ、必要に応じて適時に状況を公表すること

オ 中小機構、REVIC、A-FIVE、クールジャパン機構、JST、グリーンファイナンス推進機構、THVP、東大 IPC、京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び OUVC は、支援決定時想定 EXIT 時期を経過していて、かつ、5 年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、これらの事態が生じている原因分析等を十分に行い、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、他の官民ファンド運営法人においても、同様の事態が発生した場合には、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること

カ JIC 及び経済産業省は、JIC の投資活動等の計画も踏まえて、多額になると見込まれる INCJ の残余財産に係る政府出資の適切な活用の在り方等について、公的資金の活用であることに鑑み、遅滞なく検討及び協議を行った上で、具体的な方針を決定して公表すること

キ 文部科学省は、4 国立大学法人与連携して、4 国立大学法人に分配された資金について、活用の見込みがないまま滞留することがないように支援の原資等として活用するなどについて適時に検討し、検討の結果、活用する見込みがない資金が生ずる場合は、具体的な手続や時期を遅滞なく調整するなどして 4 国立大学法人に国庫納付を実施させること

(3) 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人は、職員の離退職により支援業務の実施に支障が生ずることのないよう、引き続き、研修、引継ぎなどを適切に実施すること

本院としては、官民ファンドにおける業務運営の状況について、今後とも引き続き検査していくこととする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 一般予備費の使用等の状況について

検査対象	内閣府本府、宮内庁、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
予備費の概要	予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて設け、内閣の責任でこれを支出することができる予算
検査の対象とした予備費	一般予備費 1兆1389億円(令和4年度～6年度)

<構成>

- 1 検査の背景(548 ページ)
 - (1) 予備費に係る制度等の概要(548 ページ)
 - ア 予備費の「使用」(548 ページ)
 - イ 予備費の使用に係る手続(548 ページ)
 - ウ 予備費使用相当額の執行状況の区別(549 ページ)
 - エ 予備費使用の要件等(550 ページ)
 - オ 予備費使用の事後承諾に係る制度の概要(550 ページ)
 - カ 予備費の目的外支出の禁止(551 ページ)
 - キ 予備費使用額に係る予算の繰越し(551 ページ)
 - ク 令和元、2両年度決算審査における措置要求決議の内容(552 ページ)
 - (2) 過去10年間ににおける一般予備費の予算額の推移(552 ページ)
 - (3) これまでの検査の実施状況(552 ページ)
- 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(553 ページ)
 - (1) 検査の観点及び着眼点(553 ページ)
 - (2) 検査の対象及び方法(554 ページ)
- 3 検査の状況(554 ページ)
 - (1) 一般予備費の使用状況等(554 ページ)
 - ア 一般予備費の使用状況(554 ページ)
 - イ 使用決定分類ごとの予備費使用額等(556 ページ)
 - (2) 一般予備費の予備費使用相当額の執行状況等(558 ページ)
 - ア 一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況等(558 ページ)
 - イ 一般予備費に係る事業における執行状況等(562 ページ)
 - (3) 予備費の使用状況及び予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況(568 ページ)
 - ア 予備費の使用状況に係る公表状況(569 ページ)
 - イ 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況(569 ページ)

4 本院の所見(570 ページ)

(1) 検査の状況の概要(570 ページ)

(2) 所見(571 ページ)

別図表 1 昭和 29 年閣議決定(572 ページ)

別図表 2 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業 29 事業における令和 6 年度の執行状況(573 ページ)

1 検査の背景

(1) 予備費に係る制度等の概要

日本国憲法第 87 条第 1 項の規定によれば、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費^(注1)を設け、内閣の責任でこれを支出することができるとされている。これを受けた財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 24 条の規定によれば、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができるとされている。そして、同法第 35 条第 1 項の規定によれば、予備費は、財務大臣が、これを管理するとされている。

(注 1) 日本国憲法第 87 条第 1 項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第 35 条第 2 項に規定する予備費の「使用」(後述ア参照)と同義であるとされている。

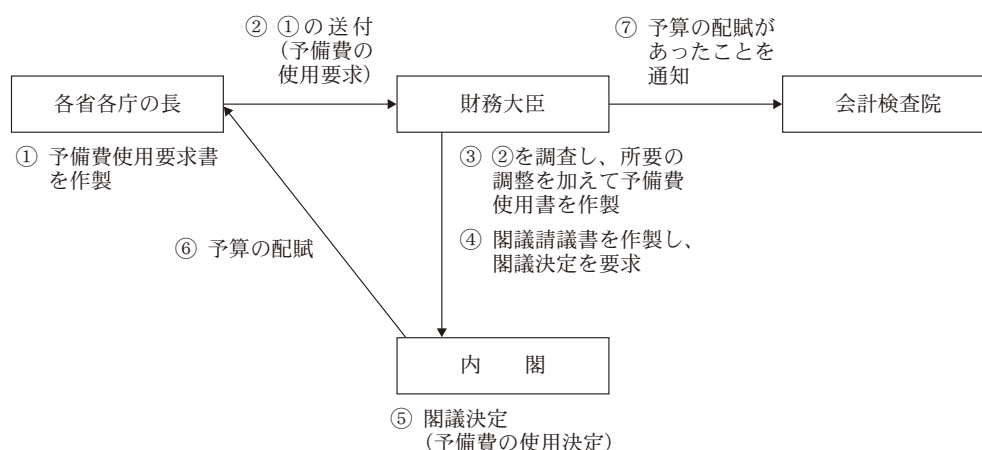
ア 予備費の「使用」

予備費の「使用」とは、財務省所管の歳出予算に計上された予備費を特定の経費の財源に充てるために、当該予備費を財源として各省各庁所管の歳出予算に新しい項を設けて予算を計上し、又は既定の項の予算を追加して、当該経費の金額について財政法第 31 条第 1 項の規定に基づく予算の配賦があったのと同様の効果を生じさせることであるとされている。

イ 予備費の使用に係る手続

予備費の使用については、財政法で必要な手続が定められており、その手続のうち閣議決定により予備費の使用決定が行われる場合の流れを示すと図表 1 のとおりである。

図表 1 予備費の使用に係る手続の流れ(閣議決定の場合)



番号	手続
①②	各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書(以下「予備費使用要求書」という。)を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
③④	財務大臣は、当該使用要求を調査するなどして予備費使用書を作製し、閣議決定を求めなければならない(以下、予備費使用書について閣議決定を求める際に作製される書類を「閣議請議書」という。)
⑤⑥	閣議決定等により予備費の使用決定が行われたときは、予備費使用書に掲げる経費について、財政法第31条第1項の規定により、予算の配賦があったものとみなす。これにより、予備費の使用の目的に応じて特定の予算科目に予算が配賦される。
⑦	財務大臣は、財政法第31条第1項の規定による予算の配賦のあったときは、会計検査院に通知しなければならない。

また、あらかじめ閣議決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができることとなっている(以下、財務大臣の指定する経費について、財務大臣が予備費使用書を決定することを「財務大臣決定」という。)

予備費の使用決定は、予備費を使用する目的に応じて定められた事項(以下「予備費使用事項」という。)を単位として、使用理由を付して行われている。また、一つの予備費使用事項により複数の予算科目に予算を配賦する場合や、複数の予備費使用事項により同一の予算科目に予算を配賦する場合がある。

ウ 予備費使用相当額の執行状況の区別

予備費の使用決定により予算科目に配賦された予算額(以下「予備費使用額」という。)を財源とする予算は、財政法等の会計法令上、各予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行される。したがって、各予算科目において、歳出予算現額^(注2)(以下「予算現額」という。)のうち予備費使用額を財源とする予算に相当する額(以下「予備費使用相当額」という。)を区別してその執行状況を具体的に確認することは、予備費の使用決定により新たに予算科目が設定されて当該予算科目に計上された予算現額の全てが予備費使用額による場合等を除き、基本的にできない。

(注2) 歳出予算現額 歳出予算額(当初予算額、補正予算額並びに予算移替増加額及び予算移替減少額の合計)に前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額及び予算決定後移替増減額を加減したもの

エ 予備費使用の要件等

(ア) 予見し難い予算の不足

予備費の使用決定は、日本国憲法第87条第1項等の規定に基づき、予見し難い予算の不足に充てるために行うこととなっている。予見し難い予算の不足とは、予算作成当時に予見し得なかった、既定の予算をもって賄えない経費の不足であるとされている。

(イ) 昭和29年閣議決定

政府は、予備費の使用等について、「予備費の使用等について」(昭和29年4月閣議決定。最終改正平成19年4月。以下「昭和29年閣議決定」という。別図表1参照)を定めている。昭和29年閣議決定第1項では、財政法第35条第3項ただし書の規定に基づきあらかじめ財務大臣が指定し、財務大臣決定をすることができる経費(以下「財務大臣決定経費」という。)が定められている。財務大臣決定経費は、法令に基づき国家公務員に支給される手当等のように政府の意思により支出が左右できない他動的原因によって不足を生ずる経費であって、かつ、義務的な性質を有する経費(以下「義務的経費」という。)となっている。

また、昭和29年閣議決定第3項によれば、国会開会中は、財務大臣決定経費及び事業量の増加等に伴う經常の経費(同項第1号)、法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費(同項第2号)、災害(暴風雨、こう水、高潮、地震等異常なる天然現象により生じた災害及び火災をいう。以下同じ。)に基因して必要を生じた諸経費(同項第3号前段)その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費(同号後段)、その他比較的軽微と認められる経費(同項第4号)を除き、予備費の使用は行わないこととされている。

(ウ) 特定使途予備費

一般会計予算には、使途の制限のない予備費(以下「一般予備費」という。)とは別に、予算総則で使途を制限した予備費(以下「特定使途予備費」という。)が計上される場合がある。特定使途予備費は、予備費の使用を一定の使途に限定することについて国会の議決を受け、その範囲内で使用する予備費とされており、本来使途が限定されていない予備費の使用について、政府として自ら制約を課したものであると解されている。

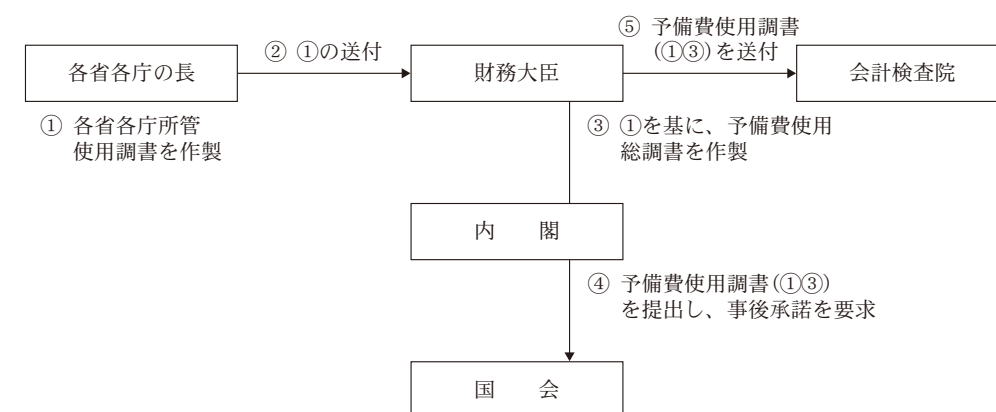
オ 予備費使用の事後承諾に係る制度の概要

日本国憲法第87条第2項の規定によれば、すべて予備費の^(注3)支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならないとされている。予算が国会による事前議決を原則とするのに対して、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされている。

予備費使用の事後承諾に係る手続の流れを示すと図表2のとおりである。

(注3) 日本国憲法第87条第2項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第35条第2項に規定する予備費の「使用」(ア参照)と同義であるとされている。

図表2 予備費使用の事後承諾に係る手続の流れ



番号	手続
①②	(注) 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない(以下、各省各庁の長がそれぞれ所管する歳出予算に係る予備費使用額について作製する調書を「各省各庁所管使用調書」という。)
③	財務大臣は、各省各庁所管使用調書に基づいて、予備費使用額に係る総調書(以下「予備費使用総調書」という。)を作製しなければならない。
④	内閣は、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(以下、これらを合わせて「予備費使用調書」という。)を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。
⑤	財務大臣は、予備費使用調書を会計検査院に送付しなければならない。

(注) 財政法第36条第1項に規定する「予備費を以て支弁した金額」とは、予備費使用額と同義であるとされている。

カ 予備費の目的外支出の禁止

昭和29年閣議決定第4項によれば、予備費使用額については、「これをその目的の費途以外に支出してはならない」とこととされている。

キ 予備費使用額に係る予算の繰越し

財政法等において、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる制度が定められており、同法第14条の3の規定による明許繰越し^(注4)、同法第42条ただし書の規定による事故繰越し^(注5)などがある。予備費使用額に係る予算の繰越しについては、昭和30年に大蔵省主計局長から各財務局(部)長宛てに発出された「予備費使用にかかる経費の繰越しについて」(昭和30年歳計第821号)によれば、予備費の使用決定に係る経費が繰越明許費と同一の経費である場合は、繰越明許費の要件を満たしていれば明許繰越しを行うことができること、また、避け難い事故のため年度内に支出が終わらない場合は、事故繰越しの要件を満たしていれば事故繰越しを行うことができることとされている。そして、予備費の使用決定に係る経費を繰り越すことは可能であるものの、予備費の性質上極力年度内に支出を完了するよう指導することが求められている。

(注4) 明許繰越し 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越すこと

(注5) 事故繰越し 歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出が終わらなかった経費を翌年度に繰り越すこと

ク 令和元、2両年度決算審査における措置要求決議の内容

参議院決算委員会における令和元年度決算審査措置要求決議では、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるとされている。さらに、同委員会における令和2年度決算審査措置要求決議では、政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、昭和29年閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきであるとされ、また、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

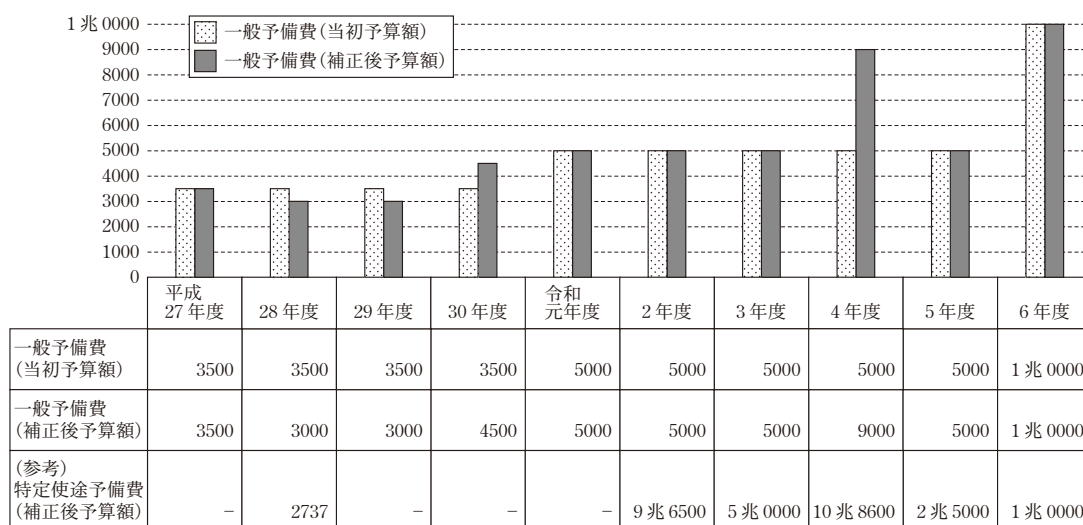
(2) 過去10年における一般予備費の予算額の推移

平成27年度から令和6年度までの10年における一般予備費の予算額の推移は図表3に示すとおりである。

一般予備費の当初予算額は、平成30年度までは3500億円が計上されていたが、令和元年度から5年度までは5000億円が、6年度には1兆円がそれぞれ計上されている。また、一般予備費の当初予算と補正予算を合わせた補正後予算額は、3000億円(平成28、29両年度)から1兆円(令和6年度)の間で推移している。

6年度の一般予備費の予算額については、当初5000億円とする政府案が5年12月22日に閣議決定されたが、6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう、同月16日に一般会計歳入歳出概算の変更についての閣議決定が行われ、5000億円を増額した1兆円が計上されている。

図表3 一般予備費の予算額の推移 (単位：億円)



(3) これまでの検査の実施状況

本院が予備費に関する検査の状況を検査報告に掲記するなどしたものうち、主なものは図表4のとおりとなっている。

図表4 予備費に関する検査結果を掲記するなどしたもの

報告名	掲記区分等	件名	検査内容	所見
令和2年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な経費として使用決定された元年度の一般予備費及び2年度に使用決定された特定使途予備費である新型コロナウイルス感染症対策予備費(以下「コロナ対策予備費」という。)等により予算が配賦された予算科目の執行状況等	各府省等においては、3年度以降においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業は継続していることから、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努めるとともに、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれるなど
令和3年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な経費として使用決定された元年度の一般予備費及び2、3両年度に使用決定されたコロナ対策予備費等により予算が配賦された事業に係る予算の執行状況等	各府省等は、多額に執行されているコロナ関連事業に係る予算の執行状況等に関して、予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済歳出額、繰越額及び不用額等について分かりやすく情報を提供することが望まれる
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告(令和5年9月)	国会からの検査要請事項に関する報告	「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」	3年度決算のうち、コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等	政府は、予備費の使用及び予備費使用相当額の執行を適切に行うとともに、予備費使用相当額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要があるなど
令和5年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「一般会計の補正予算の執行状況等について」	4年度の補正予算で計上された特定使途予備費等の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況、各府省等の4年度の特定使途予備費等に係る執行状況等の公表状況等	(予備費に関する所見が記載されていない)

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

予備費は、予見し難い予算の不足に充てるため、内閣の責任で支出することができる。そして、本院は、これまで予備費に関する検査を実施してきており、図表4のとおり、5年9月に報告した「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」等においては、コロナ対策予備費等の使用決定により予算が配賦された予算科目の執行状況等を検査した結果について記述しているところである。一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、年度により増減はあるものの、6年度には1兆円に達するなどして、一般予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費の制度の趣旨に沿って適切に行うこと、また、予備費使用相当額の執行状況等について国民に対する情報提供を適切に行い、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることが一層重要になっていると考えられる。

そこで、本院は、^(注6)合規性、予備費の使用及び予算の執行における透明性の確保並びに国民への説明責任の向上等の観点から、^(注6)一般予備費の使用状況等はどのようになっているか、一般予備費の予備費使用相当額は区別して執行管理が行われているか、区別して執行

管理が行われている事業の予備費使用相当額の執行状況はどのようになっているか、政府における一般予備費の予備費使用相当額の執行状況等の公表状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(注6) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、4年度から6年度までの決算のうち、一般予備費^(注7)の使用決定により予算が配賦された予算科目(予備費使用額4年度計1354億余円、5年度計3077億余円、6年度計6958億余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、予備費の使用に関する事務を所掌する財務本省において説明を聴取するとともに、一般予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした15府省庁^(注8)において、一般予備費の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、15府省庁から予備費使用相当額の執行状況等に係る調書の提出を受け、事業ごとの内容を確認するなどして検査した。

(注7) 令和4年度については、特定使途予備費が創設されるまでの間に使用決定された、当該特定使途予備費に関連する一般予備費を除く。

(注8) 15府省庁 内閣府本府、宮内庁、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 一般予備費の使用状況等

ア 一般予備費の使用状況

4年度から6年度までにおける一般予備費の使用状況についてみると、図表5のとおり、3か年度で予備費使用事項計140事項の使用決定により、13府省所管等の予算科目129項221目に対して、計1兆1389億余円の予算が配賦されていた。

図表5 一般予備費の使用状況

(単位：百万円)

年度	所管等	予備費 使用事項数	予算科目数		予備費使用額
			項	目	
令和4	内閣府	1	1	1	249
	総務省	2	1	4	2,150
	法務省	1	1	1	1,942
	外務省	3	3	4	71,681
	財務省	1	1	1	9,345
	農林水産省	1	1	1	1,549
	経済産業省	2	1	1	11,887
	国土交通省	1	2	4	31,152
	防衛省	1	2	3	5,505
	9府省 計	13	13	20	135,463
5	内閣府	9	4	10	65,255
	総務省	4	3	5	3,096
	法務省	2	1	2	590
	厚生労働省	8	7	9	15,052
	農林水産省	19	20	27	28,929
	経済産業省	4	3	5	41,234
	国土交通省	16	14	26	128,195
	環境省	3	2	3	21,461
	防衛省	2	4	4	3,890
	9府省 計	67	58	91	307,704
6	皇室費	1	1	2	319
	内閣府	7	4	5	147,443
	総務省	5	2	15	84,434
	法務省	4	7	11	6,097
	外務省	1	2	4	264
	文部科学省	5	5	5	1,958
	厚生労働省	2	3	3	6,823
	農林水産省	18	18	31	61,558
	経済産業省	1	1	1	188
	国土交通省	11	13	30	302,697
	環境省	5	2	3	84,028
	11府省等 計	60	58	110	695,814
13府省等 合計		140	129	221	1,138,982

(注) 内閣府所管について、令和5年度は警察庁及びこども家庭庁に係る予備費使用事項数等が、6年度は警察庁に係る予備費使用事項数等がそれぞれ含まれている。

イ 使用決定分類ごとの予備費使用額等

予備費の使用の際に作製される予備費使用要求書や閣議請議書には、予備費使用事項、理由、金額、予備費の使用決定により予算が配賦される予算科目(以下「配賦先の予算科目」という。)(注9)(注10)、国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号等が記載されている。(注11)

(注9) 予備費使用要求書においては「要求理由」、閣議請議書においては「事由」にそれぞれ示されている。

(注10) 予備費使用要求書においては「予備費使用要求額」、閣議請議書においては「予備費使用額」にそれぞれ示されている。

(注11) 予備費使用要求書においては、令和6年度から、昭和29年閣議決定第3項該当号が記載されている。

そこで、4年度から6年度までの一般予備費に係る予備費使用事項について、使用決定した時期(国会開会中又は閉会中)、昭和29年閣議決定第3項該当号等で分類して、予備費使用事項数及び予備費使用額をみたところ、図表6のとおりとなっていた(以下、使用決定した時期(国会開会中又は閉会中)、昭和29年閣議決定第3項該当号等による分類を「使用決定分類」という。)

閣議決定により予備費の使用決定が行われた予備費使用事項について、予備費使用額が最も多い使用決定分類を年度別にみると、4年度は、第3項第3号後段(災害に基因した経費以外の緊急な経費)に該当するものが3事項950億余円となっていて、これらはウクライナに対する支援及び大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費となっていた。

5年度は、第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するものが60事項2689億余円となっていて、これらは全て令和6年能登半島地震からの復旧・復興事業に必要な経費(以下「能登半島地震関連経費」という。)となっていた。

そして、6年度は、国会閉会中に使用決定されたものが33事項3818億余円となっていて、これらの主な経費は能登半島地震関連経費、衆議院議員総選挙に必要な経費等となっていた。

なお、5年度の能登半島地震関連経費は、計61事項2736億余円(前記の第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するもの60事項2689億余円、国会閉会中に使用決定されたもの1事項47億余円)となっていた。6年度は、能登半島地震関連経費と6年9月に発生した能登半島における豪雨からの復旧・復興事業に必要な経費を合わせて、計47事項5450億余円(第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するもの21事項2457億余円、国会閉会中に使用決定されたもの26事項2993億余円)となっていた。

また、財務大臣決定が行われた予備費使用事項についてみると、4年度から6年度までのいずれの年度においても、予備費使用事項数が2事項又は3事項、予備費使用額が58億余円から111億余円までとなっていて、閣議決定により予備費の使用決定が行われた予備費使用事項と比べて少なくなっていた。財務大臣決定経費は、1(1)エ(イ)のとおり、義務的経費であり、主な経費は予算の不足を補うための家畜伝染病予防費や貨幣交換差減補填金(注12)に必要な経費等となっていた。

(注12) 貨幣交換差減補填金 各府省等の外貨支払等について、為替相場の推移により支出官レート(支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に規定する外国貨幣換算率をいう。)よりも実際の為替レートが円安となり、支払額に対して予算措置額に不足が生じた場合に、その不足を補填するためにあらかじめ計上しているもの

図表6 一般予備費に係る使用決定分類ごとの予備費使用額等

(単位：億円)

年度	使用決定分類			予備費 使用事項数	予備費 使用額	構成比	主な予備費使用事項
令和4	閣議決定	国会開会中	第3項第2号(法令等により支出義務が発生した経費)	2	21	(1.5%)	参議院議員通常選挙に必要な経費
			第3項第3号前段(災害に基因した経費)	1	37	(2.7%)	中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費 注(2)
			第3項第3号後段(災害に基因した経費以外の緊急な経費)	3	950	(70.1%)	・ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費 ・大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費
			小計	6	1009	(74.5%)	
	国会閉会中 注(1)		5	236	(17.4%)	中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費 注(2)	
	財務大臣決定		2	108	(8.0%)	貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費	
	計		13	1354	(100.0%)		
5	閣議決定	国会開会中	第3項第2号(法令等により支出義務が発生した経費)	1	14	(0.4%)	衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に必要な経費
			第3項第3号前段(災害に基因した経費)	注(3) 60	注(3) 2689	(87.4%)	道路等災害復旧事業等に必要な経費 注(4)
			第3項第3号後段(災害に基因した経費以外の緊急な経費)	—	—	—	—
			小計	61	2703	(87.8%)	
	国会閉会中 注(1)		注(3) 3	注(3) 261	(8.5%)	水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費	
	財務大臣決定		3	111	(3.6%)	家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費	
	計		67	3077	(100.0%)		
6	閣議決定	国会開会中	第3項第2号(法令等により支出義務が発生した経費)	1	8	(0.1%)	衆議院議員の補欠選挙に必要な経費
			第3項第3号前段(災害に基因した経費)	注(5) 21	注(5) 2457	(35.3%)	災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費 注(6)
			第3項第3号後段(災害に基因した経費以外の緊急な経費)	3	614	(8.8%)	大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費
			小計	25	3081	(44.2%)	
	国会閉会中 注(1)		注(5) 33	注(5) 3818	(54.8%)	・道路等災害復旧事業等に必要な経費 注(6) ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費	
	財務大臣決定		2	58	(0.8%)	訟務費の不足を補うために必要な経費	
	計		60	6958	(100.0%)		
合 計			140	1 兆 1389			

注(1) 国会閉会中の予備費の使用決定については、財務大臣決定経費を除いて閣議決定が必要になるが、昭和29年閣議決定第3項に該当しないため、予備費使用要求書等にいずれの号に該当する経費であるかの区分の記載はない。

注(2) 令和4年福島県沖を震源とする地震に基因して必要が生じた経費である。

注(3) 令和5年度の能登半島地震関連経費は、第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するもの60事項2689億余円、国会閉会中に使用決定されたもの1事項47億余円の計61事項2736億余円である。

注(4) 令和6年能登半島地震に基因して必要が生じた経費である。

注(5) 令和6年度の能登半島地震関連経費及び6年9月に発生した能登半島における豪雨に基因して必要が生じた経費は、第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するもの21事項2457億余円、国会閉会中に使用決定されたもの26事項2993億余円の計47事項5450億余円である。

注(6) 令和6年能登半島地震及び令和6年9月に発生した能登半島における豪雨に基因して必要が生じた経費である。

(2) 一般予備費の予備費使用相当額の執行状況等

ア 一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況等

(ア) 一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況

歳入歳出決算では、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているため、予算科目単位でみて予備費使用相当額を区別してその執行状況を具体的に把握することは基本的にできない。これは、財政法等の会計法令上、予算は予算科目に区分して配賦し執行することとなっていて、予算科目を更に財源別に区分して執行することとなっていないことによる。

そこで、全府省等の4年度から6年度までの一般会計の歳出全体の予算科目について、一般予備費に係る配賦先の予算科目とそれ以外とに分けて予算現額全体に対する執行状況をみたところ、図表7のとおりとなっていた。4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目をみると、各年度の翌年度繰越額の予算現額に対する割合(以下「翌年度繰越率」という。)はそれぞれ13.3%、29.7%、38.7%となっていて、各年度の歳出全体の翌年度繰越率11.1%、7.6%、7.4%よりも高くなっていた。また、一般予備費に係る配賦先の予算科目の不用率はそれぞれ1.1%、3.4%、2.0%となっていて、各年度の歳出全体の不用率6.9%、4.7%、3.1%よりも低くなっていた。

図表7 歳出全体の予算科目等における執行状況 (単位：億円、%)

年度	区分	予算科目数	予備費使用額(A)	予算現額(B)	支出済歳出額(C)	翌年度繰越額(D)	不用額(E)	執行率(C/B)	翌年度繰越率(D/B)	不用率(E/B)
令和4	歳出全体	7,107	注(1) 注(2) 5257 △ 5257	161 兆 6468	132 兆 3855	17 兆 9528	11 兆 3084	81.8	11.1	6.9
	一般予備費に係る配賦先の予算科目	20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3	1.1
	一般予備費の予算が配賦されていない予算科目	7,087	△ 1354	160 兆 7083	131 兆 5833	17 兆 8273	11 兆 2976	81.8	11.0	7.0
5	歳出全体	7,107	注(1) 3077 △ 3077	145 兆 5332	127 兆 5788	11 兆 0632	6 兆 8910	87.6	7.6	4.7
	一般予備費に係る配賦先の予算科目	91	3077	4 兆 2438	2 兆 8365	1 兆 2606	1466	66.8	29.7	3.4
	一般予備費の予算が配賦されていない予算科目	7,016	△ 3077	141 兆 2893	124 兆 7422	9 兆 8026	6 兆 7444	88.2	6.9	4.7
6	歳出全体	7,078	注(1) 6958 △ 6958	137 兆 5782	123 兆 0239	10 兆 2432	4 兆 3109	89.4	7.4	3.1
	一般予備費に係る配賦先の予算科目	110	6958	3 兆 7597	2 兆 2257	1 兆 4570	769	59.1	38.7	2.0
	一般予備費の予算が配賦されていない予算科目	6,968	△ 6958	133 兆 8184	120 兆 7982	8 兆 7861	4 兆 2340	90.2	6.5	3.1
4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目		221	1 兆 1389	8 兆 9421	5 兆 8644	2 兆 8432	2345	65.5	31.7	2.6

注(1) 予備費を使用した場合、予備費の予算科目の予算現額は減額になり、配賦先の予算科目の予算現額が増額になる。「歳出全体」の「予備費使用額」欄の上段は配賦先の予算科目の予算現額を増額を、下段は予備費の予算科目の予算現額の減額をそれぞれ記載している。

注(2) 令和4年度の歳出全体の予備費使用額5257億余円には、同年度の特定使途予備費が創設されるまでの間に使用決定された、当該特定使途予備費に関連するものが含まれている。

そこで、4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目について、予算書等に記載されている分類である目的別分類ごとに執行状況をみたところ、図表8のとおりとなっていた。

4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目の予備費使用額計1兆1389億余円を含む予算現額計8兆9421億余円に対して、翌年度繰越額は計2兆8432億余円、翌年度繰越率は31.7%となっていた。そして、予備費使用額が最も多い目的別分類を年度別にみると、4年度は「国家機関費」の「外交費」（予備費使用額716億余円）、5、6両年度は「国土保全及び開発費」の「災害対策費」（5年度同1210億余円、6年度同2805億余円）であり、各年度の翌年度繰越率はそれぞれ17.3%、54.6%、53.3%となっていて、各年度における全体の翌年度繰越率13.3%、29.7%、38.7%よりも高くなっていた。

図表8 目的別分類ごとの一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況

(単位：億円、％)

年度	目的別分類		(注) 府省 等数	予算 科目数	予備費 使用額 (A)	予算現額 (B)	支出済 歳出額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C/B)	翌年度 繰越率 (D/B)	不用率 (E/B)
令和 4	国家機関費	選挙費	1	4	21	598	597	—	0	99.9	—	0.0
		司法、警察及び消防費	1	1	19	24	18	6	—	75.1	24.8	—
		外交費	1	4	716	5552	4546	961	43	81.8	17.3	0.7
		一般行政費	2	2	95	1910	1909	—	0	99.9	—	0.0
	防衛関係費	—	1	3	55	436	426	—	9	97.7	—	2.2
	国土保全及び開発費	国土開発費	1	4	311	433	433	—	—	100.0	—	
	産業経済費	農林水産業費	1	1	15	47	26	20	0	55.3	44.3	0.3
		商工鉱業費	1	1	118	382	62	266	53	16.2	69.5	14.1
計			9	20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3	1.1
5	国家機関費	選挙費	1	3	21	21	19	—	1	93.5	—	6.4
		司法、警察及び消防費	3	6	21	824	767	38	19	93.0	4.6	2.3
		一般行政費	3	4	75	454	256	154	44	56.2	33.9	9.7
	防衛関係費	—	1	4	38	8759	7201	1495	62	82.2	17.0	0.7
	国土保全及び開発費	国土保全費	2	5	22	1940	1456	482	0	75.0	24.8	0.0
		国土開発費	3	13	87	7245	5478	1752	13	75.6	24.1	0.1
		災害対策費	3	22	1210	7992	3488	4371	132	43.6	54.6	1.6
	産業経済費	農林水産業費	1	10	189	3716	2572	834	309	69.2	22.4	8.3
		商工鉱業費	2	5	421	4482	2052	2245	183	45.7	50.1	4.1
		運輸通信費	1	2	94	5255	3924	702	628	74.6	13.3	11.9
	社会保障関係費	社会福祉費	1	2	68	597	448	130	18	75.0	21.8	3.1
		保健衛生費	1	1	2	2	0	2	0	12.2	87.0	0.7
		災害対策費	3	14	823	1146	699	396	50	61.0	34.5	4.4
	計			9	91	3077	4兆2438	2兆8365	1兆2606	1466	66.8	29.7
6	国家機関費	皇室費	1	2	3	85	61	20	3	72.3	23.8	3.7
		選挙費	1	14	824	826	741	0	85	89.6	0.0	10.3
		司法、警察及び消防費	4	17	38	1058	746	275	36	70.5	25.9	3.4
		外交費	1	4	2	3	2	—	0	85.3	—	14.6
		一般行政費	1	2	1	362	197	157	7	54.5	43.3	2.0
	国土保全及び開発費	国土保全費	2	3	11	1001	627	368	5	62.6	36.7	0.5
		国土開発費	3	16	677	1兆3231	9485	3711	34	71.6	28.0	0.2
		災害対策費	2	29	2805	1兆2641	5656	6749	235	44.7	53.3	1.8
	産業経済費	農林水産業費	1	7	109	1795	955	710	128	53.2	39.5	7.1
		商工鉱業費	1	1	1	367	185	155	26	50.3	42.3	7.2
	教育文化費	社会教育及び文化費	1	2	2	32	30	1	0	93.4	5.6	0.9
		科学振興費	1	2	8	317	316	—	0	99.7	—	0.2
		災害対策費	1	1	9	9	8	0	0	93.9	6.0	0.0
	社会保障関係費	社会保険費	1	1	13	1863	456	1268	138	24.5	68.0	7.4
		社会福祉費	1	2	54	696	206	446	43	29.7	64.0	6.2
		災害対策費	3	5	1839	2744	2017	705	21	73.5	25.7	0.7
	その他	その他行政費	1	1	54	60	59	—	1	97.9	—	2.0
		その他	1	1	500	500	500	—	—	100.0	—	—
	計			11	110	6958	3兆7597	2兆2257	1兆4570	769	59.1	38.7
合計			13	221	1兆1389	8兆9421	5兆8644	2兆8432	2345	65.5	31.7	2.6

(注) 複数の目的別分類に該当する府省等があるため、目的別分類の府省等数を集計しても計欄又は合計欄と一致しない。

(イ) 予算現額の全てが予備費使用額によるものであった予算科目の執行状況

(ア)のとおり、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているが、予備費の使用決定により新たに設定された予算科目においては、当該予算科目に計上された予算現額が予備費使用額のみとなっているため、当該予算科目に係る予算の執行が全て予備費使用相当額の執行として例外的に把握することができる(以下、一般予備費に係る配賦先の予算科目のうち、このような予算科目を「予備費のみ科目」という。)

4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目(予備費使用額1兆1389億余円)のうち、予備費のみ科目は34目(同計1826億余円)となっており、これらの科目について目的別分類ごとに執行状況をみたところ、図表9のとおりとなっていた。

4年度の予備費のみ科目において、翌年度繰越額の計上はなかったが、5年度の予備費のみ科目(予備費使用額計153億余円)においては、「社会保障関係費」の「社会福祉費」(同61億余円)の全額及び「産業経済費」の「農林水産業費」(同2億余円)の93.6%が、令和6年能登半島地震からの復旧・復興事業の遂行に不測の日数を要したなどのため翌年度に繰り越されたことにより、翌年度繰越額計63億余円が計上されており、翌年度繰越率は41.4%となっていた。また、6年度の予備費のみ科目(同計1522億余円)において、翌年度繰越額計1億余円が計上されており、翌年度繰越率は0.08%となっていた。

図表9 予備費のみ科目における執行状況

(単位：億円、%)

年度	一般予備費に係る配賦先の予算科目	予算科目数	予備費使用額 (A)	予算現額 (B)	支出済 歳出額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C/B)	翌年度 繰越率 (D/B)	不用率 (E/B)
令和4	うち予備費のみ科目									
	目的別分類									
	一般予備費に係る配賦先の予算科目	20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3	1.1
	うち予備費のみ科目	4	150	150	149	—	0	99.5	—	0.4
	国家機関費									
	選挙費	1	4	4	4	—	0	89.9	—	10.0
5	一般予備費に係る配賦先の予算科目	91	3077	4兆2438	2兆8365	1兆2606	1466	66.8	29.7	3.4
	うち予備費のみ科目	7	153	153	55	63	33	36.4	41.4	22.0
	国家機関費									
	選挙費	3	21	21	19	—	1	93.5	—	6.4
	一般行政費	1	59	59	27	—	32	45.8	—	54.1
	産業経済費									
	農林水産業費	1	2	2	0	2	—	6.3	93.6	—
	社会保障関係費									
	社会福祉費	1	61	61	—	61	—	—	100.0	—
	災害対策費	1	8	8	8	—	—	100.0	—	—
6	一般予備費に係る配賦先の予算科目	110	6958	3兆7597	2兆2257	1兆4570	769	59.1	38.7	2.0
	うち予備費のみ科目	23	1522	1522	1432	1	88	94.1	(注)0.0	5.8
	国家機関費									
	選挙費	9	820	820	735	—	84	89.6	—	10.3
	司法、警察及び消防費	6	5	5	1	0	2	32.6	14.3	53.0
	外交費	2	1	1	1	—	0	89.0	—	10.9
	国土保全及び開発費									
	国土開発費	2	180	180	180	—	—	100.0	—	—
	教育文化費									
	社会教育及び文化費	1	1	1	1	—	—	100.0	—	—
	科学振興費	1	3	3	3	—	0	82.0	—	17.9
	災害対策費	1	9	9	8	0	0	93.9	6.0	0.0
	その他	1	500	500	500	—	—	100.0	—	—
4年度から6年度までの予備費のみ科目の計		34	1826	1826	1638	64	122	89.7	3.5	6.7

(注) 令和6年度の「うち予備費のみ科目」の翌年度繰越率「0.0」は、小数点第2位まで示すと0.08%である。

イ 一般予備費に係る事業における執行状況等

(ア) 一般予備費の執行管理の状況

ア(ア)のとおり、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているため、予算科目単位でみて予備費使用相当額を区別してその執行状況を具体的に把握することは基本的にできない。一方、1(1)カのとおり、予備費使用額については、その目的の費途以外に支出してはならないこととされている。したがって、予備費の使用決定により予算が配賦された各府省は、当該目的の費途と予算科目の費途が一致しない限り、予備費使用相当額を区別してその執行状況を整理し、かつ、当該予備費使用相当額に係る支出が予備費の使用決定の目的の費途に沿ったものであると説明することができるように、予備費使用相当額の執行管理等を行うことが必要であると考えられる。

そこで、各府省において、予算科目を単位とした予算の執行管理に加えて、どのように予算の執行管理を行っているかをみたところ、各府省は、いずれも実務上の取扱いとして事業(災害活動に伴う人件費、旅費等の経費といった事業とは称されない経費等を含む。以下同じ。)を単位として予算の執行管理等を行っており、使用決定され

た予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていた。そして、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。なお、事業単位での予算の執行管理として、事業の担当部局が表計算ソフトを用いるなどして作成した事業予算の残額等を管理する帳簿(以下「管理簿」という。)等を作成している事業、貨幣交換差減補填金のように、支払の請求がある都度、事業予算の残額を確認している事業等があった。

(イ) 一般予備費に係る事業における予備費使用相当額の執行状況

各府省が行っていた予算の執行管理を基に、4、5両年度に使用決定された一般予備費に係る事業を確認したところ、次のとおりとなっていた。

4年度に使用決定された一般予備費に係る事業数は14事業となっていた。そして、14事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、図表10のとおり、予備費使用相当額計1354億余円に対して、支出済歳出額は計1214億余円、翌年度繰越額は計100億余円、不用額は計39億余円となっていて、予備費使用相当額の89.6%が4年度中に執行されていた。

図表10 令和4年度に使用決定された予備費使用相当額に係る事業における執行状況

(単位：百万円、%)

使用決定分類			(参考) 予備費使用 事項数	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D = A - B - C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
				(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)			
閣議決定	国会開会中	第3項第2号 (法令等により支出義務が発生した経費)	2 事項	2	2,150	2,097	—	52	97.5	—	2.4
				(14.2)	(1.5)	(1.7)	—	(1.3)			
		第3項第3号前段 (災害に基因した経費)	1 事項	1	3,767	1,174	2,565	28	31.1	68.0	0.7
				(7.1)	(2.7)	(0.9)	(25.5)	(0.7)			
		第3項第3号後段 (災害に基因した経費以外の緊急な経費)	3 事項	4	95,024	95,024	—	—	100.0	—	—
				(28.5)	(70.1)	(78.2)	—	—			
国会閉会中	5 事項	6	23,625	12,277	7,489	3,859	51.9	31.6	16.3		
		(42.8)	(17.4)	(10.1)	(74.4)	(97.6)					
財務大臣決定			2 事項	2	10,894	10,884	—	10	99.9	—	0.0
				(14.2)	(8.0)	(8.9)	—	(0.2)			
計			13 事項	14	135,463	121,458	10,054	3,950	89.6	7.4	2.9
				(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

注(1) 国会開会中と国会閉会中の両方で予備費を使用決定した事業については、国会開会中と国会閉会中とで該当する全ての使用決定分類に事業数を計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

注(2) 一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦している場合や、複数の予備費使用事項により一つの事業に予算を配賦している場合等がある。

また、5年度に使用決定された一般予備費に係る事業数は83事業となっていた。そして、83事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、図表11のとおり、予備費使用相当額計3077億余円に対して、支出済歳出額は計800億余円、翌年度繰越額は計2228億余円となっていて、予備費使用相当額の26.0%が5年度中に執行さ

れていた一方で、72.4% が6年度に繰り越されていた。そこで、翌年度繰越額 2228 億余円について、使用決定分類ごとにみると、能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された第3項第3号前段(災害に基因した経費)に係る事業が計 2028 億余円となっていて、翌年度繰越額の 91.0% を占めていた。

図表11 令和5年度に使用決定された予備費使用相当額に係る事業における執行状況
(単位：百万円、%)

使用決定分類			(参考) 予備費使用 事項数	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D = A - B - C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
				(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)			
閣議決定	国会開会中	第3項第2号 (法令等により支出義務が発生した経費)	1 事項	1	1,410	1,396	—	14	98.9	—	1.0
				(1.2)	(0.4)	(1.7)	—	(0.3)			
		第3項第3号前段 (災害に基因した経費)	60 事項	79	268,942	63,430	202,826	2,686	23.5	75.4	0.9
			(95.1)	(87.4)	(79.2)	(91.0)	(55.5)				
	第3項第3号後段 (災害に基因した経費以外の緊急な経費)	0 事項	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—				
国会閉会中		3 事項	3	26,177	6,708	17,334	2,133	25.6	66.2	8.1	
		(3.6)	(8.5)	(8.3)	(7.7)	(44.0)					
財務大臣決定			3 事項	2	11,173	8,499	2,669	4	76.0	23.8	0.0
		(2.4)	(3.6)	(10.6)	(1.1)	(0.0)					
計			67 事項	83	307,704	80,034	222,830	4,839	26.0	72.4	1.5
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)					

注(1) 国会開会中と国会閉会中の両方で予備費を使用決定した事業については、国会開会中と国会閉会中とで該当する全ての使用決定分類に事業数を計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

注(2) 一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦している場合や、複数の予備費使用事項により一つの事業に予算を配賦している場合等がある。

(ウ) 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の執行状況

(イ)のとおり、5年度に使用決定された予備費使用相当額に係る翌年度繰越額のうち 91.0% が能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された第3項第3号前段(災害に基因した経費)に係る事業となっていた。また、(1)イのとおり、5年度において能登半島地震関連経費として予備費が使用決定されたものは 2736 億余円となっており、図表 11 に示す予備費使用相当額計 3077 億余円に占める割合は 88.9% となっていた。そこで、能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された事業のうち、5年度に使用決定された予備費使用相当額の執行状況をみると、図表 12 のとおり、8府省における予備費使用相当額計 2736 億余円に対して、支出済歳出額は計 661 億余円、翌年度繰越額は計 2028 億余円となっていて、予備費使用相当額の 24.1% が5年度中に執行されていた一方で、74.1% が6年度に繰り越されていた。

図表12 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の府省別の執行状況

(単位：百万円、％)

府省名	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D = A - B - C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
内閣府	8	65,255	55,222	5,976	4,056	84.6	9.1	6.2
総務省	2	960	953	—	7	99.2	—	0.7
厚生労働省	10	15,052	783	14,268	0	5.2	94.7	0.0
農林水産省	18	18,345	519	17,557	268	2.8	95.7	1.4
経済産業省	3	20,519	—	20,519	—	—	100.0	—
国土交通省	33	128,195	5,674	122,498	22	4.4	95.5	0.0
環境省	3	21,461	2,488	18,972	—	11.5	88.4	—
防衛省	2	3,890	532	3,033	324	13.6	77.9	8.3
計	79	273,680	66,175	202,826	4,678	24.1	74.1	1.7

(注) 内閣府の8事業には、警察庁において執行する1事業及びこども家庭庁において執行する2事業が含まれている。

また、5年度に使用決定された能登半島地震関連経費に係る79事業のうち1事業では、同年度において予備費使用相当額の全額を不用としていた。不用となった経緯等の詳細を示すと次のとおりである。

<事例1>

持続的生産強化対策事業のうち令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)は、農林水産省において、令和6年能登半島地震の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対して、産地再生に必要な農業機械のリースや、生産資材導入等に必要となる経費を支援することを目的として補助金を交付するものである。

本件事業については、令和5年度の一般予備費2億0039万余円が6年1月に使用決定されている。これは、同省において、5年度内に全額交付することを想定して、平成28年熊本地震時の対応を踏まえて被災した農業生産施設等の簡易修繕等により一時的な機能回復の支援等に必要な所要額について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5年度にその全額を不用額としていた。この理由について、同省は、事業実施のために6年1月及び2月に公募を実施したものの、被災地ではライフライン等の復旧に時間を要し、被災地の生活再建が優先されたことにより、事業実施主体である地方公共団体等において事業計画の策定を期間内に行うことができなかったことから申請がなかったためなどとしている。

なお、同省は、その後、事業実施主体である地方公共団体等から、今後ライフライン等の復旧に伴い産地の営農再開を進めたいとの要望があったとして、同事業について予備費使用要求を行い、6年4月に一般予備費2億0076万円が使用決定され、6年度内にその全額を地方公共団体に交付していた。

そして、能登半島地震関連経費に係る事業について、予算書等に記載されている分類である使途別分類ごとに執行状況をみたところ、図表13のとおりとなっていた。

このうち、予備費使用相当額の計に対する構成比をみると、「補助費・委託費」が52.4%、「施設費」が43.5%となっていて、予備費使用相当額の大部分を占めていた。そして、翌年度繰越額は、「補助費・委託費」が859億余円、「施設費」が1145億余円となっていて、予備費使用相当額に対する翌年度繰越率は、それぞれ59.7%及び96.0%となっていた。

図表13 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の使途別分類ごとの執行状況

(単位：百万円、%)

使途別分類	事業数 (構成比)	予備費使用 相当額 (A) (構成比)	支出済 歳出額 (B) (構成比)	翌年度 繰越額 (C) (構成比)	不用額 (D = A - B - C) (構成比)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
人件費	4 (5.0)	1,341 (0.4)	368 (0.5)	657 (0.3)	316 (6.7)	27.4	48.9	23.5
旅費	4 (5.0)	452 (0.1)	379 (0.5)	72 (0.0)	0 (0.0)	83.8	16.1	0.0
物件費	9 (11.3)	8,310 (3.0)	3,323 (5.0)	1,625 (0.8)	3,361 (71.8)	39.9	19.5	40.4
施設費	30 (37.9)	119,315 (43.5)	4,744 (7.1)	114,566 (56.4)	3 (0.0)	3.9	96.0	0.0
補助費・ 委託費	45 (56.9)	143,653 (52.4)	57,332 (86.6)	85,904 (42.3)	416 (8.9)	39.9	59.7	0.2
その他	1 (1.2)	607 (0.2)	26 (0.0)	— (—)	580 (12.4)	4.3	—	95.6
計	79 (100.0)	273,680 (100.0)	66,175 (100.0)	202,826 (100.0)	4,678 (100.0)	24.1	74.1	1.7

(注) 複数の予算科目により執行している事業については、該当する全ての使途別分類の事業数に計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

(エ) 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業 29 事業の執行状況

能登半島地震関連経費に係る事業について、予備費使用相当額の執行状況をみると、5年度の予備費使用相当額的全額を翌年度である6年度へ繰り越していた事業(以下「全額繰越事業」といい、6年度へ繰り越した額を「繰越6年度予備費使用相当額」という。)が、6府省において29事業(予備費使用相当額計608億余円)あった(29事業の一覧は別図表2参照)。これらの608億余円は、予備費を使用決定した5年度中には全く支出されていなかったことになる。

また、全額繰越事業29事業について、繰越6年度予備費使用相当額の6年度の執行状況をみると、図表14のとおり、繰越6年度予備費使用相当額608億余円に対して、支出済歳出額は計308億余円となっていた。一方、5年度の予備費使用相当額が5、6両年度において執行されず、更に7年度へ繰り越されていたものが計83億余円(繰越6年度予備費使用相当額の13.6%)あったほか、不用とされたものが計217億余円(同35.6%)となっていた。そこで、6府省から予備費使用要求時に作成した予備

費使用要求額の積算に係る根拠資料の提出を求めるなどして、全額繰越事業 29 事業における予備費使用要求額の積算の状況についてみたところ、いずれの事業についても、6 府省は、5 年度内の支出見込額に基づいて積算を行っていた。

図表14 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業 29 事業における繰越 6 年度予備費使用相当額の令和 6 年度の府省別の執行状況 (単位：百万円、%)

府省名	事業数	令和 5 年度の予備費使用相当額(繰越 6 年度予備費使用相当額) (A)	6 年度の支出済歳出額 (B)	6 年度の翌年度繰越額(7 年度への繰越し) (C)	6 年度の不用額 (D = A - B - C)	執行率 (B/A)	翌年度繰越率(7 年度への繰越率) (C/A)	不用率 (D/A)
内閣府	2	992	100	—	891	10.1	—	89.8
厚生労働省	8	14,067	9,428	406	4,232	67.0	2.8	30.0
農林水産省	6	8,322	4,296	2,151	1,874	51.6	25.8	22.5
経済産業省	3	20,519	3,384	3,166	13,969	16.4	15.4	68.0
国土交通省	9	16,567	13,243	2,581	742	79.9	15.5	4.4
環境省	1	391	391	—	—	100.0	—	—
計	29	60,859	30,843	8,305	21,709	50.6	13.6	35.6

注(1) 内閣府の 2 事業は、こども家庭庁において執行する事業である。

注(2) 厚生労働省の 8 事業には、令和 6 年度は国土交通省が執行することとなった「水道施設災害復旧事業費補助」(別図表 2 の項番 18 及び 22)が含まれている。

そして、全額繰越事業 29 事業のうち 3 事業では、繰越 6 年度予備費使用相当額の 70% 以上を更に 7 年度へ繰り越していた(別図表 2 の項番 9、20、23)ほか、7 事業では、6 年度において繰越 6 年度予備費使用相当額の 70% 以上を不用としていた(別図表 2 の項番 1～5、7、14)。繰越しや不用となった経緯等について事例を示す下次のとおりである。

<事例 2>

「港湾機能復旧推進事業」(別図表 2 の項番 23)は、国土交通省において、令和 6 年能登半島地震によりふ頭用地に甚大な被害が広い範囲で生じた石川県等の港湾について、被災地域の復旧・復興の加速化に貢献することを目的として特例的に補助金を交付するものである。

本件事業については、令和 5 年度一般予備費 24 億 0450 万円が 6 年 3 月に使用決定されている。これは、同省において、5 年度内に全額交付することを想定して、被害状況と過去の災害の状況等を踏まえふ頭用地の復旧に必要な経費について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5 年度にその全額を 6 年度へ明許繰越しを行っていた。この理由について、同省は、復旧工事に当たり、詳細な現地調査の結果、想定以上の被害状況であったことに加え、ふ頭用地の利用者との調整が必要である箇所等が判明したことで事業計画の変更に不測の日数を要したこと、本件事業以外の復旧工事箇所が地域的に集中したことにより、地元事業者の技術者の手配調整に不測の日数を要したことなどのためとしている。

そして、同省は、その後、6 年度に繰り越した額のうち、その 76.0% に当たる 18 億 2915 万余円を更に 7 年度へ事故繰越しを行っており、6 年度中に執行した分は、5 億

7534 万余円にとどまっていた。同省は、このように更に多額の繰越しを行った理由について、隣接する岸壁の災害復旧工事との日程調整に不測の日数を要したこと、ふ頭用地の利用者との調整が6年度においても続いたため工事を開始する時期が遅れたことにより、工事を実施できる期間が限られたことから、6年度内に事業を完了することが困難となったためなどとしている。

<事例3>

「医療施設等災害復旧費補助金」(別図表2の項番3)は、厚生労働省において、地震や台風、豪雨等の自然災害により被災した一定の要件に該当する医療施設等の管理者が医療施設等の復旧事業を行う場合に、その経費の一部を支援することを目的として交付するものである。

本件事業については、令和5年度一般予備費16億9799万余円が6年1月に使用決定されている。これは、同省において、5年度内に全額交付することを想定して、令和6年能登半島地震により被害が報告された医療施設等の復旧に必要な経費について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5年度にその全額を6年度へ明許繰越しを行っていた。この理由について、同省は、被災地における工事の需給が極度にひっ迫していたことにより、業者から見積りを取得することができなかったことなどから、実地調査を行うことができなかったためとしている。

そして、同省は、その後、6年度に繰り越した額のうち、その99.1%に当たる16億8282万余円を不用額としており、6年度中に執行した分は、1517万余円にとどまっていた。同省は、このように不用額が多額となった理由について、上記の状態が6年度中も続いたことから、実地調査後の医療施設等の管理者における工事の設計等が完了しておらず、補助金の申請ができなかったためなどとしている。

(3) 予備費の使用状況及び予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

1(1)クのとおり、令和2年度決算審査措置要求決議では、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

各府省等は、上記の決議を踏まえて、3年度以降の特定使途予備費等の執行状況を公表している。また、各府省等は、本院が5年9月に報告した「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」における本院の所見(図表4参照)を踏まえて、4、5両年度の特定使途予備費等の執行状況等について、予備費使用相当額に多額の繰越しが生じた場合、繰越しに至った経緯等を公表している。

一般予備費の予算額について、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどの状況を踏まえると、一般予備費の執行状況等について分かりやすく情報を提供することは、重要であると考えられる。

そこで、政府において、一般予備費の使用状況及び一般予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業の執行状況について、どのような情報が公表されているのか確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 予備費の使用状況に係る公表状況

財務省は、同省のウェブサイト上で予備費使用調書(1(1)イ参照)を公表している。また、各省各庁は、6年度から各省各庁のウェブサイト上で予備費の使用決定に係る予備費使用要求書(1(1)イ参照)^(注13)を公表している。

これらの文書の記載事項をみると、予備費使用事項、理由、金額、配賦先の予算科目等^(注14)については、いずれの文書にも記載されていた。一方、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号^(注15)については、予備費使用要求書にのみ記載されていたため、5年度までの予備費の使用決定に係るものは公表されていない状況となっていたが、上記のとおり、予備費の使用決定に係る予備費使用要求書^(注16)が各省各庁のウェブサイト上で公表されたことから、6年度の予備費の使用決定に係るものは公表されていた。

(注13) 予備費使用要求書については、予備費の使用に係る透明性の向上を図るために、令和6年度から各省各庁のウェブサイト上で公表されており、国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号についても6年度から記載することとなっている。

(注14) 予備費使用調書においては「説明」に示されている。

(注15) 予備費使用調書においては「予備費使用額」に示されている。

(注16) 「予備費の使用等の手続きについて」(令和6年4月財務省事務連絡)等によれば、予備費使用要求書の予備費使用要求額の記載に当たっては、備考欄に積算内訳を記載することなどとされている。積算内訳の記載例として、国が直接実施するものについては経費の内訳を、国が補助金を交付するものについては補助金名、補助対象団体及び補助率をそれぞれ記載することなどが示されている。

イ 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

4年度の一般予備費の執行状況については、予備費使用相当額を区別した執行状況は公表されていなかったが、一般予備費等の執行状況に係る透明性の向上を図るために、財務省は、6年12月に各府省等に対して事務連絡を発して、5年度の一般予備費等の執行状況に係る公表を行うよう依頼していた。5年度に一般予備費の使用決定により予算が配賦された11府省庁は、当該事務連絡を踏まえて、7年1月に、それぞれのウェブサイト上で「令和5年度一般会計予備費の執行状況(令和5年度決算時点)」^(注17)を公表していた。そして、財務省は、同月に、同省のウェブサイト上で11府省庁分の執行状況を取りまとめた資料を公表していた(以下、11府省庁が公表した資料と財務省が取りまとめた資料を合わせて「5年度一般予備費執行状況公表資料」という。)

(注17) 11府省庁 内閣府本府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

5年度一般予備費執行状況公表資料では、予備費の使用決定の単位である予備費使用事項ごとに、「既定予算から順次支出しているもの」などと支出等を行う際に複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかを整理した上で、予備費使用額に対する支出済額、繰越額及び不用額を明らかにしていた。なお、5年度一般予備費執行状況公表資料には、予備費の使用決定後に繰越しが行われた場合における繰越し後の執行状況や予

備費の使用決定後にどのような事由により繰越しに至ったのかなどについては、記載されていなかった。

また、財務省は、7年4月に各府省等に対して事務連絡を発して、6年度の一般予備費の執行状況について、5年度一般予備費執行状況公表資料に記載されていた予備費の使用決定により予算が配賦された年度における予備費使用相当額の執行状況等に加えて、繰越しが行われた場合における7年度決算時点における繰越し後の執行状況や公表時点における最新の事業の進捗状況について特記すべき事項を記載できるように、繰越しに係る執行管理を行うよう依頼した後、同年7月に各府省等に事務連絡を発して、6年度の一般予備費等の執行状況に係る公表を行うよう依頼していた。6年度に一般予備費の使用決定により予算が配賦された12府省庁は、これらの事務連絡を踏まえて、7年9月に、それぞれのウェブサイト上で「令和6年度一般会計予備費の執行状況(令和6年度決算時点)」を公表して、予備費使用額に対する支出済額、繰越額及び不用額、事業の進捗状況について特記すべき事項等を明らかにしていた。そして、財務省は、同月に、同省のウェブサイト上で12府省庁分の執行状況を取りまとめた資料を公表していた。

(注18) 12府省庁 内閣府本府、宮内庁、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

予備費は、予見し難い予算の不足に充てるため、内閣の責任で支出することができるとされている。そして、一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどして、一般予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費の制度の趣旨に沿って適切に行うこと、また、予備費使用相当額の執行状況等について国民に対する情報提供を適切に行い、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることが一層重要になっていると考えられる。

そこで、合规性、予備費の使用及び予算の執行における透明性の確保並びに国民への説明責任の向上等の観点から、一般予備費の使用状況、予備費使用相当額の執行状況等について検査したところ、4年度から6年度までの3か年度で予備費使用事項140事項の使用決定により、1兆1389億余円の予備費使用額が計上されていた。予備費使用事項について、予備費使用額が最も多い使用決定分類を年度別にみると、4年度は第3項第3号後段(災害に基因した経費以外の緊急な経費)に該当するもの、5年度は第3項第3号前段(災害に基因した経費)に該当するもの、6年度は国会閉会中に使用決定されたものとなっていた。

そして、一般予備費に係る配賦先の予算科目の執行状況をみると、予備費使用額が最も多い目的別分類は、5、6両年度とも「国土保全及び開発費」の「災害対策費」であり、その翌年度繰越率はそれぞれ54.6%、53.3%となっていて、両年度における全体の翌年度繰越率29.7%、38.7%よりも高くなっていた。

また、各府省は、いずれも実務上の取扱いとして事業を単位として予算の執行管理等を行い、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになって

いた。なお、事業予算の執行管理は、管理簿等を作成するなどして行っていた。一般予備費に係る事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、4年度は89.6%が年度内に執行されていたが、5年度は72.4%が6年度に繰り越されていた。

さらに、能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の執行状況をみると、5年度は24.1%が年度内に執行されていたが、74.1%が6年度に繰り越されていた。能登半島地震関連経費に係る29事業については、5年度の予備費使用相当額の全額が6年度へ繰り越されていた。この全額繰越事業29事業の中には、繰越6年度予備費使用相当額の70%以上を更に7年度に繰り越していたものや、繰り越された6年度において70%以上を不用としていたものがあった。

そして、予備費使用相当額の執行状況等に係る公表状況について検査したところ、一般予備費の使用決定により予算が配賦された府省庁は、一般予備費等の執行状況に係る透明性の向上を図るために財務省が発した事務連絡を踏まえて、5年度の一般予備費の執行状況については、予備費使用額に対する支出済額、繰越額、不用額等を、6年度の一般予備費の執行状況については、上記の記載内容に加えて、事業の進捗状況について特記すべき事項をそれぞれウェブサイト上で明らかにしていた。

(2) 所見

一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどしている中で、一般予備費の執行状況等を適切に管理することは、透明性の確保に資するものであり、また、一般予備費の執行状況等を国民に対して丁寧に示すことは、説明責任の向上に資するものである。

政府においては、今後も、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施する場合等に、国会による事前議決の原則の例外である予備費を活用して既定の予算の不足を補うことなどが想定される。そして、政府としての的確にこれらの事業を実施していくためには、一般予備費の使用及び執行について、国民の理解を得ることが重要である。

については、各府省等は、今後とも一般予備費の使用及び予備費使用相当額の適切な執行に努めるとともに、その執行状況等について引き続き国民に分かりやすく情報を提供していくことが望まれる。

本院としては、一般予備費の使用等の状況について引き続き注視していくこととする。

別図表 1 昭和 29 年閣議決定

予備費の使用等について(昭和 29 年 4 月閣議決定)		(最終改正 平成 19 年 4 月)
1 財政法第 35 条第 3 項但書の規定に基づき、財務大臣の指定する経費は別表のとおりとする。		
2 特別会計に関する法律第 7 条第 2 項により読み替えられた財政法第 35 条第 3 項但書の規定に基づき、財務大臣の指定する経費は別表の第 1 号から第 11 号まで及び第 13 号に掲げる経費とする。		
3 国会開会中は、第 1 項の経費及び次に掲げる経費を除き、予備費の使用は行なわない。		
(1) 事業量の増加等に伴う経常の経費。		
(2) 法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費。		
(3) 災害(暴風雨、こう水、高潮、地震等異常なる天然現象により生じた災害及び火災をいう。)に基 因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる 緊急な経費。		
(4) その他比較的軽微と認められる経費。		
4 予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない。特別会計 に関する法律第 7 条第 1 項の規定により増額した経費についても同様とする。		
(別表)		
1 扶養手当	17 証人等被害給付金	
2 地域手当	18 訟務費	
3 休職者給与	19 検察費	
4 公務災害補償費	20 矯正収容費	
5 退職手当	21 貨幣交換差減補填金	
6 国家公務員共済組合負担金	22 義務教育費国庫負担金	
7 賠償償還及払戻金	23 感染症予防事業費等負担金	
8 利子及び割引料	24 原爆被爆者医療費	
9 年金及び恩給	25 政府職員等失業者退職手当	
10 保険金、再保険金、保険給付費及び 保険料還付金	26 雇用保険国庫負担金	
11 消費税	27 児童保護措置費負担金	
12 議案類印刷費	28 児童扶養手当	
13 印紙類製造費	29 生活保護扶助費負担金	
14 貨幣製造費	30 災害救助費	
15 褒賞品製造費	31 社会保険国庫負担金	
16 裁判費	32 家畜伝染病予防費	
	33 農業共済組合連合会等交付金	

別図表 2 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業 29 事業における令和 6 年度の執行状況
(単位：百万円、%)

項番	府省名	事業名	使用決定日	予備費使用事項	令和 5 年度の予備費使用額(繰越 6 年度使用相 当額)(A)	6 年度の支出額(B)	6 年度の繰越 額(7 年度への繰越し)(C)	6 年度の 不用額 (D = A - B - C)	執行率 (B / A)	翌年度繰越 率(7 年度への繰越率)(C / A)	不用率 (D / A)
1	内閣府 (こも家庭庁)	児童福祉施設等設備災害復旧費補助金	令和 6 年 1 月 26 日	児童福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	151	30	—	120	20.1	—	79.8
2	内閣府 (こも家庭庁)	児童福祉施設等災害復旧費補助金	6 年 1 月 26 日	児童福祉施設等災害復旧に必要な経費	840	70	—	770	8.3	—	91.6
3	厚生労働省	医療施設等災害復旧費補助金	6 年 1 月 26 日	医療施設等災害復旧に必要な経費	1,697	15	—	1,682	0.8	—	99.1
4	厚生労働省	社会福祉施設等災害復旧費補助金((項)社会福祉施設整備費)	6 年 1 月 26 日	社会福祉施設等災害復旧に必要な経費	830	126	—	704	15.1	—	84.8
5	厚生労働省	社会福祉施設等災害復旧費補助金((項)介護保険制度運営推進費)	6 年 1 月 26 日	社会福祉施設等災害復旧に必要な経費	1,069	284	—	784	26.6	—	73.3
6	厚生労働省	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金((項)障害保健福祉費)	6 年 1 月 26 日	社会福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	198	81	—	117	40.9	—	59.0
7	厚生労働省	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金((項)介護保険制度運営推進費)	6 年 1 月 26 日	社会福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	423	69	2	351	16.5	0.4	82.9
8	厚生労働省	地域福祉推進支援臨時特例交付金	6 年 3 月 1 日	地域福祉の向上に資する住宅再建支援等に必要な経費	6,108	6,108	—	—	100.0	—	—
9	農林水産省	農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)	6 年 1 月 26 日	被災農業者支援事業に必要な経費	1,996	463	1,473	59	23.2	73.7	2.9
10	農林水産省	震災復旧対策緊急山地調査事業	6 年 1 月 26 日	治山事業調査に必要な経費	1,499	1,498	—	1	99.9	—	0.0
11	農林水産省	水産業共同利用施設緊急復旧整備事業	6 年 1 月 26 日	水産業共同利用施設の整備に必要な経費	390	331	—	59	84.7	—	15.2
12	農林水産省	漁業地域復旧・復興対策緊急調査事業	6 年 1 月 26 日	水産基盤整備事業調査に必要な経費	1,330	1,288	38	3	96.8	2.8	0.2
13	農林水産省	山林施設災害復旧等事業	6 年 3 月 1 日	農業施設等災害復旧事業等に必要な経費	1,220	651	560	8	53.3	45.9	0.6
14	農林水産省	水産物供給基盤整備事業	6 年 3 月 1 日	水産物供給基盤整備事業に必要な経費	1,885	62	78	1,743	3.3	4.1	92.4
15	経済産業省	地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業)	6 年 1 月 26 日	被災商店街等再建支援事業に必要な経費	502	157	—	344	31.3	—	68.6
16	経済産業省	なりわい再建支援事業(令和 6 年能登半島地震)	6 年 1 月 26 日	なりわい再建支援事業に必要な経費	19,957	3,167	3,166	13,624	15.8	15.8	68.2
17	経済産業省	上越工業用水道災害復旧事業、富山県西部工業用水道災害復旧事業	6 年 3 月 1 日	工業用水道施設災害復旧事業に必要な経費	59	59	—	—	100.0	—	—

(単位：百万円、％)

項番	府省名	事業名	使用決定日	予備費使用事項	令和5年度の予備費使用額(繰越6年度使用相額)(A)	6年度の支出歳出額(B)	6年度の翌年度繰越額(7年度への繰越し)(C)	6年度の不用額(D = A - B - C)	執行率(B / A)	翌年度繰越率(7年度への繰越率)(C / A)	不用率(D / A)
18	国土交通省	水道施設災害復旧事業費補助	6年1月26日	水道施設災害復旧事業に必要な経費	347	347	—	—	100.0	—	—
19	国土交通省	下水道事業調査費	6年1月26日	下水道事業調査に必要な経費	201	198	—	2	98.9	—	1.0
20	国土交通省	災害関連緊急砂防等事業費補助	6年1月26日	道路等災害復旧事業等に必要な経費	183	43	140	—	23.4	76.5	—
21	国土交通省	北陸地域の観光需要喚起に向けた旅行・宿泊料金割引支援事業	6年1月26日	旅行需要の早期回復に必要な経費	9,440	9,274	—	166	98.2	—	1.7
22	国土交通省	水道施設災害復旧事業費補助	6年3月1日	水道施設災害復旧事業に必要な経費	3,392	2,395	404	592	70.6	11.9	17.4
23	国土交通省	港湾機能復旧推進事業	6年3月1日	港湾機能復旧推進事業等に必要な経費	2,404	575	1,829	—	23.9	76.0	—
24	国土交通省	官庁施設災害復旧事業	6年3月1日	官庁施設災害復旧に必要な経費	750	74	175	501	9.8	23.3	66.7
25	国土交通省	港湾災害復旧事業費補助	6年3月1日	道路等災害復旧事業等に必要な経費	2	2	—	0	98.0	—	1.9
26	国土交通省	災害関連緊急砂防等事業費補助	6年3月1日	道路等災害復旧事業等に必要な経費	642	320	322	0	49.8	50.1	0.0
27	国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	6年3月1日	道路等災害復旧事業等に必要な経費	2,444	2,329	114	0	95.3	4.6	0.0
28	国土交通省	基盤地図情報の整備等に必要な経費	6年3月1日	基盤地図情報の整備等に必要な経費	497	425	—	72	85.3	—	14.6
29	環境省	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金	6年1月26日	廃棄物処理施設災害復旧事業に必要な経費	391	391	—	—	100.0	—	—
計					60,859	30,843	8,305	21,709	50.6	13.6	35.6

第2 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について

検査対象	総務省、林野庁、21 都道府県、324 市区町村
森林環境譲与税の概要	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、市区町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度を始めとする森林整備等に必要な地方財源として、国から全ての市区町村及び都道府県に対して所定の譲与基準で案分するなどして譲与されるもの
21 都道府県及び 324 市区町村に対する譲与額	485 億 8128 万円(令和元年度～5 年度)

<構成>

1	検査の背景(576 ページ)
(1)	森林環境譲与税の概要等(576 ページ)
ア	森林環境税及び森林環境譲与税の概要(576 ページ)
イ	森林環境税及び譲与税の仕組み(576 ページ)
ウ	譲与税に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議(580 ページ)
(2)	管理制度の概要等(580 ページ)
ア	管理制度の導入に至る経緯等(580 ページ)
イ	管理制度の概要(581 ページ)
ウ	管理制度に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議等(582 ページ)
(3)	譲与税等に対する効果の検証等(583 ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(583 ページ)
(1)	検査の観点及び着眼点(583 ページ)
(2)	検査の対象及び方法(584 ページ)
3	検査の状況(584 ページ)
(1)	譲与額の執行等の状況及び使途の公表状況(584 ページ)
ア	譲与額の執行等の状況(584 ページ)
イ	使途の公表状況(592 ページ)
(2)	管理制度に係る取組の実施状況(594 ページ)
ア	管理制度に係る取組への譲与額の執行状況及び取組の進捗状況(594 ページ)
イ	管理制度に係る国及び都道府県による市町村への支援の状況等(597 ページ)
(3)	譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況(600 ページ)
ア	譲与税に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況(600 ページ)
イ	管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況(601 ページ)
4	本院の所見(602 ページ)

1 検査の背景

(1) 森林環境譲与税の概要等

ア 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能^(注1)は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全、水源の^{かん}養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、適切な森林の整備等を進めていくに当たっては、所有者や境界が不明な森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような状況の下、パリ協定^(注2)の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が主体となって森林の経営管理^(注3)を行う森林経営管理制度(以下「管理制度」という。管理制度の概要については後掲(2)ア参照)を始めとする森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成31年法律第3号。以下「譲与税法」という。)が制定され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

そして、森林環境税は、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みとして、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて国税として1人年額1,000円が市町村から賦課徴収されている。

一方、森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)は、元年度から、市町村による森林整備等の地方財源として、国から市町村及び都道府県(以下、これらを合わせて「市町村等」という。)に対して、所定の譲与基準で案分するなどして譲与されている(以下、市町村等に譲与された譲与税の額を「譲与額」という。)

イ 森林環境税及び譲与税の仕組み

(ア) 譲与税の財源

市町村が賦課徴収した森林環境税は、都道府県を経由して、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)に払い込まれ、その全額が譲与税の原資となる。

一方、譲与税については、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえて、管理制度の創設を契機に元年度から譲与が開始され、交付税特会から市町村等へ譲与されている。

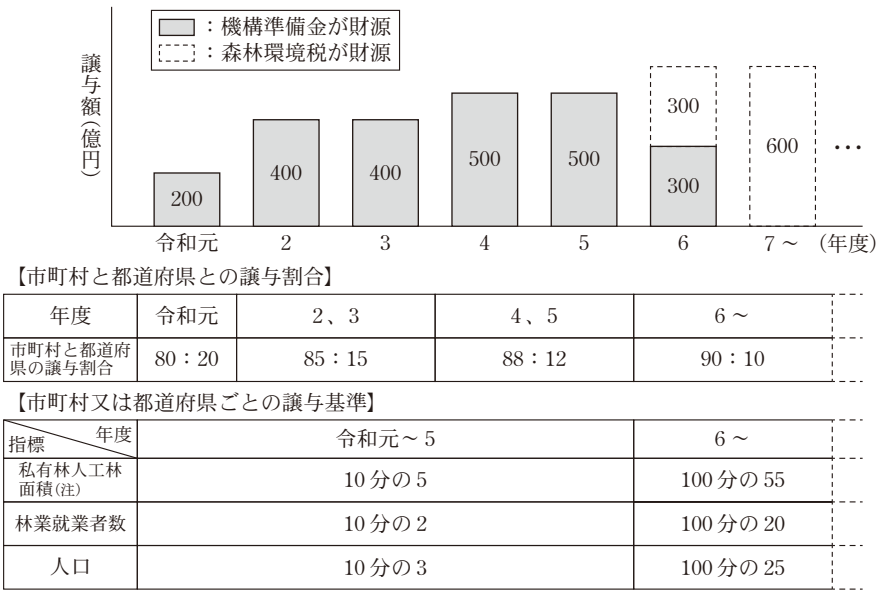
5年度までの譲与税の財源については、当初、交付税特会における借入金を充てて、借入金の償還には後年度の森林環境税の税収を充てることとなっていた。しかし、2年3月に譲与税法が改正されるなどして、既に借入れを行った元年度分も含めて、5年度までの全額及び6年度の一部の譲与税の財源については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金^(注4)(以下「機構準備金」という。)2300億円を活用することとして、交付税特会における借入れを行わないこととなった(図表1参照)。

(注1) 森林の有する公益的機能 生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能等の森林が有する社会全体に有益な影響を及ぼす機能

税制改正において見直すこととなった。そして、6年3月に譲与税法が改正され、6年度以降の譲与基準については、私有林人工林面積が10分の5から100分の55に、人口が10分の3から100分の25にそれぞれ変更された(図表2参照)。

- (注5) 私有林人工林面積 譲与額の算定時点における最新の農林業センサス(令和元、2両年度は平成29年3月31日時点における森林資源現況調査)の結果による私有林かつ人工林の面積
- (注6) 林業就業者数 譲与額の算定時点における最新の官報で公示された国勢調査の結果による林業に就業する者の数
- (注7) 人口 譲与額の算定時点における最新の官報で公示された国勢調査の結果による人口

図表2 譲与額並びに譲与税の譲与割合及び譲与基準



(注) 総土地面積に占める林野面積の割合である林野率が高い市町村は、一般的に、車道からの距離が遠い森林が多く、森林整備に係る経費が割増しになると考えられることを踏まえて、林野率が85%以上の市町村は1.5倍に、75%以上85%未満の市町村は1.3倍にそれぞれ割増しされる。

(ウ) 譲与税の用途等

a 譲与税の用途

譲与税法によれば、市町村における譲与税の用途については、森林の整備に関する施策(以下「森林整備施策」という。)、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策(以下「人材育成・確保施策」という。)、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策(以下「普及啓発施策」という。)、木材の利用の促進に関する施策(以下「木材利用施策」という。)その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととされている。また、都道府県における譲与税の用途については、上記施策(森林整備施策を除く。)のほか、市町村が実施する上記各施策の支援に関する施策(以下「支援施策」という。)及び市町村が実施する森林整備施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策(以下「円滑実施施策」という。)に要する費用に充てなければならないこととされている(図表3参照)。

図表3 市町村等における譲与税の使途

使 途	概 要	譲与税法の該当条項号	市町村	都道府県
森林整備施策	森林の整備に関する施策 (例) 管理制度に係る取組、間伐、再造林、下刈り、林道等の路網整備、獣害対策等	第34条第1項第1号	○	—
人材育成・確保施策	森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策 (例) 就労支援、専門員の雇用、労働安全推進等	第34条第1項第2号及び第2項第3号	○	○
普及啓発施策	森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策 (例) 森林に関するイベントの開催、学生への森林教育等	同上	○	○
木材利用施策	木材の利用の促進に関する施策 (例) 木製品の配布、木製什器の設置、公共施設の内装木質化等	同上	○	○
支援施策	市町村が実施する各施策の支援に関する施策 (例) サポートセンター設置、研修会の開催、アドバイザー派遣等	第34条第2項第1号	—	○
円滑実施施策	市町村が実施する森林整備施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策 (例) マニュアル作成、森林資源情報の整備等	第34条第2項第2号	—	○

(注) 市町村又は都道府県が充てることが可能な使途に○を付している。

そして、譲与税の使途は、譲与税法に定められている以外に特段の制約は設けられていないため、その使途の範囲内であれば地方公共団体の裁量に委ねられているという点で、国庫補助金等とは性格が異なっている。

なお、総務省及び林野庁は、市町村等からの要望を受けて、4年6月及び5年6月に「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」を作成し、全国の取組事例を踏まえた実施可能な取組の例を示している。

b 譲与税の使途の公表

譲与税法によれば、市町村等の長は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされている。これについて、総務省は、使途の公表を義務付けることにより、譲与税が適正な使途に用いられることを担保するためであるとしている。そして、総務省は、平成31年1月に発出した事務連絡等により、市町村等に対して、譲与税を活用した効果的な森林整備等の事業を行うとともに、その使途の公表において十分な説明責任を果たすよう要請するなどしている。

一方、総務省及び林野庁は、市町村等が譲与税の使途の公表を行っているウェブサイトのアドレスを取りまとめて公表しているが、使途の公表の項目、内容等の具体的事項については、法令等に定められておらず、基本的に市町村等において適切に対応するものとしている。

ウ 譲与税に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議

譲与税法の成立に際しては、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府が適切に措置すべきことなどとして、市町村が主体となった森林整備を促進するために責任を持って市町村の業務を支援していくこと、森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めることなどが挙げられている。

(2) 管理制度の概要等

ア 管理制度の導入に至る経緯等

(ア) 管理制度の導入に至る経緯

林野庁は、我が国の森林は、高度経済成長期に造成された人工林を中心に、本格的に利用する時期を迎えており、森林の有する多面的機能^(注8)の発揮に向けて、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することで、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが重要としている。そして、森林の適切な管理が行われなければ、山地災害や洪水・浸水被害も増加し、国民の生命及び財産が毀損される危険性が高まるとともに、温室効果ガス排出削減目標が達成できなくなるおそれが高まる一方、我が国の私有林人工林面積約670万haの約3分の2は経営管理が不十分な状態であり、また、9割が小規模・零細な所有構造となっているとしている。このため、これらの私有林人工林について森林施業を一体的に行う「施業の集約化」の推進が必要となっているが、森林所有者の高齢化、相続による世代交代、不在村化等により、民間だけでは施業の集約化が進まない状況であるとしている。

このような状況を踏まえて、経営管理が行われていない森林について、地域の森林や森林所有者について詳細な情報を把握している市町村が森林所有者と民間事業者の仲介役となる仕組みの構築が検討され、平成30年5月に森林経営管理法(平成30年法律第35号。以下「管理法」という。)が制定された。そして、31年4月に管理法が施行され、管理制度が導入された。

(注8) 森林の有する多面的機能 森林の有する公益的機能((注1)参照)に木材等の物質生産機能を加えたもの

(注9) 私有林人工林面積約670万ha 日本の森林面積は、平成24年3月31日現在で2508万haであり、所有形態別にみると、57.8%が私有林、30.6%が国有林、11.6%が公有林(都道府県有林、市町村有林等)となっている。また、総人工林面積は1029万haであり、64.9%が私有林となっている。

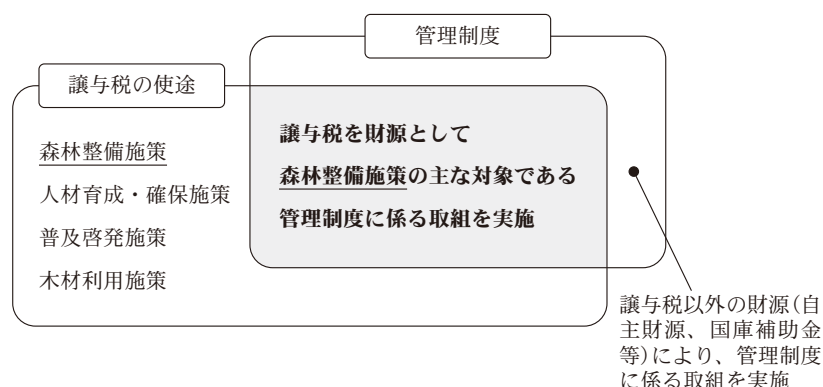
(イ) 管理制度の財源と譲与税の使途との関係

管理制度は、市町村が主体となって森林の経営管理を行うために令和元年度から開始された制度であり、譲与税は、管理制度を始めとする森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されたものである。

そして、管理制度の創設に伴い、市町村に対して、譲与税以外に、地方交付税措置の拡充等の新たな財源措置は行われていない。

これらのことを踏まえると、市町村における管理制度の財源と譲与税の使途との関係については、図表4のとおり、管理制度に係る取組は譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象であり、譲与税は管理制度の主な財源という位置付けになっていると考えられる。

図表4 管理制度の財源と譲与税の使途との関係



イ 管理制度の概要

管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理する仕組みである。

林野庁が市町村等に対して示した「森林経営管理制度に係る事務の手引」(令和4年4月林野庁森林利用課)等によると、管理制度は、森林所有者に適切な経営管理を促すために、経営管理の責務を明確化した上で、次のような流れで取り組むこととなっている(図表5参照)。

- ① 市町村は、経営管理が行われていない森林のうち、当該市町村に経営管理権を集積して経営管理を行う必要がある森林を対象に、森林所有者の意向を確認(以下、市町村が森林所有者の意向を確認する調査を「意向調査」という。)
- ② 市町村は、意向調査等により森林所有者から経営管理権の設定の意向が示された森林について、経営管理権集積計画(以下「集積計画」という。)(注11)を策定して、森林所有者から経営管理について受託(経営管理権の設定)
- ③ 市町村は、再委託に応ずる民間事業者があった場合には、経営管理実施権配分計画(以下「配分計画」という。)(注12)を策定して、森林の経営管理を民間事業者に再委託(経営管理実施権の設定)
- ④ 市町村は、民間事業者に再委託しない森林を自ら経営管理(以下、市町村が自ら経営管理を行うことを「市町村森林経営管理事業」という。)

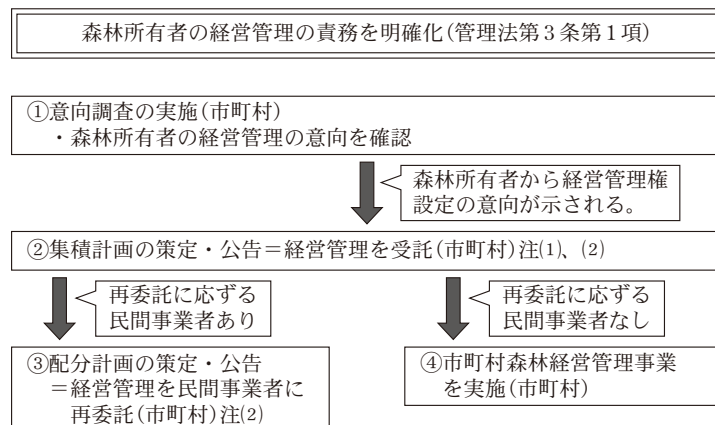
(注10) 経営管理権 森林について、森林所有者が行うべき経営管理を市町村が行うために、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するための権利

(注11) 経営管理権集積計画 市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に策定する計画。市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在地や面積等を定めることとなっており、策定したときは遅滞なくその旨を公告することとなっている。公告されることによって市町村に経営管理権が設定される。

(注12) 経営管理実施権配分計画 市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に策定する計画。民間事業者

が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在地や面積等を定めることとなり、策定したときは遅滞なくその旨を公告することとなっている。公告されることによって民間事業者に経営管理実施権が設定される。

図表 5 管理制度の流れ



注(1) 市町村が集積計画を策定するためには、森林所有者等の関係権利者全員の同意が必要となる。管理法においては、所有者が不明な森林等について、公告や裁定等の一定の手続を経た場合、森林所有者は市町村が策定しようとする集積計画に同意したものとみなし、集積計画を策定することができる特例措置が規定されている。

注(2) 森林の循環利用を促進するために、令和7年5月に「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」(令和7年法律第48号)が成立し、集積計画と配分計画を一括して策定することができるなどの新たな仕組みが創設されるとともに、管理制度に係る市町村の事務負担が軽減されるなどすることになっている。この管理法の一部改正は8年4月に施行予定である。

ウ 管理制度に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議等

管理法によれば、国及び都道府県は、市町村に対して、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めることとされている。

管理法に基づく援助については、管理法の成立に際して、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府がその実現に万全を期すべきこととして、市町村が集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ることなどが挙げられている。

そして、林野庁は、市町村等に対して、管理制度の運用に係る指導・助言、研修の実施、研修への講師派遣、地域林政アドバイザー^(注13)の活用促進等の支援を行っている。また、元年度から5年度までの間に、森林経営管理制度推進事業(元年度は新たな森林管理システム導入円滑化対策事業。以下同じ。)により、森林経営管理リーダー育成研修、管理制度に係る先進取組事例の分析及びガイドラインの作成等を実施するなどしている。

(注13) 地域林政アドバイザー 森林・林業に関する知識や経験を有する技術者であって、市町村等から個人委嘱により雇用され、又は当該技術者が所属する法人等が事務を委託されることにより、市町村等の森林・林業行政を支援する業務に従事する者

(3) 譲与税等に対する効果の検証等

譲与税法の成立に際しては、(1)ウのとおり、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府が適切に措置すべきことなどとして、両附帯決議に共通して、「森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと」が挙げられている。

また、総務省が地方財政審議会に設置した「森林吸収源対策税制に関する検討会」は、「森林吸収源対策税制に関する検討会報告書」(平成29年11月森林吸収源対策税制に関する検討会)において、森林環境税の「納税義務者の立場に立てば、納税先の団体と、税収を財源として事業を実施する団体が一致しないこととなるため、譲与を受けた地方団体としては、通常の予算・決算の場合のような自らの団体の住民に対する説明責任だけでなく、他の地方団体の住民に対しても一定の説明責任を果たすことが求められる」とした上で、「国においても、国民(納税者)からの理解を得るための一助とするため、地方団体が公表した使途に係る内容等を取りまとめて公表することや、その結果として森林整備がどの程度進捗したかを把握し、その効果を分析すること等の取組が必要であると考えられる」としている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

譲与税は、全ての市町村等に譲与され、財源となる森林環境税は6年度から新たに賦課徴収された税であることなどから、活用状況に対する社会の関心が高まっているとされており、使途の公表を通じて執行状況に関する説明責任がより一層求められている。また、譲与税法に係る附帯決議において、市町村が主体となった森林整備を促進するために市町村を支援していくこと、森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めること、使途及び効果を検証しつつ、必要に応じて使途や譲与基準等の見直しを行うことなどが挙げられている。

管理制度については、全国で取組が実施され、多額の譲与額が執行されている。また、管理法に係る附帯決議において、市町村が集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施できるよう、必要な支援等を図ることなどが挙げられている。

そこで、本院は、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、市町村等が譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について、次の点に着眼して検査した。

(注14) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア 譲与額の執行状況等はどのようになっているか。

イ 譲与税の使途の公表は、納税者への説明責任を果たすものとなっているか。

ウ 管理制度について、市町村における取組や国及び都道府県における市町村に対する支援の実施状況はどのようになっているか。

エ 譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況はどのように
なっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、21 都道府県及び当該 21 都道府県の全 972 市町村から全国的な傾向
が示されるように統計的な手法を用いて抽出した 324 市町村に対する元年度から 5 年度ま
での譲与額計 485 億 8128 万余円並びに林野庁が元年度から 5 年度までの間に実施した森
林経営管理制度推進事業に係る事業費計 1 億 8497 万余円を対象として、譲与額の執行状
況等に係る調書等の提出を受けて、これらを分析するなどして検査した。また、総務本
省、林野庁本庁、上記の 21 都道府県及び 324 市町村のうち 176 市町村において、関係資
料等を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注15) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、山形、福島、栃木、千
葉、神奈川、長野、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、広島、福岡、佐賀、長崎、鹿児島
各県

(注16) 21 都道府県の 972 市町村について、譲与額の多寡で 4 等分したものを管理制度実施の有
無で二つに分類することで 8 層に区分し、8 層における市町村数の構成割合が、全国
1,741 市町村の構成割合と同様となるように 324 市町村を抽出した。

3 検査の状況

(1) 譲与額の執行等の状況及び使途の公表状況

ア 譲与額の執行等の状況

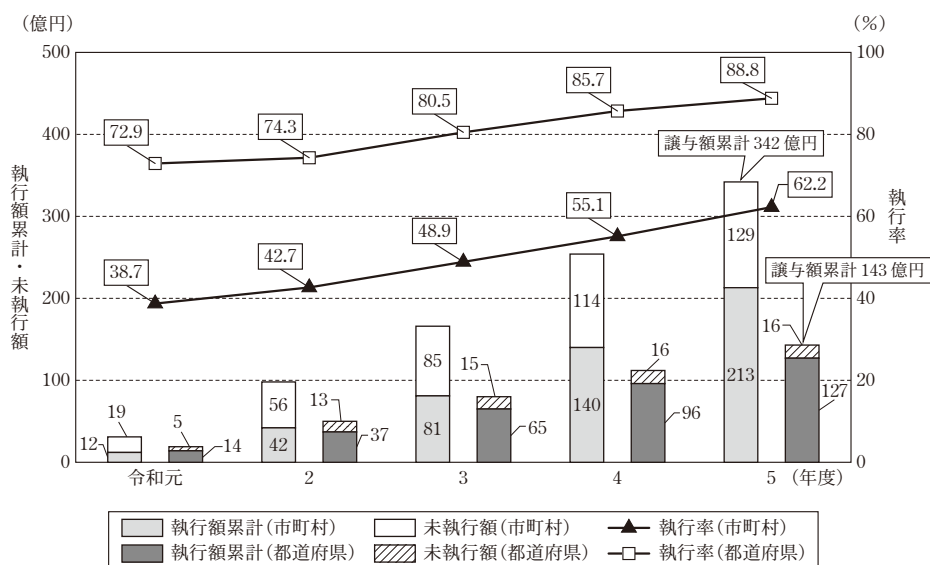
(ア) 譲与額の執行状況

324 市町村における元年度から 5 年度までの間の譲与額及び森林整備施策等に要す
る費用に充てられた額(以下「執行額」という。)の累計(以下、譲与額の累計を「譲与額
累計」といい、執行額の累計を「執行額累計」という。)等の状況は、図表 6 のとおり、
5 年度末時点において、譲与額累計は 342 億 3657 万余円、執行額累計は 213 億 0549
万余円、譲与額累計から執行額累計を差し引いた未執行額は 129 億 3107 万余円と
なっていた。また、譲与額累計に占める執行額累計の割合(以下「執行率」という。)
は、元年度末時点の 38.7% から、譲与額が段階的に引き上げられている中で年々上
昇しており、5 年度末時点では 62.2% となっていた。

一方、21 都道府県における元年度から 5 年度までの間の譲与額累計、執行額累計
等の状況は、図表 6 のとおり、5 年度末時点において、譲与額累計は 143 億 4471 万
余円、執行額累計は 127 億 4420 万余円、未執行額は 16 億 0051 万余円となってい
た。また、執行率は、元年度末時点の 72.9% から年々上昇し、5 年度末時点では
88.8% となっており、324 市町村と比べて高くなっていた。

なお、未執行額については、市町村等において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
に規定される基金(以下「基金」という。)に積み立てられるなどしていた。

図表6 324市町村及び21都道府県における譲与額累計、執行額累計等の状況



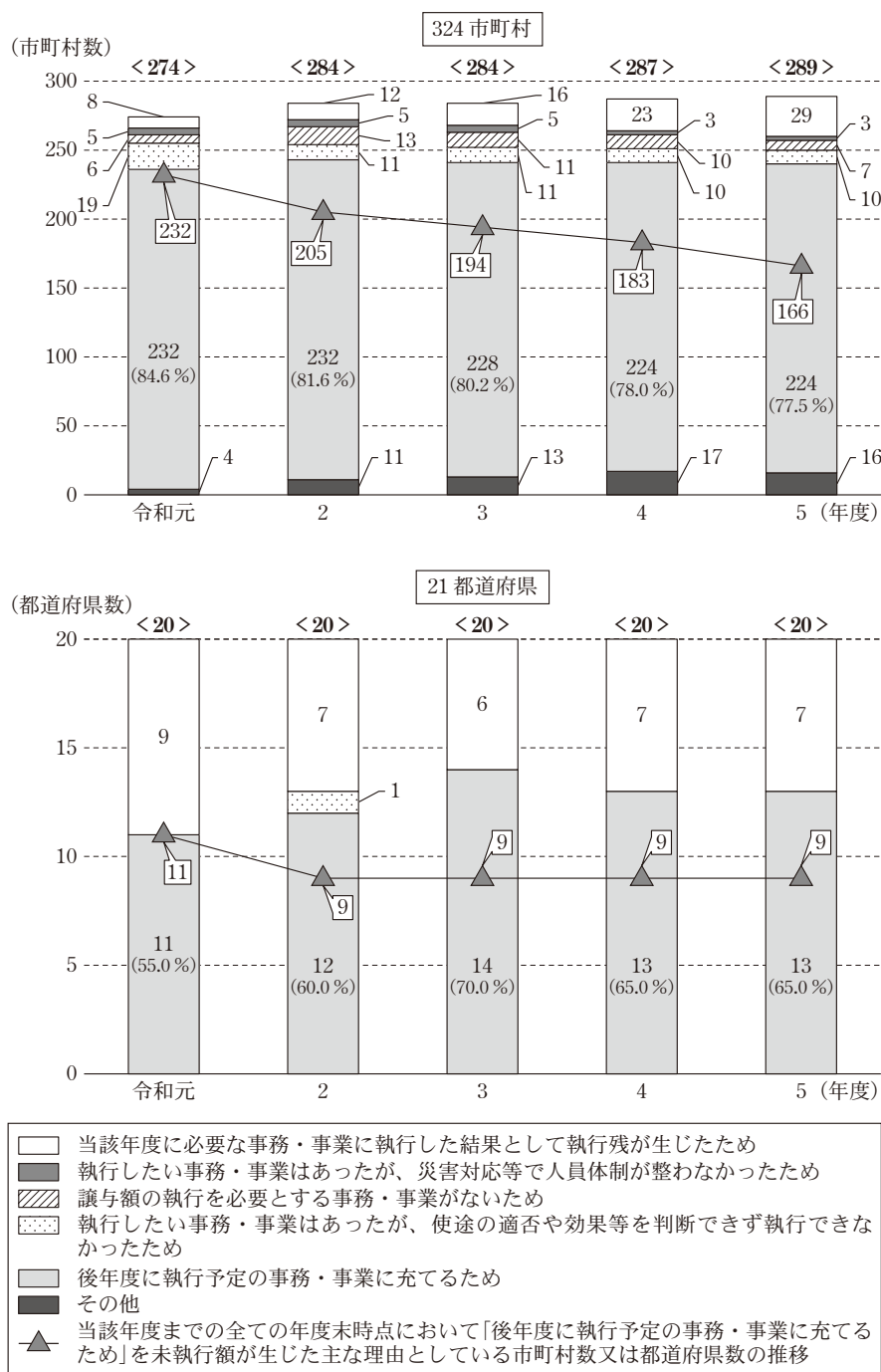
(イ) 譲与額の未執行理由

譲与税の譲与は森林整備が喫緊の課題であることを踏まえて元年度から開始されたものであるが、(ア)のとおり、324市町村においては、5年度末時点で129億3107万余円(譲与額累計342億3657万余円の37.7%)の未執行額が生じていた。

そこで、各年度末時点において未執行額が生じた主な理由についてみると、図表7のとおり、いずれの年度末時点においても、「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が、未執行額が生じていた市町村の8割前後を占めていて、最も多くなっていた。また、元年度から5年度までのいずれの年度末時点においても未執行額が生じた主な理由を「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」としていた市町村は、166市町村となっていた。

一方、21都道府県の未執行額が生じた主な理由も、図表7のとおり、いずれの年度末時点においても「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が最も多くなっていた。

図表7 各年度末時点において未執行額が生じた主な理由



注(1) < >は、各年度末時点において未執行額が生じていた市町村数又は都道府県数である。

注(2) ()は、未執行額が生じていた市町村数又は都道府県数に占める割合である。

(ウ) 執行計画の策定状況

(ア)のとおり、5年度末時点で譲与額累計の約4割に当たる129億3107万余円の未執行額が生じており、その主な理由としては、(イ)のとおり、いずれの年度末時点においても「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が最も多くなっていた。未執行額も含め譲与額については計画的に執行することが重要である。そこで、324市町村において、譲与額の執行や譲与額を充てて実施する事業等に関する計画(以下「執行計画」という。)が策定されているかみたところ、図表8のとおり、5年4月1日時点で

282 市町村 (324 市町村の 87.0%) は執行計画を策定していなかった。なお、執行計画を策定していた 42 市町村について、執行計画の内容を確認したところ、4 年度末時点で未執行額があるとしていた 38 市町村の中には、未執行の理由等を明記していた市町村が 2 市町村 (38 市町村の 5.2%) あった。

また、図表 7 において、元年度から 4 年度までのいずれの年度末時点においても未執行額が生じた主な理由を「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」としていた 183 市町村について、5 年 4 月 1 日時点における執行計画の策定状況を確認したところ、図表 8 のとおり、160 市町村 (324 市町村の 49.3%) は、いずれの年度末時点においても後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していなかった。

一方、21 都道府県については、7 都道府県が執行計画を策定していた。また、5 都道府県が、上記の 160 市町村と同様に、執行計画を策定していなかった。

図表 8 324 市町村及び 21 都道府県における執行計画の策定状況等 (令和 5 年 4 月 1 日時点)

項目	執行計画を策定していた市町村等	うち令和 4 年度末時点で未執行額がある市町村等	記載内容				執行計画を策定していなかった市町村等	うち元年度から 4 年度までのいずれの年度末時点においても後年度に執行予定の未執行額がある市町村等
			事業概要	事業費	執行時期	未執行の理由等		
市町村数	42 (12.9%)	38 (11.7%)	20 (6.1%)	36 (11.1%)	36 (11.1%)	2 (0.6%)	282 (87.0%)	160 (49.3%)
都道府県数	7 (33.3%)	7 (33.3%)	5 (23.8%)	7 (33.3%)	7 (33.3%)	1 (4.7%)	14 (66.6%)	5 (23.8%)

(注) () は、324 市町村又は 21 都道府県に占める割合である。

執行計画は、譲与額を計画的に執行するために重要であり、特に未執行額が生じた場合に市町村等が執行計画を策定して公表することは、譲与額の執行の透明性の確保及び納税者に対する説明責任の向上にも資するものと考えられる。

しかし、前記のとおり、324 市町村の 9 割弱の市町村が執行計画を策定しておらず、5 割弱の市町村が、数年にわたって後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していないなどの状況が見受けられた。

したがって、総務省及び林野庁は、市町村等に対して、執行計画を策定することが重要であることを踏まえて、特に未執行額が生じた場合には執行計画を策定して使途と併せて公表することについて、適切に助言等を行っていくことが求められる。

なお、総務省は、7 年 1 月に事務連絡を発出し、市町村等に対して、譲与税の使途を公表することにより住民に対する説明を十分に行うことの例示として、基金へ積み立てる場合等にその執行計画を公表することを留意事項等として周知している。

(エ) 譲与額の管理状況

譲与額は、譲与税法により使途が定められているとともに、使途に関する事項を公表しなければならないことから、譲与額以外の他の財源と一定の区分をして管理する必要があると考えられる。

そこで、324 市町村の 5 年度末時点における譲与額の管理方法を確認したところ、図表 9 のとおり、260 市町村(324 市町村の 80.2%)は、譲与額のみを管理するための基金を設置して管理していた。また、残りの 64 市町村(同 19.7%)のうち、40 市町村(同 12.3%)は森林整備等に要する経費の財源に充てる目的等で設置されている既存の基金を活用して、譲与額と譲与額以外の財源を合わせて管理し、24 市町村(同 7.4%)は基金によらずに一般会計で譲与額を管理していた。なお、64 市町村は、いずれも表計算ソフト等を用いて帳簿を作成することなどにより区分して管理しているとしていた。

一方、21 都道府県では、17 都道府県は譲与額のみを管理するための基金を設置して管理し、2 都道府県は既存の基金を活用して譲与額以外の財源と合わせて管理しており、残りの 2 都道府県は基金によらずに一般会計で譲与額を管理していた。

図表 9 324 市町村及び 21 都道府県における譲与額の管理方法(令和 5 年度末時点)

譲与額の管理方法		基金		基金以外	計
		譲与額に係る基金 を設置して譲与額 のみを管理	既存の基金を活用し て譲与額以外の財源 と合わせて管理	一般会計で管理	
市町村等					
市町村	市町村数	260 (80.2%)	40 (12.3%)	24 (7.4%)	324 (100.0%)
	＜参考＞上記の市 町村における未執 行額(千円)	10,261,080 (79.3%)	2,389,904 (18.4%)	280,088 (2.1%)	12,931,072 (100.0%)
都道府県	都道府県数	17 (80.9%)	2 (9.5%)	2 (9.5%)	21 (100.0%)
	＜参考＞上記の都 道府県における未 執行額(千円)	1,175,007 (73.4%)	342,082 (21.3%)	83,422 (5.2%)	1,600,512 (100.0%)

(注) ()は、324 市町村、21 都道府県又は未執行額計に占める割合である。

(オ) 譲与額の使途別の執行状況等

a 譲与額の使途別の執行状況

5 年度末時点の執行率が 0 % の 6 市町村を除く 318 市町村が元年度から 5 年度までの間に譲与額を活用して実施した事業について、それぞれの執行額を使途別にみると、図表 10 のとおり、森林整備施策が 133 億 5578 万余円と最も多く、執行額全体の 6 割以上を占めていた。

図表 10 318 市町村における譲与額の使途別の執行額等の状況

年度 使途		令和元	2	3	4	5	計
森林整備施策	市町村数	170	235	256	262	263	285
	事業数	288	505	660	843	916	3,212
	執行額(千円)	733,563 (59.7%)	1,825,497 (60.6%)	2,320,256 (59.3%)	3,793,661 (64.4%)	4,682,809 (64.4%)	13,355,788 (62.6%)
人材育成・確保 施策	市町村数	31	82	113	120	129	151
	事業数	40	111	166	216	241	774
	執行額(千円)	67,736 (5.5%)	187,382 (6.2%)	322,128 (8.2%)	348,040 (5.9%)	439,023 (6.0%)	1,364,311 (6.4%)
普及啓発施策・ 木材利用施策 注(1)	市町村数	64	111	126	160	189	231
	事業数	109	217	243	329	430	1,328
	執行額(千円)	427,117 (34.7%)	996,530 (33.1%)	1,267,483 (32.4%)	1,747,834 (29.6%)	2,146,433 (29.5%)	6,585,399 (30.9%)
計	市町村数	198	266	282	295	297	318
	事業数	437	833	1,069	1,388	1,587	5,314
	執行額(千円)	1,228,416 (100.0%)	3,009,410 (100.0%)	3,909,868 (100.0%)	5,889,536 (100.0%)	7,268,266 (100.0%)	21,305,499 (100.0%)

注(1) 本図表は、総務省及び林野庁が実施した調査のデータを基に作成しているが、当該データにおいて普及啓発施策と木材利用施策を区分していないため、両者を区分していない。

注(2) 市町村数の計は純計である。

注(3) ()は、各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

一方、21 都道府県でも同様に執行額を使途別にみると、図表 11 のとおり、支援施策が 56 億 1314 万余円と最も多く、執行額全体の 4 割以上を占めていた。

図表 11 21 都道府県における譲与額の使途別の執行額等の状況

年度 使途		令和元	2	3	4	5	計
支援施策	都道府県数	21	21	21	21	21	21
	事業数	60	65	61	66	64	316
	執行額(千円)	811,900 (54.4%)	1,209,873 (52.4%)	1,163,714 (41.7%)	1,388,015 (45.2%)	1,039,639 (33.6%)	5,613,143 (44.0%)
円滑実施策	都道府県数	6	8	12	11	12	14
	事業数	11	17	23	26	29	106
	執行額(千円)	89,088 (5.9%)	169,492 (7.3%)	248,157 (8.9%)	239,487 (7.8%)	485,946 (15.7%)	1,232,172 (9.6%)
人材育成・確保施策	都道府県数	15	18	19	19	19	19
	事業数	32	43	48	54	68	245
	執行額(千円)	340,487 (22.8%)	649,217 (28.1%)	749,817 (26.9%)	780,826 (25.4%)	999,269 (32.3%)	3,519,618 (27.6%)
普及啓発施策	都道府県数	5	4	6	8	9	12
	事業数	5	4	8	12	15	44
	執行額(千円)	15,575 (1.0%)	6,575 (0.2%)	26,347 (0.9%)	19,942 (0.6%)	58,299 (1.8%)	126,739 (0.9%)
木材利用施策	都道府県数	8	13	15	16	15	17
	事業数	15	28	30	37	42	152
	執行額(千円)	233,833 (15.6%)	271,260 (11.7%)	599,087 (21.4%)	638,903 (20.8%)	509,447 (16.4%)	2,252,531 (17.6%)
計	都道府県数	21	21	21	21	21	21
	事業数	123	157	170	195	218	863
	執行額(千円)	1,490,883 (100.0%)	2,306,419 (100.0%)	2,787,123 (100.0%)	3,067,176 (100.0%)	3,092,601 (100.0%)	12,744,204 (100.0%)

注(1) 都道府県数の計は純計である。

注(2) ()は、各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

b 使途別の執行額累計と3指標との関係

譲与基準について、総務省に確認したところ、譲与税の主な使途である①森林整備施策、②人材育成・確保施策並びに③普及啓発施策及び木材利用施策とそれぞれ相関が強い指標として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口が用いられているとしていた。そこで、使途別の執行額累計と3指標との関係について、それぞれ相関係数を算出するなどして確認したところ、次のとおりとなっていた。

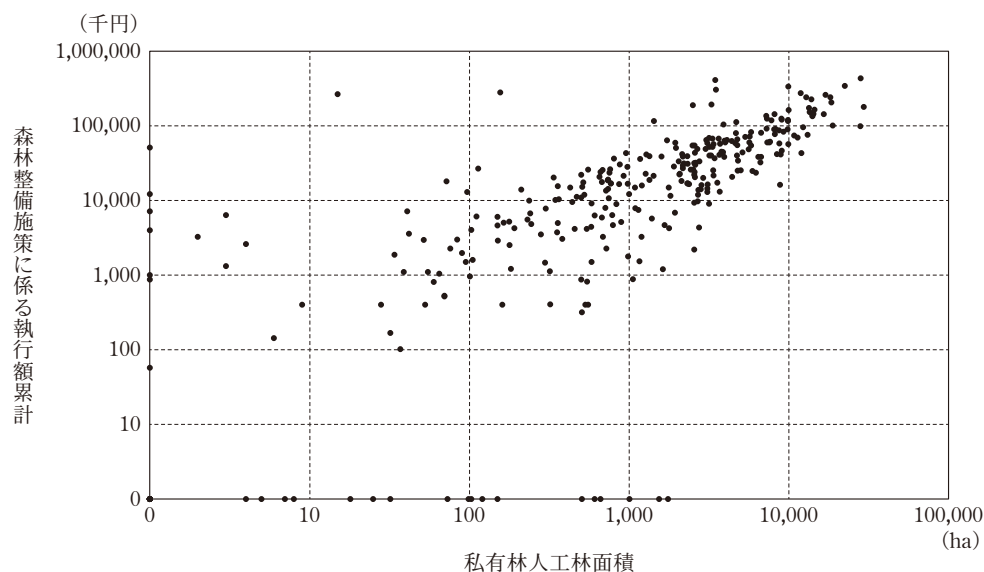
(a) 森林整備施策に係る執行額累計と私有林人工林面積との関係

森林整備施策に係る執行額累計と私有林人工林面積との関係については、図表12のとおり、相関係数が0.84となっていて、強い正の相関関係がみられた。

図表 12 324 市町村における森林整備施策に係る執行額累計(令和元年度～5 年度)と私有林人工林面積との関係

相関係数：0.84

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 私有林人工林面積は 2020 年(令和 2 年)農林業センサスの結果を用いている。

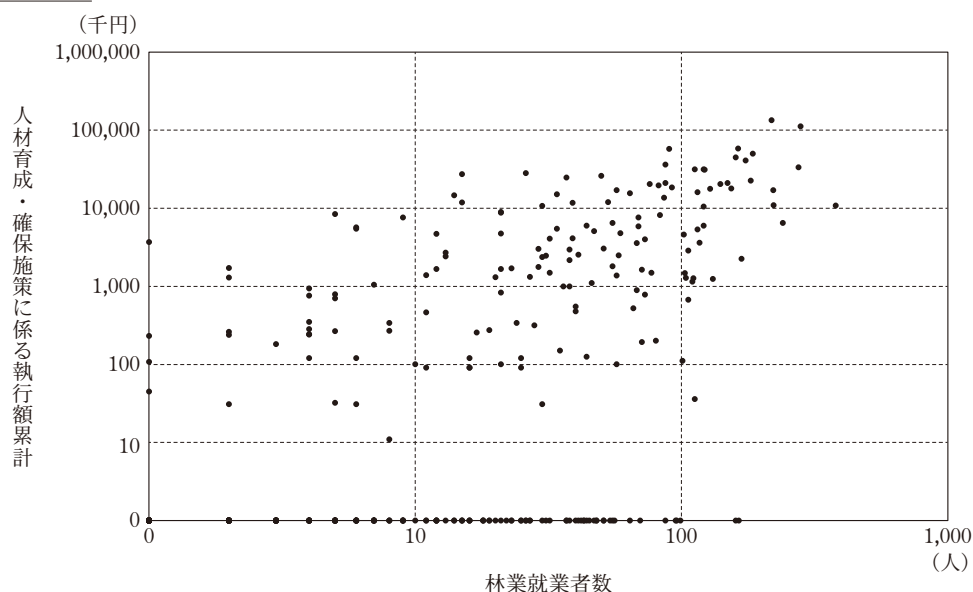
(b) 人材育成・確保施策に係る執行額累計と林業就業者数との関係

人材育成・確保施策に係る執行額累計と林業就業者数との関係については、図表 13 のとおり、相関係数が 0.59 となっていて、中程度の正の相関関係がみられた。

図表 13 324 市町村における人材育成・確保施策に係る執行額累計(令和元年度～5 年度)と林業就業者数との関係

相関係数：0.59

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 林業就業者数は令和 2 年国勢調査の結果を用いている。

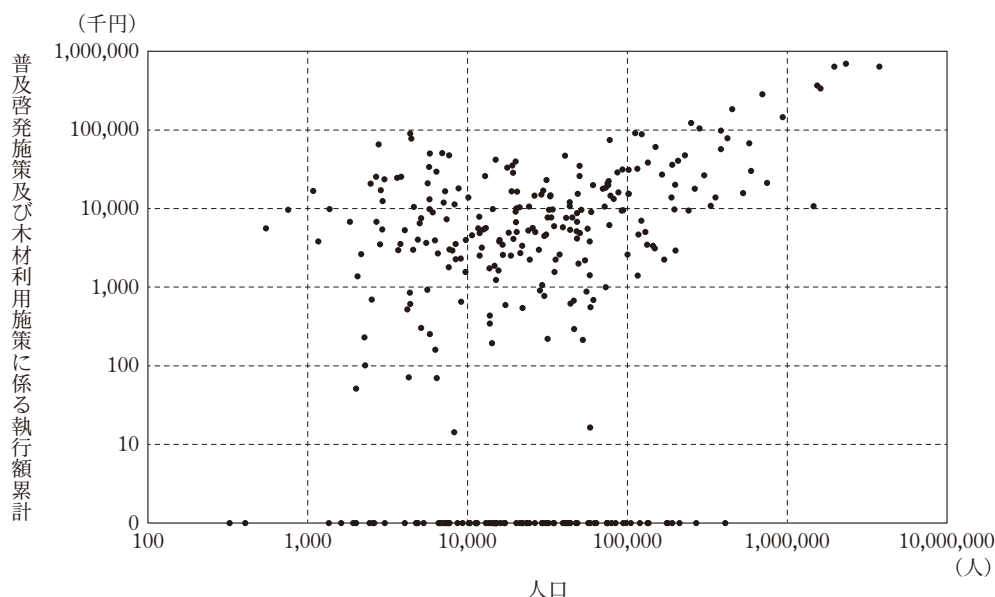
(c) 普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計と人口との関係

普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計と人口との関係については、図表14のとおり、相関係数が0.25となっていて、弱い正の相関関係がみられた。

図表14 324市町村における普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計(令和元年度～5年度)と人口との関係

相関係数：0.25

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 人口は令和2年国勢調査の結果を用いている。

このように、総務省が用途と相関が強いとしている3指標は、用途別の執行額累計との間に、いずれも正の相関関係がみられるものの、人口については他の2指標と比べて相関係数が小さい状況となっていた。

(注17) 相関係数 二つのデータの相関関係の強弱をマイナス1からプラス1までの間の数値で示すものであり、正の相関が強いと二つのデータが同じ方向に向かいプラス1に近づき、負の相関が強いと二つのデータが反対の方向に向かいマイナス1に近づくという傾向がある。

イ 用途の公表状況

譲与税法によれば、市町村等は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされているが、用途の公表の項目、内容等の具体的事項については、法令等に定められておらず、総務省及び林野庁は、基本的に市町村等において適切に対応するものとしている。

そこで、324市町村及び21都道府県の5年度末時点における用途に関する事項についての公表方法、公表内容、公表までの経過日数についてみたところ、次のような状況となっていた。

(ア) 使途の公表方法

324 市町村が 5 年度末時点において公表していた 4 年度分の使途の公表方法についてみると、308 市町村(324 市町村の 95.0%)においては、使途に関する情報が、市町村のウェブサイトに使途の公表のための専用ページを設けて掲載されていて、閲覧しやすい状況となっていた。しかし、残りの 16 市町村(同 4.9%)においては、使途に関する情報が、市町村のウェブサイトの決算に関するページに決算書等の資料の一部として掲載されるなどして、使途の公表のための専用ページがなく、閲覧しづらい状況となっていた。

一方、21 都道府県は、いずれも使途に関する情報がウェブサイトの専用ページに掲載されていて、閲覧しやすい状況となっていた。

(イ) 使途の公表内容

324 市町村が 5 年度末時点において公表していた 4 年度分の使途の公表内容についてみると、図表 15 のとおり、事業名、事業内容及び事業費・執行額については 9 割以上の市町村が公表していた一方、これら以外の使途の区分、譲与額、未執行額、実施内容の写真やイラスト及び事業実績等については、2 割から 7 割程度の市町村が公表していた。また、使途の区分を公表していたのは 187 市町村だったが、そのうち譲与税法上の使途の区分を公表していたのは 29 市町村にとどまっていた。さらに、事業内容を公表していた 296 市町村について、その記載内容をみると、事業内容を細分化して詳しく記載している市町村もあれば、一つにまとめられた事業概要しか記載していない市町村もある状況となっていた。

一方、21 都道府県における使途の公表内容については、図表 15 のとおり、市町村よりも各公表項目の公表割合は高いものの、同様の状況が見受けられた。

図表15 324 市町村及び 21 都道府県における使途の公表内容(令和 4 年度分)

公表項目	使途の区分 注(2)		事業名	事業内容	譲与額	事業費・執行額	未執行額	実施内容の写真やイラスト	事業実績等
		譲与税法上の使途の区分							
市町村数	187 (57.7%)	29 (8.9%)	296 (91.3%)	296 (91.3%)	156 (48.1%)	317 (97.8%)	225 (69.4%)	72 (22.2%)	163 (50.3%)
都道府県数	15 (71.4%)	9 (42.8%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	14 (66.6%)	21 (100.0%)	18 (85.7%)	17 (80.9%)	18 (85.7%)

注(1) ()は、324 市町村又は 21 都道府県に占める割合である。

注(2) 譲与税法上の使途の区分以外に、総務省及び林野庁が調査に用いた使途の区分等を公表している市町村又は都道府県がある。

このように、使途の公表内容は、市町村等によって区々となっていて、納税者が得られる使途に関する情報の内容に差がある状況となっていた。

なお、総務省及び林野庁は、6 年 9 月に事務連絡を発出し、市町村等に対して、使途の公表項目の例示として、譲与税法上の使途の区分、事業内容、譲与額及び未執行額等を盛り込んだ様式の例(以下「公表様式例」という。)を示している。

(ウ) 使途の公表までの経過日数

324 市町村における 4 年度決算に係る譲与税の使途の公表までの経過日数について確認したところ、図表 16 のとおり、決算を議会の認定に付した日(以下「決算提出日」

という。)に公表していたのが100市町村と最も多くなっており、決算提出日の翌日から30日以内に公表していた70市町村と合わせて、過半数の170市町村が決算提出日から30日以内に公表していた。一方、決算提出日から公表までに91日以上経過して大幅に日数を要していたのは70市町村となっていて、そのうち181日以上経過していたのは7市町村となっていた。そして、決算提出日から公表までに91日以上経過していた上記の70市町村について、その理由を確認したところ、公表のための事務手続や資料作成に時間を要したためなどとなっていた。

一方、21都道府県については、図表16のとおり、市町村よりは早く公表している都道府県の割合は高いものの、市町村と同様の状況が見受けられた。

図表16 使途の公表までの経過日数(令和4年度分)

決算提出日から使途の公表までの経過日数	市町村数	都道府県数
30日以内	170(52.4%)	14(66.6%)
	0日	8(38.0%)
	1日以上30日以内	6(28.5%)
31日以上90日以内	57(17.5%)	4(19.0%)
91日以上	70(21.6%)	3(14.2%)
	91日以上180日以内	3(14.2%)
	181日以上	—
公表日不明	27(8.3%)	—
計	324(100.0%)	21(100.0%)

(注) ()は、324市町村又は21都道府県に占める割合である。

(ア)から(ウ)までのとおり、譲与税の使途の公表については、ウェブサイトで使途に関する情報が閲覧しづらい状況、使途に関する情報の内容に差がある状況及び公表までに大幅に日数を要している状況が見受けられた。

総務省は、使途の公表について、譲与税が適正な使途に用いられることを担保するものとしているが、このような状況は、納税者に対して譲与税の使途に関する情報が適時適切に提供されていないおそれがあると思料される。

したがって、総務省及び林野庁においては、使途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものとなるように、公表様式例の活用を促すことも含めて、効率的かつ効果的な使途の公表方法・内容に関する助言等を行うことが必要である。

(2) 管理制度に係る取組の実施状況

ア 管理制度に係る取組への譲与額の執行状況及び取組の進捗状況

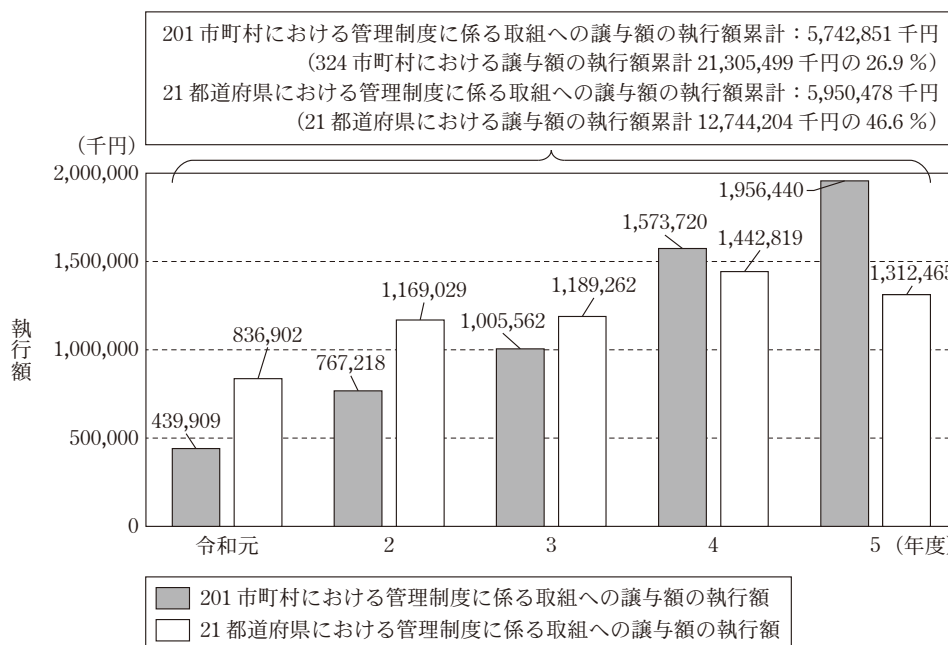
(ア) 管理制度に係る取組への譲与額の執行状況

元年度から5年度までの間の324市町村及び21都道府県における譲与額の執行額のうち、管理制度に係る取組への譲与額の執行額があるのは201市町村及び21都道府県となっていて、その額は、図表17のとおりであり、市町村については年々増加している状況となっていた。また、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計は、

(注18) 201 市町村 57 億 4285 万余円、21 都道府県 59 億 5047 万余円、計 116 億 9333 万余円となっていた。

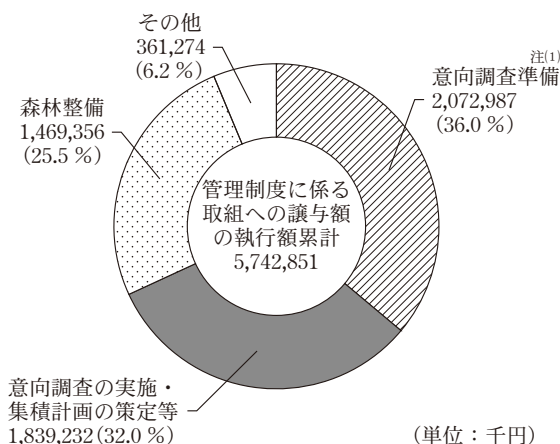
(注18) 管理制度に係る事業の中には、管理制度に関係のない取組を併せて実施している事業があるため、管理制度に係る事業の執行額には、当該管理制度に関係のない取組に要した額を含む。

図表17 201 市町村及び 21 都道府県における管理制度に係る取組への譲与額の執行状況



そして、201 市町村における管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計 57 億 4285 万余円について、管理制度に係る用途別にその内訳をみると、図表 18 のとおり、意向調査準備が計 20 億 7298 万余円(57 億 4285 万余円の 36.0%)、意向調査の実施・集積計画の策定等が計 18 億 3923 万余円(同 32.0%)、森林整備が計 14 億 6935 万余円(同 25.5%)、その他が計 3 億 6127 万余円(同 6.2%)となっていた。

図表18 201 市町村における管理制度に係る用途別の譲与額の執行状況(令和元年度～5 年度)



注(1) 意向調査を実施するに当たって必要となる森林所有者の確認等の準備のことである。

注(2) ()は、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計に占める割合を示している。

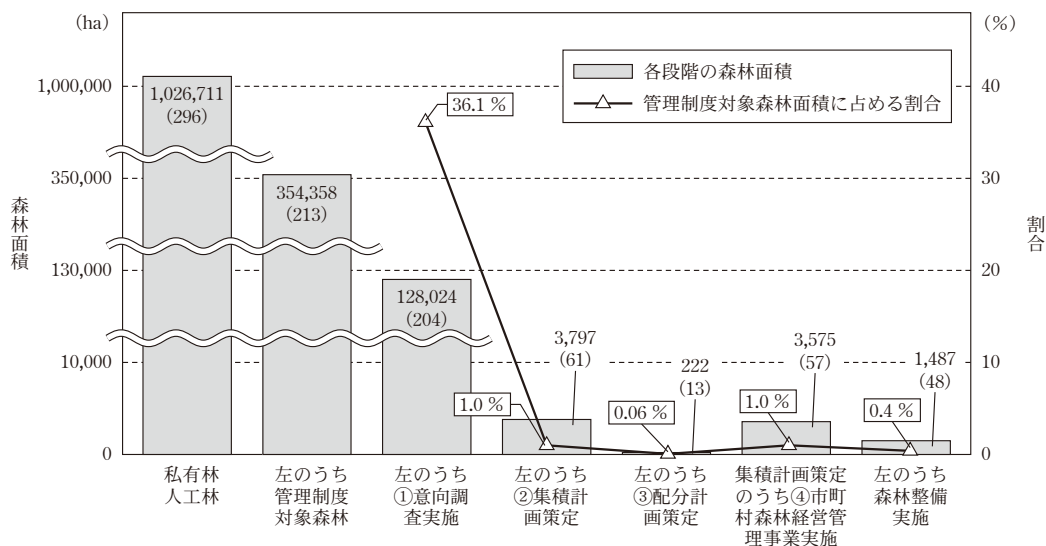
(イ) 管理制度に係る取組の進捗状況

5年度末時点における324市町村の管理制度に係る取組の進捗状況をみると、図表19のとおり、私有林人工林を有するのは296市町村であり、その面積は計1,026,711haとなっていた。このうち市町村が管理制度の対象と判断した森林(以下「管理制度対象森林」という。)の面積は213市町村の計354,358ha(1,026,711haの34.5%)となっていた。

そして、管理制度対象森林面積354,358haのうち、204市町村の128,024ha(管理制度対象森林面積354,358haの36.1%)において意向調査が実施され、61市町村の3,797ha(同1.0%)において集積計画が策定され、13市町村の222ha(同0.06%)において配分計画が策定されていた。また、57市町村の3,575ha(同1.0%)において、市町村森林経営管理事業が行われ、このうち48市町村の1,487ha(同0.4%)において森林整備が実施されていた。

(注19) 意向調査の実施に譲与額を充てていない市町村を含むため、管理制度に係る取組に譲与額を執行している201市町村(3(2)ア(ア)参照)とは一致しない。

図表19 324市町村における管理制度に係る取組の進捗状況(令和5年度末時点)

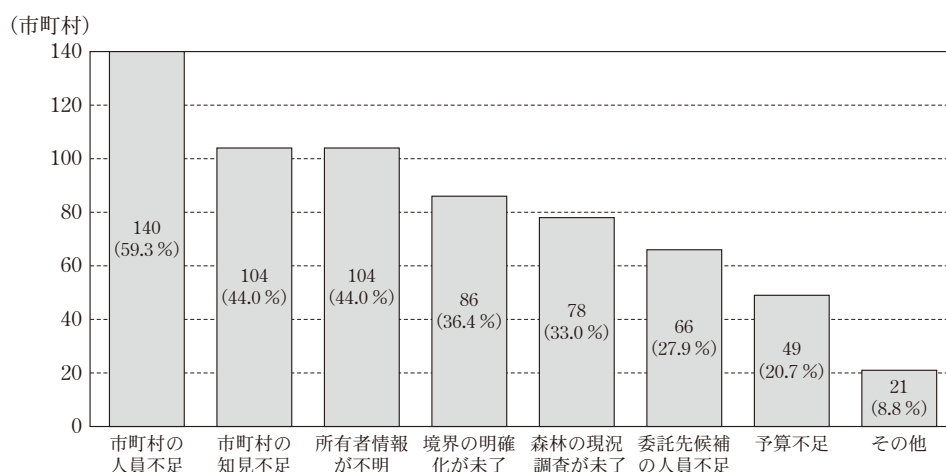


注(1) ()は、市町村数を示している。

注(2) ①から④は、管理制度の流れに沿ったものであり、図表5の①から④と対応している。

このように、管理制度対象森林面積に対する意向調査実施面積の割合が4割弱となっていたことから、意向調査をまだ実施していない市町村を含む、管理制度に係る取組を実施している236市町村における意向調査の実施上の課題について確認したところ、図表20のとおり、市町村の人員不足が140市町村(236市町村の59.3%)と最も多くなっていた。

図表20 236 市町村における意向調査の実施上の課題

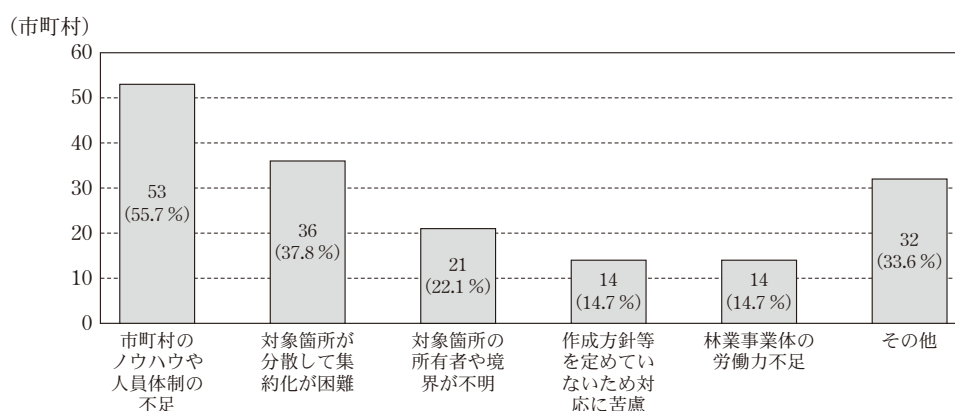


注(1) ()は、236 市町村に占める割合を示している。

注(2) 複数回答可としているため、市町村数を合計しても 236 市町村とはならない。

また、意向調査の実施後、集積計画の策定等が十分に進捗していない状況となっており、林野庁が実施した調査においては、意向調査を実施した 204 市町村のうち 95 市町村が、5 年度末時点で集積計画の策定が進捗していないとしていて、図表 21 のとおり、集積計画の策定が進捗しない理由としては、「市町村のノウハウや人員体制の不足」が 53 市町村(95 市町村の 55.7%)と最も多くなっていた。

図表21 95 市町村における集積計画の策定が進捗しない理由



注(1) ()は、95 市町村に占める割合を示している。

注(2) 複数回答可としているため、市町村数を合計しても 95 市町村とはならない。

イ 管理制度に係る国及び都道府県による市町村への支援の状況等

(ア) 管理制度に係る市町村の実施体制

林野庁は、市町村の事業実施体制について、市町村の森林・林業担当職員は全国で約 3,000 人であり、専ら林務を担当する職員が配置されていない市町村が 4 割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多いとしている。また、ア(イ)のとおり、意向調査、集積計画の策定等の管理制度に係る取組が進捗しない理由として、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多い傾向にある。

そこで、管理制度に係る取組を実施している 236 市町村の 5 年 4 月 1 日時点における、森林整備等の林務行政の担当部署の人員の状況について確認したところ、林務専

任職員及び地域林政アドバイザーがいずれも配置されていない市町村数は 97 市町村 (236 市町村の 41.1%)となっていた。

(イ) 管理制度に係る国及び都道府県による市町村への支援の状況

国及び都道府県は、市町村に対して、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めることとされている。そして、ア(イ)のとおり、管理制度に係る取組の実施に当たり、意向調査や集積計画策定において、市町村の人員不足や知見不足が実施上の課題等となっている状況が見受けられた。

そこで、国及び都道府県の支援が市町村が求める支援の内容に即したものとなっているかを確認するために、管理制度に係る取組を実施している 236 市町村が国及び都道府県に求める支援並びに 21 都道府県及び林野庁が実施した支援等の内容についてみたところ、次のような状況となっていた。

a 市町村が求める支援

236 市町村のうち、管理制度に係る取組の実施に当たり、5 年度末時点で国及び都道府県に求める支援があるとしているのは 68 市町村 (236 市町村の 28.8%)であり、その内容は「研修・技術的助言等」が最も多く 30 市町村、次いで「職員の派遣、事務の代行等」が 23 市町村となっていて、実施体制上の支援を求める市町村が多い状況となっていた(図表 22 参照)。

図表22 68 市町村が求める主な支援の内容(令和 5 年度末時点)

項目	市町村が求める支援の内容				
	研修・技術的助言等	職員の派遣、事務の代行等	制度改正・予算措置等	森林情報の提供等	その他
市町村数	30	23	13	4	5
68 市町村に占める割合	44.1%	33.8%	19.1%	5.8%	7.3%

(注) 複数の種類の支援を求める市町村があるため、市町村数を合計しても 68 市町村とはならない。

b 都道府県が実施した支援

ア(ア)のとおり、元年度から 5 年度までの間の 21 都道府県における譲与額の執行額累計のうち、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計は 59 億 5047 万余円であり、これらは管理制度に係る取組を実施する市町村に対する支援に充てられるものである。上記の執行額を用途別にみると、図表 23 のとおり、市町村の実施体制に係る支援である「支援施策」が 49 億 7154 万余円と最も大きくなっていた。

そして、その支援の項目をみると、市町村の事務負担の軽減に資すると考えられる「②事業支援システム等の構築」が 32 億 6017 万余円で大半を占めていたほか、「①市町村職員等の研修」や「④アドバイザー等支援人材の派遣」などとなっており、都道府県が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応しているものと思料される。

図表23 21 都道府県が実施した使途別の支援に係る譲与額の執行額の状況 (単位：千円)

使途	支援の項目	執行額					
		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	計
支援施策	①市町村職員等の研修	105,546	91,483	110,372	117,886	98,225	523,515
	割合 注(1)	13.9%	8.3%	11.5%	9.6%	10.3%	10.5%
	②事業支援システム等の構築	493,244	794,558	606,795	796,534	569,037	3,260,170
	割合 注(1)	65.3%	72.4%	63.5%	65.3%	60.1%	65.5%
	③県レベルの事業支援団体の運営を支援	93,440	158,818	181,231	210,554	209,160	853,205
	割合 注(1)	12.3%	14.4%	18.9%	17.2%	22.0%	17.1%
	④アドバイザー等支援人材の派遣	62,803	51,405	57,048	93,094	70,299	334,650
	割合 注(1)	8.3%	4.6%	5.9%	7.6%	7.4%	6.7%
	小計	755,035	1,096,266	955,448	1,218,069	946,722	4,971,541
	割合 注(2)	90.2%	93.7%	80.3%	84.4%	72.1%	83.5%
円滑実施施策	森林整備の支援等	1,110	25,543	49,580	53,863	101,744	231,841
	割合 注(2)	0.1%	2.1%	4.1%	3.7%	7.7%	3.8%
人材育成・確保施策	人材育成・担い手対策の支援	40,401	42,805	183,837	170,758	179,989	617,792
	割合 注(2)	4.8%	3.6%	15.4%	11.8%	13.7%	10.3%
木材利用施策	木材利用の推進	30,000	—	—	—	59,637	89,637
	割合 注(2)	3.5%	—	—	—	4.5%	1.5%
普及啓発施策	普及啓発の支援	10,356	4,413	396	128	24,372	39,665
	割合 注(2)	1.2%	0.3%	0.0%	0.0%	1.8%	0.6%
計		836,902	1,169,029	1,189,262	1,442,819	1,312,465	5,950,478

注(1) 各年度又は5か年度の「支援施策」の執行額計に占める割合である。

注(2) 各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

c 林野庁が実施した支援

1(2)ウのとおり、林野庁は、元年度から5年度までの間に、管理制度に係る取組を実施する市町村に対する支援として、森林経営管理制度推進事業を事業費計1億8497万余円で実施していた。当該事業は、市町村の森林・林業行政の実施体制の強化を目的に実施されるものであり、市町村支援技術者養成事業、森林経営管理制度実施円滑化事業等で構成される。

市町村支援技術者養成事業は、管理制度を運用するに当たって、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するための研修等を実施する事業であり、その実績を行政事業レビューシートにより確認したところ、元年度から5年度までの間における森林経営管理制度円滑化対策研修の実施回数は計29回、技術力維持・向上対策研修の受講者数は計260人となっていた。

また、森林経営管理制度実施円滑化事業は、市町村が管理制度の運用を早期に軌道に乗せることができるように、管理制度の運用に必要な知見・ノウハウを全国から収集し、分析して市町村等に提供する事業であり、元年度から5年度までの間に事例集に掲載した実績は計35市町村となっていた(図表24参照)。

以上を踏まえると、林野庁が実施している支援の項目についても、21 都道府県と同様に市町村が求める支援におおむね対応しているものと思料される。

図表24 森林経営管理制度推進事業の実施状況

項目 \ 年度		令和元	2	3	4	5	計
事業費(千円)		26,699	41,043	40,618	42,390	34,226	184,978
実績	市町村支援技術者養成事業						
	森林経営管理制度円滑化対策研修の実施回数(回)	—	7	7	8	7	29
	技術力維持・向上対策研修の受講者数(人)	83	71	46	60	—	260
	森林経営管理制度実施円滑化事業						
	事例集に掲載した市町村数(市町村)	—	—	12	11	12	35

(注) 行政事業レビューシートにおいてアウトプットが設定されていないため、実績を把握していないものは、「—」としている。

このように、管理制度に係る取組の実施に当たり、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多く、国及び都道府県に求める支援があるとする市町村においても実施体制上の支援を求める市町村が多い状況が見受けられた。

これについて、21 都道府県及び林野庁が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応していると思料されるにもかかわらず、実施体制上の課題を挙げる市町村が多いことなどに鑑みると、市町村においては引き続き支援、助言等が必要な状況であると思料される。

したがって、林野庁においては、引き続き市町村の人員、知見等の不足といった実施体制上の課題等の状況を適時適切に把握した上で、都道府県等の関係者とも連携するなどして、市町村に対して、より効果的な支援、助言等を行っていくとともに、都道府県に対して、都道府県が行う市町村に対する支援、助言等がより効果的なものとなるよう助言等を行っていくことが必要である。

(3) 譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

国は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき政策評価を実施している。そして、総務省は、政策評価の実施に当たり、予算・決算との連携を踏まえて政策評価体系を構築しており、また、林野庁が実施する施策は、森林・林業基本計画等を踏まえて農林水産省が構築した政策評価体系に位置付けられている。

そして、国が譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等を行うことは、地方公共団体が納税者に対する説明責任を果たしていく上で、また、所要の見直しを行う必要性を把握し、譲与税に対する国民の理解を深める上で重要と考えられる。

そこで、総務省及び林野庁における、譲与税及び管理制度を対象とした政策評価等による効果の検証等の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 譲与税に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

譲与税に対する政策評価による効果の検証等の実施状況については、図表25のとおり、総務省は、譲与税は、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に譲与す

るものであり、本来地方税に属すべき地方財源であるとして、政策評価の対象外として
いる。そして、譲与税に係る効果の検証等については、各地方公共団体において、地方
自治法等の規定に基づき、議会における予算・決算の審査等を通じて実施されるもので
あるとしている。

また、林野庁の政策評価体系において、譲与税は、「森林の有する多面的機能の発揮」
という政策分野に属する施策の目標を達成するための取組の一つとして位置付けられて
いるが、その使途が譲与税法の範囲内において各地方公共団体の裁量に委ねられている
こと、その効果が森林整備関係の各測定指標等に包含されることから、譲与税のみの目
標や測定指標は設定されていない。なお、譲与税の効果を数値で示すことについて、林
野庁は、譲与税を森林整備等のために使う目的は森林の有する多面的機能を維持してい
くことにあるが、森林の有する多面的機能に関する目標については、森林・林業基本計
画で定めており、譲与税の活用を含めた適切な森林の整備、保全の取組等を通じて達成
していくこととなっているので、譲与税のみの成果目標を設定することは難しいなどと
している。

さらに、総務省及び林野庁における政策評価以外の方法による譲与税に対する効果の
検証等の実施状況について、総務省及び林野庁は、譲与税法によれば、譲与税創設の目
的が市町村等が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるためとさ
れていることから、森林整備等への譲与額の執行額に関する情報の収集・分析を行うこ
とは効果の検証等に該当するとしている。そして、効果の検証等の一つとして、図表
25 のとおり、毎年度、地方公共団体による取組の実績に係る情報の収集・分析を行っ
て、両省庁のウェブサイトにおいて「森林環境譲与税の取組状況について」を公表してい
る。また、これまでの譲与額の活用実績等を踏まえて、6年3月の譲与税の譲与基準の
見直しが行われたとしている。

図表25 譲与税に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

省庁名	政策評価	政策評価以外
総務省	譲与税は、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に譲与するものであり、本来地方税に属すべき地方財源であるため、政策評価の対象外	・毎年度、地方公共団体による取組の実績に係る情報の収集・分析を行って、ウェブサイトにおいて「森林環境譲与税の取組状況について」を公表
林野庁	政策評価体系において、「森林の有する多面的機能の発揮」という政策分野に属する施策（「適切な間伐等の推進」）の目標（「間伐等を推進」）を達成するための取組の一つとして位置付け	・これまでの譲与額の活用実績等を踏まえて、令和6年3月に譲与税の譲与基準を見直し

イ 管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

管理制度に対する政策評価による効果の検証等の実施状況については、図表26のと
おり、林野庁の政策評価体系において、管理制度は、「森林の有する多面的機能の発揮」
及び「林業の持続的かつ健全な発展」のそれぞれの政策分野に属する施策の目標を達成す
るための取組の一つとして位置付けられ、又は管理制度に係る一部の取組が目標の測定
指標として位置付けられている。そして、これらの目標の達成状況についての評価は行
われているが、一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていない。

また、政策評価以外の方法による管理制度に対する効果の検証等の実施状況について

は、図表 26 のとおり、効果の検証等の一つとして、毎年度、地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析を行って、同庁のウェブサイトにおいて「森林経営管理制度の取組状況について」を公表している。

図表26 管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

政策評価				政策評価以外
政策評価体系において				毎年度、地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析を行って、ウェブサイトにおいて「森林経営管理制度の取組状況について」を公表
・管理制度は、「森林の有する多面的機能の発揮」及び「林業の持続的かつ健全な発展」のそれぞれの政策分野に属する施策の目標を達成するための取組の一つとして位置付け				
政策分野	施策	目標	測定指標	
森林の有する多面的機能の発揮	面的なまとまりをもった森林管理	森林の経営管理の集積等	集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合 (目標 100 % (令和 10 年度))	
	適切な間伐等の推進	間伐等を推進	間伐等を実施した面積 (目標 450 万 ha (令和 12 年度))	
林業の持続的かつ健全な発展	担い手となる林業経営体の育成	長期的な経営の確保	集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合 (目標 100 % (令和 10 年度))	
・管理制度に係る一部の取組を目標の測定指標として位置付け				
政策分野	施策	目標	測定指標	
森林の有する多面的機能の発揮	複層林化と天然生林の保全管理等の推進	公的主体による森林整備を推進	市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 (目標 170 万 ha (令和 8 年度))	
		管理制度に係る一部の取組		
↓ これらの目標の達成状況についての評価は行われているが、一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていない。				

このように、国においては、政策評価体系上、譲与税については譲与税のみの目標や測定指標は設定されておらず、管理制度については一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていないものの、政策評価以外の方法による効果の検証等として、譲与税及び管理制度のいずれについても地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析・公表を行うなどしている状況が見受けられた。

譲与税及び管理制度に対する効果の検証等は、譲与税の使途や譲与基準、譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象と考えられる管理制度等についての見直しの要否を適時適切に判断して、譲与税に対する納税者の理解をより一層深めるための国としての説明責任を十分に果たすために必要であると考えられる。

したがって、総務省及び林野庁においては、引き続き譲与税及び管理制度に対する効果の検証等を適時適切に実施することが必要である。

4 本院の所見

本院は、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、譲与額の執行状況等、譲与税の使途の公表状況、管理制度における市町村の取組状況並びに国及

び都道府県の支援の実施状況、総務省及び林野庁における政策評価等による効果の検証等の実施状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

324 市町村における5年度末時点の譲与額累計は342億3657万余円であり、執行額累計は213億0549万余円(執行率62.2%)となっていた。そして、譲与額の執行に当たり、324市町村の9割弱の市町村が執行計画を策定しておらず、5割弱の市町村が数年にわたって後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していないなどの状況が見受けられた。また、市町村における譲与税の使途の公表について、ウェブサイトで使途に関する情報が閲覧しづらい状況、使途に関する情報の内容に差がある状況及び公表までに大幅に日数を要している状況が見受けられた。なお、21都道府県においても同様の状況が見受けられた。

324 市町村における管理制度に係る取組の実施状況については、管理制度対象森林面積に対する意向調査実施面積の割合が4割弱であり、集積計画の策定等も十分に進捗していない状況となっており、その理由として、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多い状況となっていた。そのため、都道府県及び林野庁が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応していたものの、引き続き市町村に対する支援、助言等が必要な状況となっていた。

国においては、政策評価体系上、譲与税については譲与税のみの目標や測定指標は設定されておらず、管理制度については一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていないものの、政策評価以外の方法による効果の検証等として、譲与税及び管理制度のいずれについても地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析・公表を行うなどしている状況が見受けられた。

譲与税は、森林環境税の納税先の市町村等と執行する市町村等が一致しないことから、納税者の理解を得るためには、市町村等が個別に使途を公表するだけでは必ずしも十分ではないと考えられる。また、納税者の理解を得るためには、公表内容の充実が求められるが、市町村における林務担当職員が少ないことなどに鑑みると、市町村にとって過度な負担とならないように配慮する必要がある。そのため、国においても、納税者に対して譲与税の効果等について分かりやすく示していくことが重要である。

また、譲与税が主な財源と考えられる管理制度は、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するために、その進捗が望まれるところであるが、市町村における林務担当職員が少ない状況、財源が十分でない状況等に鑑みると、上記と同様に、市町村にとって過度な負担とならないように配慮する必要がある。

については、総務省及び林野庁において、市町村等が譲与税を財源として実施する管理制度を始めとする森林整備等の取組が円滑に実施され、森林の有する公益的機能の維持増進に資するものとするために、次の点に留意するなどして、今後も適切に市町村等に対する支援等の取組を進めていく必要がある。

ア 総務省及び林野庁において、市町村等に対して、譲与額の執行に当たっては、執行計画を策定することが重要であることを踏まえて、特に未執行額が生じた場合には、執行計画を策定して使途と併せて公表することを奨励する取組をより一層推進するなどして、引き続き地域の実情に応じた効率的かつ効果的な執行に努めるよう助言等を行っていくこと

- イ 総務省及び林野庁において、譲与税の使途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものになるように、市町村等にとって過度な負担とならないように配慮しつつ、市町村等に対して、公表様式例の活用を促すことを含めて、引き続き効率的かつ効果的な使途の公表方法・内容に関する助言等を行うこと
- ウ 林野庁において、管理制度に係る取組が円滑に進捗し、森林整備が促進されるよう、引き続き市町村の人員、知見等の不足の状況を適時適切に把握した上で、都道府県等の関係者とも連携するなどして、市町村に対して、より効果的な支援、助言等を行うとともに、都道府県に対して、都道府県が行う市町村に対する支援、助言等がより効果的なものとなるよう助言等を行っていくこと
- エ 総務省及び林野庁において、譲与税の使途や譲与基準等についての見直しの可否を適時適切に判断するために、また、譲与税に対する納税者の理解をより一層深めるために、引き続き、譲与税に対する市町村等における取組状況の収集・分析による効果の検証等を適時適切に実施すること。また、林野庁において、譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象と考えられる管理制度等についての見直しの可否を適時適切に判断するために、引き続き、管理制度に対する市町村等における取組状況の収集・分析による効果の検証等を適時適切に実施すること

本院としては、譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第3 多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について

検 査 対 象	財務省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
簡易課税制度の概要	中小事業者の事務負担に配慮して、事業者の選択により、課税売上げに係る消費税の額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税の額とみなして、納付消費税額を算出する制度
検査の対象とした簡易課税制度を適用していて、かつ、課税売上げが1億円を超えている法人の数(1)	延べ 4,796 法人
(1)のうち被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高が5000万円を超えていて、かつ、本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料される吸収合併法人及び吸収分割承継法人の数並びにその推計消費税差額(2)	延べ 105 法人 計 22 億 9214 万円(令和2年度～5年度)
(1)のうち判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があつて、かつ、本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料される基準期間がない法人の数及びその推計消費税差額(3)	延べ 62 法人 計 5 億 8456 万円(令和3、4両年度)
(1)のうち特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えていて、かつ、本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料される法人の数及びその推計消費税差額(4)	延べ 31 法人 計 3 億 1143 万円(令和3、4両年度)

(2)から(4)までの 延べ 185 法人 計 29 億 0078 万円(令和 2 年度～ 5 年度)
純計

<構成>

- 1 検査の背景(606 ページ)
 - (1) 簡易課税制度の概要(606 ページ)
 - (2) 簡易課税制度の適用による消費税差額(607 ページ)
 - (3) これまでの検査の実施状況等(608 ページ)
 - (4) 分割又は合併があった場合の簡易課税制度の適用(608 ページ)
 - ア 新設分割があった場合(609 ページ)
 - イ 吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合(609 ページ)
- 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(611 ページ)
 - (1) 検査の観点及び着眼点(611 ページ)
 - (2) 検査の対象及び方法(611 ページ)
- 3 検査の状況(612 ページ)
 - (1) 吸収合併法人、新設合併法人及び吸収分割承継法人における簡易課税制度の適用についての分析(612 ページ)
 - ア 新設分割承継法人における判定に用いる指標を用いた場合の簡易課税制度の適用(612 ページ)
 - イ 吸収分割承継法人における法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況(616 ページ)
 - (2) 簡易課税制度において用いる指標以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用についての分析(616 ページ)
 - ア 基準期間がない法人について、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高を用いた場合の簡易課税制度の適用(617 ページ)
 - イ 特定期間における課税売上高等を用いた場合の簡易課税制度の適用(618 ページ)
- 4 本院の所見(619 ページ)

1 検査の背景

(1) 簡易課税制度の概要

消費税は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、製造、卸売、小売等の各取引段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。

消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行った事業者等とされており、納付消費税額は、原則として、課税売上げに係る消費税の額(仮受消費税の額)から実際の課税仕入れに係る消費税の額(仮払消費税の額)を控除して算出することとなっている(以下、この算出方法を「本則課税」という。)

これに対して、中小事業者の事務負担に配慮して、本則課税の特例として簡易課税制度

が設けられている。事業者は、(4)で後述する一部の場合等を除いて、基準期間^(注2)における課税売上高が5000万円以下である(基準期間がない場合を含む。以下同じ。)課税期間^(注3)について、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出することにより簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。そして、その届出書の効力が生ずる課税期間の初日から少なくとも2年を経過する日の属する課税期間までは簡易課税制度を適用することとなっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(注2) 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。簡易課税制度の適用の有無によって事業者が仕入税額控除を行うために保存が必要となる資料が異なることから、事業者自身が課税期間の開始前に簡易課税制度の適用を判定できることが必要との理由で設けられたものとされている。

(注3) 課税期間 納付消費税額の計算の基礎となる期間であり、個人事業者については1月1日から12月31日までの期間、法人については事業年度等をいう。

簡易課税制度においては、課税売上げに係る消費税の額を基礎として計算した金額等^(注1)にみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税の額とみなして、同額を課税期間の課税売上げに係る消費税の額から控除して納付消費税額を算出することとなっている。

そして、みなし仕入率については、簡易課税制度を適用している事業者の中からサンプルを抽出するなどして把握した事業区分別の課税仕入率(課税仕入高の課税売上高に対する割合)を基に、図表1のとおり、90%から40%までの割合が定められている。

図表1 各事業区分に該当する事業及びみなし仕入率

事業区分	第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業	第6種事業
該当する事業	卸売業	小売業等	製造業等	その他事業	サービス業等	不動産業
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%

注(1) 第2種事業は、小売業及び農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいう。

注(2) 第3種事業は、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く。)、鉱業、建設業、製造業、電気業等をいう。

注(3) 第5種事業は、運輸通信業、金融業及び保険業並びにサービス業(飲食店業に該当するものを除く。)をいう。

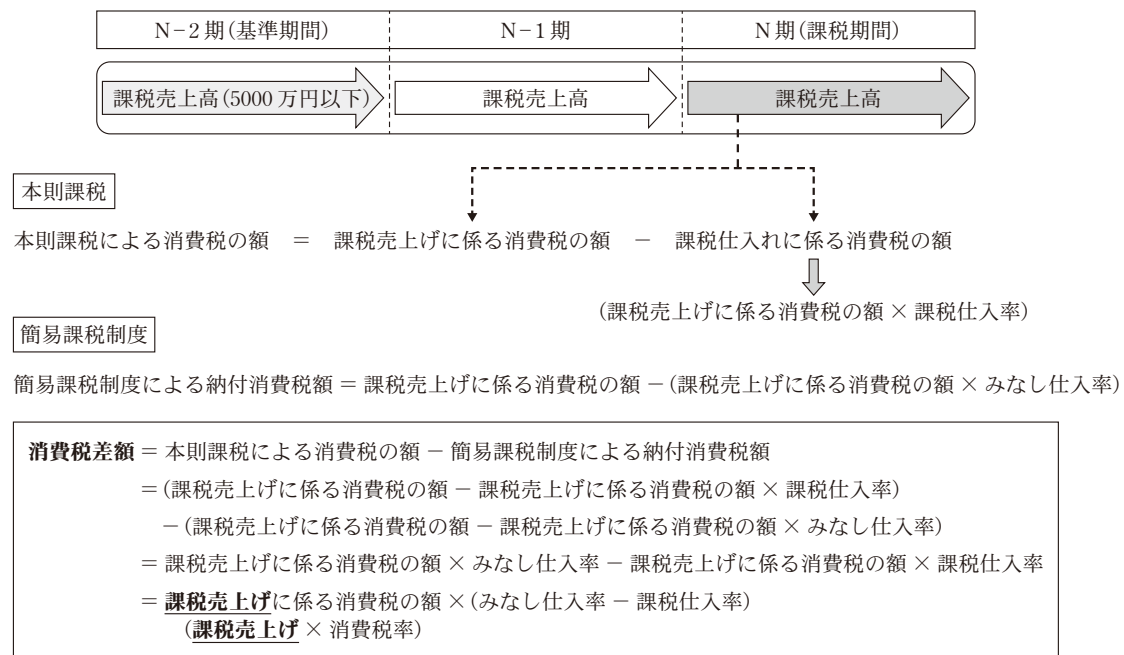
(2) 簡易課税制度の適用による消費税差額

事業者が簡易課税制度の適用を選択した課税期間においては、本則課税による消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額との差額(以下「消費税差額」という。)が生じ得ることとなる。消費税差額は、図表2のとおり、課税売上げに係る消費税の額にみなし仕入率と課税仕入率の差分を乗じた額となる。

したがって、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入

率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

図表2 消費税差額の概念図



(3) これまでの検査の実施状況等

本院は、これまで、消費税の簡易課税制度について検査し、平成24年10月に会計検査院法第30条の2の規定に基づき「消費税の簡易課税制度について」(以下「24年報告」という。)を国会及び内閣に報告している。24年報告においては、みなし仕入率や多額の課税売上高を有する法人について、次のような状況を明らかにした上で、消費税率の引上げが行われれば、消費税差額は増大していくことが懸念されることを記述している。

- ① 検査の対象とした簡易課税制度適用者のうち、一つの事業の課税売上高の割合が全体の課税売上高の90%超となっている事業者を対象として課税仕入率の平均を試算したところ、みなし仕入率が全ての事業区分において課税仕入率の平均を上回っていた。
- ② 納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人や上場企業である法人等が設立した新設法人で多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者が含まれていた。

その後、①のみなし仕入率については、平成26年度税制改正において、みなし仕入率と課税仕入率の差が大きかった不動産業を第6種事業として、そのみなし仕入率を40%にするなどの事業区分の適正化や、平成30年度税制改正において、軽減税率制度導入に伴う見直しが行われた。また、消費税率は、26年4月に4%(消費税及び地方消費税^(注4)の税率5%)から6.3%(同8%)に、軽減税率制度が導入された令和元年10月に標準税率で7.8%(同10%)に引き上げられた。

(注4) 地方消費税 消費税額に一定の割合を乗じて算定される地方税

(4) 分割又は合併があった場合の簡易課税制度の適用

(3)②のとおり、簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人等で多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者が含まれていた。

一方、法人の新設分割があった場合には、次のとおり、基準期間における課税売上高以

外の指標により適用の可否の判定を行うこととなっていて、基準期間における課税売上高により適用の可否の判定を行うこととなっている法人の吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合とは判定に用いる指標が異なっている。

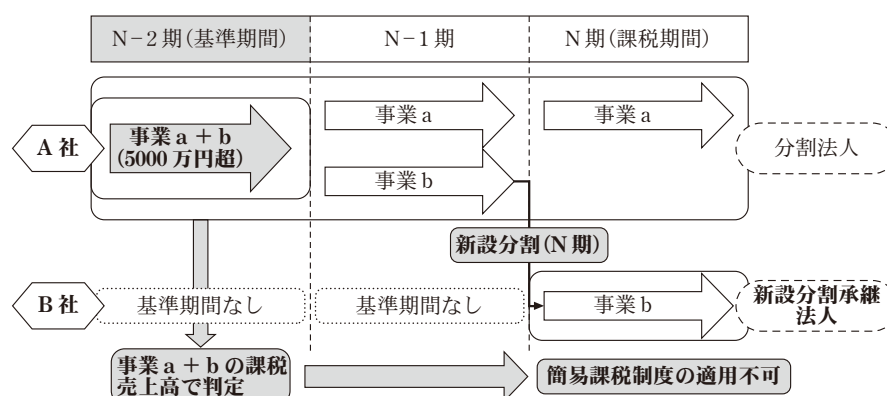
ア 新設分割があった場合

新設分割とは、1又は2以上の法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割(以下、事業を分割した法人を「分割法人」という。)により設立する法人に承継させることをいう(以下、事業を承継した法人を「新設分割承継法人」という。図表3参照)。

そして、新設分割承継法人は、分割があった日の属する事業年度及びその翌事業年度においては基準期間がないものの、分割法人の基準期間に対応する期間^(注5)における課税売上高が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。

(注5) 基準期間に対応する期間 新設分割承継法人の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に終了した分割法人の各事業年度をいう。

図表3 新設分割の概念図(A社が事業bを分割により設立するB社に承継させた場合)



また、分割があった日の属する事業年度の翌々事業年度以降においては、新設分割承継法人が、他の者により発行済株式の総数等の100分の50を超える株式等が直接又は間接に保有されることなどにより支配される場合(以下「特定要件」という。)に該当し、かつ、分割法人が支配している場合には、新設分割承継法人の基準期間における課税売上高と分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。

イ 吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合

吸収合併とは、法人が他の法人とする合併であって、合併により消滅する法人(以下「被合併法人」という。)の事業の全部を合併後存続する法人(以下「吸収合併法人」という。)に承継させることをいう(図表4参照)。

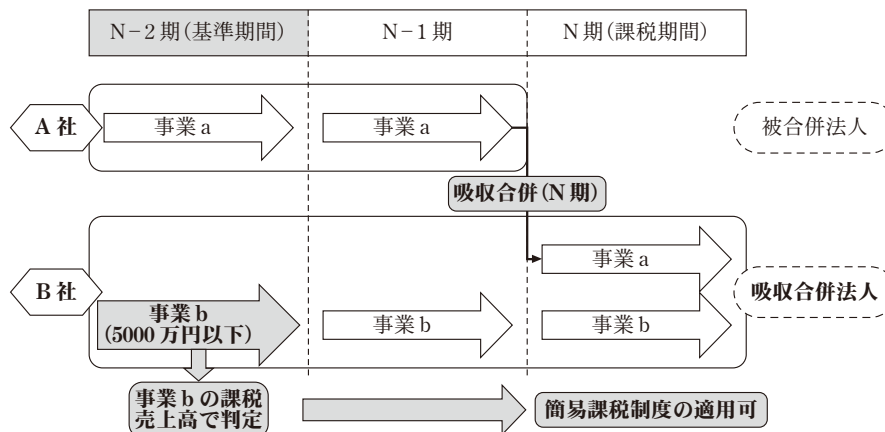
また、新設合併とは、2以上の法人がする合併であって、被合併法人の事業の全部を合併により設立する法人(以下「新設合併法人」という。)に承継させることをいう(図表5参照)。

さらに、吸収分割とは、分割法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部

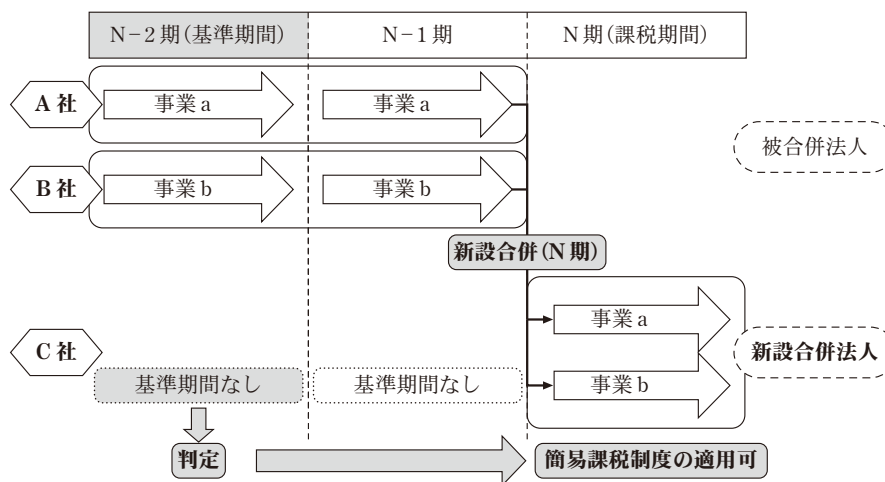
を分割した後に、他の法人に承継させることをいう（以下、事業を承継した法人を「吸収分割承継法人」という。図表6参照）。

そして、吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人の各法人は、基準期間における課税売上高が5000万円以下である場合に、それぞれ簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。

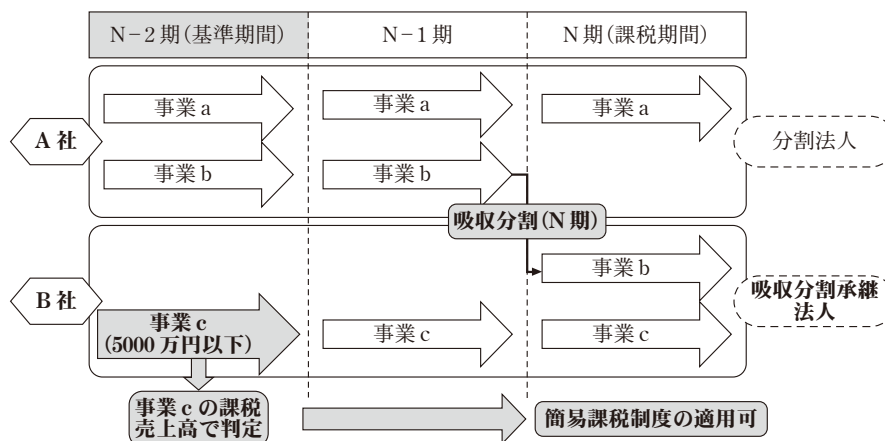
図表4 吸収合併の概念図（A社が事業の全部である事業aをB社に承継させた場合）



図表5 新設合併の概念図（A社とB社の事業の全部である事業aと事業bを合併により設立するC社に承継させた場合）



図表6 吸収分割の概念図（A社の事業bをB社に承継させた場合）



このように、新設分割があった場合には、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等を考慮して簡易課税制度の適用の可否の判定を行うこととなっている一方、吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合には、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等を考慮することとはされていない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

事業者は、原則として、基準期間における課税売上高が5000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。そして、簡易課税制度で用いるみなし仕入率については、サンプルを抽出するなどして把握した事業区分別の課税仕入率を基に定められている。このため、個々の事業者においては、みなし仕入率と課税仕入率とは基本的に一致するものではなく、両者が一致しない場合には消費税差額が生じ得ることとなっている。

そして、消費税差額は、課税売上げに係る消費税の額に、みなし仕入率と課税仕入率の差分を乗じた額であることから、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

24年報告の後、みなし仕入率の見直しは行われているが、簡易課税制度の適用の可否の判定は、引き続き、原則として基準期間における課税売上高により行うこととなっていることから、課税期間における課税売上げが多額であっても簡易課税制度を適用することができる事業者が存在し、これらの事業者の中には、消費税差額が多額となっている事業者も存在すると思料される。

一方で、新設分割承継法人における簡易課税制度の適用の可否の判定においては、基準期間における課税売上高以外の指標も用いられている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、簡易課税制度を適用している法人のうち課税期間における課税売上げが多額となっている法人について、有効性等の観点から、簡易課税制度の適用の可否の判定方法が有効かつ公平に機能しているか、基準期間における課税売上高以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用はどのようになるかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3年度又は4年度に簡易課税制度を適用している延べ994,687法人のうち、3年度又は4年度の課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人を対象とした。

そして、国税庁から消費税申告データ、法人税申告データ等の提出を受けて、消費税差額を推計する(以下、推計した消費税差額を「推計消費税差額^(注6)」という。)などして検査した。また、財務省において、簡易課税制度について、制度の趣旨、改正の経緯等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注6) 消費税差額の推計方法は次のとおりである。

- ① 税抜経理方式を適用している法人については、法人税の申告において、益金又は損金の額に算入することとなっている、本則課税による消費税の額及びその地方消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額及びその地方消費税の額との差額のうち、地方消費税に係る差額を控除した額

- ② 税込経理方式を適用している法人等については、損益計算書等の売上原価（製造原価を含む。）、販売費、一般管理費等の必要経費の額を用いて課税仕入れに係る消費税の額を算出するなどして推計した本則課税による消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額との差額

3 検査の状況

(1) 吸収合併法人、新設合併法人及び吸収分割承継法人における簡易課税制度の適用についての分析

ア 新設分割承継法人における判定に用いる指標を用いた場合の簡易課税制度の適用

新設分割承継法人については、分割があった日の属する事業年度及びその翌事業年度においては基準期間がないものの、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。一方、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人については、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等にかかわらず、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人の基準期間における課税売上高が5000万円以下である場合に、簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。

したがって、例えば、簡易課税制度を適用できる規模の小さな法人が、吸収合併、新設合併又は吸収分割により、簡易課税制度を適用できない規模の大きな法人から事業の全部又は一部を承継して課税売上げが多額となったとしても、その多額の課税売上げを有する期間が基準期間となるまでの間は、簡易課税制度を選択して適用できることになる。

簡易課税制度を選択して適用した場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が生ずる課税期間の初日から少なくとも2年を経過する日の属する課税期間までは簡易課税制度を適用することとなっている。そこで、延べ4,796法人のうち、元年度から4年度までの間に合併又は分割を行っていた吸収合併法人延べ95法人及び吸収分割承継法人延べ77法人、計延べ172法人^(注7)について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみると、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えているものが、吸収合併法人延べ68法人(延べ95法人の71.5%)、吸収分割承継法人延べ73法人(延べ77法人の94.8%)、計延べ141法人(延べ172法人の81.9%)となっていた。これらの法人については、仮に、新設分割承継法人と同様に、基準期間における課税売上高以外の指標により簡易課税制度の適用の可否の判定を行うこととした場合、簡易課税制度を選択して適用することができないことになる。

(注7) 延べ4,796法人のうち、令和元年度から4年度までの間に合併又は分割を行っていた法人の中には、新設合併法人は含まれていなかった。

そして、延べ141法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ116法人^(注8)について、簡易課税制度を適用している2年度から5年度までの各課税期間における課税標準額^(注9)及び推計消費税差額の状況をみると、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人は延べ105法人、その推計消費税差額は計22億9214万余円となっており、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法

人も延べ3法人あった。また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていた法人は延べ11法人、その推計消費税差額は計2685万余円となっていた(図表7参照)。

(注8) 製造原価の内訳が法人税申告データ等に添付されているなどしており、推計消費税差額を算出できるものである。

(注9) 課税標準額 税額計算の基礎となるべき金額で、これに税率を乗じて課税売上げに係る消費税の額を算出する。

図表7 本則課税に比べて納付消費税額が低額又は高額となっていた延べ116法人の令和2年度から5年度までの各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況

(本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人) (単位：法人、千円)

年度	区分	吸収合併法人又は吸収分割承継法人の課税期間における課税標準額				
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超	計
令和2	法人数	(5)	(3)	(5)	(—)	(13)
	推計消費税差額計	28,486	7,340	116,154	—	151,981
	推計消費税差額の平均額	5,697	2,446	23,230	—	11,690
3	法人数	35	5	11	1	52
	推計消費税差額計	136,418	73,748	381,683	109,586	701,436
	推計消費税差額の平均額	3,897	14,749	34,698	109,586	13,489
4	法人数	35	9	6	3	53
	推計消費税差額計	135,723	127,617	168,721	709,863	1,141,925
	推計消費税差額の平均額	3,877	14,179	28,120	236,621	21,545
5	法人数	(7)	(7)	(2)	(1)	(17)
	推計消費税差額計	23,740	71,065	111,091	90,904	296,802
	推計消費税差額の平均額	3,391	10,152	55,545	90,904	17,458
計	法人数	70	14	17	4	105
		(12)	(10)	(7)	(1)	(30)
	推計消費税差額計	324,369	279,771	777,651	910,354	2,292,146
	推計消費税差額の平均額	3,955	11,657	32,402	182,070	16,978

(本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていた法人) (単位：法人、千円)

年度	区分	吸収合併法人又は吸収分割承継法人の課税期間における課税標準額				
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超	計
令和2	法人数	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	推計消費税差額計	—	—	—	—	—
	推計消費税差額の平均額	—	—	—	—	—
3	法人数	3	—	—	—	3
	推計消費税差額計	1,180	—	—	—	1,180
	推計消費税差額の平均額	393	—	—	—	393
4	法人数	8	—	—	—	8
	推計消費税差額計	11,551	—	—	—	11,551
	推計消費税差額の平均額	1,443	—	—	—	1,443
5	法人数	(—)	(—)	(2)	(—)	(2)
	推計消費税差額計	—	—	14,122	—	14,122
	推計消費税差額の平均額	—	—	7,061	—	7,061
計	法人数	11	—	—	—	11
		(—)	(—)	(2)	(—)	(2)
	推計消費税差額計	12,731	—	14,122	—	26,854
	推計消費税差額の平均額	1,157	—	7,061	—	2,065

(注) 令和2、5両年度の法人数については、延べ116法人の内数であることから、括弧書きで記載している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

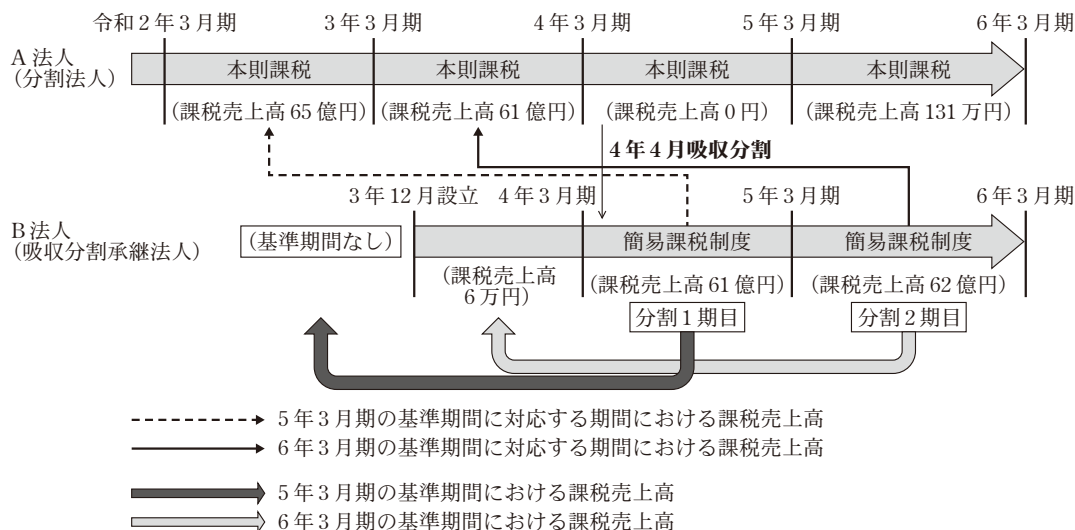
A 法人は、令和 3 年 12 月に 100% 子会社として B 法人を設立し、4 年 4 月に事業の一部を吸収分割により分割した分割法人である。

吸収分割により事業を承継した吸収分割承継法人である B 法人の吸収分割後最初の課税期間(以下「分割 1 期目」という。)である 4 年 4 月から 5 年 3 月までの課税期間分及びその翌課税期間(以下「分割 2 期目」という。)である 5 年 4 月から 6 年 3 月までの課税期間分の課税売上高は、それぞれ 61 億余円、62 億余円(課税標準額と同額)となっている。

そして、B 法人は分割 1 期目には基準期間がなく、また分割 2 期目における基準期間は 4 年 3 月期で、その課税売上高は 6 万円であり、B 法人は分割 1 期目及び分割 2 期目の両課税期間において、簡易課税制度を選択し適用して申告を行っている。

一方、仮に A 法人が 4 年 4 月に事業の一部を分割して B 法人を設立していた場合、B 法人は新設分割承継法人となり、B 法人の分割 1 期目及び分割 2 期目については、分割法人である A 法人の基準期間に対応する期間である 2 年 4 月から 3 年 3 月までの課税期間分及び 3 年 4 月から 4 年 3 月までの課税期間分の各課税売上高(65 億余円、61 億余円)を考慮して簡易課税制度の適用を判定することになっている(図参照)。このため、B 法人は分割 1 期目及び分割 2 期目において簡易課税制度を選択して適用することはできないことになり、その推計消費税差額は、分割 1 期目が 9520 万余円、分割 2 期目が 9090 万余円、計 1 億 8610 万余円となっていた。

(図) A 法人と B 法人の吸収分割の概念図



このように、簡易課税制度を適用している法人で、かつ、多額の課税売上げを有する吸収合併法人及び吸収分割承継法人についてみると、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が 5000 万円を超えているものが大半を占めていた。

しかし、これらの吸収合併法人及び吸収分割承継法人は、現行制度においては、基準期間における課税売上高により適用の可否を判定することとなっていることから簡易課税制度を適用することが可能となっている。そして、簡易課税制度を選択して適用した

ことにより本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていると思料された法人も一部にはみられたものの、多くの法人においては、簡易課税制度を選択して適用したことにより納付消費税額が低額となっていると思料された。

イ 吸収分割承継法人における法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況

新設分割とは、事業を分割により設立する法人に承継させることをいい、吸収分割とは、事業を分割した後他の法人に承継させることをいうとされている。すなわち、設立の日よりも後に事業を承継した法人は、吸収分割承継法人に該当することになり、吸収分割承継法人の基準期間における課税売上高で簡易課税制度の適用の可否を判定することから、基準期間における課税売上高以外の指標である分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高を考慮する必要はない。

そこで、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えている吸収分割承継法人延べ73法人の純計である61^(注10)法人について、その法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況についてみたところ、法人設立の日の翌日から半年以内に事業を承継していたことが把握できた吸収分割承継法人は29法人(61法人の47.5%)となっており、中には、設立の日の翌日から41日で事業を承継している法人も見受けられた(図表8参照)。これらの法人は、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えているものの、法人設立の日と事業を承継した日が異なっていて、新設分割承継法人に該当しないことから、現行制度においては、簡易課税制度を適用することが可能となっている。

(注10) 61法人 令和3、4両年度に簡易課税制度を適用していて、かつ、課税売上げが1億円を超えている吸収分割承継法人が12法人あり、これらの重複分を延べ73法人から除いたもの

図表8 吸収分割承継法人61法人に係る法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況 (単位：法人、%)

期間	法人数	割合
半年以内	29	47.5
半年超1年以内	5	8.1
1年超2年以内	4	6.5
2年超5年以内	2	3.2
5年超	21	34.4
計	61	100.0

(2) 簡易課税制度において用いる指標以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用についての分析

簡易課税制度の適用については、原則として、基準期間における課税売上高により適用の可否の判定を行うこととなっているが、新設分割承継法人の場合には、基準期間における課税売上高以外の指標である分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等

を適用の可否の判定に用いることとなっている。

そして、基準期間における課税売上高以外の指標には、簡易課税制度において用いる上記指標のほかに、消費税の納税義務^(注11)の判定における次の指標がある。

(注11) 消費税の納税義務については、原則として、基準期間における課税売上高が1000万円以下である事業者は、課税期間に係る消費税の納税義務が免除されることとなっている。

① 判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高

設立から課税期間開始の日までの期間が2年に満たないことにより基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日において特定要件に該当している法人については、その法人を支配している他の者等(以下「判定対象者」という。)^(注12)の基準期間に相当する期間における課税売上高で判定する。

(注12) 基準期間に相当する期間 基準期間がない事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までに終了した判定対象者の事業年度等をいう。

② 特定期間における課税売上高等

^(注13)特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額で判定する。

(注13) 特定期間 個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等をいう。

そこで、3年度又は4年度に簡易課税制度を適用していて、かつ、課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人について、仮に①及び②の指標を用いた場合における簡易課税制度の適用について分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 基準期間がない法人について、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高を用いた場合の簡易課税制度の適用

延べ4,796法人のうち、基準期間がない延べ243法人について、①の指標である判定対象者の基準期間に相当する期間(平成30年度から令和2年度まで)における課税売上高の状況をみたところ、図表9のとおり、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人となっており、中には、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高が1000億円を超えている法人も延べ7法人見受けられた。

図表9 基準期間がない法人における判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高の状況 (単位：法人)

区分		判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高						
		5 億円以下	5 億円超 10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超 100 億円以下	100 億円超		計
						うち 1000 億円超		
基準期間 がない法人 の数	令和 3 年度 (注)	6	2	15	—	3	3	20
	4 年度(注)	18	2	12	3	14	4	49
	計	24	4	27	3	17	7	77

(注) 基準期間がない法人が簡易課税制度を適用している年度

そして、延べ75法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ62法人の3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況をみると、図表10のとおり、延べ62法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計5億8456万余円となっていた。そして、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人が延べ1法人あった。

図表10 本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ62法人の令和3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況（単位：法人、千円）

年度	区分	基準期間がなく、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高がある法人の課税期間における課税標準額			
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超	計
令和3	法人数	17	3	3	23
	推計消費税差額計	53,880	46,379	129,012	229,271
	推計消費税差額の平均額	3,169	15,459	43,004	9,968
4	法人数	30	6	3	39
	推計消費税差額計	129,561	81,624	144,103	355,289
	推計消費税差額の平均額	4,318	13,604	48,034	9,109
計	法人数	47	9	6	62
	推計消費税差額計	183,441	128,003	273,116	584,561
	推計消費税差額の平均額	3,903	14,222	45,519	9,428

また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ62法人のうち、特に、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人が延べ53法人(延べ62法人の85.4%)と大半を占めており、その推計消費税差額は計4億9035万余円(延べ62法人の推計消費税差額の83.8%)となっていた。

イ 特定期間における課税売上高等を用いた場合の簡易課税制度の適用

延べ4,796法人について、簡易課税制度においては、適用の可否の判定に用いられている基準期間における課税売上高が5000万円であることから、②の指標である特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額について、いずれも5000万円を超えている法人の状況をみたところ、特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額^(注14)がいずれも5000万円を超えていることが把握できた法人は延べ48法人となっていた。

そして、延べ48法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ31法人における3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況をみると、図表11のとおり、延べ31法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計3億1143万余円となっていた。

(注14) 延べ48法人 特定期間における課税売上高が5000万円を超えているかどうかについては、消費税申告データで前事業年度分の課税売上高を把握し、また、法人税申告データで前事業年度分の売上高を把握して、その割合(課税売上高/売上高)を国税庁から提出された資料に記載されている月ごとの売上高に乗じて、特定期間における課税売上高を算出して判定している。

図表11 本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ31法人の令和3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況 (単位：法人、千円)

年度	区分	特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えている法人の課税期間における課税標準額			
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超	計
令和3	法人数	7	2	2	11
	推計消費税差額計	38,247	24,798	21,316	84,363
	推計消費税差額の平均額	5,463	12,399	10,658	7,669
4	法人数	13	6	1	20
	推計消費税差額計	85,877	86,974	54,222	227,074
	推計消費税差額の平均額	6,605	14,495	54,222	11,353
計	法人数	20	8	3	31
	推計消費税差額計	124,125	111,772	75,538	311,437
	推計消費税差額の平均額	6,206	13,971	25,179	10,046

なお、(1)及び(2)について、重複分を除くと、簡易課税制度を選択して適用することにより、本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料される法人の数は延べ185法人となり、その推計消費税差額は計29億0078万余円となる。

4 本院の所見

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられており、原則として、基準期間における課税売上高が5000万円以下である課税期間について適用できることとなっている。簡易課税制度で用いるみなし仕入率については、個々の事業者においては、みなし仕入率と課税仕入率とは基本的に一致するものではなく、両者が一致しない場合には消費税差額が生じ得ることとなり、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

24年報告の後、みなし仕入率の見直しは行われているが、簡易課税制度の適用の可否の判定は、引き続き、原則として基準期間における課税売上高により行うこととなっていることから、課税期間における課税売上げが多額であっても簡易課税制度を適用することができる事業者が存在し、これらの事業者の中には、消費税差額が多額となっている事業者も存在すると思料される。

一方で、新設分割承継法人における簡易課税制度の適用の可否の判定においては、基準期間における課税売上高以外の指標が用いられており、消費税の納税義務の判定においても同様の指標が用いられている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、簡易課税制度を適用している法人のうち課税期間における課税売上げが多額となっている法人について、有効性等の観点から、簡易課税制度の適用の可否の判定方法が有効かつ公平に機能しているか、基準期間における課税売上高以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用はどのようなになるかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

吸収合併法人及び吸収分割承継法人について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみると、その金額が5000万円を超えているものが大半を占めていた。そして、これらの法人の多くにおいては、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料され、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人があった。また、吸収分割承継法人において、その法人設立の日の翌日から半年以内に事業を承継している法人が見受けられ、中には設立の日の翌日から41日で事業を承継しているものも見受けられた。

基準期間がない法人について、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高の状況をみると、課税売上高があることを把握できた法人があり、中には、その金額が1000億円を超えている法人が見受けられた。そして、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人のうち、推計消費税差額を算出可能な法人の推計消費税差額の状況をみると、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料され、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人があった。また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人のうち、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人が大半を占めていた。

特定期間における課税売上高等の状況をみると、特定期間における課税売上高等が5000万円を超えている法人が見受けられ、これらの法人のうち推計消費税差額を算出可能な法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料された。

については、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも消費税の簡易課税制度の適用について、引き続き注視していくこととする。

第4 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について

検 査 対 象	15 独立行政法人
関係会社の概要	独立行政法人が出資等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配しており、かつ、業務一体性を有する会社や、財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるなどの会社
令和5年度末における関係会社の数	145 関係会社
上記に対する独立行政法人の出資	9493 億円(令和5年度末)

<構成>

1 検査の背景(622 ページ)
(1) 独立行政法人制度(622 ページ)
ア 独立行政法人の概要(622 ページ)
イ 財務報告(622 ページ)
ウ 不要財産の国庫納付(622 ページ)
エ 中期目標期間又は中長期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付(623 ページ)
(2) 独立行政法人の関係会社(623 ページ)
ア 関係会社の定義(623 ページ)
イ 関係会社に対する出資(624 ページ)
ウ 関係会社株式の評価(624 ページ)
(3) これまでの検査の実施状況(625 ページ)
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(625 ページ)
(1) 検査の観点及び着眼点(625 ページ)
(2) 検査の対象及び方法(626 ページ)
3 検査の状況(626 ページ)
(1) 関係会社に対する出資の状況(626 ページ)
ア 関係会社の数(626 ページ)
イ 出資金の額(627 ページ)
(2) 関係会社の財務等の状況(628 ページ)
ア 損益の状況(628 ページ)
イ 利益剰余金及び繰越欠損金の状況(629 ページ)
ウ 配当の実施状況(631 ページ)
エ 独立行政法人による出資金の回収等の状況(632 ページ)
(3) 独立行政法人における配当の要請や出資金の回収に係る検討状況(634 ページ)
ア 配当の要請に係る検討状況(634 ページ)

- イ 出資金の回収に係る検討状況 (635 ページ)
- ウ 関係会社の財務の状況の分析 (635 ページ)
- (4) 関係会社に係る情報開示の状況 (639 ページ)
 - ア 科学技術振興機構 (639 ページ)
 - イ エネルギー・金属鉱物資源機構 (639 ページ)
- 4 本院の所見 (640 ページ)

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度

ア 独立行政法人の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるために設立される法人である。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

イ 財務報告

通則法によれば、独立行政法人は、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないこととされており、業務の透明性の確保が求められている。

また、通則法によれば、独立行政法人の会計は、原則として、企業会計原則によることとされており、独立行政法人を所管する府省の省令等において、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)を適用することとなっている。会計基準によれば、独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、国民その他の利害関係者に対し真実な報告を提供するものでなければならないとされており、また、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないこととされている。

会計基準は、独立行政法人が財務報告として財務諸表を作成するに当たって準拠すべき基準として策定されたものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り、会計基準に定めるところに従わなければならないこととなっている。

ウ 不要財産の国庫納付

通則法によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を

確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

エ 中期目標期間又は中長期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

通則法によれば、独立行政法人は、その利益の処分及び損失の処理について、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益が生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないことなどとされている。そして、中期目標期間又は中長期目標期間の終了時に最終年度における積立金の整理を行った後に、当該積立金の額から次の中期目標期間又は中長期目標期間の業務の財源に充てるために主務大臣の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、個別法の規定に基づき、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

(2) 独立行政法人の関係会社

ア 関係会社の定義

独立行政法人は、業務の一環として、個別法に基づき他の法人に出資し、また、他の法人と契約を締結して業務の委託等を行い、資金を支出する場合がある。

会計基準によれば、独立行政法人は、出資等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配しているなどの会社や、財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるなどの会社について、当該会社に係る情報を特定関連会社及び関連会社(以下、これらを合わせて「関係会社」という。)に係る情報として財務諸表において明らかにしなければならないこととされている。

会計基準における関係会社の種別ごとの定義は、おおむね図表1のとおりとなっている。

図表1 関係会社の種別ごとの定義

種別	定義	例
特定 関連会社	意思決定機関を独立行政法人に支配されており、かつ、当該独立行政法人と業務一体性を有する会社	独立行政法人が会社の議決権の過半数を所有している場合であって、かつ、当該会社が独立行政法人との業務委託契約等に基づき当該独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施している場合
関連会社	①意思決定機関を独立行政法人に支配されている会社であって、当該独立行政法人と業務一体性を有しない会社 ②独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社 注(1)	独立行政法人が単独で又は独立行政法人及び当該独立行政法人の特定関連会社が共同で、特定関連会社以外の会社の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合 注(2)

注(1) ①又は②のいずれかに該当する会社が関連会社である。

注(2) 「定義」欄の②に該当する会社の例である。

イ 関係会社に対する出資

独立行政法人が関係会社に対して出資する目的は、おおむね、①関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため、又は②自らの業務の一部を関係会社に代行させるのに必要な資金を供給するための二つに分けられる。このうち①の例として、中心市街地の活性化や石油の探鉱等の特定の事業を遂行するために設立された会社に対する出資や、研究開発法人に指定された独立行政法人による研究開発法人発ベンチャー等に対する出資がある。また、②の例として、独立行政法人が所有する建物の管理運営に係る業務を行っている会社に対する出資がある。

会社法(平成17年法律第86号)によれば、株主は、剰余金の配当を受ける権利等を有するとされており、独立行政法人は、関係会社が利益を上げた場合に、出資者(株主)として出資割合に応じて配当を受けている。また、出資目的が果たされたと認められた場合は、関係会社に対して株式の取得を要請するなどして、自らが出資した出資金を回収している。

多くの独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関係会社に対する出資を行っている。また、財政投融资特別会計(投資勘定)からの出資については、産業投資の性質上、政策的必要性に加えて、一定の収益性も期待されている。

(注1) 研究開発法人 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)に基づき、科学技術に関する研究開発等の業務を行う独立行政法人のうち、実用化等を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして指定を受けた法人

(注2) 研究開発法人発ベンチャー等 研究開発法人の研究開発の成果を活用する事業者等。研究開発法人は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために、個別法の定めるところにより、研究開発法人発ベンチャー等に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるとされている。

(注3) 産業投資 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に資金を供給する機関に対して、出資及び貸付けが行われる。

ウ 関係会社株式の評価

会計基準によれば、独立行政法人は、有価証券について、各独立行政法人が有価証券を保有する目的による区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

そして、関係会社の株式(以下「関係会社株式」という。)については、元年度決算までは、関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額(以下「出資先持分額」という。)が取得原価を下回る場合には出資先持分額、上回る場合には取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていた。

一方、令和2年3月の会計基準の改訂により、関係会社株式の評価方法が一部変更され、2年度決算からは、出資先持分額が取得原価を上回る場合と下回る場合のいずれの場合においても、出資先持分額をもって貸借対照表価額とすることとされた。

(3) これまでの検査の実施状況

本院は、独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について、これまでも検査を実施してその結果を検査報告に掲記するなどしており、その主なものは図表2のとおりである。

図表2 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について本院が検査した結果を掲記するなどしたもの

報告名	掲記区分等	件名	所見等
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告(平成26年9月)	国会及び内閣に対する報告	「独立行政法人における関連法人の状況について」	独立行政法人からの出資金により実施される関係会社の事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が関係会社株式を全部又は一部処分したとしても同事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、出資目的の達成状況を踏まえて、関係会社株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ることなどに十分留意すること
平成25年度決算検査報告	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	「保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの」	本院の指摘に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構は、平成26年8月に出資金の全部又は一部を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めた規程を制定するなどして、出資金の回収が適切に行われるようにするなどの処置を講じた。
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告(平成30年7月)	国会及び内閣に対する報告	「石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について」	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(令和4年11月14日以降は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)は、探鉱段階の関係会社株式の評価方法について、現在の評価方法に改善を加えるなどしてより適切なものとする 것을検討することなどに留意すること
平成30年度決算検査報告	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	「団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの」	本院の指摘に基づき、独立行政法人都市再生機構は、元年8月に、特定関連会社である株式会社URコミュニティに対して必要資金の規模を検討させ、余裕資金に相当する19億5021万余円を同機構に対して納付させることとする処置を講じた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人は、個別法に基づき、自らの事務及び事業の実施に必要があるとして、関係会社に対する出資を行っている。

一方、近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫納付等の検討が求められている。このため、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、独立行政法人は、出資者として配当を受けることや出資金の回収についての適時適切な検討を行う必要がある。

また、独立行政法人は、会計基準に基づき、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示することが求められている。

そこで、本院は、正確性、合規性、効率性、有効性及び国民への説明責任の向上等の観点から、関係会社に対する出資の状況及び関係会社の財務等の状況はどのようになっているか、独立行政法人は出資者として関係会社から適切な配当を受けているか、出資目的が達成されているなどの場合に出資金の回収は適時適切に行われているか、関係会社の財務等の情報は適切に開示されているかなどに着眼して検査を実施した。

(注4) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

元年度末から5年度末までの間に関係会社を有していた15独立行政法人を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき各独立行政法人から提出された財務諸表等のほか、関係会社に対する出資等の状況についての調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、当該15独立行政法人のうち5年度末における関係会社に対する出資金の額が多額であるなどの10独立行政法人において会計実地検査を行った。

(注5) 15独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構

(注6) 10独立行政法人 独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構

(以下、各法人の名称中、「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は記載を省略する。)

3 検査の状況

(1) 関係会社に対する出資の状況

ア 関係会社の数

5年度末における関係会社の数は、14独立行政法人の計145社(特定関連会社6社及び関連会社139社)となっていた。また、元年度末から5年度末までの間の推移は、図表3のとおりとなっており、関係会社を有する独立行政法人の数が元年度末の10独立行政法人から5年度末の14独立行政法人と4独立行政法人増加していた一方、関係会社の数は元年度末の155社から5年度末の145社と10社減少していた。

これらの主な要因は、新規の出資により関係会社となる研究開発法人発ベンチャー等を有することになった独立行政法人が4独立行政法人あったこと、経営不振等により清算を行った関係会社が21社あったことであった。

(注7) 独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社(孫出資会社)のうち、独立行政法人が当該会社に対して配当の要請や出資金の回収を行うことが想定されないものは除いている。

図表3 関係会社の数 (単位：社、法人)

種別	(参考) 平成 24年度末	令和 元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	元年度末と 5年度末を 比較した 場合の増減
関係会社	192	155	152	148	145	145	△ 10
特定関連会社	22	10	6	6	6	6	△ 4
関連会社	170	145	146	142	139	139	△ 6
関係会社を有する独立行政法人	9	10	10	13	13	14	4
特定関連会社を有する独立行政法人	6	6	4	4	4	4	△ 2
関連会社を有する独立行政法人	7	8	9	12	12	13	5

注(1) 「(参考)平成24年度末」欄には、「独立行政法人における関連法人の状況について」(平成26年9月報告)に記載した平成24年度末に関係会社を有する独立行政法人に係る関係会社の数を記載している。

注(2) 「関係会社を有する独立行政法人」欄は、1独立行政法人が複数の種別の関係会社を有する場合であっても1独立行政法人として集計しているため、関係会社の種別ごとの独立行政法人の数の合計とは一致しない。

イ 出資金の額

(注8)
5年度末における14独立行政法人の関係会社145社に対する出資金の額は、計9493億余円となっていた。また、元年度から5年度までの各年度末の出資金の額は、図表4のとおりとなっており、出資金の額の合計は、元年度末の7320億余円から2173億余円増加した。さらに、独立行政法人ごとにみると、出資金の額が増加したのは8独立行政法人となっており、特に、エネルギー・金属鉱物資源機構については、関係会社のうち2社に対してそれぞれ1000億円前後の増資を行ったことなどから、2182億余円の増加となっていた。

(注8) 出資金の額 独立行政法人による関係会社に対する出資の累計額から、既に回収を行った額及び減損等により評価減を行った額を控除したもの

図表4 出資金の額 (単位：社、百万円)

主務省名	独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末		元年度末と5年度末とを比較した場合の増減額
		関係会社 の数	出資金 の額	関係会社 の数	出資金 の額	関係会社 の数	出資金 の額	関係会社 の数	出資金 の額	関係会社 の数	出資金 の額	
総務省	情報通信研究機構	2	380	2	380	2	380	2	380	2	380	—
外務省	国際協力機構	7	50,555	7	51,469	7	51,883	7	51,883	7	51,883	1,327
文部科学省	物質・材料研究機構	—	—	—	—	1	3	1	33	1	33	33
	防災科学技術研究所	—	—	—	—	1	16	1	16	1	16	16
	科学技術振興機構	1	90	1	90	1	90	1	90	1	90	—
	理化学研究所	1	90	2	90	2	90	2	90	2	90	0
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	1	268	1	268	1	268	1	268	—	—	△ 268
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	5
	農畜産業振興機構	15	5,450	15	5,450	15	5,450	15	5,450	15	5,450	—
経済産業省	産業技術総合研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	200	200
	情報処理推進機構	9	3,600	9	3,600	8	3,200	8	3,200	8	3,200	△ 400
	エネルギー・金属鉱物資源機構	45	618,709	43	714,537	39	684,175	39	774,170	40	836,918	218,208
	中小企業基盤整備機構	70	43,104	68	42,879	66	42,218	63	41,594	61	41,118	△ 1,985
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	1	167	1	167	1	167	167
	都市再生機構	4	9,790	4	9,790	4	9,790	4	9,790	4	9,790	—
計	15 法人	155	732,040	152	828,557	148	797,735	145	887,137	145	949,344	217,304

(2) 関係会社の財務等の状況

ア 損益の状況

(注9)
5年度における関係会社143社の損益の状況をみると、10独立行政法人の85社において当期純利益を計上していた一方、9独立行政法人の58社において当期純損失を計上していた。また、元年度から5年度までの各年度の損益の状況は、図表5のとおりとなっており、各年度とも、当期純利益を計上していた関係会社の数が当期純損失を計上していた関係会社の数よりも多くなっていた。

(注9) 令和5年度末における関係会社145社のうち2社については、海外に所在しており我が国の会計に関する基準に沿った財務諸表が作成されておらず、他の関係会社と比較可能な形で財務の状況を示すことが困難であることなどから、対象から除外した。

図表5 損益の状況

(単位：社)

独立行政法人名	令和元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当期純利益を計上していた関係会社の数	当期純損失を計上していた関係会社の数	当期純利益を計上していた関係会社の数	当期純損失を計上していた関係会社の数	当期純利益を計上していた関係会社の数	当期純損失を計上していた関係会社の数	当期純利益を計上していた関係会社の数	当期純損失を計上していた関係会社の数	当期純利益を計上していた関係会社の数	当期純損失を計上していた関係会社の数
情報通信研究機構	2	—	1	1	1	1	2	—	2	—
国際協力機構	3	3	3	3	4	2	4	2	1	5
物質・材料研究機構	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1
防災科学技術研究所	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1
科学技術振興機構	—	1	—	1	1	—	1	—	1	—
理化学研究所	1	—	2	—	2	—	2	—	1	1
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
農畜産業振興機構	9	6	13	2	13	2	10	5	11	4
産業技術総合研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報処理推進機構	9	—	9	—	8	—	8	—	8	—
エネルギー・金属鉱物資源機構	18	26	15	27	16	22	14	24	15	24
中小企業基盤整備機構	53	17	47	21	45	21	38	25	41	20
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	—	1	1	—	1	—
都市再生機構	4	—	4	—	4	—	4	—	4	—
計(15 法人)	100	53	95	55	96	50	86	57	85	58

イ 利益剰余金及び繰越欠損金の状況

5 年度末における関係会社の利益剰余金及び繰越欠損金の状況をみると、9 独立行政法人の 81 社において計 6119 億余円の利益剰余金を計上していた一方、10 独立行政法人の 62 社において計 5622 億余円の繰越欠損金を計上していた。

このうち、利益剰余金の状況を独立行政法人ごとにみると、図表6のとおりとなっており、①エネルギー・金属鉱物資源機構(18 社、計 3963 億余円)、②国際協力機構(3 社、計 1256 億余円)、③都市再生機構(4 社、計 694 億余円)の順に、関係会社の利益剰余金の額が多額となっていた。

これらの独立行政法人において関係会社の利益剰余金が多額となっていた要因を確認したところ、①エネルギー・金属鉱物資源機構については、石油の開発・生産等を実施している関係会社 13 社が、開発・生産段階の安定的な石油の生産等により継続的に利益を上げており、計 3663 億余円の利益剰余金を計上したこと、②国際協力機構については、石油化学製品の製造・販売やメタノールの製造を実施している関係会社 2 社が、出資した海外の合弁会社から近年多額の配当を受けるなどしており、計 1250 億余円の利益剰余金を計上したこと、③都市再生機構については、同機構が保有する賃貸住宅の管理業務の受託事業や同機構が実施した都市再開発事業により整備された施設等の賃貸事業を実施している関係会社 2 社において継続的に利益を上げており、計 672 億余円の

利益剰余金を計上したことなどとなっていた。

また、元年度から5年度までの各年度末における利益剰余金の状況をみると、合計額が増加傾向となっていた。

図表6 利益剰余金の状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末	
	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計
情報通信研究機構	2	188	2	227	1	257	1	293	2	325
国際協力機構	3	130,063	3	122,592	4	147,788	4	129,665	3	125,613
物質・材料研究機構	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
防災科学技術研究所	—	—	—	—	—	—	1	0	—	—
理化学研究所	1	11	2	88	2	228	2	347	2	308
農畜産業振興機構	12	6,879	12	7,557	12	8,442	12	8,985	13	9,653
情報処理推進機構	5	1,171	6	1,280	6	1,436	6	1,632	6	1,774
エネルギー・金属鉱物資源機構	16	259,218	17	275,187	16	303,892	16	350,372	18	396,314
中小企業基盤整備機構	37	7,429	38	7,567	34	7,834	32	7,797	32	8,290
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	—	—	1	175	1	248
都市再生機構	4	48,921	4	52,133	4	56,524	4	65,422	4	69,434
計(11法人)	80	453,884	84	466,633	80	526,404	79	564,691	81	611,964

一方、繰越欠損金の状況を独立行政法人ごとにみると、図表7のとおりとなっており、5年度末において、エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社21社の繰越欠損金の額が計5493億余円と多額となっており、全体額5622億余円の97.7%を占めていた。

同機構において関係会社の繰越欠損金が多額となっていた要因を確認したところ、石油の探鉱等を実施している関係会社17社が、商業生産の段階に至っていないことにより収益が得られておらず、継続的に損失を計上していて、計4865億余円の繰越欠損金を計上していたことなどとなっていた。

図表7 繰越欠損金の状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末	
	繰越欠損金を計上していた関係社の数	繰越欠損金の額の繰越の割合に占める割合	繰越欠損金を計上していた関係社の数	繰越欠損金の額の繰越の割合に占める割合	繰越欠損金を計上していた関係社の数	繰越欠損金の額の繰越の割合に占める割合	繰越欠損金を計上していた関係社の数	繰越欠損金の額の繰越の割合に占める割合	繰越欠損金を計上していた関係社の数	繰越欠損金の額の繰越の割合に占める割合
情報通信研究機構	—	—	—	—	1	² (0.0%)	1	² (0.0%)	—	—
国際協力機構	3	3,014 (0.5%)	3	3,494 (0.6%)	2	1,606 (0.3%)	2	2,624 (0.5%)	3	3,881 (0.6%)
物質・材料研究機構	—	—	—	—	—	—	1	¹⁷ (0.0%)	1	⁶⁹ (0.0%)
防災科学技術研究所	—	—	—	—	1	⁰ (0.0%)	—	—	1	³ (0.0%)
科学技術振興機構	1	⁵⁵ (0.0%)	1	⁷⁸ (0.0%)	1	⁵⁵ (0.0%)	1	¹⁶ (0.0%)	1	⁰ (0.0%)
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	487 (0.0%)	1	485 (0.0%)	1	483 (0.1%)	1	471 (0.0%)	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	1	⁰ (0.0%)
農畜産業振興機構	3	491 (0.0%)	3	490 (0.0%)	3	535 (0.1%)	3	599 (0.1%)	2	595 (0.1%)
産業技術総合研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	¹⁵² (0.0%)
情報処理推進機構	4	970 (0.1%)	3	912 (0.1%)	2	851 (0.1%)	2	829 (0.1%)	2	824 (0.1%)
エネルギー・金属鉱物資源機構	28	587,272 (97.7%)	25	566,260 (97.6%)	22	463,570 (97.6%)	22	516,637 (97.6%)	21	549,390 (97.7%)
中小企業基盤整備機構	33	8,793 (1.4%)	30	8,277 (1.4%)	32	7,523 (1.5%)	31	7,743 (1.4%)	29	7,348 (1.3%)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	1	³⁴ (0.0%)	—	—	—	—
計(13法人)	73	601,085 (100.0%)	66	579,998 (100.0%)	66	474,665 (100.0%)	64	528,942 (100.0%)	62	562,265 (100.0%)

また、5年度末に繰越欠損金を計上していた関係会社62社のうち、国際協力機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構の3独立行政法人に係る12社は、債務超過となっていた。

ウ 配当の実施状況

5年度決算に基づく関係会社の配当の実施状況は、5独立行政法人の20社に係る計133億余円となっており、5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社81社の約4分の1で配当が実施されていた。また、元年度以降の各年度の決算に基づく配当の実施状況は、図表8のとおりとなっており、配当額については年度ごとに大きく増減していて、配当を実施した関係会社の数については元年度の13社から4、5両年度の20社に増加していた。

図表 8 配当の実施状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		計	
	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計
情報通信研究機構	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
国際協力機構	2	4,188	3	13,847	2	8,889	2	4,207	1	1,022	3	32,154
物質・材料研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防災科学技術研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学技術振興機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理化学研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医薬基盤・健康・栄養研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農畜産業振興機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業技術総合研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報処理推進機構	2	4	3	5	3	5	3	5	3	5	3	25
エネルギー・金属鉱物資源機構	4	2,180	5	3,357	5	3,787	7	9,804	8	11,444	9	30,574
中小企業基盤整備機構	1	2	3	6	5	15	4	8	4	8	5	42
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市再生機構	3	751	4	906	4	739	4	860	4	904	4	4,162
計 (15 法人)	13	7,128	18	18,122	19	13,437	20	14,886	20	13,384	25	66,960

注(1) 年度の表示は、配当算定の基となった決算の年度であり、配当実施はその翌年度となる。

注(2) 複数の年度に配当を実施した関係会社があるため、各年度の関係会社数を合計しても計欄と一致しないものがある。

そして、情報通信研究機構、国際協力機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構の 6 独立行政法人が元年度から 5 年度までの決算に基づく配当を受けていた。また、これらの配当は、いずれの独立行政法人においても、関係会社に出資した事業を管理する勘定の収益とされており、積立金として整理されるなどしていた。

エ 独立行政法人による出資金の回収等の状況

独立行政法人による出資金の回収等の状況をみると、図表 9 のとおり、元年度から 5 年度までの間に、6 独立行政法人が関係会社 29 社について出資金を回収するなどしていた。そして、29 社のうち 25 社については、自己株式の取得等により 6 独立行政法人が計 430 億余円の出資金を回収しており、残りの 4 社については、1 独立行政法人が回収を断念して出資金の全額を損失処理していた。

上記の 29 社について、出資金を回収するなどした時点での出資金の額に対する回収額の割合(以下「回収率」という。)をみると、全体で 54.1% となっていた。このうち、エネルギー・金属鉱物資源機構については、14 社全体の回収率は 51.9% となっていたが、自己株式の取得により出資金を回収した 1 社については回収率が 114.9% (出資金の額 308 億余円に対して回収額 354 億余円) と 100% を上回っていた。また、清算された

関係会社 21 社の中には、回収を断念した結果出資金が全く回収されなかったものや、回収率が 30% を下回っていたものが見受けられた。

図表 9 独立行政法人による出資金の回収等の状況(令和元年度～5 年度)

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	独立行政法人が出資金を回収するなどしたもの										出資金を 回収する などした 時点の 資金の額 (B)	回収率 (A / B)
	①株式譲渡		②自己株式の取得		③清算 注(1)		④その他 注(2)		関係会社 の数の 合計	回収額 の合計 (A)		
	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計				
情報通信研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際協力機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物質・材料研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防災科学技術研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学技術振興機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理化学研究所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医薬基盤・健康・ 栄養研究所	—	—	—	—	1	71	—	—	1	71	268	26.6%
農業・食品産業技 術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農畜産業振興機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業技術総合研究 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報処理推進機構	—	—	—	—	1	334	—	—	1	334	400	83.7%
エネルギー・金属 鉱物資源機構	—	—	1	35,463	12	1,395	1	2,059	14	38,918	74,915	51.9%
中小企業基盤整備 機構	4	430	1	542	6	818	—	—	11	1,790	1,985	90.1%
鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	—	—	—	—	1	0	—	—	1	0	0	100.0%
都市再生機構	—	—	—	—	—	—	1	1,950	1	1,950	1,950	100.0%
計(15 法人)	4	430	2	36,005	21	2,620	2	4,009	29	43,066	79,519	54.1%

注(1) 「③清算」欄の計 21 社のうち、エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社 4 社については、関係会社の清算に伴い、独立行政法人が当該関係会社からの出資金の回収を断念してその全額を損失処理していたものである。

注(2) 「④その他」欄の計 2 社については、独立行政法人から出資を受けた資本金を資本剰余金に振り替えた上で、当該資本剰余金を原資に独立行政法人に対して配当を実施しており、実質的に出資金の回収に当たるものと整理している。

出資金の回収に伴う国庫納付の状況をみると、図表 10 のとおり、元年度から 5 年度までの間に出資金を回収した実績がある 6 独立行政法人のうち、医薬基盤・健康・栄養研究所は回収額 0.7 億余円の全額を、中小企業基盤整備機構は回収額 17 億余円のうち 11 億余円を、それぞれ不要財産として国庫納付していた。また、情報処理推進機構は、回収額 3 億余円の全額を 8 年度末までに国庫納付する予定としていた。

なお、これら以外の回収額について、各独立行政法人は、回収額を収益処理した勘定において繰越欠損金が計上されているなどのため、国庫納付の予定はないとしていた。

図表10 出資金の回収に係る国庫納付の状況(令和元年度～5年度) (単位：社、百万円)

独立行政法人名	独立行政法人が出資金を回収した関係会社の数	回収額の計	うち国庫納付額
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	71	71
情報処理推進機構	1	334	—
エネルギー・金属鉱物資源機構	10	38,918	—
中小企業基盤整備機構	11	1,790	1,101
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	—
都市再生機構	1	1,950	—
計(6法人)	25	43,066	1,173

(3) 独立行政法人における配当の要請や出資金の回収に係る検討状況

ア 配当の要請に係る検討状況

独立行政法人は、出資者としての立場に鑑み、また、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、関係会社の性格や財務の状況に十分留意しつつ、財務の健全性が一定程度確保されていると判断されれば、関係会社に対して適切な配当を要請することが求められる。しかし、(2)ウのとおり、5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社が81社あった一方で、このうち5年度決算に基づき配当を実施していたのは20社であった。

そこで、81社のうちの78社について、配当の要請に係る具体的な検討状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(注10) 令和5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社81社のうち3社については、株主間の取決めにより借入金の返済を行っている間は配当を実施しないこととしていたなどのため、残りの78社の状況を確認した。

(ア) 関係会社の自主性に委ねており、配当を受けることや配当額について具体的な検討を行っていなかったもの 3独立行政法人(農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構)の計49社

(イ) 一定の検討は行っていたとしているが、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討までは行っていないもの 7独立行政法人(情報通信研究機構、国際協力機構、理化学研究所、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び都市再生機構)の計18社

(ウ) 関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行った上で、関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていたもの 2独立行政法人(国際協力機構及びエネルギー・金属鉱物資源機構)の計11社

このように、(ア)又は(イ)に該当する9独立行政法人の関係会社計67社について、9独立行政法人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行っていなかった。

イ 出資金の回収に係る検討状況

独立行政法人が関係会社に対して出資する目的は、おおむね、①関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため、又は②自らの業務の一部を関係会社に代行させるのに必要な資金を供給するための二つに分けられる。このうち②については、業務を代行させている間の出資金の回収は基本的に想定されない。一方、①については、出資後相当の期間が経過するなどして出資目的が達成されていて、かつ、当該関係会社の財務の健全性が一定程度確保されていると判断されれば、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、出資金の回収についての検討を行うことが求められる。

これについて、各関係会社に対する出資目的が①と②のいずれに該当すると認識しているかなどを各独立行政法人に確認したところ、情報通信研究機構、農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構の4独立行政法人は、関係会社のうち計76社について、出資目的が①に該当しており、出資目的やその達成状況を踏まえて出資金の回収を考えているとしていた。そこで、76社のうちの^(注11)71社について、出資金の回収に係る具体的な検討状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(注11) 出資目的が①に該当しており、出資目的やその達成状況を踏まえて出資金の回収を考えているとしていた関係会社76社のうち5社については、令和7年8月時点において、関係会社からの求めに応じて関係会社株式の売却に向けた交渉が既に行われているなどのため、残りの71社の状況を確認した。

- (ア) 出資金の回収に係る具体的な検討を行っていないもの 1独立行政法人(中小企業基盤整備機構)の49社
- (イ) 一定の検討は行っていたとしているが、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討までは行っていないもの 2独立行政法人(情報通信研究機構及び中小企業基盤整備機構)の計3社
- (ウ) 関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていたもの 3独立行政法人(農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構)の計19社

このように、(ア)又は(イ)に該当する2独立行政法人の関係会社計52社について、2独立行政法人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていない状況となっていた。

ウ 関係会社の財務の状況の分析

ア及びイのとおり、多くの独立行政法人では、配当の要請や出資金の回収に係る詳細な検討が行われているとは必ずしもいえない状況となっていた。そこで、配当の実施や出資金の回収の実現可能性を確認するために、本院において、関係会社の財務諸表等の提出を受けるなどして関係会社の財務の状況について分析を行った。分析に当たっては、関係会社の財務の健全性を判断するための指標として、①財務基盤の安全性の視点から自己資本比率(総資本に占める自己資本の割合)を、②資金繰りの安全性の視点から当座比率(換金性が高い当座資産と流動負債の割合)を、③損益計算の視点から3か年度分の累計の損益を、それぞれ用いることとした。

その結果、図表 11 のとおり、14 独立行政法人の関係会社計 143 社のうち、5 年度末における自己資本比率が 50% 以上の関係会社は 110 社となっており、110 社のうち、5 年度末における当座比率が 100% 以上の関係会社は 93 社となっていた。さらに、93 社のうち、3 年度から 5 年度までの 3 か年度分の累計の損益が黒字である関係会社は 66 社となっていた。これら 66 社については、将来的な資金需要等を勘案する必要はあるが、5 年度末において財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。

(注12) 自己資本比率が50%以上 財務省の「法人企業統計調査(令和5年度)」における自己資本比率の全産業平均 41.8% を一定程度上回っていれば、財務基盤の安全性の観点からは財務の健全性が一定程度確保されていると整理した。

(注13) 当座比率が 100% 以上 財務省の「法人企業統計調査(令和5年度)」における当座比率の全産業平均 91.5% を一定程度上回っていれば、資金繰りの安全性の観点からは財務の健全性が一定程度確保されていると整理した。

図表11 関係会社の財務の状況の分析(令和5年度末) (単位：社)

独立行政法人名	関係会社 の数	自己資本比率が 50% 以上のもの	当 座 比 率 が 100% 以上のもの		自己資本比率が 50% 未満のもの
			令和3年度から 5年度までの3 か年度分の累計 の損益が黒字の もの		
情報通信研究機構	2	2	2	2	—
国際協力機構	6	5	5	4	1
物質・材料研究機構	1	1	1	—	—
防災科学技術研究所	1	—	—	—	1
科学技術振興機構	1	1	1	1	—
理化学研究所	2	1	1	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	1	—	—
農畜産業振興機構	15	10	10	9	5
産業技術総合研究所	1	—	—	—	1
情報処理推進機構	8	7	7	7	1
エネルギー・金属鉱物資源機構	39	25	16	9	14
中小企業基盤整備機構	61	55	47	31	6
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	—	—	—	1
都市再生機構	4	2	2	2	2
計(14法人)	143	110	93	66	33

財務の健全性が一定程度確保されていると思料された上記 66 社のうち、5 年度末においてその他利益剰余金を計上している関係会社は 52 社となっていた。

これら 52 社のうちの 50 社^(注15)については、出資者としての立場に鑑みて独立行政法人が適切な配当を要請する対象になり得るが、図表 12 のとおり、50 社のうち 43 社については、独立行政法人が関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行った上で関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていないかった。

(注14) 会社法上はその他資本剰余金及びその他利益剰余金の合計額が主な配当の原資とされているが、実務上はその他利益剰余金を原資として配当が実施されることが通例である。

(注15) 令和 5 年度末においてその他利益剰余金を計上している関係会社 52 社のうち 2 社については、株主間の取決めにより借入金の返済を行っている間は配当を実施しないこととしていた。

このため、43 社に出資している 8 独立行政法人(情報通信研究機構、国際協力機構、理化学研究所、農畜産業振興機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構)は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、関係会社の財務の状況等を踏まえた適切な配当について検討し、必要に応じて、関係会社に要請する必要がある。

また、財務の健全性が一定程度確保されていると思料された前記 66 社のうち、出資目的がイの①(関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため)に該当していて、かつ、出資金の回収に充当可能な余裕資金^(注16)があると認められる関係会社は 12 社となっていた。

これら 12 社については、出資目的が達成されているかについての検討を含め、独立行政法人が出資金の回収についての詳細な検討を行う対象になり得るが、図表 12 のとおり、12 社のうち 11 社については、独立行政法人が関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていないかった。

(注16) 関係会社が自己株式の取得を行うためには、会社法の規定に基づき、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の合計額に所要の調整を加えた額が出資金の額を上回っていることが必要となる。また、出資金の回収には、出資金の回収に充当可能な余裕資金の額が、出資金の額を上回っている必要がある。そこで、これらを満たした場合に、出資金の回収に充当可能な余裕資金があるとしている。そして、余裕資金の額を、換金可能性が高い当座資産、長期性預金及び投資有価証券のそれぞれの額の合計額から、将来的な資金流出が想定される負債及び目的積立金のそれぞれの額の合計額を控除した金額としている。

このため、11 社に出資している 2 独立行政法人(情報通信研究機構及び中小企業基盤整備機構)は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、出資目的や関係会社の財務の状況等を踏まえ、出資金の回収について適時適切に検討を行う必要がある。

図表12 財務の状況の分析結果

(単位：社)

独立行政法人名	関係会社数	財務の健全性が一定程度確保されていると思料されるもの	配当の要請				出資金の回収			
			検討の対象となるもの	検討状況			検討の対象となるもの	検討状況		
				(ア)	(イ)	(ウ)		(ア)	(イ)	(ウ)
情報通信研究機構	2	2	2	—	2	—	1	—	1	—
国際協力機構	6	4	2	—	1	1	—	—	—	—
物質・材料研究機構	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防災科学技術研究所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学技術振興機構	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
理化学研究所	2	1	1	—	1	—	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農畜産業振興機構	15	9	9	9	—	—	—	—	—	—
産業技術総合研究所	1	—	—	—	—	—	—	(ア)	(イ)	—
情報処理推進機構	8	7	6	—	6	—	—	—	—	—
エネルギー・金属鉱物資源機構	39	9	8	2	—	6	1	—	—	1
中小企業基盤整備機構	61	31	20	20	—	—	10	9	1	—
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市再生機構	4	2	2	—	2	—	—	—	—	—
計(14 法人)	143	66	50	31	12	7	12	9	2	1

(注) 図表中の(ア)、(イ)及び(ウ)は、それぞれ、ア及びイの(ア)、(イ)及び(ウ)に対応している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、中心市街地都市型産業支援施設の整備・管理に関する事業を実施しているソリオ宝塚都市開発株式会社(兵庫県宝塚市所在)に対して、平成12年3月に7億円の出資を行っており、令和5年度末における出資金の額は同額の7億円となっている。そして、機構は、同社の議決権のうち37.8%を保有していることなどから、同社が関連会社に該当するとしている。

同社の5年度末におけるその他利益剰余金の額は16億2767万余円となっていたが、同社は、5年度決算に基づく配当を実施していなかった。そして、機構の同社に対する配当の要請に係る検討状況を確認したところ、機構は、同社の自主性に委ねており、これまで配当を受けることや配当額について検討を行っていなかった。

また、機構は、同社に対する出資の目的は、同社が行う事業に必要な資金を供給するためとしており、出資目的が達成された場合は、出資金の回収を行う対象となるとしていた。しかし、機構の同社に対する出資金の回収に係る検討状況を確認したところ、機構は、これまで検討を行っていないかった。

そこで、本院において同社の財務の状況を分析したところ、同社の5年度末における自己資本比率は85.0%、当座比率は828.6%となっており、また、3年度から5年度までの3か年度分の累計の損益は2億5737万余円の黒字となっており、5年度末において財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。

これらのことから、同社は、機構が適切な配当の要請や出資金の回収について詳細な検討を行う対象になり得るが、機構は、配当の要請や出資金の回収についての詳細な検討を行っていないかった。

(4) 関係会社に係る情報開示の状況

会計基準によれば、独立行政法人が保有する関係会社株式は、出資先持分額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

5年度末で関係会社への出資額がある14独立行政法人について、関係会社株式の評価方法についてみたところ、12独立行政法人は、会計基準のとおり出資先持分額をもって貸借対照表価額としていた。一方、科学技術振興機構及びエネルギー・金属鉱物資源機構の2独立行政法人の評価方法は次のとおりとなっていた。

ア 科学技術振興機構

科学技術振興機構は、関係会社と締結した投資契約書において、当該関係会社の残余財産を分配する際に取得価額分を他の株主より優先して取得できることなどが記載されていることから、関係会社株式の貸借対照表価額について、当該関係会社の取得価額に相当する純資産額の分配を優先して受けることなどを加味していた。これは会計基準に明確に規定されていないが、企業会計原則に準拠しているものと思料された。

イ エネルギー・金属鉱物資源機構

エネルギー・金属鉱物資源機構は、特定の関係会社株式の貸借対照表価額について、会計基準による出資先持分額とするのではなく、同機構の定めた「石油開発事業に係る出資株式の評価について」(2005年(財経)通達第105号)に従い、次のとおりとしていた。

すなわち、石油等の探鉱段階の関係会社株式については、事業の成否を判断することは困難であるとして、同機構の出資額の2分の1を時価として評価し、当該評価額をもって貸借対照表価額としていた。また、石油等の開発・生産段階の関係会社株式については、関係会社ごとの石油等の生産計画に基づく長期収支を予測した上で、関係会社の実施する事業から今後配当等が見込まれる金額を評価額として、当該評価額をもって貸借対照表価額としていた(ただし、元年度決算までは、当該評価額が取得原価を上回る場合は取得原価をもって貸借対照表価額としていた。)

元年度末から5年度末までの同機構の関係会社株式の貸借対照表価額についてみると、図表13のとおりとなっており、2年度末の貸借対照表価額は元年度末の2倍超となっていて、2年度末以降も増加傾向となっていた。このように増加傾向となっていたのは、会計基準の改訂による評価方法の一部変更を受けて、同機構において、同機構の評価額が取得原価を上回る場合に取得原価ではなく当該評価額をもって貸借対照表価額

とした結果、上回った分の差額が財務諸表に反映されることになったためなどであった。

そして、5年度末における同機構の評価方法による貸借対照表価額と会計基準による出資先持分額の試算額とを比較したところ、図表13のとおり、貸借対照表価額1兆6594億余円は、試算額6974億余円を9619億余円上回っており、試算額の2.37倍となっていた。

図表13 エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社株式の貸借対照表価額等（単位：百万円）

区分	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
貸借対照表価額	413,316	985,263	1,143,273	1,148,226	1,659,438
出資先持分額の試算額	514,520	615,278	597,495	621,088	697,463
差額	△ 101,203	369,985	545,778	527,138	961,975

なお、同機構と同業種の企業では、平成29年度以降の各年度の財務諸表において、関係会社株式の取得原価を貸借対照表に計上するとともに、引当金を貸借対照表に計上することで関係会社株式の損失に備えることとしていた。このため、同機構の評価方法は、同業種の企業の評価方法とも異なるものとなっていた。

これらのことから、エネルギー・金属鉱物資源機構は、関係会社株式に係る出資先持分額についても財務諸表に併せて示すなど、関係会社に係る情報開示の在り方について改善を加えるなどして、説明責任の向上の観点から国民その他の利害関係者に有用な情報を提供することを検討する必要がある。

4 本院の所見

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫納付等の検討が求められており、独立行政法人から関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえると、独立行政法人は出資者として配当を受けることや出資金の回収についての適時適切な検討を行うなどする必要がある。

しかし、関係会社に対して出資を行っている独立行政法人において、配当の要請について関係会社の財務の状況の分析を行うなどの詳細な検討を行った上で関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていない状況や、出資金の回収について関係会社の財務の状況の分析を行うなどの詳細な検討を行っていない状況等が見受けられた。

については、8独立行政法人(情報通信研究機構、国際協力機構、理化学研究所、農畜産業振興機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構)において、関係会社に係る財務等の状況について、今後、次の点に留意する必要がある。

ア 配当に関して、財務の健全性が一定程度確保されていると思料されるなどの関係会社43社に出資している8独立行政法人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、関係会社の財務の状況等を踏まえた適切な配当について検討し、必要に応じて、関係会社に対して配当を要請すること

イ 出資金の回収に関して、財務の健全性が一定程度確保されていると思料されるなどの関係会社 11 社に出資している 2 独立行政法人(情報通信研究機構及び中小企業基盤整備機構)は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、出資目的や関係会社の財務の状況等を踏まえ、出資金の回収について適時適切に検討すること

ウ エネルギー・金属鉱物資源機構は、関係会社株式に係る出資先持分額についても財務諸表に併せて示すなど、関係会社に係る情報開示の在り方について改善を加えるなどして、説明責任の向上の観点から国民その他の利害関係者に有用な情報を提供することを検討すること

本院としては、独立行政法人及び関係会社に係る財務等の状況について、引き続き注視していくこととする。

第5 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

検査対象	日本放送協会
日本放送協会の概要	公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように国内基幹放送を行うことなどを目的として設立された法人
日本放送協会の関連団体の概要	協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制を事業目的とする団体
日本放送協会の関連団体との契約額	1兆5162億円(平成28年度～令和5年度)
関連団体のうち子会社の決算上の利益剰余金額	1030億円(令和5年度末)

<構成>

1	検査の背景(643ページ)
(1)	日本放送協会における関連団体の概要等(643ページ)
ア	日本放送協会の概要(643ページ)
イ	協会の関連団体の概要(644ページ)
ウ	協会の関連団体に対する配当要請の方針等(647ページ)
(2)	協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況に関するこれまでの検査の実施状況(647ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(648ページ)
(1)	検査の観点及び着眼点(648ページ)
(2)	検査の対象及び方法(648ページ)
3	検査の状況(648ページ)
(1)	関連団体との取引の状況(648ページ)
ア	協会における契約の状況(649ページ)
イ	競争性契約への移行等に向けた見直しの状況(652ページ)
(2)	関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況(654ページ)
ア	協会の連結決算等(654ページ)
イ	関連団体の利益剰余金等の状況(657ページ)
ウ	協会に対する配当の状況(669ページ)
エ	各子会社の特例配当及び財務の状況を踏まえた特例配当可能額の試算(671ページ)
4	本院の所見(675ページ)

1 検査の背景

(1) 日本放送協会における関連団体の概要等

ア 日本放送協会の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設立された法人である。

協会の運営財源は、テレビジョン受信機を設置した者が放送法の規定に基づき協会と放送受信契約を締結して納める受信料を主としており、図表1のとおり、令和5事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)の協会単体の決算では協会全体の経常事業収入等の計6655億余円のうち受信料が6404億余円と96.2%を占めている。

図表1 協会の運営財源 (単位：百万円、%)

区分	令和5年度決算(単体)
経常事業収入	656,705
うち受信料(a)	640,449
経常事業外収入	7,644
特別収入	1,214
経常事業収入等の計(b)	665,564
うち受信料が占める割合(a/b)	96.2

そして、受信料については、臨時放送関係法制調査会の昭和39年9月の答申によれば、「NHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であつて(中略)国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。」とされている。

協会は、受信料に関して、図表2のとおり、令和元年10月から5年10月までの間に3回の値下げを実施した。これら受信料の値下げの経緯として、総務省が放送に関する諸課題について中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うことを目的として設置した「放送を巡る諸課題に関する検討会」による第一次取りまとめ(平成28年9月)において、「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要」とされた上で、「受信料の在り方」については、公平負担の徹底及び業務の合理化・効率化を推進し、その利益を視聴者等へ適切に還元すること、視聴環境等の変化を十分に踏まえて、受信料を視聴者等にとって納得感のあるものにするにとされたことなどがある。

図表2 受信料値下げなどの経緯

時期	値下げなどの経緯
令和元年10月	消費税率引上げに伴う受信料の改定を行わず、地上契約と衛星契約の受信料を実質2%値下げ
2年10月	既存業務の見直しと経費削減により生み出した原資を活用して、地上契約と衛星契約の受信料を2.5%値下げ
5年10月	構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金を基に、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出として地上契約と衛星契約の受信料を1割値下げ

協会によると、視聴者の負担軽減を目的として5年10月に受信料の値下げを実施したことにより、図表3のとおり、5年度において、事業収支差金がマイナス129億円となったとしている。そして、「NHK経営計画(2024-2026年度)〈2025年1月修正〉」(以下「経営計画」という。)によれば、図表4のとおり、6年度からの3年間はいずれの年度も事業収支差金がマイナスとなることが見込まれている。協会は、経営計画等において、これらの年度における減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図るとしている。

図表3 協会の令和4年度決算及び5年度決算 (単位: 億円)

区分	令和4年度決算(単体)		5年度決算(単体)	
		うち一般勘定		うち一般勘定
経常事業収入等の計	7111	7056	6655	6607
うち受信料	6816	6816	6404	6404
経常事業支出等の計	6826	6793	6785	6744
事業収支差金	285	263	△ 129	△ 136

図表4 協会の今後の収支計画(令和7年1月時点) (単位: 億円)

区分	(単体・一般勘定)		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (7年度)	2026年度 (8年度)
事業収入	6021	6034	6045
うち受信料	5810	5800	5725
事業支出	6591	6434	6295
事業収支差金	△ 570	△ 400	△ 250

そして、協会は、経営計画等において、事業支出改革として、放送波の削減を含め、業務全般の大胆な見直しを行い、設備投資についても大幅に削減するなど、構造改革を断行して、経費削減を行っていくとしている。

イ 協会の関連団体の概要

協会は、①子会社(関連事業持株会社を含む。以下同じ。)、②関連会社(以下、子会社と関連会社とを合わせて「子会社等」という。)、③関連公益法人等の総称を関連団体としており、関連団体の運営に関する基本的事項を定めた関連団体運営基準(平成14年会長指示。以下「運営基準」という。)によると、関連団体の定義は、図表5のとおりとなっている。

図表 5 関連団体の定義

区分			定義
関連団体	子会社等	子会社	協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他協会がその経営を支配している法人
		関連事業持株会社	協会が、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合に設立するもの
		関連会社	協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる当該他の会社(子会社を除く。)
	関連公益法人等		協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であって、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるもの(子会社を除く。)

また、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

関連団体数は平成 10 年度末時点で計 65 団体であったが、協会は、11 年度以降、統廃合を進めており、さらに、「NHK 経営計画(2021－2023 年度)」等において、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに、団体数を削減してスリムで強靱な体制を構築するとした。そして、令和 4 年に関連事業持株会社である株式会社 NHK メディアホールディングス(以下「MHD」という。)を設立し、各傘下子会社の機能・役割を見直し、業務・要員の効率化や管理機能の集約等ガバナンスの強化を進めるなどの取組を実施したとしている(図表 6 参照)。

そのような取組の結果、協会が総務大臣へ提出した「日本放送協会令和 5 年度業務報告書」によると、5 年度末においては、子会社 12 社、関連会社 4 社、関連公益法人等 6 団体、計 22 団体となっており、それぞれの主な事業内容及び子会社等に対する協会の議決権保有割合(子会社保有分含む。以下同じ。)は、図表 6 のとおりとなっている。

図表6 関連団体の主な事業内容、協会の議決権保有割合等(令和5年度末)

関連団体		主な事業内容	協会の 直接出資	議決権保有割合 (子会社保有分 を含む。)
子会社 (12社)	(株)NHKメディアホールディングス 注(2)	株式を保有する協会の子会社の業務効率化・ガバナンス強化等の経営指導等	○	100.0
	(株)NHKエンタープライズ 注(3)	協会の委託による放送番組の制作、購入、販売等	—	100.0
	(株)NHKエデュケーショナル	協会の委託による教育・教養番組の制作、購入等	—	100.0
	(株)NHKグローバルメディアサービス	協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入等	—	100.0
	(株)NHKプロモーション	協会の放送番組に関連した催物の企画、実施等	—	100.0
	(株)NHKアート	協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務等	—	100.0
	(株)日本国際放送	協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備等	○	64.1
	(株)NHKテクノロジーズ 注(4)	協会の委託による放送番組の制作、放送及び配信に係る技術業務等	○	95.5
	(株)NHK出版	協会の放送番組に係るテキストの発行等	○	100.0
	(株)NHKビジネスクリエイト	協会の建物、設備等の総合管理業務等	○	75.1
	(株)NHK文化センター	教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進等	○	88.5
	NHK営業サービス(株)	協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付等	○	99.0
関連会社 (4社)	(株)放送衛星システム	放送衛星の調達、放送衛星の中継器の譲渡、リース、放送衛星の管制等	○	49.9
	NHK Cosmomedia America, Inc.	北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	—	39.9
	NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.	欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	—	38.8
	(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	BS デジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理等	○	21.0
関連公益法人等 (6団体)	(一財)NHK財団 注(5)	協会の委託による周知・広報・普及業務、視聴者リレーション業務、外国の放送事業者等への放送番組の提供、協会の研究開発に基づく技術移転、特許の周知、あつせん及び協会職員に対する研修等		
	(公財)NHK交響楽団	協会の放送での利用を目的とする演奏の実施等		
	(学)NHK学園	協会の放送を利用する通信制高等学校の運営等		
	(福)NHK厚生文化事業団	障害者・高齢者福祉事業への助成等		
	日本放送協会健康保険組合	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険組合事業		
	(一財)日本放送協会共済会	協会役職員への福利厚生事業等		

注(1) 「株式会社」は「(株)」、「一般財団法人」は「(一財)」、「公益財団法人」は「(公財)」、「学校法人」は「(学)」、「社会福祉法人」は「(福)」と表記している。以下、図表において同じ。

注(2) 令和4年12月に関連事業持株会社として設立され、(株)NHK エンタープライズ、(株)NHK エデュケーショナル、(株)NHK グローバルメディアサービス、(株)NHK プロモーション、(株)NHK アートの5社がその子会社とされた。

注(3) 令和2年4月に(株)NHK エンタープライズを存続会社として、(株)NHK エンタープライズと(株)NHK プラネットが合併した。

注(4) 平成31年4月に(株)NHK アイテックを存続会社として、(株)NHK アイテック、(株)NHK メディアテクノロジーが合併し、(株)NHK テクノロジーズに名称変更した。

注(5) 令和5年4月に(一財)NHK サービスセンターを存続法人として、(一財)NHK サービスセンター、(一財)NHK インターナショナル、(一財)NHK エンジニアリングシステム、(一財)NHK 放送研修センターが合併し、(一財)NHK 財団に名称変更した。また、(公財)NHK 交響楽団の意思決定機関である評議員会の過半数を(一財)NHK 財団の関係者が占めることとなった。

また、協会が連結決算の対象とする子会社等は法人税を納める義務があるものの、協会は、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人に該当することから、法人税

を納める義務がないため、協会を親会社としてグループ通算制度^(注1)を適用することができない。

このように、協会は、グループ経営を行うに当たって一定の制約が課せられている。

(注1) グループ通算制度 企業集団において、各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度

ウ 協会の関連団体に対する配当要請の方針等

協会は、運営基準において、関連団体の事業目的を、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制としている。

そして、子会社の協会に対する配当については、協会と子会社との間で事前に協議を行うこととするとともに、普通配当及び普通配当に加えて要請する特例的な配当(以下「特例配当」という。)について、子会社に対する配当要請の方針(以下「配当要請方針」という。)を定めている(図表7参照)。

図表7 協会の配当要請方針

項目	方針
事前協議	財務状況、事業計画、株主構成等を勘案した上で、配当の有無、規模等を協議
普通配当	配当については次の点を原則とし、事前協議に当たり、協会と子会社はこれらの原則を踏まえて協議する。 ① 子会社(関連事業持株会社の傘下子会社を除く。)の当期純利益の50%相当額を下限とする。 ② 子会社(関連事業持株会社の傘下子会社を除く。)の当期純利益が各団体の取締役会で承認された事業計画上の利益と比較して、これを上回る場合、その超過分は80%を配当に充てる。 ③ 関連事業持株会社の傘下子会社は、協会及び関連事業持株会社と協議の上、必要な積立てなどを除き原則として当期純利益の100%を関連事業持株会社に配当する。 ④ ただし、経済環境の悪化、その他の大きな状況変化により、子会社の財務状況に著しい悪化が予想される場合は、別途協議を行い定めることとする。
特例配当	経営・資金両面が比較的安定している子会社については、事前に協議の上、特例配当を実施することがある。特例配当は、関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施することとする。

一方、関連会社の協会に対する配当については、運営基準によれば、協会と関連会社との間で事前に協議を行うこととされており、「事前協議の際には、協会は、他の株主の意向を尊重しつつ行う」こととされているが、具体的な配当要請の方針は定められていない。また、関連公益法人等は、非営利法人であるため、制度上協会に対して配当を行うことができない。

(2) 協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況に関するこれまでの検査の実施状況

本院は、平成28年5月に、参議院から、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき、協会における関連団体の事業運営の状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、18年度から27年度までの間における関連団体との取引の状況、関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況等を検査し、29年3月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(以下、この報告を「29年報告」という。検査の結果に対する所見については、後掲図表8及び図表14参照)。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

協会は、受信料の値下げの影響等による減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図ることとしている。

また、受信料は協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされていることから、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図ることは重要と考えられる。そして、関連団体の事業目的は、協会への財政的寄与、視聴者負担の抑制等とされている。このため、関連団体との取引を適切に行い、配当等により、関連団体の利益剰余金を協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督することは重要と考えられる。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保及び視聴者等への説明責任の向上等の観点から、29年報告における所見に係る協会の対応に留意しつつ、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 協会における関連団体との随意契約等の割合はどのようになっているか。競争入札及び企画競争等の競争性のある契約(以下「競争性契約」という。)への移行等に向けた見直しは適切に行われ、透明性及び競争性は確保されているか。

イ 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況等はどのようになっているか。利益剰余金を協会の財政に寄与させるための協会の指導・監督は適切に行われているか。特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上が図られているか。

(注2) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、28年度から令和5年度までの間における協会と関連団体との取引、関連団体から協会への配当等を対象として、協会から、関連団体に関して作成している資料、関連団体から徴取している資料等の提出を受けて調査分析するとともに、協会本部において、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 関連団体との取引の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体との取引については図表8の「29年報告における所見」欄に記載した①から⑥までを検査の結果に対する所見として記述した。

今回の検査で確認したところ、②から⑥までについては、協会は図表8の「検査の状況の記載箇所又は協会の措置状況」欄に記載したとおりの対応を執っていた。また、①についての今回の検査の状況は、後述するイ(ア)及びイ(イ)のとおりである。

図表 8 29 年報告における「関連団体との取引の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所等

29 年報告における所見	検査の状況の記載箇所又は協会の措置状況
① 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと	イ(ア)及びバ(イ)
② 協会が関連団体に業務委託を行っているものの中には、委託業務従事者に指定された出向者の人件費相当額については、当該出向者の給与等を業務委託費として支払っているに等しい仕組みとなっていることを踏まえると、経費節減には結び付いていないと思料されるものが見受けられることから、関連団体へ業務委託する必要性を適切に検討すること	関連団体へ業務に関するノウハウを移転させるなどの取組を行うなどして、出向者のみを要員とする業務委託を廃止した。
③ 業務委託額の妥当性の検証は、実績原価調査の対象とする契約について調査の必要性を十分に検討した上で適切に選定を行うほか、その実施した調査の結果が業務委託費の積算等の見直しに結び付いていないものもあることから、実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託額の削減等に努めること	委託元部局において、実績原価を確認するなどして関連団体への全ての業務委託に関して仕様の見直しなどを継続して行う取組を実施しており、業務委託額を削減した。
④ 関連団体への業務委託費の算定に用いる管理費率については、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、管理費率を設定した根拠が明らかでないことから、関連団体の経営状況を定期的に検証するなどして、必要に応じて管理費率を見直すこと	関連団体の経営状況を検証するなどして、管理費率の設定状況の検証を行うとともに、(一財)NHK サービスセンター等の管理費率を引き下げた。
⑤ 副次収入のうち二次使用料については、その算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況であることから、二次使用料の算定方法の検証を可能な限り進めていくこと	民放各社が公表している料金表を参考に、二次使用料について市場価格を反映した価格に改定した。
⑥ 関連団体との取引における関係規程類については、任意業務の委託に関する事務手続等が業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっていることから、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること	「放送法第 20 条第 2 項の業務の委託に関する基準」を制定し、任意業務の委託については「業務委託基準」を準用することを明文化した。

(注) 「29 年報告における所見」欄の番号については、29 年報告ではアからカと表記されているものを、本図表では①から⑥と表記している。

ア 協会における契約の状況

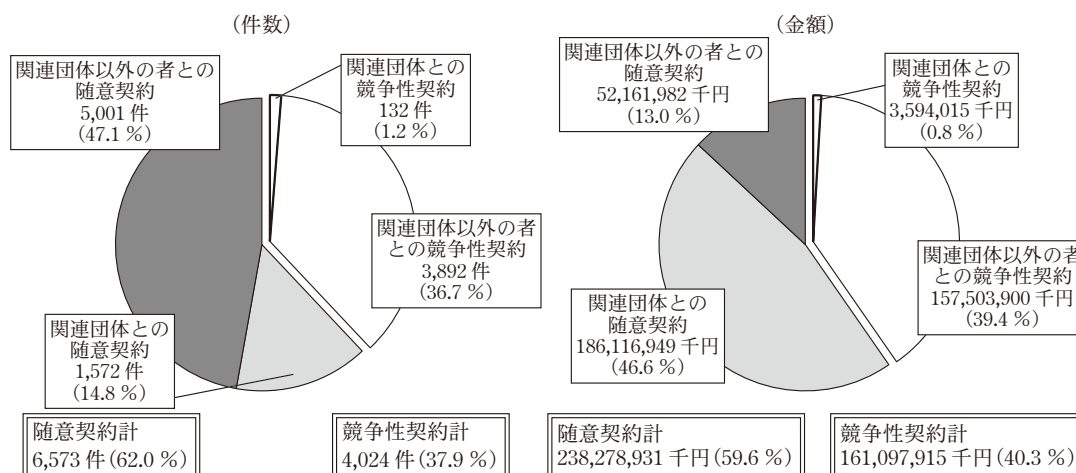
協会は、経理に関する一般準則として経理規程(昭和 32 年達第 55 号)を定めており、関連団体を含めた外部との取引に当たっては、経理規程に基づいて定めた各種の基準等に従って契約等の事務を行うこととしている。そして、これら基準等のうち経理規程実施細則(昭和 37 年計決第 1766 号)によれば、競争性契約の類型には、一般競争入札、指名競争入札、企画競争等があるとされている。

また、協会は、経理規程等において、契約相手方の選定は競争によることを原則とすることとしており、平成 20 年に策定した「随意契約見直し計画」や、29 年報告の所見等を受けて、随意契約について点検・見直しを行い、可能なものから競争性契約へ移行することとしている。

令和 5 年度の協会における契約の状況をみると、図表 9 のとおり、全体の契約に占める競争性契約の割合は、件数で 37.9%、金額で 40.3%、随意契約の割合は、件数で 62.0%、金額で 59.6% と競争性契約の割合の方が低い状況となっている。競争性契約の内訳を関連団体以外の者との契約と関連団体との契約に分けてみると、全体の契約

に占める関連団体以外の者との競争性契約の割合は、件数で36.7%、金額で39.4%であり、関連団体との競争性契約の割合は、件数で1.2%、金額で0.8%となっている。

図表9 令和5年度の協会における契約の状況(件数及び金額)



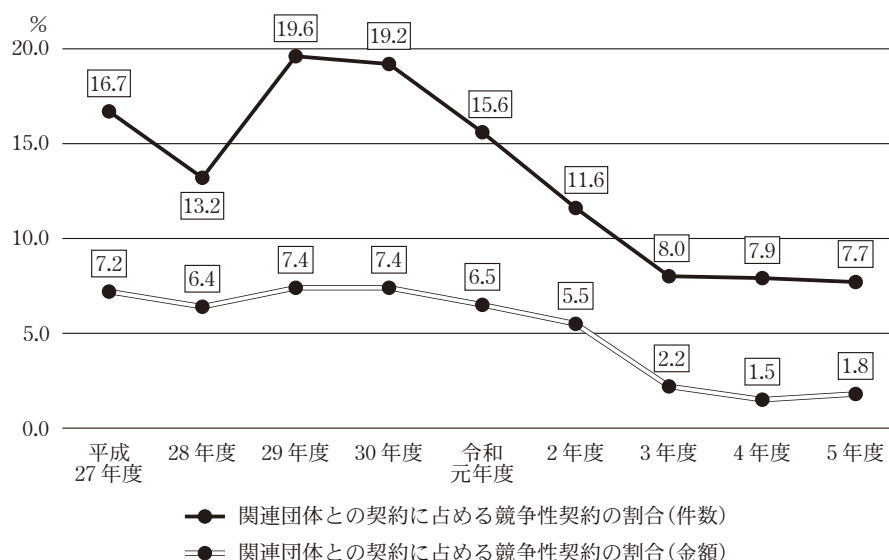
そして、29年報告の際に検査の対象とした年度のうち直近の年度である平成27年度と令和5年度の契約の状況をみると、関連団体以外の者との競争性契約の件数及び金額は、図表10のとおり、平成27年度は件数で4,952件、金額で1594億1785万余円であったのに対して、令和5年度は件数で3,892件、金額で1575億0390万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で78.5%、金額で98.7%となっている。一方、関連団体との競争性契約の件数及び金額は、27年度は件数で364件、金額で126億0192万余円であったのに対して、令和5年度は件数で132件、金額で35億9401万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で36.2%、金額で28.5%となり、いずれも大きく減少している。

図表10 協会における契約の状況(平成27年度と令和5年度の比較) (単位：件、千円、%)

区分	平成27年度		令和5年度		増減		令和5年度の対平成27年度比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性契約	5,316	172,019,784	4,024	161,097,915	△ 1,292	△ 10,921,869	75.6	93.6
関連団体との競争性契約	364	12,601,925	132	3,594,015	△ 232	△ 9,007,910	36.2	28.5
関連団体以外の者との競争性契約	4,952	159,417,858	3,892	157,503,900	△ 1,060	△ 1,913,958	78.5	98.7
随意契約	7,047	215,440,880	6,573	238,278,931	△ 474	22,838,051	93.2	110.6
関連団体との随意契約	1,810	160,878,012	1,572	186,116,949	△ 238	25,238,936	86.8	115.6
関連団体以外の者との随意契約	5,237	54,562,868	5,001	52,161,982	△ 236	△ 2,400,885	95.4	95.5
計	12,363	387,460,664	10,597	399,376,847	△ 1,766	11,916,182	85.7	103.0

28年度から令和5年度までの関連団体との契約金額は計1兆5162億0510万余円と多額に上っている。また、上記のように、競争性契約については、関連団体以外の者との契約件数及び金額よりも、関連団体との契約件数及び金額の方が大きな変化がみられることから、関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移についてみると、図表11のとおり、平成27年度は件数で16.7%、金額で7.2%であったのに対して、令和5年度は件数で7.7%、金額で1.8%といずれも減少している。

図表11 関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移



そこで、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が減少している要因について、協会における契約の内容別に区分して分析を行った。

協会は契約の内容を、番組制作業務委託とそれ以外の契約に区分しており、このうち番組制作業務委託は図表12のとおり、5年度において関連団体との契約全体の件数で17.1%、金額で75.6%を占めている。

平成27年度と令和5年度における関連団体との契約について、番組制作業務委託とそれ以外の契約の増減状況をみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の契約は件数で585件、金額で111億0434万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託の契約は件数で115件、金額で273億3537万余円増加している状況となっている。そして、番組制作業務委託については、関連団体以外の者との契約も含め、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められることや、番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとして、全て随意契約となっている。

また、平成27年度と令和5年度における関連団体との随意契約についてみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の随意契約は件数で353件、金額で20億9643万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託は上記のとおり全て随意契約となっており、件数及び金額は増加している状況となっている。

図表12 協会における関連団体との契約の状況 (単位：件、千円、%)

区分	平成 27 年度				令和 5 年度				増減	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	金額
関連団体 合計	2,174	100.0	173,479,938	100.0	1,704	100.0	189,710,964	100.0	△ 470	16,231,025
番組制作業務委託(随意契約)	178	8.1	116,151,735	66.9	293	17.1	143,487,106	75.6	115	27,335,371
番組制作業務委託以外	1,996	91.8	57,328,203	33.0	1,411	82.8	46,223,858	24.3	△ 585	△ 11,104,345
競争性契約	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約	1,632	75.0	44,726,277	25.7	1,279	75.0	42,629,843	22.4	△ 353	△ 2,096,434
競争性契約計	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約 計	1,810	83.2	160,878,012	92.7	1,572	92.2	186,116,949	98.1	△ 238	25,238,936

このように、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が平成 27 年度から減少しているのは、全て随意契約となっていた番組制作業務委託が増加しているためと認められる。

番組制作業務委託が増加したことについて、協会は、衛星デジタル放送(BS 4 K 及び BS 8 K)を開始して番組制作数が増加したこと、字幕付与率向上のために字幕放送を増加させたこと、全国の拠点放送局及び放送局における報道体制を強化して映像取材等の業務が増加したこと、NHK プラスを開始して対応が必要となったことなどによるとしている。そして、これらの番組を制作するに当たって、協会の使命や視聴者の要望に応えるため、専門性のある関連団体へ委託することが多くなったとしている。

イ 競争性契約への移行等に向けた見直しの状況

関連団体との契約について、本院は、29 年報告の検査の結果に対する所見において、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくことに留意するよう記述している(図表 8 ①参照)。

また、図表 12 のとおり、関連団体との契約のうち、競争性契約及び番組制作業務委託以外の業務に係る随意契約(以下「番組制作外随契」という。)については、件数、金額共に減少している一方で、全て随意契約となっている番組制作業務委託については件数、金額共に増加している。

そこで、協会が関連団体と締結した番組制作業務委託の契約及び番組制作外随契のそれぞれについて、協会が競争性契約への移行等に向けて実施した見直しの状況をみところ次のとおりとなっていた。

(ア) 関連団体との番組制作業務委託に係る契約の競争性の確保に向けた見直しの状況

番組制作業務委託については、全て随意契約となっている。契約相手方は資力、技術力、信用等を伴った業者を選定するとされており、中には、関連団体以外の者も対象にして、制作費を含めた番組の企画提案を募集し、その内容を委託元部局において複数回にわたり審査して契約相手方を選定することで競争性の確保に取り組み、関連団体又は関連団体以外の者とそれぞれ契約を締結しているものが見受けられた。

協会は、番組制作業務委託は番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとしているが、全て随意契約となっている関連団体との番組制作業務委託の契約が増加していることを踏まえて、このような競争性を確保するための取組を更に進めていくことが重要である。

(イ) 関連団体との番組制作外随契の競争性契約への移行に向けた見直しの状況

関連団体との番組制作外随契については、協会は、「随意契約見直し計画」等に基づいて競争性契約への移行に向けた継続的な見直しを行ってきたとしているが、関連団体との番組制作外随契のうち、28年度から令和5年度までの8年の間に業務を切り出すなどして競争性契約に移行していたものは8件にとどまっていた(図表13参照)。

図表13 関連団体との番組制作外随契において見直しを行い競争性契約へ移行した契約
(単位：千円、%)

番号	競争性契約への移行年度	競争性契約移行後の契約相手方	契約名	移行までの経緯	競争性契約へ移行した契約に係る契約金額 (A)	協会における関連団体との契約金額(注) (B)	割合 (A/B)
1	平成29年度	(株)セノン	NHK ホール警備業務	29年報告の所見も踏まえて、関連団体と契約していたNHK ホール管理運用業務の一部を切り出し競争性契約へ移行した。 競争性契約の徹底を促す元年度の通知を踏まえて、関連団体と契約していた同契約を競争性契約へ移行した。	51,360	61,920,533	0.0
2	29年度	(株)サンセイ	NHK ホール清掃等業務		82,824		0.1
3	令和2年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	ニュース・ニュース情報番組における通訳・翻訳業務		533,949	55,545,447	0.9
4	2年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	音声多重ニュース等における通訳・翻訳・ナレーション業務		974,566		1.7
5	3年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	NHK ワールド JAPAN 通訳・ライター業務		76,530	50,317,694	0.1
6	4年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	国際放送のニュースにおける同時通訳		59,468	44,813,931	0.1
7	4年度	シンテイ警備(株)	放送技術研究所 警備・防災業務		223,000		0.4
8	5年度	(株)セノン	千代田放送会館警備防災業務		63,590	46,223,858	0.1

(注) 協会における関連団体との契約金額は、競争性契約への移行年度における番組制作業務委託以外の業務に係る契約の契約金額の総額を記載している。

競争性契約に移行した8件のうち、株式会社NHK グローバルメディアサービスと契約した4契約については、従前は関連団体である同社と随意契約を締結していたものを競争性契約に移行し、結果として、同社と契約したものである。このような場合

も含めて、契約の透明性及び競争性を確保するために、引き続き競争性契約への移行を促進していくことは重要である。

また、協会は、調達担当部局が各委託元部局等の担当者に対して、毎年開催している担当者会議等において、競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう周知しているものの、契約ごとに業務内容が異なるため、調達担当部局が画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。このような状況を受け、協会は、5年度から、調達改革として調達担当部局と各委託元部局が連携して、契約ごとの業務内容を精査することで、競争性契約への移行の更なる推進に取り組んでいるとしており、6年度以降に効果が現れてくるとしている。

したがって、協会は、関連団体との番組制作外随契について、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていく必要がある。

(2) 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当については図表14の「29年報告における所見」欄に記載した①から③までを検査の結果に対する所見として記述した。

①から③までについての今回の検査の状況は、図表14の「検査の状況の記載箇所」欄に記載した箇所で記述している。

図表14 29年報告における「関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所

29年報告における所見	検査の状況の記載箇所
① 子会社の事業維持積立金が増加していることが利益剰余金全体の増加につながっているため、適正な配当を実施させる点からは、事業維持積立金の額が妥当であることが重要であることから、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること	イ(ウ)a
② 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導すること	イ(ウ)b
③ 普通配当の要請を行うことに加えて、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討すること	エ(ア)及び(ウ)

(注) 「29年報告における所見」欄の番号については、29年報告ではアからウと表記されているものを、本図表では①から③と表記している。

ア 協会の連結決算等

放送政策全般について検討することを目的として平成12年5月に発足した郵政省放送行政局長(13年1月6日以降は総務省情報通信政策局長)の私的研究会である放送政策研究会による第一次報告(平成13年12月)において、子会社等に関する情報公開について一層の徹底が必要との指摘もあり、経営の透明性及びアカウンタビリティへの要請

にできる限り応える観点から、協会と子会社等との間の連結決算を導入するなどの措置を講ずることが適当であるとされた。このような議論を踏まえて、協会は、14年度から、参考情報を提供するという目的で連結決算を導入して開示している。

そして、令和5年度の連結決算においては、子会社12社全て及び関連会社のうち持分法^(注3)を適用している会社である株式会社放送衛星システムの計13社がその対象となっている(以下、これらの13社を「連結決算における子会社」という。)。協会の5年度における連結決算及び単体決算をみると、図表15のとおり、当期事業収支差金は連結決算ではマイナス78億余円、単体決算ではマイナス129億余円となっている。

(注3) 持分法 投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法

図表15 協会の連結決算及び単体決算(令和5年度) (単位:百万円)

科目等	連結決算	単体決算
貸借対照表		
資産合計	1,449,563	1,320,227
流動資産計	656,120	573,413
固定資産計	632,910	586,281
特定資産計	160,532	160,532
負債合計	468,442	446,647
流動負債計	280,164	274,694
固定負債計	188,277	171,952
純資産合計	981,120	873,580
損益計算書		
経常事業収支		
経常事業収入	710,123	656,705
経常事業支出	721,715	676,805
経常事業収支差金	△11,592	△20,099
経常事業外収支		
経常事業外収入	8,028	7,644
経常事業外支出	298	140
経常事業外収支差金	7,729	7,503
経常収支差金	△3,862	△12,595
特別収支		
特別収入	1,225	1,214
特別支出	1,941	1,567
税金等調整前当期事業収支差金	△4,578	
法人税、住民税及び事業税	3,117	
法人税等調整額	132	
当期事業収支差金	△7,828	△12,948
非支配株主に帰属する当期事業収支差金	26	
親会社に帰属する当期事業収支差金	△7,854	

注(1) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとしているため、単体決算の額と図表16の協会の額は一致しない。

注(2) 協会は、関連会社のうちNHK Cosmomedia America, Inc.、NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.及び(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの3社について、当期事業収支差金(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないなどとして、令和5年度の連結決算に含めていない。

また、協会は、毎年公表している「決算概要」において、図表16のとおり、連結決算における経常事業収入を協会と連結決算における子会社に区分して示している。平成

27年度から令和5年度までの経常事業収入について、その推移をみると、図表16及び図表17のとおり、元年10月から5年10月までの間に3回行われた受信料値下げの影響等により、協会では元年度をピークに減少が続いている。一方、連結決算における子会社の売上高は、図表16及び図表17のとおり、3年度以降増加している状況となっている。

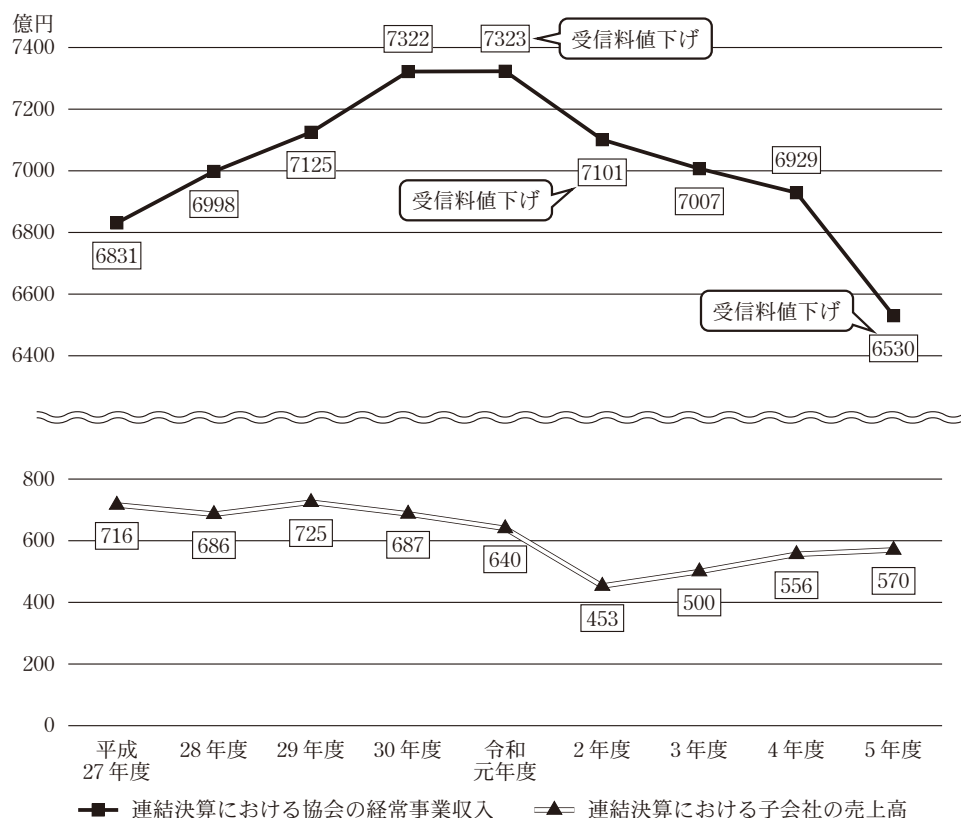
図表16 協会の連結決算における経常事業収入の推移等

(単位：億円、%)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常事業収入(売上高) (a)	7547	7685	7851	8010	7963	7554	7508	7485	7101
協会	6831	6998	7125	7322	7323	7101	7007	6929	6530
連結決算における子 会社(b)	716	686	725	687	640	453	500	556	570
経常事業収入のうち連 結決算における子会社 が占める割合(b/a)	9.4	8.9	9.2	8.5	8.0	5.9	6.6	7.4	8.0

(注) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとしているため、協会の額と図表15の経常事業収入の単体決算の額は一致しない。

図表17 連結決算における協会の経常事業収入及び連結決算における子会社の売上高



イ 関連団体の利益剰余金等の状況

(注4)
各関連団体の27年度末と令和5年度末の利益剰余金の額をみたところ、図表18のとおり、5年度末において、子会社12社は計1030億余円(平成27年度決算と比べて81億余円増加)、関連会社3社は計255億余円(同104億余円増加)となっている。さらに、(注5)
関連公益法人等6団体のうち日本放送協会健康保険組合を除く5団体の一般正味財

産期末残高等は計 164 億余円(同 11 億余円増加)となっている。

そして、各関連団体の 27、令和 5 両年度の配当総額をみたところ、子会社の配当総額は、5 年度決算は計 81 億余円(同 9 億余円増加)、このうち協会の受取額は計 29 億余円(同 21 億余円減少)となっており、また、関連会社の配当総額は、5 年度決算は計 3 億余円(同 2 億余円減少)、このうち協会の受取額は計 1 億余円(同 1 億余円減少)となっている。

(注 4) 利益剰余金の額 関連公益法人等については便宜的に利益剰余金に相当する額を一般正味財産期末残高等の額としている。

(注 5) 日本放送協会健康保険組合は、団体全体の貸借対照表が作成されないなど、他の関連団体とは作成する決算書類が異なるなどのため利益剰余金に相当する額を集計することが困難である。

(注 6) 配当総額に関する年度の表示については、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

図表18 各関連団体の平成27年度と令和5年度の利益剰余金等の状況 (単位：百万円)

関連団体名	利益剰余金 注(2)			配当総額 注(2)					
	平成 27年度	令和 5年度	増減額	平成 27年度	うち協会の 受取額	令和 5年度	うち協会の 受取額	増減額	うち協会の 受取額
(株)NHK メディアホールディングス		5,534	5,534			2,187	2,187	2,187	2,187
(株)NHK エンタープライズ	15,313	18,837	1,233	2,180	1,791	2,233	—	△ 3	△ 1,821
(株)NHK プラネット	2,290			56	29				
(株)NHK エデュケーショナル	6,390	6,779	388	1,333	893	667	—	△ 665	△ 893
(株)NHK グローバルメディアサービス	10,107	8,155	△ 1,951	2,250	1,636	856	—	△ 1,393	△ 1,636
(株)NHK プロモーション	1,392	1,968	575	25	15	438	—	412	△ 15
(株)NHK アート	4,340	5,061	720	582	380	710	—	128	△ 380
(株)日本国際放送	1,130	2,184	1,053	—	—	92	47	92	47
(株)NHK テクノロジーズ		25,889				942	735		
(株)NHK アイテック	15,395		87	24	12			545	451
(株)NHK メディアテクノロジー	10,405			373	272				
(株)NHK 出版	14,351	15,686	1,334	7	3	—	—	△ 7	△ 3
(株)NHK ビジネスクリエイティブ	9,291	9,450	159	298	42	—	—	△ 298	△ 42
(株)NHK 文化センター	1,043	156	△ 887	—	—	—	—	—	—
NHK 営業サービス(株)	3,438	3,307	△ 131	83	69	1	1	△ 81	△ 68
子会社(関連事業持株会社を含む)計	94,892	103,010	8,118	7,216	5,148	8,130	2,971	914	△ 2,176
(株)放送衛星システム	12,823	20,652	7,829	510	254	273	136	△ 237	△ 118
NHK Cosmomedia America, Inc. 注(3)	641	1,674	1,033	77	—	122	—	44	—
NHK Cosmomedia (Europe) Ltd. 注(3)、注(4)	△ 17		17	9	—			△ 9	—
(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	1,635	3,228	1,592	—	—	—	—	—	—
関連会社計	15,081	25,555	10,473	597	254	395	136	△ 202	△ 118

関連団体名	利益剰余金に相当する額		
	平成 27年度	令和 5年度	増減額
(一財)NHK 財団 注(5)		8,229	△ 239
(一財)NHK サービスセンター 注(5)	4,763		
(一財)NHK インターナショナル 注(5)	1,575		
(一財)NHK エンジニアリングシステム 注(5)	1,167		
(一財)NHK 放送研修センター 注(5)	962		
(公財)NHK 交響楽団 注(5)	1,028	1,170	141
(学)NHK 学園 注(6)、注(7)	363	169	△ 193
(福)NHK 厚生文化事業団 注(7)	148	50	△ 98
日本放送協会健康保険組合	—	—	—
(一財)日本放送協会共済会 注(5)	5,373	6,875	1,501
関連公益法人等計	15,382	16,495	1,112

関連団体合計	125,357	145,061	19,704	7,813	5,403	8,525	3,108

注(1) 表中の斜線部分は、平成27年度以降に設立、合併等をしたことによるものであり、合併等前の各法人の合計額(平成27年度)と合併等後の法人の額(令和5年度)とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

注(2) 年度の表示は、「利益剰余金」は、当該年度末を示し、「配当総額」は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 海外関連会社の平成27年度の数値は、1ドル=112.68円、1ポンド=161.92円(決算日レート)により換算したものである。また、令和5年度の数値は、1ドル=151.40円(決算日の前営業日レート)により換算したものである。

注(4) NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.は、令和6年1月の臨時株主総会の特別決議により清算手続中であり、5年度の財務諸表は作成されていない。

注(5) 「利益剰余金に相当する額」欄は、一般正味財産期末残高である。

注(6) (学)NHK学園の平成30年3月までの法人名は、(学)日本放送協会学園である。

注(7) 「利益剰余金に相当する額」欄は、流動資産から流動負債等を差し引いたものである。

注(8) 関連公益法人等は、配当を行うことができない。

注(9) 平成28年度以降に設立、合併等があったが、計欄は比較可能な数値となっている。以下、図表において同じ。

各関連団体のうち、協会が財務や事業の方針を示して支配できる子会社12社(平成28年度から令和5年度までの間の合併等を含めると15社)を対象として、利益剰余金の状況について分析した。

(ア) 利益剰余金の推移等

各子会社の利益剰余金について、平成27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表19のとおり、平成27年度は948億余円、令和5年度は1030億余円となっており、子会社全体では増加傾向となっている。

図表19 各子会社の利益剰余金の推移 (単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	平成27年 度末と令和 5年度末と を比べた増 減額
(株)NHK メディア ホールディングス								59	5,534	5,534
(株)NHK エンター プライズ	15,313	14,437	13,465	14,620	14,913	17,342	18,066	21,143	18,837	1,233
(株)NHK プラ ネット	2,290	2,295	2,143	2,248	2,191					
(株)NHK エデュ ケーションナル	6,390	5,690	6,302	6,408	6,280	6,425	6,351	7,086	6,779	388
(株)NHK グロー バルメディアサー ビス	10,107	9,187	7,708	8,478	8,142	8,212	9,401	10,062	8,155	△ 1,951
(株)NHK プロモ ーション	1,392	1,548	1,649	1,731	1,843	1,315	1,189	1,837	1,968	575
(株)NHK アート	4,340	4,374	4,658	4,697	4,590	4,814	5,157	6,042	5,061	720
(株)日本国際放送	1,130	1,449	1,722	1,931	1,957	2,074	2,181	2,057	2,184	1,053
(株)NHK テクノ ロジーズ					24,093	24,628	24,802	25,401	25,889	
(株)NHK アイテッ ク	15,395	15,489	14,310	14,323						87
(株)NHK メディ アテクノロジー	10,405	10,272	10,941	10,641						
(株)NHK 出版	14,351	15,295	16,209	16,824	17,021	17,462	17,521	16,478	15,686	1,334
(株)NHK ビジネス クリエイイト	9,291	9,497	9,740	9,797	10,148	10,214	10,148	10,392	9,450	159
(株)NHK 文化セン ター	1,043	1,162	1,306	1,463	1,531	536	628	350	156	△ 887
NHK 営業サービス (株)	3,438	3,380	3,245	3,269	3,074	3,275	3,351	3,591	3,307	△ 131
計	94,892	94,079	93,404	96,437	95,789	96,303	98,799	104,504	103,010	8,118

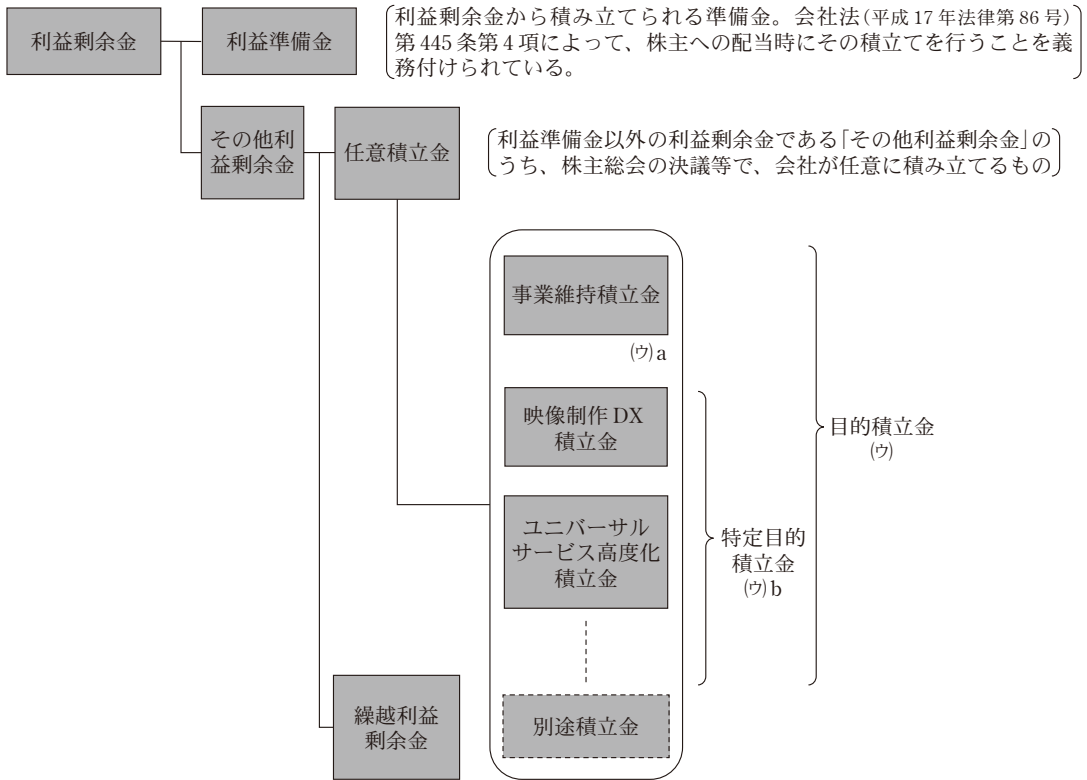
(注) 斜線部分は合併等によるものであり、合併等前の各法人の利益剰余金の合計額(平成27年度末)と合併等後の法人の利益剰余金の額(令和5年度末)とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

(イ) 利益剰余金の内訳

子会社の利益剰余金について、その性質上の区分は図表20のとおりであり、各子会社の平成27、令和5両年度における内訳をみると、図表21のとおりとなっていて、両年度における増減額をみると、目的積立金が44億余円、繰越利益剰余金が39億余円それぞれ増加している。

利益剰余金の構成比をみると、目的積立金は85.5%から83.1%に減少しているものの、利益剰余金全体の80%以上を占めており、事業維持積立金が利益剰余金全体の69.3%から64.4%に減少しているものの、利益剰余金全体の60%以上を占めている。

図表20 子会社における利益剰余金の区分



注(1) 事業維持積立金、特定目的積立金及び目的積立金に付した記号は、後掲の記載箇所を示している。

注(2) 別途積立金は、令和元年度末以降は計上されていない。

図表21 各子会社の平成27年度及び令和5年度における利益剰余金の内訳 (単位：百万円)

会社名	年度及び増減額	利益剰余金						
		利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益剰余金
			任意積立金			別途積立金		
			目的積立金					
					うち事業維持積立金			
(株)NHK メディアホールディングス	平成 27 年度							
	令和 5 年度	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
	増減額	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
(株)NHK エンタープライズ	27 年度	15,313	312	15,000	14,300	11,300	—	700
	5 年度	18,837	402	18,434	16,200	14,600	—	2,234
	増減額	3,523	89	3,434	1,900	3,300	—	1,534
(株)NHK プラネット	27 年度	2,290	37	2,252	1,017	1,017	180	1,054
	5 年度							
	増減額	△ 2,290	△ 37	△ 2,252	△ 1,017	△ 1,017	△ 180	△ 1,054
(株)NHK エデュケーショナル	27 年度	6,390	25	6,365	5,718	5,718	—	647
	5 年度	6,779	25	6,754	5,752	4,933	—	1,002
	増減額	388	—	388	34	△ 785	—	354
(株)NHK グローバルメディアサービス	27 年度	10,107	108	9,998	6,000	4,000	—	3,998
	5 年度	8,155	108	8,046	6,700	5,900	—	1,346
	増減額	△ 1,951	—	△ 1,951	700	1,900	—	△ 2,651
(株)NHK プロモーション	27 年度	1,392	20	1,372	1,000	1,000	—	372
	5 年度	1,968	20	1,948	1,310	1,110	—	638
	増減額	575	—	575	310	110	—	265
(株)NHK アート	27 年度	4,340	50	4,290	3,430	3,430	—	860
	5 年度	5,061	50	5,011	3,909	3,453	—	1,102
	増減額	720	—	720	479	23	—	241
(株)日本国際放送	27 年度	1,130	—	1,130	—	—	—	1,130
	5 年度	2,184	27	2,156	1,692	1,692	—	464
	増減額	1,053	27	1,025	1,692	1,692	—	△ 666
(株)NHK テクノロジーズ	27 年度							
	5 年度	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
	増減額	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
(株)NHK アイテック	27 年度	15,395	75	15,320	15,000	13,100	200	120
	5 年度							
	増減額	△ 15,395	△ 75	△ 15,320	△ 15,000	△ 13,100	△ 200	△ 120
(株)NHK メディアテクノロジー	27 年度	10,405	95	10,310	9,050	7,550	—	1,260
	5 年度							
	増減額	△ 10,405	△ 95	△ 10,310	△ 9,050	△ 7,550	—	△ 1,260
(株)NHK 出版	27 年度	14,351	16	14,335	12,928	9,500	—	1,407
	5 年度	15,686	16	15,669	15,602	8,400	—	67
	増減額	1,334	—	1,334	2,674	△ 1,100	—	△ 1,339
(株)NHK ビジネスクリエイト	27 年度	9,291	51	9,240	8,660	5,200	—	580
	5 年度	9,450	51	9,399	9,756	5,432	—	△ 356
	増減額	159	—	159	1,096	232	—	△ 936
(株)NHK 文化センター	27 年度	1,043	38	1,005	1,420	1,420	—	△ 415
	5 年度	156	38	117	312	312	—	△ 194
	増減額	△ 887	—	△ 887	△ 1,108	△ 1,108	—	220
NHK 営業サービス(株)	27 年度	3,438	37	3,401	2,630	2,600	64	706
	5 年度	3,307	37	3,269	2,500	2,000	—	769
	増減額	△ 131	—	△ 131	△ 130	△ 600	△ 64	63
計	27 年度	94,892	867	94,024	81,154	65,836	444	12,425
	5 年度	103,010	947	102,063	85,651	66,372	—	16,411
	増減額	8,118	79	8,038	4,497	536	△ 444	3,985
構成比(%)	27 年度	100.0	0.9	99.0	85.5	69.3	0.4	13.0
	5 年度	100.0	0.9	99.0	83.1	64.4	—	15.9

(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

(ウ) 目的積立金の状況

図表 21 のとおり、5 年度決算における利益剰余金のうち、目的積立金は 83.1% を占めている。そこで、目的積立金を事業維持積立金と事業維持積立金以外の目的積立金(以下「特定目的積立金」という。)の別にみたところ、次のとおりとなっていた。

a 事業維持積立金の状況等

事業維持積立金は、子会社の事業に不可欠な資産と処分可能な資産とを明確に区分することにより純資産の構成を明らかにするものであり、事業運営上不可欠な固定資産等のほか、放送法の規定により協会から融資等を受けることができないことから、子会社自ら又は他から確保することが必要とされる運転資金(以下「最低保有資金」という。)も含まれている。

事業維持積立金について、本院は、29 年報告の検査の結果に対する所見において、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制することに留意するよう記述している(図表 14①参照)。

各子会社の事業維持積立金の積立額について、平成 27 年度末から令和 5 年度末までの推移をみると、図表 22 のとおりとなっていて、平成 27 年度末の計 658 億余円(当時の子会社 12 社)から、30 年度末までは減少していたが、令和元年度末からは増加傾向となり、5 年度末では子会社 11 社で計 663 億余円(平成 27 年度末と比べて 5 億余円増加)が積み立てられている。

図表22 各子会社の事業維持積立金の積立額の推移 (単位：百万円)

会社名	平成 27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHK メディアホールディングス								—	—
(株)NHK エンタープライズ	11,300	10,000	10,000	10,000	11,200	12,560	13,300	14,600	14,600
(株)NHK プラネット	1,017	1,017	1,273	1,338	1,360				
(株)NHK エデュケーションル	5,718	5,000	4,887	5,096	4,994	4,881	5,599	5,258	4,933
(株)NHK グローバルメディアサービス	4,000	4,000	4,800	4,800	5,500	5,500	5,900	5,900	5,900
(株)NHK プロモーション	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,110
(株)NHK アート	3,430	3,500	3,165	3,218	3,314	3,244	3,695	3,547	3,453
(株)日本国際放送	—	500	750	1,000	1,200	1,200	1,752	1,861	1,692
(株)NHK テクノロジーズ					15,850	15,850	18,350	18,950	18,540
(株)NHK アイテック	13,100	13,100	7,600	7,600					
(株)NHK メディアテクノロジー	7,550	7,550	7,750	8,250					
(株)NHK 出版	9,500	9,500	9,500	7,500	7,500	7,300	8,100	8,100	8,400
(株)NHK ビジネスクリエイト	5,200	5,200	5,200	5,200	5,000	5,000	5,773	5,773	5,432
(株)NHK 文化センター	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	497	497	312
NHK 営業サービス(株)	2,600	2,600	2,500	2,500	2,200	2,200	2,000	2,000	2,000
計	65,836	64,388	59,845	58,922	60,539	60,156	65,966	67,486	66,372

注(1) 斜線部分は合併等によるもの。図表 6 の注参照

注(2) (株)NHK プラネットの令和 2 年度末以降分は(株)NHK エンタープライズに、(株)NHK アイテック及び(株)NHK メディアテクノロジーの元年度末以降分は(株)NHK テクノロジーズにそれぞれ合算している。

協会が子会社に対して示している事業維持積立金の要積立額の算定方法は、おおむね図表 23 のとおりであり、子会社の財務諸表に記載されている事業維持積立金の中には、要積立額の算定後に、協会との協議を踏まえて、株主総会において、積立額が変更されているものがある。そして、協会は、最低保有資金の考え方について、27 年度までは、原則として1か月当たりの現金支出費用の3か月分としていたが、28 年度に、原則として最近3か年の売上高の月平均の1.5か月分(以下、最近3か年の売上高の月平均に乗ずる月数を「基準月数」という。)に変更しており、さらに、令和2年度に、子会社の業種別に、基準月数を1.5か月分から3か月分までの範囲の値に変更している。

図表23 事業維持積立金の要積立額の算定方法

平成19年度 ～27年度	事業維持積立金の要積立額	=	維持すべき資本の額	-	〔 資本金 + 資本剰余金 + 利益準備金 〕
	維持すべき資本の額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産の簿価 + ③政策保有株式等
	① 最低保有資金 1か月当たりの現金支出費用の3か月分				
平成28年度 ～令和元年度	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産 + ③政策保有株式
	① 最低保有資金 最近3か年の売上高の月平均に基準月数(1.5か月分)を乗ずる。				
令和2年度 以降	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産 + ③政策保有株式
	① 最低保有資金 最近3か年の売上高の月平均に基準月数(1.5か月～3か月分)を乗ずる。				

最低保有資金の考え方の変更理由について、協会は、平成27年度までの最低保有資金については、売上に係る取引先からの資金の受入れが3か月間全く行われないことを想定していたが、子会社の経営が安定的になってきたことなどに鑑みて、28年度から原則、最近3か年の売上高の月平均に対して子会社一律の基準月数(1.5か月分)を使用することにしたとしている。その後、協会は、コロナ禍を踏まえて、業種別の特性を踏まえた最低保有資金を設定する必要性が生じたことから、子会社の最低保有資金の規模を見直すこととし、令和2年度に子会社及び類似事業の一般企業の最低保有資金の調査を委託(以下「委託調査」という。)するなどして、最低保有資金の考え方等を改めて検討し、基準月数の算出方法を変更したとしている。

委託調査においては、支払時期や回収に要する期間等の業種別の特徴及び類似事業の一般企業の資金の受払の実際の状況等について調査しており、協会は、これを受けて、図表 24 のとおり、各子会社の基準月数を定めている。

図表24 各子会社の基準月数

(単位：月分)

会社名	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHK メディアホールディングス							2.0	2.0
(株)NHK エンタープライズ	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK プラネット	1.5	1.5	1.5	1.5				
(株)NHK エデュケーショナル	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK グローバルメディアサービス	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK プロモーション	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK アート	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)日本国際放送	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK テクノロジーズ				1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK アイテック	1.5	1.5	1.5					
(株)NHK メディアテクノロジー	1.5	1.5	1.5					
(株)NHK 出版	4.0	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0
(株)NHK ビジネスクリエイト	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
(株)NHK 文化センター	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
NHK 営業サービス(株)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

(注) 基準月数に関する年度の表示は、算定の基となった決算年度であり、最低保有資金への反映は翌年度となる。

ｂ 特定目的積立金の状況

子会社12社のうち9社が、5年度末の貸借対照表において、利益剰余金の内訳科目として特定目的積立金を計上している。これら9社における特定目的積立金の名称と金額は図表25のとおりであり、5年度末には、子会社9社で計20の特定目的積立金が積み立てられていて、その総額は計192億余円となっている。これは、平成27年度末の計22の積立金計153億円(図表26参照)と比べて39億余円の増加となっている。

図表25 子会社9社の令和5年度末における特定目的積立金の状況等

会社名	積立金名	積立金残高 (百万円)	子会社が示した 取崩予定時期
(株)NHK エンタープライズ	ユニバーサルサービス高度化積立金	500	令和7年度
	映像制作DX積立金	500	令和8年度
	新ECサイト構築積立金	600	令和9年度
(株)NHK エデュケーショナル	本店移転対策積立金	400	令和7年度
	次世代社内システム等整備積立金	419	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK グローバルメディアサービス	4K8K整備積立金	400	令和8年度
	社内システム整備積立金	400	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK プロモーション	セキュリティ環境高度化等積立金	200	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK アート	川口施設等移転関連積立金	180	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
	次期デジタル制作設備整備積立金	276	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
(株)NHK テクノロジーズ	4K8K整備積立金	978	令和11年度
	建物整備積立金	1,200	令和12年度
	放送所保守システム整備積立金	1,200	令和18年度
(株)NHK 出版 注(2)	電子出版事業開発積立金	190	令和7年度
	本社屋老朽化対策準備積立金	5,100	令和8年度
	流通センター建替積立金 注(3)	1,900	令和9年度
(株)NHK ビジネスクリエイト	建物取得積立金 注(4)	3,935	15年から20年後
	建物修繕積立金 注(4)	389	15年から20年後
NHK 営業サービス(株)	社内システム整備積立金	350	令和5年度
	本社社屋移転・整備積立金	150	令和8年度
計		19,267	

注(1) 協会の施設移転の実施に伴う(株)NHK アートの支出進捗に合わせて取崩しが行われるため、(株)NHK アートでは取崩予定時期を決定できないが、協会及び(株)NHK アートともに具体的な投資に係る資料を基に取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

注(2) (株)NHK 出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

注(3) (株)NHK 出版の流通センター建替積立金は、令和9年度に取崩しを予定していたが、流通センターの建替計画を見直したため、令和5年度決算後の株主総会において、全額を取り崩している。

注(4) (株)NHK ビジネスクリエイトの建物取得積立金及び建物修繕積立金は、平成27年度以前から設置されている。

図表 26 子会社 9 社の平成 27 年度末と令和 5 年度末の特定目的積立金の状況の比較

会社名	平成 27 年度末		令和 5 年度末	
	積立金の数	積立金残高計 (百万円)	積立金の数	積立金残高計 (百万円)
(株)NHK エンタープライズ	6	3,000	3	1,600
(株)NHK エデュケーショナル	—	—	2	819
(株)NHK グローバルメディアサービス	2	2,000	2	800
(株)NHK プロモーション	—	—	1	200
(株)NHK アート	—	—	2	456
(株)NHK テクノロジーズ 注(1)	3	3,400	3	3,378
(株)NHK 出版 注(2)	6	3,410	3	7,190
(株)NHK ビジネスクリエイト	4	3,460	2	4,324
NHK 営業サービス(株)	1	30	2	500
計	22	15,300	20	19,267

注(1) (株)NHK テクノロジーズの平成 27 年度の数値は、(株)NHK アイテックと(株)NHK メディアテクノロジーの数値を合算したものである。

注(2) (株)NHK 出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

特定目的積立金について、本院は、29 年報告において、具体的な投資計画に基づくなどして、必要性や要積立額の妥当性の検証が十分に行われていない特定目的積立金が見受けられる状況となっていたことから、検査の結果に対する所見において、子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導することに留意するよう記述している(図表 14 ②参照)。

協会は、29 年報告の所見も踏まえて、子会社に特定目的積立金に係る資料等の提出を求め、特に特定目的積立金の新設される場合は事前説明を求めていること、目的積立金の増減を含めた利益剰余金の見通しなどについても、毎年度、決算に係る事前説明において協議を行っており、協議等の際には、必要性の乏しい目的積立金について活用方法を検討するよう指導していることなどにより、特定目的積立金の必要性等が検証できているとしている。

しかし、特定目的積立金が長期間留保されるようになっていないか、子会社 9 社が上記の協議に当たって協会に提出した投資に係る資料等により、特定目的積立金の取崩予定時期をみたところ、図表 25 のとおり、27 年度以前から設置されていたのに「15 年から 20 年後」と幅があるもの及び「事業実施に伴う支出の進捗に合わせ取崩し」と取崩予定時期が明確になっていないものが 20 件中 7 件見受けられる状況となっていた。これら 7 件については、他の 13 件と比べて取崩予定時期が明確となっておらず、また、投資に係る資料等にも支出時期の具体的な計画の記載はなく、協会も取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

したがって、協会は、特定目的積立金について、子会社に対して、投資に係る資料等に基づき取崩予定時期を明らかにさせるなど、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組む必要がある。

(エ) 繰越利益剰余金の状況

配当の原資となる各子会社の繰越利益剰余金について、27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表27のとおり、平成27年度末の計124億余円から30年度末には計166億余円に増加しているが、コロナ禍による協会の番組制作業務委託数の減少等により、令和2年度末には計128億余円に減少し、3年度末は更に計102億余円に減少している。その後、4年度末は計161億余円に増加しており、5年度末は計164億余円と再び増加傾向になっている。

図表27 各子会社の繰越利益剰余金の推移 (単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHK メディアホールディングス								59	5,534
(株)NHK エンタープライズ	700	1,924	953	1,808	1,400	1,529	1,564	4,641	2,234
(株)NHK プラネット	1,054	1,053	383	420	591				
(株)NHK エデュケーショナル	647	665	1,390	987	861	1,019	227	1,123	1,002
(株)NHK グローバルメディアサービス	3,998	3,079	1,400	2,169	1,733	1,804	2,592	3,254	1,346
(株)NHK プロモーション	372	528	629	711	823	295	169	817	638
(株)NHK アート	860	824	1,106	1,079	938	1,306	1,232	2,296	1,102
(株)日本国際放送	1,130	949	972	931	757	874	408	168	464
(株)NHK テクノロジーズ					4,673	3,908	1,682	1,681	3,801
(株)NHK アイテック	120	214	3,735	3,748					
(株)NHK メディアテクノロジー	1,260	1,127	1,496	1,296					
(株)NHK 出版	1,407	2,352	3,267	2,882	3,080	1,622	1,471	859	67
(株)NHK ビジネスクリエイト	580	506	500	307	708	773	△ 64	243	△ 356
(株)NHK 文化センター	△ 415	△ 296	△ 153	4	72	△ 922	91	△ 185	△ 194
NHK 営業サービス(株)	706	278	308	332	436	638	913	1,154	769
計	12,425	13,206	15,990	16,680	16,078	12,851	10,290	16,114	16,411

(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

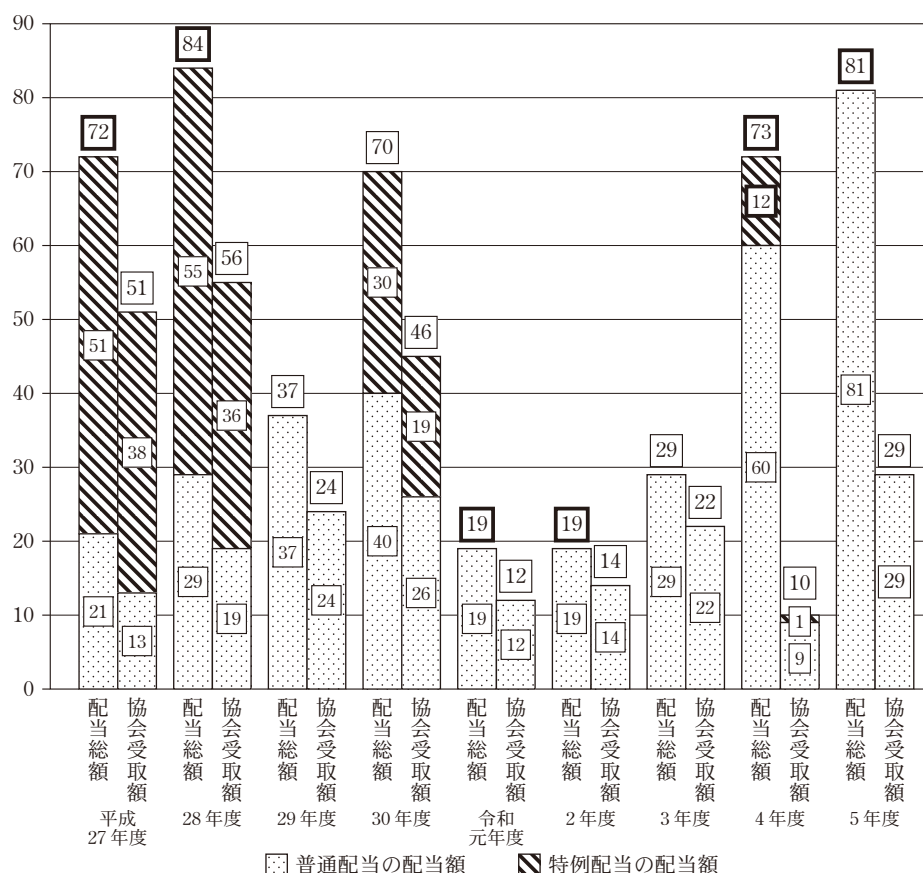
ウ 協会に対する配当の状況

配当の原資となる繰越利益剰余金は、図表27のとおり、子会社全体では増加傾向となっており、関連団体の目的の一つは配当等による協会への財政的寄与である。そこで、子会社を対象として、平成27年度から令和5年度までの普通配当及び特例配当について、配当総額及び子会社の協会に対する配当額(以下「協会受取額」という。)の推移をみると、図表28のとおり、配当総額は、平成27年度は計72億余円となっており、さらに、28年度は計84億余円に上り、令和5年度までの間の中では最も多額となっている。その後、元、2両年度は、いずれも計19億余円に縮小している。4年度は、普通配当が31億余円増加しているのに加えて、協会が子会社3社に対して計12億余円の特例配当を要請したことで、73億余円に増加している。そして、5年度は計81億余円に増加している。

協会受取額は、3年度までは各年度に配当を行った子会社に対する協会の持株比率を反映して、おおむね配当総額の6割から7割となっており、平成28年度の56億余円が最多であったが、その後、コロナ禍における子会社の経営成績の悪化等により、令和元年度には12億余円に減少している。そして、配当総額が増加した4年度は配当総額の1割程度の10億余円、5年度は配当総額の3割程度の29億余円となっている。

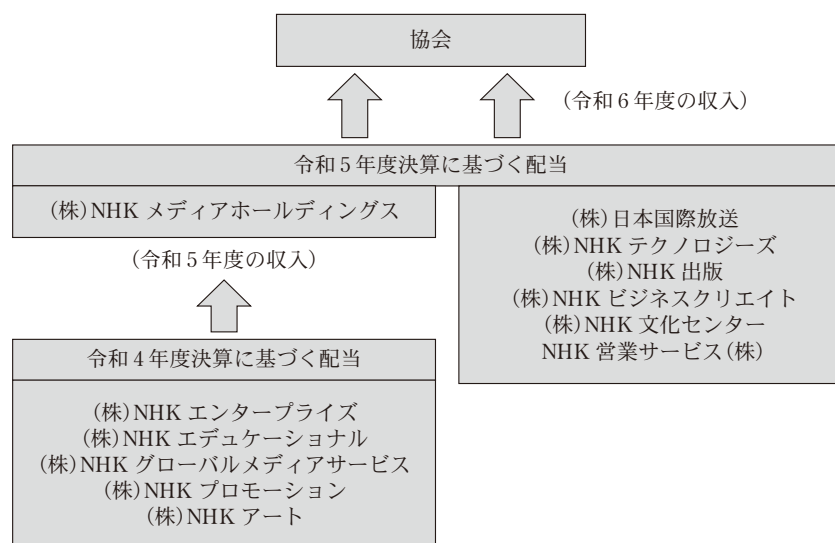
図表 28 子会社の普通配当及び特例配当について、配当総額及び協会受取額の推移

(単位：億円)



4年度に普通配当が増加しているにもかかわらず、協会受取額が減少しているのは、MHD 設立の影響によるものである。協会は、MHD 傘下の子会社(以下「MHD 傘下子会社」という。)5社からの配当について、MHD 傘下となる前は配当要請方針に基づいて、直接、当期純利益の50%相当額の配当を受けていたが、MHD が設立されたことにより、MHD 傘下子会社5社は一旦当期純利益の原則100%をMHDに配当の上、翌年度にMHDから協会に配当されることになった(図表29参照)。そのため、MHDの協会に対する配当のなかった4年度は、一時的に協会受取額が減少している。

図表 29 協会に対する子会社の配当による収入の流れ



また、5年度において、配当総額と協会受取額にかい離が生じている理由は、5年度に実施されたMHD傘下子会社2社からの4年度決算に伴う特例配当11億円(後掲図表30参照)について、協会がMHDから6年度以降の特例配当として求めることとしたためである。

(注7) MHD傘下子会社からの特例配当については、協会とMHDが協議の上、MHDが要請し、MHDに配当の上、翌年度以降に協会がMHDに要請し、協会に配当される。

なお、協会によると、MHDとMHD傘下子会社がグループ通算制度(1(1)イ参照)を適用するとしたことにより、6年度以降に節税効果が見込めることなど、MHD傘下子会社5社に対するMHD設立の効果があったとしている。

協会に対するMHD設立の効果は、協会受取額等において、6年度以降に表れてくるものであるが、協会は、今後の配当において協会の財政に寄与させるよう、MHDを指導監督していくことが重要である。

エ 各子会社の特例配当及び財務の状況を踏まえた特例配当可能額の試算

図表19のとおり、子会社全体では利益剰余金は増加している。そこで、各子会社の協会に対する特例配当及び財務の状況を踏まえて、特例配当の可能性について検査したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 各子会社の特例配当の状況

平成27年度から令和5年度までの各子会社の特例配当の配当額の推移をみると、図表30のとおりとなっていて、平成27年度の配当において子会社4社から計51億円が配当された以降、28年度の配当において子会社6社から計55億円が、30年度の配当において子会社5社から計30億円が、令和4年度の配当において子会社3社(うち2社はMHD傘下子会社のMHDに対する配当)から計12億余円が配当されている。

図表 30 各子会社の特例配当の配当額の推移

(単位：百万円)

会社名	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHK メディアホールディングス								—	—
(株)NHK エンタープライズ	2,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK プラネット	—	400	—	—	—				
(株)NHK エデュケーショナル	1,000	—	—	200	—	—	—	—	—
(株)NHK グローバルメディアサービス	1,800	1,600	—	500	—	—	—	600	—
(株)NHK プロモーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK アート	300	200	—	300	—	—	—	500	—
(株)日本国際放送	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK テクノロジーズ					—	—	—	—	—
(株)NHK アイテック	—	2,000	—	1,700					
(株)NHK メディアテクノロジー	—	—	—	—					
(株)NHK 出版	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK ビジネスクリエイト	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK 文化センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—
NHK 営業サービス(株)	—	300	—	300	—	—	—	120	—
計	5,100	5,500	—	3,000	—	—	—	1,220	—

注(1) 令和4年度の(株)NHK グローバルメディアサービス及び(株)NHK アートの特例配当は(株)NHK メディアホールディングスに配当されている。

注(2) 年度の表示は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

そして、配当に係る視聴者等への情報提供についてみると、経営計画において、普通配当については、「関連団体からの受取配当金増加」として6年度から8年度までに普通配当計約66億円を計画していると公表されているが、特例配当については、5年度以前に特例配当を実施した際に、要請の要否や配当の額に関する判断について公表されていなかった。

本院は、29年報告の検査の結果に対する所見において、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討することに留意するよう記述している(図表14③参照)。

上記の検討状況について確認したところ、協会が、特例配当の要請の要否の決定及び配当額の算定方法を毎年度、決算に係る事前説明において個別に協議していることや、特例配当可能額の算定に関する考え方(後掲図表33)は29年報告時と同様であり、具体的な要請の要否の決定方法及び配当額の算定方法は定められていなかった。協会は、運営基準において「関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施する」とことと定められていることから、協会の経営状況及び今後の事業に係る資金需要等を勘案して、特例配当を要請することとしている。

しかし、受信料が国民的な負担であること、関連団体の目的の一つが協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制であることから、これまで協会からの要請に基づいた特例配当の実績があり、子会社の利益剰余金が増加している状況に鑑みると、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることは重要である。

したがって、協会は、特例配当の要請を実施した際には、要請の要否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討する必要がある。

(イ) 各子会社の財務の状況

各子会社の当期純利益をみたところ、図表 31 のとおりとなっていて、MHD を除く全ての子会社において、当期純利益を計上した年度の方が多くなっている。

図表 31 各子会社の当期純利益の状況 (単位：百万円)

会社名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(株)NHK メディアホールディングス								△ 25	5,474
(株)NHK エンタープライズ	460	1,304	826	1,604	1,277	1,497	1,512	4,136	2,234
(株)NHK プラネット	115	72	277	246	98				
(株)NHK エデュケーショナル	623	632	914	651	483	454	226	978	667
(株)NHK グローバルメディアサービス	1,285	1,330	828	1,207	889	533	1,454	1,780	856
(株)NHK プロモーション	51	181	263	227	237	△ 528	△ 125	722	638
(株)NHK アート	653	615	809	537	462	223	454	1,264	710
(株)日本国際放送	386	318	272	275	163	117	106	△ 48	126
(株)NHK テクノロジーズ					1,460	535	606	3,536	1,263
(株)NHK アイテック	46	138	896	1,321					
(株)NHK メディアテクノロジー	733	239	829	234					
(株)NHK 出版	324	952	921	623	202	447	505	368	△ 447
(株)NHK ビジネスクリエイト	578	505	499	616	698	431	△ 65	243	△ 357
(株)NHK 文化センター	△ 24	85	143	157	68	△ 995	91	△ 277	△ 194
NHK 営業サービス(株)	166	182	257	153	195	304	275	240	2

そして、各子会社の 5 年度末の総資産、自己資本等の状況をみたところ、図表 32 のとおり、子会社 12 社の総資産は計 1726 億余円、自己資本は計 1103 億余円であり、自己資本比率(総資産に占める自己資本の割合)は、平均で 63.9% となっており、コロナ禍で当期純利益が大きく減少していた株式会社 NHK 文化センターが 15.4% となっているものの、残りの 11 社は 40% を超えている。

また、財務省の法人企業統計調査(5 年度決算期)による協会の各子会社が該当する業種別、資本金別自己資本比率(平均値)を各子会社の数値と比較すると、株式会社 NHK 文化センターを除く 11 社は該当する区分の自己資本比率の平均値を上回っていた。そして、当座資産額及び当座比率(当座資産と短期の流動負債の比率)をみると、当座資産額は計 1089 億余円、当座比率の平均は 251.8% となっていて、12 社中、株式会社 NHK 文化センターを除く 11 社が支払安定性の目安とされる 100% 以上であり、うち 10 社は 200% を超えていた。

したがって、各子会社に係る経営方針にもよるが、自己資本比率、当座資産額等の資産状況等から、子会社の多くは 5 年度末における財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。また、イ(エ)のとおり、直近では配当の原資となる繰越利益剰余金が増加していることから、今後の新規投資等を踏まえつつ、子会社において一定以上の規模での特例配当が十分可能な状態であると思料される。

図表 32 各子会社の令和5年度決算における会社別の総資産、自己資本、当座比率等の状況

(単位：百万円、％)

会社名	総資産 (a)	自己資本			自己資本比率			当座資産 注(2) (e)	流動負債 (f)	当座比率 (e/f)
		うち 資本金 (c)	うち 利益 剰余金 (d)	(b/a)	財務省の統計調査による業種別、 資本金別自己資本比率	分類 注(1)				
(株)NHK メディアホールディングス	9,118	8,610	1,352	5,534	94.4	45.0	A	3,022	508	594.1
(株)NHK エンタープライズ	36,359	20,447	1,608	18,837	56.2	47.6	B	24,313	11,310	214.9
(株)NHK エデュケーション	11,163	6,893	100	6,779	61.7	50.3	C	8,482	3,513	241.4
(株)NHK グローバルメディアサービス	13,132	8,666	435	8,155	65.9	50.3	C	9,087	3,164	287.1
(株)NHK プロモーション	4,812	2,073	100	1,968	43.0	36.0	D	4,137	2,474	167.1
(株)NHK アート	9,302	5,261	200	5,061	56.5	50.3	C	8,182	2,717	301.1
(株)日本国際放送	4,231	2,577	390	2,184	60.9	50.3	C	3,289	1,575	208.7
(株)NHK テクノロジーズ	40,061	26,683	680	25,889	66.6	50.6	E	28,149	9,199	305.9
(株)NHK 出版	20,561	15,752	64	15,686	76.6	58.5	F	10,215	3,694	276.4
(株)NHK ビジネスクリエイト	16,383	9,655	205	9,450	58.9	36.0	D	5,097	2,127	239.6
(株)NHK 文化センター	2,305	356	100	156	15.4	36.0	D	1,400	1,585	88.3
NHK 営業サービス(株)	5,234	3,407	100	3,307	65.0	36.0	D	3,621	1,410	256.6
計(平均)	172,665	110,386	5,335	103,010	(63.9)			108,998	43,282	(251.8)

注(1) 「分類」欄は統計調査における区分により分類したものであり、A は純粋持株会社の資本金区分 10 億円以上、B は情報通信業の資本金区分 10 億円以上、C は情報通信業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、D はサービス業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、E は建設業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、F は情報通信業の資本金区分 1000 万円以上 1 億円未満である。

注(2) 当座資産の数値は、流動資産のうち、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券等を合計したものから貸倒引当金等を控除したものである。

(ウ) 5 年度決算に基づく協会に対する特例配当可能額の試算

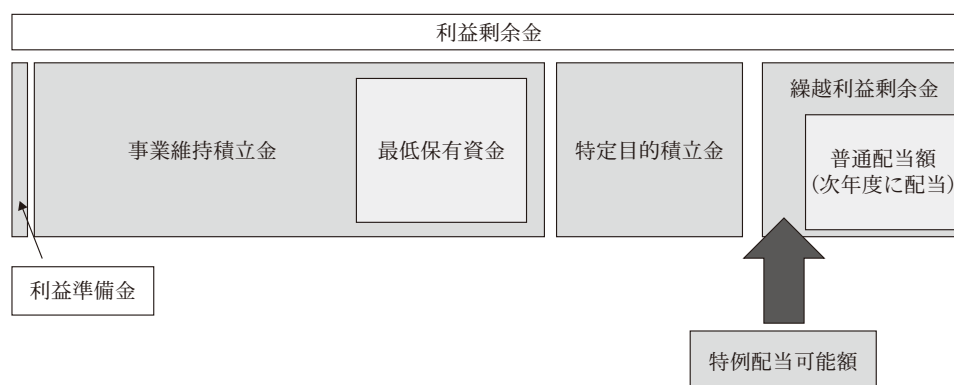
(イ)のとおり、子会社の多くは十分な財務上の余力があり、特例配当が十分可能な状態であると思料される。そして、各子会社は、普通配当においては、おおむねあらかじめ定めた配当要請方針に基づいて、配当を実施している。

このような状況を踏まえて、協会において積極的に特例配当の要請を行っていくためには、子会社の利益剰余金からの特例配当可能額を適切に算定することが重要であることから、当該算定に関する協会の考え方を聴取したところ、29 年報告と同様に、おおむね図表 33 のとおり、特例配当可能額は、普通配当後の利益剰余金から、事業維持積立金、特定目的積立金及び利益準備金を差し引いた額となっており、この考え方を利益剰余金の区分(前掲図表 20 参照)で整理すると、図表 34 のとおりである。

図表 33 特例配当可能額の算定に関する協会の考え方

$$\text{特例配当可能額} = \text{普通配当後の利益剰余金} - \text{事業維持積立金(要積立額)} - \text{特定目的積立金} - \text{利益準備金}$$

図表 34 利益剰余金の区分で整理した特例配当可能額



そして、5年度決算及び図表 33 の特例配当可能額の算定に関する協会の考え方に基づいて、子会社 12 社の特例配当可能額を試算すると、図表 35 のとおり、7 子会社、計 56 億余円となった。

図表 35 子会社 12 社の特例配当可能額の試算

(単位：百万円)

会社名	普通配当後の利益剰余金		令和 5 年度決算に係る株主総会決議後			特例配当可能額 (a-b-c-d-e)
	令和 5 年度期末利益剰余金 残高 (a)	令和 5 年度決算 の配当額 (b)	事業維持積立金 要積立額 (c)	特定目的積立 金残高 (d)	利益準備金 (e)	
(株)NHK メディアホールディングス	5,534	2,187	4,613	—	—	△ 1,266
(株)NHK エンタープライズ	18,837	2,233	16,568	1,600	402	△ 1,967
(株)NHK エデュケーショナル	6,779	667	4,926	1,121	25	39
(株)NHK グローバルメディアサービス	8,155	856	5,691	1,100	108	398
(株)NHK プロモーション	1,968	438	1,726	200	20	△ 416
(株)NHK アート	5,061	710	3,633	456	50	212
(株)日本国際放送	2,184	92	1,717	—	37	337
(株)NHK テクノロジーズ	25,889	942	17,703	3,378	170	3,695
(株)NHK 出版	15,686	—	8,308	7,202	16	159
(株)NHK ビジネスクリエイト	9,450	—	12,270	3,967	51	△ 6,837
(株)NHK 文化センター	156	—	813	—	38	△ 696
NHK 営業サービス(株)	3,307	1	1,998	420	37	849
計	103,010	8,130	79,971	19,444	956	△ 5,491
特例配当可能額のある子会社の計						5,692

注(1) 特例配当可能額がマイナスとなっている子会社があるのは、図表 23 の算定方法に基づいて算定された事業維持積立金の要積立額が決算書に記載された事業維持積立金よりも多額となっているなどのためである。

注(2) (株)NHK メディアホールディングスの傘下子会社の特例配当は、(株)NHK メディアホールディングスに対する配当となる。

したがって、協会においては、特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当の要請を行っていくことが重要である。

4 本院の所見

協会の主たる財源である受信料は、臨時放送関係法制調査会による答申において、一種の

国民的な負担であって、協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされている。そして、運営基準によれば、関連団体の事業目的は、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制とされている。さらに、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

そこで、関連団体との取引の状況について検査したところ、番組制作外随契について調達担当部局が競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。また、関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況について検査したところ、特定目的積立金について20件中7件の取崩予定時期が明確になっておらず、特例配当を実施した際に、要請の可否や配当の額に関する判断について公表されていない状況が見受けられ、今後の特例配当の可能性について本院で特例配当可能額を試算した結果、計56億余円であった。

については、協会において、次のような点に留意して、関連団体との取引を適切に行い、関連団体の利益剰余金を配当等により協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督し、また、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図る必要がある。

- ア 関連団体との番組制作外随契については、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていくこと
- イ 子会社の特定目的積立金については、取崩予定時期を明らかにさせるなどして、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組むこと
- ウ 特例配当の要請を実施した際には、要請の可否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討すること
- エ 特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当を要請すること

本院としては、協会の関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について、今後も引き続き検査していくこととする。

第4節 特別会計財務書類の検査

令和5年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	令和6年11月5日
検査対象	18府省庁等が所管する13特別会計の令和5年度特別会計財務書類
令和5年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	令和6年12月25日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、令和6年11月5日に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和5年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 18府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興両庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

令和5年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、18府省庁等が所管する2特別会計において2事項見受けられた。

なお、上記の2事項については、全て2省庁において所要の訂正が行われた。

(注3) 2省庁 復興庁、文部科学省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの (単位：百万円)

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財 務 書 類 の 科 目 等			計上金額	適切な計上金額	事項	
1	エネルギー対策 (電源開発促進(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結貸借対照表	その他の債務等	本会計年度	13,132	11,605	①	
				負債合計	本会計年度	285,921	284,394		
				資産・負債差額	本会計年度	486,911	488,438		
			連結業務費用計算書	その他の経費	本会計年度	156,975	155,448	①	
				本年度業務費用合計	本会計年度	439,400	437,843		
			連結資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 439,400	△ 437,843		
				Ⅶ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	486,911	488,438		
			附属明細書						
			1 連結対象法人別の資産及び負債の明細						
			その他の債務等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	13,132	11,605	①		
			2 連結対象法人別の業務費用の明細						
			その他の経費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	155,937	154,411	①		
			その他の経費内訳						
			連結対象法人での業務費用	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	144,509	142,982	①		
			3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細						
			Ⅱ 本年度業務費用合計	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	△ 228,339	△ 226,813			
			Ⅶ 本年度末資産・負債差額	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	389,137	390,663			
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項① 連結貸借対照表の「その他の債務等」及び連結業務費用計算書の「その他の経費」において、作成基準等により連結に際して必要な修正を行うこととなっている特殊法人等に特有な会計処理について、誤って一部の修正を行わずに連結したため、それぞれの計上金額が誤っていたもの(文部科学省)									

(単位：百万円)

番号	特別会計名	所管	財 務 書 類 の 科 目 等	計上金額	適切な計上金額	事項		
2	東日本大震災復興	国会、裁 判所、 計検 査院、 内閣 府、 デジ タル 庁、 復興 庁、 総務 省、 法務 省、 外務 省、 財務 省、 文部 科学 省、 厚生 労働 省、 農林 水産 省、 経済 産業 省、 国土 交通 省、 環境 省及 び防 衛省	附属明細書					
			1 貸借対照表の内容に関する明細					
			(2) 資産項目の明細					
			⑦ 貸倒引当金の明細					
			その他の債 権等	貸付金等の 残高	前年度末 残高	3,018	(記載なし)	②
					本年度増 減額	△ 149	(記載なし)	
					本年度末 残高	2,868	(記載なし)	
			上記以外 の債権	貸付金等の 残高	前年度末 残高	3,018	(記載なし)	
					本年度増 減額	△ 149	(記載なし)	
					本年度末 残高	2,868	(記載なし)	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉								
事項② 附属明細書の「貸倒引当金の明細」において、作成基準等により貸倒引当金の設定 対象となる債権を計上することとなっているのに、誤って貸倒引当金の設定対象と ならない国内部(一般会計)に対する債権を計上していたもの(復興庁)								

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

令和6年10月から7年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは1件である。これに繰越し分6件13,046,768円を加えて、処理を要するものは7件13,046,768円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは4件13,023,668円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処 理 し た も の	
		件	千円	件	千円
法	務	4	21	2	1
外	務	3	13,025	2	13,022
	計	7	13,046	4	13,023

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 8,662,233円
- ② 現金出納職員がその保管する現金を亡失した場合に該当しないと認めたものなど 3件 4,361,435円

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、大使館の現金出納職員が社会保障費掛金の雇用主負担分の納付事務を行わせていた補助者に前渡資金を領得された事態について、現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認めたものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

令和6年10月から7年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは37,749件 2,887,677,724円である。これに繰越し分67件 164,422,213円を加えて、処理を要するものは37,816件 3,052,099,937円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは37,731件 2,764,534,283円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処 理 し た も の	
		件	千円	件	千円
国	会	13	2,924	13	2,924
裁	判	104	2,509	102	2,505
計	検 査	3	316	3	316
内	閣	10	2,956	10	2,956
内	閣	1,155	254,524	1,152	253,421
デ	ジ	20	965	20	965
総	務	18	2,543	18	2,543
法	務	488	101,858	474	101,706
外	務	92	160,220	92	160,220
財	務	32,994	104,189	32,994	104,189
文	部	63	15,060	63	15,060
厚	生	375	44,304	374	42,103
農	林	164	34,953	160	33,957
経	済	195	755	193	755
国	土	518	260,367	495	193,862
環	境	19	8,220	19	8,220
防	衛	1,585	2,055,429	1,549	1,838,825
	計	37,816	3,052,099	37,731	2,764,534

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、試験中に高額な物品である魚雷の亡失があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 36,448件 2,327,760,539円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,283件 436,773,744円

第3節 国の予算執行職員に対する検定

(概況)

令和6年10月から7年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて処理したものは、内閣府の分1件17,688円であり、予算執行職員に弁償責任がないと検定したものである。

(検定したものの説明)

予算執行職員に弁償責任がないと検定したものは、警察庁の予算執行職員が海外の契約先に対する支出の決定等の事務に従事中、外国送金に用いる通貨の選択に誤りがあったことに気付かず支出の決定をして国に損害を与えた事態について、予算執行職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第 6 章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 概況

区 分		6年度(百万円)	5年度(百万円)
歳入	合計	561,679,485	568,467,030
	一般会計	135,980,878	140,201,616
	特別会計	425,698,606	428,265,414

区 分		6年度(百万円)	5年度(百万円)
歳出	合計	530,419,186	540,113,311
	一般会計	123,023,998	127,578,849
	特別会計	407,395,187	412,534,462

(注) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一般会計

(1) 歳入

区 分	6年度(千円)	5年度(千円)
徴収決定済額	136,008,546,395	140,248,947,002
収納済歳入額	135,980,878,488	140,201,616,142
不納欠損額	1,424,025	923,519
収納未済歳入額	26,243,882	46,407,340

(2) 歳出

区 分	6年度(千円)	5年度(千円)
支出済歳出額	123,023,998,629	127,578,849,479
翌年度繰越額	10,243,266,020	11,063,276,209
不 用 額	4,310,985,285	6,891,098,529

ア 支出済歳出額

(ア) 所 管 別

所 管	6年度(千円)	5年度(千円)
皇 室 費	8,588,386	6,170,823
国 会	132,575,517	129,263,257
裁 判 所	332,296,053	309,396,122
会 計 検 査 院	16,302,987	16,469,386
内 閣	169,476,013	144,556,019
内 閣 府	4,756,928,108	4,522,101,024
デ ジ タ ル 庁	198,250,823	161,422,614
総 務 省	22,513,630,313	21,518,393,357
法 務 省	884,857,174	813,105,581

所 管	6 年 度 (千円)	5 年 度 (千円)
外 務 省	951,291,260	978,663,590
財 務 省	27,348,178,977	31,423,844,017
文 部 科 学 省	6,644,291,668	6,720,608,830
厚 生 労 働 省	32,099,561,311	32,723,251,741
農 林 水 産 省	3,031,769,764	3,134,316,685
経 済 産 業 省	6,418,920,867	9,064,879,463
国 土 交 通 省	8,349,877,040	8,251,899,315
環 境 省	601,198,206	499,112,052
防 衛 省	8,566,004,152	7,161,395,595

(イ) 主 要 経 費 別

主要経費	6 年度(千円)	5 年度(千円)	主要経費	6 年度(千円)	5 年度(千円)
社 会 保 障 関 係 費	35,779,216,877	36,222,059,739	公 共 事 業 関 係 費	8,386,842,963	8,204,202,779
年 金 給 付 費	11,540,991,591	11,492,001,303	治山治水対策事業費	1,308,441,533	1,319,541,087
医 療 給 付 費	12,282,104,731	12,150,993,026	道路整備事業費	2,099,128,155	1,987,689,342
介 護 給 付 費	3,293,312,517	3,258,786,019	港湾空港鉄道等整備事業費	495,813,480	499,519,761
少 子 化 対 策 費	3,159,364,985	2,858,446,965	住宅都市環境整備事業費	958,829,975	1,002,744,192
生活扶助等社会福祉費	4,723,918,340	4,559,643,346	公園水道廃棄物処理等施設整備費	274,114,017	264,014,923
保健衛生対策費	703,215,731	1,851,498,864	農林水産基盤整備事業費	861,588,388	865,417,206
雇用労災対策費	76,308,980	50,690,214	社会資本総合整備事業費	1,736,726,166	1,759,425,035
文教及び科学振興費	6,868,242,791	8,159,863,045	推 進 費 等	64,910,014	65,470,866
義務教育費国庫負担金	1,617,253,582	1,559,580,219	災害復旧等事業費	587,291,232	440,380,361
科学技術振興費	2,510,652,313	3,882,011,531	経 済 協 力 費	765,275,162	768,319,240
文 教 施 設 費	214,293,855	187,477,074	中 小 企 業 対 策 費	786,977,949	470,854,699
教育振興助成費	2,401,728,397	2,403,173,743	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	2,403,236,612	1,189,709,667
育 英 事 業 費	124,314,643	127,620,476	食料安定供給関係費	1,626,855,398	1,725,815,532
国 債 費	25,689,396,566	25,501,094,636	その他の事項経費	12,387,281,900	16,519,613,478
恩 給 関 係 費	70,821,126	88,774,820			
地方交付税交付金	18,486,753,817	16,964,259,489			
地方特例交付金	1,133,234,252	216,900,000			
防 衛 関 係 費	8,639,863,211	11,547,382,349			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額の主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣	内 閣 官 房	内 閣 官 房 共 通 費	32,480,734	88,657,382
内 閣 府	内 閣 本 府	地 方 創 生 支 援 費	45,791,162	137,218,650
		物 価 高 騰 対 応 地 方 創 生 推 進 費	622,661,990	622,673,422
		地 方 創 生 推 進 費	72,316,306	168,052,546
		こども家庭庁	103,605,544	185,801,863
デジタル庁	デ ジ タ ル 庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	88,518,533	269,432,043
総 務 省	総 務 本 省	物 価 高 騰 対 応 地 方 創 生 推 進 費	607,962,510	2,789,292,628
		電 子 政 府 ・ 電 子 自 治 体 推 進 費	166,126,417	331,994,472
		統 計 調 査 費	30,208,584	64,172,773
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	93,154,332	414,605,734
財 務 省	国 税 庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	38,845,653	146,441,297

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文 部 科 学 本 省	研 究 振 興 費	40,848,416	378,006,202
		国 立 大 学 法 人 施 設 整 備 費	85,661,612	182,832,451
		研 究 開 発 推 進 費	103,445,493	439,617,844
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	252,842,477	484,153,657
	文 化 庁	文 化 財 保 存 事 業 費	30,572,053	90,838,732
厚生労働省	厚 生 労 働 本 省	医 療 提 供 体 制 確 保 対 策 費	142,566,773	178,935,392
		医 療 情 報 化 等 推 進 費	67,790,154	76,797,412
		感 染 症 対 策 費	55,988,055	501,061,990
		医 療 提 供 体 制 基 盤 整 備 費	82,204,238	259,242,435
		障 害 保 健 福 祉 費	36,670,423	2,209,554,321
		介 護 保 険 制 度 運 営 推 進 費	147,747,036	3,713,088,103
農林水産省	農 林 水 産 本 省	国産農産物生産基盤強化等対策費	189,612,980	781,371,185
		農 業 農 村 整 備 事 業 費	213,820,450	545,786,945
		北 海 道 開 発 事 業 費	54,170,175	179,874,006
		農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	41,170,021	84,945,922
	林 野 庁	治 山 事 業 費	40,672,501	116,356,746
		森 林 整 備 事 業 費	61,503,762	215,649,769
	水 産 庁	水 産 基 盤 整 備 費	30,651,509	81,600,268
経済産業省	経 済 産 業 本 省	経 済 構 造 改 革 推 進 費	139,955,999	243,783,131
		対 外 経 済 政 策 推 進 費	48,309,914	115,897,994
		情 報 処 理 ・ サ ー ビ ス ・ 製 造 産 業 振 興 費	81,430,869	323,344,685
	資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	エ ネ ル ギ ー 需 給 構 造 高 度 化 対 策 費	135,156,273	3,085,406,396
	中 小 企 業 庁	中 小 企 業 政 策 推 進 費	46,315,155	311,607,435
国土交通省	国 土 交 通 本 省	住 宅 市 場 整 備 推 進 費	39,998,682	84,286,185
		道 路 環 境 改 善 事 業 費	47,134,858	172,855,098
		住 宅 防 災 事 業 費	167,854,443	474,223,936
		下 水 道 防 災 事 業 費	54,660,663	134,130,021
		河 川 整 備 事 業 費	327,779,802	1,016,763,910
		多 目 的 ダ ム 建 設 事 業 費	32,904,144	114,730,224
		砂 防 事 業 費	82,240,478	239,504,213
		道 路 交 通 安 全 対 策 事 業 費	401,495,346	1,462,373,770
		港 湾 事 業 費	148,539,166	408,142,887
		地 域 連 携 道 路 事 業 費	367,432,461	1,063,084,001
		都 市 再 生 ・ 地 域 再 生 整 備 事 業 費	41,294,754	157,802,615
		地 域 公 共 交 通 維 持 ・ 活 性 化 推 進 費	30,786,156	88,063,755
		道 路 交 通 円 滑 化 事 業 費	99,887,648	373,873,984
		社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	847,348,460	2,473,863,314
		沖 縄 開 発 事 業 費	51,319,042	144,320,301
		北 海 道 開 発 事 業 費	103,063,800	589,100,750
		河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	393,337,267	779,214,378
		河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	168,674,252	288,825,166
環 境 省	環 境 本 省	資 源 循 環 政 策 推 進 費	84,886,929	208,200,924
		廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 費	69,791,347	165,315,993
防 衛 省	防 衛 本 省	防 衛 力 基 盤 強 化 推 進 費	92,178,522	968,193,589
		防 衛 力 基 盤 強 化 施 設 整 備 費	175,305,201	555,060,608
		武 器 車 両 等 整 備 費	89,696,671	1,709,840,201
		航 空 機 整 備 費	161,164,863	1,869,675,731
		在 日 米 軍 等 駐 留 関 連 諸 費	388,258,945	1,091,475,769

ウ 不用額

不用額の主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府 地方創生推進事務局 こども家庭庁	地 方 創 生 支 援 費	11,111,561	137,218,650
		地 方 創 生 推 進 費	13,746,422	168,052,546
		母 子 家 庭 等 対 策 費	12,418,932	173,339,508
総 務 省	総 務 本 省	物価高騰対応地方創生推進費	29,380,148	2,789,292,628
		電子政府・電子自治体推進費	15,490,904	331,994,472
		電波利用料財源電波監視等実施費	16,188,716	97,801,397
財 務 省	財 務 本 省	国 債 費	218,746,257	25,908,142,824
		貨 幣 回 収 準 備 資 金 へ 繰 入	25,393,141	78,602,661
		国家公務員共済組合連合会等助成費	12,030,945	84,565,069
		原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,846,615	10,846,615
		予 備 費	304,185,639	304,185,639
		国 税 庁 共 通 費	12,879,872	577,060,898
文部科学省	文 部 科 学 本 省	初 等 中 等 教 育 振 興 費	32,216,550	767,826,128
		大 学 等 修 学 支 援 費	237,635,631	543,504,712
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	20,452,742	484,153,657
厚生労働省	厚 生 労 働 本 省	感 染 症 対 策 費	88,971,356	501,061,990
		原爆被爆者等援護対策費	28,929,669	114,741,911
		医 療 提 供 体 制 基 盤 整 備 費	33,640,350	259,242,435
		生 活 保 護 等 対 策 費	50,576,859	2,968,056,174
		障 害 保 健 福 祉 費	10,521,534	2,209,554,321
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	1,840,591,358	12,904,738,355
		介 護 保 険 制 度 運 営 推 進 費	466,863,358	3,713,088,103
農林水産省	農 林 水 産 本 省	国産農産物生産基盤強化等対策費	48,194,206	781,371,185
経済産業省	経 済 産 業 本 省 資源エネルギー庁 中 小 企 業 庁	経 済 構 造 改 革 推 進 費	41,167,823	243,783,131
		地 域 経 済 政 策 推 進 費	11,705,733	53,671,181
		エネルギー需給構造高度化対策費	22,924,926	3,085,406,396
国土交通省	国 土 交 通 本 省 観 光 庁	中 小 企 業 政 策 推 進 費	34,925,521	311,607,435
		住 宅 防 災 事 業 費	31,851,296	474,223,936
		附 帯 ・ 受 託 工 事 費	19,921,617	108,312,219
		河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	16,032,478	779,214,378
防 衛 省	防 衛 本 省	観 光 振 興 費	11,132,130	139,445,974
		防 衛 本 省 共 通 費	18,939,442	795,480,880
		防 衛 力 基 盤 強 化 推 進 費	21,686,629	968,193,589
		防 衛 力 基 盤 強 化 施 設 整 備 費	24,412,678	555,060,608
		武 器 車 両 等 整 備 費	12,991,091	1,709,840,201
		航 空 機 整 備 費	13,770,590	1,869,675,731

エ 予備費使用額

予備費使用額は原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費 9891 億 5338 万余円、予備費 6958 億 1436 万余円、計 1 兆 6849 億 6774 万余円(令和 5 年度 1 兆 4387 億 6454 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(ア) 原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費

所 管	組 織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
経済産業省	資源エネルギー庁	エネルギー需給構造高度化対策費	985,365,279	1,351,781,262
国土交通省	国土交通本省	地域公共交通維持・活性化推進費	3,788,106	54,865,877

(イ) 予 備 費

所 管	組 織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地 方 創 生 支 援 費 防 災 政 策 費	50,000,000 96,602,935	47,125,613 38,793,599
総 務 省	総 務 本 省	選 挙 制 度 等 整 備 費	82,457,736	256,102
法 務 省	法 務 本 省	訟 務 費	5,496,710	1,727,271
厚生労働省	厚生労働本省	生 活 保 護 等 対 策 費	5,263,446	2,949,502,714
農林水産省	農林水産本省	担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 費	5,964,470	211,417,759
		農 業 農 村 整 備 事 業 費	3,679,237	346,118,674
		農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	20,191,864	35,480,367
		農 業 施 設 災 害 関 連 事 業 費	9,669,938	1,425,795
	林 野 庁	山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	5,507,901	26,702,566
		山 林 施 設 災 害 関 連 事 業 費	3,135,894	20,028,814
	水 産 庁	漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	7,416,000	7,162,448
国土交通省	国土交通本省	下 水 道 防 災 事 業 費	13,645,412	85,371,035
		道 路 交 通 安 全 対 策 事 業 費	41,031,583	1,039,972,489
		北 海 道 開 発 事 業 費	8,573,798	482,158,270
		河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	196,968,799	278,270,856
		住 宅 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	3,345,470	123,000
		河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	34,865,941	140,937,636
環 環 省	環 境 本 省	資 源 循 環 政 策 推 進 費	80,365,980	79,081,787
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	3,662,914	4,772,000

(3) 剰 余 金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた12兆9568億7985万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた6年度新規発生剰余金は12兆9568億7985万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源10兆2432億6602万余円、地方交付税交付金財源4354億3534万余円、空港整備事業費等財源7億3325万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源129億3139万余円を差し引いた2兆2645億1383万余円が、6年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

3 特 別 会 計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものであり、令和6年度における特別会計は13会計である。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	54,434,126,935	54,434,126,935	—	—
5年度	52,895,122,229	52,895,122,229	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6年度	54,656,405,543	53,220,981,633	711,414,944	724,008,965
5年度	52,250,637,254	51,661,767,006	527,366,983	61,503,264

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	113,654,873	113,654,873	—	—
5年度	109,166,297	109,166,297	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6年度	113,328,344	4,365,517	—	108,962,826
5年度	108,980,454	9,295,464	—	99,684,989

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	216,834,328,483	216,834,328,483	—	—
5年度	234,483,074,321	234,483,074,321	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6年度	223,628,261,741	213,708,840,457	3,085,823,930	6,833,597,354
5年度	239,062,958,508	231,413,090,900	3,065,620,795	4,584,246,811

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	5,712,899,775	5,712,899,775	—	—
5年度	5,249,576,653	5,249,576,653	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6年度	1,317,220,070	352,551,066	—	964,669,003
5年度	2,419,319,219	1,361,262,540	—	1,058,056,678

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

ア 財政融資資金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	22,983,679,470	22,983,679,470	—	—
5年度	13,213,803,776	13,213,803,776	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	23,083,280,677	22,961,165,326	—	122,115,350
5年度	15,262,730,477	13,187,634,455	66,726	2,075,029,295

イ 投資勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	868,568,374	868,568,374	—	—
5年度	1,148,061,386	1,148,061,386	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	578,418,929	463,615,885	39,000,000	75,803,043
5年度	1,008,116,610	814,421,949	11,700,000	181,994,660

ウ 特定国有財産整備勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	37,187,687	37,187,687	—	—
5年度	57,403,770	57,403,770	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	9,427,116	7,603,985	1,308,283	514,847
5年度	23,055,252	21,307,239	1,160,032	587,981

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

ア エネルギー需給勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	4,579,078,239	4,577,634,677	1,443,550	11
5年度	4,512,244,402	4,511,912,326	110,692	221,384
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	4,803,598,286	3,332,366,925	752,822,486	718,408,873
5年度	4,420,349,458	3,304,219,150	782,757,721	333,372,586

イ 電源開発促進勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	472,062,528	472,062,528	—	—
5年度	404,278,867	404,278,867	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	451,079,861	374,197,883	52,324,317	24,557,659
5年度	384,282,795	339,192,140	26,955,318	18,135,337

ウ 原子力損害賠償支援勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	8,613,358,489	8,613,358,489	—	—
5年度	8,620,629,255	8,620,629,255	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	12,599,062,972	8,613,212,557	—	3,985,850,414
5年度	10,937,846,597	8,579,327,339	—	2,358,519,257

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

ア 労災勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	1,321,122,985	1,288,863,899	1,078,237	31,180,848
5年度	1,256,671,192	1,227,717,298	736,175	28,217,717
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	1,093,786,921	1,018,593,822	1,165,398	74,027,700
5年度	1,073,928,111	1,004,400,246	587,601	68,940,263

イ 雇用勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	3,687,662,654	3,625,022,701	1,374,927	61,265,026
5年度	3,533,711,590	3,488,551,288	591,298	44,569,002
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	3,295,717,736	2,944,076,391	5,082,699	346,558,646
5年度	3,591,495,198	2,657,055,624	2,982,423	931,457,150

ウ 徴収勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	4,432,786,098	4,386,527,191	3,420,534	42,838,371
5年度	4,226,877,602	4,182,632,971	2,344,250	41,900,380
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	4,280,263,387	4,267,950,891	61,733	12,250,762
5年度	4,079,670,577	4,065,558,363	—	14,112,213

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

ア 基礎年金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	26,249,970,566	26,249,457,859	126,102	386,604
5年度	25,557,107,802	25,556,538,674	143,369	425,757
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	30,344,956,289	25,726,438,301	—	4,618,517,987
5年度	28,854,982,070	25,063,332,169	—	3,791,649,900

イ 国民年金勘定

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6 年度	3,774,007,723	3,763,236,562	4,112,230	6,658,930
5 年度	3,749,327,846	3,741,075,919	111,646	8,140,281
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6 年度	4,244,113,164	3,734,960,804	—	509,152,359
5 年度	3,925,803,588	3,503,287,483	—	422,516,104

ウ 厚生年金勘定

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6 年度	50,462,754,312	50,353,797,377	29,259,784	79,697,150
5 年度	49,186,506,167	49,070,073,291	24,445,654	91,987,221
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6 年度	51,577,228,424	47,280,212,102	—	4,297,016,321
5 年度	50,408,732,452	46,708,418,955	—	3,700,313,496

エ 健康勘定

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6 年度	13,665,810,738	13,601,958,717	17,118,001	46,734,020
5 年度	13,040,343,089	12,974,223,094	13,792,177	52,327,817
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6 年度	12,804,393,312	12,801,907,191	—	2,486,120
5 年度	12,514,890,322	12,509,463,150	—	5,427,171

オ 子ども・子育て支援勘定

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6 年度	4,099,415,579	4,097,394,536	469,349	1,551,694
5 年度	3,611,710,542	3,609,576,393	339,896	1,794,253
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6 年度	3,991,007,049	3,662,361,827	87,720,796	240,924,424
5 年度	3,447,639,810	3,200,893,898	41,686,839	205,059,072

(注) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、7年4月1日に子ども・子育て支援勘定は廃止された。そして、6年度の末日において同勘定に所属していた権利及び義務は、年金特別会計の業務勘定に帰属するものを除き、7年度に設置された子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属するものとされた。

カ 業務勘定

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6 年度	559,496,275	544,203,703	5,862,199	9,430,372
5 年度	529,286,667	514,870,086	6,117,513	8,299,067
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
6 年度	494,350,935	455,772,707	—	38,578,227
5 年度	456,847,436	416,826,100	—	40,021,335

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

ア 農業経営安定勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	249,894,152	249,878,177	—	15,974
5年度	252,605,620	252,605,620	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	241,376,484	194,811,257	—	46,565,226
5年度	251,423,994	206,554,380	—	44,869,613

イ 食糧管理勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	789,343,303	771,870,875	4,541	17,467,886
5年度	817,840,021	793,595,911	—	24,244,110
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	1,034,547,484	709,120,638	12,355,010	313,071,835
5年度	1,122,001,272	776,913,725	13,191,279	331,896,267

ウ 農業再保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	63,698,816	63,698,816	—	—
5年度	76,876,461	76,876,461	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	95,559,724	57,598,306	—	37,961,417
5年度	104,199,562	66,483,458	—	37,716,103

エ 漁船再保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	9,471,159	9,471,159	—	—
5年度	9,486,038	9,486,038	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	7,005,201	4,617,233	—	2,387,967
5年度	6,903,480	4,752,323	—	2,151,156

オ 漁業共済保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	12,132,202	12,132,202	—	—
5年度	12,725,968	12,725,968	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	12,451,679	11,734,430	—	717,248
5年度	12,879,124	12,139,905	—	739,218

力 業務勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	14,179,662	14,179,313	348	—
5年度	13,209,139	13,209,139	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	23,373,888	14,155,883	23,430	9,194,574
5年度	14,720,490	13,209,139	—	1,511,350

キ 国営土地改良事業勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	9,361,384	9,361,046	338	—
5年度	12,821,845	12,821,505	—	340
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	10,194,569	9,078,574	778,465	337,529
5年度	16,009,161	12,599,308	2,666,563	743,290

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	339,525,897	339,525,897	—	—
5年度	342,956,922	342,956,922	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	339,540,120	339,525,897	—	14,222
5年度	343,032,560	342,956,922	—	75,637

(11) 経済産業省所管 特許特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	266,153,684	266,150,945	—	2,739
5年度	236,356,955	236,356,593	—	361
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	154,013,711	144,246,297	279,747	9,487,666
5年度	149,501,960	138,547,413	1,888,459	9,066,087

(12) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

ア 自動車事故対策勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	89,979,838	87,398,076	1,299,091	1,282,670
5年度	90,828,060	86,368,933	2,739,227	1,719,899
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	26,248,775	21,075,189	1,983,977	3,189,607
5年度	24,056,998	20,095,215	477,511	3,484,271

イ 自動車検査登録勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	48,232,072	48,231,818	248	5
5年度	48,474,765	48,473,598	1,086	80
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	43,811,833	41,280,220	858,152	1,673,460
5年度	41,443,085	39,116,002	211,752	2,115,330

ウ 空港整備勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	481,271,331	480,640,907	103,192	527,231
5年度	461,240,250	460,162,471	570,164	507,614
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	475,696,200	351,743,583	105,306,289	18,646,327
5年度	471,461,307	376,154,031	76,369,282	18,937,994

(13) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
6年度	788,347,257	788,103,461	—	243,795
5年度	861,604,370	861,487,570	349	116,450
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
6年度	737,690,669	565,024,595	62,593,443	110,072,630
5年度	861,669,492	704,186,149	56,003,066	101,480,276

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所管	6年度(千円)	5年度(千円)
国会	—	—
裁判所	—	—
会計検査院	—	—
内閣	14,851	20,911
内閣府	6,767,428	8,228,818
デジタル庁	—	—
復興庁	19,865,819	20,036,318
総務省	57,092,659	62,446,653
法務省	42,344	70,113
外務省	—	—
財務省	165,385,477	188,043,364
文部科学省	11,541,681	14,119,214
厚生労働省	9,973,820	12,150,142
農林水産省	48,479,373	61,872,941
経済産業省	28,015,611	37,396,701
国土交通省	66,942,072	50,092,136
環境省	150,903,455	249,708,831
防衛省	—	—

(注) 国会、裁判所、会計検査院、デジタル庁、外務省及び防衛省には5、6両年度の歳出予算現額が計上されていない。

第2 法律により設置されている資金の受払

法律により特に設置されている資金で、その受払の計算書、増減及び現在額の計算書又は増減に関する実績表を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出するなどしなければならないこととなっているものは、4 資金である。

1 国税収納金整理資金

令和6年度国税収納金整理資金受払計算書における資金の受入及び支払

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
6年度	105,016,029,141	103,754,786,308	74,302,237	1,186,940,595
5年度	102,024,327,203	100,723,267,341	64,358,572	1,236,701,289
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
6年度	24,130,746,931		78,022,985,865	
5年度	24,336,751,281		74,704,585,408	

2 決算調整資金

令和6年度決算調整資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

区 分	金 額(千円)
6年7月末資金現在額	—
6年8月1日から7年7月31日までの資金増	—
6年8月1日から7年7月31日までの資金減	—
7年7月末資金現在額	—

3 貨幣回収準備資金

令和6年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

第6章
第1節
第2
3
貨幣回収準備資金
4
防衛力強化資金

区 分	事 項	6 年度(千円)	5 年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入)	638,351,894	683,052,516
	貨幣発行高	192,533,344	195,407,104
	一般会計より繰入	72,892,977	—
	運用益	87,416	27,825
	地金売払代	5,748,224	4,811,280
	計	271,261,962	200,246,210
	(払出)		
	貨幣回収高	235,585,160	234,569,800
	一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	—	10,377,031
	計	235,585,160	244,946,831
	差引現在額	674,028,696	638,351,894
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	141,274,884	137,200,739
	回収貨幣	15,491,774	11,930,603
	計	15,491,774	11,930,603
	(払出)		
	貨幣材料	3,698,422	3,212,960
	地金売払	5,064,903	4,474,819
	その他	205,702	168,678
	計	8,969,028	7,856,458
	差引現在額	147,797,630	141,274,884
資 金 合 計		821,826,327	779,626,779

4 防衛力強化資金

令和6年度防衛力強化資金増減実績表における資金の増減及び現在額

区 分	金 額(千円)
前年度末現在額	4,268,513,579
資金増減額(減は△)	△ 892,924,567
受 入	261,899,597
払 出	1,154,824,165
本年度末現在額	3,375,589,012

第3 債権及び債務

1 債 権

令和6年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額

区 分	6年度末現在額(千円)	5年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	6,029,835,261	6,319,023,624	△ 289,188,363
歳 入 外	45,910	55,172	△ 9,262
積 立 金	118,074,182,568	115,629,775,429	2,444,407,138
資 金	120,206,423,163	121,749,104,923	△ 1,542,681,759
計	244,310,486,903	243,697,959,150	612,527,752

2 債 務

令和6年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計

種 別	6年度末現在額(千円)	5年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	175,067,028	121,831,423	53,235,605
歳出予算の繰越債務負担額	6,430,211,520	6,758,194,381	△ 327,982,860
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	778,802,443	419,817,270	358,985,173
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	21,098,100,721	15,503,973,699	5,594,127,021
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	—	146,192,363	△ 146,192,363
公債	1,182,853,632,038	1,157,100,620,006	25,753,012,031
内国債	1,182,853,528,865	1,157,100,519,899	25,753,008,966
外国債(注)	103,172	100,107	3,065
借入金	46,867,529,102	48,196,163,330	△ 1,328,634,228
政府短期証券	93,899,620,000	91,499,320,000	2,400,300,000
一時借入金	63,473,000	365,108,000	△ 301,635,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	3,736,398,258	3,779,781,862	△ 43,383,604
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	35,863,600,441	35,687,368,256	176,232,185
計	1,391,766,434,556	1,359,578,370,594	32,188,063,961

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

第4 国有財産及び物品

1 国 有 財 産

令和6年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額

区 分		6年度末現在額(千円)	5年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土	地	21,281,155,815	20,356,380,171	924,775,644
立	木 竹	4,151,063,404	4,068,542,725	82,520,678
建	物	3,385,225,901	3,388,305,162	△ 3,079,260
工	作 物	2,493,969,172	2,511,612,508	△ 17,643,335
機 械 器 具		0	0	—
船	舶	1,626,286,745	1,586,075,475	40,211,269
航	空 機	941,402,529	989,681,707	△ 48,279,177
地 上 権 等		3,086,990	3,657,895	△ 570,904
特 許 権 等		1,142,840	1,145,623	△ 2,782
政 府 出 資 等		106,589,129,839	104,752,838,341	1,836,291,497
不動産の信託の受益権		15,748,968	36,093,842	△ 20,344,874
計		140,488,212,208	137,694,333,454	2,793,878,754
分類及び種類	行 政 財 産	27,847,066,037	27,033,724,971	813,341,065
	公 用 財 産	21,015,294,269	20,377,807,867	637,486,402
	公 共 用 財 産	876,565,516	835,703,484	40,862,031
	皇 室 用 財 産	811,868,701	756,326,578	55,542,123
	森 林 経 営 用 財 産	5,143,337,549	5,063,887,042	79,450,507
	普 通 財 産	112,641,146,171	110,660,608,482	1,980,537,688

令和6年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額

区 分		6年度末現在額(千円)	5年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土	地	1,354,633,550	1,278,316,988	76,316,562
立	木 竹	874,813	887,850	△ 13,036
建	物	646,906	614,319	32,587
工	作 物	606,392	649,456	△ 43,064
計		1,356,761,664	1,280,468,615	76,293,049

2 物 品

令和6年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額

品 目	6年度末現在額(千円)	5年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電 気 機 器	87,342,500	85,587,507	1,754,993
通 信 機 器	1,066,646,416	1,041,699,422	24,946,993
工 作 機 器	1,462,288	1,684,983	△ 222,695
木 工 機 器	3,597,486	3,640,395	△ 42,909
土 木 機 器	180,103,461	150,390,318	29,713,143
試 験 及 び 測 定 機 器	545,608,664	552,997,286	△ 7,388,621
荷 役 運 搬 機 器	4,486,452	4,650,584	△ 164,131
産 業 機 器	20,107,854	20,741,748	△ 633,894
船 舶 用 機 器	17,833,319	16,012,290	1,821,028
車 両 及 び 軌 条	867,999,841	846,857,236	21,142,604
医 療 機 器	36,374,116	37,269,863	△ 895,747
特 殊 用 途 機 器	114,081,536	115,795,949	△ 1,714,413
雑 機 器	324,175,556	310,869,240	13,306,316
防 衛 用 武 器	3,387,979,342	3,441,197,004	△ 53,217,661
防 衛 用 施 設 機 器	243,954,085	249,187,363	△ 5,233,278
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	4,143,192,988	4,014,859,157	128,333,830
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	2,424,431,940	2,208,194,012	216,237,928
防 衛 用 船 舶 用 機 器	459,264,580	384,404,700	74,859,879
防 衛 用 衛 生 器 材	52,793,222	51,746,618	1,046,603
防 衛 用 一 般 機 器	1,637,805,766	1,645,763,509	△ 7,957,742
美 術 品	48,517,056	47,632,646	884,409
計	15,667,758,477	15,231,181,841	436,576,635

第6章
第1節
第4
2
物品

第 5 財政融資資金の長期運用

令和 6 年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	99,777,127	71,391,632	18,067,495	10,318,000
政府関係機関	6,638,100,000	2,768,360,000	439,000,000	3,430,740,000
独立行政法人等	2,383,837,557	2,257,832,058	6,977,611	119,027,888
地方公共団体	6,029,851,729	2,858,886,156	2,552,134,258	618,831,315
計	15,151,566,413	7,956,469,846	3,016,179,364	4,178,917,203

第6 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

令和7年次の検査(6年10月から7年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 211
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 27
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,872
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 63
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 211	(1) 政府関係機関 4
	沖縄振興開発金融公庫 株式会社日本政策金融公庫 株式会社国際協力銀行 (注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 39
	日本私立学校振興・共済事業団 日 本 銀 行 日本中央競馬会 預金保険機構
	(注2) 東京地下鉄株式会社 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本司法支援センター
	全国健康保険協会 株式会社日本政策投資銀行 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 株式会社産業革新投資機構
	日本年金機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 農水産業協同組合貯金保険機構 新関西国際空港株式会社
	株式会社農林漁業成長産業化支援機構 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社海外需要開拓支援機構 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
	横浜川崎国際港湾株式会社 外国人技能実習機構 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 株式会社日本貿易保険
	(注3) 株式会社脱炭素化支援機構 福島国際研究教育機構 (注4) 金融経済教育推進機構 (注5) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構
	以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。

区 分	団 体 名
	(注6) (3) 独立行政法人 83 国立公文書館 情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構 国立美術館 国立文化財機構 農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構 国際農林水産業研究センター 森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所 海技教育機構 航空大学校 国立環境研究所 教職員支援機構 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車技術総合機構 造幣局 国立印刷局 国民生活センター 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会 (注1) 国際協力機構 国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 情報処理推進機構 エネルギー・金属鉱物資源機構 労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 環境再生保全機構 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学改革支援・学位授与機構 中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 医薬基盤・健康・栄養研究所 日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 地域医療機能推進機構 年金積立金管理運用 住宅金融支援機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立がん研究センター (注7) 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 勤労者退職金共済機構 日本医療研究開発機構

区 分	団 体 名			
	(注6) (4) 国立大学法人等 86			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	北海道国立大学機構
	旭川医科大学	弘前大学	岩手大学	東北大学
	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学
	茨城大学	筑波大学	筑波技術大学	宇都宮大学
	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学
	(注8) 東京医科歯科大学	東京外国語大学	(注8) 東京科学大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学
	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学
	長岡技術科学大学	上越教育大学	富山大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	静岡大学
	浜松医科大学	東海国立大学機構	愛知教育大学	名古屋工業大学
	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学
	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学
	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良国立大学機構
	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学
	広島大学	山口大学	徳島大学	鳴門教育大学
	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学
	九州大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学
	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
	鹿屋体育大学	琉球大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学
	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち9	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社
	日本郵政株式会社			

区 分	団 体 名
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 27	北海道旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社 四国旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社 INCJ 東京湾横断道路株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが12団体ある。
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構 独立行政法人農業者年金基金 地方公共団体金融機構

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「東京地下鉄株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、令和6年10月23日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の2分の1以上を出資している団体に該当しないこととなった。

(注3) 「福島国際研究教育機構」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、令和7年4月1日に、福島県から現物出資を受けたことにより、国が資本金の2分の1以上を出資している団体に該当しないこととなった。

(注4) 「金融経済教育推進機構」は、令和6年4月5日に設立された。

(注5) 「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」は、令和6年5月15日に設立された。

(注6) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注7) 「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」は令和7年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は同日に設立された「国立健康危機管理研究機構」に承継された。

(注8) 「国立大学法人東京科学大学」は、令和6年10月1日に「国立大学法人東京工業大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人東京医科歯科大学」の権利及び義務を承継した。

2 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされていて、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和6年度末における政府関係機関は4機関である。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

収 入	収入済額(千円)		
6年度	10,285,476		
5年度	13,505,664		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	11,088,731	8,451,246	2,637,484
5年度	10,030,816	8,640,576	1,390,239

(2) 株式会社日本政策金融公庫

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	143,217,100		
5年度	130,477,239		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	135,916,432	84,500,395	51,416,036
5年度	106,855,324	75,424,801	31,430,522

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	52,694,477		
5年度	49,305,481		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	51,947,759	35,566,037	16,381,721
5年度	40,012,285	33,289,906	6,722,378

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	91,125,582		
5年度	79,501,152		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	69,797,095	35,288,491	34,508,603
5年度	54,217,325	32,366,553	21,850,771

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	237,131,110		
5年度	236,425,666		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	845,646,528	449,037,775	396,608,752
5年度	849,435,927	392,801,864	456,634,062

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	7,468,468		
5年度	7,672,494		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	71,133,209	33,576,952	37,556,256
5年度	105,937,344	39,572,287	66,365,056

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6年度	362,825		
5年度	267,011		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	6,505,974	363,758	6,142,215
5年度	4,087,549	266,714	3,820,834

(3) 株式会社国際協力銀行

収 入	収入済額(千円)		
6年度	1,360,473,601		
5年度	1,290,923,459		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	1,686,616,712	1,262,382,673	424,234,038
5年度	1,329,702,421	1,133,407,097	196,295,323

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入	収入済額(千円)		
6年度	176,666,867		
5年度	168,407,988		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6年度	182,133,826	135,955,776	46,178,049
5年度	145,880,712	100,660,785	45,219,926

3 日本銀行の決算

貸借対照表

区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)	区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)
資産	729,766,909,653	756,423,149,860	負債	723,839,816,120	750,587,480,270
			純資産	5,927,093,532	5,835,669,590

損益計算書

区 分	6 事業年度(千円)	5 事業年度(千円)
経常収益	4,575,799,618	5,085,878,971
経常費用	1,783,524,420	445,891,616
経常利益	2,792,275,198	4,639,987,355
特別利益	1,940,939	4,072,883
特別損失	472,900,384	1,573,953,770
税引前当期剰余金	2,321,315,753	3,070,106,468
法人税、住民税及び事業税	57,032,035	782,885,651
当期剰余金	2,264,283,718	2,287,220,817
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	113,214,185	114,361,040
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	2,151,064,532	2,172,854,776

4 日本放送協会の決算

貸借対照表

区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)	区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)
資産	1,266,665,094	1,320,227,749	負債	438,019,117	446,647,371
流動資産	479,990,219	573,413,631	流動負債	259,714,893	274,694,928
固定資産	651,805,379	586,281,786	固定負債	178,304,223	171,952,443
特定資産	134,869,495	160,532,332	純資産	828,645,976	873,580,378

損益計算書

区 分	6 事業年度(千円)	5 事業年度(千円)
経常事業収入	612,543,671	656,705,583
経常事業支出	655,230,521	676,805,116
経常事業収支差金	△ 42,686,849	△ 20,099,533
経常事業外収入	9,752,916	7,644,496
経常事業外支出	—	140,952
経常事業外収支差金	9,752,916	7,503,544
経常収支差金	△ 32,933,933	△ 12,595,989
特別収入	824,898	1,214,202
特別支出	12,825,366	1,567,182
当期事業収支差金	△ 44,934,401	△ 12,948,969
(事業収支差金の処分)		
事業収支剰余金	△ 44,934,401	△ 12,948,969

ア 一般勘定

貸借対照表

区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)	区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)
資産	1,265,462,212	1,319,147,600	負債	436,816,235	445,567,222
流動資産	478,800,499	572,348,482	流動負債	258,515,674	273,620,616
固定資産	651,792,217	586,266,785	固定負債	178,300,560	171,946,606
特定資産	134,869,495	160,532,332	純資産	828,645,976	873,580,378

損益計算書

区 分	6 事業年度(千円)	5 事業年度(千円)
経常事業収入	607,562,219	651,896,974
経常事業支出	650,249,060	672,713,291
経常事業収支差金	△ 42,686,841	△ 20,816,316
経常事業外収入	9,752,908	7,644,158
経常事業外支出	—	140,952
経常事業外収支差金	9,752,908	7,503,206
経常収支差金	△ 32,933,933	△ 13,313,110
特別収入	824,898	1,214,202
特別支出	12,825,366	1,567,182
当期事業収支差金	△ 44,934,401	△ 13,666,091
(事業収支差金の処分)		
事業収支剰余金	△ 44,934,401	△ 13,666,091

イ 有料インターネット活用業務勘定

貸借対照表

区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)	区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)
資産	1,181,119	995,834	負債	1,181,119	995,834
流動資産	1,167,957	980,834	流動負債	1,177,456	989,997
固定資産	13,161	15,000	固定負債	3,662	5,837

損益計算書

区 分	6 事業年度(千円)	5 事業年度(千円)
経常事業収入	6,540,019	5,811,878
経常事業支出	5,638,672	3,661,580
経常事業収支差金	901,347	2,150,297
経常事業外収入	7	337
経常事業外収支差金	7	337
経常収支差金	901,355	2,150,635
当期事業収支差金	901,355	2,150,635
(事業収支差金の処分)		
一般勘定への繰入れ	901,355	1,433,514
繰越欠損金	—	717,121

ウ 受託業務等勘定

貸借対照表

区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)	区 分	6 事業年度末 (千円)	5 事業年度末 (千円)
資産	88,848	94,949	負債	88,848	94,949
流動資産	88,848	94,949	流動負債	88,848	94,949

損益計算書

区 分	6 事業年度(千円)	5 事業年度(千円)
経常事業収入	1,262,937	1,899,922
経常事業支出	1,039,748	1,491,101
経常事業収支差金	223,188	408,821
当期事業収支差金	223,188	408,821
(事業収支差金の処分)		
一般勘定への繰入れ	223,188	408,821

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等の概要等

(1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどっている。そして、令和6年度末において、建設^(注1)国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債^(注2)^(注3)^(注4)(以下「GX 経済移行債」という。)、子ども・子育て支援特例公債^(注5)(以下「子ども特例債」といい、復興債及びGX 経済移行債と合わせて「復興債等」という。)、借換債^(注6)等のように利払・償還財源が主として税金等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1079.7兆円に達している。また、6年度の国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は20.8%となっている。

こうした厳しい財政状況が続いている中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注7)(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととした(以下、2025年度(7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度黒字化目標」という。)

そして、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)において、「金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度(7年度)から2026年度(8年度)を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」^(注8)の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」こととしている(以下、2025年度(7年度)から2026年度(8年度)を通じて、可能な限り早期の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度から8年度を通じた黒字化目標」という。)

また、国・地方 PB、財政収支、債務残高及びそれぞれの対 GDP 比については、内閣府が、半
ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」とい
う。)^(注10)において実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政
状況を継続して検査している。そして、平成 28 年度以降の検査報告の第 6 章において、財政健全化
のための目標等において用いられる国・地方 PB、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比につい
て、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

(注 1) 建設国債 財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金
及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計にお
いて発行される公債

(注 2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行し
てもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で
一般会計において発行される公債

(注 3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措
置法」(平成 23 年法律第 117 号)第 69 条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するた
めに発行される公債

(注 4) 脱炭素成長型経済構造移行債 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和 5
年法律第 32 号)第 7 条の規定に基づき脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に
要する費用の財源を確保するために発行される公債。同法第 8 条において、化石燃料賦課金及び
特定事業者負担金の収入により、令和 32 年度までの間に償還するものとされている。

(注 5) 子ども・子育て支援特例公債 「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)第 71 条の 26 の規定
に基づき支援納付金対象費用の財源を確保するために発行される公債。同法第 71 条の 27 におい
て、令和 33 年度までの間に償還するものとされている。

(注 6) 借換債 特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号。以下「特会法」という。)第 46 条及び第 47 条の
規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

(注 7) 基礎的財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目
的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入
から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に、支払利子を加え、
受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支はプライマリー・バランス(PB)とも称される。な
お、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX 対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの国・
地方 PB が示されている。

(注 8) 「経済・財政新生計画」の期間 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月閣議決定)におい
て定められた「経済・財政新生計画」の対象期間であり、令和 7 年度から 12 年度までの 6 年間

(注 9) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額。な
お、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX 対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの債務
残高が、国・地方の公債等残高として示されている。

(注 10) 令和 7 年 8 月に公表された内閣府試算における 6 年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が
反映される前の試算値となっている。

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある(以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。)。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方 PB、財政収支及びそれぞれの対 GDP 比は内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計 PB」という。)^(注11)は、^(注12)税収等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)^(注13)は、税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、一般会計 PB と同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方 PB(又は財政収支)は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計 PB(又は一般会計財政収支)はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

(注11) 税収等 一般会計の歳入決算総額(租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金)から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注12) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注13) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2 国の財政の状況

令和 6 年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方 PB、国・地方 PB 対 GDP 比、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

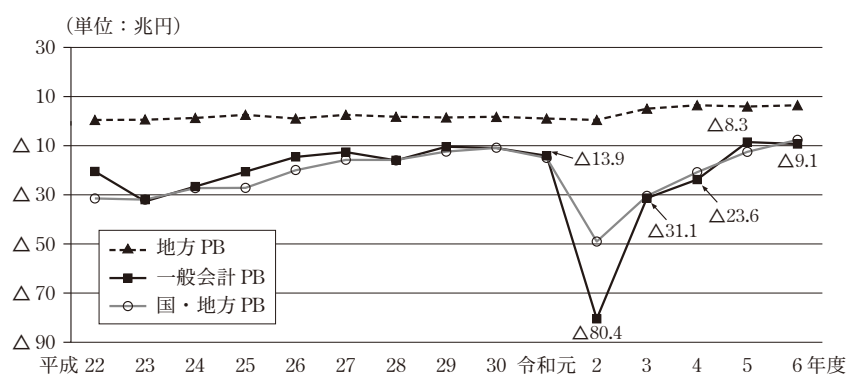
(1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

ア 国・地方 PB と一般会計 PB

国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方の基礎的財政収支(以下「地方 PB」という。))について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 1 のとおり、一般会計 PB は、平成 24 年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和 2 年度に大幅に悪化した。そして、その後は再び改善する傾向にあったものの、6 年度は、前年度のマイナス 8.3 兆円から 0.7 兆円悪化してマイナス 9.1 兆円となっている。

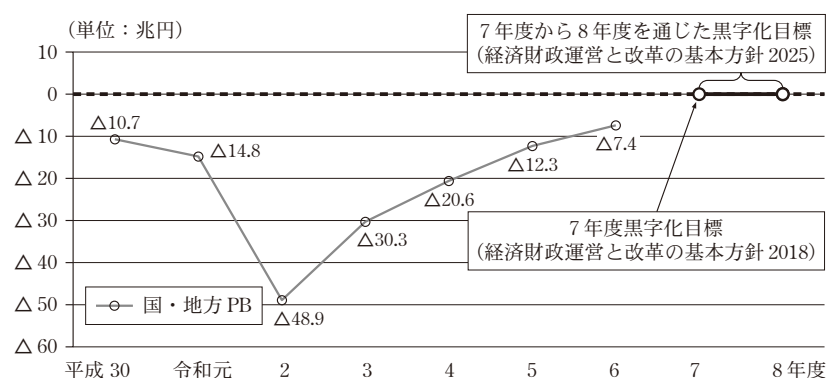
また、国・地方 PB は、一般会計 PB とおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方 PB がほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、7 年度黒字化目標を設定した平成 30 年度以降の国・地方 PB の推移は、図 2 のとおりであり、7 年度から 8 年度を通じて黒字化目標に対して、令和 6 年度は、前年度のマイナス 12.3 兆円から 4.9 兆円改善してマイナス 7.4 兆円となっている。

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



(注) 一般会計PBは、本院が算出した。また、国・地方PB及び地方PBは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

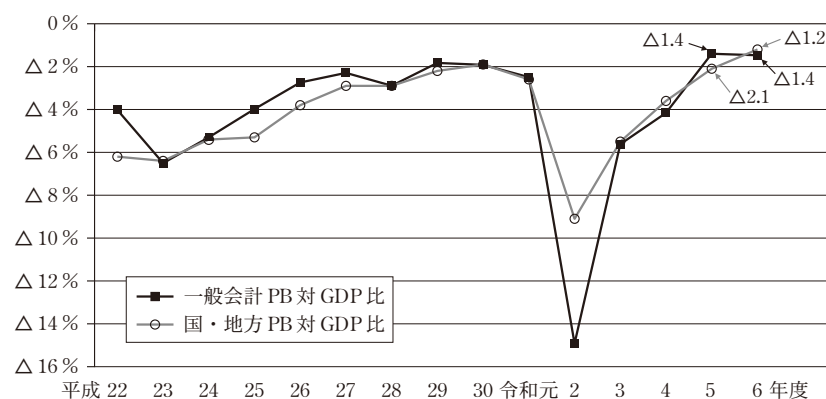
図2 国・地方PBと黒字化目標



(注) 国・地方PBは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図3のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、6年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、6年度は、前年度から横ばいのマイナス1.4%となっている。また、国・地方PB対GDP比は、6年度は、前年度のマイナス2.1%から0.9ポイント改善してマイナス1.2%となっている。

図3 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



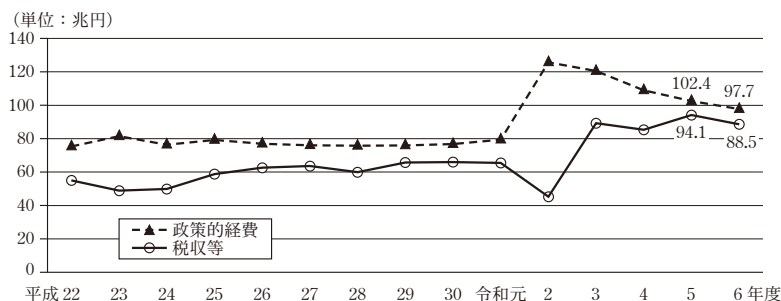
注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計 PB の内訳となる税金等及び政策的経費について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 4 のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。

そして、6 年度は税金等が 5.5 兆円、政策的経費が 4.7 兆円それぞれ前年度から減少している。

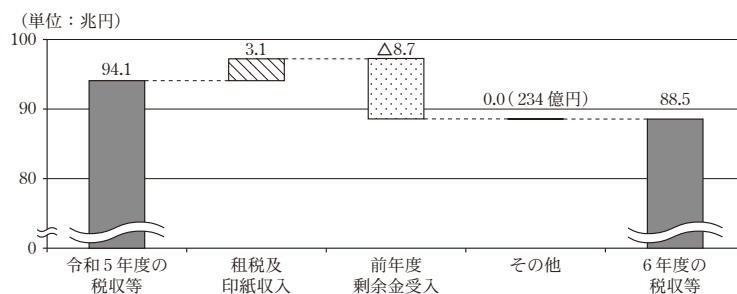
図 4 税金等及び政策的経費の推移



イ 税金等の推移

6 年度の税金等の前年度からの減少 5.5 兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図 5 のとおり、租税及印紙収入が 3.1 兆円増加している一方、前年度剰余金受入については、3 年度から 5 年度までの間は 21.3 兆円 (5 年度) から 36.9 兆円 (3 年度) までの間で推移していたが、6 年度は 8.7 兆円減少して 12.6 兆円となっており、前年度剰余金受入の減少が税金等の減少の主な要因となっている。

図 5 令和 6 年度における前年度からの税金等の減少の内訳

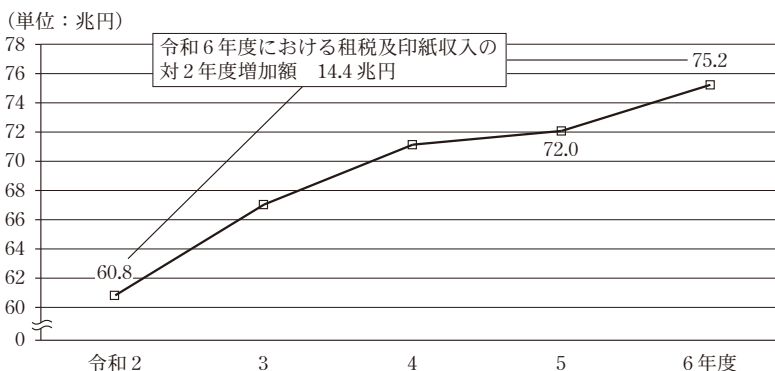


注(1) 「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

注(2) 「その他」は、雑収入等 (令和 5 年度 11.7 兆円、6 年度 10.9 兆円) から、翌年度への繰越歳出予算財源等 (5 年度 11.0 兆円、6 年度 10.2 兆円) を控除したものである。なお、雑収入等には、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和 5 年法律第 69 号) に基づく特別会計からの受入金 (5 年度 3.7 兆円、6 年度 0.9 兆円) 等が含まれている。

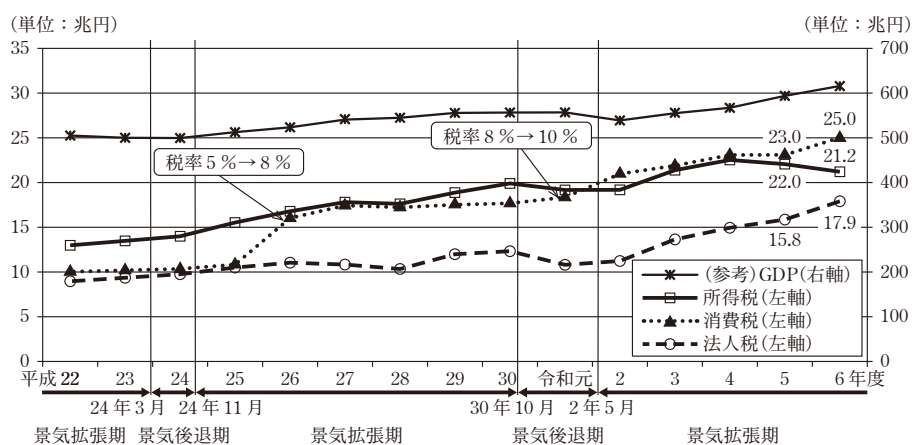
租税及印紙収入について、2 年度から 6 年度までの推移をみると、図 6 のとおり、2 年度の 60.8 兆円から 14.4 兆円増加し、6 年度は 75.2 兆円となっている。

図 6 租税及印紙収入の推移



6年度の租税及印紙収入は75.2兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は64.1兆円となっていて、租税及印紙収入の8割以上を占めている。これら3税目について、平成22年度から令和6年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図7のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなどの傾向があり、景気動向の推移とおおむね連動している。2年6月以降は景気拡張期となり、法人税は、6年度において前年度から2.0兆円増加して17.9兆円となっているものの、所得税は、5年度は税制改正、6年度は定額減税等によりそれぞれ前年度と比べて減少し、6年度においては21.2兆円となっている。一方、消費税は、所得税及び法人税と異なり景気動向に左右されにくく、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加していた。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、6年度は、前年度から1.9兆円増加して25.0兆円となっている。

図7 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



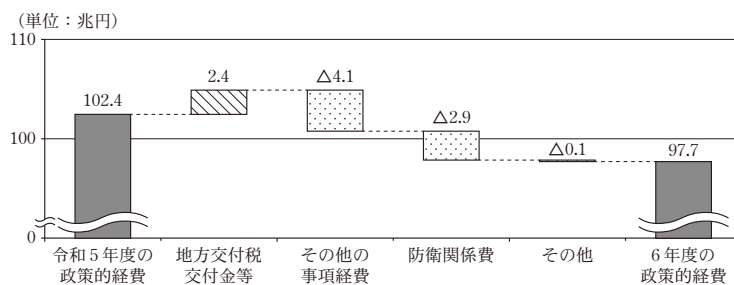
- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
 注(3) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

6年度の政策的経費の前年度からの減少4.7兆円の内訳を主要経費別にみると、図8のとおり、^(注14)地方交付税交付金等は2.4兆円増加している一方、その他の事項経費が4.1兆円、防衛関係費が2.9兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

(注14) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図8 令和6年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳



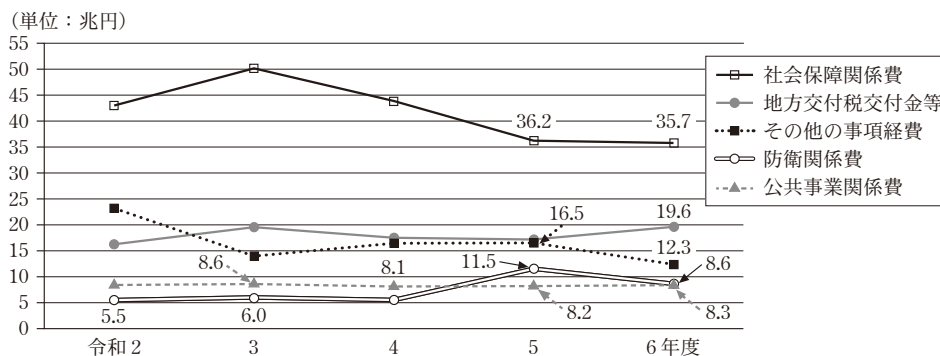
注(1) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

注(2) 「その他」は、公共事業関係費、文教及び科学振興費等である。

注(3) 「地方交付税交付金等」「その他の事項経費」「防衛関係費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、6年度の政策的経費97.7兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が35.7兆円、地方交付税交付金等が19.6兆円、その他の事項経費が12.3兆円、防衛関係費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.3兆円となっており、これら五つの主要経費計84.8兆円で政策的経費の8割以上を占めている。これら五つの主要経費について、2年度から6年度までの推移をみると、図9のとおりであり、社会保障関係費については、新型コロナウイルス感染症への対応等により3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から0.4兆円減少して35.7兆円となっている。地方交付税交付金等については、3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少したものの、6年度は前年度から増加して19.6兆円となっている。その他の事項経費については、3年度は特別定額給付金給付事業費補助金がなかったことなどにより前年度から減少した。また、6年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から4.1兆円減少し12.3兆円となっている。防衛関係費については、2年度から4年度までの間は5.5兆円(2年度)から6.0兆円(3年度)までの範囲で推移していたが、5年度は、防衛力強化資金が創設され、同資金への繰入れが生じたことなどにより前年度から大幅に増加したものの、6年度は同資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から2.9兆円減少して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、2年度から5年度までの間は8.1兆円(4年度)から8.6兆円(3年度)までの範囲で推移しており、6年度は前年度からほぼ横ばいの8.3兆円となっている。

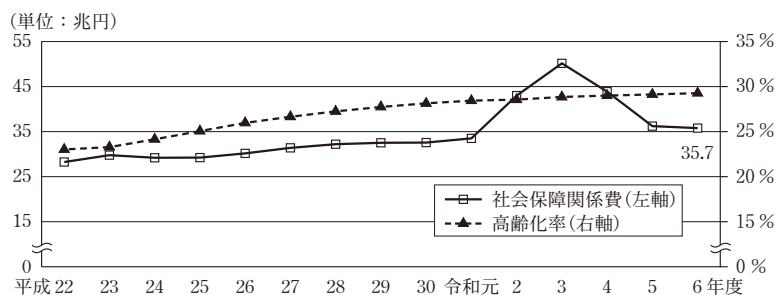
図9 社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

6年度の社会保障関係費 35.7 兆円は、政策的経費 97.7 兆円のうち最も大きな割合 (36.6%) を占めている。社会保障関係費について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図 10 のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた 2、3 両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5 両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6 年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

図10 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年 10 月 1 日現在の 65 歳以上人口の割合である。

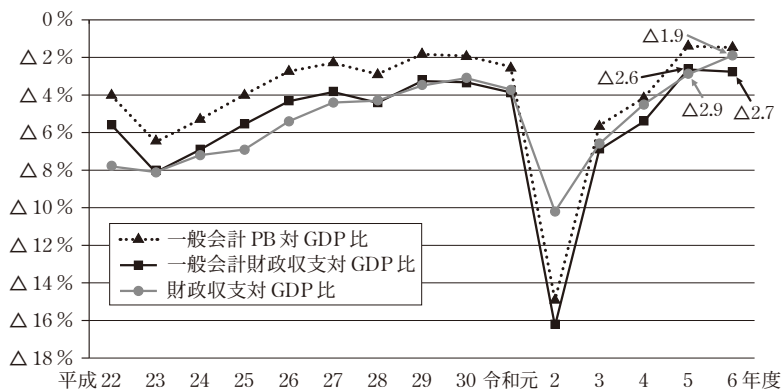
(2) 財政収支対 GDP 比

ア 財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 11 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

一般会計財政収支対 GDP 比は、平成 24 年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和 2 年度は大幅に悪化した。そして、3 年度以降は改善していたものの、6 年度は、前記のとおり一般会計 PB が前年度から 0.7 兆円悪化したことなどにより前年度のマイナス 2.6% から 0.1 ポイント悪化してマイナス 2.7% となっている。また、財政収支対 GDP 比は、6 年度はマイナス 1.9% となっており、前年度のマイナス 2.9% から 1.0 ポイント改善している。

図11 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移



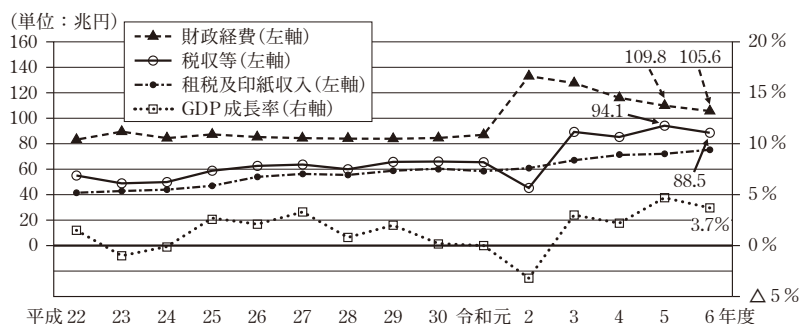
注(1) 財政収支対 GDP 比は、令和 7 年 8 月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 7 年 9 月に公表された内閣府「2025 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値 (平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

イ 税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 12 のとおり、税収等については、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6 年度においては、GDP 成長率はプラス 3.7% であったが、税収等は、前年度剰余金受入が前年度から 8.7 兆円減少したことなど(図 5 参照)により前年度から 5.5 兆円減少して 88.5 兆円となり、財政経費は、前年度から 4.2 兆円減少して 105.6 兆円となっている。

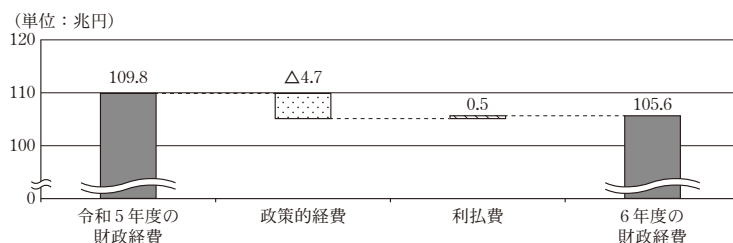
図 12 税収等、財政経費及び GDP 成長率の推移



(注) GDP 成長率は、令和 7 年 9 月に公表された内閣府「2025 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」による。

6 年度における前年度からの財政経費の減少 4.2 兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図 13 のとおり、政策的経費が 4.7 兆円減少しているものの、利払費は 0.5 兆円増加している。

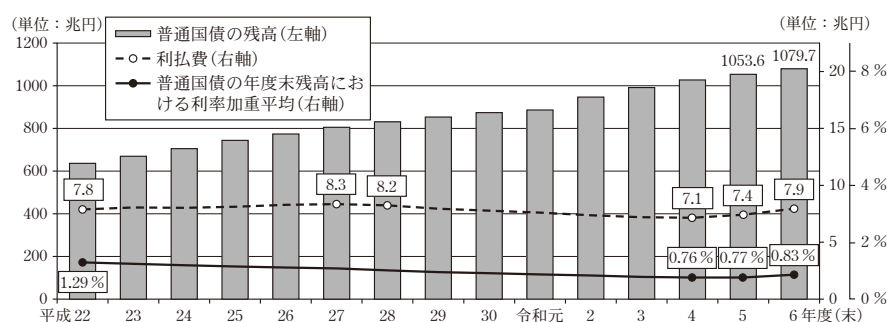
図 13 令和 6 年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増減額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 14 のとおり、平成 22 年度の 1.29% から令和 4 年度の 0.76% までは毎年度低下し続けていたが、5 年度には上昇に転じ、6 年度は前年度の 0.77% から 0.06 ポイント上昇して 0.83% になっている。そして、利払費は、平成 28 年度から令和 4 年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていた。これに対して、5 年度は、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から増加した中で、利払費は、平成 27 年度以来 8 年ぶりに増加に転じた。令和 6 年度においても、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から 26.0 兆円増加して 1079.7 兆円となっている中で、利払費は前年度から 0.5 兆円増加して 7.9 兆円となっている。

図14 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

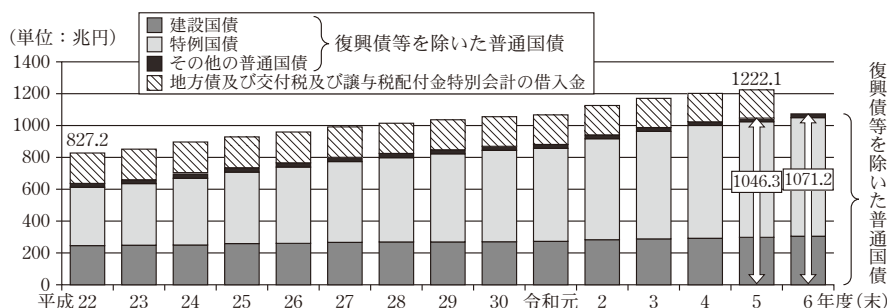
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成 22 年度末から令和 6 年度末までの推移をみると、図 15 のとおり、普通国債のうち復興債等(その借換債を含む。)を除いた国債(以下「復興債等を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、6 年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から 24.9 兆円増加(対前年度比 2.3% 増)して、1071.2 兆円となっている。

図15 債務残高の推移



注(1) 復興債等を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

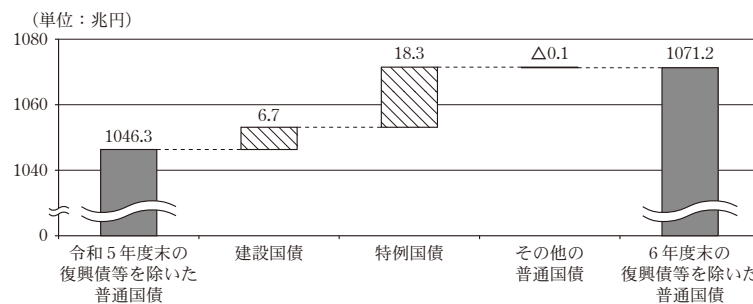
注(2) 特例国債には、震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和6年度末の地方債現在高は、7年9月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

6 年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加 24.9 兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。)に区分してみると、図 16 のとおり、その他の普通国債は 0.1 兆円減少している一方、建設国債が 6.7 兆円、特例国債が 18.3 兆円それぞれ増加している。

図16 令和6年度末における前年度末からの復興債等を除いた普通国債の増加の内訳



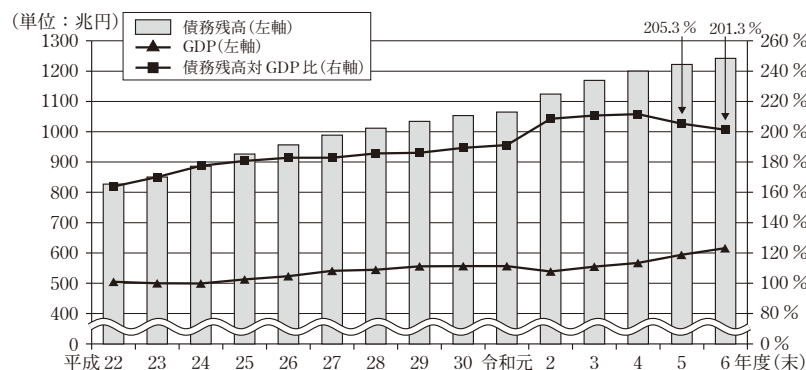
- 注(1) 復興債等を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
 注(3) 「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いている。また、いずれも22年度末から令和6年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図15参照)。

イ 債務残高及び債務残高対GDP比の推移

債務残高及び債務残高対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図17のとおり、債務残高は一貫して増加している。債務残高対GDP比は、4年度までは一貫して上昇していた一方、5年度は、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから平成22年度以降初めて低下した。令和6年度においても、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、債務残高対GDP比は対前年度比4.0ポイント低下の201.3%となっている。

図17 債務残高及び債務残高対GDP比の推移



- 注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。
 注(2) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

ア 普通国債の発行額の推移

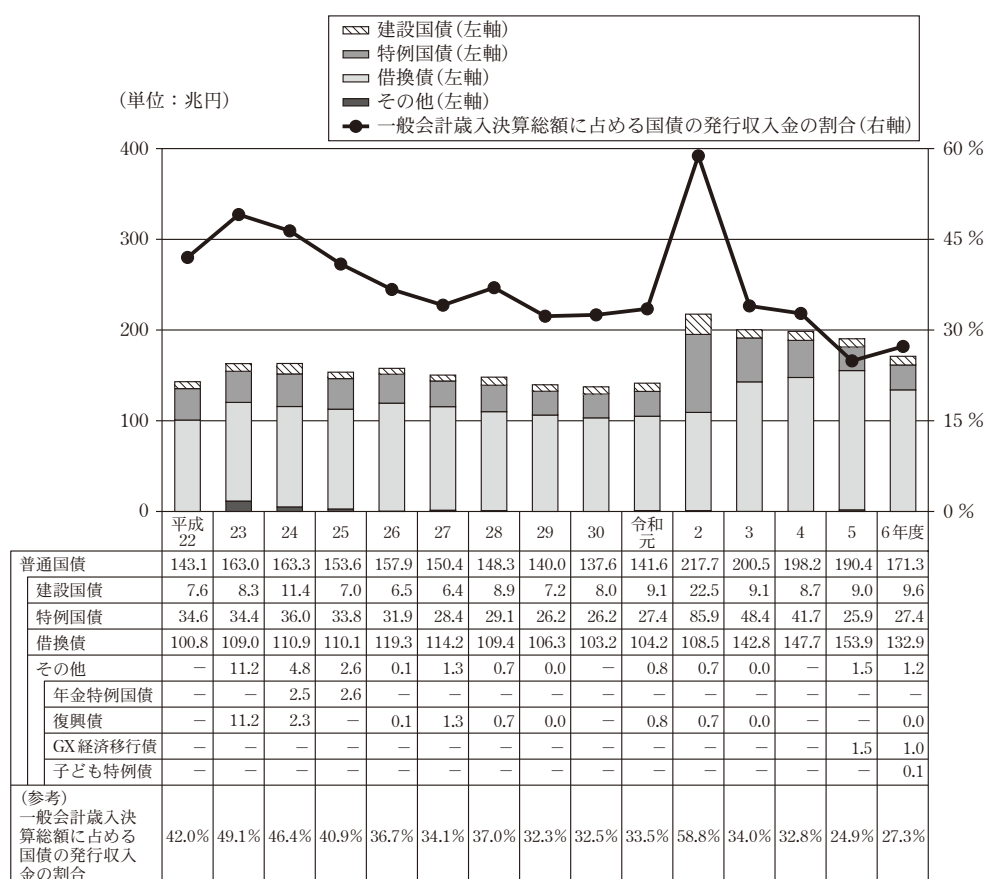
平成22年度から令和6年度までの普通国債の発行額(収入金ベース)^(注15)等の推移をみると、図18のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおおむね横ばいで、また、特例国債は、

平成22年度から30年度までは減少傾向で推移していたものの、いずれも令和2年度に大幅に増加している。そして、建設国債は、3年度には元年度の水準(9.1兆円)に戻っており、6年度は前年度からほぼ横ばいの9.6兆円となっている。特例国債は、3年度以降の各年度で前年度から減少していたものの、6年度は前年度から1.5兆円増加して27.4兆円となっており、元年度の水準(27.4兆円)となっている。一方、借換債は、3年度に増加した以降も各年度で前年度から増加していたが、6年度は前年度から減少して132.9兆円となっている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50%を超える状況となったが、3年度以降の各年度で前年度から低下していたものの、6年度は前年度から上昇して27.3%となっている。

(注15) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに、特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図18 普通国債の発行額(収入金ベース)等の推移



注(1) 「年金特例国債」は、平成28年に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第4条第1項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25両年度に一般会計において発行された公債である。

注(2) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成23年度分のみ)が含まれる。

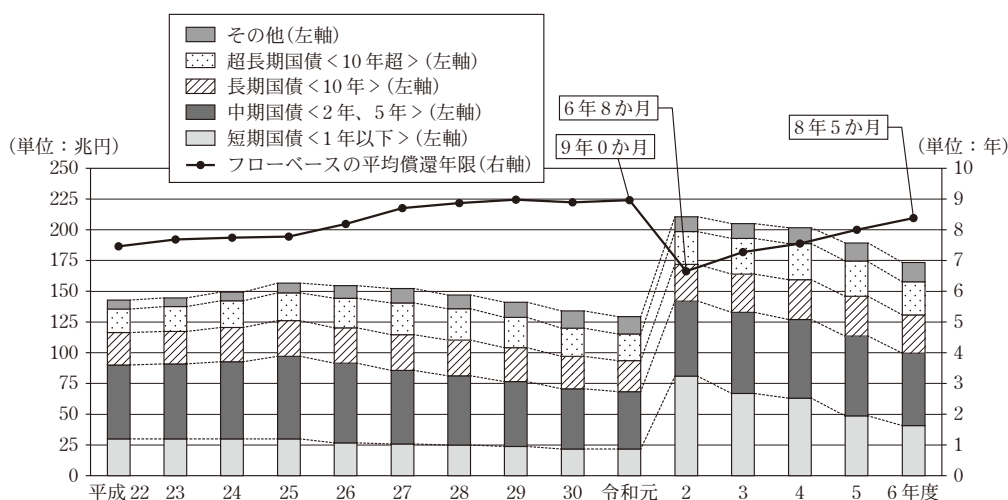
なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の

発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図19のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限^(注17)は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、6年度のフローベースの平均償還年限は8年5か月となっている。

(注16) カレンダーベース市中発行額 国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注17) フローベースの平均償還年限 カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図19 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額等の推移



注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。

注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。

注(3) < >は償還年限を表している。

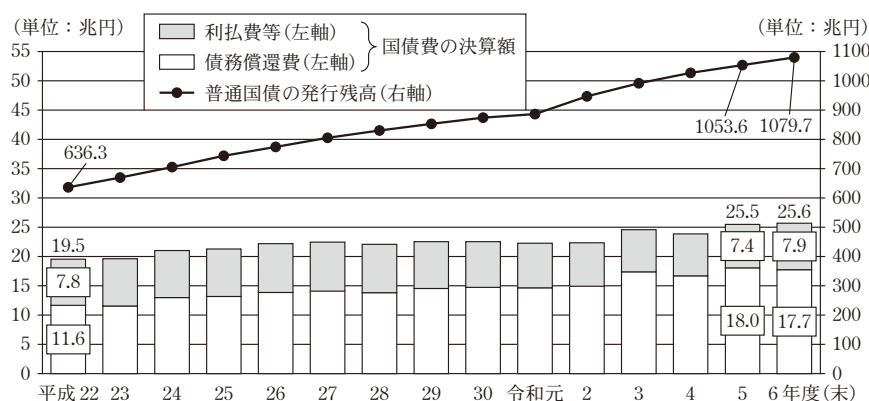
イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。

平成22年度から令和6年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図20のとおり、債務償還費が増加傾向であることなどから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、平成22年度に19.5兆円であったものが、令和6年度には25.6兆円(対前年度0.1兆円増)となり、この間に6.1兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図20のとおり、一貫して増加しており、平成22年度末に636.3兆円であったものが令和6年度末には1079.7兆円(対前年度26.0兆円増)となり、この間に443.4兆円増加している。

図20 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3 まとめ

(1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、平成 22 年度から令和 6 年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移している。6 年度の一般会計 PB は、前年度から悪化してマイナス 9.1 兆円となっている。一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、6 年度においては、税収等及び政策的経費がそれぞれ前年度から減少している。6 年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、6 年度の税収等のうち、租税及印紙収入が 3.1 兆円増加している一方、前年度剰余金受入が 8.7 兆円減少している。このうち、6 年度の租税及印紙収入についてみると、所得税は減少、法人税及び消費税は増加している。支出面では、6 年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金等が 2.4 兆円増加している一方、その他の事項経費が 4.1 兆円、防衛関係費が 2.9 兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の 8 割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費についてみると、社会保障関係費については、6 年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。地方交付税交付金等については、6 年度は前年度から増加している。その他の事項経費については、6 年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から減少している。防衛関係費については、6 年度は防衛力強化資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から減少している。公共事業関係費については、6 年度は前年度からほぼ横ばいとなっている。そして、社会保障関係費は、6 年度の政策的経費のうち最も大きな割合を占めており、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっていて、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた 2、3 両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5 両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6 年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

(2) 財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、平成 22 年度から令和 6 年度まで一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じよう

に推移しているが、6年度の一般会計財政収支対GDP比は、一般会計PBが悪化したことなどにより前年度から悪化してマイナス2.7%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税金等と財政経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税金等については、おおむねGDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6年度においては、GDP成長率はプラスであったものの、前年度剰余金受入の減少等のため税金等は減少している。財政経費については、6年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、政策的経費が4.7兆円減少している一方、利払費が0.5兆円増加している。利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていたが、5年度は平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和6年度においても普通国債の利率加重平均が上昇するとともに、普通国債の残高が増加している中で、利払費は前年度から増加している。

(3) 債務残高対GDP比

復興債等を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、6年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から24.9兆円増加(対前年度比2.3%増)して、1071.2兆円となっている。6年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.1兆円減少している一方、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)が6.7兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)が18.3兆円それぞれ増加している。建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末から令和6年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比については、4年度まで一貫して上昇していた一方、5年度は平成22年度以降初めて低下し、令和6年度においてもGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、対前年度比4.0ポイント低下の201.3%となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

第2 日本銀行の財務の状況

日本銀行は、平成25年4月に導入した量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で金融機関等から長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)等の多額の金融資産を買い入れるなどしてきた。そして、令和6年3月に「金融政策の枠組みの見直し」を決定して以降、短期金利の操作を主たる政策手段として金融政策を運営するとともに、同年7月に決定した長期国債買入れの減額計画に基づき同買入れの減額を進めている。

日本銀行の6年度の決算の概要は前掲709ページのとおりであるが、日本銀行の決算等のよりの確な理解に資するために、上記を踏まえて、日本銀行の財務についてその状況を述べると、次のとおりである。

1 日本銀行の金融政策の概要等

(1) 金融政策の概要

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給することや、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収することにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることで、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度^(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金^(注2)(以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額(以下「超過準備額」という。)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等^(注3)(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付するものである。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(注2) 準備預り金 準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

(注3) 準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等 準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

(2) 大規模な金融緩和の概要

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(以下「物価安定の目標」という。)を導入し、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」^(注4)の導入を決定した。また、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」^(注5)の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」^(注6)の導入をそれぞれ決定するなどしてきた。

そして、日本銀行は、量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で、金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針、長短金利の操作についての方針（以下「金利操作方針」という。）等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「ETF」という。）及び不動産投資信託（以下「J-REIT」という。）の買入れなどを行うとともに、超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用するなどしてきた。

（注4） 量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成25年4月に「量的・質的金融緩和」を導入し、金融調節の操作目標を無担保コールレート（オーバーナイト物）から日本銀行が供給する通貨の総量であるマネタリーベースに変更するとともに、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を大幅に拡大することなどを決定した。

（注5） マイナス金利付き量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前の「量的・質的金融緩和」に加えて、超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用することなどを決定した。

（注6） 長短金利操作付き量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成28年9月に、「量的・質的金融緩和」及び「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前のマネタリーベース増加額目標に代えて、短期金利については超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととする長短金利の操作についての方針を示すことなどを決定した。

（3）金融政策の枠組みの見直し等

ア 金融政策の枠組みの見直し

日本銀行は、令和6年3月に、物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策は、その役割を果たしたと考えているとして、「金融政策の枠組みの見直し」を決定した。そして、引き続き物価安定の目標の下で、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営することとした。

イ 金融市場調節方針の変更等

日本銀行は、6年3月に、金融政策の枠組みの見直しの決定に併せて、金融市場調節方針等について次のとおりとすることを決定した。すなわち、金融市場調節方針として、それまでの金利操作方針に代えて、無担保コールレート（オーバーナイト物）を「0～0.1%程度」で推移するように促すこととし、これを実現するために、超過準備額等に付する利息について年0.1%の利率を適用することとした。そして、資産の買入れ方針として、長期国債については、これまでとおおむね同程度の金額^{（注7）}で買入れを継続することとし、ETF及びJ-REITについては、新規の買入れを終了することとした^{（注8）}。

また、日本銀行は、6年7月に、物価安定の目標の持続的・安定的な実現という観点から金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、金融市場調節方針を変更して無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.25%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.25%の利率を適用することとした。そして、長期金利は金融市場において形成されることが基本であり、日本銀行による長期国債の買入れは国債市場の安定に配慮するための柔軟性

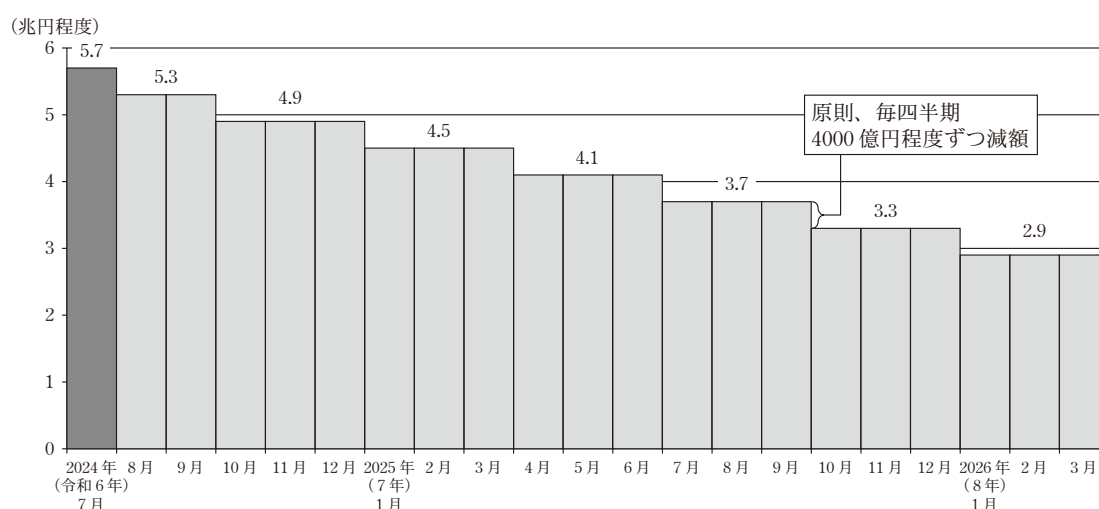
を確保しつつ予見可能な形で減額していくことが適切であるとして、月間の長期国債の買入予定額を、2024年(6年)8月から2026年(8年)3月までの間に原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、「2026年1～3月に3兆円程度」とする計画を決定した^(注9)(図表1参照。以下、月間の長期国債の買入予定額を減額する計画を「減額計画」という。)。日本銀行は、減額計画により、保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)の残高は2026年(8年)3月までに「おおよそ7～8%」減少するとしている。

(注7) 資産の買入れ方針の決定時における足元の長期国債の月間買入額は6兆円程度となっていた。日本銀行は、実際の買入れについては、ある程度の幅をもって予定額を示すこととし、市場の動向や国債需給等を踏まえて実施していくこととしていた。

(注8) その後、日本銀行は、令和7年9月に、保有するETF及びJ-REITについて、当分の間、それぞれ年間3300億円程度及び年間50億円程度のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定している。

(注9) その後、日本銀行は、令和7年6月に、減額計画の中間評価を行い従来の減額計画を維持するとともに、2026年(8年)4月以降の月間の長期国債の買入予定額について、同年4月から2027年(9年)3月までの間に原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額し、「2027年1～3月に2兆円程度」とする新たな減額計画を決定している。

図表1 月間の長期国債の買入予定額



(注) 2024年(令和6年)7月の5.7兆円程度は実績額である。

さらに、日本銀行は、7年1月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレート(オーバーナイト物)を0.5%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.5%の利率を適用することとした。

(4) 中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方

日本銀行は、5年12月に、中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方を整理した調査論文「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)を公表している。そして、この中で、中央銀行は、継続的に通貨発行益^(注10)が発生するため、やや長い目でみれば、通常、収益が確保できる仕組みとなっているほか、自身で銀行券や当座預金といった支払決済手段を提供できることから、一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、ただし、いくら赤字や債務超過になっても問題ないということではなく、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無

用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。また、一般に、大規模な資産買入れなどの金融緩和を実施している局面ではバランスシートの拡大により収益が押し上げられる一方、バランスシートが縮小していく出口の局面では、当座預金に付される金利の引上げなどによって、収益が減少しやすいという特徴があることを踏まえて、出口に向けた収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

(注10) 通貨発行益 日本銀行は、令和5年12月に公表した「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)において、中央銀行は、通常、買い入れた国債等から利息収入を得る一方、負債である当座預金のうち預け入れることが義務付けられている部分や銀行券に対しては金利が付されない収益構造となっているため、安定的に収益を上げることができることとなっており、この収益を「通貨発行益」というとしている。

2 日本銀行の財務の状況

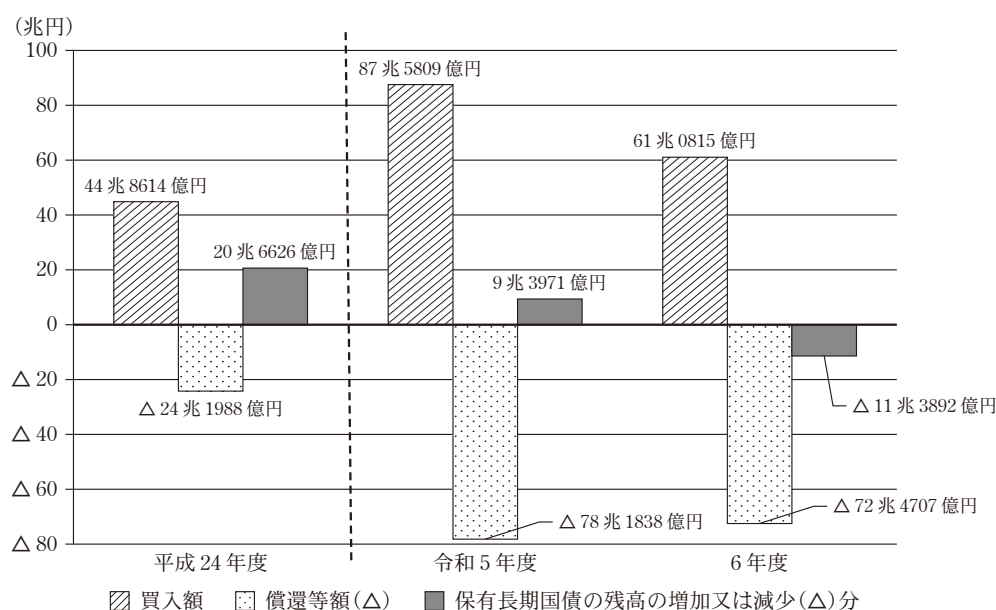
(1) 資産、負債等

ア 長期国債

日本銀行は、長期国債について、6年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきた。そして、この決定以降も従前とおおむね同程度の金額で買入れを継続することとしていたが、同年7月に決定した減額計画に基づき、同年8月から8年3月までの間は、月間の長期国債の買入予定額を原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額しながら買入れを行うこととしている。

6年度における長期国債の買入額等の状況をみると、図表2のとおり、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことなどにより、前年度から26兆4994億円減少して61兆0815億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円)となっている。また、保有長期国債の償還等額(償還期限が到来して償還された保有長期国債の金額等をいう。以下同じ。)は、前年度から5兆7131億円減少して72兆4707億円(同24兆1988億円)となっている。このように、令和6年度は買入額が償還等額を下回ったことから、その差額の11兆3892億円分について保有長期国債の残高が前年度末から減少することになる。

図表2 長期国債の買入額等の状況



(注) 償還等額には、償却原価法(注11)参照)による評価替えに伴う帳簿価額の変動額等が含まれる。

日本銀行は、保有長期国債については、中央銀行としての財務の特性や原則として償還期限まで保有している実態等を踏まえて、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、償却原価法^(注11)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで每期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けることはない。

一方、日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を決算説明資料等において参考情報として公表している。

6年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、図表3のとおり、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から11兆3892億円減少して574兆2275億円(平成24年度末91兆3492億円の約6.2倍)となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から19兆1913億円増加して28兆6228億円(24年度末は2兆5248億円の含み益)となっている。

この含み損については、日本銀行が保有長期国債の評価方法として償却原価法を採用している中で、保有長期国債を償還期限まで売却せずに保有していれば顕在化することはないと考えられる。

(注11) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、每期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

図表3 保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度末	令和 5年度末	6年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	585兆6168	574兆2275
時 価(b)	93兆8741	576兆1853	545兆6046
含み損(△)益(c)=(b)-(a)	2兆5248	△9兆4314	△28兆6228

また、令和6年度末における保有長期国債について、償還期限までの残存期間別の残高の状況を見ると、図表4のとおり、1年以内に償還期限が到来する残存期間「1年以下」の残高は、前年度末から11兆7661億円増加して80兆2438億円(平成24年度末は22兆9670億円)となっている。

図表4 保有長期国債の残存期間別の残高等の状況 (単位：億円、年)

残存期間	平成 24年度末	令和 5年度末	6年度末
1年以下	22兆9670	68兆4777	80兆2438
1年超3年以下	32兆7683	133兆8729	131兆3290
3年超5年以下	9兆3225	102兆2422	96兆3051
5年超10年以下	16兆5795	175兆3314	167兆0105
10年超	8兆5450	97兆3761	93兆3709
残高計	90兆1823	577兆3003	568兆2593
平均残存期間	3.9	6.6	6.4

注(1) 残存期間別の残高は額面金額ベースであり、その合計は貸借対照表価額とは一致しない。

注(2) 平均残存期間は、銘柄別の残高等を基に加重平均して算出しており、小数点第2位以下を四捨五入している。

イ ETF 及び J-REIT

日本銀行は、ETF 及び J-REIT について、令和6年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきたが、この決定に併せて新規の買入れを終了することとしており、その後の買入れは行われていない。

日本銀行は、ETF 及び J-REIT については、金融政策目的で買入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法^(注12)により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF 及び J-REIT の時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末等に計上することとしている。

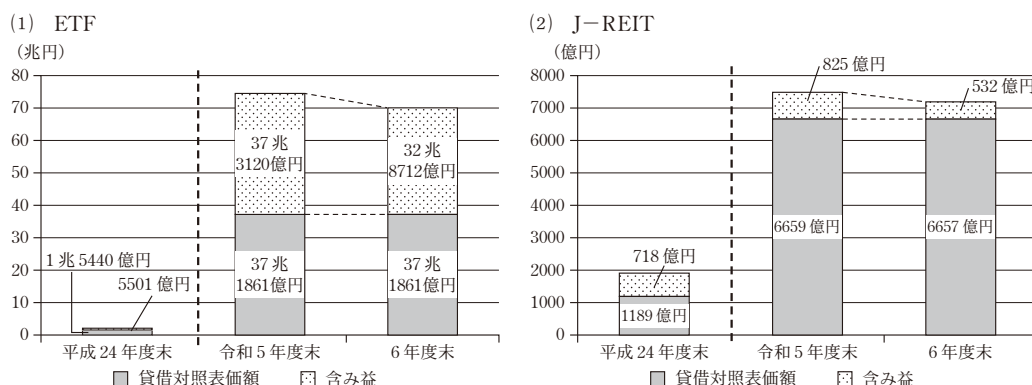
6年度末における ETF 及び J-REIT の貸借対照表価額及び含み損益の状況を見ると、図表5のとおり、貸借対照表価額は、それぞれ前年度末とほぼ同額の37兆1861億円(平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍)及び6657億円(同1189億円の約5.5倍)となっている。また、含み損益については、株式市場等の動向を反映していずれも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、それぞれ、ETF は前年度末から4兆4408億円減少して32兆8712億円(24年度末は5501億円)、J-REIT は前年度末から293億円減少して532億円(同718億円)となっている。このように、いずれも含み益が生じているため、上記の引当金は計上されていない。

(注12) 原価法 取得原価により貸借対照表に計上する方法

(注13) 令和6年度末における ETF 及び J-REIT の貸借対照表価額について、ETF は金融機関等に対する保有銘柄の貸付けに係る未収貸借取引収益が減少したこと、J-REIT は保有銘柄の一部について資本の払戻しが行われたことから、それぞれ前年度末から若干減少している。

(注14) 日本銀行は、令和6年度末時点の ETF の保有状況を前提として機械的に試算すると、日経平均株価が1万9000円程度を下回る場合や東証株価指数(TOPIX)が1400ポイント程度を下回る場合に ETF 全体の時価が貸借対照表価額を下回る計算となるとしている。そして、この場合は含み損が生ずることになるが、日本銀行は、このような場合には、その含み損に対して引当金を計上するため、これにより日本銀行の財務の健全性の確保を図ることができるなどとしている。

図表5 ETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況



(注) ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分、減損処理等によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることになる。

ウ 総資産残高、総負債残高等

令和6年度末における総資産残高は、図表6及び図表7のとおり、前年度末から26兆6562億円減少して729兆7669億円(平成24年度末は164兆8127億円)となっている。これは、保有長期国債が前年度末から11兆3892億円減少して574兆2275億円(同91兆3492億円)となったことや、^(注15)共通担保資金供給オペレーションに係る貸付残高が減少したことなどにより「貸出金」が前年度末から11兆0953億円減少して96兆8126億円(同25兆4870億円)となったことなどによる。^(注16)

また、令和6年度末における総負債残高は、前年度末から26兆7476億円減少して723兆8398億円(平成24年度末は161兆5239億円)となっている。これは、「その他預金」が前年度末から9兆1740億円増加して47兆0174億円(同1911億円)となった一方、減額計画に基づく長期国債の買入れの減額等による資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から30兆7493億円減少して530兆4326億円(同58兆1289億円)となったことなどによる。^(注17)

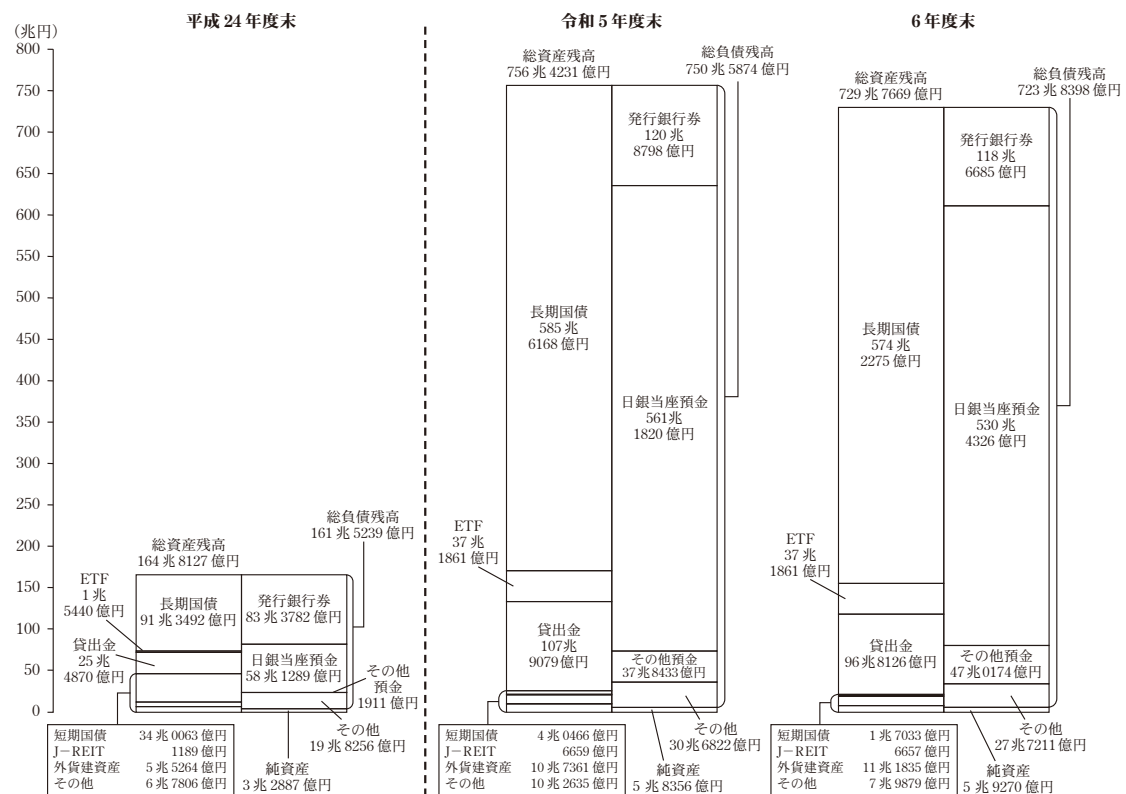
このように、令和6年度末における総資産残高及び総負債残高は、いずれも前年度末から減少しているが、量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末と比較すると約4.4倍の規模となっている。

(注15) 共通担保資金供給オペレーション 日本銀行が、公開市場操作として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、金融市場の情勢等を勘案し貸付けの都度貸付期間を決定して当該金融機関等に対して行う資金供給

(注16) 貸出金 日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるなどのために、金融機関等に対する資金供給として行っている各種の貸付けに係る残高であり、この残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」に計上される。

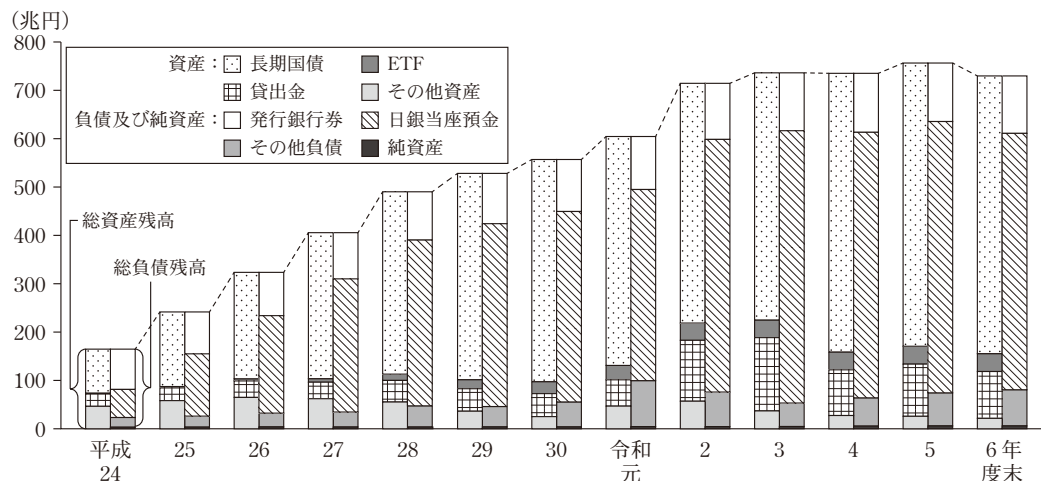
(注17) その他預金 外国中央銀行等から受け入れた預金

図表6 総資産残高、総負債残高等の状況



(注) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

図表7 総資産残高、総負債残高等の推移



(2) 損益、当期剰余金の処分等

ア 長期国債利息等

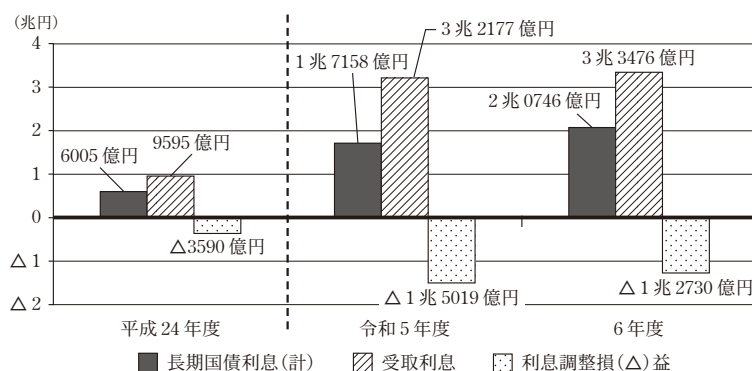
日本銀行は、保有長期国債から得られる長期国債利息について、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。^(注18)

令和6年度における長期国債利息の状況をみると、図表8のとおり、前年度から3587億円増加して2兆0746億円(平成24年度6005億円の約3.4倍)となっている。これは、相対的に表面利率

の高い保有長期国債の残高が増加したことなどにより受取利息が前年度から1298億円増加して3兆3476億円(24年度は9595億円)となったほか、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損が減少したことなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から2289億円縮小して1兆2730億円(同3590億円)となったことによる。

(注18) 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

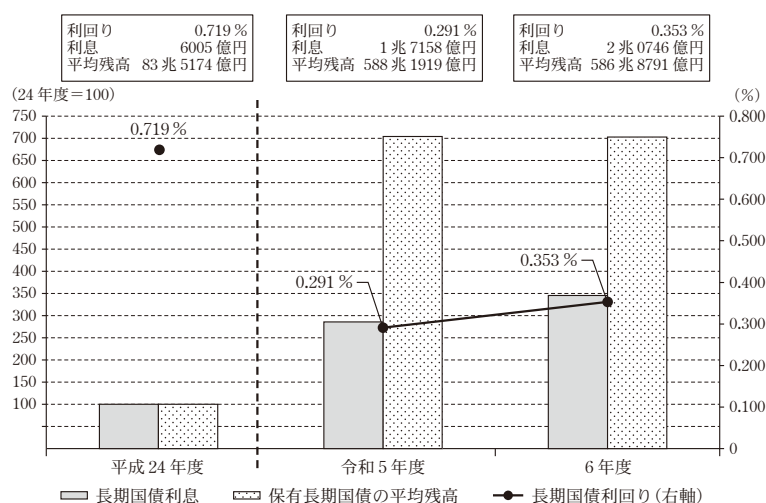
図表8 長期国債利息の状況



(注19) また、令和6年度における保有長期国債の利回りの状況をみると、図表9のとおり、前年度の0.291%から0.062ポイント上昇して0.353%(平成24年度は0.719%)となっている。これは、過去に買い入れた相対的に利回りの低い保有長期国債が償還された一方で、新たに相対的に利回りの高い長期国債を買い入れたことなどによる。

(注19) 保有長期国債の利回り 各年度において長期国債利息を保有長期国債の平均残高で除して得た比率

図表9 保有長期国債の利回りなどの状況



(注) 「長期国債利息」及び「保有長期国債の平均残高」の棒グラフは、それぞれ平成24年度の数値を100とした場合の指数を示している。

イ 補完当座預金制度に係る支払利息

日本銀行は、令和6年3月の金融政策の枠組みの見直しの決定に併せて、日銀当座預金等のうち超過準備額等全体の残高に対して年0.1%の利率を適用することとした^(注20)。そして、同年7月及び7年1月に適用利率を変更して、それぞれ年0.25%及び年0.5%に引き上げている。

6年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、上記のとおり超過準備額等の残高に対する適用利率が年0.1%から年0.5%へと段階的に引き上げられたことなどから、図表10のとおり、前年度から1兆0629億円と大幅に増加して1兆2517億円(平成24年度315億円の約39.6倍)となっている。

(注20) 日本銀行は、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入の決定に併せて平成28年1月に改正した補完当座預金制度の下で、日銀当座預金等を3段階の階層に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用することとしていたが、令和6年3月の金融政策の枠組みの見直しの決定に併せてこの階層構造を廃止した。

図表10 補完当座預金制度に係る支払利息等の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度	令和 5年度	6年度
補完当座預金制度に係る支払利息	315	1887	1兆2517
超過準備額等の残高	32兆5519	505兆2768	515兆9084

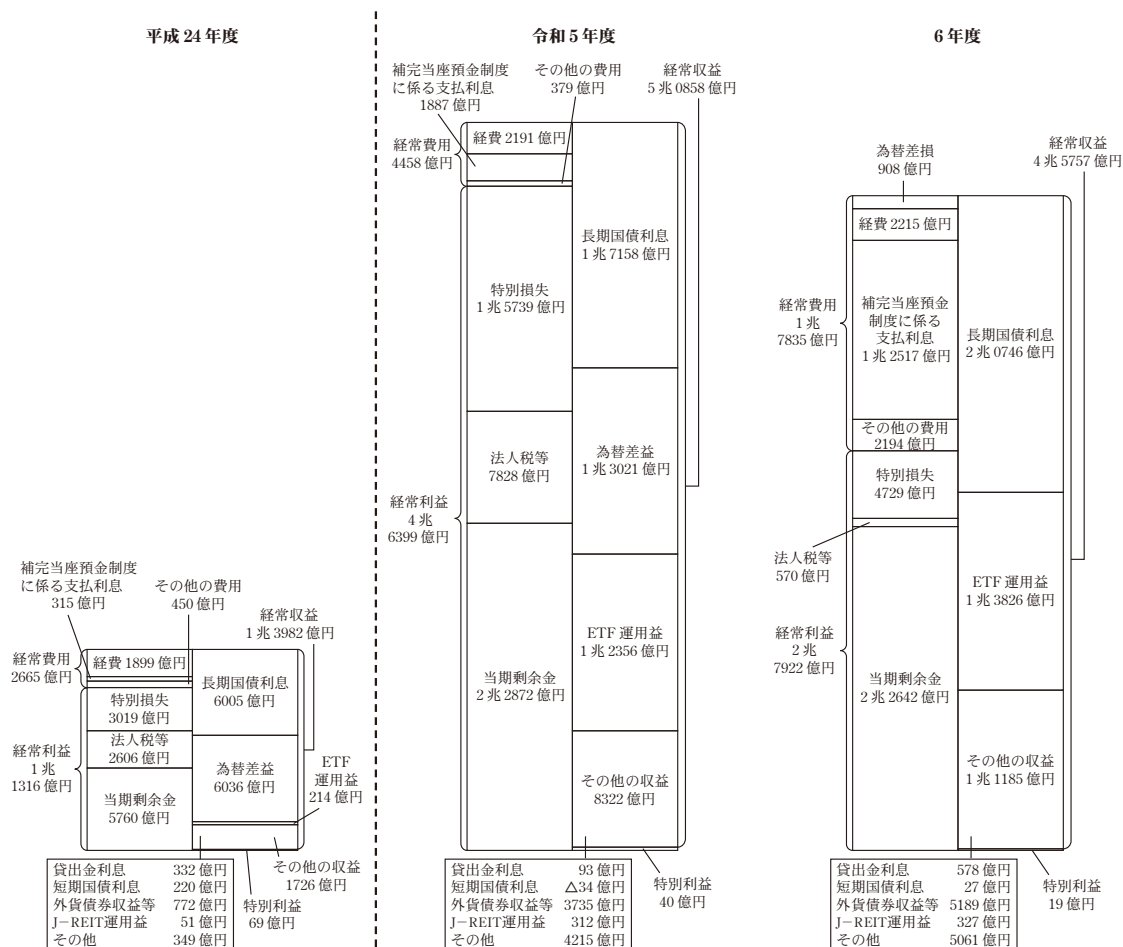
注(1) 令和5年度の補完当座預金制度に係る支払利息の額は、5年4月1日から6年3月20日までの間、超過準備額等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生していたため、年0.1%の利率に係る支払額2121億円から年マイナス0.1%の利率に係る受取利息233億円を減じて算定されている。

注(2) 超過準備額等の残高は、各年4月から翌年3月までの各積み期間(当月16日から翌月15日までの期間)における平均残高の平均である。

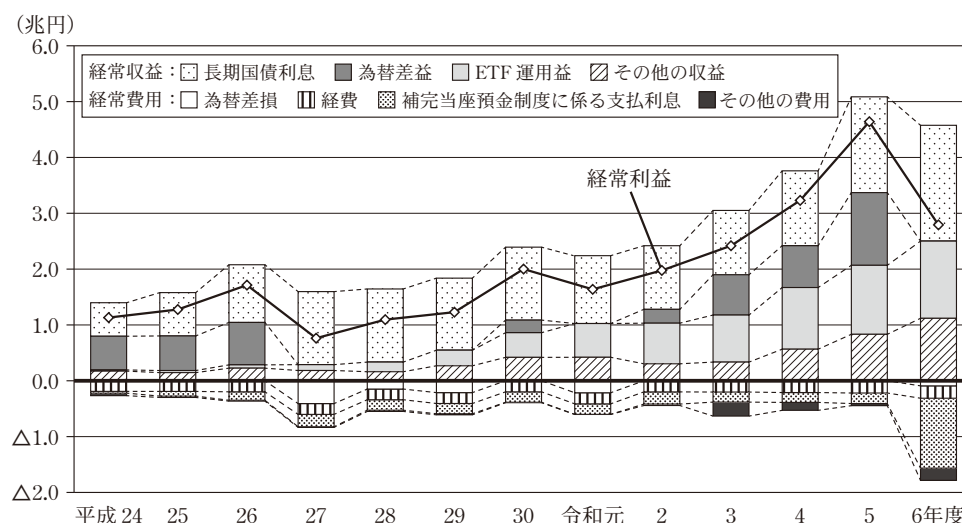
ウ 経常損益

令和6年度における経常損益の状況をみると、図表11及び図表12のとおり、収益面では、長期国債利息が前年度から3587億円増加して2兆0746億円(平成24年度は6005億円)となった一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損(同6036億円の為替差益)に転じたことなどから、経常収益は前年度から5100億円減少して4兆5757億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、補完当座預金制度に係る支払利息が前年度から1兆0629億円増加して1兆2517億円(同315億円)となったことなどから、経常費用は前年度から1兆3376億円増加して1兆7835億円(同2665億円)となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から1兆8477億円減少して2兆7922億円(24年度1兆1316億円の約2.4倍)となっている。

図表11 経常損益の状況



図表12 経常損益の推移



エ 特別損益としての債券取引損失引当金積立額等

日本銀行は、金融調節等を通じて取得した長期国債又は外貨建資産について、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）等に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超

える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。そして、両引当金は、会計規程に基づき、貸借対照表の負債に計上され、その積立額又は取崩額は、特別損益の経理においてそれぞれ特別損失又は特別利益に計上されることとなっている。

両引当金のうち債券取引損失引当金については、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月の日本銀行法施行令等の改正を経て制度が^(注21)拡充されており、27年度決算から当分の間、収益の額に^(注22)長期国債利息の金額の全部又は一部を含めること、損失の額に^(注22)有利子負債に係る支払利息の金額を含めることとなっている。

また、会計規程によれば、両引当金の積立て又は取崩しは、後掲の日本銀行の自己資本比率が、各上半期及び各年度において10%^(注24)程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされており、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、長期国債又は外貨建資産に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準及び損益の動向等を勘案して定めるなどとされている。

令和6年度における特別損益の状況をみると、図表13のとおり、債券取引損失引当金の積立額が特別損失のほとんどを占めている。そして、債券取引損失引当金は、財務大臣の承認を受けて、^(注25)長期国債利息2兆0746億円に所定の比率を乗じて得た収益の額1兆8315億円と、有利子負債に係る支払利息1兆2869億円等の損失の額1兆3587億円との差額の100%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度から4499億円減少して4727億円(平成24年度は計上なし)となっている。

また、外国為替等取引損失引当金は、前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損に転じているが、取崩しは行われていない(同3018億円の積立て)。

日本銀行は、令和6年度に長期国債に係る損益の100%に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたこと及び外国為替等取引損失引当金の取崩しを行わなかったことについては、今後更なる収益の下振れや自己資本の減少が見込まれる中で、日本銀行の財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して決定したとしている。

(注21) 日本銀行は、平成27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充について、こうした措置は収益の振幅を平準化して財務の健全性を確保する観点から大きな効果を持ち、事前の対応としては十分なものであるが、日本銀行の財務は将来における経済・物価情勢、金利環境等によって大きく変わり得るため、今後とも財務の健全性を確保する観点から適切に対応していく必要があると考えているとしている。

(注22) 債券取引損失引当金制度が拡充される前の収益の額は、長期国債の売却及び償還により生ずる利益の金額とされていた。同様に損失の額は、その売却及び償還並びに年度末における評価換えにより生ずる損失の金額とされていた。

(注23) 有利子負債 超過準備額、売出手形等

(注24) 日本銀行は、自己資本比率の水準としては、過去における保有資産の価格変動等による損失発生状況等を勘案して10%程度を確保することが適当であると考えているとしている。

(注25) 有利子負債の平均残高(令和6年度は518兆1255億円)を保有長期国債の平均残高(同586兆8791億円)で除して得た比率(同88.28%)

図表13 特別損益としての債券取引損失引当金積立額等の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成 24 年度	令和 5 年度	6 年度
特別利益(a)	69	40	19
うち債券取引損失引当金取崩額	—	—	—
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—
両引当金取崩額の合計(b)	—	—	—
両引当金取崩額の割合(b)/(a)	—	—	—
特別損失(c)	3019	1 兆 5739	4729
うち債券取引損失引当金積立額	—	9227	4727
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	6510	—
両引当金積立額の合計(d)	3018	1 兆 5737	4727
両引当金積立額の割合(d)/(c)	99.9	99.9	99.9

オ 当期剰余金及びその処分

各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に特別損益を加減したもののから法人税等を差し引いた額となっている。

6 年度における当期剰余金の状況をみると、図表 14 のとおり、前年度から 229 億円減少して 2 兆 2642 億円(平成 24 年度は 5760 億円)となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が 1 兆 8477 億円減少した一方、特別損失が 1 兆 1010 億円減少したこと、法人税等が 7258 億円減少したことなどによる。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、各年度の損益計算上当期剰余金を生じたときは、当期剰余金の 5 %に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)^(注26)として積み立てなければならないこととなっている。そして、法定準備金の積立てについては、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が 10% 程度となることを目途として、おおむねその上下 2 %の範囲となるよう運営することとなっている。

令和 6 年度における法定準備金は、当期剰余金の 5 %に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から 11 億円減少して 1132 億円(平成 24 年度は 288 億円)となっている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和 6 年度における国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から 217 億円減少して 2 兆 1510 億円(平成 24 年度は 5472 億円)となっている。

(注26) 日本銀行法では、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の 5 %に相当する額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

図表14 当期剰余金及びその処分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成 24 年度	令和 5 年度	6 年度
経常利益(a)	1 兆 1316	4 兆 6399	2 兆 7922
特別利益(b)	69	40	19
特別損失(c)	3019	1 兆 5739	4729
法人税等(d)	2606	7828	570
当期剰余金(e)=(a)+(b)-(c)-(d)	5760	2 兆 2872	2 兆 2642
法定準備金積立額(f)	288	1143	1132
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)-(f)-(g)	5472	2 兆 1728	2 兆 1510

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額 500 万円が支払われている。

(3) 自己資本

日本銀行の自己資本は、資本金、法定準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)等の純資産のほか、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金で構成される。

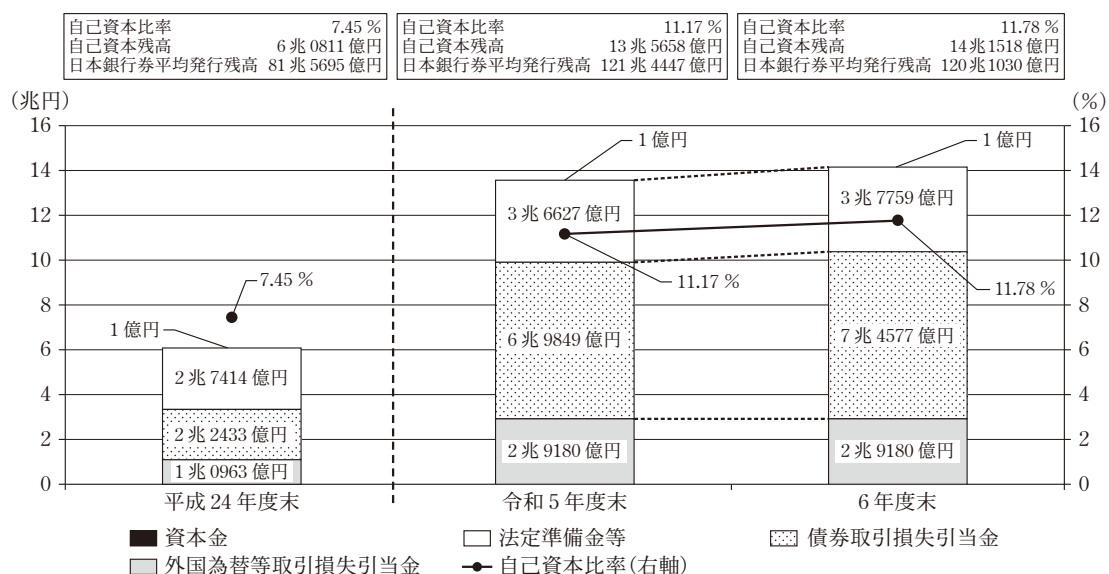
前記のとおり、日本銀行は、中央銀行は一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。そして、収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年に債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

また、日本銀行は、財務の健全性に関する指標として、会計規程に基づき自己資本比率を算定して、これを公表している。日本銀行の自己資本比率は、同規程において、上半期末又は年度末の自己資本残高をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して算定することとなっている。^(注27)そして、前記のとおり、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるように、特別損益の経理において債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととなっている。

令和6年度末における自己資本残高及び自己資本比率の状況をみると、図表15のとおり、自己資本残高は、債券取引損失引当金4727億円及び法定準備金1132億円を積み立てたことから、前年度末から5860億円増加して14兆1518億円(平成24年度末は6兆0811億円)となっている。また、自己資本比率は、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.61ポイント上昇して11.78%(同7.45%)となっている。

(注27) 日本銀行は、量的・質的金融緩和の導入以降、日銀当座預金の残高が発行銀行券の残高を大幅に上回り負債の大部分を占めるようになってきている中で、自己資本比率の算定に当たり日本銀行券の平均発行残高を用いている理由について、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは日本銀行券であり、通貨の信認維持の観点から、この日本銀行券の発行残高と自己資本残高との対比で財務の健全性の確保を図っていくことが適当であると考えているためであるなどとしている。

図表15 自己資本残高及び自己資本比率の状況



3 まとめ

令和6年3月の「金融政策の枠組みの見直し」の決定以降における金融政策運営等を踏まえた「2 日本銀行の財務の状況」をまとめると、次のとおりである。

(1) 資産、負債等

6年度における長期国債の買入額等の状況をみると、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことなどにより、前年度から26兆4994億円減少して61兆0815億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円)となっている。また、保有長期国債の償還等額は、前年度から5兆7131億円減少して72兆4707億円(同24兆1988億円)となっている。令和6年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から11兆3892億円減少して574兆2275億円(平成24年度末91兆3492億円の約6.2倍)となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から19兆1913億円増加して28兆6228億円(24年度末は2兆5248億円の含み益)となっている。

令和6年度末におけるETFの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、貸借対照表価額は、前年度末とほぼ同額の37兆1861億円(平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍)となっている。また、含み損益については、株式市場の動向を反映して時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、その額は前年度末から4兆4408億円減少して32兆8712億円(24年度末は5501億円)となっている。

令和6年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、保有長期国債や「貸出金」が減少したことなどから、前年度末から26兆6562億円減少して729兆7669億円(平成24年度末164兆8127億円の約4.4倍)となっている。また、総負債残高は、「その他預金」が増加した一方、日銀当座預金が増加したことなどから、前年度末から26兆7476億円減少して723兆8398億円(同161兆5239億円の約4.4倍)となっている。

(2) 損益、当期剰余金の処分等

令和6年度における長期国債利息の状況をみると、受取利息が増加したほか、利息調整損益のマイナス幅が縮小したことから、前年度から3587億円増加して2兆0746億円(平成24年度6005億円の約3.4倍)となっている。

令和6年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、超過準備額等の残高に対する適用利率が年0.1%から年0.5%へと段階的に引き上げられたことなどから、前年度から1兆0629億円と大幅に増加して1兆2517億円(平成24年度315億円の約39.6倍)となっている。

令和6年度における経常損益の状況をみると、経常収益は、長期国債利息が増加した一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について為替差益から為替差損に転じたことなどから、前年度から5100億円減少して4兆5757億円(平成24年度は1兆3982億円)となっている。また、経常費用は、補完当座預金制度に係る支払利息が増加したことなどから、前年度から1兆3376億円増加して1兆7835億円(同2665億円)となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から1兆8477億円減少して2兆7922億円(24年度1兆1316億円の約2.4倍)となっている。

令和6年度における特別損益としての債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立額等の状況をみると、債券取引損失引当金は、長期国債利息に所定の比率を乗じて得た収益の額1兆8315億円と、有利子負債に係る支払利息等の損失の額1兆3587億円との差額の100%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度から4499億円減少して4727億円(平成24年度は計上なし)となっている。また、外国為替等取引損失引当金は、前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損に転じているが、取崩しは行われていない(同3018億円の積立て)。

令和6年度における当期剰余金及びその処分の状況をみると、当期剰余金は、経常利益が減少した一方、特別損失が減少したこと、法人税等が減少したことなどから、前年度から229億円減少して2兆2642億円(平成24年度は5760億円)となっている。また、法定準備金は、当期剰余金の5%に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から11億円減少して1132億円(同288億円)となっている。そして、国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から217億円減少して2兆1510億円(同5472億円)となっている。

(3) 自己資本

令和6年度末における自己資本比率の状況をみると、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.61ポイント上昇して11.78%(平成24年度末は7.45%)となっている。

日本銀行は、令和6年7月に決定した減額計画に基づき長期国債の買入れの減額を進めており、6年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は前年度末から縮小しているものの、引き続き高水準にある。また、日本銀行は、7年6月に、減額計画の中間評価を行い従来の減額計画を維持するとともに、8年4月から9年3月までの間の新たな減額計画を決定している。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。